# カリフォルニア州

# 総選挙

# 2008年11月4日火曜日

★　公式投票者ガイド　★

## *正確性の証明*

私、Debra Bowenこと、カリフォルニア州務長官は、これに含まれる法案が、2008年11月4日に実施される州全域大統領総選挙でカリフォルニア州有権者に提出されたこと、さらに本ガイドが法律に従い適正に作成されたことをここに認定します。

本日2008年8月11日、カリフォルニア州サクラメントにて、署名および州章を捺印し証人となります。

Debra Bowen
*州務長官*

# *州務長官*

投票者の皆様へ

皆様は、投票登録されたことにより、カリフォルニア州の未来の決定に積極的にかかわるための第一歩を踏み出されました。そこで、皆様の決定に役立つよう、当事務局はこの公式投票者ガイドを作成した次第でありますが、これに記載の内容には、Edmund G. Brown Jr.司法長官作成による表題および概要、Elizabeth G. Hill州議会アナリストが行った法律および納税者に対する可能な費用についての公平な分析、発議者および反対者の作成による全住民投票事項についての賛成・反対の論拠、Diane F. Boyer-Vine立法府顧問の校正による諸法案の文章、およびその他の有用な情報が含まれています。本ガイドは、Geoff Brandt州印刷局の監督の元で印刷されました。

2008年11月4日に、次期合衆国大統領の選出の他に、連邦議員、および州議員の選出に寄与できる機会が訪れます。議員および州民によって投票にかけられる多数の法案についても採決します。一部の地域では、地方自治体の候補者および住民投票事項も含まれていることもあります。

投票は簡単で、登録投票者であれば、誰でも郵便投票または投票所での投票が可能です。郵便投票用紙の請求締切日は10月28日です。

選挙過程に参加する方法は数多くあります。例:

- 選挙当日、すべての有権者の投票がスムーズに行われるよう手助けする投票立会人になれます。
- 投票登録締切日や、メール、電話、パンフレット、およびポスターなどによる投票者の権利についての普及活動もできます。さらに、
- 討論グループを組織したり、またお友達、ご家族、および地域のリーダーとの討論に参加したりすることによって、立候補者および問題点についてその他の投票者の啓蒙活動にも一役買うことができます。

投票方法や投票場所だけでなく、選挙過程に参加できるその他の方法についての詳細は、1-800-339-2865にお電話いただくか、*www.sos.ca.gov*をご覧ください。

選択、自己主張の権利を有することは、民主主義における素晴らしい特権です。投票所で投票されるか、郵便投票されるかにかかわらず、この投票者ガイドにある投票権と各投票事項を是非とも時間をかけて慎重にお読みください。

市民としての責任を真剣にとらえ、意見を述べていただきありがとうございます。

# 目次

ページ

**早見表** 6

**住民投票事項**

1 高速旅客列車公債。議会発案による改正案。 ..... 12
2 ケージ内飼育の家畜に関する基準。州民発案による法令。 ..... 16
3 子供病院公債法。助成プログラム。州民発案による法令。 ..... 20
4 未成年者の中絶前の待機期間および保護者への通知。州民発案による憲法改正案。 ..... 24
5 凶暴性を伴わない麻薬犯罪。判決・仮釈放・リハビリテーション。州民発案による法令。 ..... 30
6 警察および法執行の資金。刑事罰および刑法。州民発案による法令。 ..... 40
7 代替エネルギーによる発電。州民発案による法令。 ..... 46
8 同性結婚権の廃止。州民発案による憲法改正案。 ..... 54
9 刑事司法制度。被害者の権利。仮釈放。州民発案による憲法改正案および法令。 ..... 58
10 代替燃料車両および再生可能エネルギー。公債。州民発案による法令。 ..... 64
11 管轄区域の変更。州民発案による憲法改正案および法令。 ..... 70
12 2008年退役軍人公債法案。 ..... 74

**州債による借入概要** 78

**法案の本文** 80

**投票者の権利章典** 143

**情報ページ**

投票所 ..... 4
仮投票に関する情報 ..... 4
州および連邦政府発行の身分証明書提示要件 ..... 4
郵便投票 ..... 4
合衆国大統領候補の声明に関する情報 ..... 5
議員候補者の声明に関する情報 ..... 5
投票者ガイド補足 ..... 5
大型活字印刷および音声による投票者ガイド ..... 142
投票立会人としての役割 ..... 142
投票者登録に関する情報 ..... 142

### 州務長官のホームページで調べられる投票情報:

- 州全域の法案に関するサイト *www.voterguide.sos.ca.gov*
- 選挙献金およびロビー活動に関するサイト *http://cal-access.sos.ca.gov/campaign*
- 投票日当日の投票所に関するサイト *www.sos.ca.gov/elections/elections_ppl.htm*
- 郵便投票に関するサイト *www.sos.ca.gov/elections/elections_m.htm*
- 選挙日の実況開票結果サイト *http://vote.sos.ca.gov*

## 投票所

お住まいの郡の投票用紙サンプル小冊子が投票日の数週間前に郵送されますので、投票所についてはその裏表紙にある投票用紙をご確認ください。この小冊子をお受け取りになっていない方は、お住まいの郡選挙事務所にご連絡ください。州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン1-800-339-2865までお電話いただくか、ウェブサイト*www.sos.ca.gov*をご覧き、投票所をお調べいただくこともできます。

投票用紙サンプル小冊子には、障害のある投票者が独立した個人として投票できる方法の説明も含まれており、また障害者がアクセスできる投票所には国際シンボルマークも表示されています。

---

## 仮投票

仮投票する投票者とは:

- 正式な登録名簿に名前が記載されていなくても、投票登録していると信じる投票者、
- 正式な登録名簿に間違った政党が記載されていると信じる投票者、または
- 郵便投票用紙が見つからず、投票所で投票を希望する郵便投票者。

郡選挙委員によって有効な投票者が投じたと判断されるすべての有効な仮投票用紙は、投票集計に数えられ、正式な選挙結果に含まれます。選挙委員は、「正式集計」期間と呼ばれる、この過程の完了まで28日間の猶予期間があり、選挙日後35日以内に州務長官に結果を報告しなければなりません。

---

## 州および連邦政府発行の身分証明書提示要件

大半の場合、投票の前に身分証明書の提示は必要ありません。郵便で登録した後初めて投票する方で、登録用紙に運転免許書番号、カリフォルニア州身分証明書番号、または社会保障番号の下四桁を記載しなかった方は、投票所で一種類の身分証明書の提示を求められることがあります。投票所に身分証明書を持参いただくか、その写しを郵便投票用紙に同封してください。身分証明書として認められている30種類以上の一覧をお知りになりたい方は、お住まいの郡選挙事務所にご連絡いただくか、州務長官のウェブサイト*www.sos.ca.gov/elections/elections_regs.htm*で「HAVA ID Regulations」のリンクをご覧ください。

---

## 郵便投票

下記の方法で記入済みの郵便投票用紙を提出できます。

1. あなたの郡選挙事務所に郵送する。
2. 挙当日にあなたの郡内の投票所または選挙事務所に本人が出向いて投票する。または
3. 投票日にあなたの郡にある投票所または選挙事務所に選挙投票用紙を代理提出する権限を法定代理人(配偶者、子供、親、祖父母、孫、兄弟、姉妹、または同居人など)に与える。

いかなる場合においても、郵便投票用紙は、投票日の投票所終了時間である午後8時までに受理される必要があります。締切に間に合わなかった郵便投票用紙は票として数えられることができません。

郡選挙委員によって有効な投票者が投じたと判断されるすべての有効な郵便投票用紙は、投票集計に数えられ、正式な選挙結果に含まれます。選挙委員は、「正式集計」と呼ばれるこの過程の完了まで28日間の猶予期間があり、選挙日後35日以内に州務長官に結果を報告しなければなりません。

## 合衆国大統領候補の声明

合衆国大統領候補者についての情報は、州務長官ウェブサイト*www.voterguide.sos.ca.gov*をご覧いただくか、または情報の郵送請求のため州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン1-800-339-2865までお電話ください。

---

## 議員候補者の声明

本投票者ガイドは州全域の住民投票事項を取り上げています。各州上院・下院議員の候補は一郡または二、三の郡の投票者しか関係がなく、したがってお住まいの投票用紙サンプル小冊子に記載されているのは一部の候補者からの声明に限られることがあります。

2000年11月に投票者が可決した住民投票事項34は、州議会の候補者の選挙について自発的支出限度を設定しました。この特定金額内に選挙運動費用を抑えることを選択した州議会の候補者は、郡のサンプル投票用紙に250字以内の候補者の声明を掲載する紙面スペースを購入できます。

州議会上院議員の選挙運動で支出額を限度内に抑えることを自発的に選択した候補者は、予備選挙では724,000ドル、総選挙では1,086,000ドル以上を出資することはできません。下院議員候補者は、予備選挙では483,000ドル、総選挙では845,000ドル以上を出資することはできません。

選挙運動支出限度を受け入れた議会候補者一覧を調べるには、*www.sos.ca.gov/elections/elections_cand_stat.htm*をご覧ください。

---

### 投票者ガイド補足

本投票者ガイドは印刷日現在、最新のものです。州全域住民投票事項が投票用紙に追加される場合、投票者ガイド補足が作成され、お手元に郵送されます。ガイドをお受け取りになっていない方は、*www.voterguide.sos.ca.gov*で情報をご覧いただくか、ガイドの郵送請求のため州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン1-800-339-2865までお電話ください。ガイドは自治体の図書館およびお住まいの郡選挙事務所でも入手できます。州の投票者ガイドおよびお住まいの郡の投票用紙サンプル小冊子は、投票日に投票所でも入手いただけます。

# 早見表

## 住民投票事項 1

**高速旅客列車公債。**
**議会発案による改正案。**

### 概要

***州議会による投票実施***

同法は、21世紀の安全で信頼性のある高速旅客列車公債法を規定する。州の高速道路・車道の渋滞緩和、通勤者輸送のアップグレード、都市間の安全な移動手段の改善、飛行場の混雑緩和、大気汚染の軽減などの目的のため、またカリフォルニア州の人口増加を想定して、州は、合計99億5,000万ドルの公債を発行する列車信託基金を設け、30年間の公債償還期間にわたり平均年間費用6億4,700万ドルで既存州基金から支払い、また全ての支出を独立監査の対象とする、高速旅客システムを構築し、州の主要な人口密集地にある既存の旅客鉄道路線を改善する必要があるのではないか。財政的影響: 公債の元金と利息の両方に対する州の償還費用は30年間で194億ドル。平均償還額は毎年6億4,700万ドル。運営・保守費用は不明で、年間10億ドルを超える可能性があり、少なくとも費用の一部は旅客運賃で相殺される。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 州は、カリフォルニア州高速旅客システム敷設の計画および一部資金調達、さらに州および地方自治体の鉄道サービスの設備向上のために、99億5,000万ドルの一般財源保証債を発行する。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 州は、これらの目的のために99億5,000万ドルの一般財源保証債を発行できなくなる。

### 論拠

**賛成** カリフォルニア州の輸送システムは、ガソリン価格の高騰、渋滞するフリーウェーと空港といったように、うまく機能していない。高速列車は、地球温暖化の原因となる温室ガスおよび外国産石油への依存を削減する新しい輸送オプションである。高速列車は、新税もない、人口増加に見合う新しい高速道路、空港、滑走路の建設よりも安上がりである。

**反対** この政治的な無駄な公共事業は、元利19,200,000,000ドルを納税者に負担させる。この資金は学校、ヘルスケア、および公共安全に必要だ。1インチの線路を見る前に、官僚たちは納税者のお金を何十億ドル浪費する可能性がある。カリフォルニア州が最大の財政危機にある中、空想に何十億ドルを費やす余裕はない。

### その他の情報

**賛成**

Robert Pence
Californians For High Speed Trains — Yes on Proposition 1
455 Capitol Mall, Suite 801
Sacramento, CA 95814
(916) 551-2513
www.californiahighspeedtrains.com

**反対**

Jon Coupal
Howard Jarvis Taxpayers Association
921 11th Street, Suite 1201
Sacramento, CA 95814
(916) 444-9950
info@hjta.org
www.hjta.org

## 住民投票事項 2

**ケージ内飼育の家畜に関する基準。**
**州民発案による法令。**

### 概要

***請願署名による投票実施***

特定の家畜は、一日の大半、手足や羽を完全に伸ばしたり、横になったり、立ち上がったり、向きを変えたりできる環境で飼育されることを義務付ける。一部の例外は認める。財政的影響: 州および地方自治体では、農場経営からの税収の減少額は不明であるが、年間数百万ドルの範囲で減少の可能性がある。州および地方自治体は、法の施行および起訴について多少の費用が生じる可能性があるが、罰金収入の増加で一部相殺される。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 2015年以降、州法は、特定の例外を除き、農場の妊娠豚、食用子牛、および産卵鶏が自由に向きを変えたり、横になったり、立ち上がったり、手足や羽を完全に伸ばしたりできない環境にあるケージ内飼育を禁止する。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 州法には、特別に、妊娠豚、食用子牛、および産卵鶏のケージ内飼育に関する禁止事項は含まない。

### 論拠

**賛成** *住民投票事項2*に賛成票を投じることは、動物、消費者、家族経営農家、および我々の環境を守る。動物は人道的な扱いを受けるに値する。自由に向きを変えたり、手足や羽を完全に伸ばしたりできる空間を否定するのは、残酷で間違っている。支持者:米国動物愛護協会、カリフォルニア州獣医師会、アメリカ消費者連合、食品安全センター。
*www.YesOnProp2.org.*

**反対** 住民投票事項2はリスクが多すぎる。カリフォルニア州民は安全で手頃な価格の地卵を美味しく味わっている。UC Davis校の調査によると、住民投票事項2によりカリフォルニア州の卵生産はなくなると述べている。代わりに、カリフォルニア州には州外産やメキシコ産の卵が出回る。人間がサルモネラ菌や鳥インフルエンザにさらされることが多くなる危険性が高まるため、公衆衛生の専門家は住民投票事項2に反対している。反対票を投じよう。

### その他の情報

**賛成**

Jennifer Fearing
Yes on Prop. 2 — Californians for Humane Farms
1700 L Street
Sacramento, CA 95814
(323) 896-1126
info@YesOnProp2.org
www.YesOnProp2.org

**反対**

Californians for SAFE Food
P.O. Box 71541
Los Angeles, CA 90071
(213) 362-9539
www.safecaliforniafood.org

# 早見表

## 住民投票事項 3 子供病院公債法。助成プログラム。州民発案による法令。

### 概要

*請願署名による投票実施*

有資格の子供病院の建設・拡張・改装・改築・室内装飾・設備設置のために、980,000,000ドルの一般財源保証債を許可する。財政的影響: 州が公債の元金(9億8,000万ドル)と利息(9億3,300万ドル)の両方を30年間で償還する費用は約20億ドル。償還額は毎年約6,400万ドル。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 子供病院の建設・拡張・改装・改築・室内装飾・設備設置・資金調達・ローン借り換えのために、州は9億8,000万ドルの一般財源保証債を発行する。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 州は、これらの目的のために提案されている9億8,000万ドルの一般財源保証債を発行できなくなる。

### 論拠

**賛成** カリフォルニア州の子供病院は、毎日人命救助にあたっている。白血病、ガン、嚢胞性線維症、心臓疾患、外傷などのある子供たちを助けている。白血病を持つ子供の80%が助かっている。90%の子供の難しい心臓手術は成功している。住民投票事項3で増税されることはない。カリフォルニア州で最も重病の子供たちにより良い生活の機会を提供する。ぜひその光景を想像してもらいたい。

**反対** 2004年の類似した住民投票事項による何百万ドルが未使用のままである状態で、この公債を推進する医療関係の特別利益団体にあなたの税金の約20億ドル(元利)が転用される。「これは子供たちのためである」というのはおとりであり、借金を負担するのは我々の子供たちだ。カリフォルニア州民はこれ以上の借金を負うことはできない。反対票を投じよう。

### その他の情報

**賛成**

Charity Bracy
California Children's Hospital Association
1215 K Street, Suite 1930
Sacramento, CA 95814
(916) 552-7111
cbracy@ccha.org
www.imaginewithus.org

**反対**

National Tax Limitation Committee
151 N. Sunrise Ave. #901
Roseville, CA 95661
(916) 786-9400
NTLC@Surewest.net
www.Limittaxes.org

## 住民投票事項 4 未成年者の中絶前の待機期間および保護者への通知。州民発案による憲法改正案。

### 概要

*請願署名による投票実施*

医師が未成年者の親、法定後見人、または、特定の場合、成年親族代理人に通知した後の48時間まで、法的に独立していない未成年者への中絶を禁止するよう、カリフォルニア州憲法を改正する。医療上の緊急事態または親からの免責同意書がある場合は例外とする。財政的影響: 州には、保健・福祉プログラム、裁判所および州健康機関の運営を合わせて年間数百万ドルの純費用が生じる可能性があるが、その費用額は不明である。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 特定の例外を除き、中絶の少なくとも48時間前に、医師が未成年の妊婦の親または法定後見人に通知するよう、カリフォルニア州憲法を改正する。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 未成年者は今後も成人と同様の中絶を受ける。未成年者に中絶を行う医師に通知義務はない。

### 論拠

**賛成** 医師、看護師、教師、および法執行機関はSarahの法律、住民投票事項4を支持している。その他30州における通知義務の法律は、未成年者の妊娠および性感染症を減らし、成人男性からの危害から少女を保護している。*性犯罪者をなくそう*。住民投票事項4に*賛成する*カリフォルニア州地方検事と一緒にこの運動に参加しよう。

**反対** 住民投票事項4は危険だ。報告義務の法律は、怯えた妊娠中の未成年者に両親に打ち明けることを強制することはできないが、不法中絶やそれ以上に最悪な状況に彼女達を追いやる可能性がある。住民投票事項4は性犯罪者から未成年者を保護しない。住民投票事項4は成功しないし、さらに多くの訴訟を助長し、未成年者を危険にさらす。未成年者を守るため、反対票を投じよう。
(www.NoonProposition4.org)

### その他の情報

**賛成**

Friends of Sarah
YES on 4 / Child and Teen Safety and Stop Predator Act: Sarah's Law
1703 India Street
San Diego, CA 92101
(866) 828-8355
info@YESon4.net
www.YESon4.net

**反対**

Campaign for Teen Safety
555 Capitol Mall, Suite 510
Sacramento, CA 95814
(916) 804-4456
www.NoonProposition4.org

# 早見表

## 住民投票事項 5

**凶暴性を伴わない麻薬犯罪。**
**判決・仮釈放・リハビリテーション。**
**州民発案による法令。**

### 概要

***請願署名による投票実施***

治療プログラムの向上・拡大に年間460,000,000ドルを割り当てる。裁判所が特定の麻薬犯罪者、麻薬治療規則違反者、または仮釈放中の規則違反者を投獄できる権限を制限する。財政的影響: 州が犯罪者対象の麻薬治療プログラムの拡大のために主に支出する費用は増加するが、その費用は10億ドルを超過する可能性がある。州は矯正費を節約するが、その節約額は年間10億ドルを超過する可能性がある。州は一回限り純刑務所設備投資費を節約するが、その節約額は25億ドルを超過する可能性がある。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 凶暴性を伴わない麻薬所持犯罪で起訴された者または有罪判決者を主に対象とする麻薬治療ダイバージョン・プログラムを拡大する。一部の仮釈放中の規則違反者について州刑務所への収監を回避し、その他の者については仮釈放期間を削減する。出獄前後の犯罪者についての新しいリハビリテーション・プログラムを拡大する。一部の受刑者は、州刑務所での収監期間から差し引くことのできる控除時間を別途得ることができる。28.5グラム未満のマリファナ所持は、現行法よりも軽い刑罰となる。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 州政府および地方自治体は、将来、既存の麻薬治療ダイバージョン・プログラムを拡大するかどうかを決定する。州矯正役人は、多様な範疇の仮釈放者を州刑務所に再収監する権限を今後も持ち続け、大半の仮釈放者の仮釈放期間は現行の3年のままとなる。州は、受刑者、仮釈放者、およびその他の犯罪者を対象とするリハビリテーション・プログラムの拡張義務はない。州刑務所での収監期間から差し引くことのできる控除時間を受刑者に付与するという現行の規則はそのまま継続する。28.5グラム未満のマリファナ所持に対する刑罰は、現行のままになる。

### 論拠

**賛成** 住民投票事項5は、安全に刑務所過密状態を削減する。青少年のために、これは麻薬治療プログラムを新設する。現在このようなプログラムは存在しない。暴力を伴わない犯罪者および仮釈放者のために、これは社会復帰プログラムを拡張する。住民投票事項5は、暴力を伴わない犯罪者の厳格な監視と厳しい説明責任の特徴を有する治療を提供することによって、成功裏に有権者が可決した住民投票事項36 (2000年)を拡大する。住民投票事項5は、25億ドルを節約する。

**反対** メタンフェタミン密売人の仮釈放期間を3年から6ヶ月の期間に短縮する。児童虐待、家庭内暴力、自動車運転業務上過失致死傷罪、およびその他の犯罪で起訴された被告が効果的に告訴を逃れられる抜け道を作る。飲酒運転に反対する母親たち(Mothers Against Drunk Driving: MADD)はこれに強く反対する。新しい官僚制度が作られる。説明責任の度合いが少なくなる。地方自治体の費用および税金が劇的に増加する可能性がある。

### その他の情報

**賛成**

NORA Campaign — Yes on 5
c/o Drug Policy Alliance Network
3470 Wilshire Blvd. #618
Los Angeles, CA 90010
(213) 382-6400
prop5@drugpolicy.org
www.Prop5yes.com

**反対**

Tim Rosales
People Against the Proposition 5 Deception
2150 River Plaza Drive #150
Sacramento, CA 95833
info@NoOnProposition5.com
www.NoOnProposition5.com

## 住民投票事項 6

**警察および法執行の資金。**
**刑事罰および刑法。**
**州民発案による法令。**

### 概要

***請願署名による投票実施***

警察および法執行に毎年最低965,000,000ドルの州の資金を割り当てることを義務付ける。カリフォルニア州刑法を約30ヶ所改正する。財政的影響: 少なくとも9億6,500万ドルまで上昇する刑事裁判プログラム費用、および矯正運営費の上昇のため、州の純費用の上昇が発生し、年間5億ドルを超過する。5億ドル超になる、一回限りの州刑務所設備投資費が発生する可能性がある。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 州は、州および地方自治体の特定の刑事裁判プログラム費用を2009~10年度において少なくとも9億6,500万ドルまで上昇させ、以降の年度において3億6,500万ドル上昇させる必要がある。非行集団、メタンフェタミン販売、および車両窃盗が関与する犯罪など、特定の犯罪についての刑罰を強化するが、その結果、州刑務所への収監される受刑者数が増加し、収監期間も長くなる。本法案は、仮釈放担当者の取扱件数や伝聞証拠の使用などその他の多様な刑事裁判上の変更を行う。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 州議会および州知事は、特定の刑事裁判プログラムに提供されている州の資金調達レベルについての現行の権限を持ち続ける。刑事罰数は増やされない。取扱件数や伝聞証拠の使用は現在のままになる。

### 論拠

**賛成** カリフォルニア州の保安官は全員住民投票事項6を支持している。住民投票事項6に賛成票を投じることは、より多くの警察官と安全性の向上を州にもたらす、包括的な非行集団および犯罪防止法案を生むことになる。これは、増税せずに、地方自治体の法執行機関に納税者のお金を戻し、公共安全プログラムの効率と説明責任を強化する。

**反対** 住民投票事項6は、学校、ヘルスケア、消防、および実証済みの公共安全プログラムから1,000,000,000ドルを奪う。住民投票事項6は、街中により多くの警察官の数を保証することはなく、実証済みの非行集団防止プログラムにも資金を提供することはない。住民投票事項6は、刑務所および拘置所により多くのお金を消費する。住民投票事項6に反対票を投じよう!

### その他の情報

**賛成**

Yes on Prop. 6 — Safe Neighborhoods Act
925 University Ave.
Sacramento, CA 95825
(916) 214-5709
info@safeneighborhoodsact.com
www.safeneighborhoodsact.com

**反対**

Richard Rios
No on Propositions 6 & 9
555 Capitol Mall, Suite 1425
Sacramento, CA 95814
(916) 442-2952
www.votenoprop6.com

# 早見表

## 住民投票事項 7 代替エネルギーによる発電。州民発案による法令。

### 概要

*請願署名による投票実施*

2010年までに、代替エネルギーからの発電量を20%にするという、現在民営の電力会社に適用されている基準を州政府所有の電力会社にも義務付ける。2020年までには40%、2025年までには50%に要求を引き上げる。財政的影響: 州の年間管理費は最高340万ドルまで上昇するが、料金によって支払われる。同法案による小売電気料金への影響が不明であるため、州政府および地方自治体の費用および収入への影響は不明である。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: カリフォルニア州の電力会社は、公共のものも含め、太陽発電および風力発電など、再生可能エネルギー源からの発電比率を2010年までの現行要求量である20パーセントを超え、2020年までには40パーセント、2025年までには50パーセントに引き上げることが義務付けられ、不履行の会社には特定の罰金が科せられる。再生可能エネルギー源から電力を得るという民営の電力会社に対する要求は、費用が特定の電力市場価格を10パーセント超えない場合にのみ、必要電力獲得上限で制限される。再生可能エネルギー源要求を不履行の電力会社は、法令で規定される、年間罰金合計の上限なしの、1キロワット時間当り1セントの罰金の対象となる可能性がある。新規再生可能エネルギー発電所の認可に必要とされる期間が短縮される。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: カリフォルニア州の電力会社は、公共のものを除き、再生可能エネルギー源からの発電比率を2010年までに20パーセントに引き上げることが引き続き義務付けられる。再生可能エネルギー源から電力を購入するという民間の電力会社への現行要求は、その購入合計額に対する年間費用上限で引き続き制限される。民間の電力会社は引き続き現行の罰金過程対象となり、罰金(1キロワット時間当り現行5セント)および年間罰金合計上限(電力会社当り現行2,500万ドル)が行政上設定されている。新規再生可能エネルギー発電所の認可に必要とされる期間は短縮されない。

### 論拠

**賛成** 住民投票事項7に賛成票を投じることにより、全ての電力会社が2025年までに50%の再生可能電力を供給することを義務付ける。太陽光、風力、および地熱による発電を支援し、光熱費の値上がりおよび地球温暖化と戦おう。住民投票事項7は消費者を守り、高額な化石燃料と危険な海上石油掘削よりも太陽エネルギー・クリーンエネルギーを支持する。

**反対** 住民投票事項7: 主要環境団体、再生可能エネルギー事業者、納税者、会社、および労働者が反対している。住民投票事項7は粗末に起草されているため、結果として再生可能エネルギー電力量の*削減*、電気料金の*上昇*につながり、別のエネルギー危機が生じる可能性がある。住民投票事項7はカリフォルニア州の市場から小規模の再生可能エネルギー会社を追い出す。電気事業者はいつでも市場価格よりも10%高い料金を課すことができる。
*www.NoProp7.com*

### その他の情報

**賛成**
Jim Gonzalez
Californians for Solar and Clean Energy
1830 N Street
Sacramento, CA 95811
(916) 444-2425 / 449-6190
jim@jimgonzalez.com
www.Yeson7.net

**反対**
Californians Against Another Costly Energy Scheme
(866) 811-9255
www.NoProp7.com

## 住民投票事項 8 同性結婚権の廃止。州民発案による憲法改正案。

### 概要

*請願署名による投票実施*

同性結婚権を廃止するよう、カリフォルニア州憲法を改正する。カリフォルニア州で男女間の結婚のみを有効とする、または認めるようにする。財政的影響: 州政府および地方自治体は、今後二、三年にかけ、主に売上税からの収入が合計何千万ドル喪失する可能性がある。長期的に、州政府および地方自治体への財政的影響はほとんどないであろう。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: カリフォルニア州憲法は、男女間の結婚のみを有効とする、または認めるように規定する。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: カリフォルニア州では、同性結婚は引き続き有効である、または認められる。

### 論拠

**賛成** 住民投票事項8は、既に61%の投票者が承認した男女間の結婚を復活させる。サンフランシスコの四人の裁判官は州民の賛成票を覆すべきではなかった。住民投票事項8は、伝統的な結婚を再確認することによって当該の間違いを訂正するが、同性愛の同棲関係の権利または利点を奪い去るものではない。

**反対** 法の下での平等は、基本的自由である。結婚に関する考え方に関係なく、他と違う扱いを受けるよう人を差別するのは間違っている。住民投票事項8は、学校に影響しないが、州憲法の下で愛し合うカップルが特別扱いされ、州憲法の下での平等の保護が否定されることを意味する。
www.NoonProp8.com

### その他の情報

**賛成**
ProtectMarriage.com — Yes on Proposition 8
915 L Street #C-259
Sacramento, CA 95814
(916) 446-2956
www.protectmarriage.com

**反対**
Equality for ALL
NO on Proposition 8
921 11th Street, 10th Floor
Sacramento, CA 95814
(916) 717-1411
www.NoonProp8.com

# 早見表

## 住民投票事項 9

**刑事司法制度。**
**被害者の権利。仮釈放。**
**州民発案による憲法改正案および法令。**

### 概要

***請願署名による投票実施***

被害者への通知、および保釈、答弁、判決、および仮釈放を含めた刑事司法過程の各段階における情報提供の機会を義務付ける。保釈または仮釈放のための考慮事項として被害者の安全を確立する。財政的影響: 州は刑務所運営費の節約ができなくなり、また郡刑務所費は年間何億ドルにも上昇する可能性がある。仮釈放手続費を年間二、三千万ドル節約できる可能性がある。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 犯罪被害者は、公的刑事手続きに参加する権利など、憲法で保障されている追加の権利を持つようになる。犯罪被害者に対する損害填補は例外なく義務付けられ、損害填補の支払命令を受けた犯罪者からの徴収金は、その他の債務の支払に先立って当該損害填補の支払に充てられる。仮釈放が否定された終身刑囚は、一般に、釈放が再検討されるまでより長い期間待つ必要がある。仮釈放取消に直面し刑務所に再収監される一部の仮釈放者は、弁護士に代理人を務めてもらうことができなくなる。刑務所の過密状態を軽減するための服役者の早期釈放は特定の状況において制限される。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 被害者は、量刑手続きおよび仮釈放手続きなど、特定の刑事手続きについて通知を受ける制定法上の権利を引き続き有する。被害者の損害填補が命令されるかどうかは、今まで通り裁判官の裁量によるが、被告からの資金徴収形態は現行のままとなる。仮釈放取消審問会および仮釈放検討についての待機期限は現行のままとなる。すべての仮釈放者は、引き続き、仮釈放審問会で弁護士による代理を受ける権利がある。州政府および地方自治体は、刑務所の過密状態を軽減するため服役者の早期釈放措置を取ることができる。

### 論拠

**賛成** カリフォルニア州憲法は有罪犯罪者に寛容な権利を提供している。犯罪被害者には同様の保護はない。住民投票事項9は、被害者に強制施行できる憲法上の権利を与えることによって、公共の安全と公正さを向上する。これは納税者に何百万ドルをも節約し、政治家が刑務所の過密状態解消のためだけに犯罪者を釈放できないようにする。被害者、法執行機関、共和党員、および民主党員によって支持されている。賛成票を投じよう。

**反対** 住民投票事項9は、州法で既に保証されている被害者の権利を支持するよう投票者に呼びかけている。これが州および地方自治体から排出する何億ドルは犯罪被害者には行かず、より多くの刑務所を建設するのに使用される。これは州憲法に複雑で重複する法律を組み込み、近代化をほとんど不可能にする。反対票を投じよう。

### その他の情報

**賛成**

Randle Communications
925 L Street, Suite 1275
Sacramento, CA 95814
(916) 448-5802
Yesonprop9@gmail.com

**反対**

Richard Rios
No on Propositions 6 & 9
555 Capitol Mall, Suite 1425
Sacramento, CA 95814
(916) 442-2952
www.votenoprop9.com

## 住民投票事項 10

**代替燃料車両および再生可能エネルギー。**
**公債。州民発案による法令。**

### 概要

***請願署名による投票実施***

消費者などに対する特定車両購入の支援、および再生可能エネルギーおよび代替燃料車両の研究資金の調達のため、州の一般会計から償還する50億ドルの公債発行を許可する。財政的影響: 州による公債償還費用は30年間で約100億ドル。州および地方自治体の収益は上昇し、2019年までで合計数千万ドルとなる可能性がある。州の管理費は年間約1,000万ドルに上る可能性がある。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 州は、多様な再生可能エネルギー、代替燃料、エネルギー効率、および排ガス削減の目的のため、50億ドルの一般保証債を発行できる。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 州は、これらの目的のために50億ドルの一般財源保証債を発行しない。

### 論拠

**賛成** 住民投票事項10に賛成票を投じることの意味とは、エネルギーの自給ときれいな大気。太陽光・風力を含む再生可能エネルギー源からより多くの電力を発電する。クリーンな代替燃料車両の購入のためカリフォルニア州民に払戻金を提供する。汚染源のディーゼル車を路上から追放する。ガソリンの代替となる安価な燃料の開発のためカリフォルニア州の総合大学に助成金を増加する。厳格な責任義務・監査を要求する。新たな税金はない。

**反対** 住民投票事項10は、責任義務をほとんど持たず、環境面での利点を一切保証しない主に一つの会社の利益になるよう100億ドルという納税者のお金を提供する特殊利益団体による法案である。財政危機に直面しているときに学校および公益事業に痛手を与えないようにしよう。住民投票事項10に反対票を投じよう!

### その他の情報

**賛成**

Californians for Energy Independence — Yes on Prop. 10
1415 L Street, Suite 430
Sacramento, CA 95814
info@prop10yes.com
www.prop10yes.com

**反対**

Consumer Federation of California
520 S. El Camino Real, Suite 340
San Mateo, CA 94402
(650) 375-7840
www.votenoonprop10.com

# 早見表

## 住民投票事項 11 管轄区域の変更。州民発案による憲法改正案および法令。

### 概要

*請願署名による投票実施*

州官職者の選挙区を設定する権限を、選出された代議士から委員会に変更する。一定の登録投票者の中から委員会メンバーを選択する、複数レベルの過程を確立する。委員会は、民主党、共和党、およびその他の政党の代表から構成される。財政的影響: 二つの独立体が管轄区域を変更するため、十年ごとに一回、州の管轄区域変更費用が上昇する可能性がある。費用の増加は大きくないであろう。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味: 下院・上院・査定平準局の選挙区の境界は、カリフォルニア州の登録投票者から構成される新しい委員会によってに設定される。合衆国下院議会の選挙区の境界は、引き続き州議会によって設定される。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味: 州の上院・下院・査定平準局・合衆国下院議会の選挙区の境界は、引き続き州議会によって設定される。

### 論拠

**賛成** 住民投票事項11に賛成票を投じることは、政治家が自身の選挙区を設定するという利益の衝突を終結する。住民投票事項11は*市民からなる委員会によって明確な規則で一般の人々にオープンに設定される公正な選挙区*を意味する。これは、*ガソリン料金、ヘルスケア、および教育などの問題の解決のための説明責任を政治家*に持たせる。住民投票事項11に賛成票を投じ、州の政治を変えよう。

**反対** 州憲法を改正し、犠牲の大きい新しい官僚制度を新設し、さらに*選出されたことがなく、投票者に説明責任を持たない*人々に選挙区の設定権限を持たせるよう、政治家たちは何百万ドルを費やし、住民投票事項11を投票用紙に載せた。これを自分で読んでみよう。あなたの投票の力を守ろう! 反対票を投じよう!

### その他の情報

**賛成**

Yes on Prop. 11
(916) 325-0056
info@yesprop11.org
www.yesprop11.org

**反対**

Renée Sankus
Citizens for Accountability. No on Prop. 11
555 Capitol Mall, Suite 1425
Sacramento, CA 95814
(916) 443-5900
Stopthepowergrab@yahoo.com
www.noonprop11.org

## 住民投票事項 12 2008年退役軍人公債法案。

### 概要

*州議会による投票実施*

本法案は、カリフォルニア州の退役軍人の農場および住宅に援助するために九億(900,000,000)ドルの公債を発行する。財政的影響: 州が公債の元金(9億ドル)と利息(8億5,600万ドル)の両方を償還する費用は約18億ドルで、費用は加入する退役軍人によって支払われる。30年間の元金と利息の年間平均償還額は約5,900万ドル。

### あなたの投票が意味すること

**賛成** 本法案に賛成票を投じることの意味:州は、退役軍人による農場および住宅購入(Cal-Vet)プログラムにローンを提供するため9億ドルの一般財源保証債を発行できる。

**反対** 本法案に反対票を投じることの意味:この目的のために州はこれらの公債を発行できない。

### 論拠

**賛成** 昔からあるCal-Vet住宅ローンは、納税者への費用負担なしにカリフォルニア州内で退役軍人による住宅購入を支援する。投票者が可決する公債はプログラムに資金提供し、全プログラム費用と共に、ローン保有者によって返済される。この法案はプログラムの資金を補給する。我々はみんなの支持を呼びかける。

**反対** 住民投票事項12は、低利息の住宅(および農場)ローンを「退役軍人」に提供するため、別に9億ドルの公債の販売を許可する。投票者はこのプログラムを終わらせたいと思うか、さもなければ戦地で負傷したなど、最もローンを必要としそれを受けるに値する退役軍人にこれを制限すると主張したいと思うであろう。

### その他の情報

**賛成**

JP Tremblay または Jerry Jones
California Dept. of Veterans Affairs
1227 O Street
Sacramento, CA 95814
(916) 653-2192
www.cdva.ca.gov

**反対**

Gary Wesley
Attorney at Law
707 Continental Circle
Mountain View, CA 94040
(408) 882-5070
gwesley00@yahoo.com

住民投票事項

# 1 高速旅客列車公債。議会発案による改正案。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 高速旅客列車公債。議会発案による改正案。

- サンフランシスコとロサンゼルス間の高速旅客列車線路の新規敷設に90億ドルを調達する。
- 資金が利用可能になれば、他の地域への路線拡張に資金を調達する。
- 高速列車網の整備のため、および線路・信号・建築物・施設・車両を含め、旅客列車サービスの修理・近代化・改善のために、9億5,000万ドルを調達する。
- 合計調達資金は、一般財源保証債から支払われる99億5,000万ドルである。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 公債の元金(99億5,000万ドル)と利息(95億ドル)の両方に対する州の償還費用は30年間で194億ドル。償還額は毎年約6億4,700万ドル。
- 高速列車システムの運営・保守費用は不明であるが、年間10億ドルを超える可能性がある。利用者数にもよるが、少なくとも費用の一部は旅客運賃収入で相殺される。

### SB 1856 (住民投票事項1)について州議会によって投じられた最終投票数

| | | |
|---|---|---|
| 上院: | 賛成: 27 | 反対: 6 |
| 下院: | 賛成: 59 | 反対: 16 |

**州議会アナリストによる分析**

## 背景

***都市、通勤、および都市間の鉄道。***カリフォルニア州では、都市、通勤者、および都市間の鉄道を含む、多種の旅客鉄道が運行されている。都市および通勤者用の鉄道は、主に地元および地域の輸送の需要を満たしている。サンフランシスコ湾地域のBay Area Rapid Transit、Sacramento Regional Transitの路面電車、南カリフォルニアのMetrolink、およびSan Diego Trolleyなどの運行がその例である。これらの鉄道は、地方自治体や地元自治体によって一般に計画され、地方自治体・州政府・連邦政府の複合資金で調達されている。

主に、都市間鉄道は、都市間を始め、カリフォルニア州内の地域間とその他の地域間など、長距離に及ぶ商用客または観光客の足となっている。現在、州は、最高速度毎時約90マイルで走る列車で都市間鉄道路線を結ぶAmtrak社に資金提供し、同社と契約している。サンホゼとオーバーン間のキャピタルコリダー線、オークランドとベーカーフィールド間のサンウォーキン線、およびサンディエゴとサンルイスオビスポ間のパシフィックサーフライナー線など三つの回廊に都市間鉄道路線がある。北カリフォルニアと南カリフォルニア間で列車を運行し、州が資金調達する都市間鉄道は、現在存在しない。

***高速鉄道。***現在、カリフォルニア州には、持続速度が毎時200マイル以上で走行する都市間高速旅客鉄道システムはない。1996年、州は、カリフォルニア州の主要都市圏を結び、さらに北カリフォルニアと南カリフォルニア間を結ぶ時速200マイル以上で走行可能な都市間鉄道システムを開発するため、California High-Speed Rail Authority (カリフォルニア州高速鉄道局、以下「鉄道局」と呼ぶ)を設置した。

過去12年間、鉄道局は、高速鉄道システム敷設に関係する環境調査および計画など、敷設前の活動に約6,000万ドルを費やした。提案されているシステムは、セントラルバレーを通りサンフランシスコ、サクラメントから、ロサンゼルス、オレンジ郡、インランドエンパイア(サンバナディーノ郡とリバーサイド郡)、およびサンディエゴまでの大都市圏を結ぶ電車を使用する。2006年に鉄道局は、全高速鉄

道システムの合計開発・敷設費用は約450億ドルに上ると推定した。鉄道局は、連邦・民間・地方自治体・州からの複合資金で提案されているシステムの敷設資金を調達する計画であるが、資金はまだ調達されていない。

## 法案

本法案は、州が、(1)カリフォルニア州高速旅客鉄道システムの敷設前活動および敷設の資金、および(2)旅客運搬量の拡大や高速鉄道システムへの連絡のため旅客鉄道システムの設備向上資金を調達する99億5,000万ドルの一般財源保証債を売り出すことを許可する。公債による資金は、州議会によって割り当てられた時点で利用可能になる。一般財源保証債は州によって援助されており、つまり州にこれらの公債の元利費用の償還義務があることを意味する。

一般財源保証債の詳細は、「州債による借入概要」と題する本投票用紙パンフレットを参照されたい。

***高速鉄道システム。***サンフランシスコ・トランスベイ・ターミナルからロサンゼルス・ユニオン・ステーションまでの高速列車システムの一部の開発と敷設のため、利用可能な連邦資金およびその他の財源からの資金と共に、全額の内90億ドルを使用する。本法案からの公債収益は、敷設権・列車・関連機器の入手および線路・建造物・電力系統・駅の建設に使用可能である。しかし、公債収益は、線路敷設および駅建設の合計費用の半分以下の額しか使用できない。本法案は、鉄道局が、残りの費用を補うため民間資金およびその他の公共資金を求めることを義務付けている。

サンフランシスコとロサンゼルス間の建設資金が完全に調達されたら、公債からの残りの資金は以下の任意の追加区域についての計画・建設に使用可能となる。

- オークランドとサンホゼ間
- サクラメントとマーセド間
- ロサンゼルスとインランドエンパイア(サンバナディーノ郡とリバーサイド郡)
- インランドエンパイアとサンディエゴ間
- ロサンゼルスとアーバイン間

***その他の旅客鉄道システム。***公債からの資金の内、残り9億5,000万ドルは、旅客運搬量の拡大や高速鉄道システムへの連絡のためや、その他の旅客鉄道システムの設備向上資金を調達するために利用可能である。9億5,000万ドルの内、1億9,000万ドルは、州の都市間鉄道業務の向上に指定されている。残り7億6,000万ドルは、都市鉄道および通勤者鉄道を含むその他の旅客鉄道に使用される。

## 財政的影響

***公債費用。***これらの公債費用は、発売時点で有効となる利率および償還期間によって左右される。州は、約30年にわたり一般会計から元利を償還する。公債が5パーセントの平均利率で売り出された場合、費用は、元金(99億5,000万ドル)と利息(95億ドル)の両方の返済に約194億ドルとなる。平均元利償還額は毎年約6億4,700万ドルになる。

***運営費。***高速鉄道システムが敷設されたら、継続的に未知の保守費用および運営費用が生じるが、それは年間10億ドルを超えるであろう。利用者数にもよるが、少なくともこれらの費用の一部は旅客運賃収入で相殺される。

*住民投票事項1の本文は、80ページを参照。*

**住民投票事項 1**　**高速旅客列車公債。議会発案による改正案。**

## ★　住民投票事項1の賛成論拠　★

住民投票事項1は、ガソリン価格の高騰、フリーウェイの渋滞、航空運賃の値上がり、航空会社のサービス低下、便数の減少などにとって代わる安全で、便利で、手頃な価格の信頼できる新しい輸送手段をカリフォルニア州民に提供する。

これは、カリフォルニア州の外国産石油への依存、および地球温暖化の原因となる温室ガス排気量を減らす。

住民投票事項1は、増税せずに、カリフォルニア州の高速道路や空港を現在渋滞させている年間7,000万名の足を救済させる走行距離800マイルの高速列車網のための99億5,000万ドルの公債法案である。

カリフォルニア州は、ヨーロッパやアジアで今日一般的になっている環境的に好ましい高速列車から恩恵を得る全米で最初の州となる。住民投票事項1でカリフォルニア州が得るもの:

—既存路線とほぼ並行して走るその他の交通から安全に分離された近代的な線路上を最高時速220マイルで運行する高速電車。

—サンディエゴ、ロサンゼルス、フレズノ、サンホゼ、サンフランシスコ、サクラメントのダウンタウン駅を結び、その中間都市にも停車する路線。

—オレンジ郡、インランドエンパイア、サンウォーキンバレー、およびサウスベイの主要都市へ運行する高速列車。

—高速列車に連絡する通勤列車システムの改善に約十億ドル。

住民投票事項1は時間とお金を節約する。ロサンゼルス・サンフランシスコ間を約2時間半で結び、運賃は一人約50ドル。今日のガソリン代を考慮すると、燃費が一ガロン20マイルの自動車を運転するドライバーは、約87ドルのガソリン代と、所要時間六時間を費やす。

十年間の調査・計画は、ヨーロッパやアジアの評判と信頼性が高く利用者の多いシステムをモデルとするカリフォルニア州新幹線網の建設・資金調達・運営のための準備段階に入った。各国の記録は、サービス性と経済性の両方を高速列車が提供することを証明している。

今日、空の旅行者は、空よりも地上にいる時間の方が長い。住民投票事項1は、主要空港の状況を改善する新しい輸送手段を提供する。滑走路を増設する余地はない。高速列車はその要求を代行できる。

高速電車は$CO_2$および温室ガス排気量を120億万ポンド以上削減し、これは約100万台の自動車からの汚染量に等しい。さらに、高速列車は、飛行機が消費するエネルギーの三分の一、自動車が消費するエネルギーの五分の一しか必要としない。

住民投票事項1が保護する納税者の利益:

—外部専門家による二つの独立した利用者・収益予測は、同分野の専門家たちの厳格な評価を受けた。

—高速列車システムの現運営会社が、カリフォルニア州のシステム設計監督に直接関与している。

—新システムは、州知事、州議会、法務長官、および独立した外部専門家によって法的、財務的監督の対象となる。

—住民投票事項1の公債資金は、連邦資金および民間投資に少なくとも別途90億ドルに同等のものをたらす。

住民投票事項1に賛成票を投じ、約160,000人の建設関係の雇用、450,000人の旅行などの関連産業の雇用を創出することによって、移動のしやすさを改善しカリフォルニア州経済に新しい活力を吹き込もう。海外にアウトソースできないアメリカの地の仕事がある。

住民投票事項1に賛成票を投じよう。

www.californiahighspeedtrains.com

**MICHAEL TURNIPSEED、**事務局長
Kern County Taxpayers Association
**GLEN CRAIG、**本部長(退任)
California Highway Patrol
**JIM EARP、**事務局長
California Alliance for Jobs

## ★　住民投票事項1の賛成論拠に対する反論　★

政治的な無駄である、住民投票事項1に反対票を投じよう。

財政危機を解消し、ヘルスケアや学校を正常にできない政治家たちが、投票用紙に住民投票事項1を載せた。彼らでさえも列車は少なくとも400億ドルかかる恐れがあると認めているため、これは納税者による「部分的支払」に過ぎず、完了することすら一切保証されていない。

プロジェクトは、既に、コンサルタント、調査、ヨーロッパ旅行、贅沢なパンフレットに5,800万ドルを浪費した。住民投票事項1は、*1インチの線路を敷設する前に*、官僚たちおよび政治家たちが何十億ドルを消費することを可能にする。カリフォルニア州の納税者は、*プロジェクトが中止されて*も、その資金の債務を負う。

住民投票事項1を後援する特殊利益団体は、*予算超過*で悪名高い。彼らはこの悪徳商法から何十億ドルを儲ける立場にある。

19,200,000,000ドルを納税者に負担させる、住民投票事項1に反対票を投じよう。

政治家は、元利の支払に、カリフォルニア州納税者が30年間、毎年6億4,000万ドル負担することを認めている。

政治家たちはこの支払をいかに計画しているのだろうか。新しい税金、それとも学校など不可欠なプログラムをカットするのだろうか。*騙されてはならない、納税者には19,200,000,000ドル全額に債務があるということを。*

住民投票事項1に反対票を投じ、既存の輸送システムを代わりに拡張しよう。

*カリフォルニア州民の問題は、サンフランシスコからロサンゼルスに行くことではなく、毎日仕事に行くことだ。*

同じ金額を地域輸送および高速道路渋滞緩和への投資は、公害および外国産石油への依存度を減らす。

説明責任なし、悩める通勤者のための渋滞緩和なし、さらに納税者に負担する余裕もない、住民投票事項1に反対票を投じよう。

**TOM McCLINTOCK、**州上院議員
**JON COUPAL、**会長
Howard Jarvis Taxpayers Association
**RICHARD TOLMACH、**会長
California Rail Foundation



*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

**住民投票事項 1**　**高速旅客列車公債。議会発案による改正案。**

## ★　住民投票事項1の反対論拠　★

*納税者に200億ドル負担させる、住民投票事項1に反対票を投じよう*

住民投票事項1は、納税者に元利約200億ドルを負担させる無駄な法案である。

納税者がこの代金を負担するのであって、「タダのお金」ではない。本法案(第3条、第2704.10項)によると、「. . . 公債の元金と利息の両方を期限通りに支払うため、カリフォルニア州の十分な信頼と信用をここに保証するものとする . . .。」本法案は、公債期間にわたり一般会計から200億ドルを支払う。それは、平均的な四人家族にとって2,000ドル以上である。

*カリフォルニア州納税者にはより深刻な財政赤字になる余裕がないので、住民投票事項1に反対票を投じよう*

財政危機、何十億ドルもの赤字、ヘルスケア・貧困者・公園・学校への費用削減の中、今、州の負債および利息に200億ドルを追加するときではない。州は既に投票者承認済み公債に1,000億ドル以上の負債があり、我々の公債格付けは全米でも最悪の部類に入っており、本法案によってこれがさらに格下げされる可能性がある。

*住民投票事項1に反対—より良い税金の用途*

カリフォルニア州には、200億ドルのこの無駄使い以外に優先事項がある。

200億ドルで何が買えるだろうか。

- 10年間で、22,000名の新しい教師、消防士、または法執行機関員。
- 多数の年にわたり州の子供全員のためのヘルスケア。
- 安全でクリーンで、信頼性の高い水供給のため、カリフォルニア州水道システムを改修・改善する。
- カリフォルニア州全域の道路・輸送を含む既存輸送システムを改修・改善し、*これにより渋滞および排気ガスが本当に減る。*

*住民投票事項1に反対—説明責任なし*

政治家や官僚たちが資金を管理する。

新しい「融資委員会」には一人も市民メンバーはいない。全員が政治家や官僚たちだ。

資金がどのように消費されたかを一般の人々が知るための報告義務もない。

独立した外部監査も一切必要とされていない。

*住民投票事項1に反対—無制限の納税者の負担*

合計費用は、400億ドル以上と推定され、一部の専門家は1,000億ドル(平均的な四人家族にとって10,000ドル)に達すると予測している。

第1(d)項は、公債基金は「. . . 連邦政府および民間セクターが建設に対し相当な出資を奨励する意図 . . .」であると記載している。

「奨励」という言葉は、「民間セクターまたは連邦政府から資金を受け取るかに関わりなく、我々は税金を使用する」という官僚用語であることに、注意して欲しい。

*事実、5,800万ドルの税金が既にこのプログラムに使用されたが、まだ1フィートの線路も敷設されていない。今度は、我々に追加100億ドルを彼らに委ねさせたいのだ。*

*住民投票事項1に反対—特別利益のための特殊利益団体による推進運動*

カリフォルニア州高速列車協会(Association for California High Speed Trains)がこの無駄な法案を推進している。かれらの理事会は、州外の特殊利益団体(フランス、ペンシルベニア、ニュージャージー、メリーランド、ニューヨークシティー、テキサス、およびイリノイ)を代表し、その多くは本法案が可決されたら何百万ドルを儲ける立場にある。

*住民投票事項1に「反対票」を投じるのに加わって欲しい。*

*www.DerailHSR.comにログオンし、ご自身で読んで、詳細を知って欲しい。*

**TOM McCLINTOCK、**州上院議員
**JON COUPAL、**会長
Howard Jarvis Taxpayers Association
**BOB DUTTON、**州上院議員

## ★　住民投票事項1の反対論拠に対する反論　★

カリフォルニア州高速列車網には、一切増税は必要なく、厳格な財務管理と監査の対象となる。

これは、シンプルで公正であり、完了したら、システム利用者がシステムの負担をする。だから、納税者監視機関は住民投票事項1を支持している。

高速電車は、カリフォルニア州民に、急騰するガソリン価格、外国産石油への依存の代替となる新しい本当の輸送手段を提供すると同時に、地球温暖化の原因となる温室ガス排気量を削減する。カリフォルニア州の人口増加に対応するためには、高速列車の建設は、高速道路、空港、滑走路の拡張よりも安上がりだ。

渋滞、空の旅の煩わしさ、長距離の運転は非常に面倒になってきている。住民投票事項1は時間を節約する。カリフォルニア州全域にわたり都市間のダウンタウンからダウンタウンへの高速列車での移動は、安い運賃で、しかも自動車や飛行機よりも速い。

カリフォルニア州の輸送システムは古く老朽化している。保守が十分でない道路、渋滞する滑走路や高速道路の代替手段が我々には必要である。カリフォルニア州民は、文明社会が最も必要とするもの、つまり、高速列車を必要とする。その他の州や国々に非常に遅れをとっており、崩れかけたインフラが我々の経済を脅かしている。

時速220マイルの州全域列車システムは、カリフォルニア州民に、移動および商業のためのより速い環境に優しい代替手段を提供する。

住民投票事項1は、法執行機関、ビジネスリーダー、環境保護主義者、および安全で信頼性の高い手頃な価格の輸送手段を模索するカリフォルニア州民によって支援されている。

住民投票事項1に反対する署名者は、カリフォルニア州内の輸送改善に対する常習的反対者だ。彼らの主張は間違っている。

カリフォルニア州民は、新しく近代的で効率的な輸送手段に投資する必要がある。

住民投票事項1に賛成票を投じよう。

*www.californiahighspeedtrains.com*

**MICHAEL TURNIPSEED、**事務局長
Kern County Taxpayers Association
**JIM EARP、**事務局長
California Alliance for Jobs
**TIMOTHY McCALLION、**理事会会長
Los Angeles Area Chamber of Commerce

住民投票事項

# 2 ケージ内飼育の家畜に関する基準。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## ケージ内飼育の家畜に関する基準。州民発案による法令。

- 食用の子牛、産卵鶏、および妊娠豚は、檻に閉じ込められていても、横になったり、立ち上がったり、手足や羽を完全に伸ばしたり、自由に向きを変えたりできる環境で飼育されることを義務付ける。
- 輸送、ロデオ、品評会、4-Hプログラム、合法的な食肉解体、研究および獣医学などの目的についての例外は認める。
- 1,000ドル以下の罰金、180日間以下の禁固刑を含む、軽犯罪に処する。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 州および地方自治体では、農場経営からの税収の減少額は不明であるが、年間数百万ドルの範囲で減少の可能性がある。
- 州および地方自治体は、法の施行および起訴について多少の費用が生じる可能性があるが、罰金収入の増加で一部相殺される。

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

畜産業はカリフォルニア州において主な産業である。カリフォルニア州の農場・牧場では商業目的で4,000万頭以上の家畜が飼育されている。カリフォルニア州の主要家畜農産物は、牛乳とその他の乳製品・牛・鶏である。

近年、家畜飼育方法、およびこれらの業務が家畜の取り扱いにどのように影響しているかについて州民の意識が高まっている。特に、ケージやその他の柵など、閉鎖空間内での特定動物の飼育を含め、一部の畜産業務についての懸念が表明されている。

これらの懸念に一部応えるため、様々な畜産業で生産業務が変更されてきた。たとえば、特定産業では、一部、家畜の世話・取り扱いの改善を目的とした指針および最良実施例が作成されている。

州法は動物への残虐行為を禁止している。たとえば、閉鎖区域に動物を閉じ込める場合、そこに適切な運動場を設け、適切な避難所の利用や餌・水の摂取が可能であることを義務付けている。特に家畜に関係するその他の法律では、通常、これらの動物の人道的な輸送および食肉解体に重点を置いている。具体的な違反の内容にもよるが、違反者は、罰金、禁固、またはその両方によって罰すべき軽罪または重罪の有罪判決を受ける場合がある。

### 法案

2015年1月1日より、本法案は、特定の例外を除き、農場の妊娠豚、食用子牛、および産卵鶏が自由に向きを変えたり、横になったり、立ち上がったり、手足や羽を完全に伸ばしたりできない環境にあるケージ内飼育を禁止する。本法案では、当法律の違反者は、最高1,000ドルの罰金・最高6ヶ月の禁固刑で罰すべき軽罪の有罪判決を受ける。

### 財政的影響

影響を受ける産業を営むカリフォルニア州農家によって最も一般的に行われている飼育の現状と比較すると、本法案は、妊娠豚・子牛・産卵鶏の飼育にさらに広い空間や代替飼育方法を義務付ける。その結果、本法案は、これらの農家の一部にとって生産費用が上昇する。これらの生産費用の上昇により一部の農家の廃業、または全体的な生産・収益性の削減という範囲において、州および地方自治体の歳入が減少する可能性がある。この財政的影響の大きさは不明であるが、年間数百万ドルの範囲で減少の可能性がある。

さらに、本法案により生じる結果は未知であるが、新しい動物監禁罪で告訴された個人に対する法執行と訴追費用に対する州および地方自治体の費用は比較的少ないものとなるであろう。これらの費用の一部は、軽罪の罰金徴収からの収入で相殺される。

*住民投票事項2の本文は、82ページを参照。*

**住民投票事項 2**　**ケージ内飼育の家畜に関する基準。州民発案による法令。**

## ★　住民投票事項2の賛成論拠　★

*住民投票事項2に賛成票を、動物虐待を止めさせよう。*

住民投票事項2は、動物の虐待と非人道的な扱いを止めさせ、向きを変えたり、手足や羽を完全に伸ばせないほど小さなケージ内に家畜を押し込める慣例を終わらせる節度のある法案である。

住民投票事項2に賛成票を投じることで、動物虐待の防止、食の安全性の推進、家族経営農場の支援、環境保護を達成する。食の安全のためのカリフォルニア州民(Californians for Safe Food)という紛らわしい名前の仮面をかぶる、住民投票事項2に反対する農業関連産業の特殊利益団体は、一般の人々をだまし、動物に危害を加え、環境を汚染した前科がある。

*住民投票事項2に賛成票を投じることの意味:*

*. . . 動物虐待を防止する。*体よりわずかに大きい窮屈なケージに子牛、繁殖用豚、産卵鶏を閉じ込めるのは、絶対に間違っている。子牛は首でつながれ、過酷な檻に閉じ込められた豚は檻の金属製格子を噛み、産卵鶏はワイヤーケージに閉じ込められ、身動きが取れなくなっていることもある。我々は自分達のペットを一生汚い狭い檻の中に閉じ込めて飼うことはしないし、そのような悲惨な状態に家畜を置くべきではない。食用の動物も含め、全ての動物は人道的な扱いを受ける権利がある。

*. . . 我々の健康と食の安全性を高める。*今年、当局が学校の献立から牛肉を排除し、全米規模のリコールの始まりの元になった、チノの食肉処理工場の調査で明らかにされた、病気の牛やへたり牛の残酷な取り扱いを誰もが目撃した。工場式畜産場経営者は、このような悲惨な虐待を許容し我々の健康を危険にさらしながら、今度は過密状態の非人道的な状態で動物を飼うことは問題ないと無謀にも述べている。小さなケージに何万匹もの動物を詰め込むことは、人々に影響を与え得る動物の病気蔓延を助長する。住民投票事項2は動物にとっても、我々にとっても良いものである。

*. . . 家族経営農場主を支持する。*優れた農場慣行により食品の品質と安全性が向上されると信じているため、カリフォルニア州の家族経営農場主は住民投票事項2を支持している。これらの経営者がSafewayやBurger Kingなどの主要小売業者に供給することが増えている。工場式畜産場が手を抜き、動物保護や我々の健康よりも利益を優先すると、家族経営農場主は廃業に追い込まれる。

*. . . 大気と水域を保護し、環境を守る。*工場式畜産場経営者の操業による周辺地域への破壊的な影響のため、米国公衆衛生協会(American Public Health Association)は、新規の工場式畜産場の一時的停止を呼びかけている。工場式畜産場は、廃棄物を未処理で地上に撒くことがよくあり、水路、湖、地下水、土壌、空気を汚染する。最悪な動物閉じ込めの習慣を次第に廃止することにより、住民投票事項2は貴重な天然資源を保護するのに役立つ。カリフォルニア州水質浄化アクション(California Clean Water Action)およびシエラクラブ・カリフォルニア支部(Sierra Club California)は住民投票事項2を支持している。

*. . . 合理的で常識的な改正。*住民投票事項2は、このような過酷なケージ内飼育方法を使用する工場式畜産場経営者がより人道的な飼育方法に移行するよう、2015年までという十分な時間を与えている。アリゾナ州、コロラド州、フロリダ州、およびオレゴン州でも同様の法律を通過している。カリフォルニア州獣医、家族経営農場主、公益科学センター(Center for Science in the Public Interest)および動物農業で有名なピュー審議会(Pew Commission)、共和党および民主党の選出議員、米国聖公会およびメソジスト教会のリーダーたち、米国カトリック農村生活会議(National Catholic Rural Life Conference)、アメリカ消費者連合(Consumer Federation of America)などが住民投票事項2に賛成票を投じることを推奨している。

*www.YesOnProp2.orgを参照。*

**WAYNE PACELLE、**会長
The Humane Society of the United States
**DR. KATE HURLEY, D.V.M., M.P.V.M.、** 臨床学教授
School of Veterinary Medicine, University of California, Davis
**ANDREW KIMBRELL、**事務局長
Center for Food Safety

## ★　住民投票事項2の賛成論拠に対する反論　★

カリフォルニア州の家族が被害を受けるので、住民投票事項2に反対票を投じて欲しい。

何千もの人が職を失い、カリフォルニア州の消費者にとって卵の価格が高騰する。

UCデービス校の調査は、住民投票事項2はカリフォルニア州産の手頃な価格の安全で新鮮な卵がなくなると言っている。我々は、メキシコを含め、何千マイルも離れた場所からトラックで輸送される卵を購入することになる。

住民投票事項2に反対票を投じるのは、食の安全性と動物保護との両方を危険にさらすからである。

食品安全、獣医学、公共衛生の主要専門家は住民投票事項2に反対している。産卵鶏の近代的なケージ式飼育システムは、安全で、確固としたもので、鶏にとって人道的であり、人間の健康を守ることをこれらの専門家たちは知っている。

このような近代的なケージ式飼育システムは、十分なスペース、餌、水、光、衛生を提供し、雌鶏が立ったり、羽を伸ばしたり、向きを変えたり、座ったりできる、適切なケアと取り扱いが可能となるよう設計されている。雌鶏は、(鳥インフルエンザを運ぶ)渡り鳥や野生動物から保護され、*サルモネラ*菌を含む可能性のある自らの糞の中で飼育されたり、卵を産まないように保護されている。

実際に、住民投票事項2は、近代的なケージ式飼育システムを事実上廃止することによって、産卵鶏に害を及ぼし、動物福祉を脅かし、食品安全性および公衆衛生を危険にさらす。

危険性が高いので、住民投票事項2に反対票を投じて欲しい。

発議者は本法案が「節度のある」と述べているが、実は極端なものであり、科学に基づいた食品安全および動物保護のガイドラインを無視し、カリフォルニア州の家族の健康を危険にさらしている。

発議者は本法案が動物の取り扱いに関することと述べているが、カリフォルニア州の法律は長い間動物に対する人道的な取り扱いを義務付けており、現在もそのままである。

住民投票事項2に反対票を投じて欲しい。カリフォルニア州の食品安全を維持しよう。

**DEAN CLIVER、**食品安全学名誉教授
University of California at Davis, School of Veterinary Medicine
**MIKE KARLE, DVM、**会長
Association of California Veterinarians
**HECTOR CERVANTES, DVM、**学長
American College of Poultry Veterinarians



*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

**住民投票事項 2**　**ケージ内飼育の家畜に関する基準。州民発案による法令。**

## ★　住民投票事項2の反対論拠　★

住民投票事項2は、不必要で、危険性が高く、極端である。これは資金力のあるワシントンDCベースの特殊利益団体がスポンサーとなっており、カリフォルニア州にとって危険で高くつく。

住民投票事項2は、カリフォルニア州民を鳥インフルエンザ、*サルモネラ*汚染、およびその他の病気の危険にさらす。カリフォルニア州の農場経営者は、産卵鶏を飼育する近代的なケージ式飼育システムを使用することによって、カリフォルニア州民を鳥インフルエンザ、およびその他の病気から保護するのに役立っているのに、住民投票事項2は事実上このケージ式飼育システムを禁止している。これは、雌鶏を一日の大半野外に追いやり、事実上「ケージなし」で飼育された鶏からの卵をも禁止するほど非常に極端なものだ。

「養鶏をこのように野外へ出すことにより、渡り鳥や野鳥を始めその他の動物と直接接触し、鳥インフルエンザ、外来性ニューカッスル病、およびその他の病気のリスクの大幅増加の可能性が増える。」— 米国動物衛生協会(UNITED STATES ANIMAL HEALTH ASSOCIATION)

世界保健機関によると、養鶏から人間への鳥インフルエンザの伝染は、「非常に重い病気」の原因となり、「世界的な発生(世界的な流行)の始まりとなり得る。」

カリフォルニア州の農場経営者のほぼ全員が、カリフォルニア州食品農業局(Department of Food and Agriculture)のカリフォルニア州卵品質保証プログラム(California Egg Quality Assurance Program)に従い、食品安全と公衆衛生の最高の基準を保証している。このプログラムは、カリフォルニア産卵において*サルモネラ菌*など、食品媒体の病気を実質上撲滅してきた。実際、カリフォルニア州食品農業局によると、ほぼ十年近くカリフォルニア産卵が*サルモネラ症*の発生原因になってない。州外やメキシコなどで生産されトラックで輸送される卵は、カリフォルニア産卵と同じ食品安全における高水準を満足させるよう義務付けられていない。

住民投票事項2は、家族のために手頃な価格の安全で新鮮なカリフォルニア産卵に頼るカリフォルニア州の消費者に被害を及ぼす。消費者は、州外やメキシコなど、何千マイルも離れた場所からトラックで輸送される卵を購入させられることになる。カリフォルニア州内の家族経営農業者は廃業に追いやられる。これは、何千もの雇用を失い、経済活動において6億ドル以上の損失となり、州および地方自治体の経済を損なう。カリフォルニア産卵は値上がりする。ガソリン、住宅、基本的な食料の価格が今までになく値上がりしている状況で、カリフォルニア州民は食品にこれ以上高い費用を払うことができない。

住民投票事項2はいく種類かの家畜の*取り扱い*について言及しているが、実際は*飼育方法*についての問題を述べているので、誤解を招く恐れのある。本法案は主に産卵鶏に影響する。大半の食品安全当局者、公衆衛生専門家、獣医、動物愛護家は、雌鶏にとって可能な限りの最良のケアを提供し、鶏だけでなく、人間も同様にけが、病気、疾病から守る、近代的なケージ式飼育システムを支援している。

カリフォルニア州法は既に動物の福祉と安全を保護しているので、住民投票事項2は必要ない。

*住民投票事項2:*

- 鳥インフルエンザのリスクを増加する。
- *サルモネラ症*など、食品媒体の病気のリスクを増加する。
- カリフォルニア州卵の値段を上げする。
- カリフォルニア州での雇用が喪失し、農場経営者は廃業に追いやられる。
- 経済活動において6億1,500万ドルの損失となる。
- 地球温暖化の一因となり、環境を害する。

農場経営者、獣医、公衆衛生・食品安全専門家、消費者は、住民投票事項2に反対票を投じるよう呼びかけている。*www.safecaliforniafood.org*を参照されたい。

*住民投票事項2に反対票を投じよう。*

手頃な価格の、安全で、新鮮な、カリフォルニア州地卵を存続させよう。

**DR. CRAIG REED, DVM、**全副局長
Food Safety and Inspection Service, United States Department of Agriculture (USDA)
**DR. TIM E. CARPENTER, Ph.D.、**疫学教授
Department of Medicine and Epidemiology, School of Veterinary Medicine, UC Davis
**DR. PATRICIA BLANCHARD, DVM, Ph.D.、**支部長
University of California Animal Health and Food Safety Laboratory System

## ★　住民投票事項2の反対論拠に対する反論　★

*住民投票事項2に賛成票を投じ、動物、食品安全、および環境を保護しよう。*

工場式畜産会社は、業界に同調する「専門家」を持ち出し、虚偽の主張と論拠に乏しい科学で投票者を脅かしている。動物が、横になったり、自由に向きを変えたり、手足や羽を完全に伸ばしたりできるようにするのは、単に常識だ。それを危険だと言うのは、*ばかげている。*

科学に基づいた主要団体が*住民投票事項2を支持しており*、それには以下の団体が含まれる。

- アメリカ消費者連合(Consumer Federation of America)
- 米国動物愛護協会(Humane Society of the United States)
- 憂慮する科学者同盟(Union of Concerned Scientists)
- 畜産工業生産についてのピュー審議会(Pew Commission on Industrial Farm Animal Production)
- シエラクラブ・カリフォルニア支部(Sierra Club California)
- カリフォルニア州水質浄化アクション(California Clean Water Action)

住民投票事項2の反対者は、人間や動物よりも利益を重んじる会社から資金を提供されている。

主要な資金提供者の一社であるMoark LLCはごみ箱に生きたまま鳥を投棄し、動物虐待罪の和解金を支払った。別の一社であるUnited Egg Producersは、17名の司法長官によって、動物保護についての誤解を招きやすい主張に対し虚偽広告の容疑で告訴され和解金を支払った。

真実は、狭いケージ内の動物は、ケージのない施設の動物よりもサルモネラ症やその他の病気により感染しやすい。

費用に関する恐怖作戦の真相とは何か。業界関係の経済学者自体が、ケージ内で雌鶏が身動きの取れない状態を止めさせるのに卵一個当り一セントもかからないと認めた。

反対者は全てに関して間違っている。彼らは、食産業界の鶏の大半が、もう小さなケージに閉じ込められていないということを述べていない。また、彼らは、住民投票事項2が子牛や豚を守り、このような動物が小さな檻で耐えている悲惨さについても述べていない。

住民投票事項2に賛成票を投じよう。

*www.YesOnProp2.org*

**DR. IXCHEL MOSLEY, DVM、**会長
San Diego County Veterinary Medical Association
**NIGEL WALKER、**カリフォルニア州採卵農家
**MICHAEL JACOBSON, Ph.D.、**事務局長
Center for Science in the Public Interest

住民投票事項

# 3 子供病院公債法。助成プログラム。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 子供病院公債法。助成プログラム。州民発案による法令。

- 子供病院の建設・拡張・改装・改築・室内装飾・設備設置の資金調達のために、一般会計から償還する980,000,000ドルの一般財源保証債を許可する。
- 公債収益の80パーセントが、白血病、ガン、心臓欠陥、糖尿病、鎌状赤血球貧血、および嚢胞性線維症などの疾患を専門とする子供病院で使用されるよう指定する。
- 有資格の子供病院には、政府のプログラムへの参加資格があり、さらにその他の要件を満たす多数の子供に対し、総合的な医療サービスを提供することを義務付ける。
- 公債収益の20パーセントが、州立カリフォルニア大学の総合救急病院で使用されるよう指定する。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 州が公債の元金(9億8,000万ドル)と利息(9億3,300万ドル)の両方を30年間で償還する費用は約20億ドル。償還額は毎年約6,400万ドル。

# 子供病院公債法。助成プログラム。州民発案による法令。

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

子供病院は、幼児や子供の負傷・身体障害・病気の診断・セラピー・リハビリを行うことによって、子供専門の医療に力を注いでいる。これらの病院で医療を受ける子供達の多くは、低所得家庭の子供であり、かなりの医療を必要とする。

2004年11月の州全域総選挙で可決された住民投票事項61は、子供病院への資金調達に7億5,000万ドルの一般財源保証債の発売を許可した。住民投票事項61で資金調達を受けることが可能な病院の適格基準は、本法案でも同じである。2008年6月1日現在、住民投票事項61の資金の内、約4億300万ドルが有資格の病院に与えられている。

### 法案

本法案は、子供病院の設備向上事業のため、州に9億8,000万ドルの一般財源保証債の発売を許可する。本法案は、University of Californiaの五つの子供病院を公債資金の適格受益病院として具体的に認定する。2001~02財務年度の病院実績に基づき、本法案で指定されているその他の適格基準に合致の可能性のある子供病院が他にも存在する。これらの基準には、幼児・子供用の認可病床数が少なくとも160床あることが含まれる。図1はこれらの子供病院の一覧である。

一般財源保証債の詳細は、「州債による借入概要」と題する本投票用紙パンフレットを参照されたい。

公債発行により得られた資金は、州の子供病院の建設・拡張・改装・改築・室内装飾・設備設置・資金調達・ローン借り換えのために使用できる。資金の80パーセントは非営利子供病院が利用でき、残り20パーセントはUniversity of Californiaの子供病院が利用できる。受益金額は合計事業費用を超過することはできず、資金提供の対象となる事業は「合理的な期間内に」完了する必要がある。

子供病院は書面で資金受益を申し込む。既存の州機関であるカリフォルニア州保健施設融資局(California Health Facilities Financing Authority: CHFFA)には、助成金申込書作成の義務がある。同機関は、提出された申込書を審査し、60日以内に助成金を授与する必要がある。CHFFAによる助成金授与の決定はいくつかの要因に基づき、その要因には、政府の健康保険制度の参加資格のある子供、または貧困の子供、十分な医療を受けられない子供、もしくは保険のない子供が利用できる医療の拡大または向上に助成金が役立つかどうか、小児医療または小児患者予後の向上に助成金が役立つかどうか、さらに申し込む病院が小児教育プログラムまたは研究プログラムを促進するかどうかが含まれる。

**図1**
**公債資金受益資格のある子供病院**

| 適格認定病院—合計資金の20パーセント |
|---|
| University of California, Los AngelesのMattel Children's Hospital |
| University of California, IrvineのUniversity Children's Hospital |
| University of California, Davis Children's Hospital |
| University of California, San Diego Children's Hospital |
| University of California, San Francisco Children's Hospital |
| **適格認定の可能性のある病院—合計資金の80パーセント** |
| Rady Children's Hospital, San Diego (前Children's HospitalおよびHealth Center, San Diego) |
| Children's Hospital Los Angeles |
| OaklandのChildren's HospitalおよびResearch Center |
| Orange CountyのChildren's Hospital |
| Loma Linda University Children's Hospital |
| StanfordのLucile Salter Packard Children's Hospital |
| Miller's Children's Hospital, Long Beach |
| Children's Hospital Central California |

### 財政的影響

州に発生するこれらの公債費用は、発売時点に得られる利率およびこの借入金の償還期間によって左右される。本法案で許可される9億8,000万ドルの公債が、5パーセントの利率で発売され、30年間で償還される場合、州の一般会計にかかる費用は、元金(9億8,000万ドル)と利息(9億3,300万ドル)との両方を償還するのに約20億ドルに上る。平均元利償還額は毎年約6,400万ドルになる。管理費はCHFFAの実費または公債資金の1パーセントのいずれか小額の方に限定される。これらの費用は小額であると推定される。

*住民投票事項3の本文は、82ページを参照。*

**住民投票事項 3**　**子供病院公債法。助成プログラム。州民発案による法令。**

## ★　住民投票事項3の賛成論拠　★

我々のような重病の子供の親は、カリフォルニア州の子供病院の重要性を十分に認識している。我々の子供は必要かつ他所では得ることのできなかった特殊な医療を受けた。

毎年100万回以上、カリフォルニア州の子供病院は、最も深刻な病気および損傷を持つ子供を治療している。白血病、ガン、心臓欠陥、鎌状赤血球貧血、糖尿病、嚢胞性線維症などの致命的な病気や、その他の数え切れない稀な病状を持つ子供たちは、家庭の収入や支払能力に関係なく、地域の子供病院で毎日治療を受けている。

このような子供たちは、必要とする特殊な治療のため、カリフォルニア州全域のその他の病院や医師からこれらの卓越した子供病院へ差し向ける。子供病院の実績:

- 心臓手術の必要な子供のための入院治療の88%、
- 臓器移植の必要な子供の全手術の97%、および
- 小児ガン患者の入院治療の71%。

ぜひその光景を想像してもらいたい。

子供病院は毎日何百人もの子供の命を救っている。多くの子供が完治している。命が何年も延命された幼い子供もいる。そして、全員の生活の質が向上されている。今日、心臓欠陥を持って生まれた子供のほぼ90%が手術によって完治するか、病状を大幅に改善できる。白血病の子供の生存率は80%である。ぜひその光景を想像してもらいたい。

全ての子供に恩恵がある医学的発見や進歩の源となる地域子供病院内に、全米で有数の小児研究センターがある。住民投票事項3により、子供病院は、未熟児、臓器に欠陥を持つ新生児のために、最新の医療技術を採用する機器や特別な機器を購入できる。

住民投票事項3で増税されることはない。公債は、今後30年間以上において治療を受ける何百万名の子供たちの命への投資である。

子供病院には、毎日そこに搬送される、増加し続ける数の重病の子供やけがをした子供に対応する十分な余裕がない。住民投票事項3による資金は、子供病院が病床数増加のための建設、および必要な機器の購入を支援し、我々の子供たちが受けたのと同じ卓越した医療を確実にカリフォルニア州の子供全員が受けられるようにする。

これらの総合大学や非営利慈善病院は援助を必要とする。心臓病、嚢胞性線維症、ガンを持つ子供は、生命を脅かす衰弱性疾患を安定、治療するため、子供病院への入退院を繰り返す必要がある。子供病院には、子供の生活の質を向上し、自宅や学校生活を送るのを助ける専門医がいる。

最も重篤な子供や重傷を受けた子供が毎日子供病院で救命されている。子供病院の医師、看護師、スタッフは、あなたが普通に遭遇する人々とは違う。彼らの生涯は特別な使命に捧げられている。そしてその特別な使命は、白血病、ガン、心臓欠陥、鎌状赤血球貧血、糖尿病、嚢胞性線維症など重篤な致命的な病気を持つ子供たちを治療することである。

我々は、自分達の子供たちが受けたのと同じ医療を重症の子供や重傷を負った子供が受けるカリフォルニア州になることを想像できる。我々と一緒に想像して欲しい。子供のために子供病院を必要とする、我々の家族やその他何百万人の仲間になって欲しい。住民投票事項3に賛成票を投じよう。

**ROBIN MEEKS**、親
**MINDY VAZQUEZ**、親
**DIANE GIBSON**、親

## ★　住民投票事項3の賛成論拠に対する反論　★

我々の経済は苦境にある。家計は苦しい状態だ。州政府は財政均衡を取ることができない。現在、これ以上の負債を我々、子供たち、孫たちに負わせる時期ではない。

住民投票事項3の運動管理者には、住民投票事項3が「子供たちのため」とでっち上げることによって、投票者の感情を揺さぶれることが分っている。しかし、直接恩恵を受けるのは、医療用品メーカー、薬品会社、病院管理者、およびその他の特殊利益団体である。彼らは、この州民発案法案を投票用紙に載せ、成功させるための運動にわずかの資金を「投資」した後、10億ドル近くの納税者のお金を受け取るのだ。*これは州民発案過程の劣悪な乱用だ。*

住民投票事項3の支持者たちは、以前の「子供病院公債」(2004年住民投票事項61)で未使用の資金がまだ利用可能であるという、もう一つ重大な事実を隠している。投票者が既に許可した資金を消費する代わりに、経済が苦境に陥り、収入を得るための競争が過酷であるにも関わらず、さらに多くの資金を彼らは要求している。

発議者の主張は、「住民投票事項3で増税されることはない」である。支払をするのが誰だと、あなたに信じさせようとしているのだろうか。歯の妖精の迷信だろうか。この公債の元利(30年間で約20億ドル)は、我々の子供や孫によって支払われる。すぐに増税されるか、または学校、法執行機関、公園などその他の州の支出が削減される。「ただの食事」なんてない。

このような経済的に困難な時期に、カリフォルニア州民は、これに伴う新たな大型支出や膨大な負債を負うことはできない。住民投票事項3に反対票を投じよう。

**LEWIS K. UHLER**、会長
National Tax Limitation Committee
**TED GAINES**、カリフォルニア州下院議員
**JAMES V. LACY**、組合長
American Conservative Union


*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

**住民投票事項 3**　**子供病院公債法。助成プログラム。州民発案による法令。**

## ★　住民投票事項3の反対論拠　★

カリフォルニア州は既に大きな負債を抱え、住民の公債発行借入金の返済能力が疑わしく、州の信用格付けにより公債利息の高騰が発生するような時期に、最も重要なインフラ以外のために公債発行による負債を追加するのは、愚の骨頂と言えるくらい分別に欠けることだ。

しかし、たとえより多くの公債発行借入金が問題でなかったとしても、本法案には大変な不備がある。この可決で直接的、個人的、金銭的に恩恵を受ける特殊利益団体(病院、その管理者、スタッフ)によって金で買われたという点で、この約10億ドル公債法案は、州民発案過程のもう一つの乱用だ。

そして、これらの同じ特殊利益団体が州民発案過程を利用したのは、これが初めてのことではない。2004年、彼らは、本法案と全く同じ7億5,000万ドルの本法案を支援した。こんどはもっと金額を増加して、彼らがまた戻ってきた。しかも、以前の公債(住民投票事項61)からの何億ドルもの資金が未使用のまま残っている。これらは貧困状態の機関でないことを忘れないで欲しい。いくつかは豊富な資金供給を受けている州立カリフォルニア大学組織の一部であり、その他の子供病院も相当な民間基金の援助を受けている。

この大規模の消費法案は、州の歳出優先順位がより優れた方法で決定される通常の立法過程を回避するため、「子供たち」と言う言葉を使い正当化し、「子供病院」の支援としてでっち上げている。「子供病院」の定義を注意深く読むと、その他の患者の中でも、子供を治療する限り、*任意*の急患病院に資金の80%を提供できるということが、明らかになる。本法案の舞台裏の立役者は、玄関で料金を支払わずに入場する貧困者(不法移民も含む)のための病院に対する補償の裏取引を提供するためのように見える。

本公債法案が設備投資による向上のためにその収入を使用すると主張しているが、定義が非常に曖昧であるため、公債資金配賦についての意思決定者への「売り込み」の機知に富む創造的なグラント・ライターであれば、どんなプロジェクトにも融資または払い戻しするための資金が流れるようである。さらに、意思決定者が全員同じチームの人間であるため、「売り込み」も難しくはなく、ほぼ1,000万ドルの公債資金が「管理費用」、つまりグラント・ライターなどへの支払のために利用可能である。

本法案の資格のある任意の急患総合病院は、最高9,800万ドルの助成金を受けることができる。本法案から直接恩恵を受ける病院が、本法案のための署名運動や活動に熱心に資金提供してきたことも、驚くことではないであろう。

発議者は、あなたが「子供たちのため」という本法案のでっち上げに感情的に反応することを望んでいる。見せ掛けの言葉にだまされてはならない。あなたにはこのような特殊利益団体による州民発案過程の乱用を阻止し、将来この過程を他の者たちが乱用しないようにすることができる。

そして、子供たちや孫たちが今後30年間公債費用を負担することを忘れないで欲しい。本当に子供たちを助けたいなら、この種のさらに多くの債務を彼らに負担させないで欲しい。

**LEWIS K. UHLER**、会長
National Tax Limitation Committee
**EDWARD 'TED' COSTA**、会長
People's Advocate
**JON FLEISCHMAN**、出版者
Flashreport.org

## ★　住民投票事項3の反対論拠に対する反論　★

子供病院の反対者は、「最も重要なインフラ以外のもののために公債発行による負債は、分別に欠けることだ」と述べている。

外傷や、ガン、白血病、心臓欠陥、鎌状赤血球貧血、嚢胞性線維症などの病気を持つ百万人以上のカリフォルニア州の子供たちを毎年治療する病院に投資することよりも、重要なこととは一体何であろうか。新生児治療や子供の臓器移植のための技術や施設よりも無くてはならないインフラとは何だろうか。

住民投票事項3は、今後30年にわたり命が助かるカリフォルニア州の子供たちの健康への投資だ。

住民投票事項3の厳格な資格基準を満たす総合大学および非営利慈善の子供病院は、カリフォルニア州内の最も重篤な病気の子供および負傷した子供に100%献身している。子供病院公債基金は、州財務長官に対する厳格な説明義務があり、州財務長官によって管理される。そして住民投票事項3は、元利合わせて、今まで最も小規模の公債の一つである。

子供たちの救命に専念する人々の誠実さについて攻撃するとは、これらの反対者は度が過ぎている。これら三名の男性は、このような素晴らしい仕事をしている人々が、公債から「直接的、個人的、金銭的に恩恵を受ける」と無謀にも論議している。彼らの全ての論議は、意地悪で、偽善的で、虚偽である。住民投票事項3は、見返りが . . . 値段の付けようのない堅実な投資である。

我々のような重病の子供の親は、カリフォルニア州の子供病院の重要性を十分に認識している。我々の子供は必要かつ他所では得ることのできなかった特殊な医療を受けた。

住民投票事項3に賛成票を投じて欲しい。

**ROBIN MEEKS**、親
**MINDY VAZQUEZ**、親
**DIANE GIBSON**、親

住民投票事項

# 4 未成年者の中絶前の待機期間および保護者への通知。州民発案による憲法改正案。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 未成年者の中絶前の待機期間および保護者への通知。州民発案による憲法改正案。

- 医師が未成年者の親または法定後見人に通知した後の48時間まで、法的に独立していない未成年者への中絶を禁止するよう、カリフォルニア州憲法を改正する。
- 医師が親を法執行機関または児童保護局に報告した場合、特定の成年親族への通知を許可する。
- 医療上の緊急事態または親からの免責同意書がある場合、通知要件に例外が適用される。
- 裁判所が未成年者の成熟度または最善の利益についての明瞭で説得力のある証拠に基づいて、通知を差し控えることを許可する。
- 医師から出される未成年者への中絶の報告を含め、報告要件を規定する。
- 違反があった場合、医師に対する損害賠償を許可する。
- 例外はあるが、未成年者の中絶同意書を義務付ける。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 州には、保健・福祉プログラム、裁判所および州健康機関の運営を合わせて年間数百万ドルの純費用が生じる可能性があるが、その費用は不明である。

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

1953年、未成年者が、親の同意または親への通知なしに、成人が利用可能なものと同種の妊娠医療を受けることができる州法が施行された。同法律およびこの時期以降の中絶に関係した法律的展開に基づき、未成年者は、親の承諾または親への通知なしに中絶を受けることができた。

1987年、州議会は、中絶前に親または裁判所のいずれかから承諾を得ることを未成年者に義務付けるよう同法律を改正した。しかし、法的な異議申し立てがあったため、同法律は施行されることなく、最終的に1997年、カリフォルニア州最高裁判所によって無効となった。その結果、現在、カリフォルニア州の未成年者は、成人と同じ範囲の中絶を受けることができる。これには、低所得者のためのMedi-Cal医療プログラムなど、州の多様な医療制度に参加する未成年者も含まれる。

### 法案

#### 通知義務

本法案は、特定の例外を除き、医師(または未成年者の代理人)は、中絶実施の少なくとも48時間前に、妊娠した未成年者の親または法定後見人に*通知*することを義務付けるようカリフォルニア州憲法を改正する。(本法案では、医師または未成年者は、親または後見人から承諾を得ることを義務付けられていない。)本法案は、「法的に独立していない」未成年者への中絶のみに適用される。本法案において法的に独立していない未成年者とは、法的に有効な婚姻が成立していない、合衆国軍の現役所属者でない、かつ親または後見人の保護および州法の管理を受けていないことが宣言されていない18歳未満の女子と規定している。

医師は、以下の二つのいずれかの方法で必要な通知を行う。

***通知書の個人的な手渡し。***たとえば、親が検査室まで未成年者に付き添うときなど、親または後見人に書面での通知を個人的に手渡す。

***郵便通知。***医師は配達証明書を要請し、かつ通知の配達が通知すべき親または後見人に限定されている限り、通知書を親または後見人に書留郵便で郵送できる。同時に、この通知書の写しも親または後見人に普通郵便で郵送しなければならない。この方法では、通知書の消印日から2日目の正午現在に通知されたものと見なされる。

### 通知義務の例外

本法案では、親への通知義務は以下の場合、例外となる。

***医療上の緊急事態。***死亡を防ぐために中絶が必要である、または中絶遅延が「重要な身体機能に重大かつ取り返しのつかない障害をもたらす深刻な危険がある」と、未成年者のカルテ内で医師が証明する場合、この通知義務は適用されない。

***親または後見人によって承認された免責同意書。***未成年者の親または後見人は、医師のために免責同意書を記入完了の上、署名することで、通知義務を免責できる。親または後見人は、免責同意書が(1)30日間、(2)特定の日付まで、または(3)未成年者の18歳の誕生日までのいずれかの期間、有効であることをこの用紙で明記する必要がある。親または後見人が医師まで個人的に手渡さない場合、用紙を公証してもらう必要がある。

***成人親族への通知および虐待の報告。***未成年者が(1)通知すべき親から身体的、性的、または重度の精神的な虐待を恐れていること、および(2)そのような恐れは親からの虐待パターンにもとづくことの二点を書面に記載する場合、医師は親の代わりに成人親族に通知できる。本法案では、成人親族は、未成年者の祖父母・継親・里親・叔母・叔父・兄弟姉妹・半血の兄弟姉妹・いとこで、少なくとも21歳に達した者と規定している。成人親族への通知方法は、親へのものと同一でなければならない。さらに、本法案は、適切な法執行機関または児童保護局に児童虐待の事実または疑いがあることを書面で報告するよう医師に義務付ける。さらに、虐待報告事実を親族に知らせる書簡を通知に同封するよう医師に義務付ける。

***裁判所によって承認された免責。***妊娠している未成年者は通知義務を免責するよう少年裁判所に申請できる。裁判所は、未成年者が、自分が中絶を受けるべきか、または通知が自分にとって最善ではないことを判断するのに十分成熟し、十分な知識を持っていると認める場合、これを許可できる。免責が却下された場合、未成年者はこの決定について上訴裁判所に異議を申し立てられる。

免責を申請する未成年者は、裁判所費用を支払う必要がなく、この件において裁判所によってその他の支援を受けられ、さらに裁判所指定の弁護士を得る権利がある。未成年者の本人情報は明かされない。通常、裁判所は免責申請を受理してから三営業日以内に審理し判決を下す。上訴裁判所は、通常、四営業日以内に審理し上訴判決を下す。

また、本法案では、裁判所が身体的、性的、または精神的な虐待の証拠を認めた場合、裁判所は、適切な法執行機関または公立児童保護局にその証拠を参照させるよう規定する。

### 州への報告義務

本法案は、法的に独立していない未成年者に中絶を行った一ヶ月以内に、州の保健省(Department of Health Services: DHS)[1]に特定の情報を報告するための用紙の提出を医師に義務付けている。報告用紙には、中絶実施日と実施施設、未成年者の誕生年月、未成年者に関するその他の特定の情報、および中絶を実施した状況などの記載事項が含まれる。医師が提出するこの用紙では、未成年者、親、または後見人の名前は示さない。これらの用紙を基に、同省は公開される年次報告書で未成年者の中絶に関する特定の統計情報をまとめる。

[1] 2007年7月1日付けで、DHSは医療省(Department of Health Care Services)と公衆衛生省(Department of Public Health)の二つの省に分割された。本法案では、これらの省のいずれがこれらの活動を実施し、関係費用を被るかを指定していない。

*住民投票事項4の本文は、84ページを参照。*

本法案では、裁判所は、上訴の申請件数、承諾件数、拒絶件数を州の裁判官会議に毎年報告する義務がある。これらの報告書は一般公開される。また本法案では、裁判官会議が上訴申請の未成年者のプライバシーを守る報告方法を規定するよう義務付けている。

### 処罰

未成年者に中絶を実施した者および本法案の諸条項を順守しない者は、不当に通知を否定された未成年者、法定代理人、または親もしくは後見人によって起こされる民事訴訟の損害賠償について責任がある。本法案は、特定の状況において、当該訴訟は未成年者の18歳の誕生日またはそれを過ぎてから4年以内に開始されるよう規定している。未成年者または医師以外の者が、親または後見人に中絶を通知したという虚偽の情報を故意に提供した場合、罰金を伴う軽罪で有罪となる。

### 強制からの救済

本法案は、未成年者が中絶を強制される場合、少年裁判所の救済を求めることを未成年者に許可する。裁判所はそのような事例を性急に考慮する必要があり、強制の阻止に必要なあらゆる対策を取ることができる。

## 財政的影響

本法案による州政府への財政的影響は、これらの新しい義務が中絶および出産に関係する未成年者の行動にどのように影響するかに大きく左右される。他州における類似の法律に関する調査によると、本法案によるカリフォルニア州の未成年者出産率への影響は、あってもわずかである。カリフォルニア州の未成年者出産率が増加した場合、州の純費用、保健・福祉プログラム、裁判所および州健康機関の運営を合わせても年間数百万ドルを超過することはないであろう。以下に可能性のある重大な財政的影響について検討する。

### 州の医療プログラムに対する節約および費用

本法案で提案されているものと類似する法律がある他州の調査によると、カリフォルニア州内の未成年者中絶数は減少する可能性がある。カリフォルニア州で実施される中絶数のこの減少は、減少程度は不明であるものの、カリフォルニア州の未成年者が他州で受ける中絶数の増加で相殺される可能性がある。本法案の結果、一部の未成年者は妊娠しないようにするため、この年齢層の中絶数はさらに減少するであろう。いずれの理由にせよ、本法案がカリフォルニア州での総中絶数を削減する場合、未成年者に医療を提供するMedi-Calプログラムや州におけるその他の医療プログラムで実施される中絶数が少なくなる可能性もある。具体的な節約の程度は不明であるが、これは上記のプログラムにとって節約となる。

また、金額は不明であるが、本法案は州の医療プログラムに追加の費用を生じさせる可能性がある。本法案により、未成年者の中絶数の減少、および公的資金調達を受ける医療に参加資格のある低所得家庭の子供の出産率の増加が生じる場合、州は追加の費用を被る。これらの費用には、妊娠中の医療、出産、産後ケアの費用が含まれる可能性がある。

上記またはその他の関連費用および節約要因がある場合、このような事項による州財政への基本的な影響は、毎年数百万ドルの費用を超過することはないであろう。医療を提供するプログラムに州が支出する総費用と比較すると、これらの費用は大きなものではない。2007~08年度において、Medi-Calプログラムだけでも、州は141億ドルを支出することが推定される。

### 州健康機関の運営費用

州は、本法案の施行に必要な新規用紙の作成、医師による報告体系の確立、および未成年者の中絶統計を含む初回年次報告書の作成など、最高35万ドルの初年度の費用を計上する。州の本法案施行の継続費用は年間15万ドル相当になる可能性がある。

### 少年裁判所および上訴裁判所の運営費用

主に、未成年者が通知義務の免責を裁判所に申請できるようにする諸条項がある結果、本法案により州の裁判所費用が上昇する。これらの費用の大きさは不明であるが、主に免責申請する未成年者数にもよるが、年間数百万ドルに達する見込みである。これらの費用は、2007~08年度で22億ドルと推定される州の裁判所総支出と比較すると大きくない。

### 福祉プログラム費用

本法案により一部の未成年者の中絶断念および低所得層の未成年者出産率の増加が生じる場合、貧困家庭への現金援助およびサービスに対する支出は、カリフォルニア州就労機会および子供に対する責任(California Work Opportunity and Responsibility to Kids: CalWORKs)プログラムで増加する。これらの費用が生じても、費用の大きさは年間数百万ドルを超えることはないであろう。CalWORKsプログラムは州政府および連邦政府の両方からの資金で支援されているが、CalWORKsの連邦政府からの総資金には上限があるため、これらの追加費用は州が負担することになるであろう。2007~08年度州政府および連邦政府資金において約53億ドルかかると推定されるCalWORKsの総支出と比較すると、これらの費用は大きくない。これらの状況において、州および郡の児童福祉費用および里親制度費用にわずかな上昇も見られるであろう。

*住民投票事項4の本文は、84ページを参照。*

## 住民投票事項 4　未成年者の中絶前の待機期間および保護者への通知。州民発案による憲法改正案。

### ★　住民投票事項4の賛成論拠　★

*医師が家族に通知することなく、未成年者を妊娠させた成人男性*でさえも、誰でも化学薬品や手術による中絶のために未成年者を連れて行けるというカリフォルニア州法の抜け道をなくすときだ。これらの未成年者を食い物にする者は、自分たちの犯罪を隠すため、少女たちを学校に通学させないようにすることもできる。

*Sarahが内緒の中絶を受けたのは、まだ15歳のときだった。数日以内に高熱が出た。彼女が重病になった理由や経緯を知るものは誰もいなかった。入院し、頸部断裂で致命的な感染症にかかっていることを医師が診断したときは、もう手遅れだった。Sarahは死んだ。この中絶について家族の誰かが知っていたら、Sarahの命を救うことができた。*

Sarahの法律である住民投票事項4は、医師は、18歳未満の少女に中絶を行う前に、親、または親による虐待がある場合は祖父母、叔母、姉妹など、*別の成人親族*に通知することを義務付ける。親の同意は必要ないが、少女の成人保護者は、全ての選択肢を彼女に理解させ、適切な看護を保証し、医療履歴を提供できる。

過去25年以上の間、住民投票事項4に類似する法律が30以上の州で施行されている。*これらの法律は、未成年者への危険や危害なしに、未成年妊娠および性感染症を減らす。*

医療専門家および立法者は、*家族が子供たちの医療上の状況を知っており*、健康および安全性のリスクについて知らされているとき*子供たちはより安全であるということを認識している*。新しいカリフォルニア州法は、未成年者が日焼けサロンを利用する前に、親が同意書を個人的に手渡すことを義務付けている...

それなのに、少女は*家族への通知なしに*中絶を受けることができ、これは少女の安全性を危険にさらすばかりか、*生命さえも危険にさらす可能性がある。*

*中絶が内緒にされていると、成人性犯罪者は野放しになる。*Sarahの法律は、幼い性犯罪被害者を保護する。

*家族計画連盟(Planned Parenthood)は14歳の少女に中絶を行い、同行した成人性犯罪者の要請で、少女と直ぐにセックスできるよう、Depo-Proveraを注射した。*

*中絶施術者は、これらの犯罪を法執行機関に報告していない。*家族なら報告する。

*強姦した23歳の男が少女を中絶のために連れてきたが、家族計画連盟は、その13歳の少女に対する性的虐待を報告しなかった。この内緒の中絶の後、この男は再度少女を妊娠させ、少女は二度目の中絶を受けた。*

悲しいことに、内緒の中絶の被害者リストは長くなる一方だ。Sarahの法律がなければ、大半の親は、未成年者が中絶を求めていることを知ることはない。

*秘密にしておくことにより、虐待が続き*、家庭内での虐待でさえ続く。Sarahの法律は、虐待が報告され、少女の健康と安全が最優先されることを保証することによって、弱い立場の少女を保護する。

*SARAHのような幼い少女が一人で*、最悪の場合は*性犯罪者によって強制され、内緒の中絶に伴う身体的および感情的なリスクに直面しないようにさせよう。*

*住民投票事項4に賛成票を投じることによって*、我々の娘の保護と児童性犯罪者の阻止を呼びかける医師、看護師、教師、親、法執行機関の仲間に加わろう。

www.YESon4.net

**BARBARA ALBY**、作家
California's "Megan's Law" Child Protection Legislation
**JOSEPH R. ZANGA, M.D., FAAP**、前会長
American Academy of Pediatrics
**TONY RACKAUCKAS, J.D.**、地方検事
オレンジ郡

### ★　住民投票事項4の賛成論拠に対する反論　★

カリフォルニア州家族計画連盟は、上記の悲劇とは何の関係もない。

実際、このような事件はカリフォルニア州では一切発生していない。

あなたが住民投票事項4の本当の危険を無視するよう、発議者はばかげた容疑をあなたに信じさせたいのだ。

騙されないで欲しい。

実世界では、このような法律は、未成年者に強制的に親と話させることはできないばかりか、不法で危険な中絶を求め、国境を越えさせたり、自殺さえも考えさせる原因となり得る。

住民投票事項4:

未成年者の中絶を減らさない。
未成年者を危険にさらす。
医師に対する訴訟を助長する。

真実:

- 「SARAH」(本名Jammie Garcia Yanez-Villegas)は、一児の既婚の母であり、1994年テキサス州で死亡。住民投票事項4のいかなる条項でも彼女の悲劇的な死を防げなかったであろう。
- 家族計画連盟は、性犯罪者ではなく、未成年者を守る。そのスタッフは、児童虐待についての報告義務の法律を全て順守している。家族計画連盟の97%は予防医療、総合的な性教育、およびガン検診に関係する。
- 妊娠した未成年者が支援を必要とするとき、家族計画連盟のケア・カウンセラーは親に相談するよう勧め、大半がそれに従い、...虐待の証拠が見つかれば、それを報告する。

支持者は、自身の政治的課題を推進するため恐怖心を不当に利用しており、*The San Diego Union Tribune*は、彼らの本当の目的は中絶を禁止することであると報告している。

親は未成年者の生活に道徳的に正しく関与することを望んでいるが、過激主義者はとんでもない容疑をでっち上げ、住民投票事項4の真の危険な結末から投票者を遠ざけようとしている。未成年者への危険についての真実の詳細は、www.NoOnProposition4.orgでご覧いただきたい。

最も重要なことは、未成年者の安全を維持することだ。ぜひ反対票を投じて欲しい。

**KATHY KNEER**、会長
Planned Parenthood Affiliates of California
**DR. RAQUEL ARIAS**、副学部長
産婦人科(Keck School of Medicine)
University of Southern California
**DR. JEANNIE CONRY**、会長
American College of Obstetricians and Gynecologists、第IX区



*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

**住民投票事項 4**　**未成年者の中絶前の待機期間および保護者への通知。州民発案による憲法改正案。**

## ★　住民投票事項4の反対論拠　★

住民投票事項4は未成年者を危険にさらす。

米国小児科学会カリフォルニア州地区
(AMERICAN ACADEMY OF PEDIATRICS)、
カリフォルニア州医師会
(CALIFORNIA MEDICAL ASSOCIATION)、
カリフォルニア州家庭医協会
(CALIFORNIA ASSOCIATION OF FAMILY PHYSICIANS)、
米国産科婦人科学会
(AMERICAN COLLEGE OF OBSTETRICIANS AND GYNECOLOGISTS)、第IX地区、
カリフォルニア州教師協会
(CALIFORNIA TEACHERS ASSOCIATION)

およびカリフォルニア州全域の親は、住民投票事項4に反対票を投じるようあなたに要請している。

通知義務の法律は*いかにも聞こえが*良いが、実世界では未成年者を本当の危険にさらす。

親に相談できない妊娠し怯えた未成年者は、行き場がなく絶望感を感じることがある。彼女のために必要なカウンセリングおよび安全な医療を求める代わりに、彼女は危険で不法な中絶を求め、国境を越えさせたり、自殺さえも考えるかもしれない。

住民投票事項4は危険だ。

親は未成年者の生活に道徳的に正しく関与することを望んでいる。我娘が妊娠したら、親に相談してくれることを望んでいる。しかし、実世界では、未成年者が全てについて話し合える家庭を持っておらず、たとえ良い家庭であっても、多く未成年者は妊娠などの傷つきやすい話題について話すことができない。

理由が何であれ、もし我娘が親に相談できない場合、最も重要なことは彼女たちの安全を守ることである。新しい法律は未成年者が親に相談するよう強制できないばかりか、不法な中絶 . . . またはそれ以上に最悪な事態に彼女たちを追いやる可能性がある。

住民投票事項4は危険な家庭内の未成年者を守らない。妊娠し怯えた未成年者は、医者にも行かず、虐待の事実も主張せず、彼女が戻らなければならない同じ家で、法執行機関が家に来るまで待ったりしない。彼女は全く保護を求めないかもしれない。

住民投票事項4は「家族の関与」についてではない。家族への通知は、同じ町に住んでいない別の親戚に送付される州作成の形式的な手紙に過ぎない。住民投票事項4は、カウンセリングの必要性および危機にあるときにその他の成人が彼女を助ける必要性も全く含まれていない。住民投票事項4は最も弱い立場になる未成年者を危険な状況に置き、 . . .

または裁判所に行くよう強制する。

彼女が妊娠し、両親に相談できず、既に絶望的であることを、考えて欲しい。彼女が裁判所に行き、人間味のない裁判所で知らない裁判官に彼女の人生の最も個人的な詳細を明かしたりはしない。彼女の必要とするものは裁判官ではなく、直ちに必要なのは親身なカウンセラーであり、安全で質の高い医療である。

通知義務の法律は、両親に相談できない妊娠し怯えた未成年者に危険な行動を取らせる。

そして、もし切羽詰って、未成年者が不法な中絶、自己誘発の中絶、または闇中絶に走った場合、重傷を負い、死亡することもある。

家族との真の意思の疎通は、予定しない妊娠が生じるずっと以前に始まっていなければならない。我々の娘を守る最善の方法は、年少の頃から、禁欲を含め、責任ある適切な性行動について話し合い、相談できる環境を育て始めることである。

法律が家族の意思疎通を義務付けることはできなし、このような義務的法律は*いかにも聞こえが*良いが、実世界では未成年者を*本当の*危険にさらす。

未成年者を守るため、住民投票事項4に反対票を投じて欲しい。

**DR. MYLES B. ABBOTT、**会長
American Academy of Pediatrics、カリフォルニア地区
**DONNA GERBER**
California Nurses Association
**NANCY SCHUBB、**会長
California Association of School Counselors

## ★　住民投票事項4の反対論拠に対する反論　★

通知義務の法律は30州以上で少女を守り、最高25年間施行されてきた。

だから、法執行機関は住民投票事項4を支持する。

慎重に反対論拠を読んで欲しい。「かもしれない」とか「もし」と言っていることに注目していただきたい。本当の話は存在しない。通知義務に関する法律によって危害を受けた「本当の」未成年者の例は一つとしてない。それは今まで起こったことがないからだ。

反対者は、何百万人の少女の内、通知義務に関する法律によって危害を受けた本当の未成年者を一人も見つけることができなかった。

その間、内緒の中絶の被害者リストは長くなり続ける。

*12歳の少女は成人男性にアルコールを飲まされ、酔いつぶれたときに強姦された。数週間後、強姦者の母親が彼女を中絶クリニックに連れて行き、その後自宅から30マイル離れた場所で彼女を置き去りにした。取り乱した少女の母親が捜索願を出した後、警察がやっと彼女を見つけた。即座に治療を受けなければ死亡し得た重篤な中絶合併症を起こしていた。*

*Adam Gault、41歳は、麻薬と仕事を約束し、14歳の少女を自宅からおびき出した。約束とは違い、彼女は、この男の家で囚われの身となり一年間性の奴隷にされた。妊娠したら、Gaultは家族計画連盟で少女の中絶を手配した。家族計画連盟は少女の虐待を報告しなかった。*

内密の中絶は、少女に対するさらなる性的虐待、妊娠、中絶、性感染症などを生じやすくする。性犯罪者は新しい被害者を自由に餌食にする。

内密の中絶および性犯罪者によって被害者となった、実世界の実在の少女を守る*住民投票事項4に賛成票を投じて欲しい。*

*www.YESon4.net*

**MARY L. DAVENPORT, M.D.、**特別会員
American College of Obstetricians and Gynecologists
**THOMAS MURPHY GOODWIN, M.D., FAAP, FACOG**
産婦人科学教授
Keck School of Medicine, University of Southern California
**ROD PACHECO、J.D.、**地方検事
リバーサイド郡

住民投票事項

# 5 凶暴性を伴わない麻薬犯罪。判決・仮釈放・リハビリテーション。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 凶暴性を伴わない麻薬犯罪。判決・仮釈放・リハビリテーション。州民発案による法令。

- 麻薬等犯罪の有罪者を対象とした治療プログラムの向上・拡大に年間460,000,000ドルを割り当てる。
- 裁判所が特定の麻薬犯罪者、麻薬治療規則違反者、または仮釈放中の規則違反者を投獄できる権限を制限する。
- 特定の麻薬犯罪者に対する仮釈放期間を大幅に短縮し、深刻かつ凶暴な重罪犯に対する仮釈放期間を延長する。
- 矯正・リハビリテーション局の権限を二名の長官で分割し、内一名は六年間の一定任期を務め、もう一名は州知事の希望する期間の任期を務める。副長官は五年任期とする。
- 仮釈放およびリハビリテーションに関する方針を監督する19名の委員会を設ける。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 州が州刑務所服役者・仮出所者・出所者対象の麻薬治療・リハビリテーションのプログラム拡大のために主に支出する費用は、長期的に増加し、その費用は10億ドルを超過する可能性がある。
- 主に刑務所および仮釈放に関する運営費削減のため、州は長期的に節約し、その節約額は年間10億ドルを超過する可能性がある。
- 州は一回限り純刑務所設備投資費を節約するが、その節約額は最終的に25億ドルを超過する可能性がある。
- 郡の運営費および設備投資費に対する財政上の基本的な影響は不明である。

## 州議会アナリストによる分析

### 概要

本法案は、(1)犯罪者のための麻薬治療ダイバージョン・プログラムの拡大、(2)仮釈放監視手順の変更、刑務所プログラムと仮釈放リハビリテーション・プログラムの拡大、(3)リハビリテーション・プログラムの参加と実績に基づき服役者の刑務所収監期間の短縮許可、(4)マリファナ所持についての特定刑罰の減刑、および(5)犯罪者のための州のリハビリテーション・プログラムと仮釈放プログラムの管理に主に関係する州法に様々な変更を行う。以下に各法案、および州政府および地方自治体へのこれらの法案の総合的な財政的影響について述べる。

### 法案

#### 麻薬治療ダイバージョン・プログラムの拡大

#### 背景

***保護観察および仮釈放。*** 現在、裁判所は、定期的な出頭報告など特定要件を満たしつつ、成人と青少年との両方の犯罪者を地域社会内で監督することができる。郡の保護観察官によって監護される犯罪者は、「保護観察対象者」である。禁固刑を満了した犯罪者および州によって監護される犯罪者は、「仮釈放者」である。

***三種類の犯罪。*** 州法には、重罪、軽罪、違反といった基本的な三種類の犯罪がある。最も厳しい犯罪である重罪は、州刑務所または郡拘置所への収監、罰金、地域社会内で郡の保護観察官による監護、またはこれらの刑罰を組み合せた判決となる可能性がある。一部の重罪は、州刑務所での収監期間の延長など、追加の刑罰が科せられる凶悪犯罪または深刻な犯罪として法律で指定されている。

軽罪は重罪ほど深刻なものとは見なされず、拘置所への収監、保護観察、罰金、または保護観察の対象とはならないが、裁判所が科す一定条件付きの地域社会への釈放となる可能性がある。州法は、特定の麻薬犯罪を「暴力を伴わない麻薬所持の犯罪」と定義し、重罪か軽罪のいずれかとなる。特定の交通法違反を含む、違反は、刑務所または拘置所への収監には至らない。

**州議会アナリストによる分析**　　**続き**

***州刑務所システム。***州は、33ヶ所の州刑務所とその他の施設を運営しており、2008年5月現在、合計約171,000名の成人服役者数となっている。2008~09年度のカリフォルニア州矯正更正局(California Department of Corrections and Rehabilitation: CDCR)の運営費用は約100億ドルと推定されている。服役者一人当たりの年間投獄費用は約46,000ドルと推定される。全服役者が利用できる常設ベッドの数が十分ないため、州刑務所システムは現在過密状態になっている。その結果、体育館およびその他の部屋を一部の服役者の部屋に改装している。

## 成人ダイバージョン・プログラムの新設

***三種類のシステム。***現在、いくつかのプログラムは、麻薬関係の犯罪者または薬物乱用犯罪者が、刑務所または拘置所への収監からその他の刑罰への移行を許している。(これらのプログラムについては下記のボックスで説明する。)本法案は、これらの既存プログラムを拡大し、新しい三種類の麻薬治療ダイバージョン・プログラムで置き換えるものである。図1に犯罪者に適格な種類および参加期間をまとめる。

***これらの変更による全体的な影響。***一般に、新しい種類I、II、およびIIIは、ダイバージョンに適格な犯罪者の種類を拡大し、主にその役務のための資金増加によって提供範囲を拡大・強化する。一般に刑法第1000条の現プログラムの参加者は麻薬治療を自費で支払う必要があるが、本法案は、通常、種類I、およびその他の種類の治療参加者のため郡に資金を提供する。通常、全三種類の参加者は、評価によって必要と判断されたものと同じ種類の麻薬治療を受ける。これには、診療所または居住施設での治療、メタドンなどの薬物施薬、または精神衛生業務の提供などが含まれる。

しかし、三種類のプログラムは、適格要件、参加期間、監督レベル、および麻薬治療ダイバージョン・プログラムの規則違反者または新たな麻薬関係の犯罪者に課し得る、たとえば刑務所または拘置所への収監など、制裁の時期および方法に違いがある。本法案は、種類Iに失敗した犯罪者を、さらに厳しい制裁を受け得る種類IIに移すことを許可する。同様に、種類IIに失敗した犯罪者を、さらに厳しい制裁を受け得る種類IIIに移すことを許可する。本法案はまた、犯罪者が指定の治療を開始しない場合、追跡審問を義務付ける。

最後に、本法案は、本法案およびその他の麻薬方針の問題からの影響についてのデータの収集・出版、特定の報告書、および調査を義務付ける。

***資金調達条項。****2007~08年度予算法*は、治療プログラムおよび許容されるその他の活動を支援するため住民投票事項36で新設された薬物乱用治療信託基金(Substance Abuse Treatment Trust Fund: SATTF)に一般会計から1億ドルを割り当てた。本法案による一般会計からSATTFへの割当金額は、2008~09年度後半に1億5,000万ドル、2009~10年度に4億6,000万ドル、以後毎年、生活費および人口を調節して増加する。本法案は、特定の管理費用およびプログラム費用に資金を取り置いた後、残りの金額を種類Iのプログラムに15パーセント、種類IIのプログラムに60パーセント、種類IIIのプログラムに10パーセントを割当てる。

### 既存の麻薬治療ダイバージョン・プログラム

通常、州法は、犯罪者に対し三種類の主な麻薬治療ダイバージョン・プログラムを認めている。

- ***刑法第1000条。***刑法第1000条および関係する法令では、「判決登録の猶予」手続きにおいて、麻薬犯罪の前歴のない特定麻薬所持犯は、通常、自費で支払う麻薬教育プログラムまたは治療プログラムに送られることがある。これは、麻薬所持の有罪判決を受けているが、判決言渡し手続きが猶予されていることを意味する。18ヶ月から三年後、麻薬治療プログラムを完了し、問題を起こさなかった場合、犯罪者への告訴が取り下られ、犯罪記録は残らない。
- ***住民投票事項36。***2000年11月に投票者によって可決された住民投票事項36は、暴力を伴わない麻薬所持罪として指定された特定犯罪の有罪犯のために麻薬治療ダイバージョン・プログラムを設置した。住民投票事項36では、犯罪者は、刑務所または拘置所への収監の代わりに、保護観察および治療を言い渡されることがある。一部の仮釈放規則違反者も住民投票事項36のダイバージョン・プログラムへの資格がある。住民投票事項36は、麻薬治療プログラムの条件を違反した犯罪者または新たな麻薬所持犯罪を犯した者に対する、刑務所または拘置所の収監など制裁措置を科す時期および方法を制限している。
- ***麻薬裁判所。***成人重罪犯のために実施されている麻薬裁判所プログラムでは、麻薬犯罪を含む多種の犯罪で告訴された者または有罪判決を受けた特定犯罪者は、投獄の代わりに、治療に送られる。麻薬裁判所プログラムの参加者は、裁判所(さらには保護観察官および麻薬治療提供者)による定期的な監視の対象となり、参加者が麻薬プログラムの規則に従わない場合または新たに犯罪を犯した場合、制裁措置を科す時期と方法については裁判官の裁量に通常委ねられる。

*住民投票事項5の本文は、86ページを参照。*

**図1**
**住民投票事項5**
**種類I、II、およびIII—参加の適格性および期間**

| | 適格要件 | ダイバージョン期間 |
|---|---|---|
| **種類I** | ***対象者:***<br>• 判決登録猶予プログラムに適格な、暴力を伴わない麻薬所持犯罪で告訴された者。検事は、犯罪者が不適格である証拠を示す責任がある。<br>• 暴力を伴わない一つ以上の麻薬所持犯罪で告訴された犯罪者。<br>***対象外者:***<br>• (1)暴力を伴う犯罪または深刻な犯罪で現在または以前に有罪判決を受けた犯罪者、または(2)過去五年以内に重罪の有罪判決を受けた犯罪者。ただし、暴力を伴わない麻薬所持で以前に一回有罪判決を受けた犯罪者は、資格がある。<br>• 通常、麻薬以外の犯罪で告訴された犯罪者は除外されるが、裁判官には参加を許可する裁量がある。 | • 6~18ヶ月。 |
| **種類II** | ***対象者:***<br>• 通常、治療および保護観察の判決を言い渡された、暴力を伴わない麻薬所持有罪犯。<br>***対象外者:***<br>• 種類Iに適格でない犯罪者は含めることができない。<br>• 暴力を伴う犯罪または深刻な犯罪で以前に有罪判決を受けた犯罪者は、通常除外される。ただし、過去五年以内に刑務所に収監されていない犯罪者および特定の重罪または軽罪で有罪判決を受けていない犯罪者は、資格がある。<br>• 特定の麻薬を所持し、かつ武装していた犯罪者、または過去30ヶ月内で五件以上の何らかの犯罪で有罪判決を受けた者は除外される。<br>• 新たな麻薬容疑と同時にその他の重罪または軽罪で有罪判決を受けた者は除外される。ただし、裁判官は、犯罪者に種類IIのダイバージョン・プログラムに適格な軽罪で有罪判決を言い渡すことができる。 | • 通常最高12ヶ月。<br>• 裁判所は、最高24ヶ月間、二回までの6ヶ月延長を命令できる。 |
| **種類III** | ***対象者:***<br>• 通常、種類IIの資格のない、暴力を伴わない麻薬所持犯罪を犯した者。<br>• 薬物乱用または薬物中毒のための種類IIIのダイバージョンに資格のある、暴力を伴わないその他の犯罪を犯した者。<br>• 過去30ヶ月以内に五件以上の有罪判決を受け種類IIから除外された犯罪者は、特に種類IIIの資格がある。<br>***対象外者:***<br>• 暴力を伴う重罪または深刻な重罪犯は、通常、種類IIIから除外される。ただし、地方検事によってダイバージョンが求められた場合、当該犯罪者はプログラムに含められる場合がある。 | • 通常最高18ヶ月。<br>• 裁判所は、最高24ヶ月間、二回までの3ヶ月延長を命令できる。 |

本法案で新設される23名のメンバーからなる州の治療ダイバージョン監督説明責任委員会(Treatment Diversion Oversight and Accountability Commission)は、SATTF基金の用途・配賦、および義務付けられるプログラムの評価と資金用途のデータ収集に関するプログラム規則を設定する。本法案は、現在薬物乱用治療プログラムの援助に使用している資金を置き換えるためにSATTF基金を使用することを州または郡に禁じている。さらに、本法案は、SATTFからの資金をこれらの治療に使用する前に、できる限りその他の民間および公共の資金源を使用することを義務付けている。

本法案は、「薬物乱用に関連する物理的、社会的、感情的、および経済的危害の削減方法の使用を押し進め」、さらに「判断や非難なしに、乱用者を自身の目標設定に直接関与させる」という俗にいう「危害削減」麻薬療法にSATTF基金を使用することを許可する。

## 青少年治療プログラムの新設

本法案は、将来麻薬犯罪を犯すリスクのある18歳未満の凶暴性のない青少年のために郡運営のプログラムを新設する。プログラムは、SATTF基金の一定配分(特定の導入費用を控除した後の15パーセント)

を受け取り、この資金は、郡に割り当てられ、麻薬治療、精神衛生薬およびカウンセリング、家庭療法、高等教育の奨学金、雇用助成金、送迎サービスなどを含む、多様な特定目的のために使用できる。

### 州の仮釈放プログラムおよびリハビリテーション・プログラムへの変更

本法案は、仮釈放期間に関する新規則、仮釈放違反者の監視復活、犯罪者の社会復帰のためのリハビリテーション・プログラムなど、州の現行仮釈放制度にいくつかの変更を加える。以下に、仮釈放制度の機能およびこれらの条項による影響を簡単にまとめる。

### 背景

***仮釈放期間。***現行法では、犯罪者は、出所し、通常は有罪犯罪の性質によって異なるが、一定期間仮釈放される。社会復帰後、問題を起こさなかった場合、仮釈放が早期に解かれることもあるが、大半の犯罪者は、最高三年の仮釈放期間の対象となり、特定状況においてはそれが四年に延長されることもある。特定犯罪、特に暴力を伴う性犯罪者または殺人犯の仮釈放期間はさらに長くなる。

***仮釈放取消。***仮釈放者が社会に復帰後問題を起こした場合、二つの異なる方法で州刑務所に再収監される。第一の方法は、重罪または軽罪のいずれかで、起訴され、新たな犯罪の裁判所で有罪判決を受け、追加の刑務所収監期間を言い渡される場合である。第二の方法は、仮釈放規則違反が発生したという発見事項に基づき、仮釈放取消と呼ばれる過程である、仮釈放当局および仮釈放審理委員会(Board of Parole Hearings: BPH)の措置によるものである。取消は、裁判所による措置を必要としない行政過程である。場合によっては、仮釈放取消は、犯罪に相当し得る仮釈放者による違反が関係していることがある。しかし、仮釈放取消は、仮釈放所への報告を怠ったり、それ自体犯罪とはならない行為から生じることもある。この種の違反は、「技術的な」仮釈放違反と呼ばれることがある。

***犯罪者のためのリハビリテーション・プログラム。***現在、州は、出所後、社会復帰に成功する可能性を高めるため、服役者および仮釈放者のために薬物乱用治療、高等教育、職業訓練、およびその他のプログラムを提供している。しかし現在、資金の制限、場所の制約、場合によっては、安全上の問題により、州は、服役者および仮釈放者にそのようなプログラムを提供していないことがよくある。また、州は、仮釈放を解かれた後、犯罪者にそのような役務を直接提供していない。しかし、一部の前仮釈放者は、州が支援する精神衛生または薬物乱用治療など、公共役務を受ける資格がある場合がある。

### 仮釈放期間の新しい制限事項

本法案は、一部の仮釈放者の仮釈放期間を短縮するが、その他の者の期間を延長できる。本法案は、最近の禁固刑が麻薬または暴力を伴わない窃盗によるもの、および深刻な犯罪によるもの、凶悪犯罪によるもの、または非行グループに関係する犯罪によるものである場合、そのような犯罪者を六ヶ月の仮釈放監視下に置くと規定している。本法案では、これらの仮釈放者が最初の六ヶ月中に提供された適切なリハビリテーション・プログラムを完了しなかった場合、別途六ヶ月間最少レベルの監督下に置かれることがある。

本法案はまた、その他の犯罪者の仮釈放期間を延長する。具体的には、本法案は、最近の禁固刑が暴力を伴う重罪または深刻な重罪(第一級不法侵入または強盗など)によるものであった場合、三年から五年へと仮釈放期間が変更される。暴力的な一部の性犯罪者およびその他の仮釈放者は、現行法通り、継続してさらに長期の仮釈放期間を言い渡される。

### 仮釈放規則違反時の新しい仮釈放取消規則

本法案は、仮釈放規則違反を、技術的違反、軽罪、および重罪の三つの種類に分割し、通常は、特定の仮釈放者が技術的違反または軽罪による仮釈放規則違反のために州刑務所に戻されることを禁止する。本法案は、重罪を犯して仮釈放規則を違反した者の仮釈放取消を可能にする。また、CDCRが危険性が高いと分類した技術的違反または軽罪を犯した者、または暴力犯罪歴または深刻な犯罪歴がある者を州刑務所に戻すために仮釈放取消を許可することができる。

本法案では、特定の仮釈放規則違反者は、薬物検査頻度の増加または社会奉仕命令などの処罰を受けることがある。逃亡者、違反常習者、または軽罪による仮釈放規則違反者は、本法案では州が費用負担する禁固刑を受ける可能性がある。仮釈放規則違反者は、リハビリテーション・プログラムに入れられることもある。

*住民投票事項5の本文は、86ページを参照。*

### 犯罪者のためのリハビリテーション・プログラムの拡大

本法案は、服役者、仮釈放者、および仮釈放を解かれた犯罪者のための社会復帰のためのリハビリテーション・プログラムを拡大する。服役者については、本法案は、終身刑者を除く全服役者が、仮釈放が解かれる少なくとも90日前から開始されるリハビリテーション・プログラムの提供を義務付ける。本法案は、CDCRが、服役者にとって必要なこと、さらにはどのプログラムが最も社会復帰を成功させるかを判定評価するよう規定する。CDCRは、この評価で判断された服役者の必要性に沿ったリハビリテーション・プログラムを提供しなければならない。犯罪者は、仮釈放が解かれてから一年以内に、最高一年間分に相当するリハビリテーションを要請できる。この犯罪者たちは郡保護観察所からこれらのサービスを受けるが、当該サービスの全運営費用は本法案の条件に従いCDCRによって払い戻される。

### その他の仮釈放制度上の変更事項

***仮釈放更正委員会(Parole Reform Board)の新設。*** 本法案は、リハビリテーション・プログラムの検討・指揮・承認、および州の仮釈放方針の設定を行う権限を持つ、21名のメンバーから構成される仮釈放更正監督説明責任委員会(Parole Reform Oversight and Accountability Board)を新設する。

***州に移転される仮釈放者の麻薬ダイバージョン費用。*** 現在、麻薬治療に参加する一部の仮釈放者は、郡から治療を受けている。本法案は、CDCRか郡のいずれかが仮釈放者に治療を提供できるが、郡が負うその運営費用はCDCRが支払う必要があると規定する。

***仮釈放規則違反者のためのパイロット・プログラム。*** 本法案は、特定の仮釈放規則違反者を治療プログラムおよびリハビリテーション・プログラムに送る麻薬裁判所(詳細は前ページのボックス参照)に類似したパイロット・プロジェクトを確立するようCDCRに命令する。本法案では、プロジェクト運営資金は、CDCRの予算または個別の資金調達法のいずれかから調達される場合がある。

***仮釈放取消手順における変更事項。*** 本法案は、仮釈放者が、拘留から三営業日以内に開かれるBPH審問会で仮釈放規則違反容疑の通知を受けることを義務付ける。現連邦裁判所命令に従い、本法案は、当該仮釈放者に審問会で弁護士を採用する権利が与えられるように州法を改正する。

### リハビリテーション・プログラムにおける実績に基づく刑期控除

#### 背景

現在、州法は、労働、訓練、または教育プログラムに参加する服役者に特定の刑期控除の点数を付与している。これらの点数は服役期間を短縮する。(刑務所内で規律違反を犯した場合、減点することができる。)暴力を伴う深刻な犯罪で禁固刑を受けた一部の犯罪者は、一定限度の点数しか獲得できないか、または全く点数を獲得できない。しかし、多数の犯罪者は、上記のプログラムへの参加一日に対し刑期を最高一日短縮できる資格がある。上記のプログラムへの参加に同意したが、まだプログラムに割り当てられていない犯罪者は、待機期間三日ごとに最高一日の刑期短縮点数を獲得する。

#### 獲得可能な点数の拡大

本法案は、特定の麻薬または暴力を伴わない窃盗で刑務所に収監された一部の服役者が、現行州法で許容されているものより控除点数を多く獲得できるように州法を改正する。本法案で新設される仮釈放更正委員会は、リハビリテーション・プログラムの完了過程において進歩が見られるなどの要因に基づき追加の点数を与えることが許可される。本法案は、与えられる追加の点数を指定または制限していないが、暴力を伴う犯罪または深刻な重罪を犯した服役者または特定の性犯罪者への点数付与を禁止している。

### マリファナ所持刑罰の変更

#### 背景

通常、現行州法では、成人または未成年者による28.5グラム未満のマリファナ所持は、最高100ドルの罰金(さらにその他の刑罰および合計370ドルに達する罰金)によって罰せられるが、禁固刑には処せられない。上記の量を超えるマリファナを所有していた場合、または常習犯罪の場合、拘置所または少年院での禁固刑、上記より多額の罰金、またはこれら両方によって罰せられる可能性がある。これらの罰金からの収入(追加の罰金も含む)は、州法に従って、州政府および地方自治体による多様な特定のプログラムに分配される。

### 違反扱いとなるマリファナ犯罪の刑罰

本法案では、成人または未成年者による28.5グラム未満のマリファナ所持は、刑罰ではなく(交通違反に類似する)違反となる。現行通り、成人は最高100ドルまでの罰金の対象となる。しかし、本法案では、何らかの追加の罰金は、科せられる罰金に等しい金額までと制限される。(たとえば、最高100ドルの罰金を科す場合、追加の罰金は100ドルになることがある。)18歳未満の者は、初犯の場合は罰金の対象とはならないが、麻薬教育プログラムを終了する必要がある。また、本法案では、マリファナ所持からの罰金は、本法案で新設される青少年プログラムを追加支援するため特定の基金に入金される。

### その他の条項

本法案のその他の条項:

- CDCRによるリハビリテーション・プログラムおよび仮釈放プログラムの管理方法を再編成し、同局の新長官補佐席一つおよび各刑務所の刑務署長補佐席一つを設置する。
- BPHを17名から29名の委員会に増員する。
- 釈放前に麻薬過剰摂取に対する認識および防止についての資料および戦略を全服役者に提供するよう郡拘置所に義務付ける。
- 仮釈放者を除く、麻薬治療プログラムに参加する成人が精神衛生サービスを受け、この費用に対する資金は地域社会の精神衛生サービスを拡大するよう投票者によって可決された2004年の住民投票事項63から提供されることを規定する。

## 財政的影響

本法案は、州政府および地方自治体の諸機関に多くの財政的影響を与える。特定した主要な財政的影響を図2にまとめ、詳細な説明は以下に示す。以下で検討されている財政的推測は、係争中の連邦裁判所の訴訟または予算訴訟により、変わることがある。

### 麻薬治療およびリハビリテーション・プログラムの拡大による州費用の増加

本法案は、主に、適格の犯罪者に提供される麻薬治療およびその他の役務の拡大、さらに関連管理費の増大のため、年間10億ドルを超過する可能性のある最終的な州費用の増加につながる。

**図2**
**住民投票事項5**
**主要な財政的影響についてのまとめ**

***州の運営費用は年間10億ドルを超過する可能性がある。*** 以下の理由により、主に犯罪者の麻薬治療およびリハビリテーション・プログラムの拡大に対する州の費用が長期的に増加。

- 三種類の新規麻薬治療ダイバージョン制度に対する支出の増加。
- 刑務所の服役者、仮釈放者、仮釈放が解かれた犯罪者のためのリハビリテーション・プログラムの拡大。
- 特定の仮釈放者に現在提供されている麻薬治療について州が郡に費用を払い戻すという要件など、州制度へのその他の多様な変更。

***州の運営費用の節約は年間10億ドルを超過する可能性がある。*** 以下のために、主に刑務所および仮釈放の監督において州は長期的に運営費用を節約する。

- 州刑務所から麻薬治療プログラムへ送る犯罪者数の増加。
- 特定種類の仮釈放規則違反者を州刑務所から排除。
- 特定の服役者が獲得する服役期間短縮につながる控除点数を拡大する可能性。
- 麻薬に関する犯罪者および暴力を伴わない窃盗犯の仮釈放監督期間を短縮。

***最終的に25億ドルを超過し得る州の設備投資節約額。*** 服役者数の減少により、建設する刑務所ベッド数が減少し、一回限りの最終的節約となる。これらの節約額は、リハビリテーション・プログラムのために追加の刑務所スペースが必要となるその費用により、一部相殺される。

***郡の運営費用および資金調達—最終的な財政的影響は不明。*** 新しい麻薬治療ダイバージョン・プログラムおよび青少年プログラムのための郡の支出増は、州から提供される追加資金とほぼ一致するであろう。さらに、多様な諸条項により、郡の運営費用および収入の増減が生じるが、それらの金額は不明である。

***郡の設備投資—最終的な財政的影響は不明。*** 郡にとって仮釈放規則違反者の収容施設投資費用が増加するが、拘置所から麻薬治療へと一部の犯罪者を移すことによって費用が減少する。

***その他。*** 禁固刑を回避できる犯罪者数の増加または一部の犯罪者の刑務所からの早期釈放により、州政府および地方自治体の費用および収入に対するその他の多様な財政的影響が生じる。

***新しい麻薬ダイバージョン制度のための支出。*** 前述のように、本法案で設置される三種類の麻薬治療ダイバージョン・プログラムおよび青少年治療サービス・プログラムを援助するため、本法案における州の一般会計からSATTFへの割当金額は、2008~09年度(2009年1月から6月まで)後半に1億5,000万ドルとなり、2009~10年度に年間4億6,000万ドルに増加する。これらの新しいプログラムのための2009~10年度資金調達レベルは、大きく入れ替わるプログラム(住民投票事項36の治療および麻薬裁判所)のため*2007~08年度予算法*で定められた一般会計の割当額よりも3億ドル多くなる。以降の財務年度では、これ

*住民投票事項5の本文は、86ページを参照。*

らの新プログラムの割当額は、生活費のために毎年、さらに州人口変動のため五年ごとに自動調整されるため、長期的に相当増加するであろう。

新麻薬ダイバージョン・プログラムの割当額は、多様な治療費用および管理費用のために使用できる。麻薬治療ダイバージョン・プログラムに関係する少なくとも一部のプログラム費用および管理費用に、州の割当額が別途必要になるであろう。

***服役者および仮釈放リハビリテーション・プログラムの支出。*** 本法案は、州刑務所内の服役者、仮釈放者、および地域社会内の犯罪者のためのリハビリテーション・プログラムの拡大のため、州の費用を年間数億ドル増加させる。これらの費用は主に州の一般会計から支払われる。

***州におけるその他の財政的影響。*** 本法案の多くの特定諸条項により、州に別途にプログラム費用および管理費用がかかり、総合的に年間数千万ドルに達する可能性がある。州の一般会計の費用を増加する諸条項のなかでも、仮釈放規則違反者を拘置所に再収監するため、州は郡(および市)に費用を払い戻すという要件がある。郡が特定の仮釈放者に提供する麻薬治療の費用を州が郡に払い戻すという要件も、州の費用を増加させる。さらに、マリファナ使用に対する刑罰を変更する本法案内の諸条項は、刑事罰金からの州の収益を削減する。

***費用の増加レベルは不明。*** 本法案の多様な条項を施行するための州の費用は不明であり、本法案がいかに導入されるかによって、総計で、年間数億ドル程度、推定額から増加または減少する可能性がある。たとえば、服役期間の最後90日中に州が提供するリハビリテーションの費用は、教育・薬物乱用・その他のプログラムの空いている枠を90日以上の量刑を務める服役者から短期服役者に回すことができる分、かなり削減される可能性がある。

## 刑務所および仮釈放システムの州運営費用の節約

本法案は、主に刑務所および仮釈放監督の負担削減により、最終的に州運営費用の節約につながり、節約額は年間約10億ドルを超過する可能性がある。特に、本法案は、最終的に州刑務所服役者数を18,000名以上、州の監督下にある仮釈放者数を22,000名以上削減できる。上記の人数削減の理由を以下で述べる。

***麻薬治療ダイバージョン・プログラムからの影響。*** 本法案で新設される三種類の麻薬治療ダイバージョン・プログラムは、服役者数を相当削減するため、刑務所運営費用の削減につながる。この理由は、本法案が、(1)州刑務所への再収監の代わりに、麻薬治療プログラムに送る犯罪者数を増加するから、(2)ダイバージョン・プログラムの規則または麻薬法の一部違反者を、州刑務所への再収監の代わりに、治療に留まらせることが可能となるから、さらに(3)治療効果に優れ、将来犯罪活動に関わる可能性を少なくする特定種類の麻薬治療(居住施設内でのケアなど)を受けられる犯罪者数が増加するからである。

***その他の刑務所への影響。*** 本法案のその他の諸条項は、刑務所と仮釈放の負担削減、および長期的な関連費用節約の減少につながる可能性がある。これらには以下の諸条項が含まれる。

- 特定種類の仮釈放規則違反者を州刑務所に再収監されないようにする条項
- リハビリテーション・プログラムに参加する特定服役者が刑期短縮となる控除点数を別途に獲得できるようにする条項
- 服役者、仮釈放者、および仮釈放完了の犯罪者のためのリハビリテーションを拡大することによって、新たな犯罪で刑務所に戻る犯罪者数を削減する可能性があるという条項
- 特定麻薬犯罪者または暴力を伴わない窃盗犯の仮釈放監督期間を削減する条項。最終的にこれらの節約は、一部の暴力を伴う深刻な犯罪者の仮釈放期間増加によって一部相殺される。

***仮釈放の長期的な節約。*** 短期的には、本法案は、特定仮釈放者を仮釈放規則違反で刑務所に再収監されないようにすることによって、仮釈放に関する負担を増加する可能性がある。しかし長期的には、本法案は、最終的に仮釈放に関する負担を相当削減するであろう。これは、たとえば、麻薬ダイバージョン・プログラム数の増加のため、服役者数の大幅削減が、最終的に刑務所から仮釈放監督に移される犯罪者が減少することを意味するからである。仮釈放で監督される特定犯罪者の期間を減少させる本法案の諸条項は、仮釈放に関する負担も削減する。

***刑務所および仮釈放の節約レベルは若干不明。***これらの全条項を施行するための州刑務所および仮釈放に関する費用節約レベルは不明であり、本法案がいかに導入されるかによって、総計で、年間数億ドル程度、推定額から増加または減少する可能性がある。たとえば、本法案で新設される州仮釈放更正委員会はリハビリテーション・プログラムに参加する服役者への刑期削減の控除点数の付与内容を拡大するが、委員会はこれを実行する必要はない。また、本法案による刑務所および仮釈放関係の運営費用の節約は、長期的に相当変化することがある。本法案により当初刑務所から麻薬治療プログラムに移った一部の犯罪者が治療で成果を得られなかった場合、麻薬に無関係の犯罪を犯し最終的に刑務所に戻る可能性がある。

### 州の資産投資費用の最終的な節約

本法案は、最終的に新しい刑務所施設のため州に一回限りの資産投資費用の節約をもたらし、その額は最終的に25億ドルを超える可能性がある。この節約額についての基本的推定は、(1)服役者数の減少により、建設する刑務所ベッド数が減少することによる州にとっての節約と、(2)本法案による刑務所内のリハビリテーション・プログラムの拡大要件のため、刑務所内のプログラム・スペースの必要性の増加との二つの点を考慮している。(1)予想される服役者数の削減により、現在服役者の収容に使用中のスペースを服役者のリハビリテーション・プログラムに利用できるようになった場合、(2)釈放前の少なくとも90日以前に服役者リハビリテーション・プログラムを拡大するという要件が90日を超える服役者のプログラム参加数を削減することによって一部満たされた場合、プログラム・スペースの追加費用は、相当少なくなる。

### 郡の運営および設備投資に対する最終的な財政的影響は不明

***郡の運営。***本法案は、郡が主体となって運営する成人と青少年の麻薬治療プログラムおよびダイバージョン・プログラムのため、SATTFによって2009-10年度までに年間3億ドル以上を追加提供する。郡は、管理費用を含め、プログラムの支出増を負うが、支出増額分は州からSATTFを通して受領する資金の増加額分とほぼ一致するであろう。

さらに、本条項により、郡のその他の運営費用および収入の増減が生じる。たとえば、麻薬治療ダイバージョン・プログラムに参加する精神障害犯罪者のため住民投票事項63の基金の使用を義務付ける諸条項は、この変更によって郡がこれらの犯罪者に移った資金をその他の地方自治体の資金で置き換える分、郡の費用を増加する可能性がある。しかし、本法案による麻薬治療ダイバージョン・プログラムの拡大により、郡は麻薬に関係する犯罪者の拘置所収監費用を削減できる。これらおよびその他の要因による最終的な郡の財政的影響は不明であるが、管轄区によって相当変わる可能性がある。

***郡の施設投資費用。***本法案の結果、一部の郡は、刑務所から拘置所へ送られる仮釈放規則違反者を収容するための追加の施設投資費用を負う可能性がある。しかし、これらの施設投資費用は、麻薬犯罪者を拘置所から地域社会内での治療に移すことによって相殺できる。拘置所収容者数も削減する可能性が、本法案のもうひとつの側面である。郡の施設投資費用に対する最終的な影響は不明であるが、管轄区によって相当変わるであろう。

### 州政府および地方自治体へのその他の財政的影響

本法案は州政府および地方自治体にその他の費用を生じる可能性がある。たとえば、刑務所または拘置所から送られる追加の犯罪者は行政サービスを必要としたり、または民間保険のない者に対し政府が費用を支払う医療など、被害者関係の費用または法執行費用の追加につながるその他の犯罪を犯す限り、この費用は発生する。代わりに、本法案のため地域社会内に留まる犯罪者が納税者になる分、州政府および地方自治体の収入が増加する可能性がある。これらの影響の大きさは不明である。

*住民投票事項5の本文は、86ページを参照。*

## 住民投票事項 5　凶暴性を伴わない麻薬犯罪。判決・仮釈放・リハビリテーション。州民発案による法令。

### ★　住民投票事項5の賛成論拠　★

州刑務所は極度の過密状態にある。州議会はこの問題を解決できないでいるため、住民投票事項5でこれを実行しなければならない。

刑務所は毎年100億ドルの費用がかかるが、カリフォルニア州はリハビリにほとんど費用を費やしていない。それは了見が狭すぎる。麻薬問題を抱える若者は治療を受けられない。暴力を伴わない中毒症のある多数の成人が、刑務所を過密状態にしている。数千万人が治療を受けずに刑務所の出入りを繰り返している。

住民投票事項5、つまり暴力的でない犯罪者リハビリテーション法(Nonviolent Offender Rehabilitation Act)は、凶悪犯罪者と暴力的でない犯罪者を区別して扱うことによって、これらの問題を解決する賢明な方法である。住民投票事項5は安全に刑務所の過密状態を軽減し、年度ごとに元が取れ、長期的にカリフォルニア州は25億ドルを節約する。

その仕組みは、第一に、住民投票事項5は、麻薬問題を抱え暴力的な犯罪を犯していない若者に麻薬治療を提供する。

第二に、実際に説明責任を課す麻薬中毒治療プログラムを設置することによって、刑務所へ収監される暴力的でない麻薬犯罪者数を減らす。

第三に、刑務所システムに服役者および仮釈放者へのリハビリ治療を提供するよう義務付ける。

リスクの高い若者については、カリフォルニア州は現在麻薬治療を提供していない。家族はどこにも助けを求められない。

住民投票事項5は、麻薬問題を抱える若者に治療のオプションを新たに与える。彼らは、家族、学校のカウンセラー、または医師によって治療の推薦を受けられる。少量のマリファナで捕まった者は、早期介入プログラムに参加する。この方法によって、若者を中毒や犯罪から遠ざけることができる。

暴力的でない麻薬犯罪者に対し、治療は効果がある。投票者が可決した住民投票事項36 (2000年)は、暴力的でない麻薬使用者に、刑務所ではなく、治療を提供した。三分の一が治療を完了し、生産力のある納税者になった。2000年以来、住民投票事項36は、84,000名の終了生を生み、約20億ドルを節約した。

住民投票事項5は住民投票事項36を基礎にし、それを向上している。住民投票事項5は、暴力的でない犯罪者により厳しい説明責任と優れた治療を提供する。人々は治療費用を一部負担しなければならない。裁判官は治療に従わない犯罪者を収監でき、規則を再三にわたり違反する者にはさらに長期の服役期間の判決を言い渡せる。

州刑務所の場合、住民投票事項5は、全受刑者が刑期を終え、損害填補をすることを義務付ける。釈放後、社会復帰のための支援を受けられる。一部の者は教育や職業訓練を、他のものは麻薬治療を必要とする。住民投票事項5は、出所者が社会復帰できる機会を与える。

住民投票事項5は、暴力的でない仮釈放者に、地域での制裁、麻薬治療、または収監期間についての軽微な仮釈放規則違反についての説明責任を持たせる。重犯罪の場合、州刑務所に戻される。暴力、非行集団、または性犯罪の履歴のある仮釈放者は、何らかの仮釈放規則違反でも州刑務所に戻されることが可能である。

凶悪犯罪者と暴力的でない犯罪者を区別して扱うことは、過密状態の刑務所問題に対する賢い解決方法だ。超党派の州議会アナリストによると、住民投票事項5は二、三年以内に25億ドルを節約する。

住民投票事項5は、刑務所に凶悪犯罪者の収監余地があることを確実にする。凶悪犯罪者の仮釈放要件もさらに厳しくする。

住民投票事項5に賛成票を投じることは、賢明で、安全な方法である。

- 若者のための麻薬治療で犯罪を防止する。
- 暴力を犯していない麻薬犯罪者に、刑務所ではなく、リハビリを提供する。
- 刑務所の過密状態を軽減する。
- 凶悪犯罪者を刑務所に閉じ込めておく。さらに
- 学校、ヘルスケア、高速道路に何十億を自由に使えるようにする。

**JEANNE WOODFORD**、前刑務所長
San Quentin State Prison
**DANIEL MACALLAIR**、事務局長
Center on Juvenile and Criminal Justice
**DR. JUDITH MARTIN**、会長
California Society of Addiction Medicine

### ★　住民投票事項5の賛成論拠に対する反論　★

住民投票事項5は犯罪を増やす。

早期釈放や仮釈放期間の短縮により45,000名の犯罪者を刑務所から地域社会に放出することは、刑務所システムの資金を「節約」するのではなく、犯罪を*増*やす。

何故だろうか。正式な調査によると、カリフォルニア州内の住民投票事項5形式のプログラムを「卒業する」者は、実際に釈放されたその他の重罪犯よりもさら*に高い*割合で犯罪を犯す。

これらは無害の「暴力的でない」犯罪者ではなく、監督なしに我々の近所に早く戻ってくる重罪犯であり、我々の家族をまた被害者にする。

住民投票事項5は若者の助けにはならない。

実際、毎年地域社会に戻る麻薬密売人の数が増えることによって、若者はさらに大きなリスクにさらされる。

住民投票事項5は納税者への負担を大幅に増やす。

このプログラムは構造的に組み込まれた増加を伴う毎年10億ドルの費用がかかる。財政危機の中、我々は、失敗が証明されている二つの大掛かりな新官僚制度および新プログラムを負担するために、学校やその他の不可欠なサービスへの資金供給を危険にさらすことはできない。

住民投票事項5は地方自治体の納税者への費用も増やし、資金繰りの苦しい多くの郡で厳しい財政結果および増税を引き起こす。20以上の郡は、既に最大許容範囲に達しているため新しい拘置所を建設する必要があり、それなのに発議者は、住民投票事項5が地方自治体の納税者に課す何十億ドルもの新しい支出および税金を完全に無視している。

住民投票事項5は真の改正ではなく、監督不行き届きの状態で犯罪者を早期釈放するように意図された高くつくごまかしだ。

早期仮釈放に「反対票」を投じよう。住民投票事項5に「反対票」を投じよう。

**LAURA DEAN-MOONEY**、全米会長
Mothers Against Drunk Driving (MADD)
**STEVE COOLEY**、地方検事
ロサンゼルス郡
**JEFF DENHAM上院議員**、共同議長
People Against the Proposition 5 Deception


*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

## 住民投票事項 5　凶暴性を伴わない麻薬犯罪。判決・仮釈放・リハビリテーション。州民発案による法令。

### ★　住民投票事項5の反対論拠　★

住民投票事項5はメタンフェタミン密売人やその他の麻薬重罪犯の仮釈放を3年からわずか6ヶ月に短縮する。

だから、住民投票事項5は「麻薬密売人の権利章典」と呼ばれてきた。

しかし住民投票事項5が学校および地域に与える被害は、麻薬密売人に楽な暮らしをさせるだけで終わらない。この危険な法案は、子供虐待・家庭内暴力・貸付金詐欺・なりすまし犯罪・保険金詐欺・車両窃盗・その他多数の犯罪の多くの容疑者に、事実上「無料釈放」証を提供するようなこともある。

住民投票事項5は飲酒運転で無実の被害者を殺した容疑者に告訴回避の方法を提供し、これがMothers Against Drunk Driving (MADD)によって猛反対されるのはその他の多くの理由のほんの一つにすぎない。

警察署長や郡検事を含む、カリフォルニア州法執行機関は圧倒的といってよいほど住民投票事項5に反対しているが、その理由は、最高50,000ドルのメタンフェタミンの密売で逮捕された者を含め、麻薬有罪犯の仮釈放期間を大幅に削減するための密かな試みに過ぎないことを彼らは知っているからである。

住民投票事項5はまた、説明責任がほとんど皆無の二つの新しい官僚制度を設置し、何億ドルもの税金を浪費する。

一方、麻薬犯罪・家庭内暴力・なりすまし犯罪・消費者詐欺の増加に対する社会的代償は、計り知れない。

住民投票事項5は、被告がリハビリ中でも麻薬を常用できることによって、麻薬リハビリ・プログラムを弱体化する。このような弱体化されたプログラムは、実際に有効な真の治療プログラムから資金を枯渇させることによって、資金提供される。

発議者たちは、これが「暴力的でない犯罪者」を刑務所から釈放することであると信じさせたいが、Steve Cooleyロサンゼルス郡検事によると、「カリフォルニア州内で逮捕される初犯の犯罪者が麻薬所持のみで刑務所に行くことは絶対にない。」

住民投票事項5で本当に恩恵を受けるのは、「メタンフェタミンの作用で犯罪を犯した」と述べて、責任逃れをし凶悪行為に対する告訴を逃れられる凶悪犯罪者である。

カリフォルニア州全域の法執行専門家は、有罪メタンフェタミン密売人の仮釈放期間が3年から6ヶ月に減らされ、またなりすまし犯罪・家庭内暴力・子供虐待の抑止力が低下したとき、地域社会で野放しにされる重罪犯の波に備えている。

大問題である本法案により、家庭、学校、近隣地域に大混乱を巻き起こすことは断じて許されない。

被害者グループ・医療専門家・保安官・地方検事、さらには会社・労働者・地域社会のリーダーたちを代表する超党派リーダーの仲間になって、この危険で欠陥のある法案を拒絶しよう。

凶悪犯罪から近隣地域を守ろう。住民投票事項5に「反対票」を投じよう。

事実について読むには、*www.NoOnProposition5.com*を参照されたい。

**CHARLES A. HURLEY、**最高経営責任者(CEO)
Mothers Against Drunk Driving (MADD)
**JERRY DYER、**会長
California Police Chiefs Association
**BONNIE M. DUMANIS、**会長
California District Attorneys Association

### ★　住民投票事項5の反対論拠に対する反論　★

JAMES P. GRAY裁判官は以下のように述べている。

恐怖作戦を信じてはならない。

住民投票事項5の下では、裁判官が、どの暴力的でない犯罪者を治療プログラムに参加させるかを決定する。裁判官は、危険な犯罪者とそうでない犯罪者を区別する方法を知っている。毎日それをやっているのだから。

住民投票事項5のどの部分も、裁判官が、危険な犯罪者に反対者が述べるような犯罪について判決を下すことを阻止するものはない。

住民投票事項5は、裁判官の裁量を保護し、麻薬治療中に犯罪者に責任義務を持たせる新しい権限を我々に提供する優れた法律である。

NORM STAMPER前警察署長は以下のように述べている。

住民投票事項5は凶悪犯罪者と暴力的でない犯罪者を区別する。これは、更正の準備ができている暴力的でない犯罪者にチャンスを与え、その理由を教える。

住民投票事項5は、重罪または凶悪犯罪などの前科のない者、服役後5年間犯罪を犯していない者にこの恩恵を厳格に制限することによって、公共の安全を維持する。

カリフォルニア州刑務所服役者の80パーセントは薬物乱用問題を抱えている。大半は治療を受けていない。出所後、多くは麻薬に戻り、刑務所に戻る。

この犯罪サイクルを壊す必要がある。麻薬治療およびリハビリテーションでそれが可能性である。

青少年麻薬治療専門家ALBERT SENELLA氏は以下のように述べている。

子供たちの麻薬使用を阻止し、既に使用している子供たちを助ける必要がある。

住民投票事項5はカリフォルニア州青少年治療プログラム網を新設する。これは子供たちの麻薬常用防止に役立つ。

カリフォルニア州女性有権者同盟(League of Women Voters of California)は住民投票事項5を支持してきた。これは、我々が必要とする変革をもたらすための安全で賢明な方法である。

**JAMES P. GRAY裁判官**
Orange County Superior Court
**NORM STAMPER、**前警察副署長
サンディエゴ
**ALBERT SENELLA、**最高執行責任者
Tarzana Treatment Centers

住民投票事項

# 6 警察および法執行の資金。刑事罰および刑法。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 警察および法執行の資金。刑事罰および刑法。州民発案による法令。

- 警察・保安官・地方検事・成年保護観察・刑務所・少年保護観察の施設に、毎年最低965,000,000ドルを州の一般会計から割り当てることを義務付ける。この一部の資金はカリフォルニア消費者物価指数に従って年々上昇する。
- カリフォルニア州刑法を約30ヶ所改正し、改正の多くは非行集団が関与する犯罪を対象とする。改正により、複数の新しい犯罪や追加の刑罰、その一部のものは新しく終身刑を伴う可能性のある刑罰を設ける。
- 非行集団が関与した禁止命令の違反、および特定の状況において銃を保持する重罪犯に対する刑罰を重くする。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 様々な刑事裁判プログラムについての州支出が少なくとも9億6,500万ドルまで上昇することが主な理由であるが、同様に刑務所運営費および仮釈放運営費も上昇するため、州の純費用の上昇が発生し、その費用は二、三年以内に年間5億ドルまで上昇する可能性がある。これらの費用は、それ以降の年度では年間数千万ドル単位で上昇する。
- 囚人数の増加のため、一回限りの州刑務所設備投資費が発生する可能性があり、その費用は5億ドルを超過する可能性がある。

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

***刑事司法プログラムおよび資金。***州政府および地方自治体は、カリフォルニア州刑事司法制度の様々な役割の運営および資金調達に共同責任を負っている。一般に、州は刑務所・仮釈放・裁判所の資金調達と運営を行い、地方自治体は警察・保安官・刑事訴追などの地域社会の法執行に責任がある。

州は、従来から地方自治体に責任のあった刑事司法の諸活動の一部を支援する。2007~08年度に州は、地方自治体の刑事司法プログラムに何億ドルもの資金を配賦した。これには「公共安全のための市民の選択」(Citizens' Option for Public Safety)、「少年司法犯罪防止法」(Juvenile Justice Crime Prevention Act)、および「少年保護観察および収容施設資金調達」(Juvenile Probation and Camps Funding)といった三つのプログラムのための4億3,900万ドルも含まれる。

州は、一部の犯罪者に対する罰金からの収益を徴収する「州罰金基金」(State Penalty Fund)も管理している。これらの資金は、犯罪被害者に対する損害填補や保安官訓練を含む、様々な目的のために支払われる。また、一部は州の一般会計に送金される。

***刑事法。***州法では、犯罪を重罪、軽罪、違反の三種類で定義している。重罪とは最も深刻な犯罪のことである。州法は、郡拘置所または州刑務所での最高禁固刑など、犯罪ごとに刑罰を規定する。重罪犯の約18パーセントが州刑務所に収監される。その他の重罪犯は、地域社会での保護観察、郡拘置所への禁固刑、罰金の支払、またはこれらの組み合せの刑罰を受ける。

州は、33ヶ所の州刑務所とその他の施設を運営しており、2008年5月現在、成人服役者数は合計約171,000名となっている。2008~09年度のカリフォルニア州矯正更正局(California Department of Corrections and Rehabilitation)の運営費用は約100億ドルと推定される。年間平均投獄費用は約46,000ドルと推定される。 全服役者に利用可能な常設ベッド数が十分ないため、州刑務所システムは現在過密状態になっている。その結果、州刑務所の体育館およびその他の部屋は一部の服役者の部屋に改装されている。

***仮釈放者および性犯罪者の監視。***州刑務所で服役する重罪犯は、仮釈放後、州によって仮釈放中の監視を受ける。州警察はこれらの仮釈放者の監視に必要な保護監察官とその他のスタッフ数を決定する。

住民投票事項83 (「Jessicaの法律」として通常言及される)は2006年11月に投票者によって可決された。性犯罪者に関係するその他の変更事項の内、当住民投票事項は、仮釈放中および生涯にわたり特定の重罪性犯罪者を全地球測位システム(GPS)機で監視するよう義務付けている。当住民投票事項では、

これらの犯罪者が州の保護観察から解かれた後、州または地方自治体のいずれにGPS監視費用の支払の責任があるかを指定していなかった。

## 法案

本法案は、カリフォルニア州刑事司法制度に関係する現行法をいくつか改正する。これらの改正事項で最も重大なものを下記に説明する。

***特定の新規および既存の刑事司法プログラムに必要な支出レベル。***本法案は州が資金調達する刑事司法プログラムを新設する。本法案はまた、特定の既存プログラムの資金調達が少なくともその2007~08年度レベルで継続されるよう義務付ける。本法案は、2009~10年度以降、州に特定の刑事司法プログラムに全体で最低9億6,500万ドルの支出を義務付ける。この金額は、*2007~08年度予算法*に規定の金額と比較すると、3億6,500万ドルの資金増加となる。図1は、一般に2009~10年度以降に本法案で義務付けられる州支出の増加額をまとめる。

本法案で義務付けられる州の新しい支出の大半は、地方自治体の法執行活動に向けられ、主に警察・保安官・地方検事・拘置所・保護観察所に充てられる。残りは、地方自治体の青少年プログラム・犯罪者社会復帰プログラム・犯罪被害者支援プログラム・その他の州刑事司法プログラムに提供される。具体的には、本法案は、以下の目的のために州に新規の支出を要求する。

- 郡ごとで成人保護観察下にある者の監視を強化(6,500万ドル)
- 少年院の修理・改装および青少年のための郡保護観察プログラムの運営(5,000万ドル)
- 暴力・非行集団・銃犯罪を含む、多様な犯罪を対象とした市の法執行活動(3,000万ドル)
- 暴力・非行集団・車両窃盗の起訴(2,500万ドル)
- 郡拘置所の建設・運営(2,500万ドル)
- 郡・地域・州全域の法執行活動およびプログラムに参加する郡保安官・中規模都市の警察当局の援助(2,000万ドル)
- 仮釈放者の社会復帰支援プログラム(2,000万ドル)。

本法案は、州または地方自治体が、現在同一目的で使用しているものに対し、この新規資金の使用を禁じている。さらに、本法案では、上記の新規および既存プログラムの大半に対する将来の資金は毎年インフレ調整されることを義務付けている。

本法案はまた、現在行われている州一般会計への資金送金を止めて、保安官・矯正スタッフ・検事・公選弁護人の訓練支援と、多様な犯罪被害者支援プログラムを強化するよう州罰金基金を再分配する。2007~08年度に約1,400万ドルが州罰金基金から一般会計へ送金された。本法案は、青少年の施設収容・監督・多様な治療の提供を州が行う青少年犯罪者阻止基金の資金を、複数の郡保護観察所に分配し、これらの資金が麻薬治療・精神衛生・その他の郡の部署に直接提供されることを許可する現行条項を廃止するよう要求している。

本法案はまた、目的の一例として、「三振即アウト」法などの刑事法令や犯罪率に関する広報情報の配布、および犯罪削減のために公的資金が提供されている初期介入プログラムや社会復帰プログラムの評価委員会の設置などのために、新しい州事務所を新設する。

***特定犯罪に対する刑罰強化。***本法案は、特定犯罪の刑罰を強化し、さらにいくつかの新しい重罪お

**図1**
**住民投票事項6**
**本法案で影響される新規および既存の刑事司法プログラムの必要な支出レベル**

*(百万ドル単位)*

| | 現行支出レベル | 住民投票事項6 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 地方自治体の法執行[a] | $187 | $406 | $219 |
| 地方自治体の青少年プログラム | 413 [b] | 479 | 66 |
| 新しい犯罪者社会復帰プログラムおよび評価 | — | 23 | 23 |
| 新しい犯罪被害者支援プログラム | — | 13 | 13 |
| 州のその他の新規プログラム | — | 45 | 45 |
| **合計** | **$600** | **$965** | **$365** |

[a] 地方自治体の法執行には、警察・保安官・地方検事・成人保護観察・拘置所に送られる資金も含む。
[b] 2009~10年度について現行法で承認された「青少年犯罪者阻止助成金」(Youthful Offender Block Grant)のための9,300万ドルを含む。
四捨五入のため合計が少し合わない箇所がある。

*住民投票事項6の本文は、106ページを参照。*

**州議会アナリストによる分析** **続き**

よび軽罪を設ける。刑罰に対するこれらの変更は、非行集団への参加・勧誘、公判に関わる個人への脅迫、メタンフェタミンの所持・販売、車両窃盗、およびGPS機の取り外しまたは機能停止、銃器所持に関与する犯罪を含む。これらやその他で提案されている刑罰強化により、本法案で規定される犯罪に対し州刑務所に収監される犯罪者数と収監期間が増加する。図2に本法案で設けられる刑罰強化の例と新しい犯罪を列挙する。

***州の仮釈放方針への多様な変更事項。*** 本法案は、州の仮釈放方針にいくつかの変更を加える。中でも最も重大な変更事項は、仮釈放担当者の取扱件数を担当者一人当り約70名から50名の仮釈放者に減らすことである。また本法案は、保護観察が解かれた性犯罪者のGPSでの監視費用を州が支払うよう義務付ける。

**図2**
**住民投票事項6**
**本法案で設けられる刑罰強化の例と新しい犯罪**

**非行集団への参加・勧誘**

- 住居侵入強盗、カージャック、恐喝、または証人への脅しなどの有罪非行集団メンバー[a]は、終身禁固刑の対象となる。
- 14歳未満の者を非行集団に勧誘した者は、禁固刑に別途五年が追加される。
- 非行集団メンバーとして重罪を犯した服役者の刑罰を倍にする。
- 暴力的な犯罪を試みようとした非行集団メンバーに十年の刑罰を追加する。
- 地方自治体の法執行当局に非行集団メンバーとして登録しなかった場合、基礎的な有罪判決に基づき、重罪または軽罪となる。

**メタンフェタミン犯罪**

- メタンフェタミン所持を重罪と規定する。(現在この犯罪は、軽罪または重罪として起訴できる。)[b]
- メタンフェタミンの販売・販売目的の所持・運搬に対し禁固刑を通常一年増やす。

**車両窃盗**

- 販売の目的で車両を窃盗した場合、禁固刑を一年追加する。
- 犯罪に使用された銃が車両で発見された場合、法執行当局は最高60日間車両を押収できる。
- 犯罪者に車両窃盗で複数の有罪判決の前科がある場合、通常、車両窃盗についての執行猶予を禁止する。

**強化されるその他の刑罰および新しい犯罪**

- 公判に参加する証人・裁判官、その他の者への脅迫は、最高四年間の禁固刑になる。
- 現行法で義務付けられた、または保護観察もしくは仮釈放の条件として装着していたGPS機を犯罪者が許可なく取り外した場合、基礎的な有罪判決に基づき、重罪または軽罪となる。
- 特定の重罪犯による凶器の隠し持ちは、禁固刑に別途十年が追加される。

a 刑法186.22条で通常規定されている。
b 法案では、一部の犯罪者に対する住民投票事項36の麻薬治療ダイバージョンへの参加資格は変更されない。

***刑事司法についてのその他の変更事項。*** 本法案は、刑事司法制度に影響する州法にいくつかの変更を加える。より重大な変更事項を下記にまとめる。

- ***非行集団データベース。*** 本法案は、法執行機関用に非行集団に関する情報について二つのデータベースを作成することを義務付ける。
- ***伝聞証拠。*** 一般に、証言内容が真実であると証明するために以前の他人の証言を証人が繰り返す場合、証人の証言は伝聞証拠と見なされる。伝聞証拠は、特定の状況を除き、法廷では証拠として採用が許されない。本法案は、誰かが証人を脅したり、証人と不正な交渉をした場合は特に、伝聞証拠が法廷で証拠として採用が許される状況を拡大する。
- ***非行集団に対する強制命令手順。*** 本法案は、不良グループメンバーの犯罪活動への参加を阻止し、また裁判所による強制命令違反を罰金や刑務所または拘置所への収監で罰すべき新しい個別の犯罪にするため、地方自治体の法執行機関がそのような不良グループメンバーに対し訴訟をしやすくするよう訴訟手続きを変更する。
- ***公営住宅入居者の犯罪経歴チェック。*** その他の州支出の内、本法案は、公営住宅入居要件の順守強化に責任のある州政府機関に助成金として毎年1,000万ドルを提供する。これらの資金を受ける機関は、少なくとも年一回、公営住宅入居者全員の犯罪経歴チェックを実施することが義務付られている。
- ***犯罪者のための仮施設。*** 本法案は、過密状態の拘置所を持つ郡が、犯罪者を収容する仮拘置所および仮治療施設を運営できるようにする。これらの仮施設は、住居に適用される地方自治体の健康安全規定を順守する必要がある。
- ***不法滞在者の釈放。*** 本法案は、不法移民であるかどうかの係争中に、暴力を伴うまたは非行集団に関係する重罪で起訴された者が、保釈金または正式誓約書で釈放されないようにする。
- ***少年司法調整評議会メンバー。*** 特定の少年犯罪防止助成金プログラムのために州から資金を受ける郡ごとに、少年犯罪者への役務および監督を提供する方法について総合的な計画を作成する少年司法調整評議会を現在設置していなければならない。本法案は、同評議会へ参加できる者を変更する。たとえば、郡は、地元社会に基づいた薬物乱用治療プログラムの代表者を含める必要はなくなる。

- ***成人裁判所の青少年。***本法案は、非行集団が関係する特定犯罪について、少年裁判所システムではなく、成人裁判所での裁判資格がある状況を拡大する。

## 財政的影響

本法案は、州政府と地方自治体との両方に相当な財政的影響をもたらす。図3に最も大きな財政的影響をまとめ、詳細を以下に述べる。財政的推測は、係争中の連邦裁判所の訴訟または予算訴訟により変わることがある。

***特定の新規および既存の刑事司法プログラムに必要な支出レベル。***本法案は、州および地方自治体の多様な刑事司法プログラムに対する州の支出に2009~10年度以降、計約9億6,500万ドルが必要で、2007~08年度と比較すると3億6,500万ドルの増加となる。必要な特定のプログラムに対する州の資金は毎年インフレ調整を必要とする本法案の条項のため、この金額は約五年以内に約1億ドル増加するものと推定される。さらに、2007~08年度予算と比較すると、州罰金基金の再分配により、州の一般会計歳入に約1,400万ドルの喪失の可能性がある。

***特定犯罪の刑罰強化、仮釈放の方針変更。***本法案の多種の条項により、刑務所および仮釈放システムの州運営費用が追加される。これらの費用は、何年後かに少なくとも年間2億ドルまで増加する可能性がある。これらの費用の増加は、主に、非行集団・メタンフェタミン・車両窃盗・その他の犯罪に対し刑罰を強化する条項、および仮釈放担当者の取扱件数を削減し、保護観察が解かれた性犯罪者のGPSでの監視費用を州が支払うよう義務付ける諸条項によるものである。

**図3**
**住民投票事項6**
**州政府および地方自治体への財政的影響のまとめ**

| 財政的影響 | 金額 |
|---|---|
| 主に以下の項目について州の最終的年間費用が増加する。<br>• 新規および既存の特定刑事司法プログラムに9億6,500万ドルの支出が必要で、3億6,500万ドル増加。<br>• 特定の刑事司法プログラムの支出は、毎年インフレと共に増加する必要がある。<br>• 特定の犯罪に対する刑罰増加のため服役者数が増加する。<br>• 取扱件数要件の削減により、仮釈放費用が増加。 | 最初の二、三年間に5億ドル以上で、それ以降は毎年数千万ドルごと増加する。 |
| 刑務所施設のための州による一回限りの設備投資費用が別途必要。 | 5億ドル以上の可能性あり。 |
| 州第一審裁判所・郡拘置所・その他の刑事司法機関に対する費用と節約。 | 最終的な財政的影響は不明。 |

***州の設備投資費用。***また、特定犯罪の刑罰を強化する諸条項は、刑務所の建設および改装に主に関係する一回限りの追加の設備投資費用をもたらす。これらの一回限りの費用の大きさは不明であるが、5億ドルを超過する可能性がある。

***州第一審裁判所・郡拘置所・その他の刑事司法機関。***本法案は、州第一審裁判所・郡拘置所・その他の刑事司法機関に対し相当な財政的影響を与える可能性があり、新しい費用と節約の両方が生じる可能性がある。以下に詳しく述べるように、多様な条項の最終的な財政的影響は不明である。

一方、本法案は、地方自治体の法執行活動のために提供される追加資金が、犯罪者の逮捕件数、起訴件数、および地方自治体の拘置所または州の刑務所への投獄件数の増加につながる分、費用が増加する可能性がある。本法案では、保釈金または正式誓約書での釈放資格のない、暴力を伴うまたは非行集団に関係する重罪で逮捕された不法移民犯罪者を勾留するための、追加の拘置所費用が生じる可能性もある。仮拘置所および治療施設の使用を許可する本法案の条項により、そのような仮施設の購入・改装・運営費用が郡に別途かかる可能性がある。これらの費用の大きさは、主に、郡が利用する新しい仮施設の数と大きさに左右される。

一方、本法案は、新しい犯罪発生の可能性を減らすことを目的とする防止・介入プログラムにいくらかの追加資金を提供する。これらのプログラムの成功の程度により、成功しなかった場合と比べ、犯罪者の逮捕件数、起訴件数、および地方自治体の拘置所または州の刑務所への投獄件数が減少する可能性がある。さらに、特定犯罪の刑罰を強化する本法案の諸条項では、一部の犯罪者が新たな犯罪を起こさないようにすることによって、裁判所およびその他の刑事司法機関への関係費用が減少する可能性がある。

***州政府および地方自治体へのその他の影響。***州政府および地方自治体のその他の節約は、本法案の諸条項からの犯罪者収監期間の長期化により、州および地方自治体の必要な行政サービス数が減少し、また被害者に関係する行政費用が発生する犯罪件数が減少する程度のものとなる可能性がある。代わりに、刑務所に長期収監されている犯罪者は現行法では納税義務がない分、節約を相殺する歳入喪失が生じる可能性がある。これらの影響の範囲および大きさは不明である。

*住民投票事項6の本文は、106ページを参照。*

## 住民投票事項 6　警察および法執行の資金。刑事罰および刑法。州民発案による法令。

### ★　住民投票事項6の賛成論拠　★

カリフォルニア州の保安官は全員、住民投票事項6である近隣地域安全法(SAFE NEIGHBORHOODS ACT)を支持している。

住民投票事項6は、包括的な非行集団・犯罪削減法案であり、町により多くの警察官と安全性の向上をもたらし、公共安全プログラムのより高い効率と説明責任を実現する。

住民投票事項6は、増税せずに、地方自治体の法執行機関に税金を戻す。税金の浪費や乱用から守る特別の監視委員会を新設する。

カリフォルニア州地方検事協会(California District Attorneys Association)、カリフォルニア州警察署長協会(California Police Chiefs Association)、犯罪被害者連合(Crime Victims United)、および45,000名以上の法執行官を代表する諸団体は、カリフォルニア州の犯罪問題に対する均衡の取れた解決策であるため、住民投票事項6を支持している。

犯罪、非行集団、暴力が我々の街を占拠しつつある。

1999~2006年の間、全米殺人率は低下したが、カリフォルニア州殺人率は増加し、年間約500件以上の殺人が発生している。事実、カリフォルニア州殺人率は全米上位第五位までの州の中でも、最高となっている。

非行集団は上昇中のカリフォルニア州殺人率の主な原因である。法務長官によると、420,000名以上の非行集団メンバーが街をうろつく。銃器を持つ重罪犯や非行集団メンバーは、保安官殺害を含め、銃による犯罪の大半を犯している。

反撃のときが来た。

住民投票事項6は多レベルの犯罪および非行集団による暴力の問題に対処する包括的な計画であり、以下のものが含まれる。

- 凶悪犯罪または非行集団による犯罪で有罪となった不法移民への保釈金を禁止する。
- 凶悪な重罪を犯した非行集団の犯罪者に刑期10年増加の刑罰を科す。
- 青少年が非行集団に参加し、人生を台無しにしないようより効果的で説明義務のある介入プログラムを新設する。
- 有罪判決後または保護観察解除後の五年間、毎年、地方自治体の法執行機関での非行集団有罪犯の登録を義務付ける。
- 非行集団犯罪者・性犯罪者・凶悪犯罪者の監視のためにGPS監視機器を提供する。
- メタンフェタミンの製造や販売についての刑罰をコカインに対するものと同じレベルに引き上げる。
- 公共の場で弾丸の入った銃器を所持したり、銃器を隠し持つ危険な重罪犯に刑期10年の刑罰を追加する。
- 複数回のグラフィティー行為に対する刑罰を厳しくする。

犯罪被害者および法執行機関は、住民投票事項6に賛成票を投じることに同意している。

「7ヶ月前、非行集団に暴力を受け夫を失った。容疑者を追跡中に、保安官である夫が撃たれた。夫を殺害したのは、16歳の非行集団メンバーであった。

「この悲劇は、危機に立たされている子供たちが非行集団や犯罪に走らないようにする阻止および介入の必要性を示している。住民投票事項6は正にこれを実現し、全カリフォルニア州民の安全を維持する必要のあるツールを法執行機関に提供する。」— Thanh Nguyen、Vu Nguyen保安官代理未亡人

「住民投票事項6は、法執行機関への資金確保、最も危険な犯罪者の刑罰強化、および防止プログラムの向上を実現する包括的な計画である。」— Robert Lopez、会長、サンホゼ警察官協会(San Jose Police Officer Association)

「近隣地域安全法は危機に立たされている子供たちが非行集団に走らないようにするために必要なツールを我々に提供する。」— Jerry Powers、会長、カリフォルニア州保護観察所長協会(Chief Probation Officers of California)

住民投票事項6に賛成票を投じよう。

住民投票事項6を支持する被害者の権利擁護者および法執行機関のリーダーたちの仲間に加わろう。

詳細はwww.SafeNeighborhoodsAct.comを参照。

**LEE BACA**、保安官
ロサンゼルス郡
**BONNIE M. DUMANIS**、地方検事
サンディエゴ郡
**HARRIET C. SALARNO**、会長
Crime Victims United of California

### ★　住民投票事項6の賛成論拠に対する反論　★

住民投票事項6は、支出した資金について一切説明責任のない、証明されていないプログラムに十億ドルを費やす。

住民投票事項6に反対票を投じよう。住民投票事項6の発議者たちは、初年度だけで納税者に1,000,000,000ドルかかることを言っていない。それは、教育、ヘルスケア、消防、または立証済みの公共安全のための活動に利用できない1,000,000,000ドルである。

住民投票事項6で実現しなことは多数ある。

1. 住民投票事項6は、街に警察官一名を増員することを保証していない。
2. 住民投票事項6は、成功が既に証明されている青少年非行集団防止プログラムに資金を提供しない。
3. 住民投票事項6は、地域社会が公共安全の強化のため資金の投資方法を決定させないようにする。

しかし、住民投票事項6は、確実に刑務所および拘置所により多くのお金を消費する。

住民投票事項6は、不必要で費用のかかる新しい法律で裁判所業務を遅延させる。

そして、住民投票事項6は、既に存在するプログラムを重複するさらなる官僚制度を生じさせる。

非行集団の問題や犯罪多発地域に関する実質上いかなる刑事司法調査も、法律を厳格に施行しつつ、社会奉仕活動者、精神衛生・麻薬・アルコール問題についての活動者を含めた調整の取れたバランスの良い方法の必要性を呼びかけている。

不幸にも、住民投票事項6は、これらの事実を無視し、原因ではなく、症状に焦点をあてている。

問題を解決しない高くつく住民投票事項をまた可決することはできない。住民投票事項6に反対票を投じよう。

**ROY ULRICH**、理事会会長
California Tax Reform Association
**DANIEL MACALLAIR**、事務局長
Center on Juvenile & Criminal Justice


*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

## 住民投票事項 6　警察および法執行の資金。刑事罰および刑法。州民発案による法令。

### ★　住民投票事項6の反対論拠　★

今回の11月の投票用紙には、一見良さそうな住民投票事項で満たされているが、実際は、それらは、約束していることを達成せずに、カリフォルニア州の経済に大きな打撃を与える。住民投票事項6が良い例だ。

*住民投票事項6は新しい大きな支出を必要とする。*

カリフォルニア州は歴史上最悪の財政危機を迎えており、住民投票事項6は、犯罪削減を証明していない不効率なプログラムに毎年約十億ドル支出することによって、この危機をさらに悪化させる。学校、里親制度、放課後プログラム、消防、効果的な公共安全活動のための資金提供を脅かすプログラム。

*住民投票事項6は刑務所への州の支出を増大させ、その他の不可欠なプログラムのための資金を脅かす。*

住民投票事項6は新しい刑務所施設の建設を必要とし、その費用は五億ドルを超える可能性がある。*カリフォルニア州は、公立学校の生徒一人当りの費用よりも受刑者に4倍以上の費用を既に費やしている。*

「住民投票事項6は拘置所に子供を収監するのに数十億ドル費やし、現住所を更新しないなどの「犯罪」で服役期間を長期化する。より多くの14歳の子供が成人として裁判にかけられる。「この数十億ドルを学校や子供のヘルスケア . . . 犯罪を減らすことが証明されているプログラムに費やすことができる。」— Marty Hittelman、連盟長、カリフォルニア州教員連盟(California Federation of Teachers)

*住民投票事項6は、説明責任も持たない効果のないプログラムにお金を浪費する。*

住民投票事項6は、真の監督または説明責任のないプログラムに毎年十億ドルを消費している。これらのプログラムは、競争的な過程や費用便益分析なしに選択される。プログラムが効果的かどうかに関係なく、州は、毎年自動的に資金提供を継続する。

住民投票事項6において、提供資金の最大の増加は、独立した州議会アナリストによって調査され、「定義可能な目標なし」および「特定できる結果なし」と認められたプログラムである「公共安全のための市民の選択肢(Citizens Options for Public Safety)」のためのものである。*住民投票事項6は、未証明のプログラムに何十億ドルを浪費する。*

*住民投票事項6は、既存の犯罪防止活動を崩壊させる。*

発議者たちは、この税金に対する襲撃は、非行集団との戦いに必要であると論争する。*州知事および州議会が非行集団および犯罪と戦うために既に確固たる措置を取っている事実を彼らは無視している。*昨年、Schwarzenegger州知事は、州全域にわたる法執行機関および地域社会の非行集団防止プログラムに州資金を提供する「CalGRIP」を開始した。

CalGRIPは、防止、介入、抑圧、および投獄で非行集団に取り組む均衡性のある方法を適用している。住民投票事項6は、カリフォルニア州内で現在見られる進歩を完全に崩壊させる。

*住民投票事項6は公共安全を強化しない。*

犯罪防止と公共安全強化のために州がもっと努力でき、そうすべきことに我々は同意する。しかし、それは住民投票事項6が達成することではない。住民投票事項6は、本当の監視または説明責任なしに、未証明のプログラムに税金をつぎ込み、効果的な犯罪防止プログラムから資金を奪う。

*住民投票事項6は学校への資金提供を脅かす。*

住民投票事項6は元が取れないので、学校、ヘルスケア、およびその他の重要なプログラムのための資金が減る。

前法執行官、納税者グループ、子供たちのためのグループ、宗教リーダー、公民権グループを含む、住民投票事項6の反対派グループリストをwww.votenoprop6.comで参照されたい。

住民投票事項6は、公共安全のスローガンを抱えた州財政への攻撃以外のなにものでもない。

*住民投票事項6に反対票を投じよう。*

**LOU PAULSON、**会長
California Professional Firefighters
**STEPHAN B. WALKER、**最高経営責任者
Minorities in Law Enforcement

### ★　住民投票事項6の反対論拠に対する反論　★

政府の最優先事項は、市民の安全である。しかし、州財政は、非行集団、麻薬密売人、凶悪犯罪者から我々の近隣地域の安全を維持するために十分な資金を投入していない。

州議会は、凶悪な非行集団を我々の近所から一掃するため地方自治体の法執行機関の戦いに対し一貫して不公平な扱いをしている。カリフォルニア州の公共安全費用は約14%で、今日の物価では2003年度のものより少ない。

住民投票事項6に賛成票を投じ、地方自治体の法執行機関に税金を取り戻そう。

住民投票事項6は、増税せずに、地方自治体の法執行機関のためにカリフォルニア州の一般会計の1%を優先させるよう投票者に要請している。

「近隣地域安全法は公共安全に対する堅実な投資である。これは、政府ではほとんど見られない新しいレベルの説明責任を持って、非行集団および犯罪防止の成果を計る。」— Lew Uhler、会長、全米税金限度委員会(National Tax Limitation Committee)

住民投票事項6に賛成票を投じ、子供たちにより安全な学校を提供しよう。

住民投票事項6は子供たちの安全を確保すると同時に、教育は完全に資金提供を受け続ける。

2007年、法務長官は、「非行集団がいつも存在していることにより . . . 安全な通学が困難となっていると報告した。非行集団は、学校の校門近く . . . バス停で、生徒に対し、恐喝、脅し、勧誘、銃撃、窃盗、暴力をはたらく。」

「住民投票事項6は、非行集団、麻薬、暴力を学校から一掃するのに役立ち、子供たちのための安全な学習環境を保証する。」— Jamie Goodreau、2003年ロサンゼルス郡最優秀教師

近隣地域安全法の幅広い支持

カリフォルニア州の全保安官、カリフォルニア州警察署長協会、カリフォルニア州地方検事協会、カリフォルニア州保護観察所長協会、およびヒスパニック系アメリカ人警察指揮官(Hispanic American Police Command Officers)は住民投票事項6を支持している。

住民投票事項6に賛成票を投じよう。

**ROD PACHECO、**地方検事
リバーサイド郡
**LAURIE SMITH、**保安官
サンタクララ郡
**RON COTTINGHAM、**会長
Peace Officers Research Association of California

住民投票事項

# 7 代替エネルギーによる発電。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 代替エネルギーによる発電。州民発案による法令。

- 2010年までに、代替エネルギー発電量を20%にするという、現在民営の電力会社のみに適用されている基準を州政府所有のものを含む電力会社にも義務付ける。
- 2020年までには40%、2025年までには50%と、電力会社への要求を引き上げる。
- 不履行に対し罰金を科すが、免責事項が適用されることがある。
- 規制問題に関する一部の権限を公共事業委員会からエネルギー委員会に移行する。
- 新規再生可能エネルギー発電所の認可を短期間で行なう。
- 長期(最低20年)の再生可能エネルギー調達契約の締結を電力会社に義務付ける。
- 再生可能エネルギーの電線敷設権および送電施設購入のための口座を設立する。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- カリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会およびカリフォルニア州公共事業委員会の規制活動のため、州の管理費は年間最高340万ドルまで上昇するが、それは料金収益によって支払われる。
- 同法案による小売電気料金への影響が不明であるため、州政府および地方自治体の費用および収入への影響は不明である。短期的には、料金値上げの可能性、つまり費用の上昇、売上税収・消費税収の低下、および地方自治体における公共施設税収の上昇の可能性が高い。長期的には、電気料金への影響、州政府および地方自治体の費用および収益への影響は不明である。

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

#### カリフォルニア州の電気事業者

一般的にカリフォルニア州民は、以下の三種類のいずれかの電気事業者から電力供給を受けている。

- 投資家所有の電気会社(IOU)で、小売電力供給の68パーセントを供給。
- 地方自治体所有の公営電力会社で、小売電力供給の24パーセントを供給。
- 電気サービス事業者(ESP)で、小売電力供給の8パーセントを供給。

(本分析でよく用いられている用語についての定義は、右のボックスを参照のこと。)

***投資家所有の電力会社。***IOUは個人投資家によって所有され、利益のために電力を供給する。州の三大電力IOUは、Pacific Gas and Electric社、Southern California Edison社、およびSan Diego Gas and Electric社である。どのIOUも独自の明確な供給地域を持っている。州法は、各IOUに、その供給地域内の消費者に電力を供給することを義務付けている。IOUが消費者に課す料金は、カリフォルニア州公益事業委員

**よく用いられている用語—住民投票事項7**

***エネルギー委員会(Energy Resources Conservation and Development Commission: エネルギー資源保護開発委員会)。***エネルギーの需要と供給の予測、エネルギー保護プログラムの導入、エネルギー関係の研究、特定の発電所の許可を行う州機関。

***ESP (Electric Service Provider: 電気サービス提供業者)。***地域の電力会社から電力供給を受けない顧客に直接電力を供給する会社。

***IOU (Investor-Owned Utility: 投資家所有の電力会社)。***特定の電力供給地域を持ち、その地域の顧客に電力を供給することが州法によって義務付けられている民間の電力会社。公益事業委員会がIOUの料金と利用規約を規制する。

***電力市場価格。***州法で規定されている定義および基準に従い州機関が決定する電気価格基準。

***公営電力会社。***地域で電力を供給する委員会—住民によって選出または地方自治体の選出機構によって指名される—によって統括されている地方自治体機関。

***PUC (Public Utilities Commission: 公益事業委員会)。***IOUおよびESPを含む、多種の電気事業者を規制する州機関。

***RPS (Renewables Portfolio Standard: 再生可能エネルギー利用割合基準)。***電気事業者が再生可能エネルギー(風力または太陽光など)からの電力配分を増加する要件。

会(California Public Utilities Commission: PUC)によって決定される。さらに、PUCは、IOUがどのように消費者に電力サービスを提供するかも規制している。これらの電気料金およびサービスに関する条件は、「利用規約」として知られる。

***公営電力会社。***公営電力会社は、地域で電力を供給する委員会—住民によって選出または地方自治体の選出機構によって指名される—によって統括されている地方自治体機関である。公営電力会社は、PUCによって規制されていない。むしろ、自らの利用規約を設定する。カリフォルニア州の大手公営電力会社には、ロサンゼルス市水道電力局(Los Angeles Department of Water and Power)およびSacramento Municipal Utility Districtがある。

***電気サービス事業者。***ESPは、地域の電力会社から電力供給を受けない顧客に電力を供給する。これらの顧客はESPと「直接入手」契約を結ぶ。直接入手契約の下では、ESPは、地元の送電線を介して顧客に電力を供給する。

州には現在約20の登録ESPがある。これらのESPは通常、大規模の産業や業務を営む顧客に電力を供給する。ESPは、州立カリフォルニア大学のいくつかのキャンパスおよび一部の地域の学校区など、州および地方自治体の一部の機関にも電力を供給する。

ESPに対する州の監督権限には制限がある。PUCは、ESPが顧客に課す料金など、利用規約を設定することはないが、ESPが需要を十分に満たす電力を提供できるという証明を含め、限定的な要件を満たす必要がある。

## 電力供給基幹設備

***主要構成設備。***四つの主要設備がカリフォルニア州発電・送電システムを構成する。

- 発電所。
- 州間送電グリッド。
- 発電施設とグリッドを結ぶ送電線。
- 電気グリッドと電気購入者を結ぶ配電線。

この基幹設備に関する規制上の承認権限は、特定の事業にもよるが、一つ以上の連邦、州、地方自治体の機関が有する。

***承認権限。***発電設備の承認権限は、操業する施設の種類と大きさによって決定される。たとえば、ダムなどの水力発電所は、連邦エネルギー規制委員会(Federal Energy Regulatory Commission: FERC)によって許可される。主に天然ガス使用発電所など、発電容量50メガワット以上を持つ熱電気発電所は、州のエネルギー資源保護開発委員会(Energy Resources Conservation and Development Commission)によって許可書が発行される。風力タービンおよび非熱的太陽光発電所など、多種の再生可能エネルギー発電所を含む、その他の発電所の大半は、地方自治体によって許可が下りる。

送電線に対する承認権限は、敷設される送電線の機能や、送電線を所有する電気事業者の種類によって変わる。送電線は、機能および所有者によって、FERC、エネルギー委員会、PUC、または地方自治体によって、許可が下りる。

***エネルギー委員会による承認手続き期間。***現行法では、エネルギー委員会が、その管轄区内の発電所または送電線の建設・操業申請に対し許可または拒否すべき期間が規定されている。大半の申請には18ヶ月、または特定の条件に合致する申請には12ヶ月の期間となっている。

## 再生可能エネルギー源からのエネルギー

***再生可能エネルギー利用割合基準。***現行法では、IOUおよびESPが、太陽光および風力などの再生可能エネルギー源から発電され、(独自の供給元または他からの購入元から)入手する電力量を増加するよう義務付けられている。この要件は、再生可能エネルギー利用割合基準(renewables portfolio standard: RPS)として知られる。RPSの対象となる各電気事業者は、2010年末までに適格の再生可能エネルギー源からくる電気が20パーセントになるよう、再生可能エネルギー源からの電気の割合を毎年少なくとも1パーセント増加しなければならない。(後で述べるように、公営電力会社は、異なった再生可能エネルギー要件の対象となっている。)

***費用上限のあるRPSでのIOUの義務。***現行法では、IOUに適用される年間RPS目標に関係なく、IOUがRPSの下で入手の必要のある再生可能エネルギー源からの電力量が制限されている。この制限は費用に関係する二つの要因に基づく。

- 州法で規定された基準に従いPUCが設定する「電気市場価格」。

*住民投票事項7の本文は、121ページを参照。*

- 以前に実施されていた再生可能エネルギー電気費用に対する州の助成金制度で消費者からの料金収入金額。

IOUは、PUCにより設定された電気市場価格を超える費用であっても再生可能エネルギー電気を入手することが義務付けられている。再生可能エネルギー電気の入手量が不足するIOUには罰金が課せられる。しかし、市場価格を上回る費用が以前に実施されていた州の助成制度でIOUが得た金額より少ない場合に限り、IOUは高い価格の再生可能エネルギー電気を入手する必要がある。このようにして、現行法は、IOUと最終的に支払う電気料金でこれらの費用が課せられる消費者との両方に対し、RPSを順守するための年間費用を制限している。

***RPSの施行。*** 現行法は、IOUおよびESPのRPS順守を強制するようPUCに義務付けている。IOUには、可能な最低費用でRPS目標達成方法に関する計画を提出することが義務付けられているだけである。さらに、通常IOUおよびESPは、十年以上の再生可能エネルギー源購入契約を提供する必要がある。

PUCは、年次RPS目標に達することができないIOUまたはESPに罰金を課すことができる。PUCは、IOUまたはESPのRPS目標不足分につき、1キロワット時当り5セントの罰金を設定している。PUCは、IOUまたはESPに課す年間合計罰金額を2,500万ドルに制限している。現行法では、通常州の一般会計に入金される、これらの罰金の用途を指定していない。

***独自の再生可能エネルギー基準を設定する民営電力会社。*** 現行法は、その他の電気事業者が順守すべき同じRPSを公営電力会社には順守義務を課していない。その代わり、現行法は、各公営電力会社に独自の再生可能エネルギー利用割合基準を設定し順守するよう要求し、再生可能エネルギーと見なすエネルギー源を定義することを認めている。公営電力会社には、基準順守の強制、またはそれらが独自に設定する再生可能エネルギー目標を未達成の場合に罰金徴収を行う州機関は存在しない。

***州のRPS目標達成の進捗状況。*** 電気事業者の種類によって、2010年までに再生可能エネルギー源からくる電気を20パーセントにするという州のRPS目標達成に向けた進捗状況が異なる。2006年(データが利用可能となった昨年)現在、IOU全体の再生可能エネルギー源からの電気は13パーセントを占めていた。ESPの同種類のエネルギー源からの供給電気は2パーセントであった。「再生可能エネルギー源」という独自の多様な定義を使用し、公営電力会社では合計約12パーセントが再生可能エネルギー源からの電気であった。IOUおよびESPに適用される州法において再生可能エネルギー源が現在定義されているが、その定義(大型水力発電ダムなどは含まれない)が公営電力会社に適用される場合、それらの再生可能エネルギー源からの電気は2006年現在7パーセントをわずかに超える。しかし、近年では、エネルギー委員会が編纂したデータによると、公営電力会社は、IOUよりも速い速度で再生可能エネルギー源の電気供給を増加している。

## 法案

### 法案の概要

本法案は、RPSに関するいくつかの事項を変更し、発電所および送電線の敷設を許可するものである。主に、本法案は以下を行う。

- 電気事業者に従来以上に高度なRPS目標を別途設定する。
- 公営電力会社にもRPS要件を強制できるようにする。
- 「電気市場価格」を定義する過程を変更する。
- RPSにおける電気事業者の義務を制限する費用上限に関する諸条項を変更する。
- RPS強制範囲を拡大する。
- RPSに関係する契約期間および責任を変更する。
- 法令で今までより低率の罰金を設定し、RPS要件不順守に対する合計罰金額の上限を廃止する。
- RPSの罰金収入の用途を指定する。
- エネルギー委員会の承認権限を拡大する。

以下にこれらの各項目について述べる。

### 法案の構成要素

***従来以上に高度なRPS目標の追加設定。*** 本法案は、2020年までに40パーセント、2025年までに50パーセントという、二つの新しいより高度なRPS目標を追加する。各電気事業者は、再生可能エネルギー源からの電気供給割合を現行の毎年1パーセントから、毎年少なくとも2パーセントに引き上げることによって、目標を達成する必要がある。本法案は、ある年度でRPSの目標を達成できなかった場合、それを以

**州議会アナリストによる分析** **続き**

降の年度で再生可能エネルギーを追加購入することによって補うという現行法の要件を削除する。

***公営電力会社にもRPS要件を強制できるようにする。***本法案は、公営電力会社にも、各電気事業者における再生可能エネルギー源からくる電気の割合を2010年までに20パーセント増加する現行のRPS目標を含め、IOUとESPに義務付けられているのと同じRPSを通常順守することを義務付ける。本法案はまた、公営電力会社に対するRPS要件の強制権限をエネルギー委員会に持たせる。しかし、本法案は、エネルギー委員会には、契約期間および条件を含め、公営電力会社の再生可能エネルギー契約を許可または拒否にする権限はないと規定している。

***「電気市場価格」を定義する過程を変更する。***本法案は、RPS導入のため、電気市場価格の定義方法に二つの大きな変更を加える。第一に、本法案は、電気市場価格の決定責任をPUCからエネルギー委員会に移管する。第二に、本法案は、エネルギー委員会が電気市場価格の定義の際に考慮すべき三つの新しい基準を現行法の要件に追加する。これらの基準には、再生可能エネルギー源の価値と利点を考慮することが含まれる。

***RPSにおける電気事業者の義務を制限する費用上限に関する諸条項を変更する。***現行法では、本法案は、年間RPS目標に関係なく、IOUが入手すべき再生可能エネルギー電気の可能な費用増加分を制限する上限を設ける。本法案は、ESPにも同様に費用上限を適用する。本法案は、電気事業者が年間RPS目標を達成するため再生可能エネルギー電気を入手するか、または当該電気費用がエネルギー委員会決定の電気市場価格よりも最大10パーセント超える場合に限り、罰金を課せられることを義務付ける。再生可能エネルギー電気の可能な費用増加分について、IOUおよびESPは顧客への電気料金でその増加分を取り戻すが、上記の10パーセント費用上限の対象となる。公営電力会社は、これらの可能な費用増加分を消費者が支払う料金で取り戻すこともできる。しかし、公営電力会社の費用は、IOUおよびESPに適用されるのと類似した費用上限の対象とはならない。

***RPS強制範囲を拡大する。***本法案は、PUCのIOUに対するRPS関係の現行の強制機構にESPを含むよう拡大する。強制機構には、再生可能エネルギー源購入計画、関係する料金設定権限、および罰金徴収権限の検討および採用が含まれる。本法案は、エネルギー委員会に同様のRPS関係の強制権限を公営電力会社に対しても付与する。

***RPSに関係する契約期間および責任を変更する。***本法案は、特定の例外があるものの、公営電力会社も含め、すべての電気事業者が20年以上の再生可能エネルギー購入契約を提供することを義務付ける。さらに本法案は、公営電力会社が、エネルギー委員会が定義する電気市場価格以下の再生可能エネルギーに対するすべての呼び値を受け入れるよう義務付ける。

***法令における低率の罰金設定、および合計罰金額の上限廃止。***本法案には、再生可能エネルギーについて十分な金額の契約を締結しない電気事業者への罰金計算法が含まれる。罰金計算法は、適用可能なRPS目標の不足分に対し、1キロワット時当り1セントとする。したがって本法案の計算法は、PUCが現在設定している1キロワット時当り5セントよりも低*率*の罰金となる。しかし、本法案は、PUCまたはエネルギー委員会のいずれも、任意の年度で電気事業者に課すことのできる罰金の*合計*額を制限しないと指定している。

さらに、本法案は、電気事業者は顧客が支払う料金で罰金費用を取り戻すことはできないと規定している。しかし、このような禁止条項がいかに公営電力会社に適用されるかは不明である。というのも、通常、公営電力会社は、消費者が支払う電気料金以外に罰金を支払うその他の収入源がないからである。

最後に、本法案は、電気事業者がRPS達成のために「誠実な努力」を示した場合など、規定に従いPUCまたはエネルギー委員会が、法で定められた罰金を免除できる条件も指定している。

***罰金用途の指定。***本法案は、RPS関係の罰金は(その他に指定された収入と共に)、RPSの達成に必要な送電基幹施設の開発、つまり送電所の土地または敷設権の獲得および送電所の建設を促進するために使用するよう指定している。本法案は、エネルギー委員会が当該資金で購入した資産の所有権を有するものと指定している。

***エネルギー委員会の承認権限を拡大する。***本法案は、RPSに制限されない、二つの重大な方法でエネルギー委員会に既存の承認権限を拡大する。具体的には、本法案は以下を行う。

*住民投票事項7の本文は、121ページを参照。*

- 30メガワット以上の電力発電が可能な新しい非熱的再生可能エネルギー発電所を承認する権限をエネルギー委員会に与える。新しい承認権限には、発電所と送電網グリッドを結ぶ送電線などの、関係する基幹施設が含まれる。現在、この承認権限は、地方自治体にある。
- 現在州レベルではPUCのみの責任であるが、送電グリッド内で新しい送電線を敷設することをIOUに許可する権限をエネルギー委員会に与える。本法案においてエネルギー委員会にこの権限を与えることでPUCの権限が移管されたかどうかは不明である。

本法案は、エネルギー委員会が申請から六ヶ月以内に適格な再生可能エネルギー発電所または関係する施設の許可書を発行すると規定する。しかし、施設が環境または電気システムに相当な危害を加えたり、何らかの方法で法的またはその他の特定の基準を順守しないという証拠がある場合、委員会は六ヶ月の期限内に許可を発行する必要はない。

***利用者の電気代への影響が限定的なものであるという宣言。***調査および発表において、本法案は、「短期間」において、太陽光およびクリーンなエネルギー(本法案の導入を含む)カリフォルニア州の投資は、消費者の電気料金は3パーセントしか上昇しないことを宣言する。しかし、本法案には、この宣言の導入または施行のための特定の条項は含まれない。

## 財政的影響

### 州および地方自治体の管理上の影響

***エネルギー委員会の費用上昇。***本法案では、新しい責任および既存職権の拡大のため、エネルギー委員会の年間管理費用が約240万ドル増加する。現行法では、追加費用は、消費者が支払う電気代でまかなわれる。

本法案は、具体的には、電気市場価格の定義およびIOU関係の送電線の敷設許可など、現在PUCが行う新しい責任をエネルギー委員会に付与する。PUCの相当な費用の削減は、本法案では生じる可能性がない。これは、本法案が、エネルギー委員会に付与される責任をPUCの数々の責任から削除するよう州憲法を改正することがないからである。PUCが既存の責任を実行し続ける限り、PUCへの節約は発生しないであろう。

***PUC費用の上昇。***さらに、本法案のその他の要件により、PUCの年間管理費用が最高100万ドル上昇する。これらの追加費用は、RPS目標引き上げに関係する仕事量の増加から生じる。現行法では、これらの追加費用は、消費者が支払う電気代でまかなわれる。

***地方自治体の管理費用に対する影響は不明。***本法案は、特定の再生可能エネルギー施設の承認権限を地方自治体からエネルギー委員会に移管する。その結果、本法案は、金額は不明であるが、地方自治体の管理費用の節約につながる。しかし、地方自治体は、再生可能エネルギー施設の承認のため、エネルギー委員会の手続きで地方自治体の利益を代表することに結びつく新しい費用が生じる可能性がある。結局、地方自治体への節約が本法案から生じる費用を上回るかどうかは不明である。いずれにせよ、州全域の地方自治体管理費用への最終的影響は、少ないであろう。

### 州政府および地方自治体の費用と収入

本法案による州政府および地方自治体の主な財政的影響は、本法案が電気料金に与える影響から生じる。以下に述べるように、電気料金の変更は、政府の費用と収入との両方に影響する。

### 州政府および地方自治体の費用に対する影響は不明

***概要。***州政府および地方自治体は大口の電気消費者であるため、電気料金の変更は州の*費用*に影響する。しかし、短期と長期との両方において、本法案がいかに電気料金に影響するかは不明である。これは、再生可能エネルギー源の相対価格と、天然ガスなど、従来の電気源の相対価格を予測するのが困難であるからだ。本法案は、現在の電気料金よりも高くまたは低くなる可能性がある。

***短期。***主要再生可能エネルギー源と従来のエネルギー源との現在の原価費用の比較に基づくと、短期において電気料金が高くなる可能性が高いという結論が出る。これらの原価費用には、施設建設費用および技

**州議会アナリストによる分析** **続き**

術、燃料など発電工程への投入費用を含む、毎日の操業費用が含まれる。少なくとも短期にわたり、これらの原価要素により、再生可能エネルギー源から発電される電気の費用、および消費者が支払うその電気料金が、従来のエネルギー源からくる電気の費用よりも高額であり続ける。しかし、消費者に対する電気料金の値上げの可能性は、州および地方自治体を含め、本法案によって限定される。これは、本法案が、民間の電気事業者が再生可能エネルギー源からくる電気に支払う費用を制限するからである。この限度は電気市場価格に相関して設定され、エネルギー委員会によって決定される。しかし、本法案は電気市場価格の決定において委員会に相当な裁量を許すため、委員会がこの限度をいかに設定するかは不明である。同様に、消費者が支払う電気料金に対するこの限度からの影響も不明である。

***長期。*** 長期的には、本法案が影響し、現在の電気料金の増加または減少のいずれかが発生する可能性のある諸要因がある。たとえば、費用減少のため本法案が再生可能エネルギー源の開発を進める分、消費者にとって長期的な節約となる可能性がある。他方、短期の電気料金を増加に至る可能性のある同じ費用要素が、長期の電気料金の増加につながることもある。本法案は電気事業者に現在よりも高い電気を入手することを必要とする分、電気事業者は長期的な費用の増加を経験する。結局、長期的に電気料金を増加し得る要因が長期的な電気料金を減少し得る要因を上回るかどうかは不明である。したがって、本法案による政府費用への長期的影響は不明である。

## 州政府および地方自治体の収入に対する影響は不明

***概要。*** 本法案による電気料金の影響は、州および地方自治体の*収入*にも影響する。この理由は二つある。第一に、一部の地方自治体は、その区域内で使用する電気料金に課税する。本法案により、現在のものと比較して、電気料金を増加または削減する分、これらの地方自治体税収にも相対的な増加または削減が生じる。第二に、州および地方自治体が受け取る税収は、事業利益、個人収入、課税売上によって影響され、いずれも個人または事業者が支払う電気代によって影響する。電気代の増加は州および地方自治体の収益減となり、電気代減少はこれらの収益を増加する。

***短期。*** 最終的に、上記の説明通り、短期的には、現在のよりも高額の電気料金になる可能性が高い。しかし、州政府および地方自治体の費用の場合と同様に、電気代の増加のため、本法案による州および地方自治体の収入減の可能性は、費用限度についての本法案の条項によって制限される可能性がある。したがって、短期間では、本法案により現在より電気代が高くなる分、利用者からの地方自治体電気利用者税収は増加し、州および地方自治体の売上・所得税収は減る。本法案による州および地方自治体の収入に対する最終的な短期の全体的影響は、不明である。

***長期。*** 長期的には、上記の説明通り、本法案により電気代が上昇または削減する可能性がある。本法案による長期的な電気代への影響は不明であるため、本法案による長期的な州および地方自治体の収入に対する影響も不明である。

*住民投票事項7の本文は、121ページを参照。*

## 住民投票事項 7　代替エネルギーによる発電。州民発案による法令。

## ★　住民投票事項7の賛成論拠　★

*住民投票事項7に賛成票を投じよう。*

- 我々は、汚染源となる石炭、原子力発電、海上石油掘削よりも、良い結果が出せる。

住民投票事項7、つまり太陽エネルギー・クリーンエネルギー法(Solar and Clean Energy Act)は、太陽光・風力・地熱・バイオマス・潮力・水力からより多くのエネルギーを供給するよう全電力会社に義務付ける。17年間で再生可能エネルギー基準を毎年2%増加するため、我々の電力の半分は2025年までによりクリーンで安価なエネルギー源から生み出される。

住民投票事項7は、野火の増加、水不足、絶滅危ぐ種への脅威、および高温により誘発される公害からの疾患を含めた、地球温暖化の危険性を制限し、上昇する光熱費を削減する均衡性のある解決法である。

住民投票事項7は、法律、エネルギー、および環境の専門家によって、慎重に書かれ、審査された。

住民投票事項7は、カリフォルニア州エネルギー委員会(California Energy Commission)が、主に広大な砂漠で、太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電区域の指定を義務付ける。

*住民投票事項7に賛成票を投じることは、*

- カリフォルニア州をクリーンな電力技術の世界的リーダーにする。
- 370,000以上の高収入の雇用創出に役立つ。
  住民投票事項7は、以下を含む全環境保護基準を順守する。
- カリフォルニア州環境品質法(California Environmental Quality Act)。
- 砂漠保護法(Desert Protection Act)。
- 地方自治体の審査。

住民投票事項7に賛成票を投じることは、大小の太陽および再生可能エネルギービジネスの強力な市場促進に役立つ。カリフォルニアの企業は、現在および将来の電力必要性に対応するこの実証済みの技術を開発している。

独立、超党派のカリフォルニア州議会アナリストは、住民投票事項7の再生可能エネルギー基準の管理に350万ドルしかかからないことを認めた。また、電力会社は、再生可能エネルギー基準を順守できない場合、罰金を消費者に課すことを禁じられている。

住民投票事項7の太陽エネルギー・クリーンエネルギーへの移行により、電気代は年間3%以上値上がりしないことが保証されている。

*では、なぜ電力会社は、「偽りの環境保護」宣伝に何千万ドルも消費したり、政党を後援したり、我々を欺くために特定の環境グループと組んだりするのだろうか。*

カリフォルニア州の電気会社は決まりの悪い事実を隠しているからだ。

*カリフォルニア州の電力の大半は石炭および化石燃料を燃焼して発電されているからだ。*

専門家たちは、地球温暖化の汚染の原因の40%がこの種の発電から来ているという意見で一致している。

カリフォルニア州の電力会社によって所有、操業、または送電されている汚染源となる発電所からの電力は、毎年1億700万メートルトンの温室ガス排気量を放出する。これにより、カリフォルニア州は、世界第16位のワースト地球温暖化汚染者となる。(ロサンゼルスの電力の半分は州外の石炭から発電されている。)

電力会社は2001年のエネルギー危機で失敗し、それでも経営幹部は百万ドルのボーナスを受けとったことを記憶されているだろう。

*住民投票事項7に賛成票を投じよう。*

- 太陽光・風力・潮力・地熱からのエネルギーは、常にクリーンで、安全で、限りがなく、ただである。
- 高額の化石燃料、石油、ガス掘削、および危険な　原子力発電は、カリフォルニア州民にさらに多くの負担となる。

地球温暖化汚染を停止する、大規模で、環境的に賢明な何かが必要だ。

将来の世代が平和に暮らせるよう、外国産石油や輸入エネルギーへの依存を止めよう。

カリフォルニア州は再生可能エネルギー源に特に恵まれている。

クリーンなエネルギーで世界をリードできる。

*住民投票事項7に賛成票を投じよう。* www.solarandcleanenergy.org

**DR. DONALD W. AITKEN, Ph.D.**、再生可能エネルギー専門科学者
**JOHN L. BURTON**、カリフォルニア州上院議長代行(退任)
**JIM GONZALEZ**、会長
Californians for Solar and Clean Energy

## ★　住民投票事項7の賛成論拠に対する反論　★

あなたは誰を信じるか。

上記の声明は二、三の個人によってだけしか署名されていない。しかし、住民投票事項7は、何百万人のカリフォルニア州民を代表し、より多くの再生可能エネルギー電力および地球温暖化反対のために積極的に戦う多数の組織によって反対されており、それには以下のものが含まれる。

- カリフォルニア州太陽エネルギー産業協会(California Solar Energy Industries Association)
- カリフォルニア州資源保全有権者連盟(California League of Conservation Voters)
- 天然資源防衛協議会(Natural Resources Defense Council)
- エネルギー効率・再生可能技術センター(Center for Energy Efficiency and Renewable Technologies)
- 環境防衛基金(Environmental Defense Fund)
- 憂慮する科学者同盟(Union of Concerned Scientists)

これらの組織は住民投票事項7を慎重に検討し、これには抜け道の多い致命的な欠点があり、再生可能電力開発に急ブレーキをかけるだろうと結論付けた。効果的に地球温暖化と戦うには、解決策を明確にする必要がある。住民投票事項7は完全に間違っている。

だから、住民投票事項7は以下の団体からも反対されている。

- カリフォルニア州納税者協会(California Taxpayers' Association)
- カリフォルニア州民主党
- カリフォルニア州共和党
- カリフォルニア州消費者連盟(Consumers Coalition of California)
- 環境、納税者、労働者、高齢者、電力会社、企業に関係する多数の組織。

細則を読んで欲しい。

発議者たちが本法案の実施内容について何と*主張*しようが、それは問題ではない。問題となるのは、実際の法案の内容である。

- 住民投票事項7は、カリフォルニア市場から小規模の再生可能エネルギー会社を追い出し、競争と何千もの雇用を喪失する。
- 電気代の値上げを制限する箇所は、住民投票事項7の中には一切ない。
- 住民投票事項7では、電気事業者は、電力市場価格より10%高い料金をいつでも課すことができ、再生可能エネルギーの競争を抑圧する。
- 住民投票事項7は、電気代の値上がりおよび納税者の負担増で何億ドルも我々に負担させ、目標を達成することもなく、高額な電力を再生可能エネルギーで代替しようとする努力を止めさせる。住民投票事項7に反対票を投じよう。*www.NoProp7.com*

**TOM ADAMS**、理事会長
California League of Conservation Voters
**GARY T. GERBER**、社長
Sun Light & Power
**BETTY JO TOCCOLI**、会長
California Small Business Association



*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

## ★　住民投票事項7の反対論拠　★

風力、太陽光、その他の再生可能電気事業者、環境団体、消費者団体、納税者団体、企業および労働者、地球温暖化専門科学者は、全て住民投票事項7に反対している。

エネルギーの専門知識のないアリゾナ州に住む大富豪によって費用が支払われた住民投票事項7は、深刻な欠点のある法案であり、以下の影響を及ぼす。

- 主張される目標を達成せず、実際は再生可能電力開発を*妨害する*。
- カリフォルニア州の市場から小規模の再生可能エネルギー会社を追い出す。
- 主張される目標を達成せず、電気代の値上げと納税者の負担増で何億ドルもの費用が不必要に生じさせる。
- エネルギー危機の再来となり得る市場状態を生じさせる。

住民投票事項7は、小規模の風力および太陽光エネルギー会社を市場から追い出す。

住民投票事項7には、カリフォルニア市場から小規模の再生可能エネルギー会社を追い出す、競争排除の条項が含まれる。30メガワット未満の発電所からの再生可能電力は、法順守のための計算には入れられない。今日、カリフォルニア州の再生可能資源要件における契約の約60パーセントは、これらの小規模の電気事業者とのものである。

*「住民投票事項7は、カリフォルニア州の小規模太陽エネルギー会社を市場から追い出し、クリーンな主要電力源および何千もの雇用をなくし、そのような会社に大きな打撃を与える。」*— Sue Kateley、事務局長、カリフォルニア州太陽エネルギー産業協会

住民投票事項7は、市場価格を10%超える価格にエネルギー価格を継続的に固定し、競争を制限できる。

住民投票事項7では、電気事業者は、電力市場価格より10%高い料金をいつでも課すことができ、再生可能電力の競争を抑圧する。

さらに、住民投票事項7には、電気代の値上がりを制限するものは何もない。

住民投票事項7は再生可能エネルギー市場を混乱させ、消費者および納税者に何億ドルも負担させる。

*「住民投票事項7には、電気消費者の費用を大幅に増やし、カリフォルニア経済を害する多数の厄介な条項がある。」*— Philip Romero, Ph.D.、前首席エコノミスト、カリフォルニア州企画調査室(California Office of Planning and Research)

*「住民投票事項7の欠陥だらけの条項は、再生可能エネルギー電力開発の中断、不必要な費用値上げ、高価なエネルギー源をクリーンな電力に代替する取り組みの失速をもたらす。」*— Sheryl Carter、エネルギー・プログラム共同会長、天然資源防衛協議会

*「住民投票事項7は、煩わしい官僚制度や手続きを増やし、納税者に何億ドルを負担させることになる。」*— Teresa Casazza、会長、カリフォルニア州納税者協会

我々はまだ以前のエネルギー危機の代価を支払っている。

住民投票事項7は、ENRONと全く同じように、エネルギー危機の最中に消費者を利用した市場操作に最適の市場状況を生み出す。

*「カリフォルニア消費者は以前のエネルギー危機のためにほぼ10億ドルを毎年負担しており、電気消費者一人当り年間約100ドルに上る。再度のエネルギー危機および電気代の値上げの原因となる不備の法案は必要ない。」*— Betty Jo Toccoli、会長、California Small Business Association

主要な環境団体および再生可能電気事業者によって反対されている。

カリフォルニア州は、再生可能電力の大幅増加を電力会社に義務付けるクリーン・エネルギー基準において全米をリードし、その取り組み範囲も拡大している。住民投票事項7はこの進歩を危険にさらす。

以下の地球温暖化と戦う主要団体は、全て住民投票事項7に反対している。

- カリフォルニア州資源保全有権者連盟
- カリフォルニア州太陽エネルギー産業協会
- エネルギー効率・再生可能技術センター
- 環境防衛基金
- 天然資源防衛協議会
- 憂慮する科学者同盟

住民投票事項7に反対票を投じよう。 www.NoProp7.com

**SUE KATELEY、**事務局長
California Solar Energy Industries Association
**TOM ADAMS、**理事会長
California League of Conservation Voters
**TERESA CASAZZA、**会長
California Taxpayers' Association

## ★　住民投票事項7の反対論拠に対する反論　★

営利目的の電力会社は住民投票事項7に反対する。

多額の資金を投入し、将来何十年間カリフォルニア州民にクリーンな電力を保証する住民投票事項に反対している。

電力会社三社(Pacific Gas & Electric、Southern California Edison、およびSan Diego Gas & Electric)は、住民投票事項7の反対運動に資金を提供している。

住民投票事項7に反対する論拠で、地球温暖化の削減方法についてどこにも述べていないのに気付いただろうか。または、370,000の雇用の創出について述べているだろうか。

その代わり、小規模の再生可能エネルギー会社および消費者を脅かす不正確な非難をしている。独立した州議会アナリストの報告は彼らの虚偽の主張を支持していない。

ご自分で判断して欲しい。

- なぜ両政党が住民投票事項7に反対しているのだろうか。それは、過去四年間で電力会社が州の民主党に150万ドルを、州の共和党には110万ドルを献金したからではなかろうか。他にもまだある。
- なぜ一部の再生可能エネルギー電気事業者は住民投票事項7に反対しているのだろうか。それは、彼らは住民投票事項7では現行賃金を彼らの労働者に支払う必要があるからではなかろうか。
- なぜ特別に選ばれた環境団体は住民投票事項7に反対しているのだろうか。それは、電力会社と同じ理事会および委員会の多くのメンバーであるからではなかろうか。

カリフォルニア州は、第16位のワースト地球温暖化汚染者である。発電方法を変える必要がある。

カリフォルニア州は、地球温暖化および天候変動という現代の道徳的課題の解決を助けることができる。

現在持っている再生可能エネルギー源および技術でそれを実行できる。それが選ぶべき道だ。

住民投票事項7に賛成票を投じよう。www.Yeson7.net

**DOLORES HUERTA、**共同創始者
United Farmworkers Union
**PAUL "PETE" McCLOSKEY JR.上院議員**(引退)
**JIM GONZALEZ、**会長
Californians for Solar and Clean Energy

住民投票事項

# 8 同性結婚権の廃止。州民発案による憲法改正案。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 同性結婚権の廃止。州民発案による憲法改正案。

- カリフォルニア州において同性結婚権を廃止するよう、州憲法を改正する。
- カリフォルニア州で男女間の結婚のみを有効とする、または認めるようにする。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 州政府および地方自治体は、今後二、三年にかけ、主に売上税からの収入が合計何千万ドル喪失する可能性がある。
- 長期的に、州政府および地方自治体への財政的影響はほとんどないであろう。

住民投票事項
# 8
## 同性結婚権の廃止。州民発案による憲法改正案。

### 州議会アナリストによる分析

#### 背景

2000年3月、カリフォルニア州の投票者は、カリフォルニア州で男女間の結婚のみを有効とする、または認めるようにすることを州法で規定する住民投票事項22を可決した。2008年5月、カリフォルニア州最高裁判所は、住民投票事項22で施行された法令および男女間の結婚に制限するその他の法令が、カリフォルニア州憲法の法の平等保護条項を侵害するという判決を下した。カリフォルニア州憲法の下では同性結婚権があるとも主張した。この判決の結果、現在カリフォルニア州で同性結婚は有効である、または認められている。

#### 法案

本法案は、男女間の結婚のみを有効とする、または認めるように規定するようカリフォルニア州憲法を改正する。その結果、2008年5月に下されたカリフォルニア州最高裁判所の判決に関わらず、結婚は男女間のものに制限され、カリフォルニア州では同性結婚権はなくなる。

#### 財政的影響

現在カリフォルニア州では同性結婚が有効であるため、今後数年間にカリフォルニア州での同性者カップルの結婚についての費用が増加するであろう。これは、州政府および地方自治体にとって、主に売上税収の、税収増加が生じる。

本法案は、同性結婚を無効とする、または認めないように規定することによって、州政府および地方自治体にとって、主に売上税からの税収喪失が生じる可能性がある。この喪失は、今後数年間に合計数千万ドルに達する可能性がある。長期的に、本法案による州政府および地方自治体への財政的影響はほとんどないであろう。

*住民投票事項8の本文は、129ページを参照。*

**住民投票事項 8**　**同性結婚権の廃止。**
**州民発案による憲法改正案。**

## ★　住民投票事項8の賛成論拠　★

住民投票事項8はシンプルで分りやすい。これは、「カリフォルニア州内では男女間の結婚のみが有効であり、または認められる」という、2000年に61%のカリフォルニア州投票者によって可決された同じ英語14文字を含む。

サンフランシスコの四名の活動家裁判官が州民の投票を不当に覆したので、我々は男女としての結婚の定義を回復するために憲法改正案として本法案を通過させる必要がある。

住民投票事項8は結婚の保護に関するものであり、*同性愛者のライフスタイルを攻撃するものではない*。住民投票事項8は、同性愛者の同棲関係の権利または恩恵を取り上げることはない。カリフォルニア州法では、配偶者として「同棲相手は同じ権利、保護、および恩恵を受けるものとする。」(家族法典§ 297.5。)例外は一切ない。住民投票事項8はこれを変えることは絶対にない。

住民投票事項8に賛成票を投じることによって、次の三つの簡単なことを達成する。

カリフォルニア州投票者の圧倒的多数が既に承認し、人類の歴史であるべき姿の結婚を理解しているものに、*結婚の定義を戻す*。

州民の意思を無視した*四名の活動家最高裁判所裁判官の理不尽な判決を覆す*。

「同性結婚」が伝統的な結婚と同じであると公立学校で*子供たちが教えられることを防止する*。

住民投票事項8は社会の不可欠な制度としての結婚を保護する。死、離婚、その他の状況などにより理想が阻止されることがあるが、子供にとって最良の状況は結婚した父と母によって育てられることである。

カリフォルニア州最高裁判所の限られた判決は「お互いに邪魔せずやっていく」だけについてではない。州法は、教師が幼稚園児ほどの幼い子供に結婚について教えるよう義務付ける可能性がある。(教育法典§ 51890。)同性婚が覆されなければ、同性婚と伝統的な結婚には*一切違い*がないということを幼い子供たちに教えるよう義務付ける可能性がある。

同性婚が良いということを子供たちに公立学校で教える結果となり得る裁判所の判決を受け入れるべきではない。それは、親の価値観および信念に従い子供と話し合う親の問題である。*我々の意思に反し我々に強制されるべきものではない*。

住民投票事項8が同性者の同棲関係の法的権利を取り上げると言う人がいるかもしれない。それは嘘である。住民投票事項8はそのような権利を取り上げることもないし、自ら選択したライフスタイルの同性愛者に干渉するものでもない。

しかし、同性愛者は私生活への権利を有するが、その他の人々の*結婚を再定義する権利は彼らにない*。

カリフォルニア州民は同性婚に賛成票を投じたことはなかった。同性愛活動家が同性婚を合法化する場合、投票用紙にそれを載せるべきだ。そうせずに、残りの社会のために結婚を再定義させるよう、投票者の秘密裏にサンフランシスコの四名の活動家裁判官に確信させた。このやり方は間違っている。

住民投票事項8に賛成票を投じることは、61%以上の投票者が過去に承認した結婚の定義を復元させる。賛成票を投じることは、四名の活動家裁判官の判決を覆す。賛成票を投じることは、*子供たちを守る*。

結婚の意味を復元するため住民投票事項8賛成票を投じて欲しい。

**RON PRENTICE**、会長
California Family Council
**ROSEMARIE "ROSIE" AVILA**、運営委員会メンバー
Santa Ana Unified School District
**BISHOP GEORGE McKINNEY**、ディレクター
Coalition of African American Pastors

## ★　住民投票事項8の賛成論拠に対する反論　★

恐怖作戦に騙されてはならない。

- 住民投票事項8は学校とは一切関係ない。

教育に関する言葉は一切住民投票事項8には存在しない。実際、州ではなくて、地方自治体の学区および親が、学校の保健教育プログラムを作成する。

子供は、親の意に反して、健康および家族の問題について教えられることは絶対にない。カリフォルニア州法はそれを禁じている。

そして、州法のどこにも幼稚園で結婚について言及するよう義務付けていない。

これはカムフラージュだ。

- 同棲関係と結婚は同じではない。

カリフォルニア州法では、結婚と同棲関係との真の違いを九つ明確に特定している。結婚のみが、配偶者が相互に提供できる安心感を与えるため、最初から誰もが結婚するのだ。

考えて欲しい。夫婦は、病気、けが、高齢のとき、配偶者に頼る。誰からも疑問を持たれずに、配偶者は救急車に乗り込み、病室まで付き添うし、生死に関わる決定も助ける。結婚のみが混乱を終始し、カップルが最も必要なときに頼れる確実性を保証する。

この問題についてどのように感じているかに関わらず、どのカリフォルニア州民にも同じ基本的自由を保障すべきである。

- 住民投票事項8は同性愛カップルの権利を取り上げ、法の下で差別して取り扱っている。

法の下での平等は、我々の社会基盤の一つである。

住民投票事項8は一種類の市民に結婚の尊厳と責任を提供できるが、それ以外の市民にはそれが与えられない。それは不公平だ。

基本的自由を守ろう。住民投票事項8に反対票を投じよう。
www.NoonProp8.com

**ELLYNE BELL**、教育委員会メンバー
Sacramento City Schools
**RACHAEL SALCIDO**、法学准教授
McGeorge School of Law
**DELAINE EASTIN**
前カリフォルニア州公立教育長


*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

**住民投票事項 8**　**同性結婚権の廃止。**
**州民発案による憲法改正案。**

## ★　住民投票事項8の反対論拠　★

我々の土地の法律であるカリフォルニア州憲法は、誰にでも同じ自由と権利を保障すべきであり、どんな集団も差別的な取り扱いを受けるべきではない。

事実、我国は何人も平等に取り扱われる原理の上に築かれた。法の下での平等は、アメリカ社会の基礎である。

それが、全ての人の平等、自由、公平さがこの選挙の目指すところである。

結婚は、カップルの生涯にわたる誓約に対し尊厳と敬意を伝える制度である。住民投票事項8は、その同じ尊厳と敬意を同性愛カップルに否定する。

だから、住民投票事項8はカリフォルニア州にとって間違っている。

この問題についてどのように感じているかに関わらず、結婚の自由は、宗教および発言の自由と全く同じように、我々の社会の基礎である。

住民投票事項8は、同性愛カップルには一定の規則を、その他の人には別の規則を義務付ける。それは絶対に公平ではない。我々の法律は、何人も平等に扱うべきだ。

事実、政府は、誰が結婚でき、誰が結婚できないと人に指示する資格はない。政府は、私たちに何を読み、TVで何を見て、私生活で何をするべきかと指示する資格がないのと同じである。我々には住民投票事項8は必要ないし、我々の生活にこれ以上政府は必要ない。

同性愛結婚についてどのように感じているかに関わらず、人は、州法の下で差別され不公平に取り扱われてはならない。結婚に付随する責任を受け入れたい真面目に愛し合うカップルが、他の人たちと同じように扱われるべきだ。

同棲関係は結婚ではない。

結婚していて、相手が病気のときや、けがをしたときは、誰からも疑問を持たれずに、配偶者は救急車に乗り込み、病室まで付き添う。日常生活において、特に緊急事態のときは、同棲関係は全く十分ではない。結婚のみが、誰かを最も必要とするときに頼れる確実性と安心感を提供する。

法の下での平等は、基本的な憲法上の保障である。住民投票事項8は、カリフォルニア州民の一集団を別の集団から区別し、他の愛し合うカップルとしての同じ権利を享受することから除外している。

四十六年前、私は、大学時代の恋人Juliaと結婚した。男の子二人と女の子一人の三人の子供を育てた。男の子は二人とも結婚し、子供がいる。娘のLizはレズビアンであるが、望めば、今結婚できる。

娘のために望むことは、彼女の兄弟と同じ尊厳と敬意を持って、またその他のカリフォルニア州民と同じ自由と責任で取り扱われることだ。

妻と私は、子供を差別して取り扱ったことはなく、同じように愛してきたし、現在法律は差別なく同じように子供たちを取り扱っている。

現在、どの子供も、愛する人を選び、献身し、結婚するという、他の人と同じ権利を持つ。

同性愛者であれ、そうでない者であれ、カリフォルニア州内で受ける資格のある平等、自由、公正さを奪わないで欲しい。

住民投票事項8に反対票を投じるのに加わって欲しい。

**SAMUEL THORON、**前会長
Parents, Families and Friends of Lesbians and Gays
**JULIA MILLER THORON、**親

## ★　住民投票事項8の反対論拠に対する反論　★

住民投票事項8は伝統的な結婚に関するものであり、同棲関係を攻撃するものではない。カリフォルニア州法では同性愛者の同棲関係は平等に扱われ、既婚カップルと同じ権利を既に有している。住民投票事項8はそれを変えることはない。

住民投票事項8が達成することは、人類の歴史であるべき姿の結婚を理解しているもの、および二、三年前にカリフォルニア州投票者の61%以上が既に承認したことに、結婚の意味を復元することである。

あなたの賛成票は、州民の意思が尊重されることを保証する。これは州民の投票を不当に無視したサンフランシスコの四名の裁判官の不備な法的理由付けを覆し、州民の投票のみによって同性愛結婚が立法化できることを確実にする。

あなたの賛成票は、同性結婚が良いことであるという親と相反する意見を公立学校に通う幼い子供に強要されることなく、親が、自身の価値感および信念に従い、結婚について子供に教えられることを確実にする。

住民投票事項8への賛成票は、いつ、どこで式が行われようが、男女間の結婚のみがカリフォルニア州内で有効であり、認められることを意味する。しかし、住民投票事項8は、同性愛カップルのその他の権利や恩恵を奪い去ることは一切ない。

同性愛者は、自分たちが選ぶライフスタイルで暮らす権利があるが、その他の人のために結婚を再定義する権利はない。住民投票事項8は、同性愛者の権利を尊重すると同時に、伝統的な結婚を再確認する。

既に投票者が承認した結婚の定義を復元するため、住民投票事項8に賛成票を投じて欲しい。

**DR. JANE ANDERSON, M.D.、**特別会員
American College of Pediatricians
**ROBERT BOLINGBROKE、**評議委員
San Diego-Imperial Council, Boy Scouts of America
**JERALEE SMITH、**教育ディレクター/カリフォルニア
Parents and Friends of Ex-Gays and Gays (PFOX)

住民投票事項

# 9 刑事司法制度。被害者の権利。仮釈放。州民発案による憲法改正案および法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 刑事司法制度。被害者の権利。仮釈放。州民発案による憲法改正案および法令。

- 被害者への通知、および保釈、答弁、判決、および仮釈放を含めた刑事司法過程の各段階における情報提供の機会を義務付ける。
- 保釈または仮釈放を決定する際の考慮事項として被害者の安全を確立する。
- 仮釈放審問会での被害者の代理出席証言者数を増やす。
- 服役者に認められている仮釈放審問会回数を削減する。
- 憲法上の被害者の権利に関する通知書を被害者が受け取ることを義務付ける。
- 仮釈放取消審問会に関する期限および手続きを確立する。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 施設の過密状態を軽減するための服役者の早期釈放を制限するため、将来州は刑務所運営費の節約ができなくなり、郡刑務所の総費用は年間何億ドルにも上昇する可能性がある。
- 仮釈放取消手続きが連邦法の要件と相反しない場合、仮釈放審問会および仮釈放取消の純管理費を年間二、三千万ドル節約できる可能性がある。

## 州議会アナリストによる分析

### 法案の概要

本法案は、(1)犯罪被害者の法的権利および犯罪者による損害填補支払の拡大、(2)服役者の早期釈放の制限、および(3)仮釈放の許可・取消手順の変更を行うために、州憲法および多様な州法を改正する。以下により詳しくこれらの変更内容について述べる。

### 犯罪被害者の法的権利および損害填補の拡大

#### 背景

1982年6月、「被害者権利章典」として知られる住民投票事項8がカリフォルニア州投票者によって可決された。その他の変更事項の内、当住民投票事項は、量刑手続きおよび仮釈放審問会での通知受領・参加・意見表明の権利を犯罪被害者に付与するよう州憲法および多様な州法を改正した。その他個別に施行された法律では、刑事被告人のハラスメント防止についての司法命令を犯罪被害者が入手する機会を含む、その他の被害者の権利が設けられた。

住民投票事項8は、犯罪者から被った損害の填補を犯罪者から受け取る被害者の権利を確立した。損害填補は、盗難品または損害品の代わりとなる品目の提供、または犯罪の結果被害者が被った費用の払い戻しが行われることがよくある。現行州法では、裁判所は、やむを得ない理由や特別な理由がない限り、完全な損害填補を命じる必要がある。しかし、裁判官は損害填補を命じないことがある。住民投票事項8は、初等学校・小学校・中学校・高校の生徒とスタッフに「安全で、安心できる、平和な」学校を持つ権利も確立した。

#### 本法案による変更事項

***損害填補。*** 本法案は、例外なく、被害者が損害を被ったすべての事件において、有罪犯に損害填補が命じられることを義務付ける。また本法案は、裁判所または法執行機関が損害填補を命じられた犯罪者からの徴収金について、犯罪者が法的に支払うべきその他の罰金や債務の支払より事実上優先させて、最初に損害填補の支払をするよう義務付ける。

***刑事手続きの被害者通知と参加。*** 前述のように、住民投票事項8は、量刑手続きおよび仮釈放審問会で通知受領・参加・意見表明する被害者の法的権利を確立した。本法案は、逮捕後審理前の犯罪者の釈放を含む、すべての公開刑事手続きを含めこれらの法的権利を拡大する。さらに、起訴内容についての検事との協議など、刑事手続きのその他の局面に参

加する憲法上の権利を被害者に与える。また、法執行機関および刑事訴追当局は、被害者の権利についての詳細を含んだ、特定の情報を被害者に提供する必要がある。

***被害者のその他の法的権利の拡大。***本法案は、以下の事項を含む、その他の様々な方法で、被害者の法的権利を拡大する。

- 犯罪被害者およびその家族は、(1)刑事被告人への特定の機密情報・記録の開示防止、(2)刑事被告人のために要請された審理前証言やその他の証拠の提供、(3)刑事被告人からの危害防止、(4)刑事手続きで必要のなくなった証拠品の返却、および(5)関与する刑事手続きの「終局」についての州憲法上の権利を有する。これらの権利の一部は現在法令に存在する。
- 州憲法は、逮捕された犯罪者の保釈金を裁判官が設定する際に被害者の安全を考慮すべきことを明記するよう改正される。
- 本法案は、安全な学校への権利がコミュニティー・カレッジ・短期大学・総合大学を含めるよう明記する。

## 服役者の早期釈放についての制限

### 背景

州は、33ヶ所の州刑務所とその他の施設を運営しており、2008年5月現在、成人服役者数は合計約171,000名となっている。2008~09年度のカリフォルニア州矯正更正局(California Department of Corrections and Rehabilitation: CDCR)の運営費用は約100億ドルと推定される。年間平均投獄費用は約46,000ドルと推定される。 全服役者に利用可能な常設ベッド数が十分ないため、州刑務所システムは現在過密状態になっている。その結果、州刑務所の体育館およびその他の部屋は一部の服役者の部屋に改装されている。

州議会と裁判所の両方は、州刑務所服役者の早期釈放を含む、過密状態解消のための様々な提案事項を考慮している。本分析の準備時に、これらの提案事項は全く採用されていない。州刑務所服役者数は、服役者に付与された服役期間短縮の控除点数によっても影響される。素行が良いまたは特定のプログラムへの参加などのために付与されることがあるこれらの点数は、釈放までの収監期間を短縮する。

合計すると、州の58郡は、服役者数80,000名超の複数の郡刑務所に24億ドル以上を費やしている。現在、連邦裁判所が服役者数の上限を課している20郡と、自ら服役者数の上限を課している12郡が別にある。服役者数の上限のある郡では、上限を守るため服役者を早期釈放することが時々ある。しかし、一部の保安官は、全地球測位システム(GPS)機を使用して服役者を自宅軟禁するなど、拘置所服役者数の削減のための代替方法も使用している。

### 本法案による変更事項

本法案は、裁判所が下す刑事判決が裁判所の量刑命令に従って実行され、さらに当該判決が刑務所施設の過密状態解消のための早期釈放方針によって「大幅に短縮」されないことを要求するよう州憲法を改正する。本法案は、量刑を短縮する控除点数が法的に認められている場合を除き、州議会または郡監督委員会が服役者を量刑の全期間服役させるよう十分な資金を提供するよう指示する。

## 仮保釈の許可・取消に影響する変更

### 背景

仮釈放審問委員会は、仮釈放に関係する二つの異なる種類の手続きを行う。まず、CDCRが仮釈放の可能性のある終身刑囚を釈放する前に、終身刑囚は仮釈放検討審問委員会に出頭する必要がある。次に、委員会は、仮釈放中に仮釈放規定違反を犯した場合、仮釈放者を最高一年間州刑務所に再収監できる権限を持つ。(この過程を仮釈放取消と呼ぶ。)連邦裁判所命令は、仮釈放取消容疑に関係する審聞会での支援を含め、仮釈放者に弁護士を用意することを州に義務付けている。

### 本法案による変更事項

***終身刑囚のための仮釈放検討手順。***本法案は、終身刑囚の釈放を検討する際に、委員会が従うべき手順を変更する。具体的には、

- 仮釈放検討審問会の後で委員会が釈放しない終身刑囚は、次の仮釈放検討審問会まで一年

*住民投票事項9の本文は、129ページを参照。*

から五年通常待つ必要がある。本法案は、委員会の決定通り、この次回までの待機期間を3年から15年の範囲に延長する。しかし、終身刑囚は、委員会が審問会の日程を早めるよう定期的に要請できる。

- 犯罪被害者は、仮釈放検討審問会の前に、以前より早期に通知を受ける資格がある。現行の30日ではなく、90日前に通知を受ける。
- 現在、被害者は、最近親者および最高二名の近親者、または二名の代理人のいずれかと共に、仮釈放検討審問会に参加し証言できる。本法案は、審問会に参加し証言できる親族の人数制限をなくし、被害者の家族出席の有無に関わらず、被害者の代理人が審問会に参加し証言できるようにする。
- 仮釈放検討審問会の出席者は、この手続きの記録を受け取る資格がある。

***一般的な仮釈放取消手順。***本法案は、仮釈放後の委員会による仮釈放取消手順を変更する。*Valdivia* v. *Schwarzenegger*として知られる訴訟での連邦裁判所命令では、仮釈放者には、仮釈放取消の起訴内容が解決されるまで仮釈放者を勾留する相当な理由があるかどうかを判定するため、仮釈放規定違反で起訴されてから10営業日以内に審問会を開いてもらう権利がある。本法案は、この審問会の期日を15日に延長する。また、当該裁判所命令は、仮釈放規定違反で逮捕された仮釈放者が35日以内に仮釈放取消の起訴内容を解決する審問会を開くことを義務付けている。本法案は、この期限を45日まで延長する。また本法案は、仮釈放者が貧困者であり、事情の複雑さまたは精神的もしくは教育的な能力不足のため、効果的に自己の弁護を述べられないと、その都度、委員会が判断する場合のみ、仮釈放取消で起訴されている者に弁護士を指定することを規定する。本法案ではすべての仮釈放取消審問会で弁護士を用意しないので、また貧困者でない仮釈放者に弁護士を用意しないので、全仮釈放者に弁護士を用意するという*Valdivia*の裁判所命令と相反する可能性がある。

## 財政的影響

当分析によると、本法案は、(1)早期釈放制限による州・郡の財政的影響、(2)仮釈放委員会手順の変更による州が得られる可能な最終的節約、および(3)損害填補の資金調達における変更およびその他の財政的影響といった結果をもたらす。以下で検討されている財政的推測は、係争中の連邦裁判所の訴訟または予算訴訟により、変わることがある。

### 早期釈放制限による州・郡への財政的影響

上記のように、本法案は、裁判所が下す刑事判決が、過密状態解消による早期釈放で大幅に短縮されずに実行されることを要求する。本条項は、早期釈放に関係する状況と本条項が裁判所でいかに解釈されるかによって、州・郡両方に相当な財政的影響を与える可能性がある。

***州刑務所。***現在、州が、服役者を早期釈放することは一般的でない。したがって、現行法では、本法案は、州刑務所システムに財政的影響を与えることはないであろう。しかし、本法案により州議会または投票者が刑務所の過密問題解消のため法定早期釈放プログラムを施行できないようにした場合、本法案は将来、相当な財政的影響を生じる可能性がある。そのような状況下において、本法案の当条項は早期釈放を不可能にするので、その結果、年間何億ドルにも達するはずの刑務所運営費用において州の節約がなくなる。

***郡拘置所。***前述のように、主に連邦裁判所が郡拘置所に課した服役者数の制限に対処するため、現在、早期釈放が多くの郡で行われている。連邦裁判所によるこのような措置を考慮すると、当該州憲法上の法案施行がこれらの郡の拘置所運営費用および関係する支出に、どのようにまたはどの程度影響するかは明らかではない。たとえば、GPSによる自宅監視の拡大、または早期釈放ではなく、容疑者の審理前勾留の実行数削減によって、服役者数の制限を順守できる可能性がある。連邦裁判所命令による服役者数制限の対象とならないその他の郡では、本法案の早期釈放制限は、早期

釈放に関係する状況および裁判所による本条項の解釈方法によっては、拘置所運営費用および関係費用に影響する可能性がある。したがって、本条項による郡の総費用は不明である。

### 仮釈放委員会手順の変更で州が得られる可能な最終的節約

終身刑囚が受けられる仮釈放審理会数を減らすという本法案の当条項は、州にとって毎年数百万ドルの節約になるであろう。州が弁護士を用意する時期を制限するなど、仮釈放取消手順を変更する条項により、毎年二、三千万ドルを別に節約できる。しかし、これら一部の変更は、仮釈放取消に関係する*Valdivia*連邦裁判所命令と相反する可能性があるため、法的な異議申し立ての対象となり得るので、これらの費用節約はなくなる可能性がある。さらに、仮釈放の考慮および取消に関係する両条項は、結果として追加の人数の犯罪者が普通より長期に州刑務所に勾留される分、最終的に州の費用を増加させる可能性がある。したがって、仮釈放取消手順のこれらの変更による全体的な財政上の影響は、手順の変更が*Valdivia*の裁判所命令に含まれる連邦法上の要件と相反しない限り、州にとって毎年二、三千万ドルの最終的節約となる可能性がある。

### 損害填補の資金調達における変化およびその他の財政的影響

***損害填補の資金調達。***本法案に含まれる損害填補過程への変更は、州・地方自治体プログラムに影響する可能性がある。現在、州・地方自治体の多数の異なる機関は、犯罪者から徴収する罰金・違約金から資金を受けている。たとえば、犯罪者から徴収した収益は、多様な野生動物保護プログラムを支援するための州の魚類鳥獣保護基金(Fish and Game Preservation Fund)、成人の脳損傷の回復支援のための外傷性脳損傷基金(Traumatic Brain Injury Fund)、および犯罪被害者プログラムの支援のための損害填補基金(Restitution Fund)などの郡の一般会計に計上される。被告人から徴収した全金額は、最初に被害者に損害填補命令額を直接支払うことが本住民投票事項で要求されているため、損害填補基金を含め、様々な基金への罰金・違約金の支払額が減少する可能性がある。

しかし、本住民投票事項の特定の条項は被害者が直接受け取る損害填補金額を増加させる金額分で、損害填補基金収入の喪失分が相殺されるため、損害填補基金からの支援に依存することが少なくなる。同様に、本住民投票事項は、犯罪被害者への損害填補金額の増加により、保健社会福祉プログラムなど、その他の州政府・地方自治体プログラムからの援助が少なくなる分、州・地方自治体の機関にとっていくらかの節約にもなる可能性がある。

***犯罪被害者の法的権利。***本法案により、犯罪被害者・家族・代理人は刑事手続きに参加し、刑事手続きの通知を受け取る機会が増えるため、州・地方自治体の機関は追加の管理費用を負う可能性がある。具体的に、これらの費用は、裁判および仮釈放検討手続きの長期化、および州・地方自治体の機関から被害者へのこれらの手続きについての別途通知によって生じる場合がある。

損害填補の資金調達および州・地方自治体の機関における犯罪被害者の法的権利に対するこれらの変更による最終的な財政的影響は、不明である。

*住民投票事項9の本文は、129ページを参照。*

## 住民投票事項 9　刑事司法制度。被害者の権利。仮釈放。州民発案による憲法改正案および法令。

### ★　住民投票事項9の賛成論拠　★

子供や愛する者を殺害されるよりも苦痛なことはないが . . . その苦痛が、無実の被害者よりも犯罪者の権利が優先される制度で悪化することほど、最悪なことはない。

その苦痛は現実のものだ。またそれは被害者にとって不必要であり、納税者にとっても高くつく。

Marsy Nicholasは、障害児の教師になるべくUCサンタバーバラ校に通っていた21歳の学生であった。彼女の男友達は、至近距離でショットガンを撃ち、彼女の未来ある生命を絶った。不備な制度のため、このMarsyを失った苦痛はほんの序の口であった。

Marsyの母Marcellaおよび家族は深い悲しみを味わい、今まで感じたことのないような苦痛を経験していた。唯一の慰めは、Marsyの殺人犯が逮捕されたことだった。

数日後. . . 食料品店でMarsyの殺人犯と鉢合わせしたときのMarcellaの苦悩を想像して欲しい。

どうして男は釈放されたのか。男はMarcellaの最愛なる娘を殺したばかりだ。こんなことが起こるはずがない、と母は思った。Marsyの殺人犯は保釈金で釈放されたが、彼女の家族には通知されることすらなかった。男はまた誰かを簡単に殺せる。

カリフォルニア州法は、強姦犯、殺人犯、児童性犯罪者、危険な犯罪者の権利を保障している。

住民投票事項9は、犯罪被害者に正義および適正手続きへの権利を保障し、被害者を頻繁にないがしろにし、無視し、さらに永久に罰する制度で無実の人々を今まで以上に犠牲にすることを終結させることによって、公平性をもたらす。

住民投票事項9は、カリフォルニア州の犯罪被害者権利章典を新設することによって、以下のことを実現する。

- 犯罪容疑者の保釈金決定の際に、被害者および家族の安全が裁判官によって考慮されることを義務付ける。
- 犯罪者が釈放される場合、犯罪被害者に通知するよう義務付ける。
- 仮釈放審問会に参加し意見を述べる権利を確保するため、事前に仮釈放審問会について被害者に通知するよう義務付ける。
- 保釈金、司法取引、判決言い渡し、仮釈放審問会を含め、被害者が犯罪に関係する重要な手続きについて通知され、参加できるようにすることを義務付ける。
- 刑事被告人に被害者の個人の機密情報または記録の開示を防止する憲法上の権利を被害者に付与する。

このような困難な財政状況の中、住民投票事項9は納税者を守る。

現在、納税者は、実質的に全く釈放の可能性のない凶悪犯罪者の審問会に何百億を消費している。Charles Mansonの一味「Helter Skelter」服役者Bruce DavisとLeslie Van Houtenは残忍な複数殺人の有罪犯であるが、30年間で38回の仮釈放審問会を受けた。それは、家族が犯罪の苦痛を再び体験させられ、しかも審問会出席費用を自己負担すること38回、さらに納税者が補助しなければならなかった審問会38回に上る。

住民投票事項9により、仮釈放裁判官は、仮釈放審問会の間隔年数を増やせる。カリフォルニア州の超党派の州議会アナリストは、これは「年間二、三千万ドル節約できる可能性がある . . .」と述べている。

住民投票事項9はまた、政治家が、刑務所の過密状態解消のため、危険な服役者を釈放できないようにする。

住民投票事項9は、被害者を尊重し、納税者を守り、カリフォルニア州をより安全にする。これは、公共安全分野のリーダー、被害者擁護者、納税者、勤労家庭によって支持されている。

住民投票事項9は、法律を守る市民に対する公正さについてのものである。彼らには犯罪者のそれに等しい権利を得る資格がある。

*現在および将来の犯罪被害者全員のため、住民投票事項9に賛成票を投じて欲しい。*

**MARCELLA M. LEACH**、共同創始者
Justice for Homicide Victims
**LaWANDA HAWKINS**、創始者
Justice for Murdered Children
**DAN LEVEY**、全米会長
The National Organization of Parents of Murdered Children

### ★　住民投票事項9の賛成論拠に対する反論　★

凶悪犯罪の被害者およびその家族に深く同情する。住民投票事項9は、25年前に家族の一人が殺された一家族によって投票用紙に載せられた。しかし、住民投票事項9は不必要で、納税者に何百万ドルを負担させる。

過去25年間に、「三振即アウト法」、州憲法に被害者の権利を設けた「被害者権利章典」など、刑法に多くの基本的な変更が行われた。

*現行法では*、被害者には、犯罪者が釈放される場合の通知を受ける権利、刑事手続きの事前通知を受ける権利、および仮釈放審問会および判決言い渡しに参加する権利がある。被害者の権利について被害者を啓蒙し、刑事過程を通して彼らを支援する州の基金による犯罪被害者情報センター(Victims of Crime Resource Center)が既に存在する。

だから、住民投票事項9は、財政危機の最中において納税者にとって最悪の浪費である。独立の州議会アナリストが「年間何億ドル」かかる可能性があると言ったのはそのためだ。

政府を合理化するのではなく、住民投票事項9は、既存法の大変な重複を生じる。これは州憲法に何ページにも及ぶ複雑な法律を追加する。そして一度州憲法に組み込まれても、法律が機能せず、何らかの方法で改正または近代化の必要がある場合、それには州議会の¾の賛成票が必要となる可能性がある。それは州予算の通過に必要なものよりさらに多くの票である。

住民投票事項9に反対票を投じよう。

**JEANNE WOODFORD**、前刑務所長
San Quentin State Prison
**REV. JOHN FREESEMANN**、理事会会長
California Church IMPACT


*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

## ★　住民投票事項9の反対論拠　★

どんな善意であっても、納税者に何十億ドルを負担させる結果になる投票用紙に、ある考えを載せるために一人の個人が何百万ドルも費やすことにうんざりしていないだろうか。

住民投票事項9は、この申し子であり、Henry Nicholas IIIという一人の男によって買われ、支払われた。

住民投票事項9は、犯罪被害者に対するカリフォルニア州民の気遣いにつけ込む、誤解されやすい住民投票事項である。州憲法を改正し、カリフォルニアの刑務所および拘置所の管理方法を変えるため、州および地方自治体の両レベルで、収監施設の過密状態を悪化させると脅かして、感情を食い物にしている。

住民投票事項9は、高額で不必要な法案である。実際、犯罪者の司法手続き上で重要な状況を被害者に通知する義務、司法手続き全体において被害者が意見を述べる権利を含め、住民投票事項9の構成要素の多くは、1982年に住民投票事項8、被害者権利章典で投票者が既に可決した。

だから、住民投票事項9は、本当に不必要で高くつく活動の二度手間である。*『Appeal Democrat新聞』によると*、「この法案は政治的なスタンドプレーにすぎない、」(「社評:犯罪に対する強気の発言はたわ言にすぎない(Our View: Tough talk on crime just hot air)、」2008年3月1日付け)。

投票者は、法案が、現行法と重複していないか法的に審査する機構がないことに気付かないことがある。だから、何かを通過させようとする方法のようである場合、立案者は、法案に現行法を含めることがある。明らかに同じことが住民投票事項9で行われている。

カリフォルニア州民は当然安全に配慮し、犯罪被害者に同情的である。条項の一部は妥当に見える。しかし、それらを実現するには州民発議事項はほとんど必要ない。たとえば、住民投票事項9の可決は、法執行機関に、被害者の権利を記載した「Marsyの法律」カードを被害者に提供するよう義務付ける。州憲法にこれを記載する必要が本当にあるのだろうか。そしてその費用はいくらかかるのだろうか。

住民投票事項9は犯罪者の早期釈放の停止を約束している。超党派の州議会アナリスト事務局は、これが「年間何億ドルにも上る」可能性があると述べている。州議会アナリストは、「現在、州が、服役者を早期釈放することは一般的でない」とも指摘している。

カリフォルニア州の仮釈放制度は既に全米でも最も厳格なものである。第二級謀殺または過失致死の有罪犯についての実際の年間仮釈放率は、20年間で仮釈放資格者の1%未満だ。だから、このような莫大な費用のかかる既存仮釈放方針への改正の必要性は、関係する費用を考慮すると正当化されない。

さらに、受刑者および仮釈放に関する住民投票事項9で可決されるものは全て、連邦法上の異議申し立ての対象となる。だから、住民投票事項9が仮に影響したとしてもその可能性は、せいぜいごくわずかだ。

不必要な州民発議事項の費用を負担するために既に貧窮している州予算から資金を出すことは、教育、ヘルスケア、および貧困者や高齢者へのサービスを含め、州政府のその他の優先事項のカットを意味する可能性がある。

住民投票事項9に反対票を投じよう。これは不必要だ。これは高くつく。これは不備の法律だ。

**SHEILA A. BEDI**、事務局長
Justice Policy Institute
**ALLAN BREED**、前局長
California Department of Corrections

## ★　住民投票事項9の反対論拠に対する反論　★

特殊利益団体が犯罪被害者およびその家族に対する個人攻撃に訴えるのは、悲しいことだ。

現在、間違いなく、カリフォルニア州では、無実の被害者が機能しない制度によって罰せられている。

何千もの中からここに二つの例を挙げる。

「非行集団の銃撃者」によって娘が処刑方式で殺害されたAnna Del Rioは、*法廷内*で、非行集団メンバーから脅され、発言も、娘の写真を身に付けることも許されなかった。

Marguerite Hemphillは、娘の殺害犯の仮釈放審問会に出席するために身体麻痺した夫の枕元を離れた。300マイル運転後、審問会が延期されたことを知った。HEMPHILLは通知を受けておらず、訴えることもなく . . . また運転して行かなければならない。

被害者に既に権利があるのであれば、なぜこのようなことが生じるのだろうか。

殺人者、強姦犯、児童性犯罪者は、カリフォルニア州憲法で保障された権利を持つ。犯罪被害者およびその家族には、類似した憲法上の権利はない。

住民投票事項9は、正義、適正手続き、人間の尊厳、および公正さを回復する。これは、刑務所人口削減のためだけに政治家が犯罪者を釈放することを禁じることによって、有罪犯に社会への借りを払わせる。

Crime Victims United of California、Justice for Homicide Victims、Justice for Murdered Children、Memory of Victims Everywhere、National Organization of Parents of Murdered Children、警察署長、保安官、および地方検事は、賛成票を投じるよう言っている。

住民投票事項9を投票用紙に載せた120万名の人々、共和党員、民主党員のカリフォルニア州民を信じよう。超党派の州議会アナリストによると、納税者は数千万ドル節約できる。さらに重要なことは、住民投票事項9は命を救うことができるのだ。

被害者Anna Del RioやMarguerite Hemphillの味わった苦痛を忘れないで欲しい。どうか賛成票を投じて欲しい。

**MARCELLA LEACH**、共同創始者
Justice for Homicide Victims
**HARRIET SALARNO**、会長
Crime Victims United of California
**MARK LUNSFORD**、立案者
Jessica's Law: Sexual Predator Punishment and Control Act of 2006

住民投票事項
# 10 代替燃料車両および再生可能エネルギー。公債。州民発案による法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 代替燃料車両および再生可能エネルギー。公債。州民発案による法令。

- 天然ガス車両を含む、特定の低燃費車両または代替燃料車両の消費者などに対する購入支援、および代替燃料技術の研究資金調達のため、34億2,500万ドルを提供する。
- 再生可能エネルギー技術、主に他の形態の再生可能エネルギーための追加資金で太陽エネルギー技術の研究・開発・製作、太陽エネルギーおよび再生可能エネルギー技術の購入奨励金のために12億5,000万ドルを提供する。
- 市には再生可能エネルギープロジェクトの助成金を、大学には再生可能およびエネルギー効率技術訓練の助成金を提供する。
- 提供される全資金は、一般財源保証債から調達される50億ドルである。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 公債の元金(50億ドル)と利息(50億ドル)の両方に対する州の償還費用は30年間で約100億ドル。償還額は毎年約3億3,500万ドル。
- 2009~2019年にかけて、州の売上税収の増加額は不明であるが、合計数千万ドルに上る可能性がある。
- 2009~2019年にかけて、地方自治体の売上税収および車両免許料の増加額は不明であるが、合計数千万ドルに上る可能性がある。
- 同法案で調達されない州機関の管理費は、2019年頃まで年間約1,000万ドルに上る可能性がある。

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

***州のエネルギーおよび大気質プログラム。***州は、再生可能エネルギー(太陽光および風力など)、クリーンな代替燃料(天然ガスなど)、エネルギー効率、大気質の向上を促進する多数のプログラムを管理している。一部のプログラムは、基金・融資・融資保証・払い戻し・税控除などの報奨金を提供している。最近では一般財源保証(GO)債が大気質関係の報奨金プログラムの財源となってきていることが多いが、これらのプログラムの資金は料金収入が主な財源となっている。

***州と地方自治体の税収および地方自治体の車両免許料(VLF) 収入。***州政府および地方自治体は、売上・使用税(SUT)を含め、多数の税金を課している。SUTは、いくつかの免税品目があるものの、有形の身の回り品の最終購入価格に課せられる。SUTは二つの税金構成要素からなっており、一つは州、もう一つは地方自治体の税金である。州のSUT税率は現在6.25パーセントで、内1パーセントは地方自治体に分配される。課税する地方自治体の管轄にもよるが、地方自治体のSUT税率は現在1パーセントから2.5パーセントの範囲である。したがって、カリフォルニア州の全体的な税率は7.25パーセントから8.75パーセントの範囲である。さらに、州は毎年、自動車のVLFを徴収する。これらのVLF収入の大半は、市および郡に分配される。現在、VLFの税金は、償却計算後の自動車取得価格の0.65パーセントに等しい金額となっている。

**州議会アナリストによる分析** **続き**

## 法案

***GO債の売出権限。*** 本法案は、多様な再生可能エネルギー、代替燃料、エネルギー効率、および排ガス削減の目的のため、50億ドルのGO債の発行を州に許可する。図1に本法案で使用されている重要用語の定義をまとめてある。

**図1**

**住民投票事項10で定義されている重要用語**

***クリーンな代替燃料。*** 従来の石油系燃料と比較した場合、炭素排出量が少なくとも10パーセント削減される天然ガスまたは燃料。

***クリーンな代替燃料車両。*** 一般にクリーンな代替燃料で走行する車両。

***専用のクリーンな代替燃料車両。*** バイオメタン、電気、水素、天然ガス、プロパン、またはこれらの組み合せの特定のクリーンな代替燃料で走行する専用車両。

***低燃費車両。*** 高速道路走行で1ガロン当り45マイルの燃費を達成できる軽量路上走行車両(重量が8,500ポンド未満[a])。

***超低燃費車両。*** 高速道路走行で1ガロン当り60マイルの燃費を達成できる軽量路上走行車両(重量が8,500ポンド未満[a])。

[a] 現在、平均的な軽量乗用車の重量は4,500ポンド未満である。

GO債の詳細は、「州債による借入概要」と題する本投票用紙パンフレットを参照されたい。

公債資金は、(1)低燃費車両・専用のクリーンな代替燃料車両の購入費用またはリース費用割引のための報奨金に34億ドル(主にトラックおよびその他の中量・重量車両のための払戻金)、および(2)再生可能発電技術の研究・設計・開発・導入への資金調達に16億ドルを主に提供し、これらの利用可能な公債資金用途は図2にまとめてある。図2が示すように、本法案は四つの勘定で公債資金を配賦する。

**図2**

**住民投票事項10 公債資金用途**

| | | 金額(百万単位) |
|---|---|---|
| **クリーンな代替燃料勘定** | | **$3,425** |
| 払戻金—払い戻し一件につき2,000~50,000ドルの範囲。 | $2,875 | |
| • 低燃費車両。 | *($110)* | |
| • 超低燃費車両。 | *(230)* | |
| • 専用のクリーンな代替燃料車両: | | |
| —重量が8,500ポンド未満の軽量車両。[a] | *(550)* | |
| —重量が8,500~13,999ポンドの軽・中量車両。 | *(310)* | |
| —重量が14,000~24,999ポンドの重・中量車両。 | *(650)* | |
| —重量が25,000ポンド以上の重量車両。 | *(1,000)* | |
| • 家庭用燃料補給ステーション払戻金(払い戻し一件につき2,000ドル)。 | *(25)* | |
| 報奨金—代替燃料・低燃費車両、および代替燃料の研究・開発・実演。[b] | $550 | |
| **太陽熱・風力・再生可能エネルギー勘定** | | **$1,250** |
| 報奨金—発電費用および温室効果ガス排出削減発電技術の研究・設計・開発・建設・生産。[b、c] | $1,000 | |
| 報奨金—再生可能エネルギー源からの発電機器。[b] | 250 | |
| **実演プロジェクト・公教育勘定** | | **$200** |
| 地方自治体への基金—代替・再生可能エネルギーの 実演プロジェクトの建設・運営。 | $200 | |
| **教育・訓練・アウトリーチ勘定** | | **$125** |
| 公立総合大学・短大への基金—代替燃料・クリーンエネルギー技術の商業化(市場で即販売できる新技術の開発)および労働力育成のためのスタッフ育成・訓練・研究・学費援助。アウトリーチ・公教育のため少なくとも2,500万ドル。 | $125 | |
| **合計** | | **$5,000** |

[a] 現在、平均的な軽量乗用車の重量は4,500ポンド未満である。
[b] 報奨金には、低利息ローン、融資保証、および基金などが含まれる場合がある。
[c] 資金の少なくとも80パーセント(8億ドル)は太陽光技術の報奨金に充てる必要がある。

*住民投票事項10の本文は、133ページを参照。*

***州機関による公債基金の管理。***本法案は、本件に関する異なった構成要素を管理する様々な州機関を指定する。具体的には、州査定平準局(BOE)は代替燃料車両の払戻金の管理を、大気資源委員会(Air Resources Board)は代替燃料の研究開発の報奨金の管理を、カリフォルニア州エネルギー源保護開発委員会(California Energy Resources Conservation and Development Commission)は再生可能エネルギー報奨金、および地方自治体・公立高等教育機関への 助成金に利用可能な資金の管理をそれぞれ行う。本法案は、BOEの払戻金管理について、払い戻し前の購入価格またはリース価格で車両の販売またはリースに適用されるSUTをBOEが計算するよう規定している。

本法案は、各州管理機関が、プログラム目標達成予定表の採用、年次独立監査の実施、年間進捗状況報告書の発表、および報奨金授与の見落としに対する手続きを制定することを義務付ける。また、本法案は、各公債勘定に配賦された資金を十年以内に消化し、代替燃料車両の払戻金を五年以内に消化する合理的な努力をするよう規定している。

最後に、本法案は、これにより設置される各勘定内の資金の最高1パーセントをプログラム管理費に使用できると明記している。

## 財政的影響

***公債費用。***これらの公債費用は、発売時点で有効となる利率および償還期間によって左右される。州は、30年にわたり一般会計から元利を償還するであろう。公債が約5パーセントの平均利率で売り出された場合、費用は、元金(50億ドル)と利息(50億ドル)の両方の返済に約100億ドルとなる。平均償還額は毎年約3億3,500万ドルになる。

***州売上税収への影響。***本法案は、車両に関係する様々な払戻金に29億ドルを提供する。払戻金は、それがない場合に消費者(個人または事業者)が購入またはリースする従来の車両よりも高額であると想定される、当該車両の購入またはリースを奨励する目的である。払戻金により、それが不在時に個人や事業者が購入またはリースする従来の車両よりも高額である当該車両の購入またはリースする限り、州の売上税収は増加する。さらに、カリフォルニア州内でのその他の車両についての払戻金制度の経験と同様に、小売業者は、払戻金の対象となる個人や事業者を考慮し販売価格を値上げすることがある。このような製品販売価格の値上げの結果、州の売上税収は上昇する。最後に、払戻金により、個人や事業者が購入またはリースする車両に対する自己負担額が少なくなる。これらの個人や事業者がその他の課税対象の購入品にこれらの節約分を消費する場合、SUT収入は増加する。

本法案の結果としての売上税収増加による実際の金額は、購入またはリースされる車両の台数と実際の販売価格、および払戻金からのその他の行動的影響にもよるが、この金額は2009年から2019年頃までに数百万ドルに達するものと推定される。

**州議会アナリストによる分析** **続き**

***地方自治体収入への影響。*** 本法案での公債資金による報奨金制度は、地方自治体に次の二つの影響をもたらす。

- ***地方自治体の売上税収の増加。*** 上記の本法案による州売上税収への影響で見たように、払戻金のため購入またはリースされる車両の台数と実際の販売価格にもよるが、本法案は地方自治体の売上税収増加をもたらし、2009年から2019年頃までに二、三百万ドルに達する可能性がある。
- ***地方自治体のVLF収入の増加。*** 前述の通り、本法案の結果、個人や事業者は購入またはリースする従来の車両よりも高額である当該車両を購入またはリースする。本法案の結果、購入またはリースする従来の車両よりも高額である当該車両を購入またはリースする限り、地方自治体のVLF収入は増加する。本法案の結果としてのVLF収入増加による実際の金額は、購入またはリースされる車両の台数と実際の販売価格にもよるが、VLF収入の増加額は2009年から2019年頃までに何百万ドルに達する可能性がある。

***本法案導入のための州の管理費用。*** 本法案における管理費の1パーセント制限により、様々な州当局では、本住民投票事項の諸条項に沿ったプログラムの導入資金が不足することがある。本法案で管理費用に十分な資金を提供できない場合、州のその他の資金が圧迫され、本法案導入の資金調達のための金額は2018–19年度頃までに平均して最高約1,000万ドルに上る可能性がある。

*住民投票事項10の本文は、133ページを参照。*

## 住民投票事項 10　代替燃料車両および再生可能エネルギー。公債。州民発案による法令。

### ★　住民投票事項10の賛成論拠　★

カリフォルニア州の外国産石油への依存度を削減し、喘息やガンの原因となる大気汚染を減らし、州経済強化のため新しいグリーン技術職を創出するために、増税することなく、あなたは今すぐ行動を起こせる。*住民投票事項10に賛成票を投じよう。*

住民投票事項10は、以下のもののために緊急に必要な資金を提供する。

- 太陽光・風力・潮力・環境に優しい水力を含め、再生可能エネルギー源から発電する。
- ハイブリッド車、電気自動車、および一ガロン当り最低45マイルの高燃費自動車を含め、クリーンな代替燃料車の購入またはリースに対し消費者に払戻金を提供する。
- 汚染源となる古いディーゼル・トラックをクリーンな代替燃料トラックに換える。
- より安価でクリーンな代替燃料の研究開発に資金提供する。

住民投票事項10に賛成票を投ずることは、我々をエネルギーの自給へと導く。

カリフォルニア州民は、非友好的な外国政府に何十億ドルを支払う一方で、ガソリン価格は記録的な高値となっている。住民投票事項10は、風力、太陽光、およびその他の再生可能エネルギー源からの発電によって、また再生可能エネルギー源からの電力およびより安価な代替燃料で走る車両を購入する選択肢をカリフォルニア州のドライバーに与えることによって、エネルギーの自給力を増大する。

住民投票事項10は、我々と子供たちにとってクリーンな空気と健康な未来を意味する。

ガソリンやディーゼルなど、輸送用燃料の大半は、喘息およびガンの原因である発癌性物質および毒素を含む汚染を生じさせる。汚く古いディーゼル・トラックは主要大気汚染源である。その結果、米国肺協会(American Lung Association)によると、カリフォルニア州は全米トップテンの内第四位の大気汚染都市に挙げられている。

住民投票事項10は、28,000台以上のディーゼル・トラックをよりクリーンな代替燃料で走るトラックに置き換える。また、さらに高燃費車両、および州の地球温暖化目標に合致または超越するクリーンな代替燃料で走行する車両を購入する消費者に払戻金を提供する。

住民投票事項10は、高価なガソリンの代替となる多くの種類の燃料を消費者に提供する。

記録的なガソリン価格の値上がりはカリフォルニア州の家庭を抑圧し、経済を害している。住民投票事項10は、より安価でクリーンな代替燃料の研究開発に投資し、また消費者に払戻金を提供し代替燃料車両の購入という選択肢を与える。

住民投票事項10はカリフォルニア州経済を強化する。

クリーンな再生可能エネルギー技術に相当な投資をすることにより、住民投票事項10は、外国産石油への依存度を減らし、カリフォルニア州内で新しいクリーンなエネルギー産業を発展させ、何千もの高収入の雇用を創出する。

住民投票事項10に賛成票を投じることは、厳格な説明責任および効率基準を備えることだ。

住民投票事項10は、資金が適正に使用されることを保証する厳格な説明責任基準を備えている。独立した財務分析および監査が義務付けられる。代替燃料または高燃費の車両の購入に対する払戻金は直接消費者に提供される。住民投票事項10によって新設される官僚制度は一切ない。

住民投票事項10は、税金、諸料金、または電気代を値上げしない。

住民投票事項10は、売上税率、車両免許料、または電気代を値上げしない。これは、新しい代替燃料車両の売上により、カリフォルニアの地域社会に何百万ドルを創出する。

エネルギーの自給、クリーンな大気、子供たちのための健康的な未来、および堅調な経済のため、*住民投票事項10に賛成票*を是非とも投じて欲しい。

**DR. ALAN HENDERSON**、前会長
American Cancer Society, California Division
**MIGUEL PULIDO**、運営委員会メンバー
South Coast Air Quality Management District
**ALLISON HART**、事務局長
Clean and Renewable Energy Association

### ★　住民投票事項10の賛成論拠に対する反論　★

住民投票事項10は、長期的負債で約10,000,000,000ドルを納税者に負担させる。学校、道路、ヘルスケア、または公共安全に行かない資金。この法案の後援者によって所有されている一社に主に流れる資金。それは賢明な公共政策ではない。

住民投票事項10の資金は、トラックや、化石燃料、天然ガスで走るその他のトラックの購入者に対し一台につき最高50,000ドルの納税者による補助金を提供する。これは「代替エネルギー」についてのものではない。

発議者の主張に関わらず、住民投票事項10は、ハイブリッド車、プラグイン・ハイブリッド車、電気自動車、およびその他のクリーン燃料車をほとんど除外するよう狡猾に書かれている。

この上手く隠された一つの燃料への偏向は、住民投票事項10の後援者であるテキサス州石油大富豪T. Boone Pickensに主に利益をもたらす。彼の会社は、車両用天然ガスの主要供給会社である。

クリーンな大気および説明責任についての発議者の主張は、以下のことをあなたに告げていない。

- *住民投票事項10は*、大気質の*向上*または温室ガス排気量の削減を*義務付け*ていない。
- これは、「クリーンなエネルギー」の助成金を何千万ドル受け取る産業に、クリーンな電力の発電を義務付けていない。
- そして、負担する何百万ドルの補助金や助成金でカリフォルニア州民に何かプラスになるかも不明である。

何の保証もない。一切ない。

天然ガスの需要が高まると、当然*電気代が値上がりする可能性があると*、経済学者もあなたに述べるだろう。

財政危機の中、特殊利益団体の策略に税金を100億ドル手渡すべきではない。住民投票事項10に反対票を投じよう。

**DONNA GERBER**、政府関係ディレクター
California Nurses Association
**RICHARD HOLOBER**、事務局長
Consumer Federation of California
**JUDY DUGAN**、研究ディレクター
Consumer Watchdog


*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

## ★ 住民投票事項10の反対論拠 ★

税金を自分の懐に納めるため、一企業が投票用紙に住民投票事項を載せることをあなたは何と呼ぶか。

それは特殊利益団体法案だ。企業助成政策。納税者の搾取。

それが住民投票事項10の真実だ。テキサス州の石油大富豪T. Boone Pickensが所有する一企業が、投票用紙に本法案を載せるための署名集めのため全費用(3,000,000ドル!)を支払った。そして、驚くことに、彼らは、これによって割り当てられる税金の最大の分け前を一番にもらう。

住民投票事項10は、T. Boone Pickensが所有する会社のような企業が販売する天然ガスで走るトラックや大型車両に主に補助金を出すため、100億ドル近くの税金を奪う。

特殊利益団体の談合でなかったとしても、住民投票事項10は理にかなわない。その仕組みは、こうである。

財政危機の最中に、これは、大企業で利益の高い企業を含む、運送業者に天然ガス・トラックの販売またはリースに対する補助金を提供するために、教育、ヘルスケア、公共安全、および総合大学から納税者からの資金を奪う。そうだ。これは、これらの企業に購入またはリースする*トラック一台当り*最高*50,000ドルの払戻金*を、*その排気により大気質を向上させる要件さえも付けることなく*、提供する。

州には、諸料金から支払われ、不可欠なサービスをカットすることなく、2億ドルのクリーン燃料プログラムがある。天然ガスへの偏向なしに、この既存プログラムは全てのクリーンな輸送に資金提供している。

住民投票事項10はまた、公共料金を支払う消費者が既に負担しているプログラムと重複する。今日、電気料金を支払う消費者は、公共事業委員会によって厳格に規制監督されている電気料金を通して代替エネルギーに何十億ドルを支払っている。住民投票事項10は、より手温い監督の下で、実質的に同じことに費用を負担させ、しかも当該企業は電力の発電の有無に関わらずお金を受け取る。

消費者も被害を受ける。家の暖房および電気の大半は天然ガスから来ている。だから、天然ガス車両に補助金を出し、高価な天然ガスの需要が大幅に増大したら、どうなるだろうか。電気代やガス代が値上がりする。

住民投票事項10の数億ドルは、広報、アウトリーチ、およびその他のマーケティングの仕掛けに費やされる。公債は、宣伝ではなく、長期的な道路や学校などの社会基盤の費用を支払うために消費されるべきだ。

住民投票事項10は見かけとは異なる。慎重に文面を読んで欲しい。

誰もが環境について真剣に心配し、責任ある行動を取りたいと願っている。車両の選択において責任ある行動を取るための報奨金のようなものの提供は、非常に聞こえが良い。

しかし、住民投票事項10は、その意図において正直でない。

これは、実際の確固とした代替エネルギーまたは技術をほとんど提供しない。住民投票事項10は短期的な利益、さらには時代遅れの可能性のある技術のために長期的な借入を必要とする。

住民投票事項10は、納税者、不可欠な公共事業、消費者、環境の全てにとって良くない。何に良いのだろうか。これを投票用紙に載せた一企業に何十億ドルを提供する可能性がある。

住民投票事項10に反対票を投じよう。

**LENNY GOLDBERG、**事務局長
California Tax Reform Association
**MARK TONEY、**事務局長
The Utility Reform Network (TURN)
**MARTY HITTELMAN、**連盟長
California Federation of Teachers

## ★ 住民投票事項10の反対論拠に対する反論 ★

州議会アナリストの公式報告書を読むか、WWW.PROP 10YES.COMで本法案を読んで欲しい。住民投票事項10に反対する州議会のロビイストは、真実を語っていない。

真実はこうだ。

- *住民投票事項10の資金は「テキサス州の石油王」ではなく、カリフォルニア州の消費者に行く。*

住民投票事項10は、クリーンな代替燃料車の購入に対しカリフォルニア州民に直接払戻金が提供され、太陽光・風力を含む、カリフォルニア州の再生可能エネルギー発電プロジェクトのために十億ドル以上、およびカリフォルニア州の短期大学および総合大学の助成金を支払う。

- *住民投票事項10は大気を浄化する。*

カリフォルニア州大気資源局(California Air Resources Board)が実施した調査は、ディーゼル排気ガスは毎年ガンによる何千件もの早死の原因となっており、しかも2020年までにヘルスケア費用は最高2,000億ドルに達することを見つけ出した。

住民投票事項10は、道路上の汚染源となる古くなったディーゼル・トラックを、電気、水素、天然ガス、またはその他のクリーンな代替燃料で走るクリーンなトラックに換えるために10億ドルを提供する。

- *住民投票事項10は、教育に、より少ない資金ではなく、より多くの資金を提供する。*

住民投票事項10は、環境に優しい技術職の教育・訓練のためカリフォルニア州の短期大学および総合大学に1億ドルの助成金を提供する。さらに5億ドルが、ガソリンより安価でクリーンな代替エネルギーの研究開発のために提供される。

- *住民投票事項10は子供たちおよびカリフォルニア州の未来を守る。*

住民投票事項10は、子供たちがクリーンな空気を吸うことを保障し、外国産石油の依存度を減らし、ガソリンで走る車両の代替車両を提供し、太陽光・風力・その他の再生可能エネルギー源からカリフォルニア州内で発電される電力を使用する。

住民投票事項10に賛成票を投じよう。

**DR. ALAN HENDERSON、**前会長
American Cancer Society, California Division
**JIM CONRAN、**社長
Consumers First, Inc.
**JOHN D. DUNLAP III、**前会長
California Air Resources Board

住民投票事項
# 11 管轄区域の変更。州民発案による憲法改正案および法令。

正式な表題と概要　　司法長官により作成

## 管轄区域の変更。州民発案による憲法改正案および法令。

- 下院・上院・査定平準局の管轄区域の権限を、選出された代議士から14名の委員会に変更する。
- 州政府監査人が一定の候補者の中から60名の登録投票者を選択するよう義務付ける。議長が候補者数を限定できるようにし、監査人がくじ引きで八名の委員会メンバーを選択し、選択された委員会メンバーが合計14名になるよう追加六名を選択する。
- 民主党五名、共和党五名、およびそれ以外の党から四名の委員会メンバーを選出することを義務付ける。委員会は必要に応じて弁護士およびコンサルタントを雇用する。
- 管轄区域の承認には、民主党三名、共和党三名、およびそれ以外の党からの三名の委員会メンバーからの賛成票が必要となる。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 二つの独立体が管轄区域を変更するため、十年ごとに一回、州の管轄区域変更費用が上昇する可能性がある。費用の増加は大きくないであろう。

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

十年ごとに、連邦国勢調査局はカリフォルニア州の人口調査を行う。カリフォルニア州憲法は、各国勢調査後に官職者の選出に使用する区域の境界を調節することを州議会に義務付けている。この過程は「管轄区域の変更」と呼ばれている。管轄区域の変更は、州議会(上院・下院)、査定平準局(State Board of Equalization: BOE)、および合衆国下院の選挙区に影響する。管轄区域の変更の主な理由は、人口が「合理的に均等」である選挙区を確立することである。通常、管轄区域の変更計画は法律に含まれ、州議会で法案が通過し、州知事が署名すれば、法律として施行される。

### 法案

本法案は、2010年国勢調査以降、州議会、BOE、および合衆国下院のカリフォルニア州議員のための管轄区域の変更過程を変えるようカリフォルニア州憲法を改正する。

#### 合衆国下院議会区域

本法案は、合衆国下院議会区域の境界を決定する州議会の役割を現行のまま維持する。本法案は、州議会がこれらの区域の境界を決定する際に考慮すべき追加の要件を規定する。新しい要件の一つとして、州議会は、可能な範囲で一区域内に近隣地域および「共通の関心を持つ共同体」を維持することが挙げられる。(共通の関心を持つ共同体という用語は本法案では規定されていない。)図1に本法案と現行法での要件の違いを比較する。

#### 州議会およびBOEの選挙区

本法案は、州議会およびBOEの選挙区の変更計画を作成する責任を、州議会から新しい管轄区域変更市民委員会(Citizens Redistricting Commission)に変更する。以下に記載されているように、本法案は、委員会メンバーの選出および選挙区境界の決定に関するいくつかの要件を規定する。

**図1**
**選挙区の境界決定に関する主な要件**

| | | 住民投票事項11 | |
|---|---|---|---|
| | 全区域に関する現行法 | 合衆国下院議会選挙区 | 州議会および査定平準局の選挙区 |
| 合理的に均等な人口を持つ区域にする | X | X | X |
| 連邦投票権法を順守する | X | X | X |
| 郡および市を複数の選挙区に分割することを最小限に留める[a] | X | X | X |
| 「共通の関心を持つ共同体」および近隣地域を維持する[a] | — | X | X |
| 地理的にコンパクトな選挙区を作る[a] | — | X | X |
| 二つの隣接する下院選挙区からなる上院選挙区および十の上院選挙区からなるBOE選挙区からなる。[a] | — | — | X |
| 現職議員、候補者、または政党に有利な計らいをしたり、差別しない。 | — | — | X |

[a] その他の基準と対立しない可能な範囲で。

***委員会メンバーの選出。***本法案は、委員会の一員となる14名のメンバーを選択する過程を設定する。図2にこの過程をまとめてある。州の登録投票者は委員会メンバーに応募できる。しかし、州監査官

は、応募者集団の中から、様々な利害の衝突のある応募者を排除する。たとえば、応募者または直近の親戚が、過去十年において以下の事項に該当してはならない。

- 州または連邦の官職候補者であった。
- ロビイストであった。
- 任意の年に議員候補者に2,000ドル以上寄付した。

さらに、応募者は、過去五年に所属政党を変更していてはならない。また、応募者は、全三回の総選挙の内、少なくとも二回で投票している必要がある。

州が雇用する三名の監査人からなる応募者審査委員会は、応募者を60名に絞る。当委員会が、分析技能、公平さ、カリフォルニア州の多様性の評価を基に、最も適格な応募者を選択する。州議会リーダーはこれらの応募者から最高24名を除外できる。残りの応募者から、州監査官は最初の委員会メンバー八名を無作為に選択する。これらの八名の委員会メンバーは最後の委員会メンバー六名を選択する。委員会には、州の二大政党(民主党と共和党)のそれぞれに登録しているメンバー各五名と、その他の政党に登録している応募者または無所属の投票者四名がいる。

***選挙区境界の要件。*** 本法案は、委員会が設定する州議会およびBOEの選挙区境界についての新しい要件を追加する。これらの要件は、図1に示されている本法案での合衆国下院議会選挙区についての新しい要件と類似している。本法案においても、州議会およびBOEの選挙区について、現職議員、候補者、または政党への有利な計らいや差別の目的で、委員会が選挙区境界を設定することを禁じている。

***承認過程。*** 計画作成において、委員会は公聴会を開き、一般の意見を受け入れる必要がある。管轄区域の変更計画を承認するには、委員会は、二大政党に登録した各政党メンバーから少なくとも三票の賛成票と、その他のメンバーから三票の賛成票を含む、少なくとも九票の賛成票が必要である。委員会が管轄区域の変更計画を承認したら、これが翌十年間使用される。この過程は、将来行われる管轄区域の変更一回につき14名の新しい委員会で、十年ごとに繰り返される。

***資金調達。*** 委員会メンバーは、委員会の仕事の謝礼として、一日当り300ドルと、立替経費を受け取る。本法案は、州知事および州議会が、委員会の選出、その仕事、および関連費用を支援するため、この資金を州予算に組み込むべきであると規定している。資金は、300万ドルまたは前回の管轄区域の変更サイクルで支出したインフレ調整後の金額のいずれか大きい金額とする。(2001年、州議会は、全選挙区の境界調整のために、カリフォルニア州憲法で制限されているその予算から約300万ドルを費やした。)これらの資金は、管轄区域の変更という範囲で、応募者の審査過程、州民との連絡通信、委員会メンバーの報酬、法務専門家およびその他の専門家の雇用に使用できる。

**図2**
**管轄区域変更市民委員会の選出**

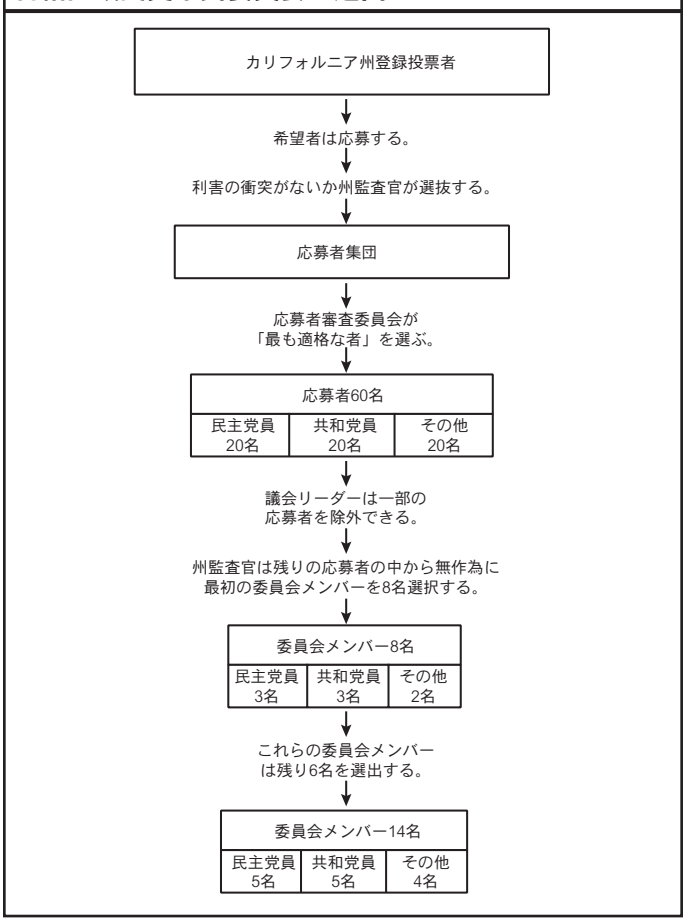


## 財政的影響

本法案において、州議会は、引き続き合衆国下院議会区域の変更費用を負う。さらに、本法案は、市民委員会によって実施される州議会およびBOEの選挙区変更に関係する(州議会予算外の)活動資金を承認する。2010年に必要な最低金額は約400万ドル(管轄区域の変更に支払った2001年の金額を2010年までの推定インフレ率で調節して算出)であると推定される。州議会および委員会という二つの組織体が管轄区域の変更を行うため、この費用全体が増加傾向になる可能性がある。しかし、そのような費用の増加は、大きくならないであろう。

*住民投票事項11の本文は、137ページを参照。*

**住民投票事項 11**　**管轄区域の変更。**
**州民発案による憲法改正案および法令。**

## ★　住民投票事項11の賛成論拠　★

*政治家は投票者を混乱させようとしているが、選択は簡単だ。州議会の変革のため、超党派グループは住民投票事項11に賛成票を投じるよう呼びかけている。*

良い政府、消費者、会社、および納税者の諸団体は、住民投票事項11に賛成票を投じるよう呼びかけている(この論拠の署名者の一部に注目して欲しい)。

*政治家は変革に反対し、あなたに反対票を投じてもらいたいのだ。*

本法案の反対者は、変化を阻止し、現状を維持するためにほとんどどんなことでもしたり言ったりする政治家、政治内部者、および政党の高官だ。

*住民投票事項11に賛成票を投じ、州議会に変革をもたらそう。*

議員が自身の選挙区を設定できるのは重大な利害の相反である。彼らは、近隣地域および地域社会を分割し、事実上、再選が保証されるよう選挙区を設定する。

当選すれば、これらの政治家は、票を獲得する必要はないので、投票者に説明責任を持たない。代わりに、彼らは特殊利益団体により多くの注意を払う。

*「政治家が自分の選挙区を設定する現行制度は、再選を保証するために不正操作されている。住民投票事項11は投票者に主権を戻し、彼らが任務を果たしていない場合、公職を辞めさせるため選挙で負かすことが簡単になる。」— Pete Constant、退職サンホゼ警察官*

*住民投票事項11に賛成票を投じ、投票者に主権を戻そう。*

住民投票事項11は、公正なように選挙区を設定する独立した市民委員会を設置することによって、この利益の相反に終止符を打つ。本法案により義務付けられる基準は、近隣地域および地域社会を分割しないよう選挙区が設定されるようにする。

この委員会には、民主党員、共和党員、無所属の者を含め、この過程は一般に公開される。これにより、公正な選挙区を決める均衡性のある包括的な過程が保証される。

*「議員にとって再選のために競争が必要ない場合、議員は投票者に説明責任を持たない。それは、教育、ヘルスケア、道路、犯罪、および州予算などの問題解決のため、議員たちが協力する必要がないことを意味する。住民投票事項11は、政治家に投票者の必要性にいつも敏感であるようにする。」— Jodi Serrano、公立学校教師、サクラメント*

*住民投票事項11に賛成票を投じ、政治家に説明責任を持たせよう。*

カリフォルニア州で我々が直面する問題の多くは、政治家が投票者に対し説明責任を持たないことが直接の原因だ。彼らが自分の選挙区を設定する場合、手詰まり状態となり、何も達成されない。

*「政治家に知らせ、州議会を変革するときが来た。それが住民投票事項11に賛成票を投じる私の理由だ。」— Mike Holley、所有者、Apogee Publications、ホイッティア*

住民投票事項11は手詰まり状態を解消し、政治家に問題解決に取り掛からせるのに役立つ。彼らが任務を果たせない場合、公正な選挙区で出馬しなければならないため、我々は選挙で他の候補者に投票し当選させないようにできる。

*「民主党員、共和党員、無所属の者、そしてあらゆる職業の人や州のあらゆる場所の人は、カリフォルニア州を軌道に戻すためお遊びを止め皆で協力するときがきたことを政治家にしっかり伝えるため、住民投票事項11を支持している。」— Eligio Nava、会長、中部カリフォルニア州ヒスパニック系商工会議所(Central California Hispanic Chamber of Commerce)*

*我々の仲間に参加し住民投票事項11に賛成票を投じて欲しい。YesonProp11.orgを参照して欲しい。*

**JANIS R. HIROHAMA、**会長
League of Women Voters of California
**TERESA CASAZZA、**会長
California Taxpayers' Association
**JEANNINE ENGLISH、**会長
AARP California

## ★　住民投票事項11の賛成論拠に対する反論　★

政治家が住民投票事項11について語らないこと。

彼らは、住民投票事項11を万能薬として売り込んでおり、そのラベルをあなたが確認しないことを望んでいる。

彼らは住民投票事項11が実際に何についてのものであるか語らない。

彼らの高給取りコンサルタントは英語4,500文字の本法案をあなたが読まないことを期待している。読めば、住民投票事項11が何のためか分るからだ。州憲法を改正し、また当選したことがなく、説明責任を持たない人々に選挙区の設定権を委ねるという陰謀だ。

彼らは住民投票事項11がどのように機能するか語らない。

住民投票事項11が二政党のメンバーに残りの我々よりも大きな発言権を保証している理由を、彼らは絶対に説明しない。彼らは、誰に主導権があるかを官僚および政治家が決定する方法を説明しない。

彼らは住民投票事項11がどれだけかかるか語らない。

住民投票事項11は、既にその任務のために給料を支払っている人々の上に、選挙区設定のために新しい官僚制度を設ける。彼らは何百万ドルを消費し、しかもその費用を説明するための監査もない。

彼らは、本当は何を求めているか語らない。

住民投票事項11を支援する政治家は、カリフォルニア州の歴史で政治家よりも特殊利益代替団体からより多くの献金を受け取った。しかし、彼らは、投票者が正しい人間を選出すると信じていないため、自分に有利なようにルールを変えようとしている。

投票する前に

自問して欲しい。これは何のためか。これは本当にどのように機能するのか。これにはいくらかかるのか。さらに重要なことは、これを実際に支援しているのは誰で、彼らは本当は何を求めているのか。

ご自身で住民投票事項11を読んで欲しい。そして反対票を投じて欲しい。

*www.NoOnProp11.org*

**HENRY L. "HANK" LACAYO、**州会長
Congress of California Seniors
**MIKE JIMENEZ、**州会長
California Correctional Peace Officers Association
**MARTIN HITTELMAN、**連盟長
California Federation of Teachers


本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。

## ★ 住民投票事項11の反対論拠 ★

財政赤字、ガソリン価格の高騰、不安定な経済など、*本当の問題*に直面しているが、政治家は我々に何をもたらすのか。住民投票事項11は、一つの選挙区と別の選挙区間の境界線の引き方を変更する無意味な企みだ。*彼らは何を考えているのだろうか。*

選挙区の変更はあなたにとってたいしたことではないが、一部の政治家にとっては、最も関心のあることだ。五回も、彼らは、新しい仕組みを投票にかけるため、弁護士、コンサルタント、有給の署名運動員に何百万ドルを費やした。*毎回、投票者は「反対」と言った。*

住民投票事項11の陰の立役者は、カリフォルニア州の投票者を尊重しないから、また戻ってきた。

彼らは本当に何を求めているのか。*あなたの費用で、自分たちの権力を求めているのだ。*彼らは選挙区の変更が権力についてだと分っている。傍若無人に振舞うために、州憲法を改正したいのだ。

住民投票事項11は民主主義を弱体化する。

住民投票事項11は、州民によって選出されていない14名のメンバーからなる「選挙区変更委員会」に州全体の最終決定権を付与する。*あなたには選択の余地がない。*彼らがあなたや隣人の代弁者となる保証は一切ない。だから地域社会の組織が住民投票事項11に反対するのだ。

住民投票事項11は、二大政党の*党員*のために14席の委員会の内10席を取っておき、彼らに*ほとんど全ての決定に対する拒否権*を付与する。大政党の代表たちが賛成しない場合、*何も成し遂げられない。*

それは何を意味するのか。政治内部者は、自身の利益にかなうよう州を分割し続ける。

住民投票事項11は官僚に権力を与える。

住民投票事項11は政治家を選挙区変更から排除することはなく、彼らを自身の政治的コネのために選択した官僚の混乱したクモの巣に隠れさせるだけだ。これは、実際、*州監査官を政府の無駄遣いを根絶する仕事から離れさせ*、委員会候補者の選抜に時間を費やさせる。

誰が委員会を選ぶのか。官僚だ。彼らは誰が適正かを決める。しかし、四名の最も強力な州議員は、彼らの望む誰でも拒絶できる。*それが改正であろうか。*

住民投票事項11は一人ではなく二つの官僚制度を意味する。

住民投票事項11は、この新しい委員会に*仕事の半分*しかさせない。連邦議会選挙区の設定というもう半分は、州議会に任せるのだ。

だから、住民投票事項11は、*全てのものについて二つ分負担することを意味し*、二つの別々のオフィスで仕事する弁護士二組、コンサルタント二チーム、そしていずれも共同作業をしたり、情報を共有することもない。

住民投票事項11は納税者に一切説明義務を持たない。

住民投票事項11は、各委員会メンバーに日当300ドルの他に、*制限なしの*諸費用を保証している。また、弁護士、コンサルタント、委員会が雇用するスタッフの人数、またはオフィス、審問会、アウトリーチにいくら消費するかについても*一切制限*がない。*浪費や乱用がないか委員会の支出を監査官が審査することも義務付けていない。*

住民投票事項11は空約束だ。

これを自分で読んでみよう。これは大きな約束をするが、*決して約束は守られない。*投票者は、誰が選挙区を設定するかについて決定権を一切持たない。代わりに、我々は*説明責任および支出限度のない新しい官僚制度*を手にする。

住民投票事項11は、政治内部者が自分たちの権力を*維持し*、二、三の者は*さらに強力な権利*を得、*残りの我々の権力は少なくなることを*意味する。

それは改正ではなく、州が直面する本当の問題を解決するのに全く効果のない隠れた思惑だ。*www.noonprop11.org*を参照し、反対票を投じて欲しい!

**DANIEL H. LOWENSTEIN**、前会長
Fair Political Practices Commission
**ROBERT BALGENORTH**、会長
State Building & Construction Trades Council of California
**MARTIN HITTELMAN**、連盟長
California Federation of Teachers

## ★ 住民投票事項11の反対論拠に対する反論 ★

住民投票事項11に賛成票を投じ、政治家の利益の相反を止めさせよう。

住民投票事項11に賛成票を投じることは、政治家が自身の選挙区を設定するという利益の衝突を終結する。

これは、政治家ではなく、市民による公正な選挙区の設定を意味するため、彼らに*説明責任を持たせ、任務を果たしていない政治家を官職から追い出す*ことができる。

「反対」票は、政治家が自分の選挙区を決め続け、州議会がさらに行き詰まり状態が続くことを意味する。

政治家は紛らわしい「反対」運動の陰にいる。

新聞は以下のように書いている。

「...上院仮議長Don Perata、オークランド民主党は、これに反対する偽装運動を指揮している。彼の委員会は、「説明責任のための市民一権力掌握に反対」と呼ばれ、この明白な目的は、権力に対する現職者による束縛を維持するためであるから、皮肉である。」

*San Jose Mercury News*、2008年7月7日

「...毎年毎年、次から次の問題でいつもやってきたのと全く同じに、[Perata]が改正を没にするために活動している。」

*San Diego Union Tribune*、2008年7月7日

住民投票事項11に賛成票を投じ、投票者を最優先しよう。

住民投票事項11は、*初めて*カリフォルニア州の地域社会および近隣地域を本当に尊重する公正な選挙区を設定する多様性のある、適格な、独立した委員会を新設する。

住民投票事項11にぜひ賛成票を、変革のときだ。

住民投票事項11に賛成票を投じることは、*投票者はうんざりしており、変革のときが来たというメッセージを政治家に送る。*住民投票事項11は投票者に主権を戻し、*ヘルスケア、教育、水、予算、食品代・ガソリン代の高騰といったような本当の問題を解決するために*政治家たちに協力させる。

民主党員、共和党員、無所属の者、および地域社会の団体は住民投票事項11を支援している。住民投票事項11に賛成票を投じよう。

**KATHAY FENG**、事務局長
California Common Cause
**JOSEPH V. KERR**、会長
Orange County Professional Firefighters Association
**GARY TOEBBEN**、会頭
Los Angeles Area Chamber of Commerce

住民投票事項

# 12 2008年退役軍人公債法案。

正式な表題と概要 司法長官により作成

## 2008年退役軍人公債法案。

- 本法案は、カリフォルニア州の退役軍人の農場および住宅を購入するためのローンを提供する九億(900,000,000)ドルの公債を発行する。
- 加入する退役軍人のローン支払額がその目的のために不十分であった場合、公債の償還には州の一般会計からの資金を割り当てる。

**州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要:**

- 州が公債の元金(9億ドル)と利息(8億5,600万ドル)の両方を償還する費用は約18億ドルで、費用は加入する退役軍人によって支払われる。
- 30年間の元金と利息の年間平均償還額は約5,900万ドル。

**SB 1572 (住民投票事項12)について州議会によって投じられた最終投票数**

| | | |
|---|---|---|
| 上院: | 賛成: 39 | 反対: 0 |
| 下院: | 賛成: 75 | 反対: 0 |

## 州議会アナリストによる分析

### 背景

1921年以来、投票者は、退役軍人による農場および住宅購入(Cal-Vet)プログラムに資金提供するため合計約84億ドルの一般財源保証債を承認してきた。2008年７月現在、新規ローンの支援に使用するこれらの資金には約１億200万ドル残っていた。

これらの公債売上資金は、退役軍人局(Department of Veterans Affairs)がカリフォルニア州の退役軍人への転売のために農場、住宅、モービルホームを購入するために使用される。このプログラムに参加する各退役軍人は、当局に月々の支払を行う。これらの支払金額は、(1)農場、住宅、モービルホームの購入費用を当局に払い戻すため、(2)利息を含め、公債販売から生じる全費用に充当するため、さらに(3)プログラム運営費用に充当するための十分な金額である。

### 法案

本法案は、Cal-Vetプログラムのため9億ドルの一般財源保証債販売を州に許可する。これらの公債は、少なくとも3,600名の追加の退役軍人がローンを受けるのに十分な資金を提供する。一般財源保証債の詳細は、「州債による借入概要」と題する本投票用紙パンフレットを参照されたい。

### 財政的影響

本法案で承認される公債は、約30年の期間で償還される。9億ドルの公債が約5パーセントの利率で売り出された場合、費用は、元金(9億ドル)と利息(8億5,600万ドル)の両方の返済に約18億ドルとなる。平均元利償還額は毎年約5,900万ドルになる。

この歴史を通して、Cal-Vetプログラムは、納税者に直接的費用をかけることなく、参加者である退役軍人によって完全に支援されてきた。しかし、一般財源保証債は州によって支援されてきたので、プログラムの参加者である退役軍人による支払が公債に対して支払うべき金額を完全にカバーしていない。

*住民投票事項12の本文は、140ページを参照。*

## ★　住民投票事項12の賛成論拠　★

1922年11月7日、カリフォルニア州民は、Cal-Vet住宅ローンプログラムのため初めて退役軍人公債法(Veterans' Bond Act)を承認した。過去85年にわたり、26の退役軍人公債法が存在し、カリフォルニア州民は、これら全ての公債を承認することによって、軍隊で我国のために尽くした人々から受けた特別な恩義を一貫して認めてきた。

Cal-Vet住宅ローンプログラムにより、退役軍人は、納税者に一切負担をかけずに、在来住宅、プレハブ住宅、モービルホームの低利息ローンを受けることができる。第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争、さらに最近ではイラク戦争、アフガニスタン戦争で兵役についた420,000以上のカリフォルニア退役軍人が、Cal-Vet住宅ローンプログラムで住宅所有者になっている。

全ての管理費用を含む、プログラムの費用は、退役軍人が借りたローン返済金によって支払われている。カリフォルニア州納税者には一切費用がかかっていないため、一般市民生活に戻る退役軍人の男女を支援する財政的に安定した方法である。

当該プログラムは、カリフォルニア州経済にも役に立つが、これは、退役軍人への支援の他に、年間給与が何百万ドルに上る住宅関係に何千もの雇用をCal-Vet住宅ローンが創出するからである。

これらの公債は退役軍人によって支払われるため、退役軍人を対象とする当該独立採算プログラムを継続するために新規の公債の承認が必要である。これが住民投票事項12の目的である。

本法案は、州下院議会で75–0、州上院議会で39–0の満場一致で投票用紙に載せられた。

住民投票事項12に賛成することは、カリフォルニア州が我州および我国を守る兵役についた男女の約束を守ることをもう一度ここで証明する。これは彼らの兵役および犠牲に対する感謝の意を適切に表するものである。

住民投票事項12に対するあなたの「賛成」票により、より多くの退役軍人がカリフォルニア州内で住宅を購入でき、同時にカリフォルニア州の経済を助けることができ、しかも州の納税者に直接的費用が一切かからない。

**MARK WYLAND上院議員、**委員長
Senate Committee on Veterans Affairs
**GREG AGHAZARIAN下院議員**
**TONY STRICKLAND下院議員**

## ★　住民投票事項12の賛成論拠に対する反論　★

発議者が主張するように、州政府が公債を販売することによって資金を借り入れ、*「納税者に一切負担させることなく . . . 低利息ローン」*を提供できることが真実ならば、州政府が安価に資金を借り入れ、一部の退役軍人だけでなく、誰にでも資金を融資できるはずだ。

しかし、真実は、相場以下の利息を支払う州政府公債を販売することによって資金を調達できるのは、公債保有者に償還される利息が連邦法および州法において非課税であるからである。その間接的な形態において、連邦および州の全納税者は、販売される全公債(資金提供される全プログラムまたはプロジェクト)の費用の支払に大きく貢献している。

さらに、Cal-Vetローンを受ける者がローンの返済をせず、*住宅価格が下降している時期に*物件を売ることができなかった場合、州の納税者は不足分に対する債務がある。

といっても、戦地での負傷者や少なくとも戦闘地域で任務についた退役軍人など、最もローンを必要とし受ける価値のある退役軍人にのみ制限した*場合*、低利息の住宅ローンを最も必要としそれを受ける価値のある退役軍人に提供することが正当化できる。現在、Cal-Vetローンプログラムには当該制限はない。

地球、国家、および州レベルで、我々は多大な難題に直面している。我々はこのような難題に深刻に対処する新しいリーダーと新しいイニシアチブを必要としている。

Cal-Vetローンは、一部の特殊利益団体と比較的少数の退役軍人に恩恵となる古い考えである。

**GARY WESLEY**


*本ページに印刷されている論拠は、著作者の意見であり、公的機関によってその正確性については調査されていません。*

## ★　住民投票事項12の反対論拠　★

我国の政治リーダーは世界中で米軍の展開を必ずしも賢明に指揮できないでいるが、特に戦地で実際に生命を危険にさらす兵士に適正に敬意を表している。

志願兵は連邦政府からより高額の給与および恩給を受けるべきである。連邦政府から低額の給与および不足した恩給という点を考慮すれば、州政府が介入し追加の支援を提供することは確かに正当化できる。

Cal-Vetローンプログラムは低利息の農場ローンおよび住宅ローンを多年にわたり提供してきた。本法案は、プログラムに追加の資金を提供するため(公債を販売することによって)さらに多くの資金を借り入れることを州に許可する。借入金額は9億ドルである。

資金が限られているため、問題となることは、

どの退役軍人が最もこの援助を受ける価値があるかということである。

Cal-Vetローンは、朝鮮戦争、ベトナム戦争、最近ではアフガニスタン戦争、イラク戦争を含む、戦時中に任務についた退役軍人に限定される。戦地または戦闘地域の任務についた退役軍人という要件は存在しない。ドイツで兵役についた退役軍人や合衆国の地を離れたことのない退役軍人でさえも、ローンを申請できる。実際に危険な状況の任務についた退役軍人は、Cal-Vetローンプログラムで利用可能な限定的な援助を受ける資格が最もある。

カリフォルニア州の投票者は、Cal-Vetローンプログラムに資金提供するためにさらに多くの借入を承認する前に、当該プログラムが戦地または戦闘地域の任務についた退役軍人に限定されることを合理的に主張できる。

**GARY WESLEY**

## ★　住民投票事項12の反対論拠に対する反論　★

住民投票事項12の反対者は間違っている。

実際、Cal-Vet住宅ローンプログラムは、立派に兵役をつとめた全退役軍人に対し住宅ローンの支援をする。全退役軍人は、兵役につき、状況に関係なく、国家を守る責任を任された。

戦地で戦わなければならなかった多くのものは、兵役に就いたとき、戦争で我々を守るため召集されるとは知らなかったが、立派にその兵役を務めた。平時に兵役に就いたその他の者も、我々を守り、どんな犠牲を払っても喜んで同様に任務を全うしたたずだ。

軍隊の男女の勇敢な任務に報いるためにできる最低限のことは、我が家を持つというアメリカンドリームへの鍵となる住宅ローンについて彼らを支援することである。

これらのローンに資金供給する公債が納税者に全く費用負担がないのは、退役軍人からのローンの支払金から公債およびCal-Vet住宅ローンプログラムを管理するその他の費用を返済するからである。

過去85年にわたり、Cal-Vet住宅ローンは420,000以上の退役軍人を援助してきた。この価値あるプログラムの継続に力を貸して欲しい。

住民投票事項12にぜひ賛成票を投じて欲しい。

**MARK WYLAND上院議員、**委員長
Senate Committee on Veterans Affairs
**GREG AGHAZARIAN下院議員**
**TONY STRICKLAND下院議員**

ここでは、州債による借入の現状について要約します。今回の投票用紙にある公債の法案が可決された場合、それらが州の借入レベルおよび長期の償還費用に与える影響についても検討します。

## 背景

***公債による資金調達とは?*** 公債による資金調達は、州が多様な目的のために資金調達に用いる長期借入の一種です。州は、投資家に公債を売り出すことによってこの資金を調達します。引き換えに、州は、指定された約定に従って利息と共にこの資金の返済に同意します。

***公債が使用される理由とは?*** 州は、従来から、道路・教育施設・刑務所・公園・水利事業・オフィスビル(つまり、公共の基幹施設に関係する事業)などの大規模な設備投資事業の資金調達に公債を使用してきました。公債発行の主な理由は、これらの施設が長年にわたり提供されるため、また多額の費用を一括で支払うのが困難な場合があるため、公債を償還する別の納税者達が長期にわたり施設から恩恵を得るためです。住宅など、特定の民間基幹施設の資金調達に役立てるためにも公債は使用されてきました。

***公債の種類とは?*** 州は、事業資金の調達に主に三種類の公債を発行します。

- ***一般財源保証債。*** これらの大半は、大部分が税収からまかなわれる州の一般会計から直接返済されます。しかし、場合によっては指定の財源によって支払われることがあり、一般会計はその財源が不足した場合の予備資金のみの役割を果たします。(一例としてはCal-Vetプログラムが挙げられ、この場合、公債は、退役軍人に住宅ローンを融資するために発行され、その償還費用は退役軍人によるローン返済金により支払われます。)一般財源保証債は投票者によって可決される必要があり、償還は州の一般的な税源で保証されています。
- ***賃貸料歳入債。*** これらの公債は、公債で資金調達された施設を使用する州機関による賃貸料(主に一般会計から資金調達される)から償還されます。これらの公債は、投票者による承認は必要なく、州の一般的な税源では保証されていません。その結果、一般財源保証債よりも幾分高い利息費用となっています。
- ***従来型歳入債。*** これらもまた、設備投資資金を調達しますが、一般会計で保証されることはありません。むしろ、これらは、橋の通行料など、資金調達を受けた事業で生じる指定の歳入源から償還されます。これらの公債も、州の一般的な税源で保証されず、投票者による承認も必要ありません。

***予算に関係する公債。*** また、最近では、州は、一般会計予算の大規模な不足を補填するため公債で資金を調達しています。2004年3月、投票者達は住民投票事項57を可決し、州予算の累積赤字およびその他の債務の支払援助に150億ドルの一般財源保証債を許可しました。この金額の内113億ドルは2004年5月と6月の公債発行で調達され、残りの発行可能な承認済み債券は2008年2月に売り出されました。これらの公債は今後数年間で償還されます。ここからの検討では、これらの公債については割愛し、基幹施設に関係する州債について焦点を当てます。

***公債による資金調達の直接費用とは?*** 公債を使用する費用は、主に、売り出された金額、利率、償還期間、および満期形態に左右されます。たとえば、最近発行された一般財源保証債は、かなり均一の年間支払額で30年にわたって償還されます。公債発行が5パーセントの非課税利率を持つと想定すると、30年にわたる均一の支払額での償還費用は、借入額1ドルと利息約1ドルとなり、借入額1ドル当り2ドル近くの計算になります。しかし、この費用は30年にわたり償還されるので、インフレ調整後の費用はかなり少なく、借入額1ドル当り約1.30ドルとなります。

## 州の借入現状

***一般会計借入額。*** 2008年6月1日現在、州には、元金および利息を支払う、基幹施設に関係する一般会計公債借入金が約530億ドルあります。この借入金の内訳は、約450億ドルの一般財源保証債および80億ドルの賃貸料歳入債からなります。さらに、未発行の承認済み一般財源保証債および賃貸料歳入債の約680億ドルがあります。これらの公債の大部分は既に事業に割り当てられていますが、関係する事業はまだ開始されていないか、または進行中のものでもまだ大規模な建設段階に達していません。

***一般会計借入金の返済。*** 2007~08年度では、基幹施設に関係する一般財源保証債および賃貸料歳入債に対する一般会計からの借入金返済額は、約44億ドルと推定されます。現在募集中の承認済み未発行公債があり、未払いの公債借入費用は増加し、2017~18年度に最高約92億ドルに達します。

***債務返済比率。*** 州の借入状況についての指針の一つとして、債務返済比率(DSR: debt-service ratio)が挙げられます。この比率は、基幹施設のための公債の債務返済金として取っておくべきもので、その他の事業に利用できない年間歳入の一部を示します。図1の通り、DSRは1990年初期に上昇し、5.4パーセントのピークに達してから、一部、財政赤字の立て直し対策により2002~03年度の3パーセント未満に減少

しました。2003~04年度には再び基幹施設のための公債のDSRが上昇し、現在4.4パーセントとなっています。現在承認済みの公債が発行されると、2011~12年度には6.1パーセントのピークまで上昇すると推測されます。

### 本投票用紙にある公債に関する住民投票事項の影響

本投票用紙には、新たに承認されると合計168億ドルに上る、一般財源保証債についての四つの住民投票事項があります。それらは以下の通りです。

- 高速鉄道事業の資金調達のため99億5,000万ドルの公債発行を州に承認する住民投票事項1。
- 子供病院の施設向上事業のため9億8,000万ドルの公債発行を州に承認する住民投票事項3。
- 多様な再生可能エネルギー・代替燃料・エネルギー効率・排ガス削減の目的のため50億ドルの公債発行を州に承認する住民投票事項10。
- 住宅ローンの返済金から支払われるCal-Vetプログラムの下で9億ドルの公債発行を州に承認する住民投票事項12。

***借入金返済の影響。***本投票用紙にある三つの一般会計で扶助される公債(住民投票事項1、3、および10)がすべて可決される場合、公債の満期期間に承認額の約二倍の合計債務返済金が必要となります。公債に対する年間平均債務返済金は、売り出しの時期と条件に左右されます。これらの公債が完売すると、推定年間予算費用は約10億ドルとなります。

***債務返済比率の影響。***図1には、これらの公債がすべて可決され、売り出される場合、長期にわたる州の推定DSRの推移が示されています。2011~12年度には6.2パーセントのピークに達し、それ以降は下降します。(たとえば、投票者が2008年11月後の選挙で追加の公債を可決した場合、図1に示される将来の債務返済費用は高くなります。)

**図1**
**一般会計の債務返済比率[a]**

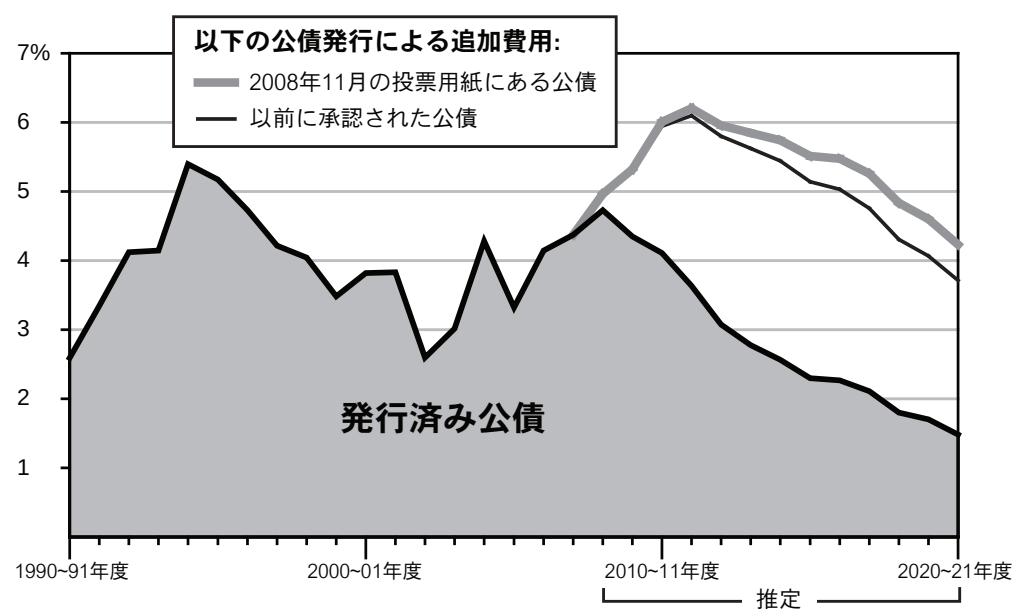


[a] 歳入および振替に対する基幹施設のための公債の年間債務返済金の比率。

## 住民投票事項1

2001~2002年度通常議会の上院法案第1856号(2002年制定法、第697章)によって提案され、2005~2006年度通常議会の下院法案第713号(2006年制定法、第44章)によって改正された本法案は、カリフォルニア州憲法第XVI条の諸条項に従い、州民に提出されている。

提案中の本法律は道路・高速道路法典(Streets and Highways Code)に項目を追加するため、追加が提案されている新規の規定は新規のものであることを示すため*斜体*で記載されている。

### 法案

第2項。第20章(第2704項で始まる)は道路・高速道路法典第3区分に追加され、以下のように記載される。

*第20章。21世紀の安全で信頼性のある高速旅客列車公債法*

*第1条。一般条項*

*第2704項。本章は21世紀の安全で信頼性のある高速旅客列車公債法(Safe, Reliable High-Speed Passenger Train Bond Act for the 21st Century)として知られ、そのように言及されることがある。*

*第2704.01項。本章で使用される、以下の用語は次の意味を持つ。*

*(a)「委員会」は、第2704.12項に従い高速旅客列車融資委員会(High-Speed Passenger Train Finance Committee)を意味する。*

*(b)「鉄道局」は、公益事業法典(Public Utilities Code)第185020項に従い新設されるカリフォルニア州高速鉄道局(California High-Speed Rail Authority)を意味する。*

*(c)「基金」は、第2704.05項に従い高速旅客列車公債基金(High-Speed Passenger Train Bond Fund)を意味する。*

*(d)「高速旅客列車」は、定期的収入が維持可能な、状況が許す限り、少なくとも時速200マイルでの運行が可能な旅客列車を意味する。*

*(e)「高速列車システム」は、高速列車を有し、さらに敷設権・列車・電力系統・車両・駅・関連施設などの項目を含むがこれらだけに限定されない構成要素を有するシステムを意味する。*

*第2条。高速旅客列車融資プログラム*

*第2704.04項。(a) 2000年6月の鉄道局の最終事業計画に準ずる高速列車網建設の開始することが、本章を施行することによる州議会の意図、および本章に従う公債法案を可決することによるカリフォルニア州民の意図である。*

*(b) (1) 本章に準じ許可される公債の収益九十億(9,000,000,000)ドルと、連邦およびその他の資金源の状況に即した範囲で、鉄道局に利用可能な連邦資金源およびその他の資金源と共に、細目(c)に定義されるように、サンフランシスコ・トランスベイ・ターミナルからロサンゼルス・ユニオン・ステーションまでの高速列車路線区間のため、計画費用および利用可能な設備投資費用に使用するものとする。サンフランシスコ・ロサンゼルス区間の建設費用が完全に提供されたら、細目(c)に定義されるように、表記順序による優先順位はないが、以下の追加の高速列車システム区間のため、計画費用および利用可能な設備投資費用に使用するものとする。*

*(A) オークランド・サンホゼ間。*

*(B) サクラメント・マーセド間。*

*(C) ロサンゼルス・インランドエンパイア間。*

*(D) インランドエンパイア・サンディエゴ間。*

*(E) ロサンゼルス・アーバイン間。*

*(2) 上記の運営およびそれ以外の運営費用および保守費用により得た収入は、高速列車システムの建設費用に使用するものとする。*

*(c) 本章に準じ高速列車のために許可される公債の収入から支払う資格のある設備投資費用には、敷設権の入手、線路・建物・電力系統・駅などの建設、車両・関連機器・その他の関連設備施設・機器などの購入に必要な全活動が含まれる。*

*(d)本章に準じ許可される公債の収益は、列車または施設の運営費用または保守費用に使用してはならない。*

*(e) 州監査人は、本章に従い許可された公債の収入が鉄道局によって本章の要件に準じて使用されているかどうかを定期的に監査するものとする。*

*第2704.05項。本章に準じ発行および販売された公債の収入は、ここに新設される高速旅客列車公債基金に入金されるものとする。*

*第2704.06項。州議会により予算割当時の、当該基金内の資金九十億(9,000,000,000)ドルは、鉄道局により実施される環境調査によってその後に変更される2000年6月の鉄道局の最終事業計画に準ずる州内の高速列車網の計画・建設のために、年度に関係なく、利用可能となるものとする。*

*第2704.07項。鉄道局は、本章の収入を補完するため、連邦資金、歳入債からの資金、および地方自治体資金を含むがこれらに限定されない、民間および公共のその他の資金を求め獲得するものとする。*

*第2704.08項。本章に準じ高速列車のために許可される公債の収入は、高速列車網の各区間の線路・駅の合計建設費用の半分以上に使用してはならない。*

*第2704.09項。本章に準じ建設される高速列車網は、以下の特長を有する。*

*(a) 最大限の定期的収入が維持可能な、少なくとも時速200マイルでの運転が可能な電車。*

*(b) 以下を超過しない各区間の最大特急所要時間:*

*(1) サンフランシスコとロサンゼルス・ユニオン・ステーション間: 2時間42分。*

*(2) オークランドとロサンゼルス・ユニオン・ステーション間: 2時間42分。*

*(3) サンフランシスコとサンホゼ間: 31分。*

*(4) ロサンゼルスとサンホゼ間: 2時間14分。*

*(5) サンディエゴとロサンゼルス間:1時間。*

*(6) ロサンゼルスとインランドエンパイア間: 29分。*

*(7) サクラメントとロサンゼルス間: 2時間22分。*

*(8) サクラメントとサンホゼ間: 1時間12分。*

*(c) 実現可能な運行間隔(先発と次発の列車運行間隔)は5分以下とする。*

*(d) 第2704.04項細目(b)に記載の全区間を運行する高速列車の合計停車駅数は、24駅を超えないものとする。*

*(e) 列車は、本線運行速度で、中間駅を通過できる能力を持つものとする。*

*(f) 細目(b)に記載の各区間において、列車を乗り換える必要なく、当該区間の任意の駅から当該区間のその他の駅に行けなければならない。*

*(g) 地域社会および環境への影響を削減するため、高速列車網は、可能な範囲で、既存の輸送ルートまたは公益施設ルートと並行しなければならない。*

*(h) 駅は、地域の大量輸送またはその他の輸送形態にアクセスし易い場所に位置しなければならない。*

*(i) 高速列車網は、都市乱開発および自然環境への影響を最低限に抑える方法で計画・建設しなければならない。*

*(j) 列車網が野生生物の自然な移動を現在以上に妨げない範囲に規制するため実行可能な場合、野生動物生育区域を保護し、野生動物の移動への影響を緩和する。*

*第2704.095項。(a) (1) 本章に準じ許可される公債の収入の内、九億五千万(950,000,000)ドルは、第2704.04項細目(b)に記載されている通りに高速列車網への接続を可能にし、輸送容量と安全性を向上するため、都市間路線・通勤用路線・大都市列車網に設備投資するための有資格の受益人に割り当てるものとする。本項の資金は、細目(d)に記載の適格な目的を果たすため、州議会により年度予算の予算割当時に利用可能になるものとする。*

*(2) 本章に準じ許可される金額の20パーセント(一億九千万(190,000,000)ドル)は、都市間列車のため、および定期運行し、列車の施設・敷設権・機器の運営・保守に公的資金を使用する州後援の都市間列車路線のため、カリフォルニア州運輸局に割り当てるものとする。本段落で利用可能な金額の最低25パーセント(四千七百五十万(47,500,000)ドル)は、州の都市間列車の三ルート各々に割り当てられるものとする。*

*カリフォルニア州運輸委員会は、本項に準じ適格受益人に利用可能な資金を割り当て、本項の要件を導入するためのガイドラインを作成する必要がある。ガイドラインには、都市間ルート間での相互の同意により当該資金を融資する都市間ルート経営組織の権限を含むがこれらに限定されない、資金の管理についての諸条項を含める必要がある。*

*(3) 本章に準じ許可される金額の80パーセント(七億六千万(760,000,000)ドル)は、以下の全てを組み込むために計算される金額の割合に基づき、細目(c)の記載に従い、都市間列車を除く、適格受益人に割り当てられるものとする。*

*(A)州全域の路線マイル数についての適格受益人の占有率の三分の一。*

*(B)州全域の年間列車マイル数についての適格受益人の占有率の三分の一。*

*(C)州全域の年間旅客乗車数についての適格受益人の占有率の三分の一。*

*カリフォルニア州運輸委員会は、本項に準じ適格受益人に利用可能な資金を割り当て、本項の要件を導入するためのガイドラインを作成する必要がある。*

*(b) 本項の目的のため、以下の用語は次の意味を持つ。*

*(1)「路線マイル数」は、普通旅客鉄道運行のため公共機関または合同権限機関によって使用される路線のマイル数を意味する。*

*(2)「列車マイル数」は、公共機関または合同権限機関による旅客列車のために構成される列車内で運行される全ての機関車および車両による、保守車庫から出発し、運行した合計マイル数を意味する。*

*(3)「旅客乗車数」は、普通旅客鉄道運行のため公共機関または合同権限機関によって報告される年間旅客個別乗車数を意味する。*

*(4) 細目(a)段落(3)の段落(A)、(B)、および(C)の用語を修飾するのに使用される場合の「州全域」は、全適格受益人の金額の総計を意味する。*

*(c) 細目(a)段落(3)の資金の適格受益人は、以下の分野で定期的な旅客鉄道を運行する公共機関または合同権限機関である。*

*(1) 通勤用鉄道。*

*(2) 路面電車。*

*(3) 本格的鉄道。*

*(4) ケーブルカー。*

*(d) 本項に準じ割り当てられる資金は、高速列車網との接続性のため、または公共旅客列車網・信号・構造物・施設・車両のために利用される線路の修繕、近代化、もしくは安全性の向上のために使用されるものとする。*

*(e)適格受益人は、細目(d)に記載の適格列車要素グループのための資金に使用できる。*

*(f) 本項の資金の受益資格を得るには、細目(a)段落(3)の適格受益人は、本項で適格受益人に割り当てられる合計金額よりも少ない金額のマッチングファンドを提供しなければならない。*

*(g) 細目(a)段落(3)における資金の適格受益人は、当該受益人の理事会の決議によって、マッチングファンドの要件および本項のその他全ての要件を満たしていることを証明する必要があり、また当該証明はカリフォルニア州運輸委員会による確認の対象となる。*

*(h) 細目(a)段落(3)において適格受益人に利用可能となる資金は、旅客列車網の保守または修繕に使用される地方自治体、州、または連邦からの既存資金を補完しなければならない。細目(a)段落(3)における資金の適格受益人は、本項によって利用可能になる追加資金の割り当ておよび支出について受益資格を維持するために、当該目的の地方自治体、州、または連邦からの既存資金の確保を継続しなければならない。*

*(i) 本項の割り当てを受益するために細目(a)段落(3)における資金の適格受益人は、1998~99財務年度、1999~2000財務年度、および2000~01財務年度中に、旅客列車網の保守または修繕のために使用する地方自治体、州、または連邦からの既存資金から、当該目的のための地方自治体資金からの年間平均支出額よりも少ない金額を毎年消費しなければならない。*

*(j) 南カリフォルニア州地域鉄道局(Southern California Regional Rail Authority)に対し当該運行地域内の適格プロジェクトのために本項に従い割り当てられる資金は、南カリフォルニア州地域鉄道局および当該メンバー機関との間で成立する覚書に従い財務年度ごとに配賦されるものとする。覚書は、南カリフォルニア州地域鉄道局および当該メンバー機関の旅客の必要性、当該メンバー機関に帰属する資金、および当該メンバー機関から南カリフォルニア州地域鉄道局への個別の分担金を考慮しなければならない。*

*第3章。財務条項*

*第2704.10項。借換公債の金額またはそれに関して必要な金額を含まない、合計九十九億五千万(9,950,000,000)ドルの公債は、本章に記載の目的実行に使用し、さらに州政府法典第16724.5項に従い一般財源保証債費用回転基金の払い戻しに使用するために、発行・販売できる。公債は、販売時に、有効で拘束力のあるカリフォルニア州債務となり、支払期限となり支払義務が生じる公債の元金と利息の両方を期限通りに支払うため、カリフォルニア州の十分な信頼と信用をここに保証するものとする。*

*第2704.11項。(a)細目(b)の記載を除き、本章で承認される公債は、州政府法典第2編第4区分第3部の第4章(第16720項で始まる)州一般財源保証債法に規定されている通り、作成・実行・発行・販売・支払・償還されるものとし、当該法律の全条項は本公債および本章に適用され、本章に完全に規定されている通りに、これにて本章に組み込まれるものとする。*

*(b) 州一般財源保証債法の条項に関わらず、委員会によって許可され発行される各公債は最高30年の最終償還期日を有するものとする。*

*第2704.12項。(a)州一般財源保証債法に従い、本章により承認された公債の発行および販売を承認する目的のみのために、高速旅客列車融資委員会がここに新設される。本章の目的のために、高速旅客列車融資委員会は「委員会」であるが、その用語は州一般財源保証債法により使用される通りのものである。委員会は、会計管理者、会計監査役、財務部長、事業・輸送・住宅局(Business, Transportation and Housing Agency)長官、および当局の局長、またはこれらの指名代理人から構成されるものとする。会計管理者は、委員会の議長を務めるものとする。委員会の過半数の出席をもって委員会を開催できる。*

*(b) 州一般財源保証債法の目的のため、当局は、「理事会」を指名する。*

*第2704.13項。委員会は、第2704.06項および第2704.095項で指定される活動を実行するために、本章に従い承認される公債の発行が必要または好ましいかどうかを判定し、さらに必要または好ましい場合は、公債の発行・発売金額をいくらにするかを判定する必要がある。当該活動を連続的に実行するために公債の連続発行し販売できるが、全ての承認済み公債は一度に発行または販売する必要はない。委員会は、プログラム資金の必要性、収入予測、金融市場の状況、および発行する公債の実行可能な最短の償還期間の決定に必要なその他の要因を考慮しなければならない。*

*第2704.14項。州の経常歳入に加え、各年度に公債の元利の支払に必要となる合計金額は、州のその他の歳入を徴収するのと同じ方法で、同じ時期に毎年徴収する必要がある。それを実行し、その追加の合計額の徴収に必要なあらゆる活動を行うことは、歳入徴収に関係する任務を持つ全役員の、法律で要求された任務である。*

*第2704.15項。州政府法典第13340項に関わらず、公債の元利が支払期限となり支払義務が生じるとき、本章に従い発行し販売される公債の元利を支払うために必要な年間合計額に等しい金額を、本章の目的のため、ここに一般会計から継続的に割り当てる。*

*第2704.16項。理事会は、州政府法典第16312項に従い、プール資金投資勘定からの融資を行うようプール資金投資理事会に要求する。要求金額は、委員会が本章の目的のために決議によって販売を承認した未販売の公債金額から、第2701.17項に準じ借り入れた金額を差し引いた額を超過してはならない。理事会は、融資の入手および返済のためプール資金投資理事会によつて義務付けられる文書に署名するものとする。融資金額は、本章に従い理事会によって配賦されるよう基金に入金されなければならない。*

*第2704.17項。本章を実行する目的のために、財務部長は、本章を実行する目的のために委員会によって販売が承認された未販売の公債金額を超過しない金額から、第2704.16項に準じ借り入れた金額を差し引いた額を一般会計から引き出すことを許可できる。引き出される金額は当該基金に入金しなければならない。本項で利用可能になった資金は、プール資金投資勘定内で得るはずの利息と共に、本章を実行する目的のために公債販売から得た資金から、一般会計に戻す必要がある。*

*第2704.18項。販売された公債のプレミアムおよび経過利息から生じる基金内に入金される全資金は基金内に留保し、また当該全資金は公債利息の支出に対する預金として一般会計への振替に利用できるものとする。*

*第2704.19項。州政府法典の第6章(第16780項で始まる)州一般財源保証債法に規定されている通り、公債を償還することができる。州の有権者による公債発行の承認は、元々発行された公債または以前に発行された借換公債を払い戻すために発行された公債の発行についての承認も含まれるものとする。*

*第2704.20項。本章で承認される公債の販売からの収入は「税収」ではないので、この用語がカリフォルニア州憲法第XIII B条で使用されているように、これらの収入の支払金はその部分によって*

*課せられている制限の対象とはならないことを、州議会はここに認定し宣言する。*

*第2704.21項。州政府法典第2編第4区分第2部第3章(第16470項で始まる)第4条の投資の対象となる本章で承認されている公債販売からの収益に関する州一般財源保証債法の条項に関わらず、会計管理者は、公債収入の投資用に個別の勘定を維持し、連邦法で適用可能な割戻し要件に準拠するため当該収入の支払を命令し、州の基金に利するよう連邦法のその他の優遇措置の確保や、当該公債の免税資格の維持などの目的で、当該収入の使用や投資を指示することができる。*

## 住民投票事項2

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、健康安全法典に項目を追加するため、追加が提案されている新規の規定は新規のものであることを示すため*斜体*で記載されている。

### 法案

第1項。短い表題

本法案は家畜虐待防止法(Prevention of Farm Animal Cruelty Act)として知られ、そのように言及されることがある。

第2項。目的

本法の目的は、家畜が自由に向きを変えたり、横になったり、立ち上がったり、手足や羽を完全に伸ばしたりできない環境にあるケージ内飼育を禁止することである。

第3項。家畜虐待条項

第13.8条(第25990項で始まる)は健康安全法典の第20区分に追加され、以下のように記載される。

*第13.8章。家畜虐待*

*第25990項。禁止事項。その他の法律の適用条項に加え、以下を阻止する方法で、人は、農場で飼われる対象の動物を、一日中または一日の大半、拘束または監禁してはならない。*

*(a) 横になったり、立ち上がったり、手足や羽を完全に伸ばしたり、さらに*

*(b) 自由に向きを変える。*

*第25991項。定義。本章の目的のため、以下の用語は次の意味を持つ。*

*(a)「食用子牛」は、子牛として説明される食品を生産する目的で飼われるウシ亜科種の子牛を意味する。*

*(b)「対象の動物」は、農場で飼われる妊娠豚、食用子牛、または産卵鶏を意味する。*

*(c)「産卵鶏」は、産卵のために飼育される家畜化された雌の鶏、七面鳥、鴨、ガチョウ、またはホロホロ鳥を意味する。*

*(d)「囲い」は、対象となる動物を閉じ込めるのに使用するケージ、木枠、またはその他の構造(豚用の「妊娠木枠」、子牛用の「子牛木枠」、または産卵鶏用の「連装式ケージ」として一般に示されるものを含む)を意味する。*

*(e)「農場」は、食品または繊維に使用される動物または動物製品の商業的生産に一部または全部が使用される土地、建物、支援施設、およびその他の機器を意味する。*

*(f)「手足や羽を完全に伸ばす」は、産卵鶏の場合は囲いの側面またはその他の産卵鶏に触れることなく両方の羽を完全に伸ばせることも含み、囲いの側面に触れることなく全ての手足を完全に伸ばすことを意味する。*

*(g)「人」は、個人、会社、共同経営、合弁、組合、有限責任会社、法人、不動産権、信託、財産保全管理者、または合同組合を意味する。*

*(h)「妊娠豚」は、主に繁殖のために飼育されるブタ種の妊娠豚を意味する。*

*(i)「自由に向きを変える」は、鎖を含め、障害がなく、かつ囲いの側面に触れることなく、同じ場所で向きを三百六十度変えられることを意味する。*

*第25992項。例外。本章は以下の場合、適用されない。*

*(a) 科学研究中または農業研究中。*

*(b) 獣医学のための検査中、試験中、個別治療中、または運営中。*

*(c) 輸送中。*

*(d) ロデオ品評会中、州または郡の品評会中、4-Hプログラム中、および類似した品評会中。*

*(e) 食肉解体の人道的方法に関係する、食料農業法典第9区分第3部の第6章(第19501項で始まる)の諸条項、およびその他の適用法および適用規則に従い対象となる動物の解体中。*

*(f) 出産予定日前七日間の豚に対し。*

*第25993項。強制執行。本章諸条項に一つでも違反した人は軽罪を犯しており、その有罪判決において千(1,000)ドル未満の罰金もしくは180日未満の郡拘置所での禁固刑、またはこれら両方により罰せられるものとする。*

*第25994項。章の構成。*

*本章諸条項は、カリフォルニア州刑法法典を含む、その他の動物保護法に追加されるものであり、代わりとなるものではない。本章は動物保護の州法または規則を制限するよう解釈されるものではなく、本章のいかなる部分も地方自治体に独自の動物保護法または規則の採用施行を禁止するものでもない。*

第4項。可分性

本法の条項またはそれらの適用が人もしくは状況に対し無効または違憲であると考えられる場合、当該無効性または違憲性は無効な条項や適用なしに有効であると認められる本法の他の条項や適用には影響することなく、最後まで本法の条項は可分性を持つ。

第5項。発効日

第25990項、第25991項、第25992項、第25993項、および第25994項の諸条項は、2015年1月1日に有効になるものとする。

## 住民投票事項3

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、健康安全法典に項目を追加するため、追加が提案されている新規の規定は新規のものであることを示すため*斜体*で記載されている。

### 法案

第1項。第6.1部(第1179.50項で始まる)は健康安全法典の第1区分に追加され、以下のように記載される。

*第6.1部。2008年子供病院公債法 (Children's Hopsital Bond Act of 2008)*

*第1章。一般条項*

*第1179.50項。(a)　本部分は、2008年子供病院公債法として知られ、そのように言及されることがある。*

*(b) カリフォルニア州の地域子供病院網は、致命的な病気やけがを受けた子供に不可欠の医療を提供する。家族の支払能力の有無に関わらず、毎年一億件以上、これらの病院で子供たちが治療を受けている。*

*(c) 子供病院は、小児白血病、ガン、心臓欠陥、糖尿病、鎌状赤血球貧血、および嚢胞性線維症などの重篤な疾患や病気を患う子供の生存率を向上する特別な治療と看護も提供している。*

*(d) さらに、小児科医、小児専門医、および子供を治療するその他の者に最も重要な訓練を提供し、またカリフォルニア州の子供たち全てに利益をもたらす極めて重要な医学研究を行っている。*

*(e) しかし、無報酬の看護からの負担および医療費用の増加に伴い、子供病院にとって、施設の近代化や拡張、病気の子供たちの看護に必要な最新医療技術および特別な医療機器の購入などが非常に困難になってきている。*

*(f) 従って、カリフォルニア州の子供たちの健康・福祉・安全向上のため、子供病院の設備投資向上プログラムに一定の即座に利用可能な資金源を提供することが州民の望みである。*

*第1179.51項。本部分で使用される、以下の用語は次の意味を持つ。*

*(a)「当局」は、州政府法典第15431項に従い設置されるカリフォルニア州保健施設融資局 (California Health Facilities Financing Authority) を意味する。*

*(b)「子供病院」は、以下のいずれかを意味する。*

*(1) University of Californiaの一般急患病院は以下の通りである。*

*(A) University of California, Davis Children's Hospital。*

*(B) Mattel Children's Hospital の University of California, Los Angeles。*

*(C) University Children's Hospital の University of California, Irvine。*

*(D) University of California, San Francisco Children's Hospital。*

*(E) University of California, San Diego Children's Hospital。*

*(2) 一般急患病院は、つまり、2003年1月1日以前に法人化されたカリフォルニア州非営利法人の運営実体であり、その使命は臨床ケア、教育、研究、および子供たち専門の支援活動であり、政府プログラムに参加資格のある多数の子供たちや、カリフォルニア州子供サービス・プログラムに参加資格のある特別な医療上の必要性を持つ子供たちに総合的な小児医療を提供し、以下の全事項を満たす。*

*(A) 当該病院は、2003年7月1日以前に全州保健計画・開発局(Office of Statewide Health Planning and Development)に報告された通りに、2001年6月30日から2002年6月29日の間に終了する財務年度において、小児急患、小児集中治療、および新生児集中治療の分野で少なくとも認可病床数が160床ある。*

*(B) 当該病院は、2003年7月1日以前に全州保健計画・開発局に報告された通りに、2001年6月30日から2002年6月29日の間に終了する財務年度において、新生児急患日を除き、合計小児患者(全数調査)30,000日以上を提供した。*

*(C) 当該病院は、2003年7月1日以前に全州保健計画・開発局に報告された通りに、2001年6月30日から2002年6月29日の間に終了する財務年度において、四捨五入し端数のない少なくとも8名のフルタイムに匹敵する小児科研修医または小児科を下位専門分野とする研修医に医学教育を提供した。*

*(c)「委員会」は、第1179.61項に従い新設される子供病院公債法融資委員会(Children's Hospital Bond Act Finance Committee)を意味する。*

*(d)「基金」は、第1179.53項に従い新設される子供病院公債法基金(Children's Hospital Bond Act Fund)を意味する。*

*(e)「助成金」は、本部分に従うプロジェクトのため子供病院に当局による基金内の資金の分配金を意味する。*

*(f)「プログラム」は、本部分に従い新設される子供病院プログラムを意味する。*

*(g)「プロジェクト」は、本部分の全部および一部に従い提供される資金で、資金調達またはローン借り換えを行う子供病院の建設・拡張・改装・改築・室内装飾・設備設置・資金調達・ローン借り換えを意味する。「プロジェクト」には、2008年1月31日後に実施した子供病院の建設・拡張・改装・改築・室内装飾・設備設置・資金調達・ローン借り換えの費用を含めることができる。「プロジェクト」には、本部分で有資格の参加子供病院によって共同で実行した前述事項の一つ以上の組み合せも含めることができる。*

*第2章。子供病院プログラム*

*第1179.53項。本部分に順じ発行および販売された公債の収入は、ここに新設される子供病院公債法基金に入金されるものとする。*

*第1179.54項。子供病院プログラムの目的は、カリフォルニア州の致命的な病気を持つ子供たちの健康と福祉の向上のため、子供病院の設備投資向上プログラムに安定した即座に利用可能な資金源を提供することである。本部分で提供されるプログラムは、公共の利益になり、公共目的を達成し、健康・福祉・安全を向上する。*

*第1179.55項。当局には、第1179.51項細目(g)に定義されているように、プロジェクトへの資金調達の目的に子供病院に助成金を付与する権限がある。*

*第1179.56項。(a) 第1179.51項細目(b)段落(1)に定義されているように、本部分に順ずる助成金に利用可能な合計資金の二十パーセントを子供病院に付与する必要がある。*

*(b) 第1179.51項細目(b)段落(2)に定義されているように、本部分に順ずる助成金に利用可能な合計資金の八十パーセントを子供病院に付与する必要がある。*

*第1179.57項。(a) 当局は、本法採用の90日以内に本部分での助成金付与のための申込書を作成する必要がある。当局は、本部分の制限の対象となり、以下の要因に基づき本部分の目的を推進するため、有資格の子供病院に助成金を付与しなければならない。*

*(1) 当該助成金は、政府健康保険制度への参加資格のある子供および貧困の子供、十分な医療を受けられない子供、保険のない子供が利用できるよう医療の拡大または向上に貢献する。*

*(2) 当該助成金は、小児医療または小児患者の予後の向上に貢献する。*

*(3) 子供病院は、貧困のまたは一般の小児患者に無報酬または報酬不足の状態で医療を提供している。*

*(4) 子供病院は、脆弱な小児人口に医療を提供している。*

*(5) 子供病院は、小児科の教育プログラムまたは研究プログラムを奨励している。*

*(6) プロジェクトは、準備が万全な状態で、実行可能であることを示している。*

*(b) (1) 基金の申込書は、本部分の要件に順じ承認を受けるため当局に提出する必要がある。*

*(2) 当局は、60日を経過することなく、時宜に即して申込書を処理し、助成金を付与する。*

*(c) 第1179.51項細目(b)段落(1)で特定されている子供病院に付与される合計助成金金額が、第1179.56項細目(a)に従い全子供病院への助成金として利用可能な合計基金の五分の一を超過する場合、当該子供病院は当該助成金に申し込むことはできず、また当局は当該子供病院に当該助成金を付与することはできない。助成金についての本制限に関わらず、2018年6月30日までに消費されなかった第1179.56項細目(a) で利用可能な基金は、第1179.51項細目(b)段落(1)で特定されている子供病院からの申込のために利用可能となるものとする。*

*(d) 第1179.56項細目(b)に従い全子供病院への助成金として利用可能な基金の内、第1179.51項細目(b)段落(2)で特定されている子供病院に付与される合計助成金金額が九千八百万(98,000,000)ドルを超過する場合、当該子供病院にはこの助成金に申し込むことはできず、また当局は当該子供病院にこの助成金を付与することはできない。助成金についての本制限に関わらず、2018年6月30日までに消費されなかった第1179.56項細目(b)で利用可能な基金は、第1179.51項細目(b)段落(2)で定義されている子供病院からの申込のために利用可能となるものとする。*

*(e) プロジェクトに資金提供するための助成金は、子供病院によって決定され、かつ当局によって承認されるプロジェクトの合計費用を超過してはならない。*

*(f) 助成金を付与された全プロジェクトは、合理的な期限以内に完了しなければならない。当局は、助成金付与時に規定された条件で子供病院がプロジェクトを完了できないと判断した場合、助成金の一部または全部の返金を含め、弁済を義務付けることがある。本部分で助成金を付与される子供病院は、当局にプロジェクト完了の証明書を提出しなければならない。*

*(g) 当局が基金内に十分な利用可能資金があると判断した場合のみ、助成金は本項に従い利用可能となる。当局が基金内に利用可能な資金が十分ないと判断した場合、本項のいかなる部分も当局による助成金の付与を義務付けるものではない。*

*(h) 当局は、本部分の目的のために利用可能な金額を毎年決定できる。本プログラムの管理費用は実際費用または1パーセントのいずれか少ない方を超過してはならない。*

*第1179.58項。州監査局(Bureau of State Audits)は、定期監査を実施し、公債収入が時宜に応じかつ本部分の要件に準じた方法で付与され、さらに公債収入の被付与者が本部分の適用可能な諸条項に順じて資金を使用していることを確認できる。*

*第3章。財務条項*

*第1179.59項。借換公債の金額を含まない、合計九億八千万(980,000,000)ドルの公債は、本区分に記載の目的実行に使用し、さらに州政府法典第16724.5項に従い一般財源保証債費用回転基金の払い戻しに使用するために、発行・販売できる。公債は、販売時に、有効で拘束力のあるカリフォルニア州債務となり、支払期限となり支払義務が生じる公債の元金と利息の両方を期限通りに支払うため、カリフォルニア州の十分な信頼と信用をここに保証するものとする。*

*第1179.60項。本部分で承認される公債は、(州政府法典第2編第4区分第3部の)第4章(第16720項で始まる)州一般財源保証債法に規定されている通り、作成・実行・発行・販売・支払・償還されるものとし、その法律の全条項は本公債および本部分に適用され、本部分に完全に規定されている通りに、これにて本部分に組み込まれるものとする。*

*第1179.61項。(a) 州一般財源保証債法に従い、本部分により承認された公債の発行および販売を承認する目的のみのために、子供病院公債法融資委員会がここに新設される。本部分の目的のために、子供病院公債融資委員会は「委員会」であるが、その用語は州一般財源保証債法により使用される通りのものである。委員会は、会計監査役、財務部長、および会計係、またはそれらの指名された代理人から構成されるものとする。会計係は、委員会の議長を務めるものとする。委員会の過半数の出席をもって委員会を開催できる。*

*(b) 当局は、州一般財源保証債法の目的のため「理事」を指名し、本部分に従いプログラムを管理するものとする。*

*第1179.62項。委員会は、第1179.54項で指定される活動を実行するために、本部分に従い承認される公債の発行が必要または好ましいかどうかを判定し、さらに必要または好ましい場合は、公債の発行・発売金額をいくらにするかを判定する必要がある。当該活動を連続的に実行するために公債の連続発行を承認し販売できるが、全ての公債は一度に発行または販売する必要はない。*

*第1179.63項。州の経常歳入に加え、各年度に公債の元利の支払に必要となる合計金額は、州のその他の歳入を徴収するのと同じ方法で、同じ時期に毎年徴収する必要がある。それを実行し、その追加の合計額の徴収に必要なあらゆる活動を行うことは、歳入徴収に関係する任務を持つ全役員の、法律で要求された任務である。*

*第1179.64項。州政府法典第13340項に関わらず、本部分の目的のために、以下の総額に等しい金額をここに一般会計から継続的に割り当てる。*

*(a) 公債の元利が支払期限となり支払義務が生じるとき、本部分に従い発行し販売される公債の元利を支払うために必要な年間合計額。*

*(b) 財務年度に関係なく割り当てられる第1179.65項の実行に必要な合計額。*

*第1179.65項。本部分を実行する目的のために、財務部長は、本部分を実行する目的のために販売されることが委員会によって承認された未販売の公債金額を超過しない金額を一般会計から引き出すことを許可できる。引き出される金額は当該基金に入金しなければならない。本項で利用可能になった資金は、本部分を実行する目的のために、公債の販売から得た収入を一般会計に戻す必要がある。*

*第1179.66項。販売された公債のプレミアムおよび経過利息から生じる基金内に入金される全資金は基金内に留保し、また当該全資金は公債利息の支出に対する預金として一般会計への振替に利用できるものとする。*

*第1179.67項。州政府法典第2編第4区分第3部の)第4章(第16720項で始まる)に従い、公債発行費用は公債収入から支払われるものとする。これらの費用は、本公債法で資金提供を受けた各子供病院によって均等に分けられるものとする。*

*第1179.68項。当局は、州政府法典第16312項に従い、コマーシャルペーパーを含むがこれに限定されないその他の承認された形式の一次金融を含む、プール資金投資勘定からの融資を行うようプール資金投資理事会に要求する。要求金額は、本部分を実行する目的のために委員会の決議によって販売が承認された未販売の公債金額を超過してはならない。当局は、融資の入手および返済のためプール資金投資理事会によつて義務付けられる文書に署名するものとする。融資金額は、本部分に従い理事会によって配賦されるよう基金に入金されなければならない。*

*第1179.69項。公債は、州一般財源保証債法の一部である、州政府法典第2編第4区分第3部の第4章の(第16780項で始まる)第6条に従い払い戻されることができる。本部分に記載の公債発行についての州有権者による承認には、本部分で当初発行の公債または以前発行の借換公債の払い戻しのための公債の発行についての承認も含まれる。*

*第1179.70項。本部分または州一般財源保証債法のその他の条項に関わらず、公債利息が連邦税の目的のために総収入から除外される影響、これは特定条件の対象となるが、当該影響に対する債券弁護士の意見を含め、本部分に従い会計係が公債を発行する場合、会計係は公債収入の投資用と、当該収入の利息所得の投資用とに個別の勘定を維持できる。会計係は、払戻金・罰金・連邦法で義務付けられるその他の金額の支払、または州の基金に利するよう連邦法のその他の優遇措置の確保や、当該公債の免税資格の維持などの目的で、連邦法で要求または望まれる当該公債収入の投資および用途に関するその他の活動を行うため、当該収入または利息所得の使用や、これらの用途を指示することができる。*

*第1179.71項。本部分で承認される公債の販売からの収入は「税収」ではないので、この用語がカリフォルニア州憲法第XIII B条で使用されているように、これらの収入の支払金はその部分によって課せられている制限の対象とはならないことを、州民はここに認定し宣言する。*

*第1179.72項。本部分のその他の条項に関わらず、本部分の各条項は可分性を持つ。本部分の条項または条項の適用が無効と見なされた場合、無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項または条項の適用は、無効にならないものとする。*

## 住民投票事項4

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法に項目を追加することによって明示的に改正されるため、追加が提案されている新規の諸条項は新規のものであることを示すため*斜体*で記載されている。

### 法案

第1項。表題

本法案は、児童安全・犯罪者禁止法(Child and Teen Safety and Stop Predators Act): Sarahの法律として認識されるものとし、またそのように言及されることがある。

第2項。認定事項および目的の宣言

カリフォルニア州民は、未成年者が内密に中絶を行った事実をその両親または責任のある家族が知らない場合の、健康上の合併症および致命的な合併症のため即座な医療を受けられない危険性を含め、密かな中絶の既知リスクから未成年者を保護することに非常に強い関心を持つ。州民は、未成年者の性的搾取を隠すための児童性犯罪者による密かな中絶を使用できないようにすることにも非常に強い関心を持つ。

第3項。親への通知

第32項はカリフォルニア州憲法の第I条に追加され、以下のように記載される。

*第32項。(a) 本項の目的のため、以下の用語は次の意味に定義されるものとする。*

*(1)「中絶」は、生児出生の目的を除き、妊娠が判明している法的に独立していない未成年者の妊娠を終わらせる手段の使用を意味する。「中絶」は、避妊薬または避妊具の使用を含まない。*

*(2)「医療上の緊急事態」は、医師の誠実な臨床的判断に基づき、法的に独立していない妊娠した未成年者の健康状態が非常に悪化し死亡を回避するため直ちに中絶の必要がある状態、または遅延が重要な身体機能に重大かつ取り返しのつかない障害をもたらす深刻な危険がある状態を意味する。*

*(3)「親」は、本項で通知または免責が必要とされるとき、両親が監護権を有する場合はいずれかの親、監護権を有する者か親、または法的に独立していない未成年者の法定後見人のいずれかの者を意味する。*

*(4)「成人親族」は、法的に独立していない未成年者の祖父母・継親・里親・叔母・叔父・兄弟姉妹・半血の兄弟姉妹・いとこで、少なくとも21歳に達した者を意味する。*

*(5)「通知」は、法的に独立していない未成年者が妊娠し中絶を要請していることを当該未成年者の親または親族に通知するため、医師またはその代理人によって署名日付記入された書面による通知を意味する。*

*(6)「法的に独立していない未成年者」は、法的に有効な婚姻が成立していない、合衆国軍の現役所属者でない、および州法の下で能力付与宣言を受けていない18歳未満の女子を意味する。本項の目的のため、妊娠により18歳未満の女子が独立することはない。*

*(7)「医師」は、カリフォルニア州の法令および規則において法的に独立していない未成年者に中絶を行うことを許可された者を意味する。*

*(b) 第I条第1項または本憲法もしくは法律と反対のその他の条項に関わらず、また細目(f)で規定されているように医療上の緊急事態を除き、細目(c)で規定されているように医師もしくはその代理人が親に通知書を個人的に手渡したか、郵送した後少なくとも48時間が経過するまで、細目(d)で規定されているように医師もしくはその代理人が有効な免責同意書を受け取るまで、細目(e)で規定されているように医師が成人親族に通知書を届け、既知または容疑段階の児童虐待を報告後48時間まで、または細目(h)、(i)、もしくは(j)で規定されているように医師が裁判所から通知免責書の写しを受け取るまで、医師は法的に独立していない妊娠中未成年者に中絶を行ってはならない。通知書または免責書の写しは、法的に独立していない未成年者のカルテと共に保持される必要がある。医師または医師の代理人は、本項で規定されているように親が通知を受け取ることができることを法的に独立していない未成年者に通知しなければならない。*

*(c) 通知書は、医師もしくは医師の代理人が親に個人的に届けるか、または親の最近の住所で親宛てに配達証明書を要請し、本人限定受取の書留郵便にて郵送されなければならない。通知書が書留郵便で届けられる場合、同時に、当該通知書の写しも親に普通郵便で郵送しなければならない。郵送通知は、通知書の書留郵便の消印日から2日目の正午現在に通知されたものと本細目の諸条項では見なすことができるが、普通郵便が配達されない日は日数計算には含まないものとする。通知書式は、州保健省(State Department of Health Services)によって規定される必要がある。通知用紙は、英語とスペイン語の二ヶ国語、英語のみ、およびカリフォルニア州公式投票者ガイドが翻訳されているその他の各言語でも出版される。*

*(d) 法的に独立していない未成年者が中絶を受ける意図通知は、親によって免責されることが可能である。免責同意書は州保健省が規定する用紙を使用し、親は署名し日付を記載の上、公証してもらう必要がある。親は、免責同意書に30日間、指定日まで、または法的に独立していない未成年者の18歳の誕生日まで有効であることを用紙に明記しなければならない。親が免責同意書を医師または医師の代理人に個人的に届ける場合は公証の必要はない。用紙には以下の文を含める必要がある。「**警告。医師または医師の代理人に免責同意書が親または後見人によって提供されたかのように信じさせる目的で、医師または医師の代理人に虚偽の情報を故意に提供することは犯罪に相当する。**」免責同意用紙は、英語とスペイン語の二ヶ国語、英語のみ、およびカリフォルニア州公式投票者ガイドが翻訳されているその他の各言語でも出版されるものとする。本細目に従い法的に独立していない未成年者に実施した各中絶について、医師または医師の代理人は、当該未成年者のカルテと共に保管されるべき元の免責同意書とは別の同意書を受け取る必要がある。*

*(e) 担当医師は、中絶の少なくとも48時間前に、法的に独立していない未成年者によって指定された成人親族に細目(c)に規定されている用紙と方法で通知を届け、また適切な法執行機関または公立児童保護機関に当該未成年者に関する既知または容疑段階の児童虐待を書面で報告する場合、親への通知は、本項で義務付けられていない。前述の報告は、未成年者が通知すべき親から身体的、性的、または重度の精神的な虐待を恐れていること、およびそのような恐れは親からの虐待パターンに基づくことを陳述書に基づくものとする。医師は、自らの報告と共に未成年者の陳述書を含め、未成年者のカルテ内に当該陳述書の写しと当該報告書も保持する必要がある。医師はまた、当該通知と共に、未成年者に関する既知または容疑段階の児童虐待について報告した旨を成人親族に知らせ、さらに報告先の機関を示す書簡を含める必要がある。未成年者が指定した成人親族に当該通知および当該書簡が届けられることを未成年者に知らせなければならない。*

*(f) 医療上の緊急事態のため中絶が必要であるという医師の誠実な臨床的判断を裏付ける医学的な兆候を法的に独立していない未成年者のカルテ内で医師が証明する場合、通知は本項で義務付けられていない。*

*(g) 本細目および細目(h)、(i)、または(j)に従い免責された場合、通知は本項で義務付けられていない。法的に独立していない妊娠中の未成年者が親に通知届出を認めないと決めた場合、当該未成年者は少年裁判所に請願書を提出できる。請願提出費用は必要ない。本細目に従い、法的に独立していない未成年者が請願を提出する場合、当該裁判所は本項に従い必要となる書類の準備において未成年者または未成年者の指名者を支援するものとする。請願書には、未成年者の要請理由を具体的に記載する必要がある。当該未成年者は少年裁判所での手続きに実際に出頭しなければならず、自身の代理人または自身が選択する弁護士と共に出廷することができる。しかし、裁判所は、要請次第、裁判所が指名する弁護士を持つ権利が当該未成年者にあることを助言しなければならない。当該未成年者または弁護士の要請書で延長されない限り、請願提出後の二日目の午後5時に審問会が開かれるものとする。当該未成年者に、請願審問会の日時と場所が通知されなければならない。判決は事項の提出の一公判日以内に登録されるものとする。裁判官は、事実的な認定事項および判決を支持する法的結論の当該裁判官による記載を含む、証拠記録を保持するよう命令するものとする。裁判所は、確実に当該未成年者の身元情報が秘密にされ、全裁判記録が封印されるようにする。*

*(h) (1) 裁判官が、明確で説得力のある証拠に基づいて、当該未成年者が十分成熟しかつ中絶を受けるかどうかの決定について十分情報を得ていると判断する場合、裁判官は親への通知義務を免責することを許可する必要がある。*

*(2) 裁判官が、明確で説得力のある証拠に基づいて、親への通知が当該未成年者にとって最善の利益でないと判断する場合、裁判官は通知義務の免責を許可する必要がある。親への通知が当該未成年者にとって最善の利益でないという認定事項が身体的、性的、または精神的な虐待の証拠に基づく場合、裁判所は、適切な法執行機関または公立児童保護機関に当該証拠を確実に通報するものとする。*

*(3) 裁判官が段落(1)または(2)で明記されている認定事項を見出せない場合、裁判官は請願を却下するものとする。*

*(i) 細目(g)に明記されている期限以内に裁判官が判決を出さず、期限延長が要請も付与もされない場合、請願が認められたものと見なされ、通知義務は免責されるものとする。*

*(j) 当該未成年者は、判決登録後いつでも少年裁判所の判断に異議を申し立てることができる。裁判官会議は、異議申立の手続きおよび手順、異議申立の記録の作成と手続きの時間と方法を規定するものとし、当該手続きの用紙を規定できる。これらの手順は、異議申立通知の登録から三公判日以内に審問会が開かれることを義務付ける。当該未成年者に、審問会の日時と場所が通知されなければならない。控訴裁判所は、確実に当該未成年者の身元情報が秘密にされ、全裁判記録が封印されるようにする。異議申立申請費用は必要ない。異議申立の判決は事項の提出の一公判日以内に登録されるものとする。*

*(k) 裁判官会議は、当該会議が必要と見なす親への通知義務の免責、審問会、判決の登録についての異議申立の手続き、および手順を規則に従って規定するものとし、当該手続きの用紙を規定できる。各裁判所は、請願書を提出する法的に独立していない未成年者の身元情報を秘密にするよう裁判官会議によって規定された方法で、請願申請件数、細目(h)段落(1)または(2)で認められた請願件数、細目(i)で認められた請願件数、細目(h)の段落(3)で拒絶された件数、および細目(j)で認められた件数または拒絶された件数を州の裁判官会議に毎年報告する義務があり、個人の報告書に含まれるデータが当該未成年者の身元情報の秘密を維持するため、公開される前に郡によって総計される必要があると裁判官会議が決定しない限り、当該報告書は公開するものとする。*

*(l) 州保健省は、医師が法的に独立していない未成年者に行う中絶を報告する用紙を規定しなければならない。報告用紙は、名前で当該未成年者または親が判明したり、当該未成年者または親が特定されるようなその他の情報を要請してはならない。用紙には、中絶実施日、当該未成年者の誕生年月、妊娠期間、妊娠手順の種類、分っている場合は当該未成年者が受けた以前の中絶回数および出産回数、実施施設が含まれるものとする。用紙は、中絶が細目(c)、(d)、(e)、(f)、(h)、(i)、または(j)に従って行われたかどうかも示す必要がある。*

*(m)当該未成年者に中絶を行う医師は、一ヶ月以内に、細目(l)に従い規定される用紙に当該中絶に関する報告書に日付を記入の上署名し、州保健省に提出しなければならない。医師の身元情報は秘密にされ、カリフォルニア州公文書法に従い公開対象にはならない。*

*(n) 州保健省は細目(l)に指定されている情報から年次統計報告書を編纂しなければならない。当該年次報告書には、細目(m)で義務付けられているように報告書を提出した医師の身元情報は含まれないものとする。編纂される統計情報には、毎月の中絶件数、各郡の中絶件数、未成年者の年齢、妊娠期間、妊娠手順の種類、分っている場合は過去の中絶回数または出産回数、および細目(c)、(d)、(e)、(f)、(h)、(i)、または(j)に従い実施された中絶件数についての情報を含めるものとする。当該年次統計報告書は、郡の公衆衛生役人、州議員、州知事、および一般の人々に利用可能にする。*

*(o) 法的に独立していない未成年者に中絶を実施した者および本法案の諸条項を順守せずに故意または不注意に中絶を実施した者は、不当に通知を否定された当該未成年者、法定代理人、または親によって起こされる民事訴訟の損害賠償について責任があるものとする。訴訟開始時期は、当該未成年者が成人した日から四年以内、または親が不当に通知を否定されたことを発見した日もしくは本項の不順守が合理的に判明すべき日のいずれか遅い方の日から数えて四年以内とする。訴訟対象となる者が、本項の順守に必要な情報に関し当該未成年者またはその他の者が示したことが誠実で真実であるかのように慎重で良識のある者を信用させるに十分な証拠に基づくものであったことを、書面または記録による証拠を当人が立証する場合、当人には本項における責任はないものとする。本細目に従い起こされる訴訟で最終*

*判決言い渡し前の任意の時期に、原告は、実損害額の代わりに、一万(10,000)ドルの法定損害賠償を回復することを選択できる。本細目で付与される損害賠償に加え、原告は、合理的な弁護士費用も付与される権利があるものとする。本項のいかなる部分も、中絶による当該未成年者への被害に関し、連邦法や州法の下での当事者に対する法律、平衡法、もしくは行政上の救済を含む、被害や損害のための法令もしくは判例法の下で、当事者、州、もしくは地方自治体の機関が持ち得る責任の法理における救済権、または親の判例法上の権利を無効、制限、または限定するものではない。*

*(p) 医師の患者たる法的に独立していない未成年者または医師または医師の代理人を除き、本項に順ずる通知が親や成人親族に既に届けられた、もしくはこれから届けられる、通知の免責同意書を入手した、当該未成年者が未成年でないかのように、医師または医師の代理人に信じさせる目的で、医師または医師の代理人に虚偽の情報を故意に提供する者は、最高二千(2,000)ドルの罰金によって罰せられる軽罪を犯すことになる。*

*(q) 通知または通知の免責同意書に関わらず、医療上の特定の緊急事態または未成年者の精神的無能力により同意書入手が不可能である場合を除き、医師は、当該未成年者自身の同意書なしに中絶を行ったり誘発させてはならない。*

*(r) 通知または通知の免責同意書に関わらず、中絶を受けることに同意させるため何者かによる暴力、暴力の脅し、または食事や住まいの実際の剥奪や当該剥奪実行の脅しによって、中絶を強要されている法的に独立していない未成年者は、少年裁判所に救済を求めることができる。裁判所は、本件を性急に考慮し、当該事項強要の防止に必要となり得る救済を許可するものとする。*

*(s) 本項は、これが可決される選挙後90日まで効力を発揮しない。裁判官会議は、この90日以内に、規則、手続きおよび手順を規定し、さらに細目(k)で記載されている通りに規定できる用紙を作成しなければならない。州保健省は、この90日以内に、細目(c)、(d)、および(l)に規定される用紙を作成し利用できるようにしなければならない。*

*(t) 本項の一つ以上の条項、細目、文、句、もしくは語、または任意の人もしくは状況への当該適用が違憲または無効であると判明した場合、同事項はこれにおいて可分性を持つとこれに宣言され、当該違憲性または無効性に関わらず、本項目の残り部分は効力を持つものとする。一つ以上の条項、細目、文、句、もしくは語が違憲または無効であると宣言され得る事実に関係なく、本項の各条項、細目、文、句、もしくは語が投票者によって可決された。*

*(u) 本項で特に規定される権利、任務、特権、条件、および制限を除き、本項のいかなる部分も、中絶に関係するその他の権利、任務、特権、条件、および制限、またはそれらの資金を付与、確保、または拒絶するように解釈されるものではない。*

## 住民投票事項 5

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の緒条項に基づきカリフォルニア州民に提出されている。

本州民発案法案は、各種条例の条項を改正・追加し、成文化されていない法律の条項を廃止するためのものであり、したがって、住民投票事項にて削除が提案されている現存の条項は、~~取り消し線~~が引かれ、新しく追加が提案されている条項は、それが新しいものであることを示すために*斜体*で記載されている。

### 法案

第1項。表題。

本法案は、「2008年凶暴性を伴わない犯罪者リハビリテーション法案(Nonviolent Offender Rehabilitation Act of 2008)として知られ、また称されている。

第2項。確認事項と宣言。

カリフォルニア州民はここに、下記のすべてを確認し、宣言する。

I. 効果的なリハビリテーションを提供することに怠ることは、高くつく間違いである

(a) カリフォルニア州の刑務所制度は、犯罪者を更正させ、公共の安全を守るという任務に失敗している。

(b) 州刑務所は過密状態かつ相当に危険な状態であり、現在175,000人の受刑者が定員100,000人の施設に詰め込まれている状態である。これらの受刑者の多くが凶暴性を伴わない犯罪及び、凶暴性を伴わない宣誓釈放違反の罪により刑務所に入所している。

(c) 薬物依存はカリフォルニア州の犯罪の主要な要因となっており、逮捕者、受刑者及び仮出所者の間で罹患率が高い。加えて、未治療の依存症は極めて危険である: 薬物過剰摂取は米国内での不測の死亡事故の2番目に主要な要因であり、拘置所や刑務所から釈放されたばかりの人々に悪影響を与える。

(d) 凶暴性を伴わない犯罪行動を変えるには、刑罰のみでは概して不十分であり、特に、依存が基礎的教育及びスキルの不足によって起こっている場合には役に立たない。

(e) カリフォルニア州の矯正施設は、殆どの受刑者及び仮出所者に対して有意義なリハビリテーションサービスを提供していない。凶暴性を伴わない犯罪者は、刑務所内で教育、職業訓練、または更正プログラム等を受けることなく、長年にわたり無気力な状態でいる。そして受刑者は、安全かつうまく社会に復帰する助けとなる有意義なサービス、スキル、または機会に恵まれることのないまま、我々のコミュニティに釈放される。

(f) カリフォルニア州の刑事裁判システムは、薬物乱用や依存が原因で薬物犯罪や他の犯罪活動を行う、凶暴性を伴わない何万という犯罪者に対しての効果的な薬物治療を行うことに毎年失敗している。加えて、裁判所は少量のマリファナ所持を過失として罰することにより資源の浪費を削減できる、成人の繰り返しのマリファナ所持ケースの手続きに対して、乏しい資源を使用することを強いられている。

(g) カリフォルニア州は現在、18歳以下の青少年に対する公的に設立された薬物治療のオプションを事実上提供しておらず、これは、若者の薬物問題が成人になってからの依存と犯罪性へと繋がる危険性が高いという点において、悲惨な、かつ短期的見方による失敗である。青少年プログラムを設立するための新たな財源を見つけるべきである。同時に、マリファナ所持によって逮捕された18歳以下の青少年が、適切かつ化学的根拠のある薬物教育プログラムを受けられるようにするべきである。

(h) カリフォルニア州は、過剰な時間と資源を、凶暴性を伴わない前受刑者を監視することに使用している。多くの州では、危険性の低い犯罪者に対しての監督の必要性は比較的少なく、常習的な犯行率も少ない。仮釈放の監督については、高度な仮釈放監督を与えられた、深刻または凶暴な、より危険な犯罪者に特定されるべきである。

(i) 青少年及び凶暴性を伴わない犯罪者に対する適切な治療とリハビリテーションオプションの不足が、服役及び再服役率が高いことの一部の原因となっている。加えて、刑務所の超過密状態がリハビリテーションを殆ど不可能にしており、また、凶暴性を伴わない受刑者及び仮出所者に対するリハビリテーションの不足は、常習的犯行への直接的原因となるばかりか、釈放されたばかりの受刑者の再服役に繋がる。

(j) 調査によると、青少年、凶暴性を伴わない犯罪者及び凶暴性を伴わない受刑者や仮出所者に対する薬物治療やリハビリテーションサービスの提供は、将来の犯罪と常習的犯行を減らす効果的な方法であることが証明されている。

(k) カリフォルニア州の刑務所制度の危機を踏まえ、カリフォルニア州州民は、青少年、凶暴性を伴わない犯罪者及び凶暴性を伴わない受刑者や仮出所者に対する更なるリハビリテーションならびに説明責任と治療のオプションを提供するための、広範囲にわたる州法の変更を必要としている。

II. 治療とリハビリテーションが公衆安全を強化する

(a) 薬物乱用問題の最初の兆候があった場合、若者が家族カウンセリングを含む薬物教育ならび治療を受けることにより、公衆安全がより強化される。

(b) 凶暴性を伴わないまたは依存性犯罪者が、服役に代わり効果的な薬物治療やメンタルヘルスサービスを受けることにより、公衆安全がより強化される。

(c) 凶暴性を伴わない受刑者及び仮出所者を社会復帰に成功できるような効果的な更正プログラムに参加させることにより、公衆安全がより強化される。

(d) 刑務所が容量を超えた受刑者の収容を強いられないようにすることにより、公衆安全と組織の安全がより強化される。プログラムに対する十分なスペースを持たせ、また、プログラムの妨げとなるような厳重な監禁を最小限にすることにより、リハビリテーションプログラムはより望ましい結果を生む。更に、受刑者がそのよう

なプログラムに参加し、終了させたことに対しての報酬を与えられることにより、更正プログラムの結果がより良いものとなる。

(e) 執行猶予及び仮釈放役員の取り扱い件数が、深刻かつ凶暴な犯罪者に対しての監視に集中しやすいようにすることにより、公衆安全がより強化される。

(f) カリフォルニア州は以下のことを行うことにより、公衆安全の保護、何億もの資金の節約、凶暴性を伴わない犯罪者の不必要な服役の削減をすることができる:

(1) 青少年に対する治療の機会を拡大する;

(2) 凶暴性を伴わない犯罪者を治療を受ける方向に向かわせ、またそれらの治療を終了させるための報酬の提供をする;

(3) 凶暴性を伴わない受刑者の刑務所内での品行を良くする、有意義な更正プログラムに参加させ、終了させることができるようにするための報酬を用意する; また、

(4) 仮出所者に対し効果的な更正プログラムを提供しながら、仮釈放資源をより危険な犯罪者に対する監督期間の延長に当てられるようにする。

III. 監視及び説明責任は個々の犯罪者及びシステムに対して重要な意味を持つ

(a) 刑事裁判システム内でのリハビリテーション及び治療プログラムに参加する犯罪者は、治療及びリハビリテーション期間中も、通常の状況聴取ならび問題に対する構造化問答を通して裁判所及び仮釈放機関に釈明の義務を負う。

(b) 依存とは本質的に常習的、再発的症状であり、単独的な依存は行動的な問題ではないため、刑罰に適さないものであるということを、刑事裁判システムは承認するべきである。依存に対する刑罰は効果的であるどころか、逆効果であることが証明されている。それ故に、科学的調査及び優れた臨床診療に忠実であることは刑事裁判担当者の責務であり、とりわけ、回復の各種の段階についての理解、治療の成功率の向上に向けての報酬の是認、そして治療をする上での問題への対処の形式及び制裁の過酷さに対する軽減を迅速に行うべきである。

(c) 治療ならび更正プログラムの監視及び評定は、適切なプログラムが提供されているか、また最適な診療が採用されているかどうかを確認するために不可欠である。本目標を達成するためには、独立した研究者が青少年、凶暴性を伴わない犯罪者及び受刑者、または仮出所者に対する治療及び更正プログラムについて調査し、その結果を民間に報告するべきである。加えて、これらの努力の透明性及び民間に対する責任を保つために、民間の介入を伴った独立機関や権威者の監督監視及び指導を受けるべきである。

IV. 治療及びリハビリテーションは既に成功を収めている; プログラムは向上及び拡大されるべきである

(a) カリフォルニア州の凶暴性を伴わない犯罪者に対する広範囲にわたる更正プログラムは成功を収めている。2000年11月には、地域密着型の、凶暴性を伴わない薬物所持犯罪者に対する服役に代わる薬物治療を求める、2000年薬物乱用と犯罪予防活動法案住民投票事項36を可決した。

(b) 住民投票事項36の可決によって、2000年以来190,000人を越す、凶暴性を伴わない薬物所持犯罪者に対する治療が行われている。毎年おおよそ36,000人の人々が治療を受けている。

(c) 住民投票事項36の治療の成功率は、カリフォルニア州及びアメリカ全域での調査の中で最も効果的な治療システムの成功率と同等である。

(d) University of California, Los Angeles校の独立研究者による調査では、住民投票事項36により、このプログラムに投資された税金1ドルにつき、2.5ドルから4ドル、節約しているものとされている。全体的には、本プログラムは新法案の履行後最初の6年間で納税額の18億ドル近くを節約したことになる。

(e) この成功にもかかわらず、住民投票事項36の治療プログラムは十分な資金を得ていない。結果、プログラムを受ける人々が実際に受ける治療は、しばしば不十分であるかまたは不適切なものとなる。2006年に発表された2つの調査では、財政的支援は少なくとも2億2,800万ドルから2億5,600万ドルであるべきであるとされているが、しかしながら、2007~08年度の財政予算は推奨される額の半分以下が適切とされ、郡は現在敏速に治療の種類、強度、品質の削減を行っている。カリフォルニア州は凶暴性を伴わない犯罪者に対する費用効率の高い治療を発見するよう努めるべきである。

(f) 他のいくつかの州では、前受刑者に対し、刑務所釈放前後に更正プログラムを提供することにより常習的犯行をうまく減らしている。カリフォルニア州では、近年の小規模な努力体制に伴うプログラムの範囲の限定及び履行に対する根本的な障害により成功度も低い。

(g) 今こそ住民投票事項36によって先鞭をつけた薬物治療の転換を拡大し、統合、一環、管理するため、また適切な、複数の独立プログラムを一般化するべき時である。

(h) カリフォルニア州は、刑事裁判システムにかかわった低レベル犯罪者に対して効果的な治療を提供するよう誓約し、投刑務所内の者または釈放後の者のリハビリテーションに関する本義務を続けていくべきである。これら犯罪行為の根本にある原因に対応する機会をつかみ損ねると、多くの犯罪者が司法制度に逆戻りしてしまうリスクとなる。

(i) 人々が依存に苦しむことを放置する現存の法律によって、時期尚早に治療や服役を打ち切られた結果としての予測可能な再発や問題については、治療の継続を推進するよう、また、更なる犯罪に関わることのないよう改正されるべきである。

(j) 拘置所での時間を治療期間中の再発と不正行為に対する刑罰に使用することは、効果的ではないということがはっきりしていることから、執行猶予及び治療の終了が切実であり、かつ報酬や段階的な制裁が失敗した者に対してのみに行うよう限定されるべきである。

(k) 地域密着型の治療は、住民投票事項36によって適用される範囲よりも広い意味での凶暴性を伴わない犯罪者に対するオプションであり、その犯罪者の品行結果が主として薬物乱用問題に基づくものである場合に提供されるべきである。そのような、犯罪者が服役の代わりに治療を受けられるところでは、刑事裁判システムは、犯罪者の説明責任を確かにし、また、将来の犯罪の予防に対して効果的な治療を提供するための更なるツールや資源を与えられるものとなる。

(*l*) 2006年には、議会は上院法案1137(63章、2006年度制定)として知られる住民投票事項36を改正する法案を可決した。本改正案は、元の法律に矛盾するということで、裁判所により違憲として加えられた。本改正案が不正なものと判断される場合には、法律制定を行う際に選挙・投票を要求されるものとする。本法案について考えるに当たり、州民は実質上同様の法律制定を考えており、2006年度法律制定が投票にかけられるのは不必要かつ望ましくないものと宣言する。

第3項。目的及び趣旨。

これにより州民は本法案の趣旨及び目的を宣言する:

(a) 犯罪の予防、依存の回復推進、リハビリテーションサービス及び司法回復プログラムの提供、青少年及び凶暴性を伴わない犯罪者の説明責任の増大。

(b) 刑務所の超過密状態を低減させ、主として深刻で凶暴な犯罪者や性犯罪者など、コミュニティに重大なリスクをもたらす者に刑務所のベッドを使用する。

(c) 連続した看護体制を作り、脱落の恐れのある青少年や、裁判所システムを通して治療に入った者に対して、各自の薬物乱用問題の深刻度と犯罪歴に応じた、刑法第1000項を発端とする段階的なス薬物治療とそれに関連するサービスを提供する。

(d) 刑務所内の受刑者、仮出所者及び前仮出所者に対し、いつでも適切なサービスを受けることができるようにすることで、常習的犯行の低減と将来の犯罪活動の予防を目的とした更正プログラムを提供する、連続した看護体制を作る。

(e) 現在、個人使用目的でのマリファナ所持で逮捕された成人を罰するために使用されている貴重な裁判所資源を、少量のマリファナ所持に関しては罰金を伴う過失手続きとして処理することで、それらの資源を失わないようにする。マリファナ使用で逮捕された若者を適切な科学的根拠のある薬物教育プログラムに送るること、ならびにマリファナ所持で逮捕された者から徴収した罰金を、追加資金として青少年プログラムに提供する。

(f) 重篤な、または凶暴な重罪、登録を必要とする性犯罪、集団犯罪に加わったことのない凶暴性を伴わない仮出所者の軽度の違反に対しては、仮釈放を行うことで州刑務所を使用する刑罰を制限する。

(g) 治療及びリハビリテーションに参加する凶暴性を伴わない犯罪者、受刑者及び仮出所者に適切な報酬または報酬を提供し、プログラムを終了させるよう推奨する。

(h) 凶暴性を伴わない犯罪者を主な手続き対象とした、適切な治療及びリハビリテーションサービスを作り刑事裁判システムの有効性を向上させる。

(i) 受刑者及び前受刑者のリハビリテーションという使命を重視すること及び矯正とリハビリテーション局の新しい長官を含む新しいリハビリテーション位置を作り出すことにより、その使命を仮釈放と統合させることによって州立矯正施設の文化・風土を変化させる。

(j) 深刻かつ凶暴な犯罪者への仮釈放の監視を拡大し、仮釈放役員がより危険な犯罪者に集中できるよう、仮釈放の取り扱い件数を少なくする。

(k) 凶暴性を伴わない犯罪者への仮釈放の監視を見直し、依存や犯罪に関わる生き方を脱し社会へ再統合させることを優先させる。

(*l*) 適切な資金を供給し、これに当てはまる全ての人々が、効果的で質の高い治療及び更正プログラムを受けられることを保証する。

(m) 本法案の条項において対象とならない一連のプログラムの範囲または報酬を制限することなく、凶暴性を伴わない犯罪者、刑務所受刑者及び仮出所者に対し、一連のプログラムの範囲または報酬を提供する。

(n) 郡拘置所内の受刑者に対して、過剰摂取を自覚させ、また予防教育を受けさせることにより過剰摂取での死亡及び不健全な状態を予防する。

(o) 本法令で定められているプログラムの実行を任されている政府官庁に対し、他の独立した利害関係のグループをその監視と指導のために任命し、世間の意見を反映させ、本法案の履行の形成と監視ができるよう保証する。

(p) 適切な財政支援を裁判所に提供することにより、カリフォルニア州の薬物裁判所を強化する。これらの裁判所がそれぞれの適格基準及び運営手順を構築することを許可し、また、これらの裁判所に責任を持たすことで、初めて、予算、歳出、操作法及び治療の結果についての組織的な報告データを集めることができる。

(q) 本法案の選挙時には、有権者にこれらの事態についての最終決定権を提供することで、実質的に他の方法で同問題に関する選挙を必要とするであろう上院法案1137条項(63章、2006年度制定) を締結することができる。

第4項。リハビリテーション・仮釈放局の長官と矯正・リハビリテーション局の長官の追加。

第4.1項。政府の条例第12838項は改正がなされている。以下のとおり:

第12838項。(a) これにより、州政府内で~~一名の長官によって~~率いられている矯正・リハビリテーション局は、*リハビリテーション・仮釈放局の長官と矯正局の長官の2名で分割されることとなる。リハビリテーション・仮釈放局の長官は遅くとも2009年2月までに州知事により指名される。上院の承認のもとに6年間を任期として任命される。矯正局の長官*も上院の承認のもとに州知事によって任命され、任期は州知事の裁量に任される。*長官は再任を任されることもある。*矯正・リハビリテーション局は、成人業務運営部、成人プログラム部、少年司法制度部、矯正基準局、~~仮釈放審問会、~~政府少年司法制度委員会、裁判所監督局、~~そして~~裁判所監督委員会、*そして仮釈放政策、釈放審問委員会を含むプログラム・審問部*によって構成される。*二名の長官の義務は下記のように分割されるものとする:*

*(1) リハビリテーション・仮釈放局の長官は、仮釈放政策及び刑務所の内外にかかわらず局によって運営される全てのプログラムを含む更正プログラムに対し責任を持ち、本法案の有効な日付より、刑法第4056.5項及び第5060項に定められる義務を実行するものとする。*

*(2) 矯正局の長官は機関に対して責任を持ち、刑法第5054.1項、第5054.2項、第5061項、第5062項、第5063項、そして第5084項に定められる義務を実行するものとする。*

*(3) 議会は、投票による多数決で、それぞれの長官の立場上の目的と趣旨に一致した責任を線引きするものとする。*

(b) 州知事は、~~一名の長官~~*二名の長官*の推薦により矯正・リハビリテーション局の政務次官を二名任命し、上院の承認を得る。政府次官は~~州知事の裁量による期間~~*5年間を任期として*役職に携わるものとする。局のために、内一名の政府次官がプログラムの援助を、もう一方がプログラムの運営について監督するものとする。*政府次官は本法案の有効な日付より州知事の裁量による期間職務を遂行するものとする。*

(c) 州知事は、~~一名の長官~~ *二名の長官*による推薦を元に、*5年間*~~州知事の裁量による期間~~を任期とする三名の内閣官房副長官を任命し、上院の承認を得るものとする。局のために、一名の内閣官房副長官が成人業務運営部、一名が成人プログラム部、他の一名が少年司法制度を監督するものとする。*内閣官房副長官は本法案の有効な日付より州知事の裁量による期間職務を遂行するものとする。*

(d) 州知事は、~~一名の長官~~*二名の長官*の推薦を元に、州知事の裁量による期間を任期とし、局の健康看護政策に対する責任を持つ次官補を任命する。

(e) 州知事は、~~一名の長官~~*二名の長官*の推薦を元に、州知事の裁量による期間を任期とする、局における被害者の権利とサービス部の次官補、及び矯正における安全部の次官補を任命する。

第5項。政府の条例第12838.1項は改正がなされている:

第12838.1項。(a) これにより矯正・リハビリテーション局内に、成人業務運営部の内閣官房副長官のもとに、成人施設部~~と成人仮釈放運営部~~が設立される。~~それぞれの~~*本部*は州知事が~~一名の長官~~*二名の長官*の推薦を元に任命した部長によって率いられ、上院の承認を得た上、州知事の裁量により任務を行う。

(b) 州知事は~~一名の長官~~*二名の長官*の推薦の元に、成人施設部の部長のための5名の役員を任命し、上院の承認を得た上、州知事の裁量による任務を行う。区分に従い任命された役員は、成人施設の特定のカテゴリをそれぞれ監督するものとする。内、一つは女性用犯罪者施設となる。

第6項。政府の条例第12838.2項は改正がなされている。以下のとおり:

第12838.2項。*(a)* これにより矯正・リハビリテーション局内に、成人プログラム部の内閣官房副長官のもとに、コミュニティパートナーシップ部、教育部、職業・犯罪者プログラム部、矯正健康看護サービス部が設立される。それぞれの部は州知事が~~一名の長官~~*長官*の推薦の元に任命した部長により率いられ、上院の承認を得た上、州知事の裁量による任務を行う。

*(b) これにより、矯正・リハビリテーション局内に、リハビリテーション・仮釈放局の長官のもとにて仮釈放政策・プログラム・公聴部、仮釈放委員会を含む公聴と成人仮釈放運営機関が作られ、すべての権力を任務、責任、義務、法的責任ならびに前成人仮釈放実施部門の司法権を与えられるものとする。部は、州知事がリハビリテーション・仮釈放局の長官にの推薦の元に任命された部長によって率いられる。部長は5年間を任期とするが、再任されることもある。リハビリテーション・仮釈放局の長官は、仮釈放政策・プログラム・公聴部が、前受刑者の社会への再統合の目的のために、必要に応じて、局の他の部はもちろんのこと、直接の権限の下で他の部とも十分に活動を協調させることを保証するものとする。*

*(c) これにより矯正・リハビリテーション局内に、リハビリテーション・仮釈放局の長官のもとに、回復と再犯事項についての調査機関が設立される。本部はリハビリテーション・仮釈放局の長官によって任命された部長によって率いられる。部長は5年間を任期とするが、再任されることもある。本部は、仮釈放改正・監視・説明責委員会より委託される、一貫した部の更正プログラムについてのデータの収集と情報の印刷・提供を行うものとする。本セクションに述べるものは議会の投票による多数決を排除するものではなく、リハビリテーション・仮釈放局の長官のもとに部を追加するためのものである。*

第7項。政府の条例第12838.4項は改正がなされている。以下のとおり:

第12838.4項。仮釈放審問委員会がここに作成されるものとする。仮釈放審問委員会は、*リハビリテーション・仮釈放局の長官の推薦をもとに*州知事によって任命され、~~上院の承認を得た~~3年任期の~~17名~~*29名*の理事より成り立つ。仮釈放審問委員会は、すべての権限、責務、責任、義務、債務および下記の団体の司法権・管轄をここに委ねられ、定められ、下記の刑務所条項委員会、麻薬中毒評定委員会、青少年犯罪者仮釈放委員会の団体はすでに存在しないものとなる。本セクションの目的としては、上記の団体は「前任実体」と呼称されるものとする。*本セクションにかかわらず、この法案の有効日における仮釈放審問委員会の理事は彼らの任期の残りを務めあげるものとする。*

第8項。政府の条例第12838.7項は改正がなされている:

第12838.7項。(a) 矯正・リハビリテーション局の~~一名の長官~~*長官は*、矯正・リハビリテーション局の~~最高執行官~~*最高執行官（達）として勤め、管轄内では*全ての力と権威を持つものとする。政府の規約の第2編第3区分第1部(第11150項をはじめとする)第2章に準じて、政府主席部より授けられ*議会で制定された、第12838項の(a)に準ずる細分項目のとおりとなる。*

(b) ~~一名の長官~~*長官は*、他の力や義務を限定することなく、州のいかなる計画規定の服従性、合意の覚書、行政命令、省庁間契約、保証、単一州当局責任、連邦法令及び規定、重大な政府の事業に依存する、または条件となるその他の契約や責任、州または政府の部のサービスより資金を受け取ることを保証するものとする。これは、指名、任命、独立したまたはグループの条項、特定の局、委員会または部の責務を満たすための廃止された資源を含み、第12838.4項または第12838.5項に準じ、ここに記されたものに限定されることはないものとする。

第9項。政府の条例第12838.12項は改正がなされている:

第12838.12項。(a) 前任実体における臨時職員以外の、この再編成プランに定められる職務の遂行に従事する全ての州公務員は、第19050.9項の規定に準じ、矯正・リハビリテーション局に移管されるものとする。

(b) 前任実体における臨時職員以外の、この再編成プランに定められる職務の遂行に従事する全ての州公務員は、第19050.9項の規定に準じ、継続する実体での職務を継続するものとする。

(c) 前任実体での職員の地位、身分、権利が移管によって影響を受けることはなく、州公務員法案(政府の条例の表題2の区域5の(第18500項をはじめとする)パート2)に準じ、矯正・リハビリテーション局職員として保留される。場合によっては免除された地位によって例外がでることもある。

*(d) 法律で許可される範囲で、本法案に基づいて作られた地位がリハビリテーションと仮釈放局の新しい長官の下に本法以前にサービスを提供した部署によって雇用されていたリハビリ担当者、保安官、およびその他の職員と同一の職務分類を維持すること、さらに矯正・リハビリテーション局いずれの職員または従業員の身分、位置、権利も、この法案により要求される局の構造的変化によって影響を受けないものとし、職員および従業員は、公務員サービスから外れるポジションを除き、州の公務員サービス法案（政府の規約の第2編第5区分（第18500項をはじめとする）第2章）に従い、局により留保されるものとすることが州民の意図である。*

第10項。政府の条例第12838.13項は改正がなされている:

第12838.13項。*改正されたこの条項は、前述のように、リハビリテーション・仮釈放局の長官が2009年2月1日に任命されるということを除き、*~~2005年~~*2009年*7月1日*より有効となるものである。*

第11項。刑法第1210項は改正されている:

第1210項。第*1210.01*項から第*1210.05*項にあるように、第1210.1項、*第1210.2項*、第3063.1項*を含めた*条例と、健康と安全条例の(第11999.4項をはじめとする)第10.8区分では下記の記述が付加されている:

(a)「凶暴性を伴わない薬物所持違反」の意味は、健康と安全条例の第11054項、第11055項、第11056項、第11057項、または第11058項で示される規制薬物、*または第11401項に記述されている規制薬物類似品*、または第11550項にある規制薬物に酔った状態になる違法行為、*または第11364項及びビジネスと職業規定第4140項に記されている麻薬道具*の違法な個人使用、個人使用目的の所持、個人使用目的の運搬、*または麻薬に酔った状態*になることを指す。「凶暴性を伴わない薬物所持違反」の意味には販売目的の所持、*販売目的の運搬*、生産、規制薬品の生産、また第4573.6項及び第4573.8項に含まれる違反は含まれない。*陪審員による被告人の単純な所持を有罪とみなす判断は、被告人のこの法案の別章に記述されている要因の欠如により、執行猶予を付けることによって解決を見ることがある。People v.Dove、124 Cal. App.4th 1 (2004年)、はこれにより無効となる。*

(b)「薬物治療プログラム、」*「暫定治療プログラム、」*また「薬物治療」の意味は~~州によって~~認可されたコミュニティ薬物治療プログラムのことであり、次に述べるいくつかの事柄を含む:*科学的根拠のある*薬物教育、外来診療サービス、*薬物投与治療*、~~麻薬除去セラピー、~~入院治療、*メンタルヘルスサービス*、~~解毒サービス、~~アフター看護、*継続的看護*~~サービス~~。「薬物治療プログラム」または「薬物治療」には、第8001項で述べられている退役軍人健康庁の運営のもとで行われる退役軍人局またはプログラムを含む薬物治療プログラムが含まれる。このようなタイプのプログラムでは、細分項目による免許や認定なしに薬物治療サービスを提供することが可能である。*保護監督権のない状況での解毒サービス、そして/またはメンタルヘルスサービスがこのような細分項目の中に定める薬物治療として提供されるが、どのサービスも治療に準ずるものとしてみなされることはない。*「薬物治療プログラム」または「薬物治療」には刑務所*または*拘置所内で提供される薬物治療プログラム、*または他の管理施設*で提供されるものは含まない。

*(c)「薬物投与治療」とは、被告人の了解を得て、処方薬を薬物治療の一環とするか治療の補完または補助として使用する、医学的に指示・管理された治療である。例として、これに限られることはないが、向精神病薬、再発予防薬、気分安定剤、メタドンやブプレノルフィンを含むオピオイド作動薬などがある。薬物または医薬品は薬物投与治療の一環として利用されるが、合理的なものとみなし、治療サービスの費用に正当な費用として加算されるものとする。*

*(d)「危害削減セラピー」または「危害削減サービス」とは、薬物乱用及びその他の有害なふるまいに関連して、個人に、その家族、及びコミュニティに対する身体的、社会的、感情的、経済的害毒を削減する方法である、公衆衛生理念により導かれたプログラムを意味する。危害削減セラピーは、人々がアルコールを含む薬物を種々の理由で使用することを認識し、薬物乱用による社会的、職業的なインパクトにおよび心理学的、感情的複雑さという意味で、人生において向精神薬剤により生じる複雑な関係に対して向けられる統合された治療アプローチを目指す。危害削減セラピーは批判や責めることをせず、クライアント（患者）が直接、彼または彼女のゴールを設定するよう関わらせるものである。*

~~(e)~~ *(e)*「治療の成功裡終了」とは、執行猶予の条件として薬物治療を課された被告人が治療提供者によって推奨され、裁判所から命令された薬物治療の治療単位を行うことであり、被告人が将来規制薬品の使用を行わないという妥当な要因を結果として示すものである。治療の*成功裡終了*とは~~薬物除去セラピーの中断、~~*薬物投与治療、裁判所または州法によって摂取を認められた処方箋を必要とする他の医薬品の中断と解毒を必要としないこととする。*

~~(d)~~ *(f)*「薬物使用に関連しない軽犯罪」とは、軽犯罪(1) 単純な薬物または麻薬道具の所持及び使用、薬物が使用された場所にいた、または薬物犯罪者としての登録にふさわしくない、または、(2) (1)に並べられた項目に類似する行動のことである。

*(g)「臨床的評価」とは、免許を持ったヘルスケアプロフェッショナルまたは州のアルコールと薬物プログラム局によって認可された薬物治療プロフェッショナルによって行われる査定のことで、監視委員会によって承認された規則に準じた、標準化されたツールを使用し、個人の社会的及び教育的背景、薬物使用歴、依存深刻度、必要性を示す他の要因やオピオイド作動薬治療を含む適切な薬物治療単位を判定する。適切な臨床的評価は、別個にメンタルヘルスそして/または精神と心理要因に対する必要性の査定を含む場合もある。*

*(h)「犯罪歴評価」とは、執行猶予局または他の裁判所によって任命された団体によって報告された、被告人の詳細な逮捕、有罪、服役、常習的犯行歴のことである。この査定は、被告人及び被告人に対する適切な監視条件による常習的犯行の危険性に関する意見または提言を含むことがある。*

*(i)「依存訓練」とは、本法案に基づき治療を受ける被告人と共に作業する聴衆に向けて行う薬物乱用及び依存についての教育的プログラムである。依存回復訓練のプログラムの目的は、州のアルコールと薬物プログラム局と協働して、州全体の中毒を専門とする医師と法務評議会と共に設定されるが、ただし中毒回復訓練コースの各一部分は、オピオイド中毒に関する教育およびオピオイド作動薬セラピーから構成され、また一部分は危害削減の原則と実施を取り上げることを前提とする。このような訓練プログラムの資金は、薬物乱用治療信託資金より提供され、その額は監視委員会によって承認される。*

*(j)「刺激策報酬」とはと褒章とは、治療提供者または裁判所からの、クライアントまたは被告人の進歩、特定の目標や基準の達成、またはこの章に準じた治療単位における他の望ましい行動に対する反応、または将来の進歩や良い行動を奨励するための褒賞の約束のことである。郡は、この章に準じ、監視委員会に承認された規定と一致した経過中の治療に対しての一連の利益を提供するため、この章の項目に資金を割り当てる。州のアルコールと薬物プログラム局は適切な報酬と褒章の例のリストを年に一度発行する。*

*(k)「薬物に関連した条件の執行猶予」とは大雑把にくくられる解釈だが、執行猶予者の特定の薬物治療の処方計画、雇用（状態）、職業的訓練、教育的プログラム、これらに限定されるものではないが、心理カウンセリング及び家族カウンセリングのことを指す。*

*(l)「段階的制裁措置」とは依頼人または被告人の不正行動、執行猶予違反または治療中の再発に対して、彼または彼女のとった行動に対*

*しての説明責任を問うため、負の結果を提供し、将来の問題が起こることを阻止する目的で行う反応のことである。制裁措置は段階的に最小の負の結果から与えられ、更なる不正行為、違反または再犯に対してはより大きくなる。たとえとして、治療参加の追加、薬物テストの頻度を増やす、裁判所セッションへの出席回数の増加、コミュニティサービスへの参加が含まれるが、この限りではない。州のアルコールと薬物プログラム局は適切な制裁措置の例のリストを年に一度発行する。段階的制裁措置には拘置所での制裁措置は含まれない。*

*(m)「拘置所制裁措置」とは、郡拘置所への強制服役規制のことであり、被告人の不正行為または執行猶予違反に対して行われる。拘置所制裁措置の長さは法によって定められる;そうでない場合、拘置所制裁措置は10日を超えることはない。拘置所制裁措置は、薬物治療の終了を要求するものでも、暗示するものでもない。*

*拘置所制裁措置を課すかどうかを判定する際には、裁判所は違反の深刻度、過去の治療服従性、雇用（状態）、教育、職業的訓練、健康状態、オピオイド作動薬治療を含む医学的治療、及び被告人の、治療を行う免許を持った医師の意見が得られるようであればそれを含め、また審問での提示、育児義務、家族扶養義務などの他の要因を考慮する。裁判所は違法薬物が郡の拘置所で入手できるかどうか、その中での薬物使用の普及、薬物に関連する文書化された影響、拘置所での薬物使用の結果による害についても考慮する。*

*(n)「青少年プログラム」とは、18歳以下の、凶暴性は伴わないが将来薬物犯罪に関わる危険があると判断される青少年に対する、保護監督権のない、監視委員会によって設立されたガイドラインに準じたプログラムやサービスのことである。サービスには: 薬物治療プログラム; 青少年、親、保護者または看護人への家族セラピー; メンタルヘルスカウンセリング; 精神病の薬物治療、カウンセリング相談; 4年生大学、大学、専門学校、職業専門学校進学のための教育奨学金;　雇用奨学金; これらのための交通手段サービスが含まれるが、この限りではない。*

第12項。第1210.01項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第1210.01項。被告人の容疑の査定と適格判定。*

*(a) その他の法律のいかなる条項にかかわらず、第1210.1項及び第1210.2項を含む第1210.03項から第1210.05項にあるように、裁判所はトラックⅠ、トラックⅡ、またはトラックⅢの転換と処置の結果とされる違反で逮捕された者に対して、臨床的評価そして/または犯罪歴の査定を命じる。臨床的評価の費用は本法案に準じて提供される資金より賠償されるものとする。被告人は罪状否認と答弁に入るまでは勧告と臨床的評価、犯罪歴に対する面談査定を退ける権利を持つ。*

*(b) 臨床的評価または犯罪歴評定のために出席するいずれかの被告人は、被告人によりなされたいかなる申し立ても、あるいは被告人が告発を受けている特定の違反に関して評価・評定の場で明らかにされた情報も、量刑手続き審問全てを含むそれに続くいかなる行動や手続きにおいても、証拠として採用されることは許されない。*

第13項。第1210.02項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第1210.02項。治療配置、監視条件、支払い、司法訓練。*

*(a) トラックⅠ、トラックⅡ、またはトラックⅢによって治療転換が適格だとされた被告人は、次に続く法案と一致する適切な治療及び監視条件が課せられる:*

*(1) 裁判所は被告人の臨床的評価に基づき、適切な治療プログラムを選択しなければならない。*

*適切な治療プログラム及び被告人に対するそれらのプログラムの有用性の最終的な判定に先立ち、裁判所は、被告人に対し、ある程度の必要性を満たす有用性のある治療プログラムに参加することを命じる。治療中の被告人に対しすみやかに関与する目的で行われる暫定測定により提供される配置は、60日を越えることがないものとする。そのような暫定治療プログラムに参加する被告人は、暫定配置にかかわっている間はプログラム違反または薬物に関連した執行猶予違反をしないものとする。裁判所は、被告人が、必要とされる全ての暫定治療プログラムに参加した時間をクレジット（履修単位）とみなすこととする。*

*(2) 裁判所は、臨床的評価がこのような治療を必要とすることを示した際には、被告人をオピオイド作動薬治療または他の薬物投薬治療に委ねることとする。*

*(3) 被告人に課せられる適切な監視条件と必要条件の判定を行う際には、裁判所は犯罪歴評価と臨床的評価を参照しなくてはならない。*

*(4) 被告人は郡の薬物治療プログラムに参加することを要求することができる。*

*(5) トラック Ⅰ、トラック Ⅱ、またはトラック Ⅲ の治療プログラムに参加する被告人は、プログラムの一環として、薬物の存在の可能性をテストするための尿検査を要求されることがある。これらの検査の結果は、プログラムまたは裁判所が被告人の再発反応を調整するための治療ツールとして唯一使用される。これらの結果は、被告人の個人プログラムの側面として以外に重きを置かれることはない。これらのテストの結果は、新たな刑事訴訟または手続き、または、被告人がトラックⅠダイバージョンのもとで判決登録を延期された場合の裁判所の判決、または、裁判所が執行猶予違反が起こったことを見つける根拠として、それ自体が受け入れられることはないものとする。研究所が、妥当性テスト、初期の確認テスト、カットオフ濃度、希釈及び混和基準、分割標本手続きなどの手続きまたは基準を使用した分析をする場合に、郡または仮釈放機関はテスト結果を肯定的なものとしてしか考慮しない。*

*(6) 同時に起こる精神病、発達障害または言語障害に対する治療には、治療有資格適格者以外は、治療に関わることを拒否される。また、適格な被告人が薬物投薬治療を、または裁判所によって摂取を認められた、または州法に一致する他の処方医薬品の中断を要求されることはない。*

*(7) 判事は、他の法規のもとで査定された罰金に加えて、トラックⅠ、トラックⅡ、またはトラックⅢに配置され、適切な薬物治療プログラム、解毒サービス、または尿検査への配置の合理的に費用を常識の範囲で考えて支払える者に対しては、下記の条件付きで治療費の支払いを要求することがある:*

*(A) 治療提供者に費用を支払わなかったことが、依頼人のプログラムの終了報告を拒む理由とはならない。*

*(B) 裁判所に経費を支払わなかったことが、義務の放棄、起訴、告訴、または有罪判決の拒否とはならない。*

*(C) 費用を支払わなかったことで、立派な業績またはトラックⅠまたはⅡの下での治療の成功裡終了に対する記録に調印をすることを拒否されることはない。*

*(D) 治療の終了の前後に、裁判所が罰金、裁判所料金の未払い分の支払いの代わりとしてのコミュニティサービスや、未払い分を満たすための行政または民事の方法を要求することがある。*

*(E) 薬物治療プログラムへの転換の料金を支払うことができない者に対して、適切な薬物治療または尿検査を受ける機会を裁判所によって奪われることはない。*

*(8) 裁判所は教育的プログラム、職業的訓練、家族カウンセリング、メンタルヘルスサービスを含むヘルスケア、識字訓練そして/またはコミュニティサービス、危害削減サービス、また被告人の臨床評価によって、または他の被告人の必要性の査定によって適切とされるその他のサービスへの参加を要求することがある。*

*(b) 2010年7月1日より、被告人が毎年行われる依存訓練コースの臨床的評価会に出廷するよう命令を受けた後、全ての判事が定期的にトラックⅠ、トラックⅡ、またはトラックⅢ転換事例を統轄する。*

第14項。第1210.03項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第1210.03項。トラックⅠ。判決の延期登録を伴う治療転換。*

*(a) その他の法律のいかなる条項にかかわらず、適格な被告人には薬物治療が提供される。被告人は、下記の場合には、解決オプション、制裁措置、トラックⅠ転換治療プログラムを受ける資格がある:*

*(1) 被告人は、一つまたはそれ以上の凶暴性を伴わない薬物所持犯罪で告発されている。*

*(2) 被告人は、第667.5項の細分項目(c)で凶暴重罪とされている、または、第1192.7項の細分項目(c)で重篤な重罪とされている違反で有罪判決を受けたことがない。*

*(3) 被告人は、最近5年以内で有罪とされた違反の嫌疑で、単一の凶暴性を伴わない薬物所持違反以外において、有罪判決で重罪とされたことがない。*

*(4) 被告人は、凶暴性を伴わない薬物所持以外の違反で告発されていない。*

*(b) 同じまたは異なる事例、または、同じまたは異なる司法権に限らず、細分項目(a)の段落(4)にある他の違反で同時に告訴されている、唯一適格でないとされる被告人は、裁判所が延期された判決登録を認めることが、被告人の利益、または正義の助長となると判断された場合には、本セクションに準じた適格なトラックⅠ治療を受ける権利があるとみなされる。*

*(c) 被告人はトラック Ⅰ 治療を拒否することができる。第1000項に準じて提供される転換プログラムの終了に失敗したために、トラックⅠ治療に適格でないと判断されることはないものとする。*

*(d) 弁護人、検事、裁判所は、被告人が細分項目(a)に記述されている基準を満たす、または、裁判所が細分項目(b)の特定項目の事実認定をした場合には、被告人のために自主的にトラックⅠ治療転換を要求することができる。被告人のトラックⅠ治療転換への適任性に関する議論がある場合には、裁判所は証拠審問を命じるものとする。告発をするには、被告人が適格でないということを証明しなければならない。被告人が適格だと認められる場合には、裁判所は認定をした理由を記録するものとする。*

*(e) 裁判所が、被告人がトラックⅠ治療転換に適格と判断した場合には、裁判所は、下記の事項を被告人及び弁護人に提供するものとする:*

*(1) 被告人が要求される権利放棄、被告人の権利とプログラムの拒否権、被告人のプログラム中の権利、プログラムの予定持続期間、プログラムを終了することで被告人に見込まれる利益、プログラムを終了しない場合の影響を含むトラックⅠ治療転換手続きの総合的な解説。*

*(2) 執行猶予局の役割と権威、検事、プログラム、裁判所手続きに関する一般的な説明。前科記録の保持、判決の延期登録に参加した結果による解決、逮捕についての質問に対する回答に関連する被告人の権利、治療の成功裡終了に伴う判決の延期登録についての説明。*

*(f) 被告人が迅速な裁判または迅速な予審の権利を承諾及び放棄した場合、裁判所は被告人が告訴に対して有罪を認めた場合、または判決表明の時間を放棄した場合に、判決の延期登録を認めるものとする。*

*(g) 判決の延期登録が認められる時には、被告人が申し立てを行うか、被告人に代わってなされるいずれかの保釈保証書、約束、保証金またはそれにかわるものも、免除される。*

*(h) 判決の延期登録が与えられる、被告人が本セクションに定められる治療プログラムに参加している期間、または、本セクションに定められる治療プログラムの参加待ちの期間中には、裁判所は、逮捕と身柄拘束の記録を含む違反を、適格とされる全ての違反の記録とファイルを公の場から封印するものとする。*

*(i) 裁判所は被告人に対し、臨床的評価及び犯罪歴評価に出廷するよう命じ、また被告人に適切な治療プログラムに参加し、終了するよう命じる。行われた臨床的評価に先立ち被告人が適任性の判定を受けている場合には、裁判所は新たな査定を命じる。そして、裁判所は第1210.02項に一致する条件の治療及び監視条件に被告人を配置する。*

*(j) 被告人が本セクションの判決の延期登録を受け、判決の延期登録から30日以内に治療を始めていない場合、裁判所は、被告人が治療を開始しない理由についての判定を行うための審問を実施する。裁判所は各当事者、執行猶予局、治療提供者からの証拠を考慮する。審問では、被告人は治療及び判決の延期登録を拒否することができる。*

*被告人が治療を拒否しない場合には、裁判所は被告人を治療プログラムに再紹介し、段階的制裁措置を課すか、または被告人の治療開始を怠ったことに対しての判決登録を行う。しかしながら、被告人の治療開始を怠ったことが、郡が時宜に即して適切な治療の提供を行えない、保育援助が必要な被告人に対し児童保護手当てを提供できない、または必要な交通手段を提供できないなど、治療を利用しやすい状況にできないことにより起こった場合には、制裁措置を課すことや判決登録を行うべきでない。治療開始を怠ったことにより判決登録を下される被告人はトラック Ⅱ 治療転換に移管されるべきである。*

*裁判所は被告人が30日以内に治療開始をできなかったことに関する、裁判所の反応、監視委員会より要求される関連するすべてのデータの収集、及び報告をする。治療に関するこれらのデータは、郡ごとにまとめられかつ州全体の率を示すものとし、州局または監視委員会によって指名された調査員により、年に一度以上の頻度で印刷・提供される。*

*(k) 与えられた判決の延期登録の期間は、6ヶ月以上18ヶ月未満とする。進歩の報告は裁判所の指導のもとに、裁判所と共に治療提供者と執行猶予局によって申し立てされる。*

*(l) 治療単位の期間中は、いかなる調書も作成されることがなく、被告人が告訴されている特定の違反について入手された情報、量刑手続き審問を含むいかなる行動やその後にもたらされる言い渡しも、証拠として採用されることは許されない。*

*(m) 健康と安全条例第11368項の違反により異なる判決登録は、いかなる行政団体も免許所有者に対し懲戒的な行動を取る、または免許を取り消すことを禁止しないものとする。本細分項目のいずれも第1210.05項目を拡大または縮小するものと解釈されるものではない。*

*(n) 本セクションに準じた被告人の有罪の申し立ては、有罪判決が第1210.04項に準じて登録されるものでない限り、いかなる目的に対しても有罪判決の確信とならないものとする。*

*(o) 被告人の進歩の評価をするための定期的審査審問の期間中は、裁判所は、継続的な進歩を奨励するための報酬と褒章を与え、また、治療提供者または執行猶予局によって報告された問題に対しての反応、または、裁判所の裁量で、判決登録をすることなしに段階的制裁措置を課すことを考慮する。裁判所は、トラック Ⅰ 治療転換に適格な被告人に対しては拘置所制裁処置を課すことはしないものとする。*

*(p) 判決の延期登録が与えられた期間中、被告人が十分に実行した場合には、刑事告訴は解除され、逮捕や身柄拘束を含む事例記録やファイルは永久的に封印される。*

第15項。第1210.04項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第1210.04項。治療提供者、検事、裁判所、執行猶予局に、被告人が十分にプログラムを行っていないと見られる場合、または、被告人が薬物使用に関連しない軽犯罪で有罪判決を受けている、あるいは、被告人が凶暴性は伴わないが薬物所持違反でない重罪での有罪判決を受けている、または、被告人は犯罪行為に関わっており、判決の延期登録にふさわしくないと宣告される場合、検事または裁判所は自主的に判決登録への申し立てを行う。*

*被告人へ警告をした後、裁判所は審問を設け判決が登録されるかどうかの判定を行う。裁判所が、被告人は十分にプログラムを行っていない、または被告人は教育、治療、リハビリテーションによる利益を得ていない、または、裁判所が被告人は被告人は上記に示される犯罪での有罪判決を受けているということを認めた場合、また被告人は犯罪行為に関わっており、判決の延期登録にふさわしくないと宣告する場合は、裁判所は有罪の認定、告訴申し立て、判決登録、量刑手続き審問の日程の設定、またはこの規定で示されていることを宣言するものとする。*

*被告人が治療プログラム内で十分に実行しているかどうかを判定するために、裁判所は被告人の治療プログラムを担当する、免許を持ったプロフェッショナル治療者から提供された評価、及び治療提供者による、被告人が治療に戻りうまく治療を継続できるような治療計画の変更の見通しと意見が使用される。*

*裁判所が判決登録をしない場合には、治療計画は修正され、治療提供者の推薦と一致する段階的制裁措置が課される。*

*裁判所が　判決登録をする場合には、裁判所は、適格であれば被告人にトラック Ⅱの執行猶予及び治療判決を下す。被告人が、新たに薬物使用に関連しない軽犯罪、または凶暴性を伴わない薬物所持違反でない重罪違反を行った場合の判決については、本セクションに定められる限りではない。*

第16項。第1210.05項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第1210.05項。(a)　司法省によってファイルされるいずれかの記録も、本セクションに準じて延期された事例についての処分について示すものとする。その他の法律のいかなる条項にかかわらず、成功裡に終了した判決の延期登録によって、判決が延期された逮捕については起こらなかったものとしてみなされる。被告人は、特定の細分項目(b)を除き、過去に逮捕歴のないことを示す刑事記録、または違反に対する与えられた判決の延期登録を示すことで応えるものとする。成功裡に終了した判決の延期登録の結果を伴う逮捕に関する記録は、雇用（状態）、利益、免許、認定の取り下げとなるようなどのようなことにも使用されないものとする。*

*(b) 被告人は、判決の延期登録の終了に成功したかどうかにかかわらず、判決が延期された逮捕について、保安官への応募志願に応えるために司法省により公開されることもある。第830項に示されているように、細分項目(a)にもかかわらず、本セクションは彼または彼女を直接的な質問やアンケート、また保安官への応募志願に際する逮捕の公開義務から解放させるものではない。*

第17項。刑法第1210.1項は改正がなされている。以下のとおり:

第1210.1項。*トラックⅡ。有罪判決後の治療転換。*

(a) 細分項目~~(b)~~*(f)*にある例外を除き、その他の法律のいかなる条項にかかわらず、凶暴性を伴わない薬物所持違反で有罪判決を受ける者で、かつ*トラック Ⅰ の延期された登録転換の不適格者*は、執行猶予を

受ける。執行猶予の条件として、裁判所は適切な薬物治療プログラムへの参加と終了を要求するものとする。~~執行猶予の条件として裁判所は適切な薬物テストを課す。裁判所はまた、執行猶予の条件として職業的訓練、家族カウンセリング、識字訓練そして/またはコミュニティサービスへの参加を課すことがある。~~裁判所は、執行猶予の追加条件として服役を課すことはない。~~そのほかに、~~*裁判所は、被告人に対し臨床的評価及び犯罪歴評価に出廷するよう命じ、そして被告人が適切な治療プログラムに参加し、終了させることを命じる。被告人が行われた臨床的評価に先立ち適任性の判定を受けている場合には、裁判所は新たな査定を命じる。そして、裁判所は第1210.02項と一致する条件の治療及び監視条件に被告人を置くものとする。*

*(b)* 本細分項目内で課される限界より*離れ*て、第一審裁判所は、課そうとする執行猶予の条件のタイプによって限定されない。執行猶予は、判決を下す義務を保留することにより課されるものとする。~~いかなる州民も、同時に起こる精神病または発達障害の証拠に唯一基づいているとされる2000年薬物乱用及び犯罪予防活動法案の利益を得ることを拒否されることはないものとする。~~

*(c) 細分項目(a)の下で執行猶予が認められる場合、裁判所は、被告人が治療を受けている期間または治療待ちの間は、逮捕、身柄拘束、有罪判決に関する全ての記録とファイルを封印するものとする。*

*(d)* 有罪判決を受け、本セクションに準ずる凶暴性を伴わない薬物所持違反で執行猶予に転換される者は、裁判所専用カレンダー及び治療提供者や執行猶予との緊密な協力、治療の必要性に基づく薬物テストの同一基準、再審理審問による向上の監視を含む監視の合同協力的裁判所モデルを用い、できる限り裁判所によって監視される。

~~他の法律による罰金に加えて、判事は、凶暴性を伴わない薬物所持違反で有罪判決を受ける者のうち問題なく支払えるとみなされる者に対しては薬物治療プログラムへの配置に関わる費用の負担を要求することがある。~~

*(e) 本セクションに準じた薬物治療プログラムを終了させるよう命じられた者は、治療単位の期間は、健康と安全条例の第11590項による薬物犯罪者登録に応じることを要求されることのないものとする。この控除は、薬物治療プログラムの終了に成功することにより永久的なものとなる。凶暴性を伴わない薬物違反により有罪判決を受ける者で、参加不適格とみなされた者、または、本法案への継続参加より除外される者は、健康と安全条例の第11590項の規定の対象となる。*

~~(b)~~ *(f)* 細分項目(a)は、下記のどの項目にも適用されることがないものとする:

(1) 被告人が刑務所の身柄拘束も、重罪の有罪判決も受けずに5年以上が経過してから発生した、凶暴性を伴わない麻薬保持違反と、他者に対する肉体的負傷または肉体的負傷を負わせる脅威に関わる軽罪の有罪判決を除き、以前に第667.5項の細分項目(c)または第1192.7項の細分項目(c)におのおの定められる一つまたはそれ以上の凶暴なまたは重篤な重罪で有罪判決を受けたいずれかの被告人。

(2) 一つまたはそれ以上の凶暴性を伴わない薬物所持犯罪に加えて、薬物使用に関連しない同じ手続きの軽犯罪、*または、裁判所が、細分項目(a)にある治療に適格である旨及び薬物治療に参加をしている間は判決が中断される裁量を宣言された軽犯罪とみなされる有罪判決を除く、凶暴性を伴わない薬物所持犯罪ではない*重犯罪*で有罪判決を受けている*いずれかの被告人。

(3) 違法所持とされる、または健康と安全の規定第11054項、第11055項、第11056項、第11057項、第11058項で示されている規制物質、または極めて危険な武器を使用する目的で携えている被告人。

(4) 執行猶予の条件としての薬物治療を拒否したいずれかの被告人。

(5) 2つの別個の凶暴性を伴わない薬物所持犯罪で有罪判決を受け、細分項目(a)に準じた2つの別個の薬物治療に参加している被告人で、第1210項の細分項目(b)で定められる、参加が可能ないかなる薬物治療の変更によっても手に負えないということが明確で納得のいく証拠により裁判所によって認められたいずれかの被告人。その他の法律のいかなる条項にかかわらず、第一審裁判所は、刑務所への30日間の入所の判決を下す。

*(6) 現在の有罪判決からさかのぼり30ヶ月以内に、過失を除く凶暴性を伴わない薬物所持犯罪を含む違反、または異なる違反の組み合わせにより5件以上の有罪判決を下された被告人。トラック II 治療転換に不適格とみなされる被告人は、トラック III 治療転換の適格者となる。*

*(g) いかなる被告人も、第1000項に準じて提供される転換プログラムの終了に失敗したということを理由に適格なトラック II 治療に適格でないと判断されることはないものとする。*

~~(c) (1) 過去に少なくとも3件の、薬物に関連しない重罪で有罪判決を受け、また、第667.5項の細分項目(b)に定められる理由で別個の刑務所に3回服役した被告人は、細分項目(a)のもとでの治療に適格とみなされる。裁判所は、検事または裁判所自体の申し立てに準じ、被告人が他人の安全に対し危険を引き起こし、また、薬物治療プログラムから利益を得ることがないということを認めた場合には、そのような被告人を細分項目(a)の治療からは除外する。裁判所は、記録上にその確認を得た理由と結果を記載するものとする。~~

~~(2) 現在の有罪判決からさかのぼり30ヶ月以内に、少なくとも5件以上の軽犯罪または重罪にて有罪判決を受けている被告人は、細分項目(a)の治療に適格とみなされる。裁判所は、検事または裁判所自体の申し立てに準じ、被告人が他人の安全に対し危険を引き起こし、また、薬物治療プログラムから利益を得ることがないということを認めた場合には、そのような被告人を細分項目(a)の治療からは除外する。裁判所は、記録上にその確認を得た理由と結果を記載するものとする。~~

~~(d)~~ *(h)* 細分項目(a)により執行猶予を命じられてから7日以内に、執行猶予局は細分項目(a)の薬物治療を提供するために任命された薬物治療提供者に通知する。治療提供者は、通知を受けてから30日以内に治療計画の準備をし、裁判所と裁判所弁護団へ分配するために、執行猶予局に送る。治療提供者は、全ての薬物テストの結果を含む、局によって定められた最小限の要素からなる標準化された治療進行報告を執行猶予局に提供する。報告書は最小限でも90日ごと、もしくは裁判所が指示する通り、より頻繁に裁判所に提出される。

*(1) 被告人が細分項目(a)により執行猶予を受け、執行猶予が与えられてから30日以内に治療を始めていない場合、裁判所は被告人が治療を受けない理由について判定を行うための審問を実施する。裁判所は各当事者、執行猶予局、治療提供者からの証拠を考慮する。審問では、被告人は細分項目(a)による治療を拒否することができる。*

*被告人が治療を拒否しない場合には、裁判所は被告人を治療プログラムに再紹介し、段階的制裁措置を課すか、そして/または被告人の治療開始を怠ったことに対しての判決登録を行う。被告人の治療開始を怠ったことが、郡が時宜に即して適切な治療の提供を行えない、保育援助が必要な被告人に対し児童保護手当てを提供できない、または必要な交通手段を提供できないなど、治療を利用しやすい状況を作れないことにより起こった場合には、制裁措置を課すことや判決登録を行うべきでない。治療開始を怠ったことにより判決登録を下される被告人は、法定の裁量によりトラック III 治療転換に移管されるべきである。*

*裁判所は被告人が30日以内に治療開始をできなかったことに関する、理由、裁判所の反応、監視委員会より要求されるすべてのデータの収集、及び報告をする。治療に関するこれらのデータは、郡ごとにまとめられかつ州全体の率を示すものとし、州局または監視委員会によって指名される調査員により、年に一度以上の頻度で印刷・提供される。*

*(2) 被告人の進歩の判定をするための定期的審査審問の期間中は、裁判所は、継続的な進歩を奨励するための報酬と褒章を与え、また、治療提供者または執行猶予局によって報告された問題に対しての反応、または、裁判所の裁量により、執行猶予の違反が起こったことが認められたかどうかに限らず、考慮する。*

~~(1)~~ *(3)* 治療提供者が、薬物治療単位の期間中に、被告人が提供される薬物治療では手に負えないが、他の薬物治療または関連するプログラムによって変わる可能性があるということを執行猶予局と裁判所に通知した場合には、執行猶予局は裁判所に対して執行猶予の規定を変更するよう提議するか、または執行猶予局自体で変更するよう提議し、裁判所は、審問において被告人が代替薬物治療またはプログラムを受けていることを確認の後、執行猶予の条件を変更する。

~~(2)~~ *(4)* 治療提供者が、薬物治療単位の期間中に、被告人が提供される薬物治療、及び第1210項の細分項目(b)　に準じたいかなる薬物治療プログラムでも手に負えないということを執行猶予局と裁判所に通知した場合には、執行猶予局は執行猶予の取り消しを行うよう提議する。取り消し審問では、*起訴側は、被告人が第1210項の細分項目(b)に準じた全ての薬物治療プログラムでは手に負えないということを証明しなければならず、*~~被告人が第1210項の細分項目(b)に~~

~~準じた全ての薬物治療プログラムでは手に負えないということが証明された場合には、~~裁判所は*直ちに*執行猶予を取り消す。

~~(3)~~ *(5)* 執行猶予の必要条件として、細分項目(a)にある薬物治療サービスは、裁判所が12ヶ月以上の治療サービスの継続が薬物治療の成功に必要であるということを、記録中に認めない限りは、12ヶ月を超えることはない。そのような所見がある場合には、裁判所は最長6ヶ月の治療サービスの延長を命じる。~~2000年薬物乱用及び犯罪予防活動法案~~*本セクション*に準ずる治療サービスは24ヶ月を超えることはないものとする。

*(6) 被告人が要求された治療プログラムを終了した際には、治療提供者は7日間以内に裁判所に通知するものとする。裁判所は、執行猶予の治療の終了の日より6ヶ月を超えることなく継続監視を提供するために、期間の変更を行う。アフターケアまたは継続的ケアは本期間の間必須であり、提供されるものとする。*

~~(e)~~ *(i)* (1) 執行猶予の期間の終了後、裁判所は審問を実施し、裁判所が被告人が成功裡に薬物治療を終了し、治療終了後の薬物使用の自制を含む執行猶予の条件を十分に実行したことを認めた場合には、執行猶予がベースとなる有罪判決は無効となり、裁判所は告訴、申し立て、または被告人に対する情報を免訴し、*裁判所は逮捕、身柄拘束、有罪判決の記録を含む事暦と現存するファイルを封印するよう命じる。*加えて、段落(2)と(3)にあることを除き、逮捕と有罪判決のどちらも起こらなかったものとしてみなされるものとする。被告人は、処方された薬物治療の単位を終了した後はいつでも、告訴の却下を裁判所に嘆願できる。段落(2)と(3)の規定を除き、被告人はその後有罪判決を受けている違反による全ての刑罰及び障害から開放されるものとする。

(2) 告訴の却下、申し立て、段落(1)に準じた情報は、第12021項による有罪判決を避けるために、個人の保有が隠匿されていたいかなる銃器の保管または管理または所持、所有を許可しないものとする。

(3) 下記を除き、段落(1) に準じた告訴の後では、申し立てまたは情報は却下される。被告人は、以前の犯罪記録についての質問に応じ、違反により逮捕または有罪判決を受けていない旨を示す。下記にあることを除き、本セクション以下の薬物治療プログラムの終了に成功した原因となる逮捕または有罪判決に関連する記録は、被告人の承諾なしには、雇用（状態）、利益、免許、認定の取り下げの可能性のある事柄に使用することはできない。

薬物治療の終了に成功したかどうかにかかわらず、執行猶予がベースとなる逮捕と有罪判決については司法省によって記録され、保安官への応募志願や法執行機関の審問に応えるために公開されることもある。本セクションによる情報、申し立て、または告訴の却下は、被告人を直接的な質問やアンケート、官公庁への応募、または第830項にあるような保安官への応募志願、州または出先機関からの免許下付、カリフォルニア州宝くじの請負、陪審員としての従事に際し、逮捕と有罪判決の公開義務から解放させるものではない。

~~(f)~~ *(j)* (1) 本細分項目に準じて執行猶予が取り消される場合、*裁判所は被告人に対し、トラック Ⅲ の執行猶予及び治療の判決または、郡の拘置所への一年を越えない服役の判決を下す。被告人が新たに薬物使用に関連しない軽犯罪または凶暴性を伴わない薬物所持違反の重犯罪に関わった場合には、判決手続きは本セクションの制約を受けない。*~~被告人は、本セクションの規定に準ずるかどうかにかかわりなく、適応する法によって服役となる。裁判所は、嫌疑の違反が証明された場合には執行猶予の変更または取り消しを行う。~~

(2) 被告人が細分項目(a)による執行猶予を受け、凶暴性を伴わない薬物所持違反以外の違反を犯したか、または薬物に関連しない条件の執行猶予に違反した場合、州は執行猶予の取り消しを行うよう提議し、裁判所は*執行猶予が取り消されるべきかどうかを判定するための審問を実施する。被告人が受けている薬物投薬治療が拘置所内で提供できない場合には拘置所の制裁処置は課されないが、これ以外においては裁判所は、嫌疑の違反が証明された場合には、執行猶予の変更または取り消しを行い、執行猶予と治療の呼び戻しに先立ち、段階的制裁措置及び拘置所での制裁措置を課す。*~~被告人を30日を越えない期間で再拘留し、裁判所はその間に、治療、執行猶予、州、被告人からの意見の提供を受ける。そして裁判所は、本セクションにおける執行猶予が戻されるべきかを判断するのに適切と思われる更なる審問を実施する。裁判所が被告人を執行猶予に戻す場合、裁判所は治療計画及び執行猶予の期間を修正し、被告人の2000年薬物乱用及び犯罪予防活動法案治療プログラムを続行する。裁判所が被告人を執行猶予に戻す場合、裁判所は、可能であれば治療提供者及び執行猶予からの意見の提供を受け、細分項目(a)における治療計画を強化、変更してから、治療服従を高めるツールとして30日を越えない範囲での拘置所での制裁措置を含めた制裁措置を課す。~~

(3) (A) ~~被告人が、~~細分項目(a)に*基づく薬物治療を受けた後に、*~~そして~~凶暴性を伴わない薬物所持違反、または、薬物使用または薬物及び麻薬物品の単純所持の軽犯罪、~~薬物の使用現場にいた、薬物犯罪者としての登録にふさわしくない、または第1210項の細分項目(d)に示される項目と類似した行動のいずれかによって被告人が執行猶予に対する違反を行~~(なう)~~っていると信じるに足る相当な理由がある~~場合~~、または、薬物に関連した条件の執行猶予違反、または、~~州執行猶予の取り消しの提議~~によって、裁判所は執行猶予を取り消すかどうかの判定を行うために審問を実施する。第一審裁判所は、嫌疑の執行猶予違反が証明されるか、州が被告人が他人の安全に対し危険を引き起こすという証拠の優越を証明できる場合のみ執行猶予の取り消しを行う。*裁判所は、本セクションにおける治療プログラムを受けるのを待っている、または暫定治療プログラムに配置される、または適切な薬物治療が始まるのを待っている被告人に対しては、薬物関連違反の執行猶予の取り消しは行わないものとする。*裁判所が執行猶予を取り消さない場合には、薬物治療計画を強化、変更する~~ことに加え、~~*段階的制裁処置を課す。*~~違反が、これだけに限定されることはないが、治療または裁判所への出廷を怠ったことに関する違反、治療への非服従、薬物テストの報告を怠ることを含む、最近の違反が薬物の使用によらない状況の場合には、裁判所は、治療服従性を高め、執行猶予の契約条件内での他の変更を強いるためのツールとして、48時間を超えない範囲での連続した拘置所内での監督制裁措置を含む制裁措置を課す。裁判所は他の事実に加えて、違反の深刻度、前治療の整合性、雇用（状態）、教育、職業的訓練、健康状態、麻薬除去治療を含む医学的治療、ただちに得られ、また審問にて提供されることが可能である場合には、被告人の治療をする免許を持った医師からの意見、そして、育児義務、家族扶養義務について考慮する。裁判所は、コミュニティサービス、監視付きワークプログラムを含むがこれだけに限定されない執行猶予の条件の追加を考慮する。違反の状況が最近の薬物使用にまつわるものである場合は、違反が他の状況である場合と同じく、最近の薬物使用の状況が裁判所にとって十分な証拠となり、また記録に認められることにより、裁判所は、治療と執行猶予局より意見の提供が受けることができればその後に、被告人に対し認可された解毒施設または入院治療施設に入るよう指示する。そのような施設に空きがない場合には、裁判所は被告人に対し、解毒のみを目的として郡の拘置所に入るよう命じる。拘置所が解毒サービスを提供する場合には10日間を超えないものとする。解毒サービスにおいては、被告人達が実際に現在受けているような、麻薬除去セラピーが提供されなくてはならない。~~

(B) 被告人が細分項目(a)による執行猶予を受ける場合、2回*または3回*にわたり、被告人が執行猶予に対する、凶暴性を伴わない薬物所持違反、または、薬物使用または薬物及び麻薬物品の単純所持の軽犯罪、~~薬物の使用現場にいた、薬物犯罪者としての登録にふさわしくない、または第1210項の細分項目(d)に示される項目と類似した行動~~のいずれかの*違反を行*~~(なう)~~*っていると信じられる相当な理由がある場合、または、薬物に関連した条件の執行猶予違反、または*、州の執行猶予の取り消しの提議によって、裁判所は執行猶予を取り消すかどうかの判定を行うために審問を実施する。第一審裁判所は、嫌疑の執行猶予違反が証明されるか、州が被告人が他人の安全に対し危険を引き起こすという証拠の優越を証明できる場合のみ執行猶予の取り消しを行う。被告人が薬物治療では手に負えないかどうかを判断する際、裁判所は、被告人が (i) 薬物治療プログラムの規定上での重篤な違反をしている、(ii) 被告人のプログラムでの機能を果たす能力を妨げるプログラムの規定上での違反を繰り返している、または(iii) プログラムの参加を継続的に拒否しているかプログラムからの移動を要求していることを考慮する。裁判所が執行猶予の取り消しを行わない場合、薬物治療計画は強化または変更され、*段階的制裁処置が課される。*~~そして、さらに、違反の状況が最近の薬物使用によらない場合は、これだけに限定されることはないが、治療または裁判所への出廷を怠ったことに関する違反、治療への非服従、薬物テストの報告を怠ることを含む、最近の違反が薬物の使用によらない状況の場合には、裁判所は、治療服従性高め、執行猶予の契約条件内での他の変更を強いるためのツールとして、120時間を超えない範囲での連続した拘置所内での監督制裁措置を含む制裁措置を課す。裁判所は他の事実に加えて、違反~~

~~の深刻度、前治療の整合性、雇用（状態）、教育、職業的訓練、健康状態、麻薬除去治療を含む医学的治療、ただちに得られ、また審問にて提供されることが可能である場合には、被告人の治療をする免許を持った医師からの意見、そして、育児義務、家族扶養義務について考慮する。裁判所は、コミュニティサービス、監視付きワークプログラムを含むがこれだけに限定されないの追加を考慮する。違反の状況が最近の薬物使用にまつわるものである場合は、違反が他の状況である場合と同じく、最近の薬物使用の状況が裁判所にとって十分な証拠となり、また記録に認められることにより、裁判所は、治療と執行猶予より意見の提供が受けることができればその後に、被告人に対し認可された解毒施設または入院治療施設に入るよう指示する。そのような施設に空きがない場合には、裁判所は被告人に対し、解毒のみを目的として郡の拘置所に入るよう命じるものとする。拘置所が解毒サービスを提供する場合には、10日間を超えないものとする。解毒サービスにおいては、被告人達が実際に現在受けているような、麻薬除去セラピーが提供されなければならない。~~

(C) 細分項目(a)に基づき、被告人が執行猶予を受ける場合、そして3回目かそれ以降の違反により引き続きの場合に、被告人が、凶暴性を伴わない薬物所持違反か仮執行猶予の条件であった薬物関連の違反のどちらかにより、その執行猶予に違反したと信ずるに足る正当な理由がある場合、また裁判所が　3回目かそれ以上の回数執行猶予を破棄するように要求する場合、裁判所は審問会を持ち、執行猶予が取り消されるかを審議するものとする。その執行猶予の違反の嫌疑が証明される場合、裁判所が自らの裁量により、薬品治療提供者と地方検事が以下を認めない限り、被告人は細分項目(a)に定める執行猶予継続の資格を失う。

*(1) すでにコミュニティにとって危険ではなく、*

*(2) 治療不可能でない。*

*裁判所は、執行猶予違反の取り消しを行わない場合には、薬物治療計画は強化または変更され、段階的制裁処置が課される、そして/または現在の治療単位を受けている義務期間の間、初回は48時間、2回目の場合は5日間、それ以降は何回であっても10日間を限度とする範囲での拘置所での制裁処置、被告人が受けている薬物投薬治療が拘置所内で提供できない場合には拘置所の制裁処置は課されないが、これ以外においては。*~~裁判所が、被告人はコミュニティに対して危険ではなく、細分項目(a)における今後の治療によって利益を得ると判断しない限りは執行猶予の取り消しを行わない。そして、裁判所は細分項目(a)による治療計画の強化または変更をおこなうか、または被告人を高度に構造化された薬物裁判所に移管する。裁判所が被告人の細分項目(a)による治療、または薬物裁判所を続ける場合は、裁判所は、裁判所が適切とみなす拘置所での制裁措置を含む適切な制裁措置を課す。~~

(D) 執行猶予中で、*前の第1210.1項に準じた薬物治療プログラムに参加している*被告人は~~の場合は~~、*将来の執行猶予違反または新たな違反に対して*も、有効日が*改訂されたセクションに制約される。有効な改訂日に先立ち執行猶予を受けている者が一つまたはそれ以上の薬物に関連した執行猶予違反を犯した場合には、執行猶予違反の数がリセットされることはないが、そのような違反に対する裁判所の反応の確立のために、2009年7月1日からの違反数を有効とすることとする。*~~凶暴性を伴わない薬物所持違反は、凶暴性を伴わない薬物所持違反、または、薬物使用または薬物及び麻薬物品の単純所持の軽犯罪、薬物の使用現場にいた、薬物犯罪者としての登録にふさわしくない、または第1210項の細分項目(d)に示される項目と類似した行動、または薬物に関連した条件の執行猶予違反、州の執行猶予の取り消しの提議によって、執行猶予違反となる。裁判所は執行猶予を取り消すかどうかの判定を行うために審問を実施する。第一審裁判所は、嫌疑の執行猶予違反が証明されるか、州が被告人が他人の安全に対し危険を引き起こすという証拠の優越を証明できる場合には、執行猶予の取り消しを行う。裁判所が執行猶予を取り消さない場合には、薬物治療計画を強化、変更することに加え、違反が、これだけに限定されることはないが、治療または裁判所への出廷を怠ったことに関する違反、治療への非服従、薬物テストの報告を怠ることを含む、最近の違反が薬物の使用によらない状況の場合には、裁判所は、治療服従性を高め、執行猶予の契約条件内での他の変更を強いるためのツールとして、48時間を超えない範囲での連続した拘置所内での監督制裁措置を含む制裁措置を課す。裁判所は他の事実に加えて、違反の深刻度、前治療の整合性、雇用（状態）、教育、職業的訓練、健康状態、麻薬除去治療を含む医学的治療、ただちに得られ、また審問にて提供されることが可能である場合には、被告人の治療をする免許を持った医師からの意見、そして、育児義務、家族扶養義務について考慮する。裁判所は、コミュニティサービス、監視付きワークプログラムを含むがこれだけに限定されない執行猶予の条件の追加を考慮する。違反の状況が最近の薬物使用にまつわるものである場合は、違反が他の状況である場合と同じく、最近の薬物使用の状況が裁判所にとって十分な証拠となり、また記録に認められることにより、裁判所は、治療と執行猶予より意見の提供が受けることができればその後に、被告人に対し認可された解毒施設または入院治療施設に入るよう指示する。そのような施設に空きがない場合には、裁判所は被告人に対し、解毒のみを目的として郡の拘置所に入るよう命じる。拘置所が解毒サービスを提供する場合には10日間を超えないものとする。解毒サービスにおいては、被告人達が実際に現在受けているような、麻薬除去セラピーが提供されなくてはならない。~~

~~(E) 凶暴性を伴わない麻薬所持違反に対するこの法案の有効日に、凶暴性を伴わない薬物所持違反、または、薬物使用または薬物及び麻薬物品の単純所持の軽犯罪、薬物の使用現場にいた、薬物犯罪者としての登録にふさわしくない、または第1210項の細分項目(d)に示される項目と類似した行動、または、薬物に関連した条件の執行猶予違反、または、州の執行猶予の取り消しの提議のいずれかによって、被告人が2回目の執行猶予中の場合、裁判所は執行猶予を取り消すかどうかの判定を行うために審問を実施する。第一審裁判所は、嫌疑の執行猶予違反が証明されるか、州が被告人が他人の安全に対し危険を引き起こすという証拠の優越を証明できる場合には、執行猶予の取り消しを行う。裁判所が執行猶予の取り消しを行わない場合、薬物治療計画は修正または変更され、段階的制裁処置が課される。そして、さらに、違反の状況が最近の薬物使用によらない場合は、これだけに限定されることはないが、治療または裁判所への出廷を怠ったことに関する違反、治療への非服従、薬物テストの報告を怠ることを含む、最近の違反が薬物の使用によらない状況の場合には、裁判所は、治療服従性高め、執行猶予の契約条件内での他の変更を強いるためのツールとして、120時間を超えない範囲での連続した拘置所内での監督制裁措置を含む制裁措置を課す。裁判所は他の事実に加えて、違反の深刻度、前治療の整合性、雇用（状態）、教育、職業的訓練、健康状態、麻薬除去治療を含む医学的治療、ただちに得られ、また審問にて提供されることが可能である場合には、被告人の治療をする免許を持った医師からの意見、そして、育児義務、家族扶養義務について考慮する。裁判所は、コミュニティサービス、監視付きワークプログラムを含むがこれだけに限定されない執行猶予の追加を考慮する。違反の状況が最近の薬物使用にまつわるものである場合は、違反が他の状況である場合と同じく、最近の薬物使用の状況が裁判所にとって十分な証拠となり、また記録に認められることにより、裁判所は、治療と執行猶予より意見の提供が受けることができればその後に、被告人に対し認可された解毒施設または入院治療施設に入るよう指示する。そのような施設に空きがない場合には、裁判所は被告人に対し、解毒のみを目的として郡の拘置所に入るよう命じるものとする。拘置所が解毒サービスを提供する場合には、10日間を超えないものとする。解毒サービスにおいては、被告人達が実際に現在受けているような、麻薬除去セラピーが提供されなければならない。~~

~~(F) 凶暴性を伴わない麻薬所持違反に対するこの法案の有効日に、3回目の、またはそれに続く連続回の凶暴性を伴わない薬物所持違反、または、薬物に関連した執行猶予の条件違反を行っている場合、または、州が3回目の、またはそれに続く連続回の執行猶予の取り消しを提議した場合、裁判所は、執行猶予が取り消されるべきかどうかを判定するために審問を実施する。嫌疑の執行猶予違反が証明された場合には、被告人は細分項目(a)による執行猶予を続行するのに適格でないとされる。これ以外においては、裁判所が、被告人はコミュニティに対して危険ではなく、細分項目(a)における今後の治療によって利益を得ると判断しない限りは執行猶予の取り消しを行わない。そして、裁判所は細分項目(a)による治療計画の強化または変更をおこなうか、または被告人を高度に構造化された薬物裁判所に移管する。裁判所が被告人の細分項目(a)による治療、または薬物裁判所を続ける場合は、裁判所は、裁判所が適切とみなす拘置所での制裁措置を含む適切な制裁措置を課す。~~

~~(g)「薬物関連の執行猶予条件」という表現には、執行猶予中の者の特定の薬物治療節制規則、雇用（状態）、職業訓練、教育プログラム、心理カウンセリング、そして一家族カウンセリングが含まれるものとする。~~

第18項。第1210.2項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第1210.2項。トラックIII。所持有罪判決後の治療転換管理薬物について; その他凶暴性を伴わない犯罪; 司法の判断。*

*(a) その他の法律のいかなる条項にかかわらず、以下の場合、違反者はトラックIII治療転換プログラムを受ける資格を有するものとする:*

*(1) トラックII 治療転換に参加したが、結果が思わしくなかった;*

*(2) 凶暴性を伴わない薬物所持違反または犯罪を犯したが、トラックII 治療転換を受ける資格を持っていなかった; または*

*(3) 凶暴性を伴わない違反または犯罪を犯し、被告人が薬物乱用または依存の問題を有していると見られる。*

*(b) 裁判所は、細分項目(a)にのっとり、トラック III 治療転換中の被告人の配置を探すことが、司法の促進の範囲内でなければならない。被告人が凶暴性を伴わない薬物所持違反である凶暴性を伴わない違反を犯した場合、裁判所は被告人に対して矯正を要求し、回復のための司法プログラムに参加することを要求するか、そして/または参加中一時停止されていた処罰のうち、トラック III 治療転換開始前の違反に対する分の処罰を終了することを要求することがある。*

*(c) その他のいかなる条項にかかわらず、被告人がトラック II 治療転換に参加する資格を有する場合でも、現行の有罪判決からさかのぼり30ヶ月以内に、過失を除いた、しかし、凶暴性を伴わない薬物所持犯罪を含む違反、または異なる違反の組み合わせにより5件以上の有事判決を下された場合には、犯罪者はトラック III 治療転換プログラムに入れられるものとする。*

*(d) 被告人は、本セクションに基づくトラック III 治療転換を受ける資格を有していない。もしも被告人が:*

*(1) 地方検事が、被告人をトラックⅢ転換（プログラム）に入れられるよう働きかける場合を除き、第1192.7項の細分項目(c)に定められる深刻な重罪、または、第667.5項の細分項目(c)に定められる凶暴な重罪を犯した場合;*

*(2) トラック I または トラック II 治療転換の資格を有し、そのようなプログラムに参加するいかなる機会も利用できていない場合; または*

*(3) 本セクションに基づく治療転換内の配置を拒否する場合。*

*(e) トラック III 治療転換に配置された被告人が執行猶予を与えられた場合。執行猶予の条件として、裁判所は適切な薬物治療プログラムへの参加と終了を要求する。裁判所は、被告人に対して、臨床査定と犯罪歴の査定に応じ、その後被告人が適切な治療プログラムに参加することを命じる。もしも被告人が、資格審査決定に先立ち臨床査定を受けている場合、裁判所は新たな課題を与えることがある。裁判所は、その後、被告人に治療を受けさせ、第1210.02項の条件と要件に一致した監視条件を設定するものとする。*

*(f) 被告人が本セクションの執行猶予を受け、判決の延期登録から30日以内に治療を始めていない場合、裁判所は、被告人が治療を開始しない理由についての判定を行うための審問を実施する。裁判所は各当事者、執行猶予局、治療提供者からの証拠を考慮する。審問では、被告人は治療及び判決の延期登録を拒否することができる。*

*被告人が治療を拒否しない場合には、裁判所は被告人を治療プログラムに再紹介し、段階的制裁措置を課すか、そして/または拘置所制裁処置、または被告人の治療開始を怠ったことに対しての判決登録を行う。しかしながら、被告人の治療開始を怠ったことが、郡が時宜に即して適切な治療の提供を行えない、保育援助が必要な被告人に対し児童保護手当てを提供できない、または必要な交通手段を提供できないなど、治療を利用しやすい状況にできないことにより起こった場合には、制裁措置を課すことや判決登録を行うべきでない。*

*裁判所は被告人が30日以内に治療開始をできなかったことに関する、裁判所の反応、監視委員会より要求される関連するすべてのデータの収集、及び報告をする。治療に関するこれらのデータは、郡ごとにまとめられかつ州全体の率を示すものとし、州局または監視委員会によって指名された調査員により、年に一度以上の頻度で印刷・提供される。*

*(g) 薬物治療サービスは、細分項目(e)に示されるように、裁判所が、18ヶ月を超える継続した治療サービスが薬物治療の成功のために必要と判断する場合を除き、執行猶予の条件として18ヶ月を超えないで提供される。そのような判断がなされた場合には、裁判所は、3ヶ月の治療サービス延長を2回まで命じることがある。この項に基づく治療サービスの項目は、24ヶ月を超えないものとする。*

*(h) この項に基づく執行猶予中の人物に対する延長最大期間は、裁判所専用カレンダーを使用し、治療提供者と執行猶予、治療必要性と尿検査・分析、および見直しのための審問を通じての観察された進歩を含む、注意深い監視の共同裁判所モデルにより、裁判所により監督されるものとする。*

*(i) 被告人の進歩を判定するための再審問の期間中、裁判所は、継続した進歩を促すために報酬と褒賞を考慮し、治療提供者または執行猶予局による報告された問題への反応として、執行猶予の違反が起こったことが発見されたかされないかにかかわらず、あるいは裁判所の判断において、段階的な制裁または拘置制裁を行うこともある。拘置制裁は、拘置制裁が薬品による治療を受けている被告人に対しては、被告人がその拘置所内で治療を受けられない場合にはこれを行わないという条件の下、現在の治療期間において初回は48時間を越えないものとし、現在の治療期間において2回目には5日を越えないものとし、その後は(何回目であっても) 10日を越えないものとする。*

*(j) この細分項目にてかけられている制限のほかに、第一審裁判所には、執行猶予違反の処理と反応においてほかにその権威に制限を受けないものとする。裁判所は、被告人のふるまいによっては、治療と執行猶予をいついかなるときにも終了することができる。執行猶予が終了される場合、この項のどの条項をも考慮せずに被告人に判決が下されることがある。*

*(k) 本セクションで要求される治療の成功裡の終了により、裁判所は継続的な執行猶予を要求することがある。薬物治療と執行猶予期間の終了後のいついかなるときでも、裁判所は審問を行い、判決の棄却、告訴、苦情申し立ておよび被告人に不利益となる情報、および逮捕、身柄拘束と判決を含むケース記録とファイルの封印を含む、ケースの適切な最終解決の決定を行うものとする。被告人は、さらに、治療終了後のいついかなるときにも、裁判所に対して罪状の棄却を嘆願することができる。棄却が命じられたときには常に、裁判所は被告人に対し、罪状の棄却に関する適切な制限を設定するものとする。*

第19項。刑法第2933項は修正されている。以下のとおり:

第2933項。(a) 第1170項に基づき、有罪判決を受け、州刑務所に送られる人物が、*矯正・リハビリテーション局*~~矯正局長~~により定められた作業、訓練、教育プログラムを、~~矯正局長~~*矯正・リハビリテーション局*の管理下で行った業績により短縮された期間を除く裁判所が定める刑期を勤めあげることが立法府の意図である。作業時間のクレジット（履修単位）は、割り当て作業、または小学校、（中学校）高校、あるいは職業教育プログラムにおける業績に適用される。学位取得が可能な2年生大学、または4年生大学への入学は、第2931項に定めるクレジット（履修単位）と同等の時間として適用される。~~部長~~*部門*が指定するクレジット（履修単位）授与プログラム内の、6ヶ月間のフルタイムでの業績は、受刑者にその6ヶ月間の拘束期間から作業時間クレジット（履修単位）を短縮して引くものとして計上され、いずれかの継続された業績のより短い期間に対しては、この率に基づくより少ないクレジット（履修単位）の額が与えられる。受刑者がフルタイムのクレジット（履修単位）を与えられるプログラムを割り当てられなかった場合、~~部長~~*部門*により適用された規制に関しては、最高限度以下のクレジット（履修単位）が与えられるものとする。フルタイムのクレジット（履修単位）を与えられるプログラム割り当てを受けることを拒否する、また第2932項細分項目(a)に基づき、作業時間クレジット（履修単位）を獲得する機会を否定されるすべての受刑者は、作業時間クレジット（履修単位）の短縮の恩恵を受けないものとする。フルタイムのクレジット（履修単位）を与えられる課題の代わりに、ハーフタイムのクレジット（履修単位）を与えられる課題を自発的に受けるすべての受刑者は、継続した業績期間の6ヶ月ごとに、3ヶ月分の拘束期間から、作業時間クレジット（履修単位）の短縮を与えられる。第2932項細分項目(a)の条項を除き、フルタイムのクレジット（履修単位）を与えられる課題に参加する意思を見せているが、フルタイムの課題を与えられないか、またはフルタイム以下のプログラムを割り当てられるすべての受刑者は、第2931項が定める、供給されるクレジット（履修単位）と同額を受け取るものとする。いかなる条件においても、いずれの受刑者もこの*細分項目*~~セクション~~に定めるいずれかの6ヶ月間の期間中に、6ヶ月を超えるクレジット（履修単位）短縮を受けないものとする。

*(b) 第3000項、細分項目(b)の段落(1)に定義される犯罪の有罪判決を受け、第1170項に基づいて州立刑務所にて刑期を収める人物が、矯*

*正・リハビリテーション局管理下にあって、部門により承認された更生プログラム中、良いふるまいと業績が認められた場合の期間の短縮を除き、裁判所が定める刑期を勤めあげることが州民の意図である。クレジット（履修単位）は、更正プログラム中の良いふるまいと業績に対して適用される。いずれかの良いふるまいのあった2ヶ月に対し、受刑者は1ヶ月を越えない拘置期間の良い時間のクレジット（履修単位）を与えられるものとする。リハビリテーション長官が定めるクレジット（履修単位）を与えられる更正プログラム中の業績2ヶ月分ごとに、受刑者は1ヶ月を越えない拘置期間のプログラム時間のクレジット（履修単位）を与えられるものとする。良い時間のクレジット（履修単位）とプログラム時間のクレジット（履修単位）両方の短縮については、良いふるまいと業績のより短い期間に対し、この率に基づくより少ないクレジット（履修単位）の額が与えられる。矯正・リハビリテーション局は、仮釈放改正監視と法的責任委員会の承認する規制にしたがい、この項に定める最低クレジット（履修単位）の額以上を与えることもできる。この細分項目に基づき与えられるクレジット（履修単位）は、第667.5項または第1192.7項が定義する重罪、または暴力犯罪の重罪の有罪判決を一度でも受けたことのある受刑者、または第290項の登録違反により有罪判決を受けた受刑者に対しては、刑期短縮を使用しないものとする。受刑者は、自らの元のコミットメント（約束）違反の受刑時間、または仮釈放後に州刑務所に戻った後の受刑時間として、この細分項目に定めるクレジット（履修単位）を獲得することができる。*

*(c) 本セクション中の何ものも、この法案の発効日以前に存在していたいかなる法律や規制に基づく、受刑者のクレジット（履修単位）の褒賞の制限として解釈されないものとする。*

*(d) 細分項目(a)と(b)にて定めるクレジット（履修単位）を受け取ることができる受刑者は、両方の細分項目(b)段落(3)に定義される更正プログラムを受刑者が成功裡に終了した場合を除き、第3000項細分項目クレジット（履修単位）の合計が、裁判所により命じられた刑期の半分を超えない限りにおいて、クレジット（履修単位）を獲得することができる。リハビリテーションプログラムを成功裡に終了した受刑者のクレジット（履修単位）の最大額は、仮釈放改正監視部と法的責任委員会により承認される規制中にて指定されるものとする。*

~~(b)~~ *(e)* ~~作業時間クレジット~~*クレジット（履修単位）を獲得することは、特権であり、権利ではない。*~~作業時間クレジット~~*クレジット（履修単位）*は、獲得されなければならず、第2932項に基づいて失効する場合もある。1997年1月1日以降に犯罪を犯した人物の刑務所での刑期を減らすクレジット（履修単位）の適用は、第3067項の対象となる。第2932項の細分区分(a)に定めるものを除き、また、全受刑者は、施設の保安と入手可能な資源に見合った、~~フルタイム~~のクレジット（履修単位）を与えるプログラム、サービス、*または課題*に参加する妥当な機会を与えられるものとする。

~~(c)~~ *(f)* 矯正・リハビリテーション局によって採択された規制に定められる、一年を超えることのない、要求されている期間を規律違反なしで過ごすことにより、以前に失効した作業時間クレジット（履修単位）は、*部門*~~部長~~により回復されることができる。規制は、失効となったクレジット（履修単位）が要求されるまでの期間、またはそれに関する回復可能な額、およびこの期間に回復されることができる失効したクレジット（履修単位）のパーセンテージと関連することから、それがクレジット（履修単位）の回復、重篤な規律違反の個別の分類を提供するものとする。第2932項細分項目(a)段落(1)に定める重罪により失効となったクレジット（履修単位）が、複数の人物による犯罪実行の申し合わせ、またはその未遂が原因の場合は、矯正・リハビリテーション局は、失われたクレジットのうち180日分までは回復されず、また、クレジットのうち90日分までは、回復されないものとすることがある。被害者が死亡したか、回復不可能な障害を負った場合には、重篤な規律違反により失効されたクレジット（履修単位）は、一切回復されない。受刑者の申し立てにより、要求される規律違反のない期間の終了後、90日以上のクレジット（履修単位）の損失により罰される、重篤な規律違反以外の、に関する規制の下、回復可能な失効されたクレジット（履修単位）は、審問で受刑者がクレジット（履修単位）を与えられる課題を受け入れることを拒否したか、またはクレジット履修単位）が回復されるべきではないとされるような異常な状況があったと分かった場合を除き、回復されるものとする。「異常な状況」とは、部長により定義されるものとする。しかし、90日のクレジット（履修単位）の損失により罰される、重篤な規制違反により作業時間クレジット（履修単位）が失効とされたいずれかのケースにおいて、クレジット（履修単位）の回復は部長の判断によってなされるものとする。

受刑者は、施設に対しての監督する権威を有する、本施設と無関係の個人による見直しを含む結果を、矯正・リハビリテーション局の見直し手続きに則ってアピールすることができる。

~~(d)~~ *(g)* 細分項目~~(e)~~ *(f)* は、第2931項に定める1983年1月1日以降に起こった犯罪と、重篤な規律違反に対するクレジット（履修単位）失効にも当てはまるものとする。

第20項。刑法第3000項は修正されている。以下のとおり:

第3000項。(a) (1) ~~議会~~*州民*は、服役*前後に*引き続きすぐの~~期間~~*期間*が、犯罪者の社会復帰成功と、肯定的・前向きな市民となることに決定的に重要であることを~~認め~~*認め*、これを~~宣言する~~*宣言する*。州が*刑務所を出所する受刑者に対し*、再就職のためのアクションの司法的な使用と、*適切な*教育的、職業的、家族と個人のカウンセリング、および、収監から釈放の間の転換期における*受刑者*と仮出所者をサポートするために必要な*司法回復プログラム*の提供を含む、仮出所者の*適切な*~~（その）~~監督~~の~~と監視を提供して*社会復帰に備えさせ*、公衆安全の利益となることである。第1168項または第1170項に基づく判決には、放棄される場合を除き、本セクションに記載される仮釈放の期間が含まれる。

(2) ~~議会~~*州民*は、矯正・リハビリテーション局と、同局が責任を持つ、仮釈放の機能に割り当てられる資源を縮小することが本セクションの意図するところではないこと~~を認め~~*を認め*、これを~~宣言する~~*宣言する*。また、委員会が責任を持つ義務を実行するために、仮釈放の機能に割り当てられる仮釈放審議委員会に割り当てられる資源を縮小することも本セクションの意図するところではない。

(3) ~~議会~~*州民*は、仮出所者が、これに限定されることはないが、罰金の支払いと命令を満たすこと及び、*それが妥当な場合には、適切な司法回復プログラム*への*参加*を含む、犯罪に関するふるまいに対しての責任を持つことを保証する、勤勉な努力がなされなければならないことを明確にし、*仮出所者の社会復帰成功という目標に向けて、仮出所者が釈放される前後には、適切なサービス、プログラム、およびカウンセリングを提供することにより*、そのような犯罪的なふるまいを防ぐための等しく勤勉な努力がなされなければないこと~~を認め~~*を認め*、これを~~宣言する~~*宣言する*。

(4) 性暴力犯罪者であることが判明したいずれかの人物の仮釈放期間は、当人が既に性暴力犯罪者でなくなったことが判明するまで保留されるものとし、仮釈放の時点で性暴力犯罪者でなくなった、またはその残りの部分より開始されるものとする。

*(b) 本セクションおよび第2933項細分項目(b)の目的として、下記の定義が当てはまる:*

*(1)「適格コミットメント（服役）違反」とは、受刑者が仮釈放を受けている違反が、管理薬物違反、凶暴性を伴わない所持違反、または多数決により司法当局により追加されるその他の違反を意味する。「適格コミットメント（服役）違反」は健康と安全条例管理薬物の第11054項、第11055項、第11056項、第11057項、第11058項で定められる所持または使用にまつわるいずれかの違反、または販売、またはその有罪判決が未成年への販売または流通が確認されなかったという条件付きの1キログラム以下のそれらの薬物の流通の違反の意味である。「凶暴性を伴わない所持違反」は、物理的に負傷した者がなく、かつ、腕力または暴力を使用するという暗黙の脅迫を使用したり、使用しようとしたりするような、所持（所有）に背いた違反である。仮釈放改正監視・説明責任委員会は、コミットメント（服役）違反を与えるかどうかをみなすために、本細分項目で示されている基準を満たす勧告リストを作成するものとする。*

*(2)「第290項登録違反」とは、第290項に定める登録が必要な違反を意味する。*

*(3)「リハビリテーションプログラム」とは、矯正・リハビリテーション局によって支払われる、刑務所受刑者及び仮釈放者が釈放の際に、コミュニティにうまく再統合できる助けとなるよう設計された、訓練及びカウンセリングプログラムを指す。そのようなプログラム及びサービスには、これのみに限られることはないが、薬物治療プログラム、メンタルヘルスサービス、アルコール乱用治療、社会復帰サービス、認知スキル開発、住居支援、識字訓練、生活スキル、仕事のスキル、職業的訓練、被害者影響認識、司法回復プログラム、アンガーマネジメント、家族及びリレーションシップカウン*

*セリング、そして、公共の資金による、健康、社会保障、及びその他の利益に関する情報の提供が含まれる。リハビリテーションプログラムには、刑務所または刑務所からの釈放後に提供されるサービスも含まれる。刑務所からの釈放後にリハビリテーションサービスが提供される際には、サービスに行き来するための交通手段が局によって提供される。*

*(4)「薬物治療プログラム」または「薬物治療」とは、次に述べる項目: 科学的根拠に基づく薬物教育、外来サービス、入院サービス、オピオイド作動薬治療、薬物投与治療、アフターケアサービスまたは継続ケアの内一つまたはそれ以上を含む薬物治療プログラムの意味である。「薬物治療プログラム」または「薬物治療」は、退役軍人健康庁の指示の下で行われる、退役軍人健康庁の運営のもとで行われる退役軍人局またはプログラムを含む薬物治療プログラムが含まれる。または第8001項で特定されるプログラムが含まれる; このようなプログラムは、本細分項目で規定される免許または認定に関係なしに、薬物治療サービスを提供する資格があるものとする。*

*(5)「最小限の監督」とは、仮釈放者の仮釈放担当者への報告義務の頻度が90日毎に一度を超えず、また捜査の対象となることのまい仮釈放のレベルのことである。*

~~(b)~~ *(c)* その他の法律のいかなる条項にかかわらず、本章の(第3040項をはじめとする) 条項 3、下記が適用される:

~~(1) 一年と一日の服役期間の満了、または第1170項に準じて科された服役の期間、または第2931項または第2933項で定められ削減された期間の満了とともに、仮釈放機関が正当な理由により仮釈放を差し控えるか、または局の拘置より受刑者を赦免しない限りにおいて、妥当な場合は、第667.5項の細分項目(c)の段落(3)、(4)、(5)、(6)、(11)、(16)、(18)で特定される違反で刑を受け、5年を超えない期間仮釈放される受刑者以外については、受刑者は3年を超えない期間の間仮釈放されるものとする。~~

*(1) 第1170項によって判決を受け、州刑務所より釈放される予定がある、また、仮釈放違反にて州刑務所に戻った受刑者を含む全ての受刑者には、釈放のスケジュールに先立ち、初回の場合は90日以下となることはないリハビリテーションプログラムが局より提供されるものとする。局は、受刑者にリハビリテーションプログラムを提供することに先立ち、受刑者の必要性と、そのプログラムが受刑者の釈放の際にうまく再統合ができるような結果となるか判定をするためにケース査定を実施する。仮釈放者が90日を越えない範囲で刑務所に戻る場合、局は、リハビリテーションプログラムを提供するものとする。*

*(2) 州刑務所及び仮釈放より解放される全ての受刑者には、局から、ケース査定によって定義される、仮釈放者のニーズに合わせて調節したリハビリテーションプログラムが提供される。*

*(3) 一年と一日の服役期間の満了、または第1170項に準じて科された服役の期間、または第2931項または第2933項で定められ削減された期間の満了とともに、仮釈放機関が正当な理由により仮釈放を差し控えるか、または局の拘置より受刑者を赦免しない限りにおいて、妥当な場合、また、下記の全ての条件が満たされる場合には、6ヶ月を超えない期間の間仮釈放され、拘束を解かれるものとする ;*

*(A) 受刑者が仮釈放となる違反は、適格コミットメント（服役）違反である;*

*(B) 受刑者は、第667.5項、第1192.7項、第290項登録違反内の意味における深刻な、または凶暴な重罪で、今までに有罪判決または未成年者裁決を受けていない; そして*

*(C) 受刑者は、犯罪ストリート集団へ加わることで、第186.22項の細分項目(a)に対する違反により今までに有罪判決または未成年者裁決を受けていない、または、犯罪ストリート集団の利益のために、指示を受けたり付き合いを持ったりすることで、第186.22項の細分項目(b)に対する違反により今までに有罪判決を受けていない;*

*仮釈放者が仮釈放違反によって収監された時間、または仮釈放者は監督が不在であった時間に対してのみ、6ヶ月の監督期間が延長されることがある。監督期間の最後に、仮釈放者はさらなる仮釈放監督によって、赦免される。しかしながら、仮釈放者が提供された適切なリハビリテーションプログラムを終了させることを怠った場合には、仮釈放機関は仮釈放者を6ヶ月越えない期間、最小限の監督に配属することがある。仮釈放者が最小限の監督内に留められる場合には、最終的な仮釈放からの赦免は、この6ヶ月の期間の終了、または適切なリハビリテーションプログラムの終了をさせたどちらか早い方となる。*

*(4)、(5)、 及び (6)で提供されているものを除き、他の全ての受刑者は、仮釈放機関が正当な理由により仮釈放を差し控えるか、または局の拘置より受刑者を赦免しない限りにおいて、3年間を超えない期間の間、仮釈放される。*

*(4) 一年と一日の服役期間の満了、または第1170項に準じて科された服役の期間、または第2931項または第2933項で定められ削減された期間の満了とともに、667.5項、第1192.7項で定義される深刻な、または凶暴な重罪違反で判決を受けた受刑者は、仮釈放機関が正当な理由により仮釈放を差し控えるか、または局の拘置より受刑者を赦免しない限りにおいて、妥当な場合は、5年間を超えない期間の間、仮釈放される。*

*(5)* ~~(2)~~ 第1168項により判決を受けた受刑者の場合、仮釈放の期間は5年間を超えず、第1級及び第2級殺人で終身刑を受け収監されている受刑者でない限りは、他のいかなる受刑者の場合も、仮釈放機関が正当な理由により仮釈放及び局による拘置からの受刑者の赦免を差し控えない限り、3年間を超えず仮釈放より開放される。本細分項目は、第1170.2項に示される範囲で、1977年7月1日以前に犯罪を犯した受刑者に対しても適用される。

*(6)* ~~(3)~~ 段落(1)~~及び(2)~~、*(3)*、*(4)*、*及び(5)*にかかわらず、受刑者が第667.61項または第667.71項の違反により終身刑を受けている場合、仮釈放の期間は10年となる。

*(7)* ~~(4)~~ 仮釈放機関は、受刑者からの、仮釈放の長さについてのその条件に対するどのような要請も考慮する。

*(8)* ~~(5)~~ 仮釈放の終了に成功した際、または、段落(1)、~~(2)、または段落(3)~~の*(3)*、*(4)*、*(5)*、 *及び (6)*に関連する受刑者の仮釈放の制定法に従った最長の期間の最後に、受刑者は、ケースにより一番早い方で、拘置から赦免される。本細分項目の段落(1)、~~(2)、または段落(3)~~の*(3)*、*(4)*、*(5)*、 *及び (6)*にある仮釈放の制定法に従った最長の期間の日付は、最初の仮釈放の日付によって計算され、年代順に決定される。受刑者が逃亡している、または仮釈放違反者として拘置に戻ってきた場合、仮釈放が保留されている間の時間は、受刑者が仮釈放違反で有罪ではないということが分かるまで、仮釈放のいかなる期間に対してもクレジットは付与されないものとする。しかしながら、仮釈放の期間は下記を条件とする:

(A) 第3064項で提供されるものを除き、3年間の仮釈放の対象となる受刑者は、最初の仮釈放の日付から4年以上、仮釈放処分または拘置されることはない。

(B) 第3064項で提供されるものを除き、5年間の仮釈放の対象となる受刑者は、最初の仮釈放の日付から7年以上、仮釈放処分または拘置されることはない。

(C) 第3064項で提供されるものを除き、10年間の仮釈放の対象となる受刑者は、最初の仮釈放の日付から15年以上、仮釈放処分または仮釈放処分または拘置されることはない。

*(9)* ~~(6)~~ 矯正・リハビリテーション局は、受刑者の釈放に有効な日付より少なくとも30日前にそれぞれの受刑者に会い、仮釈放機関より提示されたガイドラインを基に、仮釈放の条件、及び法律によって定められる最長の期間までの仮釈放期間を提供する。受刑者は仮釈放機関による仮釈放の長さ及びその条件を再考慮する権利がある。矯正・リハビリテーション局または仮釈放審問委員会は、仮釈放の条件として、1994年9月28日に先立ち執行されている政府条例第13967項の細分項目(a)または(c)、または第1202.4項の細分項目(b)、(f)に準じた、受刑者の未払いの賠償金を支払いを課すことがある。

*(10)* ~~(7)~~ 本章の目的は、仮釈放審問委員会が仮釈放期間について考慮することである。

*(11)* ~~(8)~~ 仮釈放審問委員会こそが、その責任において仮釈放した州刑務所の服役者を実際の拘置に戻るよう令状を発行できる唯一の機関であり、逃亡した州刑務所服役者または釈放のスケジュールに先立ち拘置に戻った州刑務所服役者を除いて、第3060項を適用する。

*(12)* ~~(9)~~ 第290.011項の対象となる仮釈放中の者を治療施術できるような努力を行うことが司法当局の目的である。

*(d) 州刑務所より釈放され、仮釈放から赦免される全ての受刑者については、一年以内に仮釈放から赦免された前受刑者からの要請により、局はリハビリテーションプログラムを提供する。サービスは受刑者の郡の執行猶予局を通して提供され、最初に提供された日付より12ヶ月を超えて提供されることはない。これらのサービスの全ての運営費は、局により払い戻される。*

第21項。第3063.01項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第3063.01項。(a)　第1210項の細分項目(a)で定義される凶暴性を伴わない薬物所持違反を行った仮釈放者、または規制薬物のテスト結果が陽性、または規制薬物の影響下の者、または、第3063.1項に準じた薬物治療サービスの有資格者は、サービスや監督が郡または執行猶予機関のどちらから提供されるかにかかわらず、局の支払いによってサービスを受けることができる。更なる違反に対する反応は、仮釈放者が第3063.1項で継続治療の有資格者とされる限りは、同項に準拠する。第3063.1項の細分項目(d)の段落(3)の副段落(A)(B)に準じた条件の薬物治療を受ける資格を有さないか、彼らの仮釈放の条件に違反した仮出所者は、本セクションの細分項目(c)、(d)、及び(e)に準拠するものとする。*

*(b) 課題を受け入れた、または、第3060.9項、第3069項、第3069.5項に述べられるプログラムに照会される仮出所者は、本セクションまたは第3063.1項に述べられる権利を任意的に明確に放棄、かつ書面化しない限りは、その権利を持つものする。*

*(c) 第3060.7項でカバーされる仮釈放者、または、第667.5項の細分項目(c)、または第1192.7項の細分項目(c)に準じた、深刻な、または凶暴な重罪で判決を受けたものを除き、仮釈放の法律上成立する違反では、仮釈放は保留または取り消されず、受刑者は州刑務所での拘置に戻ることもない。この制裁の目的として、「仮釈放の法律上成立する違反」という表現は、仮釈放の条件に違反はするが軽犯罪または重罪となるものではない行いを指す。仮釈放監督からの法律上成立する逃亡違反が明らかになった場合は、仮釈放者は、30日を限度として地方拘置所に収監されるか、または、仮釈放の条件の修正、必要性を判断するための事実確認、第3000項の細分項目(b)の段落(3)に定められる地方リハビリテーションプログラムの提供を含む服役でないオプションと制裁措置が科される。他の法律上成立する違反が明らかになった場合には、服役でないオプションと制裁措置が科される。逃亡以外の2回目の法律上成立する違反までは、服役でない制裁措置とオプションを含む仮釈放の条件の改定、そして/または7日間を限度とする地方拘置所への服役、逃亡以外の（それ以上の回数の）連続回の法律上成立する違反は、服役でないオプションと制裁措置を含む仮釈放の条件の改定、そして/または14日間を限度とする地方拘置所への服役が科される。地方での拘置、査定、リハビリテーションプログラムにかかるこれらの運営費は、局により払い戻されるものとする。本セクションに述べられているいかなることも、第3063.1項を却下することを意図していない。*

*(d) 第3060.7項でカバーされる仮釈放者、また第667.5項の細分項目(c)または第1192.7項の細分項目(c)に準じた、深刻な、または凶暴な重罪で判決を受けたものを除き、仮釈放の軽犯罪違反では仮釈放は、保留または取り消されず、受刑者は州刑務所での拘置に戻ることもない。本セクションの目的は、「仮釈放の軽犯罪違反」の意味及び仮釈放の条件に違反することのみでは重罪となるものではないということについて言及するものである。軽犯罪違反が明らかになった場合は、仮釈放者は、仮釈放の条件の修正、必要性を判断するための事実確認、第3000項の細分項目(b)の段落(3)に定められる地方リハビリテーションプログラムの提供を含む服役でないオプションと制裁措置が科される。その代わりに、軽犯罪違反が明らかになった場合には、仮釈放は取り消され、受刑者は地方拘置所での拘置に6ヶ月を限度として戻されることもある。地方での拘置、査定、リハビリテーションプログラムにかかるこれらの運営費は、局により払い戻される。本セクションに述べられているいかなることも、第3063.1項を却下することを意図するものではない。*

*(e) その他の法律のいかなる条項にかかわらず、仮釈放は保留または取り消され、受刑者は重罪仮釈放違反として州立刑務所での拘置に戻されることがある。本セクションの目的として、「仮釈放の重罪違反」はそれ自体で重罪となる行いを指す。重罪違反が明らかになった場合、仮釈放者には、仮釈放の条件の修正、必要性を判断するための事実確認、第3000項の細分項目(b)の段落(3)に定められる地方リハビリテーションプログラムの提供を含む服役でないオプションと制裁措置が科される。重罪違反が明らかになった場合には、その代わりに、仮釈放は取り消され、受刑者は地方拘置所または州刑務所での拘置に戻されることもある。地方での拘置、査定、リハビリテーションプログラムにかかるこれらの運営費は、局により払い戻される。本セクションに述べられているいかなることも、第3063.1項を却下することを意図していない。*

*(f) 他の法律で提供される手順と権利に加えて、仮釈放違反を行っている嫌疑のある仮出所者は、拘置に入る前の3営業日以内に仮釈放審問委員会副長官による嫌疑の違反についての審問が行われる。仮出所者は本審問で協議する権利があるものとする。*

*(g) 仮出所機関は、それが持続しているか、仮出所の修正または取り消しの結果となったかどうかに関わらず、嫌疑の仮出所違反についてのデータの収集と報告を行う。仮釈放改正監視・説明責任委員会より望ましいとされる形式で収集され、違反の性質及び嫌疑の違反者の動態を含むものとする。局は、本データを少なくとも年2回、ウェブサイト上で提供するものとする。*

第22項。第3063.02項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第3063.02項。局は、年次予算法案、または他の制定予算資金からの矯正・リハビリテーション局に対する予算資金を2009年7月1日からの5年間分の資金として割り当てる。また、その中に含まれる条件により、試験的なプロジェクトとして、都会から田舎の地域に及ぶ、少なくとも5つの地域において、第3060.9項、第3069項、第3069.5項に述べるプログラムを実施する。*

第23項。第3063.03項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第3063.03項。(a)　これにより、本法案の下で提供されるプログラムや規約の施行の審査、指導、承認を行う仮釈放改正監視・説明責任委員会が矯正・リハビリテーション局により作られる。局により公表された、仮釈放規約及び受刑者と仮釈放者に対するリハビリテーションプログラムに付随する一般的適用性の規定は、委員会の多数決によって承認されることなしには効力を生じないものとする。委員会の承認の対象となる規定は、行政手続き法案または行政法事務所の審査及び承認には制約されない。委員会は、釈放日、または特定の受刑者または仮釈放者に対する、特定の嫌疑の仮釈放違反に対する対応を決める責務はないものとする。委員会は下記のことを行うものとする:*

*(1) 仮釈放規約とリハビリテーションプログラムを統制する全ての規定の多数決による審査及び承認;*

*(2) リハビリテーションプログラムに対して提案されている全ての財政的支援の割り当て、前年度の実出費の審査、及びこれらの割り当てと支出に対する意見の印刷・提供;*

*(3) 第2933項の細分項目(b)で特定されている、プログラムの終了を含む向上基準を基にした、最低額から、特定の良いふるまいとプログラムへの関与に対して与えられるクレジットのあらゆる額について特定する規定に対する、多数決による審査と承認。来規定は、仮釈放者が州刑務所に戻るかどうかにかかわらず、クレジット（履修単位）に対して他の受刑者と同様に扱われることを示すものとする;*

*(4) 第2933項の細分項目(b)、細分項目(b)の段落(1)、及び第3000項の細分項目(c)の段落(3)の適用を採用するコミットメント（服役）違反の勧告リストの多数決による作成と承認;*

*(5) 局への、仮釈放システム上の特定のデータの提供の要求、及びそのデータからの、現行の法律による仮釈放システムに対する全ての視点からの制御についての判定;*

*(6) 局への、回復と社会復帰についての調査機関の部門によって収集されたリハビリテーションプログラム上の特定のデータの提供の要求、及びそのデータからの現行のリハビリテーションプログラムと規約についての査定;*

*(7) 第3063.01項の細分項目(e)の仮釈放違反に関する目的にかなった、適切な収集データ形式についての多数決による判定と承認;*

*(8) 委員会の多数決による、カリフォルニア州内外における仮釈放規約と実践の調査の命令。その費用は年次予算法案、または他の制定予算資金からの割り当て資金から支払われるが、その中に含まれる条件には従わなくてはならない。また、そのような調査は、カリフォルニア州内の公立大学によって行われるものとする;*

*(9) 局によって行われる仮釈放監督下の全ての受刑者が、仮釈放の条件に対する遵守を促すための報酬と褒章のシステムの進歩と履行の監視;*

*(10) 州全体の規約の確立、情報の確立、調査、仮出所プロセスについての計画に対するバランスの取れたフォーラムの提供;*

*(11)　全ての刑事裁判システム及び公共の大多数及び他の管轄の価値の局面における知識、経験、コミュニティの資源の収集及び利用;*

*(12) 仮釈放と関連する、他の管轄の経験の研究;*

*(13) 少なくとも二年に一度作成される報告書による、リハビリテーション・仮釈放局の長官と司法当局への推薦の作成;*

*(14) 局によって提供される執行猶予システムとリハビリテーションプログラムが、発展・向上のために自身の評価に継続的に励むことに対しての期待と共に、これらの全ての努力を永久・継続的に維持するための保証;*

*(15) 受刑者と仮釈放者のリハビリテーションについての年次国際会議の充当金、プログラムと議題、招待客リストについて、局との協議した上での作成と承認;*

*(16) 刑務所及び仮釈放中の、革新的なリハビリテーションプログラムや最良の訓練の実施の特定と推進、及び、局において優秀なリハビリテーションを行った模範的職員の表彰;*

*(17) 委員会の責任を十分に遂行するための委員会のスタッフの必要性の判定;*

*(18) 公共でのミーティングの実施と、民間を招きその意見考慮する。委員会は、委員会の承認の対象となる、提案されている全ての規定の民間の審査と意見規定を民間に公表するものとする。しかしながら、委員会は、規定に対して承認を行うか、または他のアクションをとる前に、全ての意見に対して対応をする必要はないということを前提とする。*

*(b) 委員会は2009年3月31日までに選出されるものとする。委員会は19名の投票権のあるメンバーと、2名の投票権のないメンバーより構成される。投票権のない2名のメンバーは、リハビリテーション・仮釈放局の長官または長官により指名される監察長官とする。19名の投票権のあるメンバーのうち、2名のメンバーは議会の議長によって任命される仮釈放規約に関しての学識経験者とする。1名のメンバーは上院規則制定諮問委員会によって任命される仮釈放規約に熟達している法学者とする。1名のメンバーは州知事によって任命される100,000人以上の人口の郡からの郡保安官とする。1名のメンバーは州知事によって任命される司法界の前メンバーとする。1名のメンバーは議会の議長によって任命される以前に州刑務所に収監された者とする。1名のメンバーは州知事によって任命される100,000人以下の人口の郡からの保安官とする。1名のメンバーは州知事によって任命されるカリフォルニア州の地方検事とする。1名のメンバーは州知事によって任命される国選弁護人とする。1名のメンバーは議会の議長によって任命される、受刑者側での仮釈放のケース訴訟の経験のある個人刑事被告人弁護士とする。1名のメンバーは州知事によって任命される犯罪被害者グループのメンバーとする。1名のメンバーは州知事によって任命される最低5年以上の経験のある執行猶予担当者とする。3名のメンバーは、議会の議長、上院規則制定諮問委員会、州知事によってそれぞれ任命される、第3000項の細分項目(b)の段落(3)にて定められる薬物治療、リハビリテーションまたは社会復帰サービスの提供者とする。1名のメンバーは上院規則制定諮問委員会によって任命される仮釈放者への地域密着型サービスの提供者とする。1名のメンバーは州知事によって任命される郡政府組合のメンバーとする。2名のメンバーは、議会の議長及び州知事によって任命される、局内での最も大きな2つの交渉単位の代表者とする。*

*(c) 小さな郡からの保安官、司法界の前メンバー、仮釈放担当者、地方検事、郡政府の代表、局内の最大の交渉単位の代表、個人刑事被告人弁護士の期間は、2012年1月1日をもって任期満了となる。犯罪被害者の代表、国選弁護人、大きな郡からの保安官、局内で2番目に大きな交渉単位の代表、地域密着型サービスの提供者の期間は、2013年1月1日をもって任期満了となる。2名の学識経験者、法学者、前収監者、3名の社会復帰サービス提供者の期間は、2014年1月1日を持って任期満了となる。後任のメンバーは同様の方式で任命され、それぞれの前任の有効期限の切れた日より開始し、3年間を任期として役職に就く。いかなる理由によってできた空きに対しての任命も、任期は元の有効期限日までの残りの期間とする。メンバーは再任命されることもある。*

*(d) 公務員以外の委員会のメンバーには、矯正・リハビリテーション局によって決められた日給が支払われる。しかし、局員が州外に出張する際に支払われる通常の日給額より下回らないものとする。実際に委員会のミーティングに出席するため、及び職務を遂行するに際して必要となった旅費については、局によって全てのメンバーに対し払い戻しがされるものとする。全ての経費が局によって支払われ、局はまた、委員会が十分な援助を受けられるよう、職員及び運営を行う施設を提供する。委員会によって命じられた調査は、カリフォルニア州の公立大学によって行われ、その費用は局に対する年次予算法案、からの予算資金から支払われるが、その中に含まれる条件には従わなくてはならない。補償金の目的は、州または 地方政府職員による委員会のミーティングへの出席を、彼または彼女の州または地方自治体雇用に対する職務の遂行とみなすことによる。*

第24項。刑法第3063.2項は改正がなされている。以下のとおり:

第3063.2項。仮釈放者が、仮釈放の条件として第3063.1項に準じた薬物治療を受けることを命じられた場合、仮出所者の薬物検査の結果は、*監督機関が被告人の再発の反応を調節するための治療ツールとして唯一使用される。*これらの結果は、被告人の個人プログラムの側面として以外に重きを置かれることはない。*これらのテストの結果は、仮釈放違反が起こったことを見つける根拠として、それ自体が受け入れられることはないものとする。研究所が、妥当性テスト、初期の確認テスト、カットオフ濃度、希釈及び混和基準、分割標本手続きなどの手続きまたは基準を使用した分析をする場合に、郡または仮釈放機関はテスト結果を肯定的なものとしてしか考慮しない。*

第25項。刑法第5050項は改正がなされている。以下のとおり:

第5050項。*矯正局長官と矯正局長への照会;リハビリテーション・仮釈放局の長官の創出。*

*矯正・リハビリテーション局の長官または、矯正局長について言及するものは、2009年7月1日より、法規または条項の主題によって示される、リハビリテーション・仮釈放局または矯正局長官について指すものとする。~~本項または他の規定で矯正局長について言及するものは、2005年7月1日より、矯正・リハビリテーション局の長官について指すものとする。この日以後は、矯正局長のオフィスは閉鎖されるものとする。~~*

第26項。第6026.01項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第6026.01項。矯正規準機関は、管理薬物違反による初回コミットメント（服役）違反で、毎暦年施設内にいる人々の人数を詳述する。報告書は、裁判所からの新たな判決及び仮釈放違反によって、最も最近の年に施設に入所した人数を明確に描写するものとする。規制薬物の単純所持によって施設に入る全ての者について、報告書は、可能な限り、関わった管理薬物、施設に送られた理由、判決の長さの範囲、科された判決の平均的長さについての前記録の詳細を提供する。報告書には、これらの管理薬物違反を犯した全ての者の服役に対する年次予算の明細と見積もりを含まれるものとする。初回のそのような年次報告書は、2010年7月1日までに発行されるものとする。*

第27項。第6026.02項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第6026.02項。矯正規準機関は、仮釈放の人口に関する報告書、仮釈放プログラムへの参加、仮釈放違反、そのような違反に対する反応について毎年印刷・提供する。それぞれの報告書は、各暦年をカバーするものとし、仮釈放監督に配置される者の人数及びその監督のレベルを詳述する; リハビリテーションプログラムに関与している者の人数、及び特定の種類のプログラムに参加している仮釈放者の人数; 嫌疑の仮釈放違反の数及び起こったことが明確になった仮釈放違反の数; 仮釈放修正、制裁措置を含む、仮釈放違反への対応、制裁措置、プログラムへの照会、及び取り消しの数; 仮釈放違反者が、拘置所または刑務所に服役した日数。それぞれの報告書は、第3063.1項に準じて提供される、適格性、参加、終了に関連する項目を含む、治療のデータ、及び各セクションを含むものとする。それぞれの報告書は、手に入る範囲で、報告書に必要とされる性別、人種または民族、全ての仮釈放者のコミットメント（服役）の郡についてのそれぞれの分野の情報を含むものとする。初回のそのような年次報告書は、2011年7月1日までに発行されるものとする。*

第28項。第6032項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第6032項。矯正・リハビリテーション局は、カリフォルニア州のリハビリテーションプログラム及びデータの評価及びカリフォルニア州の努力、最良の訓練、革新について他の管轄と比較する目的で、受刑者及び仮釈放者のリハビリテーションに関する国際会議を毎年主催するものとする。会議は、他州及び他国の矯正・リハビリテーション局の代表人を含むものとする。完全なプログラムと議題、招待リスト、予算は、仮釈放改正監視・説明責任委員会との協議及び最終承認と共に、局によって作成される。会議の費用は、仮釈放改正監視・説明責任委員会委員会によって承認された予算と一致し、年次予算法案からの予算資金から支払われるが、その中に含まれる条件には従わなくてはならない。初回のそのような国際会議は、2010年7月1日までに開催されるものとする。*

第29項。第6050.1項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第6050.1項。(a) 州知事は、リハビリテーション・仮釈放局の長官の推薦を元に、各州刑務所、及び、適切であれば、社会復帰センター、局の他の施設において勤務する、リハビリテーション監察官として知られる、リハビリテーション刑務所長副所長を任命する。リハビリテーション刑務所長は、各刑務所、そして/または施設でのリハビリテーションプログラムの実施と監視、及びリハビリテーション・仮釈放局の長官への、提供されている拘置内プログラムのタイプ、受刑者の受けているプログラムの動態、各刑務所、そして/または施設で行われているそのようなプログラムの有効性、または障害となっているもの、及びリハビリテーション・仮釈放局と仮釈放改正監視・説明責任委員会によって要求される他の付加的なデータの提供に対しての責任を負う。本データは、回復と社会復帰についての調査機関の部長によって、一年に一度以上の頻度で長官に提供される。それぞれのリハビリテーション刑務所長は、局長により免職されることがある。局長が免職を行った場合には、決定を覆すことはできない。*

*(b) 人事局は、刑務所システム内でのリハビリテーション監察官の補償金のレベルを、他の副所長監察官と同等に保つものとする。*

第30項。第6126.01項が刑法に追加されている。以下のとおり:

*第6126.01項。監察長官は、カリフォルニア州の刑務所、及び矯正・リハビリテーション局によって管理されている各施設における、リハビリテーションプログラムの普及と種類について詳述された報告書を印刷・提供する。報告書は、必要性に応じたプログラムの可用性、使用率、実行度により、刑務所及び施設を評価・順位付けし、各刑務所または施設でのプログラムの実施成功度、及び受刑者の参加の両面から判定する。報告書は、レターグレードシステムを使用し、向上のための特定の推薦を作成する。予備報告書は2009年10月1日までに発行されるものとする。それ以降の年次報告書は毎年10月1日に発行されるものとする。*

第31項。マリファナ。18歳未満の人物の転換。罰金。

第31.1項。健康と安全条例第11357項は改正がなされている。以下のとおり:

第11357項。(a) 法律で定められたものを除き、高濃度（乾燥）大麻を所持する全ての人物は、1年を超えない範囲で郡拘置所への服役、または五百ドル(500ドル)以下の罰金、または　その両方、または、州刑務所での服役に処せられる。

(b) *法律で定められたものを除き、18歳以上で、高濃度（乾燥）大麻以外の28.5グラム以下のマリファナを所持する全ての人物は、過失の罪として百ドル(100ドル)以下の罰金に処せられる。査定、費用、ペナルティを含む他の種類の追加の金額は、課される罰金を超えることはないものとする。18歳以下で、高濃度（乾燥）大麻以外の28.5グラム以下のマリファナを所持する全ての人物は、過失の咎により、郡のアルコールと薬物プログラム監督者より認可された、科学に基づく薬物教育プログラムを終了することを要求される。*~~法律で定められるものを除き、高濃度（乾燥）大麻以外の28.5グラム以下のマリファナを所持する全ての人物は、軽犯罪の咎により百ドル(100ドル)以下の罰金に処せられる。その他の法律のいかなる条項にかかわらず、その人物が、本細分項目に述べられる違反により、告訴される違反を犯した日より直前の過去2年間の間に3回またはそれ以上の有罪判決を受けた場合には、以前の有罪判決も訴答書面による告訴となり、それが陪審裁判の陪審員または予審裁判の裁判所によって事実とみなされた場合、または、本人により認められた場合は、刑法の第1000.1項、第1000.2項が適用され、裁判所は、裁判所審問、判定、地方検事による同意なしに、教育、治療、またはリハビリテーションなどのその人物を受け入れる適切なコミュニティプログラムへ転換、及び照会する。その人物が、転換、照会される場合、本細分項目に特定される罰金の対象とはならないものとする。どのコミュニティプログラムもその人物を受け入れない場合には、本細分項目に特定される罰金の対象となるものとする。本細分項目にある違反で逮捕された人物のどのようなケースも微罪判事の前に受け入れるよう要求されることはなく、刑法第853.6項に示される身元保証の十分な提示及び、裁判所に出廷する旨を書面誓約として残した場合には、逮捕する役人によって釈放され、容疑者の逮捕手続きの対象とはならない。~~

(c) 高濃度(乾燥)大麻以外の28.5グラム以上のマリファナを所持する全ての人物は、6ヶ月を超えない範囲での郡拘置所への服役、または五百ドル(500ドル)以下の罰金、または その両方に処せられる。

(d) 法律で定められたものを除き、教育を提供している幼稚園または1学年から12学年までのクラス、または学校に関連するプログラムにおいて、授業を行っている時間内に学校の敷地内または学校内で、高濃度(乾燥)大麻以外の28.5グラム以上のマリファナを所持している18歳以上の全ての人物は、軽犯罪での罪として、10日を超えない範囲での郡拘置所への服役、または五百ドル(500ドル)以下の罰金、または その両方に処せられる。

(e) 法律で定められたものを除き、教育を提供している幼稚園または1学年から12学年までのクラス、または学校に関連するプログラムにおいて、授業を行っている時間内に学校の敷地内または学校内で、高濃度(乾燥)大麻以外の28.5グラム以上のマリファナを所持している18歳以下の全ての人物は、軽犯罪での罪として下記の処分の対象となる:

(1) 初めて違反を犯したことが明らかになった場合は、二百五十ドル　(250ドル)以内の罰金、*郡のアルコールと薬物プログラム監督者によって認可された科学的根拠に基づく薬物教育プログラムを終了することが要求される。*

(2) 2回目、またはそれ以上の回数の違反を犯したことが明らかになった場合、五百ドル　(500ドル)以内の罰金、または10日間以内の未成年者集会、牧場、キャンプ、森林キャンプ、未成年者安全ホームへの参加、またはその両方。

*(f) 本セクションに基づき集められた罰金は、本セクションに準じた第11999.6.2項の細分項目(b)に準じた郡の青年プログラム用の資金に積み立てられるものとする。*

第32項。トラック III 参加中の成人重罪犯罪者用薬物裁判所プログラムの監視。

第32.1項。健康と安全条例第項11970.1は改正がなされている。以下のとおり：

第11970.1項。(a)　本条項は1999年包括的薬物裁判所実施法案として知られ、また呼ばれるものとする。

*(b) 州民は、2009年7月1日より、トラック III 転換プログラムに適格な全ての成人重罪犯罪者が、これらのプログラムに参加し、トラック III 規定に適格な被告人に関わるすべての薬物裁判所は、本法典を含む刑法第1210.2項、第11999.5項から第11999.13項までのトラック III 規定により管理され、監督されることを意図する。トラック III の資格を有する被告人は、2009年7月1日までは薬物裁判所に関与し、可能な限りトラック III プログラムに移管される。*

~~(b)~~ *(c)* 本条項は、*第11999.5.2項に定める監督委員会の審査と承認の対象となる、トラック III 治療転換プログラムに参加する成人重罪犯罪者へのプログラムに関連する全ての規定を基に*州のアルコールと薬物プログラム局により管理されるものとする。

~~(c)~~ *(d)* 局と司法協議会は、成人、青少年、未成年者裁判所に抑留された、または依存する子供の両親に対する、費用効率のよい地方薬物裁判所システムへの財政的支援を目的とする、第11970項で述べられる1998年薬物裁判所パートナーシップ法案のもとで作成された薬物裁判所パートナーシップ実行舵取り（操舵）委員会を通して、本条項の作成と実施を行う。

第33項。成人重罪犯罪者用薬物裁判所プログラムの評価。

第33.1項。第11970.2.1項が健康と安全条例に追加されている。以下のとおり:

*第11970.2.1項。第11970.2項の細分項目(d)にかかわらず、第11970.1項から第11970.35を含む項にある全ての成人重罪犯罪者プログラムの評価は、第11999.10項に基づく必要とされるプログラムの評価と統合されるものとする。州のアルコールと薬物プログラム局は、2007年10月31日より以前に作成された設計を利用して、成人重罪犯罪者に関する追加の報告書の印刷・提供を行わないものとする; しかしながら、局によって集められた成人重罪犯罪者への薬物裁判所プログラムに関する全てのデータと情報は、公共の情報とされ、連邦法及びカリフォルニア州憲法から要求があった場合には改訂の対象となるものとする。局は、別個に成人重罪犯罪者でない者に対するプログラムの有効性を査定するために、司法協議会と提携し1999年包括的薬物裁判所実施法案のための評価設計を作成するものとする。*

第34項。トラック III を通じての成人重罪犯罪者に違反を与えるかどうかをみなすための薬物裁判所プログラムに対する資金提供。

第34.1項。健康と安全条例の第11970.3項は改正がなされている。以下のとおり:

第11970.3項。(a) *トラック Ⅲ 治療転換に適格とされる成人重罪犯罪者のための、刑法第1210.2項の法案の成立で機能しているプログラムを含む全てのプログラムは、2009年7月1日より開始することが、~~司法当局~~州民の意図である。~~本章は~~第11999.6項の細分項目(c)にあるトラック Ⅲ 転換プログラムの年次充当金より主に資金供給を得る。トラック Ⅲ 治療転換の資格を有しないものへの他のプログラムは、年次予算法案の~~(一つの)割り当て金~~(複数の)割り当て金より充当され、資金提供されるものとする。*

(b) *本セクションによって定められる、プログラムのために割り当てられた年次予算法案の5パーセントまでの額の内、トラックⅢ転換プログラムに適格な成人重罪犯罪者に使用されない分を、局と法務協議会が郡に対する技術的なサポート及び評価要素の開発を含むプログラムの管理を行うために、使用することができるものとする。*

第35項。薬物乱用違反者治療のプログラムの廃止。

第35.1項。健康と安全条例第11999.30項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.30項。~~(a)~~ *州民は、治療の資格を有する同グループの薬物犯罪者のための別個の資金供給の流れの管理が重複しており、不必要であるということを認める。本セクションはこれにより2009年7月1日より無効となる。本セクションに基づいた充当または割り当て資金は、その条件に沿って分配・使用される; しかしながら、2010年1月1日より、州や郡によるそれらのどのような資金も、第11999.6.2項の細分項目(b)に基づき作成された青年プログラムのための郡の資金に移管されるものとする。~~~~本区域にあることは薬物乱用違反者治療プログラムとして知られている。本区域によって配給された資金は、2000年薬物乱用及び犯罪予防活動法案に基づくサービスを受ける資格を有する違反者に対して使用されるが、そこには変更も含まれるものとする。本区域にあることの実施には、年次予算法案からの割り当てが対象となる。~~

~~(b) 局は、郡の一般的、または州以外の他の資源からの資金の使用に対する約束を含め、プログラムへの適任性を明確にした上で、薬物乱用違反者治療プログラムのための資金を郡に分配するものとする。局は、下記の要因を基準として、プログラムへの資金の割り当ての手順を定める:~~

~~(1) 治療を実際に始めている、薬物治療を命じられた違反者のパーセンテージ。~~

~~(2) 治療を命じられ、処方された治療単位を終子させた違反者のパーセンテージ。~~

~~(3) 局により決定されるその他の要因。~~

~~(c) 資格を有するそれぞれの郡への、各郡の1ドルの資金出資に対して9ドルの比率での本プログラムに対する資金の分配。~~

~~(d) 本区域の資金に対する郡の適格性は、下記に提示された全ての基準を基に局により決定されるが、これだけに限定されることはないものとする:~~

~~(1) 薬物治療を命じられた者への定期的な治療の進歩の再検討スケジュールを行う、裁判所専用カレンダーの設立と管理。~~

~~(2) 薬物裁判所の存在または設立、または類似のアプローチ、及び、州刑務所への関与を伴うことになりそうな被告人の受容意思。~~

~~(3) 違反者の治療の向上を監視するための、薬物テストの利用によるプロトコルの設立と管理。~~

~~(4) 違反者の治療必要性の査定、及び違反者の適切なレベルの治療への配置のためのプロトコルの設立と管理。~~

~~(5) 執行猶予違反者への有効な監督プロトコルの設立と管理。~~

~~(6) 資格を有する仮釈放者に対するサービスの全体の有効性を推進するためのプロトコルの設立と管理。~~

~~(e) 局は、自身の裁量において、適格な郡の適合額を決定するための管理費を制限し、また本区域で管理費として提供される資金の支出を制限することがある。局はまた、プログラム資金を受ける条件として、本区域で提供される直接的な治療費以外のサービスのための資金の支出の制限を要求することがある。~~

~~(f) 本区域に定める、資金の受け取りには、郡は、局に対して下記の全てを書面にし、申請を提出しなければならない:~~

~~(1) 細分項目(b)で要求される郡の資金に対する確約。~~

~~(2) 細分項目(d)で定められる基準により決定される郡の適格性。~~

~~(3) 郡の計画及び、下記の項目を含む、しかしこれに限定されることはない、資金の使用目的に対する確約:~~

~~(A) 査定により治療が必要とされた違反者に対しての、入院治療及び薬物除去セラピーを含む治療サービスの推進。~~

~~(B) サービスの共同運用、違反者の監督の推進、及び薬物テストの結果を使用することによる必要な決定の推進活動やアプローチを通し、判決を受け治療へ入る、継続する、または終子する違反者を増加させる。~~

~~(C) 適切な治療サービスの可用性の遅れを低減する。~~

~~(D) 定期的な治療の進歩の審査、及び裁判所、執行猶予、治療との強力な提携を行う裁判所専用カレンダーを含む、薬物裁判所または類似のモデルの使用。~~

~~(E) 必要であるが利用することができない治療サービスの設立。~~

~~(F) 利害関係者との相談の後に、局によって承認された他の活動、アプローチ、及びサービス。~~

~~(g) 局は、本区域に準じ分配された郡の資金の支出についての監査を行うものとする。本区域に無関係の支出は、局により返金されるものとする。~~

~~(h) 局は、年次予算審問の間、プログラムとサービスの向上、競争的なアプローチ、功績ベースの割り当て、測定のためのデータ資源を含むが、しかしこれだけに限定されない、割り当てと財政的支援の構造のための更なる推薦について利害関係者と相談し報告する。~~

~~(i) (1) 2006~07年度及び2007~08会計年度の財政で、局は本区域を、全ての郡に手紙を送るかまたは類似の説明を実施することがあり、政府の条例の第2編第3区分第1部の(第11340項をはじめとする)3.5章にある規則の制定の必要条件に従う必要はないものとする。2008~09会計年度より、段落(2) に基づく緊急の規定により、局は本セクションを実施する。~~

~~(2) 本区域にある、局によって適応された規定は、政府の条例の第2編第3区分第1部の(第11340項をはじめとする) 3.5章に基づき緊急の規定として適応され、政府の条例の第11349.6項を含むその章の目的は、これらの規定の適応を緊急のものとし、行政法事務所によって、公共の平和、健康、安全、一般の福祉の迅速な保護のために必要不可欠であるということを考慮するためである。政府の条例の第11346.1項の細分項目(c)を含む、政府の条例の第2編第3区分第1部の(第11340項をはじめとする) 3.5章にもかかわらず、本区域に基づき適応となったいかなる緊急の規定も、繰り返しファイルされることはないが行政法事務所によってファイルされるものとし、局によって改訂があるまでは効果を維持するものとする。本段落のいずれも、局の、これに続く緊急な状況で行われるものでない変更、または政府の条例の第11346.1項に定められている基準に従った緊急の規定の適応を妨げるために説明するものではないものとする。~~

第36項。健康と安全条例の第11999.5項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.5項。財政的支援充当費。

~~本法案の一説により、2000~01会計年度は、一般基金より薬物乱用治療信託資金へ、60,000,000ドルが継続的に充当される。これにより、2001~02会計年度では、一般基金より薬物乱用治療信託資金へ、更に120,000,000ドルが継続的に充当され、続く2005~06会計年度までは、毎年の財政は合計120,000,000ドルとなる。これらの資金は、提示された財政年度の毎年7月1日に、薬物乱用治療信託資金へ移管されるものとする。~~

*(a) これにより、薬物乱用治療信託資金より、細分項目(c)に示される、価格インフレーションのための年次調整、及び州の人口の変化に合わせた5年に一度の調整を行いながら、2009年1月1日から2009年6月30日までの期間は、百五十億ドル (150,000,000ドル)の額が充当される。2009~10会計年度をはじめとし、それより先のそれぞれの毎年の財政には、四百六十億ドル(460,000,000ドル)が毎年割り当てられる。*

*(b) 財務局は、毎年5月に、それぞれの翌年度の調整財政的支援レベルに対して、計算及び公共に公表を行う。監査役は、財務局によって計算された資金の額を、毎年の会計年度の開始日に一般基金より薬物乱用治療信託資金へと移管する。*

*(c) 財務局は、2009~10会計年度の価格インフレーションを説明するために、充当の基準額を年次調整を作成することで、年次財政的支援レベルを計算する。2009年を基準年として使用し、過去の5年*

*間での州の人口の変更を説明するために、5年に一度調整を行い、またそのような調整は2016~17会計年度まで行うものとする。*

*価格インフレーションの調整は、絶対的価格デフレーター(Implicit Price Deflator)を使用して、州と地方自治体の購入費のために作成され、合衆国労働、経済分析局により印刷・提供されるが、そのようなデータ資源が利用可能でない場合には、会計年度が始まる前に利用可能な以前のデータ点を基に類似または後任の政府機関により、印刷・提供される。*

*(d)* 薬物乱用治療信託資金へ移管される資金は司法当局からの年次充当金の対象とはならず、時間の制限なしに使用することができる。本セクションにあるいかなるものも、司法当局から薬物乱用治療信託資金への追加割り当てを不可能にするものではない。

第37項。第11999.5.1項が健康と安全条例に追加されている。以下のとおり:

*第11999.5.1項。州と地方政府機関の監視。*

*「局」とは、トラックI、トラックII、トラックIIIまたは青年プログラムについての文脈で使用されている場合には、特定されていない限りは、州のアルコールと薬物プログラム局について言及するものであり、第11999.4項から第11999.14項にあることを含め、提供された全ての費用の分配を行う責任のある指定された政府機関のことである。それぞれの郡は、監督委員会が他の地方政府機関の任命に対する要求を承認しない限りは、地方首位政府機関とそのアルコールと薬物プログラム監督者を任命する。*

第38項。第11999.5.2項が健康と安全条例に追加されている。以下のとおり:

*第11999.5.2項。監督委員会。*

*(a) これにより、州のアルコールと薬物プログラム局により、治療転換監視・説明責任委員会が設立され、プログラム及びトラックI、トラックII、トラックIII、青年プログラムに関する規定の履行の審査、指示、承認のために召集される。規定の一般的な適用性は局により公表され、プログラムに関する、刑法の1210.01項から第1210.05項を含む、第1210.1から第1210.2項の必要条件及び、本規定を含む第11999.4項から第11999.14項に基づく資金は、監督委員会の承認を得ない限りは効力を持たないものとする。委員会は、細分項目(b)の規定と財政事項に対して権限と責任を持つものとする。委員会の承認の対象となる規定は、行政手続き法案、または、行政法事務所による審査と承認の対象とはならない。*

*(b) 監督委員会は下記のことを行うものとする:*

*(1) 投票による多数決での審査及び承認:*

*(A) 郡レベルでの、本法案を必須条件とするプログラムの履行の問題にかかわる全ての規定、及びトラックI、トラックII、トラックIII、青年プログラムに対して提供された資金の使用方法;*

*(B) 第11999.6項に準じ提供された財政的支援の分配の方式。委員会は、成人に対しての財政的支援の分配の方式とは大幅に異なる、青年プログラムに対しての財政的支援の分配の方式を承認する;*

*(C) 第11999.6項の細分項目(d)で提供される、臨時出費に郡の割り当ての10パーセントまでを使用する規定;*

*(D) 第11999.6項の細分項目(a)で述べられる、郡の、薬物治療サービス以外の援助的なサービスを提供するための、本法案により提供される財政的支援の使用方法に関する規定;*

*(E) 凶暴性を伴わないが、将来薬物違反にかかわる危険のある18歳以下の対象となる青年の人口を定義するための、監督委員会によるガイドラインの作成を含む、青年プログラムへの資金の使用方法に関する規定;*

*(F) 郡の、本法案に基づく費用の分配についての責任をもつ郡のアルコールと薬物プログラム監督者以外の首位政府機関の任命の要求;*

*(G) 調査員に対し、既に承認された調査の範囲を超えた調査を命ずるための申し出;*

*(H) 依存訓練プログラム、実施訓練、会議のために局により提示される年額;*

*(I) 現存のプログラムでは適切に満たされず、オピオイド作動薬治療を含む薬物治療サービスが必要な場合の、郡の薬物治療サービス提供者に対する直接契約の利用に対して局により提示されている年額;*

*(J) 第11999.10項で提示されている公立大学による調査を行うために局により提示されている年額;*

*(K) 査定と基準化された査定ツールの選定のための、ガイドライン及び必要条件を含む臨床査定に関する規定;*

*(L) 報酬と褒章のために利用可能な費用の額の制限、年次繰越資金または積立の制限、関連コミュニティが地理的にアクセスが可能な、文化的かつ言語的な適切なサービスへの取り組みのための必要条件、郡拘置所での過剰摂取に対する認識または予防材料及び計画の普及、危害削減訓練及び危害削減セラピーまたはサービスの実施などの、郡の計画の全ての必要条件や頻度は提示されなくてはならない;*

*(M) 局による審査後の全ての郡の計画;*

*(N) 人口100,000人以下の郡による、治療及び治療に関連しない費用の規定からの免除の嘆願。そのような承認は4年間有効となるものとする;*

*(O) 郡が本法案の条件に沿った資金を使用していないということが明らかになったことによる払い戻しの修正行動の提案;*

*(P) 各郡の年次報告書フォームで収集されたデータの範囲;*

*(Q) 裁判所によって収集されることを要求されている、第1210.03項の細分項目(j)、第1210.1項の細分項目(h)の段落(1)、及び刑法第1210.2項の細分項目(f)で提供されている、被告が30日以内に治療の開始を怠ったことに対するデータの範囲;*

*(R) 本法案によって実施されたプログラムに関する、局による年次報告書で扱われる　データの問題と範囲; そして*

*(S) 第11999.10項に基づく判定外の全ての調査計画。*

*(2) 局に対しての、トラック I、トラック II、トラック III、青年プログラムに関連するデータの提供の要求;*

*(3) 郡に対しての、トラック I、トラック II、トラック III、青年プログラムに関連するデータの提供の要求;*

*(4) 本法案に基づくオピオイド作動薬治療の提供の保証をする監視及び施行の構造の設立;*

*(5) 州のアルコールと薬物プログラム局との協議の上で、プログラム及び議題、招待客リスト、本法案に基づく薬物治療転換に関する年次州全体会議の予算の作成と承認; そして*

*(6) 監督委員会が規定に対して承認を行うか、または他のアクションをとる前に、全ての意見に対して対応をする必要がない限り、公共でのミーティングの実施及び、民間の招待とその意見の考慮をする。*

*(c) 監督委員会は、2009年7月1日より前に選出されるものとする。委員会は下記の23名の投票権のあるメンバーより構成される: 議会の議長によって任命される、少なくとも1名の依存を専門とする医師と、少なくとも1名の18歳以下の成年の治療を専門とする提供者を含む3名、及び上院の総長より任命される、州全体の治療提供者連合のメンバー1名を含む2名の治療提供者を合わせた5名の治療提供者;　州知事によって任命される、精神病と薬物乱用の両方の診断を下された者に対するサービスを提供するプログラムで働くメンタルヘルスサービス提供者1名と、州全体のメンタルヘルスサービス提供者の連合のメンバー1名を合わせた2名のメンタルヘルスサービス提供者; 上院の総長によって任命される2名の郡のアルコールと薬物プログラムの監督者;　州知事によって任命される、1名の州全体の薬物治療プログラムカウンセラーの連合のメンバーの1名を含む、2名の薬物治療プログラムカウンセラー;　州知事によって任命される2名の執行猶予局の高官または担当者;　州知事によって任命される1名の以前に2000年薬物乱用及び犯罪予防活動法案、または、本法案のトラックIまたはトラック IIに基づき作成された治療プログラムに関与した者; 議会の議長によって任命される1名の国選弁護人と、1名の個人刑事被告人弁護士を合わせた2名の刑事事件弁護士;　上院の総長によって任命される、民間またはカリフォルニア州の私立大学からの公共規約調査員2名; 上院の総長によって任命される、2名の公民権、及び、薬物法そして/または薬物規約について考慮する組織のメンバー; 州知事によって任命され、上院によって承認された現行のサービスの現役または退職した3名の法執行専門家、そして/または司法界のメンバー。*

*(d) 2011年7月1日に、下記のメンバーの期間が任期満了となる: 議会の議長によって任命される2名の治療提供者、上院の総長によって指名された1名の治療提供者の代表者、1名の公共規約研究者、1名の刑事事件弁護士、2名の法執行家または司法界の代表、1名の郡のアルコールと薬物プログラムの監督者、1名の薬物治療プログラムカウンセラー、1名のメンタルヘルスサービス提供者、1名の公民権、薬物法そして/または薬物規約を考慮する組織の代表者、1名の執行猶予局の代表の上官か担当者、1名の治療プログラム経験者。2012年の7月1日に、下記のメンバーの期間が任期満了となる: 議会の議長によって任命される1名の治療提供者の代表及び上院の総長によって任命される治療提供者の代表、1名の薬物治療プログラムカウンセラー、1名*

のメンタルヘルスサービス提供者、1名の郡のアルコールと薬物プログラムの監督者、1名の執行猶予局の代表の上官か担当者、1名の刑事事件弁護士、1名の公民権、薬物法そして/または薬物規約を考慮する組織の代表者、1名の公共規約研究者、1名の法執行家または司法界の代表。初回の委員会のための任命は、2009年7月1日までに選任される。議長、上院の総長、州知事は、それぞれの代表者に対して、別々に任命日を特定し示すものとし、その任命の種類によるそれぞれ異なる期限がある場合には、任期満了するものとする。後任のメンバーは同様の方式で任命され、それぞれの前任の有効期限の切れた日より開始し、4年間を任期として役職に就く。いかなる理由によってできた空きに対しての任命も、任期は元の有効期限日までの残りの期間とする。メンバーは再任命されることもある。

(e) 公務員以外の監督委員会のメンバーには、局長によって決められた日給が支払われる。しかし、局員が州外に出張する際に支払われる通常の日給額より下回らないものとする。実際に委員会のミーティングに出席するため、及び職務を遂行するに際して必要となった旅費については、局により全メンバーに対し払い戻しがされるものとする。全ての経費が局によって支払われ、局はまた、委員会が十分な援助を受けられるよう、職員及び運営を行う施設を提供する。委員会によって命じられた調査は、カリフォルニア州の公立大学によって行われ、その費用は局に対する年次予算法案、からの予算資金から支払われるが、その中に含まれる条件には従わなくてはならない。補償金の目的は、州または　地方政府職員による委員会のミーティングへの出席を、彼または彼女の州あるいは地方自治体雇用に対する職務の遂行とみなすことによる。

第39項。健康と安全条例の第11999.6項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.6項。(a) 薬物乱用治療信託資金に積み立てられた費用は毎年保健社会福祉省の長官によって分配され、州のアルコールと薬物プログラム局長を通して、郡に対し、青年プログラムの費用をカバーするため、本法案提供されるトラック I、トラック II、トラック　IIIの下での薬物治療プログラム、職業的訓練、家族カウンセリング、メンタルヘルスサービス、危害削減セラピー及びサービス、識字訓練への配置、また、監督委員会によって承認された規定によって認められた場合には、住居手当、保育援助、及び、本法案に基づく臨床査定、裁判所への出廷、薬物治療、メンタルヘルスサービス、または裁判所に関連するサービス、または、職業的訓練、家族カウンセリング、危害削減セラピー及びサービス、識字訓練などの本法案に基づいた サービスへ行き来するための交通手段の提供を行う。執行猶予局の費用、裁判所の監視費用、その他の本法案を行うために必要なさまざまな費用を含む付加的な費用は、青年プログラムにおけるいかなる薬物テストサービス、または、トラックＩまたは トラック II に関与する被告人以外を除き、薬物乱用治療信託資金から払い戻しを受ける。局は、本法案によって割り当てられた資金を、薬物テストサービスに必要とされる財政的支援費用の年次予算計算の準備と提示のために使用する。服役費用については資金からの払い戻しができない。これらの費用は、監督委員会によって作成された公平かつ衡平な分配方法を通して郡に分配される。局は、本法案の目的の遂行のために必要であるとして局によって決定された、一人当たりの管理薬物所持違反での逮捕、及び薬物乱用治療の取り扱い件数を含むが、これだけに限定されることのない オピオイド作動薬治療を含む、薬物治療サービスの需要が現存のプログラムでは適切に満たされず、オピオイド作動薬治療を含む薬物治療サービスが必要と局長または監督委員会が決定した場合には、資金の一部を郡または地域の薬物治療サービス提供者との直接契約のために積み立てることがあるものとする。しかしながら、本セクションに述べられているいかなることも、トラック III 資金に取って代わられる薬物裁判所パートナーシップ法案、または包括的薬物裁判所実施法案に基づき得た交付金を除き、局または郡を含むどのような実在も、薬物乱用治療信託資金からの資金を、実在する他の資金資源または、薬物乱用治療を提供するために現在使用されている構造に取って代わる資金として使用することを考慮に入れることを意図または解釈するものではない。薬物乱用治療信託資金から提供された財政的支援は、メンタルヘルスサービス資金からのメンタルヘルスサービス用財政的支援、矯正・リハビリテーション局からの治療プログラム用の財政的支援、独立した被告人の献金、または被告人が資格を有する他の財政的支援資源などのこれらの公共のまたは私立の健康保険では支払われない部分の看護を補うものとする。加えて、薬物乱用治療信託資金からの資金は、区域10.5のパート3の2章の(第11970.1項をはじめとする)条項2または(第11970.4項をはじめとする)条項3に基づき設立された薬物治療裁判所に関して、薬物治療裁判所に関連する薬物治療または執行猶予監督を含む、いかなるものにも使用される事はないものとする。

(b) 郡に対する年次充当金の分配の計算に先立ち、局は、薬物乱用治療信託資金から、監督委員会の大多数によって承認された十分な額を差し引くものとする：

(1) 局長または監視委員会によって決定されている、オピオイド作動薬治療や他の薬物投与治療を含む薬物治療サービスへの適切なアクセスを提供するための、局と郡の薬物治療提供者の間での直接契約を提供する;

(2) 本法案のこのような訓練を受けることを必要とされる人物、または、監督委員会によって本法案と一致するこのような訓練を受けることを認められた人物に対し、依存訓練プログラムを提供する;

(3) 実施訓練プログラム、そして/または、地方の利害関係者の会議の実現をする; そして

(4) 第11999.10項で述べられる、公立大学の調査への支払い。

(c) 細分項目(d)で提供される修正により、薬物乱用治療信託資金内で残っている資金は、信託資金の小科目で、毎年下記の項目に割り当てられるものとする:

(1) 刑法第1210項の細分項目(n)で定義される青年プログラムに15パーセント。

(2) 刑法第1210.03項に基づく、治療及びトラック Ｉ 転換プログラムに関連する費用に15パーセント。

(3) 刑法第1210.1項に基づく、治療及びトラック II 転換プログラムに関連する費用に60パーセント。

(4) 刑法第1210.2項に基づく、治療及びトラック III 転換プログラムに関連する費用に10パーセント。

(d) 局によって公表され、監督委員会により承認された規定の制定において、郡のトラック I、トラック II、そして/または トラック III プログラム用の割り当ての10パーセントまでの分配については、最良の訓練の選択、革新的なプログラムの作成、そして/または十分なサービスを受けていない人々に対するプログラムの設置のための特定の必要条件、及び、郡の適合必要条件を持つことを条件として作成することができる。本方式の条件を持つ郡の割り当てを分割するためのどのような規定も、郡がこれらの特定条件を満たすことができずにアクセスすることのなかった資金の処分については、明確にしなければならないものとする。局がこのような規定を持たない場合には、郡のトラックⅠ、トラックⅡ、トラックⅢプログラムへの割り当てのための適合必要条件に関連する予備費を設定しないものとする。

(e) 本法案でのトラックⅢ転換プログラムの作成、及び、信託資金からの財政的支援の10パーセントをそのようなプログラムに当てるという条件にもかかわらず、本法案は、それを不可能にすることを説明するものではない:

(1) 本法案に定められる治療を受ける資格を持たない人物または被告人に対する、裁判所で監督される治療を提供する革新的なプログラムの作成または管理;

(2) 司法当局からのプログラムへの別個の財政的支援の、本法案に定められる治療を受ける資格を持たない人物または被告人に対する裁判所による監督を行う治療への充当; または

(3) 郡、連邦政府、または個人資源より提供される資金の、地方裁判所で監督される治療プログラムでの使用方法。

第40項。健康と安全条例の第11999.6.1項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.6.1項。仮釈放者の治療費の支払い。

第11999.6項にかかわらず、本法案の条件に基づき治療におかれる仮釈放者のためのメンタルヘルスサービスを含む薬物治療及び関連するサービスの費用は、矯正局・リハビリテーション局によってその費用を支払われ、薬物乱用治療信託資金からの資金を使用することはないものとする。

(a) その他の法律のいかなる条項にかかわらず、局が充当資金を薬物乱用治療信託資金に割り当てる際、郡が残ると見積もった額は、郡への割り当てより保留される。資金から以前にその郡に割り当てられていた額までは、その郡に割り当てを行うものとする。局は、

~~本細分項目に基づき、郡が最新の財政年で受け取った資金からの、引かれた額を除いた割り当ての内、郡に割り当てられた資金の5パーセントの額の積み立てを余剰資金として保有することを許可する。~~

~~(b) 局は、第11999.6項の細分項目(a)、またはこれらのセクションで認められた他の規定に基づく保留額の75パーセントを割り当てるが、細分項目(a)のどのような保留額も考慮に入れられる。~~

~~(c) 局は、全ての郡が最新の財政年度の実際の最終的支出を提出するまでは、細分項目(a)に基づく保留額の25パーセントを保持するものとする。局は、そして、保持された資金を、見積もりではなく実際の差し引き資金の調整のために、保持された額が十分な程度まで割り当てる。本細分項目に基づく再割り当てに回されることのなかった資金の差引残高は、細分項目(c)に準じた割り当てが行われるものとする。~~

~~(d) 局が、細分項目(a)による保留よりも郡によって更に保留されるべき資金を実際の支出から決定する場合、結果的に可能な範囲で細分項目(c)による割り当ての調整を行うものとする。一つまたは二つ以上の郡が時宜に即した実際の支出の報告を怠った場合には、局は自身の裁量により、入手可能な情報を基に報告されていない郡を含め、本セクションに準じる割り当てを開始することがある。~~

~~(e) 薬物乱用治療信託資金への歳入、資金、または他の収益が、差し引き後資金の再検討、会計監査再生、または他のものを通して、郡に対しての追加の割り当てを作成するのに十分である場合は、財務局長官は局に対し余剰充当金の額の支出を許可することがある。どのような場合にも、必要性を示した書面の通知を、上院・下院のそれぞれの財政委員会の議長、及び上下両院合同予算委員会の議長、または、上下両院合同予算委員会が結成されていない場合にはその議長またはその被指名人に提出し、それより30日以上経過した後に決定を行う。~~

~~(f) 局は、郡が統括するすべての政府機関の書状により、またはその他の同等の指示により、本セクションを実施することがあり、また、政府規定の表題2の区域3の(第11340項をはじめとする)3.5章に定める規則の制定の条件を満たすものとする。~~

第41項。第11999.6.2項が、健康と安全条例に追加されている。以下のとおり:

*第11999.6.2項。資金の郡の管理。*

*(a) 郡の計画。郡は、局と監督委員会に、本法案に定める履行の計画と、資金提供されるプログラムの支出を、最低3年に一度、または監督委員会が承認する規定にに定められる、それ以上の頻度で提出するものとする。人口100,000人以下の郡は、監督委員会に対し、またはほかの郡とともに共同で計画を作成・提出することを請願することができる。*

*(b) 資金の分離。第11999.6項に準じ資金を受け取る郡は、3つの異なる信託資金を設定するものとする:トラックⅠとトラックⅡプログラム用に1つ、トラックⅢプログラム用に1つ、そして青年プログラム用に1つとする。郡は、州から受け取る資金を適切に分離するものとする。これらの要件にかかわらず、人口100,000人以下の郡は、監督委員会に対し、これらの要件の免除を請願することができる。*

*(c) 治療と非治療の費用の規制。郡は、最低第11999.6項に準じて提供される資金の、最低80パーセントをトラックⅠとトラックⅡ治療転換プログラムの治療と支援サービスの実施に、そして本法案により必要とされる執行猶予局コスト、裁判所監視費用、及びその他費用を含む非治療費には20パーセントまで費消するものとする。監督委員会は、トラック Ⅲ プログラムに対する非治療費の使用方法を特定するため、及び、青年プログラム用に提供された資金の容認可能な使用方法を説明するために、費用を治療費と非治療費に分類する規定を承認するものとする。これらの要件にかかわらず、人口100,000人以下の郡は、監督委員会に対し、これら制限の免除を請願することができる。*

*(d) 余剰資金。青年治療。2008~09年、2009~10年、2010~11年、及び2011~12年会計年度用に、郡は、薬物乱用治療信託資金から受け取ったが、費消されなかった資金を将来の年度に向けて保持することができる。その後、すべての費消されなかった資金は、余剰資金に関する監督委員会による規定承認の対象となる。承認済みの郡の計画にのっとった余剰とされる資金以外は、郡に割り当てられたか、3年以内に認定されている目的に沿って費消されなかった場合のいずれか資金も、郡の青年プログラム資金に移管されるものとする。*

*(e) 地元の調査。郡は、郡がその調査を請負に出すことを、前もって局と監視委員会より承認を受けているという条件で、第11999.6項にのっとって提供される資金の一部を、独立した調査研究のための支払いに使用することができる。*

第42項。健康と安全の条例第11999.8項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.8項。余剰資金。

会計年度の終わりに薬物乱用治療信託資金内に残るいずれかの資金も、続く年度に実施されるトラック *Ⅰ*、*Ⅱ*、*または Ⅲ内の被告人に提供される、青年プログラム*または薬物治療プログラムに対する支払いとして使用する~~ことができる~~ものとする。

第43項。健康と安全の条例第11999.9項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.9. *局は、本法案に準じて実施されるプログラムに関し、毎年データを印刷・提供するものとする。年次データの発行は、会計年度終了後、5ヶ月以内に行われるものとする。監視委員会は、その年次報告書内で印刷・提供される、司法局分析事務所第11999.9.1.項に定める全ケースの報告と財政データを含む、データの範囲を設定するものとする。報告書は、電子的に印刷・提供されることがある。局は、要求に応じ、現実的に可能な範囲において速やかに司法局分析事務所に全データを提供するものとする。*~~(a)局は、本法案用件に準じて資金提供されるプログラムの有効性と影響を評価するため、3年間の追跡調査を実施し、それらの結果を司法当局にそれぞれ2009年1月1日、2011年1月1日、2013年1月1日以前に提出するものとする。査定調査には、履行過程の研究、より低い服役費用の見直し、刑務所と拘置所建設の減少、福祉費用の減少、適切な資金の妥当性、及びその他の影響、または当局が認める事柄に加えて、下記のすべてが含まれるものとするが、この限りではない:~~

~~(1) 再逮捕、拘置所と回避された刑務所内日数、及び犯罪傾向の、刑法上の判断。~~

~~(2) 以下の結果として起こった再逮捕の分類、要約の種類:~~

~~(A) 仮釈放違反。~~

~~(B) 仮釈放取り消し。~~

~~(C) 執行猶予違反。~~

~~(D) 執行猶予取り消し。~~

~~(3) 個人が犯した犯罪の、以下の点での分類、要約の種類:~~

~~(A) 執行猶予の取り消し。~~

~~(B) 受刑する拘置所。~~

~~(C) 受刑する刑務所。~~

~~(4) 終了率と、使用されるアルコールと薬物雇用状況、健康、メンタルヘルス、及び家族や社会支援のような寿命インジケータの質による治療判断。~~

~~(5) 乱用している主な薬物がメタンフェタミンであるか、または、メタンフェタミンの所有または使用のかどで逮捕された違反者については、2009年1月1日以前が締切りの報告書より、(1)から(3)までの段落に詳述される情報と共に、これらのメタンフェタミン違反者に対する特定の治療の費用及び利益についての別個の分析を別考察として含めるものとする。~~

~~(b) 本法案の用件にのっとって資金提供されているプログラム効率性と財務上の影響の判定のための調査に加え、局は、本法案の結果として参加した参加者の数と性質、及び関連費用を記載した詳細な年間報告書を作成するものとする。~~

第44項。第11999.9.1項が健康と安全条例に追加されている。以下のとおり:

*第11999.9.1項。財政的支援推奨。*

*2010~11年、2012~13年、及び 2013~14年の各会計年度、またその後定期的に、司法局分析事務所は、前年度の刑法第1210.01項及び第1210.02項を含む第1210.01項及び第1210.04項までにのっとったプログラム用財政的支援の前年の妥当性の評価を印刷・提供するものとする。報告書では、司法当局への推奨と、薬物治療と支援サービスのために必要な、研究者、治療提供者、医師、郡のアルコールと薬物プログラム監督者、その他利害関係者によって推奨されるレベルのサービスを考慮した、その必要性が計算されるか、または見積もられるサービス、または関連プログラムを支援するための、いずれかの追加の財政的支援を提供するものとする。報告書は、州と軍の財政条件を考慮した、別個の財政的支援の推奨をなす場合もある。*

第45項。健康と安全の条例第11999.10項は改正がなされている。以下のとおり：

第11999.10項。局は、*カリフォルニア州の2つの公立大学、1校は州の北部、もう1校は州の南部にて行われる、トラックI、トラックII、及びトラック III 治療転換プログラムとプログラムの有効性と財政上の影響の評価目的の調査用に、2009~10年から2014~15年までの会計年度の全資金の最低1パーセントを、その後の会計年度、毎年*~~0.5~~ *2パーセントまでの合計資金を割り当てるものとする。本セクションにて費用を支払われる報告と調査は、2つの大学によって共に印刷・提供されるものとし、局の承認を得る必要はないものとする。*

*1つの調査が最低3年ごとに1回印刷・提供されるものとし、経済の見込み、公衆衛生、公共政策ならびに法律を含む州と地域の麻薬強制禁止政策の費用-利益分析から成るものとする。本研究は、部分的には、薬物法を守るよう個人、家族、コミュニティに強いられる影響に向けてなされなければならず、量的、質的な分析を通じて、(a)人種、性別、及び社会・経済的地位に基づくいずれかの異種の影響、(b)いずれかの異種の影響と決定、戦略、及び地域と州の薬物実施担当者の実施の間の関連性、(c)薬物法と政策、執行の付随する結果を調査するものとする。*

*監督委員会は、*~~第11999.9項に定める、公立または私立の大学要請される調査のコストを資金調達することを~~*多数決により、特定の追加の事柄の調査を命ずることもある。*

第46項。健康と安全の条例第11999.11項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.11項。郡の報告書。

~~郡~~*各郡は*、1年ごとに、本法案により提供される財政支援の結果としての、クライアント（患者）-参加者の数と性質を詳しく記載した報告書、*及び、要求されるその他データを*局に提出するものとする。局は、用紙を*承認を受けるために監視委員会に*公表し、この情報の報告は、~~局により~~要求されるその他のいずれかの情報と共に郡により使用される。*用紙は、郡に対し、トラック III プログラムに参加中の被告人の薬物治療サービスとテストに費消された金額を報告することを要求するものとし、また、郡に対し、資金提供の妥当性に関するデータを提供するものである。*局は、郡の報告書提出の締め切りを設定するものとする。*局は、局が連邦法またはカリフォルニア州憲法が公開を禁じる情報を編集するという制限付きで、公共用に電子フォームにて迅速に報告書を提供するものとする。*

第47項。健康と安全の条例第11999.12項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.12項。局は、定期的にいずれかの郡によって費消された、本法案により全部または一部資金提供された費用の監査を実施するものとする。郡は、本法案により定められる要件に合致して費消されなかったいかなる資金も担当部局に返却するものとする。*監視委員会の多数決による承認をもって、局は、*~~局により定められるとおり~~、支払いが該当する郡による修正アクションを要求するものである。

第48項。健康と安全の条例第11999.13項は改正がなされている。以下のとおり:

第11999.13.~~余剰資金~~取り扱いの多様性。

~~各会計年度の終わりに、郡は、薬物乱用治療信託資金から受け取り、費消されなかった資金を保持し、局が承認する場合、その資金を本法案のさらなる目的である薬物治療プログラムに遣うことができる。~~*局は、監視委員会の多数決による承認をもって、郡に対し、関連コミュニティから地理的にアクセスしやすい、文化的・言語的に適切なサービスを提供することに向けた郡の計画を要求する規制を発布するものとする。*

第49項。健康と安全規定第11999.14項は改正がなされている。以下のとおり:

*第11999.14項。薬物過剰摂取過剰摂取の防止。*

*本法案のトラック II または III、あるいは刑法第3063.01項に定める、執行猶予者または仮釈放者を収容するいずれの郡拘置所（刑務所）は、全受刑者に対し、釈放前に薬物過剰摂取に対する意識と予防のマテリアルと戦略を提供しなければならない。マテリアルと戦略は、各郡のアルコールと薬物プログラム局が、依存を専門とする医師と、危害削減を専門とする治療者と相談しながら開発するものとし、拘置所の受刑者人口にとって最も有効なやり方で設計、頒布されなければならず、また、郡計画内に記述されるものとする。州のアルコールと薬物プログラム局は、証拠・結果を元とした最高の治療・施行のために郡の過剰摂取の資料と戦略を見直すものとする。*

第50項。治療転換トラック I、II 、III におけるプログラム内の、二重診断用メンタルヘルスサービス有資格者。

第50.1項。第5600.33項が福祉と施設条例に追加されている。以下のとおり：

*第5600.33項。第5600.3項、細分項目(b)の目的として、深刻な精神障害を有するとされる成人とは、刑法第1210.01項から第1210.05項まで、及び第1210.1項と第1210.2項に規定され、薬物乱用または依存を併発すると診断され、かつ第5600.3項の細分項目(b)の段落(2)と(3)の要件を満たす精神障害を持つ、薬物治療プログラム中の成人が含まれるものとする。そのような成人は、深刻な精神障害を持つものと考えられ、第5813.5項に定める、第5892項の細分項目(a)の段落(5)に合致する資金を使用するサービスの有資格者となるものとする。さらには、第5847項に定める郡の各アップデート計画は、刑法第1210.01項から第1210.05項、及び第1210.1項と第1210.2項に定める薬物治療プログラム中にある有資格の、薬物乱用または依存を併発する、深刻な精神障害を持つと診断される成人を対象とする、郡の努力を書面化する規定を含むものとする。しかしながら、本セクションのなにものも、メンタルヘルスサービス基金からの仮釈放者へ対するメンタルヘルスの支払いを要求するものと解釈されるものではない。*

第51項。メンタルヘルスサービス計画における薬物治療利害関係者の包含。

第51.1項。福祉と施設条例第5848項は改正がなされている。以下のとおり：

第5848項。(a)　各計画とアップデートは、深刻な精神障害を持つ成人と高齢者、深刻な精神障害を持つ子供、成人、高齢者の家族、サービス提供者、*薬物治療提供者、郡のアルコールと薬物プログラム機関、司法*、法執行機関（警察権力）、教育、社会サービス機関、その他重要な利害・影響力のメンバーを含む地元の利害関係者と共に、開発されるものとする。計画案とアップデートは、準備され、見直しとコメントのために最低30日間にわたり利害関係者たちの代表者たちおよびその計画の写しを要求する、いずれかの関心を持つ第三者に回覧されるものとする。

(b) 第5604項にのっとり設立されるメンタルヘルス委員会は、細分項目(a)に定める30日間のコメント期間終了時に、計画案と年間アップデートに関する公共の公聴会を実施するものとする。採択された各計画とアップデートは、改定のためのいずれかの独立した書面による推薦を含むものとする。採用される計画またはアップデートは、推薦される改定（分）をまとめ、分析するものとする。メンタルヘルス　委員会は、採択された計画またはアップデートを見直して、改定のために郡メンタルヘルス局に推薦を行うものとする。

(c) 局は、計画の内容の要件を設立するものとする。計画には、第3部(第5800項をはじめとする)、第3.6部(第5840項をはじめとする)、に定める、メンタルヘルスサービス及び第4部(をはじめとする第5850項)基金により資金提供され、局により設立される本項目サービスの業績結果の達成状況の報告書含めるものとする。

(d) 第3部(第5800項をはじめとする)に準じて提供されるメンタルヘルスサービス、及び本項目の第4部(第5850項をはじめとする)は、カリフォルニア州メンタルヘルス計画委員会が第5772項の細分項目(c)の段落(2)にて要求されるプログラム業績の見直し、及び、第5604.2項の細分項目(a)の段落(7)地域のメンタルヘルス委員会の業績結果データの見直しとコメントを含むものとする。

第52項。投票委託項目の廃止。

第52.1項。2006年法規63章第9項は、これにより廃止される:

~~第9項。本法案は、予期されたものとして適用されるものとする。もしもこの法案のいずれかの項目が無効であることが判明した場合、次回の州規模の選挙時に全司法手続きが選挙人に提出されるものとする。~~

第53項。発効日。

別の指示がある場合を除き、本法案は2009年7月1日をもって有効になり、そのなかの項目も予期されたものとして適用されるものとする。

第54項。修正。

ここに別の指示がある場合を除き、本法案は、選挙人により承認される法規、または本法案の目的を促進する司法当局の各院メンバー全員の五分の四の多数決をもって承認された法規のみにより、

修正される。しかし、ここに記述のない、または、修正されていない刑法と、2000年薬物乱用及び犯罪予防活動法案の一部として制定されている健康と安全条例の該当部分は、該当する条項にしたがって修正されることもある。

そのような司法的に制定された法規の合憲性に関するいずれの裁判においても、法規が意見である主張する当事者、または当事者たちは、前述の要件と合致していることを証明する負担を負うものとする。

第55項。教育的、財政的支援の保証。

本法のどの項目も、カリフォルニア憲法条項XVIセクション8の下、最小の州の義務の計算にかわるものでなく、憲法にて認められているものを除き、現在法律にて要求されているK-14学校への州と地元の支援を縮小するものではない。

第56項。矛盾する投票の判断。

この、青年と凶暴性を伴わない犯罪者に向けたリハビリテーションプログラムと薬物治療を提供することにより、私たちのコミュニティを保護することに関連する判断・手続き及び、社会に釈放される受刑者に対するリハビリテーションを提供しないいずれの刑法も、同じ選挙において大多数の選挙人の投票によって承認される。また、この凶暴性を伴わない犯罪者のリハビリテーションに関する手続きは、いずれかの他の手続きよりも大多数で肯定的な得票数を得る場合に承認され、本手続き及びその全体は、他のいかなる手続き（法）をも抑制し、また、そこに含まれる矛盾を無効とし、法的効力を失わせるものとする。もしも、この青年と犯罪者に向けたリハビリテーションに関する手続きが、承認はされるがいずれかの他の手続きよりも肯定的な大多数の得票数を得られない場合、この手続きは法が定める限度において有効となるものとする。

第57項。可分性。

本法案のいずれかの項目、またはいずれかの人物または状況に対するその適用が無効・または非合憲と判断される場合、そのような無効性または非合憲性は、無効な、または非合憲な（部分の）項目や適用なくして効力を持ち、ほかの規定またはこの発議の適用に影響を与えるものではなく、この限りにおいてこの発議は可分とする。

## 住民投票事項6

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づきカリフォルニア州民に提出されている。

本州民発案法案は、様々な規約に条項が改正　され追加されているため、削除が提案されている現行の規定は、~~打ち消し線の書式~~が引かれ、追加が提案されている新規の規定は、それを示すため*斜体*で記載されている。

### 法案

第1項。表題

本法令は、「近隣地域安全法：非行集団、銃、そして、路上犯罪防止」として認識されるものとし、そのように挙げられる。

第2項。認定事項と宣言

(a) カリフォルニア州民は、州政府に家族、および、近隣地域を犯罪から守ることよりも重要な目的、あるいは、それよりもやりがいのある使命はないという評決を下し宣言する。

(b) 全市民の殆どは、犯罪により犠牲になったことがあるか、あるいは、犯罪により犠牲になった人を知っている。

(c) 犯罪率は1990年前半から大幅に減少したとはいえ、この数年間でいくつかの犯罪分野において不穏な増加が見られている。連邦捜査局によれば、カリフォルニア州の2006年殺人発生率は、殺人事件および殺人発生率がその他多くの州では減少期であった1999年の殺人発生率より477件上回っていた。なお、カリフォルニア州司法省は、2006年の自動車盗難の件数が1999年より74,000件増加し、州の強盗件数は、2005年と2006年の間で7500件以上も激増したと報告している。犯罪を減らし私たちの地域社会の安全を維持するために更に多くのことがなされる必要がある。

(d) 非行集団は、近年の犯罪率減少においてカリフォルニア州が他の多くの州と同じように良好に推移しない大きな理由である。街非行集団は、ここ最近のカリフォルニア州の殺人事件増加の主な原因である。非行集団の多くは未成年者が関与している。

(e) 前科がある重罪犯と非行集団メンバーは、保安官の殺害を含む大多数の銃犯罪を犯している。非行集団は、日常的に被害者、証人、そして裁判官までも脅迫そして暴行し、私たちの刑事司法制度を阻害している。州法および人材資金がこのような種類の違反者を対象とすることは不可欠である。

(f) メタンフェタミンの横行は数多くの犯罪問題を引き起こし、自動車の盗難および個人情報の盗難を駆り立てている。現在、一番人気のある違法薬物であるメタンフェタミンは、多くの場合、街非行集団により密売され、他の多くの違法薬物とは違ってカリフォルニア州で生産されている。メタンフェタミンによるその影響は、メタンフェタミンの使用者とその使用が広範囲に及ぶ地域社会にとって破壊的である。

(g) 私たちの州は、年間増加人口が数十万人であり、増加する刑事司法の人員と制度的な基盤における需要を維持するために人的資金を注ぎ込む必要がある。カリフォルニア州の法執行機関の職員、プログラム、テクノロジー、および制度は、その需要変化に対応していない。事実上、カリフォルニア州法執行機関で利用可能な人的資金は、大抵、ほかの州の地域社会のように大きくはない。米国司法省によれば、2004年には35の州において住民10万人につき宣誓した警官の人数がカリフォルニア州のそれよりも上回っていた。

(h) 残念なことに、私たちの立法府はこれらの問題について包括的に議論することに失敗している。犯罪を防ぐためのプログラムおよび違反者を更生させるためのプログラムは、不適切であり、住民への説明責任が果たされていない。ある種の犯罪に対する刑罰は、犯罪防止になるほど厳格ではない。効き目のある法律執行の取り組みと犯罪防止プログラムは、多くの場合、資金の供給が不規則であり、それらのプログラムを持続させることができない。犯罪の被害者は、刑事司法制度の中で適切な情報、保護、および援助が付与されない。2007年にカリフォルニア州の上院は、完全にその責任を放棄し、刑事罰を強化する立法の通過を拒んだ。

(i) このような状況は、受け入れ難い。カリフォルニア州民は、これまでに包括的な刑事司法改革を制定するために憲法で定められた発案の留保権限を使ってきたが、再度その権限を使うときである。早期介入は、犯罪および非行集団活動を減少する。より厳格な刑事罰は、犯罪による被害者の数を低下する。

第3項。目的の陳述

私たちの近隣地域を安全にし、犯罪の被害者の数を減少させるために、カリフォルニア州民は、以下の目的のためにここに包括的な刑事司法改革を制定する。

(a) 犯罪を防ぐためにプログラムを改善する。

(b) 住民の関わり合いと住民に対する説明責任を強化する。

(c) 刑罰を重くし犯罪者の活動能力を奪い犯罪を防ぐ。

(d) 犯罪の被害者を虐待から保護し、犯罪の被害者が刑事司法の全ての過程で威厳を持った扱いを受けることを保証する。なお、

(e) 法執行機関、犯罪防止、および、被害者のプログラムに対して補足資金と持続可能な資金を提供する。

第4項。介入

第4.1項。表題12.6 (第14260項を始めとする) はカリフォルニア刑法第4部に以下のように追加される。

*表題12.6。公安教育と情報の事務局*

*第14260項。(a) これによって公安教育と情報の事務局を設立する。*

*(b) その事務局の主要な目的は、犯罪を防止し、犯罪被害者を支援し、住民に法執行機関と協力するように働きかけ、これらの目標を実現させるために補助金計画を施すことである。これらの目的は、部分的にテレビ、ラジオ、インターネット、と事務局の自己のウェブサイトを含む最も効率的な公共広告の流布手段により達成されるものとする。*

*(c) 公開示は、「銃を使ったらあなたの人生は終わる」、「三振即アウト」、「Jessicaの法」などのテーマと州の法律に関する情報を含むがこれらに限定されないものとする。なお、開示は、殺人、強姦、強盗、窃盗、および、自動車の窃盗を含む具体的な犯罪を相対的に見た犯罪率、受刑率、および、受刑者数の構成を犯罪別に説明する刑務所の人口動態を組み込む。犯罪および刑事裁判の情報資*

*源に関する相対的な情報は、年々の比較情報、および、州と州の比較情報が含まれる場合がある。公開示は、犯罪の防止、教育、そして更生させるためのプログラムの相対的効力も含むものとし、それには再犯率およびその後の逮捕と有罪判決の開示が含まれるがこれらに限定されないものとする。*

*(d) 事務局は、少なくとも以下の三つの個々の特徴を含んだ公的にアクセス可能なウェブサイトを維持するものとする。*

*(1) 住民の安全情報ページには、刑事司法制度、現在の犯罪活動、安全のアドバイス、統計データ、法律の変更、そして、カリフォルニア州司法省と連邦捜査局を含む関連ウェブサイトのリンクに関する総合案内を含むものとする。*

*(2)「Cal　Watch」として知られる州全体に及ぶ近隣地域による監視のページは、近所監視プログラムに情報サポートの提供、それらのプログラムへのリンク、そして、新規の近所監視プログラムへのリンク、保安官、そして警察を支援するものとする。*

*(3) 犯罪の被害者情報とサポートページは、刑事裁判の過程を通じて被害者を支援し、医療費、レイプカウンセリング、賃金損失、および被害者からの賞金を含むサービスおよび払戻を提供する州および地域のプログラムにリンクするものとする。*

*(e) 1250万ドル（$12,500,000）の総額は、これによって一般資金から公安教育と情報の事務局に2009年~2010年の会計年度に対して割り当てられ、そして、それ以降は、被害者を支援するため、あるいは、カリフォルニア州憲法下、または、一貫性のある法令方策の被害者届出要件に従うために雇用された地方検事および法執行機関の資源を増大させるためにカリフォルニア州の消費者物価指数に準じて生活費の変化を調整し年一回毎に割り当てられる。*

*(1) 毎年割り当てられる金額の20パーセントは、参加している郡の被害者情報と日々の届出(Victim Information and Notification Everyday: VINE)プログラムを維持している保安官事務所に案分計算で分配するものとする。*

*(2) 毎年割り当てられる金額の80パーセントは、被害者の権利情報を流布するため、および、犯罪被害者が保護サービス、カウンセリング、損失償還が利用できるように支援するために郡の地方検事、保安官、そして、警察に授与するものとする。特定のプログラムと補助金交付申請要件は、事務所に2009年3月30日までに公布するものとし、その申請要件は定期的に改正することが許される。申請機関は、補助資金の譲渡が求められる会計年度直前の6月15日までに申請することができる。*

*(f) 州知事は、事務所の仕事を実行するのに適度に必要とされる行政官と職員を任命するものとする。*

*(g) 事務所は、住民安全の資金を最大限に生かし、マッチングファンドを確保し、重複した取り組みを削除し、より良い住民の安全方針と慣行を定めるために州当局、地方局所、そして連邦機関と連携するものとする。*

第4.2項。第13921項は政府の行動規範に以下のように追加される。

*第13921項。(a) これによって早期介入による犯罪防止、もしくは、更生による再犯率の低下、そして、それらの結果を住民に開示するために策定された公的資金で賄われているプログラムを評価することを目的とするカリフォルニア州早期介入、更生、および、責任説明委員会を確立する。その委員会は、限られた公的資金を、無意味な説明責任を負わせ早期に釈放するよりも犯罪阻止および集中的な更生により投獄期間が限定されるように促すプログラムに配当するのが最も良いという方針に忠実であるものとする。*

*(b) その委員会の長期的な目標は、投獄される前に脱落の恐れがある住民を特定し、堅実に介入するように支援することであり、そして、投獄しなければならない住民に対しての目標は、最も更生する可能性があるプログラムと違反者を特定することで最も成功しているプログラムを再現することができる。*

*(c) その委員会は、公的資金プログラムの提供者および参加者に説明責任の行動規範を提案し、プログラム継続、補足、または、資金を減らすことを勧告し、そして、検討したプログラムの有利な要素と不利な要素を明らかにする権限がある。*

*(d) その委員会は、費用と公的資金プログラムの有効性について共同立法監査委員会(Joint Legislative Audit Committee)および州知事に一年ごとに報告するものとする。*

*(e) 全ての公的資金を受けた早期介入プログラムは、対象となる脱落の恐れがある住民の明確な定義を有し、そして、それらの参加者を特定することで、後々参加者が犯罪に関与することがある場合、同状況の対照群と比較することができるようにするものとする。*

*(f) 未成年者を含む犯罪者が関与する全ての公的資金による更生プログラムは、それらの違反者の地域社会への復帰あるいは再復帰が成功するように計画作成を支援するために策定するものとする。従って、そのようなプログラムは全て明確な目標を有し、就職、家捜し、依存症の克服、そして/または、社会復帰が成功するような計画を立てるためにそれらの違反者の技能向上を求めるものとする。*

*(g) 資金を授与したプログラムには資金配当された早期介入と教育が含まれ、それら全てのプログラムは、職員の配属、履修過程および参加プログラムを詳述した年報を委員会に提出するものとする。委員会が追加情報を要求しない限り、その他の付与当局に年報の写しを提供するだけで十分である。*

*(h) その委員会は、9名のメンバーで構成されるものとし、議長を含む3名を州知事が任命、上院のメンバー2名を議事運営委員会と少数党院内総務がそれぞれ1名ずつ任命、州議会のメンバー2名を議長と少数党院内総務がそれぞれ1名ずつ任命、元裁判官1名をカリフォルニア州最高裁長官が任命、および、司法長官あるいは司法長官より指名された人で成り立っている。その委員会のメンバーは、報酬を受領してはならないものとするが、合理的な委員会関連費用のみは、返済されるものとする。*

*(i) 州知事は、調査の実施および委員会に予算制限がある公的資金を受けたプログラム全ての定期的監査あるいは偶発監査を実施を含んだ委員会支援に必要な職員を雇用する事務局長を任命するものとする。*

*(j) 全面的あるいは部分的に公的資金を受けた全ての早期介入プログラムまたは更生プログラムは、公的資金を受ける条件として設備資産および債務記録を委員会が利用できるようにするものとする。*

*(k) その委員会は、いかなる早期介入、教育、あるいは、更生プログラムでも、未成年者でも成人でも、公共でも民間でも、対照研究の目的で評価することができる。*

第4.3項。福祉および施設条例第749.22項は以下のように改正される。

第749.22項。この補助金の適格要件を満たすために各郡は、複数機関の少年法調整評議会の設立が要求されるものとし、その評議会は、未成年者犯罪に対する一連の群を基盤にした反応を策定および実施するものとする。そ評議会は、~~少なくとも~~議長として保護観察長官、そして、地方検事の事務所、公費弁護人の事務所、保安官事務所、管理委員会、社会福祉課、精神衛生課、~~地域社会を基盤とした薬物とアルコールのプログラム~~、市の警察署、郡の教育管理事務所、あるいは、郡の通学区域事務所~~および、全州を代表した代理人~~からの代理人をそれぞれ1名ずつを含むものとする。~~この項に準じた責務を実施するために、その評議会、未成年者にサービスを提供する地域社会が基盤となっている非営利組織からの代理人を含むものとする。その管理委員会は、調整評議会に参加する地域社会を基盤とする組織に関して知らせを受けるものとする。~~その調整評議会は、男子と女子の未成年違反者の犯罪防止、介入、監督、治療、投獄に対して効果的な一連の反応を提供するためにリソースと戦略を明らかにする複数機関の包括的な計画を展開するものとし、その計画には、第602項で説明されている青少年の地元を基盤とした家庭外配置あるいは地域を基盤とした家庭外配置のオプションを展開および実施するための戦略が含まれる。~~郡は、計画が未青少年犯罪および少年司法制度あるいはこのプログラムのために展開された地元の実行計画に対応する範囲で1995年の予算法に含まれる資金からの補助金の授与に従って展開された地域社会の懲罰計画を利用することができる。~~その計画は、以下の要素を含むがこれらに限定しないものとする。

(a) 現行の法執行機関、保護観察、教育、精神衛生、衛生、社会福祉、薬物およびアルコール、そして、具体的に脱落の恐れがある未成年者、未成年犯罪者、とその未成年者の家族を対象とする青少年サービスリソースの評価。

(b) 非行集団活動、~~白昼の~~窃盗、~~深夜~~の強盗、公共物の汚損、無断欠席、規制薬物の販売、銃器関連の暴力行為、および、その議会の管轄区域での未成年者によるアルコールと薬物の使用などの未成年者犯罪による深刻な公共の安全性リスクを抱える近隣地域、学校および地域のその他の区域の特定と優先順位付け。

(c) 地元の行動計画(LAP)により本項の細目に記載されたリソースを改善し整合させ、(a)細目の対象区域で未成年者犯罪および非行行為の発生率を削減し、(b)そして、より広範な地域でもそれらを削減させる。地方議会は、細目(a)に記載されたリソース全ての共同そして統合されたサービスの資金引き当てを最大限にする計画を準備するものとし、特定の戦略を犯罪防止、介入、抑制、および行動能力の奪取を含んだ全ての反応要素に対して備えるものとし、そして、そうすることで、男子と女子の未成年者犯罪問題に対しての一連の対応を提供し、第602項で説明されている青少年の地元を基盤とした家庭外配置あるいは地域を基盤とした家庭外配置のオプションを展開および実施するための戦略を提供する。

(d) 情報システムと情報共用システムを開発し、郡の行動が完全に統合されているかを確認し、資金が譲与された組織の目標達成において成功を評価するデータを提供する。その計画は、プログラムの有効性を決定するのに利用する結果判定法に関連した目標を展開させるものとする。

(e) 以下を含む結果判定法を特定するものとするが、これらに限定されない。

(1) 未成年者の逮捕率と*犯罪率との関係。*

(2) 保護観察終了の成功率。

(3) 教化終了および裁判所命令による社会奉仕の任務終了の成功率。

*(f) 未成年の違反者や成人の違反者または脱落の恐れがある住民にサービスを提供することで補助金を受領した非営利団体、あるいは、受領するかもしれない非営利団体を含む、民間団体に雇用されている人、あるいは、民間団体の利害を代表するいかなる人も、調整評議会の委員として努めることはできない。*

第4.4項。福祉および施設条例の第1951項は以下のように改正される。

第1951項。(a)　これによって青年犯罪者ブロック補助資金を設立する。

(b) 青年犯罪者ブロック補助資金からの割り当ては、第731.1項、第733項、第1766項と第1767.35項で対象となっている青年犯罪者に適切な更生および指導サービスを提供*および確保*するために保護観察、~~精神衛生、薬物およびアルコール、そしてその他の郡の~~事務所の執行力を強化するために用いるものとする。~~郡は、青年犯罪者ブロック補助資金の配当金を引き上げるにおいて、必要とされるサービスを全て違反者の監督および保護観察に供与するものとする。~~

(c) 関与する郡は、第733項の細目(c)の理由により州によって監督されていない各違反者および第1766項の細目(b)または第1767.35項の理由により関与する群が指導している各違反者に対して第912項、第912.1項または第912.5項に従って州へのいかなる支払い責任からも免除される。*この規定による貯蓄金は、青年犯罪者ブロック補助資金に追加し、本項の細目(b)で規定の通り保護観察課に支給されるものとする。*

*(d) これによって一般資金から9250万ドル($92,500,000)あるいは第1953項、第1954項、または、第1955項で指定されている金額、いずれか大きいものを2009年~2010年の会計年度およびカリフォルニア州の消費者物価指数に準じて生活費の変化を調整し年一回毎に継続的に割り当てる。この金額は、未成年違反者の住居をあてがう費用に対して郡を援助するために第1955項における公式に従って配分するものとする。*

第4.5項。第30062.2項は政府の行動規範に次のように追加される。

*第30062.2項 。(a) これによって未成年者の保護観察施設および監督資金を設立する。*

*(b) 総額5000万ドル（$50,000,000）は、これによって2009年~2010年の会計年度およびカリフォルニア州の消費者物価指数に準じて生活費の変化を調整し年一回毎に一般資金から未成年者の保護観察施設および監督資金に割り当て、なお、その総額は、会計監査官から郡にあてがわれ、各郡のSLESFに未成年者施設の修理、判決で勧告されたプログラムへの未成年者延期加入、および未成年者あるいは若年成人（25歳以下）の強化された保護観察監督のための第30061項の細目(b)項段落(1)で認可されているものと同じ比率で預金される。*

第5項。被害者のための保護および支援

第5.1項。証拠法典第240項は以下のように改正される。

第240項。(a) 細目(b)で規定されている場合を除いて、「証人として利用できない」とは、申告者が以下のどれかに該当することを意味する。

(1) その申告者が関連していることに関して証言することは機密特権を根拠に免除あるいは除外されている。

(2) その事柄に関して証言する資格が剥奪されている。

(3) 死亡したか、あるいは、既存の身体的疾患や精神疾患または病弱のため出席が不可能もしくは審問で証言することができない。

(4) その申告者は審問から欠席しているが裁判所が法的措置によりその申告者を強制的に出席させることができない。

(5) その申告者は審問から欠席し、当該者の申立当事者は合理的な努力を行ったがその申告者を法的措置により出席させることができない。

*(6) その申告者は、審問に出席しているが裁判所から証言するようにと命令されているにもかかわらず本件に関して証言することを拒んでいる。*

(b) その申告者は、出席あるいは証言を阻止する目的で申立当事者がその申告者の供述の入手あるいはその申し立て当事者が不正を行うことによりその申告者の免除、除外、資格剥奪、死亡、不能、または、欠席をもたらした場合、証人として利用することができる。

(c) 専門家証言~~そしてそれ~~は、申し立てられた犯罪により身体的あるいは精神的な外傷が、証人にかなりの重症とされる被害をもたらし、そのため証人は身体的に証言することができないか、もしくは、かなりの外傷で苦しまずに証言することができないというその状況が細目(a)項段落(3)に準じて証人として利用できない状況を表していることを十分に立証することができる。本項で用いられているように、「専門家」と言う表現は、精神科医あるいは第1010項の細目(b)、(c)、または(e)で説明されているいずれかの人物を含む医師および外科医を意味する。

本細目で証人として利用できないことを立証するための証拠採用は、反証がなければ利用できないことを獲得したと見なしてはならないものとする。

第5.2項。第1390項は以下のように証拠法典に追加される。

*第1390項。(a)　供述の証拠は、関係者が故意に犯罪行為に携わった、あるいは、不本意に従った結果、当該申告者が証人として利用できなくなった場合、その申告者による関係者に対しての供述は、伝聞証拠の法により証拠として使えなくはならない。*

*(b) (1) 細目(a)に従って供述を導入しようとしている関係者は、優位な証拠により細目(a)の要素が基本的な審問で満たされたことを立証するものとする。*

*(2) 基本的な審問の対象となる伝聞証拠を含む伝聞証拠は、基本的な審問で証拠として認められる。ただし、細目(a)の要素が基本的に満たされたという発見は、利用できない当該申告者の追及無しの伝聞供述だけに基づいてはならず、単独的な立証により裏付けられねばならないものとする。*

*(3) 基本的な審問は、陪審のいない場所で実施するものとする。ただし、審問が陪審裁判が開始された後に開始された場合、審問の裁判長は、既に陪審に提示された証拠を考慮し細目(a)の要素が基本的に満たされたかどうかを決定することができる。*

*(c) 本項に準じて証拠として認められる供述が細目(a)に従って証人として利用できない当該申告者以外による伝聞供述を含む場合、その他の伝聞供述は、伝聞証拠の法則の例外を満たさない限り証拠として認められない。*

第5.3項。第13921.5項は政府行動規範に次のように追加される。

*第13921.5項。(a)　これによってクライムストッパー賞金払戻資金を設立し、これは、その委員会により管理される。*

*(b) クライムストッパー賞金払戻資金からの割り当ては、提案され、重罪の情報に支払われ賞金の返済を供与するために用いるものとする。*

*(c) 各申し立てについて5000ドル($5,000)まで払戻額は適格な主張者に支払うことができるが、実際に支払われた金額を超えないものとする。*

*(d) 賞金払戻の申し立ては、根本となる賞金が提案され、逮捕機関または起訴機関により確認された逮捕あるいは有罪判決に導いたという証拠に対して賞金が支払われたことが証明され次第、払戻額が支払われるものとする。*

*(e) 払戻の適格な主張者は、根本的な重罪の被害者または当該被害者の家族あるいは非営利組織を含む。*

*(f) その委員会は、賞金の賞金提供の上限以下にを設定すること、異なった犯罪分野に対して個々の賞金提供限度を設定すること、適格主張者の資格条件を厳しくすること、そして、その申し立て手続きおよフォームを委員会のウェブサイトに提示できるものとする。*

*(g) その会計監査官は、1000万ドル($10,000,000)を2009年から2010年の会計年度に対して一般資金からクライムストッパー賞金払戻資金に譲渡するものとする。*

*(h) クライムストッパ賞金払戻資金は、会計監査官によって毎年増加させることで、当該資金は、カリフォルニア州の消費者物価指数に準じて毎年の生活費の変化を調整した利用可能な金額が1000万ドル($10,000,000)有するものとする。*

*(i) 本項のいかなる条項も、刑法第1547項に準じて州知事の賞金を提案する権限を除外あるいはその反対に妨害するものと見なさない。*

第5.4項。第13974.6項は政府行動規範に以下のように追加される。

*第13974.6項。(a) 被害者外傷回復資金は、これによって犯罪の被害者に包括的な回復サービスを提供するために被害者の回復、リソース、および治療プログラムの支援目的のために設立する。*

*(b) その委員会は、本項に準じて資金が授与するのに最大5つまで用地を選べるものとする。その用地は、以下のプログラムの要素を含むがこれらに限られないものとする。*

*(1) 被害者の回復、リソース、および、治療センターの設立。*

*(2) 犯罪現場モバイル支援活動チームによる子供達と家族のための包括的な介入と報告提供の実施。*

*(3) 地域社会を基盤とした支援活動。*

*(4) 殺人犯罪の被害者の家族と友人のためのサービス。*

*(c) その委員会により選定された被害者の回復、リソース、そして、治療プログラムは、現在必要とされるものが満たされていない犯罪被害者の住民に役立たせ、州の住民に奉仕するために地理的に分配するものとし、以下全てにサービスを含めるものとする。*

*(1) 犯罪被害者のために提供されているサービスの幅および範囲を認識していない個人。*

*(2) サービスが限られた地域社会に居住する個人。*

*(3) 身体障害のためサービスを利用できない個人。*

*(4) 殺人被害者の家族と友人。*

*(d) その委員会は、当該資金を2009年7月1日から授与するものとする。*

*(e) その委員会は、当該資金を管理する目的でのそれらの資金の最高5パーセントまで留保できる。*

第5.5項。刑法第136.1項は以下のように改正される。

第136.1項。(a) 細目(c)での規定を除いて、以下のことを行う人は全て、法律違反で有罪となり、当該者は懲役刑により郡刑務所あるいは州刑務所において最高一年まで罰せられるものとする。

(1) 故意にあるいは悪意を持って証人または被害者を法に基づいた裁判、訴訟あるいは審問に出席もしくは証言することを阻止あるいは説得においてやめさせること。

(2) 故意にあるいは悪意を持って証人または被害者を法に基づいた裁判、訴訟あるいは審問に出席もしくは証言することを阻止あるいは説得においてやめさせようとすること。

(3) 本項において、証人あるいは被害者を守るために仲裁しようと努力した被告がその家族の一員であるという証拠は、その行為に悪意が無かったという推定を起案するものとする。

(b) 細目(c)での規定を除いて、犯罪の被害者または犯罪の目撃者を以下のことから阻止あるいは説得においてやめさせようとする人は全て、法律違反で有罪となり、当該者は懲役刑により郡刑務所あるいは州刑務所において最高一年まで罰せられるものとする。

(1) 保安官、州警察官、地方警察官、保護観察官、保護観察司、看守、検察機関、あるいは、裁判官へその犯罪被害の報告をすること。

(2) 訴状、告訴、起訴、告発、執行猶予、仮出所の違反を請求および起訴することを引き起こし、それを理由に起訴においての支援をすること。

(3) 犯罪被害に関係する人の逮捕を引き起こしたり請求すること。

(c) 細目(a)または(b)で説明された行為を以下の一つまたはそれ以上の状況においても故意にあるいは悪意を持って行う人は全て、重罪犯として有罪となり、以下のいずれかの状況において懲役刑により州刑務所において二年、三年、あるいは四年間罰せられる。

(1) 目撃者、被害者、第三者あるいは目撃者、被害者または第三者の所有物に対してその行為が強要を伴う、あるいは、強制や暴力の明示的なまたは黙示的な脅迫を伴う場合。

(2) その行為が謀略を助長する場合。

(3) 本項、ここに先行した法あるいは連邦法令あるいは他州の法律の違反により有罪判決を受けた人によりその行為が犯され、起訴されたその行為がこの州で犯されたのであれば、本項の違反となる。

(4) 金銭上の利益を得る目的あるいはその他の理由により他人の要求に応じた人によってその行為が犯された場合。そのような取引に関与した全ての関係者は、重罪犯として有罪になる。

*(d) 裁判官、検察官、公費弁護人、または、保安官が逮捕、起訴、裁判または犯罪の容疑者の公正な判断を下すことを強制や暴力の明示的なまたは黙示的な脅迫による阻止あるいは説得においてやめさせようとする人は全て、重罪犯として有罪となり、懲役刑により州刑務所において二年、三年、あるいは四年間罰せられる。*

*(e) 非行集団、薬物あるいはその他の犯罪組織活動に対応して非行集団の禁止命令または迷惑行為排除の訴訟手続きの提訴、認可あるいは実施する人を強制や暴力の明示的なまたは黙示的な脅迫による阻止あるいは説得においてやめさせようとすること、あるいは、そのような活動が発生する敷地を査察することを強制や暴力の明示的なまたは黙示的な脅迫による阻止あるいは説得においてやめさせようとする人は全て、重罪犯として有罪となり、懲役刑により州刑務所において二年、三年、あるいは四年間罰せられるものとする。*

*(f) 細目(a)、(b)、(d)または(e)に準じて保護されている犯罪訴訟手続きあるいは民事裁判手続きに合法的に参加した人に対して強制や暴力の明示的なまたは黙示的な脅迫により報復しようとする人は全て、重罪犯として有罪となり、懲役刑により州刑務所において二年、三年、あるいは四年間罰せられるものとする。*

~~(d)~~ *(g)* 細目(a)、(b)、~~および~~(c)、*および、(d)*で説明された行為を犯そうとする人は全て、企ての成功不成功に関係なく違法行為の企てとして有罪となるものとする。誰も身体的に傷つかなかった事実、あるいは、脅迫を受けなかった事実は、本項下で起訴に対する抗弁にならないものとする。

~~(e)~~ *(h)* 本項のいかなる条項でも、より大きな肉体的損傷を負わせるための強制による損傷が重傷または大きい場合、除外しない。

~~(f)~~ *(i)* 細目(c)で説明されている違反行為を犯す際に強制を用いることは第1170項の細目(b)に基づいて懲役刑期間を科す状況において犯罪を悪化させると見なすものとする。

第5.6項。第11166.6項は刑法に以下のように追加される。

*第11166.6項。(a) 各郡は、申し立てられた児童虐待の調査および起訴に関与する様々な機関の活動を調整させるために児童の権利擁護センターを設立することができ、これらのセンターには、児童虐待の被害者に医療サービスおよび追跡治療を提供するものが含まれる。これらのセンターの目的は、地方検事、児童福祉士、法執行機関、および特に医療関係者との取り組みにおける協調で児童に精神的なショックを与える尋問を最低限に抑えることで児童虐待の被害者を保護し、そして裁判で認められる情報を得られるように年齢に適した質問をして得た情報が対立する情報あるいは不正確な情報になる可能性を削減して起訴を支援することである。*

*(b) (1) 児童権利擁護センターの機関のメンバーは、最低でも検察官の事務所、保安官事務所、警察および児童保護サービスからの代理人で構成され、および場合によっては医学および精神衛生の専門家を含むものとする。*

*(2) 児童権利擁護センターのメンバーは、児童の法廷尋問を行なうことを教育されるものとする。その教育は、リスク評価における指示、特別な必要性がある児童、児童の性的虐待および強姦を含んだ児童虐待の力関係、そして、法的に妥当であり年相応なインタビューと調査方法を含むものとする。*

*(c) 児童権利擁護センター資金は、これによって児童権利擁護センターを支援する目的で設立される。その資金から割り当てられた金額は、本項で規定されているように包括的な児童権利擁護サービスを提供する児童権利擁護センターの設立または維持あるいは両方のために緊急サービス事務所からどの公共非営利機関または民間非営利機関であっても利用できるようにするものとする。*

第5.7項。刑法第1464項は以下のように改正された。

第1464項。(a) (1) *カリフォルニア州民は、路上犯罪の日常化と残忍な行為は多数の被害者を出すが、その被害者は経験豊富なサービス提供者から支援やサービスを受ける必要があることを認定、宣言する。なお、運転者訓練刑罰査定資金に割り振られた資金が元の目的のためにもはや使用されていないため、刑事罰の査定により生じた当該資金の配当先を被害者サービスおよび法執行教育プログラムに変えることは適切である。*

*(2)* 本項で規定されている場合を除き、政府行動規範の表題8の第12章（第76000項を始めとする）の対象となる、いかなる自動車条例あるいは自動車条例に準じて採用した地域条例の一項の違反に関与する第1463項の細目(i)で定義された駐車違反を除いた全違反を含む全ての刑事犯罪に対して裁判所により科せられた全ての罰金、刑罰、あるいは、罰金徴収には金額10ドル($10)に対して10ドル($10)あるいは10ドル($10)の一部に対して州の罰金を徴収するものとする。

~~(2)~~ *(3)* 第1269ｂ項に従って採用された保釈予定あるいは自動車条例第40310項に従って法務協議会により採用された保釈予定は、出廷が必須ではないおよび保釈金の支払いが主に罰金の支払いを保証するためである場合、本項および政府行動規範の表題8の第12章（第76000項を始めとする）により確立された罰金の支払いに必要な金額、および、第1465.7項により認められている課徴金を含むことができる。

~~(3)~~ *(4)* 本項で科される刑罰は以下に適用されない。

(A) 賠償の罰金。

(B) 政府行動規範表題8の第12章（第76000項を始めとする）で認められている刑罰。

(C) 自動車条例の第17区第1章第3条（第40200項を始めとする）を対象とする駐車違反。

(D) 第1465.7項により認められている課徴金。

(b) 多数の違反が関与している場合、州の刑罰は各違反につき罰金の総額あるいは保釈に基づいたものとする。罰金が全額あるいは部分的に保留になった場合、州の刑罰はその保留期間に比例して削減されるものとする。

(c) 本項が適用する違反に対して出廷が必須とされない場合、そして、その違反に対して保釈金を預かった場合、保釈金を預ける人は、本項で規定された保釈金を失った場合に州による罰金が含まれるため十分な金額を預けるものとする。保釈金が返済されれば、本項に基づいて支払われた州の罰金も返済される。

(d) 本項が適用する犯罪に有罪判決を受けた人は、罰金が支払われるまで刑務所に収容され、その支払が有罪判決を受けた当該者あるいは当該者の家族に負担を強いる場合は、裁判官が州による罰金の全額または部分的に撤回することができる。

(e) 裁判所が支払い金額を決定した後、裁判所の事務員は罰金を徴収し郡財務省に送金するものとする。政府行動規範の表題8第12章（第76000項を始めとする）を理由としてその金額の一部は、適切な郡資金に預けるものとし、残高の70パーセントは州財務省に送金するものとし、これを州刑罰資金に預け、そして、これによって残金の30パーセントの預金を郡の一般資金に残す。州財務省への送金は、郡が州のために罰金を徴収するのと同様に遂行される。

(f) 州刑罰資金に預けられた金額は、以下のように配当される。

(1) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の0.33パーセントに等しい金額を魚類鳥獣保護資金に譲渡するものとするが、ただし、総額は、罰金に課税される州の罰金あるいは魚類および鳥獣の保護や繁殖に関連する州法違反に対しての罰金より少なくないものとする。これらの金額は、当該部の従業員の教育あるいは訓練に役立てるものとし、これは、魚類鳥獣部の目的に一貫した必要性を満たすものである。

(2) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の~~32.02~~*30.21*パーセントに等しい金額を賠償資金に譲渡するものとする。それらの資金は、政府行動規範第13967項に従って利用できるようにするものとする。

(3) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の~~23.99~~*32.44*パーセントに等しい金額を保安官の訓練資金に譲渡するものとする。

(4) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の~~25.70~~*0.67*パーセントに等しい金額を運転手の訓練刑罰査定資金に譲渡するものとする。

(5) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の~~7.88~~*13.80*パーセントに等しい金額を矯正教育資金に譲渡するものとする。矯正教育資金にある金額は、継続的に割り当てられるものではなく、予算法において割り当てられるものとする。

(6) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の~~0.78~~*1.25*パーセントに等しい金額を第11503項に従って設立された地域の検察官教育資金および公費弁護人教育資金に譲渡するものとする。~~譲渡されたその金額は、どの会計年度においても85万ドル($850,000) を超過しないものとする。85万ドル($850,000)を超過した残余の金額は、賠償資金に譲渡するものとする。~~

(7) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の~~8.64~~*16.94*パーセントに等しい金額を被害者・証人補助資金に譲渡するものとする。

(8) (A) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の0.66パーセントに等しい金額を福祉および施設条例第4358項に従って設立された外傷脳損傷資金に譲渡するものとする。ただし、1996年~1997年の会計年度の外傷脳損傷資金に譲渡されたその金額は、50万ドル($500,000) を超過しないものとする。それ以降、本項の条件に従ってその資金を譲渡するものとする。その他の法律諸条例にかかわらず、1997年~1998年、1998年~1999年および1999年~2000年の会計年度の外傷脳損傷資金に譲渡された金額は、現会計年度または次の会計年度において精神衛生省が費やすことができ、外傷脳損傷資金から資金供給されるている現存のプロジェクトに追加的な資金を提供するため、あるいは新規のプロジェクトに資金援助するため、あるいは両方を援助するために費やされる。

(B) 福祉および施設条例の第5区第1部第6.6章（第5564項を始めとする）が廃止された日付またはそれ以降に自動車条例第27315項の細目(i)に準じて行った査定により起因して州刑罰資金に預金された金額は、本細目を含めて項段落(1)から(8)に従って利用するものとする。

*(9) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の1.81パーセントに等しい金額を政府行動規範第13974.6項の細目(a)に従って設立された被害者外傷回復資金に譲渡するものとする。*

*(10) 月に一度、先立つこと1か月の間に州刑罰資金に預金された当該資金の1.89パーセントに等しい金額を第11166.6項の細目(c)に従って設立された児童権利擁護センター資金に譲渡するものとする。*

第5.8項。刑法第14027項は以下のように改正される:

第14027項。司法長官は適切な指針を出し、この表題を実行するために規則を採用することができるものとする。これらの指針は下記のものを含むものとする:

(a) 州および地元機関が証人保護サービスを提供する費用の返済を申請しなければならない手続き。

(b) ~~25パーセント~~地元機関*が負担する額*~~要求される額~~*適切なレベル*。司法長官は、適切な場合、義務付けられている地元機関の負担額を撤回する手続きを確立することもできる。

第6項。非行集団および路上犯罪の罰

第6.1項。刑法第594項は以下のように改正された:

第594項。(a) 悪意も持って自己の不動産あるいは個人財産ではないものに対して以下の行為を犯す人は全て、州法で規定されているもの以外、公共物の汚損で有罪となる:

(1) 落書きあるいはその他の文字を刻んだものによる汚損。

(2) 損害。

(3) 破壊。

不動産、自動車、標示、備品、または、政府行動規範第811.2項あるいは連邦政府によって定義される公共団体に属する所有物に関連する本細目を人が違反する場合、その人自身が所有しない所有物を汚損、損害、または破壊することを所有者から許可を得なかったという推論は認めるものとする。

(b) (1) 破損、損害、または破壊の被害金額が400ドル($400)あるいはそれ以上の場合、公共物の汚損は、州刑務所または郡刑務所において一年を超過しないの懲役刑、または1万ドル($10,000)以下の罰金が科せられ、または、破損、損害、または破壊の被害金額が1万ドル($10,000)あるいはそれ以上の場合、5万ドル($50,000)以下の罰金、あるいは、その罰金と懲役刑の両方が科せられる。

(2) (A) 破損、損害、または破壊の被害金額が400ドル($400)以下の場合、郡刑務所において一年を超過しないの懲役刑あるいは1千ドル($1,000)以下の罰金、またはその罰金と懲役刑の両方が科せられる。

(B) 破損、損害、または破壊の被害金額が400ドル($400)以下の場合、および、その被告人が以前に第594項、594.3項、594.4項、640.5項、640.6項あるいは640.7項に基づいて公共物の汚損または落書きあるいは文字を刻み付け有罪判決を受けた場合、公共物の汚損は、郡刑務所において一年を超過しないの懲役刑、または5千ドル($5,000)以下の罰金、あるいは、その罰金と懲役刑の両方が科せられる。

*(3) 連続12ヶ月の期間内に二つ以上の公共物汚損行為が犯され、それらの行為が共通の企み、目的、計画により犯された場合、項段落(1)と(2)の目的でそれらの行為を統合することができる。*

(c) 所有物の落書きあるいはその他の文字を刻むことによる汚損行為に対していかなる人が有罪判決を下された上で、細目(b)下で科される刑罰に追加して、裁判所は、被告自身が損壊した財物を清掃、修復、あるいは交換すること、あるいは、被告が未成年者の場合、被告の両親または保護者に地域の被害にあった公共物または特定された所有物を最高一年まで落書き無しの状態にすることを命令することができる。裁判所が親あるいは保護者の参加が被告に有害であると見なした場合、あるいは、親あるいは保護者が片親であり幼児の面倒を見なければならない場合、本細目下では親あるいは保護者の参加は要求されない。

(d) 本項で禁止された行為に対して未成年者が個人的に科された罰金を支払えない場合、その未成年者の親が罰金の支払い義務を負うものとする。裁判所は、正当な理由を見つけた上で親による支払い義務を撤回することができる。

(e) 本項で用いられているように、「落書きあるいは落書きあるいはその他の文字を刻んだもの」と言う表現は許可されていない銘刻文字、単語、印、または、デザインが個人所有物に書かれた、印を付けられた、刻まれた、傷つけられた、描かれた、あるいは、塗られたものを含む。

(f) 裁判所は、地域社会奉仕または落書きの除去を命令されたいかなる人にでも細目(c)の項段落(1)に準じてカウンセリングを受けることを命令することができる。

~~(g) 本項目は、2002年1月1日に有効になるものとする。~~

第6.2項。自動車条例第10851項は以下のように改正される。

第10851項。(a) 車を盗むためにかどうかという意図の有無にかかわらず永久的あるいは一時的に自動車の所有者からその所有権を奪う意図で所有者の許可を得ずに自己が所有しない自動車を運転あるいは取得する人、もしくは、運転または無許可に自動車を取得あるいは盗みに関与したかあるいはその共犯者である人は、法律違反で有罪となり、有罪判決が下され次第、懲役刑により郡刑務所において最高一年まで、あるいは、州刑務所において最高五年まで、あるいは、5千ドル($5,000)以下の罰金、それか、その罰金と懲役刑の両方が科せられるものとする。

(b) もし自動車が(1)第165項の細目(a)で定義されている救急車、(2)執行機関または消防署の独特な印が付けられている車~~が救急車または車が緊急呼出され、この事実を自動車を取得した人または運転した人、または、運転または無許可に自動車を取得あるいは盗みにおいて関与した人あるいは共犯者が知っていた、~~あるいは(3)退役傷病軍人またはその他のいかなる身体障害者の使用のために変更され、第22511.5項または第22511.9項に準じて発行された独特なナンバープレートまたはプラカードを標記する自動車であり、そしてこの事実を自動車を取得した人または運転した人、または、運転または無許可に自動車を取得あるいは盗みにおいて関与した人あるいは共犯者が知っていたあるいは適度に理解していた場合、その法律違反は重罪であり、懲役刑により郡刑務所において州刑務所において二年、三年、または四年、あるいは、10万ドル($10,000)以下の罰金、それか、その罰金と懲役刑の両方が科せられるものとする。

(c) 細目(a)と(b)の違反の起訴において、いかなる場合においても同じ人あるいは別の人によって以前に自動車の所有者からその自動車を取得あるいは運転する承諾を受けた理由で、自動車の所有者からそれを取得あるいは運転する承諾を受けたことは、推定または意味しないものとする。

(d) 細目(b)を適用させるいかなる事実の存在は、起訴弁解において、公開法廷で被告が認めるか、あるいは、*事実の挑戦者*~~の有罪判決を下そうとする陪審あるいは裁判所が有罪答弁または不抗争の答弁あるいは裁判官による陪審制度なしの裁判所により有罪を確立する~~により真実であることが明らかになることにより確立される。

(e) 本項の重罪の違反あるいは、旧刑法第487項の細目(3)が法令1993第1125章第4項あるいは刑法第487ｈにより改正される前に規定されていた刑法487項の細目(d)の自動車の重窃盗罪の違反により以前に一つまたはそれ以上の有罪判決を下された人は、刑法第666.5項で規定されているように罰せられる。人を*細目(f)、(g)、(h)、(i)、あるいは(j)または刑法*第666.5項下の対象とさせるいかなる事実の存在は、~~略式起訴状あるいは起訴~~*起訴弁解*において、公開法廷で被告が認めるか、あるいは、*事実の挑戦者*~~の有罪判決を下そうとする陪審あるいは裁判所が有罪答弁または不抗争の答弁あるいは裁判官による陪審制度なしの裁判所により有罪を確立する~~により真実であることが明らかになることにより確立される。

~~(f) 本項は、1997年1月1日より有効となるものとする。~~

*(f) 自動車あるいはその構成部品の販売または輸送する対価あるいは目的のために自動車を取得する主犯者あるいは共犯者として細目(a)を違反する人は、法律により規定されている他の刑罰に加えて州刑務所において一年の懲役刑追加の対象となる。*

*(g) 自動車を取得する主犯者あるいは共犯者として自動車が回収される前にその車を重罪を犯すのに使い細目(a)を違反する人は、法律により規定されている他の刑罰に加えて州刑務所において一年の懲役刑追加の対象となる。*

*(h) 自動車を取得する主犯者あるいは共犯者としてその車を重罪を犯すのに使う意思で細目(a)を違反する人は、法律により規定されている他の刑罰に加えて州刑務所において一年の懲役刑追加の対象となる。*

*(i) 自動車を取得する主犯者あるいは共犯者として細目(a)の重罪違反を犯す人は、その自動車が回収される前に第2800.1項、2800.2項、2800.3項、あるいは2800.4項に従って違反の対象となり、法律により規定されている他の刑罰に加えて州刑務所において一年の懲役刑追加の対象となる。*

*(j) 自動車を取得する主犯者あるいは共犯者として細目(a)の重罪違反を犯す人は、その自動車が回収される前に衝突事故に関与した人は、法律により規定されている他の刑罰に加えて州刑務所において一年の懲役刑追加および共犯者以外の衝突の近因として身体障害の被害を負わされた関係者一人につき一年ずつ連続懲役刑の追加の対象となる。*

第6.3項。刑法第666.5項は以下のように改正される。

第666.5項。(a) 自動車条例第10851項の~~重罪の~~違反あるいは、第487項の細目(d)あるいは旧第487項の細目(3)が法令1993第1125章第4項により改正される前に規定されていた自動車に関連する重窃盗罪、あるいは自動車条令第630項で定義されているトレーラー、自動車条令第565項で定義されている建設専用機器、旧第487h項の違反におよぶ港および航行条令第21項で定義されている船、あるいは自動車条令第415項で定義されている自動車に関する重窃盗罪、または第496d項の~~重罪の~~違反の違反により以前有罪判決を下された~~全その~~人は、その人が実際にそれらの違反に対して以前に刑期服役したかどうかにかかわらず、その後に犯されたそれらのいかなる違反に有罪判決が下される場合、懲役刑により州刑務所において二年、三年、または四年、あるいは、10万ドル($10,000)の罰金、それか、その罰金と懲役刑の両方が科せられるものとする。

(b) 本項の目的として、「建設専用機器」および「船」はモータを備えられた自動車と船に限定される。

(c) 人を細目(a)下の対象とさせるいかなる事実の存在は、~~略式起訴状あるいは起訴~~*起訴弁解*において、公開法廷で被告が認めるか、あるいは、*事実の挑戦者*~~の有罪判決を下そうとする陪審あるいは裁判所が有罪答弁または不抗争の答弁あるいは裁判官による陪審制度なしの裁判所により有罪を確立する~~により真実であることが明らかになることにより確立される。

*(d) 本項下で刑罰の対象となり、以前に細目(a)で列挙された違反の有罪判決を二つ以上受けた人は、正義にとって最善のことが果たされる場合に限り執行猶予が許可される。本細目下で執行猶予が許可された場合、裁判所は記録を明記し、正義にとって最善のことがその意向により果たされる状況を議事録に記入するものとする。*

第6.4項。福祉および施設条例第707.005項は次のように追加される。

*第707.005項。未成年者に関する細目(b)の第707項の目的として、刑法第186.22項の重罪違反という理由で未成年者の年齢が14歳あるいはそれ以上のときに未成年者が第602項において記述されている疑惑の人である場合において、その未成年者はその刑法に適合せず、少年裁判所が証拠に基づいて未成年者が第707項の細目(b)で記*

*述されている手順を条件と未成年者に適用して少年裁判所の施設をにより利用できる介護、処置、そして教育プログラムに従順であると結論を下さない限り少年裁判所の法律下での取り扱いが適切だと推定されるものとする。未成年者が少年裁判所の法律かで取り扱われる場合、第731項および731.1項の規定にかかわらず、その当該者は、矯正局および少年施設更生部に身を委ねる資格がある。*

第6.5項。刑法第32項は以下のように改正される。

第32項。*(a)* 重罪が犯された後、そのような重罪の主犯者をかくまう、隠す、あるいは援助し、その主犯者を逮捕、裁判、有罪判決または刑罰から回避あるいは逃亡させる意図を有し、その主犯者がそのような重罪を犯したこと、あるいはそのような重罪で告発されたこと、または、それが理由で有罪判決が下されたことを知っている人は、そのような重罪の共犯者とする。

*(b) 第186.22項において記述された、あるいは、第667.5項の細目(c)で記述された凶悪重罪の街犯罪非行集団の指示、利益、または、関連のために犯された重罪に関連する調査の事実を知っていながら保安官あるいは検事官に重大な虚偽の申し立てをする人は、以下全てが本当であれば重罪の共犯者であるものとする:*

*(1) その人は、虚偽の申し立てをする前は重罪の主犯者でも共犯者ではなかった。*

*(2) その人は、虚偽の申し立てに主犯者を逮捕、裁判、有罪判決または刑罰から回避あるいは逃亡させる意図を有していた。*

*(3) その人は、重罪の主犯者がそのような重罪を犯したこと、あるいは、その主犯者が根本的な重罪の有罪判決を受けたことをを知っていた。*

*(c) 細目(b)の諸条項は、他のどのような法律の諸条項下であっても起訴側が虚偽を申し立てることを制限するというふうに解釈しないものとする。*

第6.6項。刑法第186.22項は以下のように改正されるとする:

第186.22項。(a) 街非行集団が非行集団の犯罪活動に従事している傾向あるいは従事した傾向があることを知っていながら街非行集団に積極的に参加し、非行集団メンバーの重罪の犯罪行為を故意に進展、促進、あるいは、支援するいかなる人は、懲役刑により郡刑務所において一年を超過しないの懲役期間、あるいは、州刑務所において16ヶ月、または二年あるいは三年の懲役期間が科せられるものとする。

(b) (1) 項段落(4)と(5)での規定を除いて、非行集団メンバーによるいかなる犯罪行為を故意に進展、促進、あるいは、支援し、街犯罪非行集団の指示、利益、または、その非行集団に関連して重罪~~で有罪判決を受けた~~*を犯したあるいは重罪未遂を犯そうとした*人は、~~その重罪の有罪判決を受け次第、重罪あるいは重罪未遂の有罪の判決により規定された懲役刑に連続および追加してにより~~以下のように*州刑務所において追加および連続した懲役刑*が科せられるものとする:

(A) 副段落(B)と(C)での規定を除いて、当該者は裁判所の判断で二年、三年、あるいは四年の追加懲役刑により罰せられるものとする。

(B) 第1192.7項の細目(c)で定義されているように重罪が深刻な重罪である場合、当該者は、五年の追加懲役刑により罰せられるものとする。

(C) 第667.5項の細目(c)で定義されているように重罪が凶暴な重罪である場合、当該者は、10年の追加懲役刑により罰せられるものとする。

(2) 項段落(1)で規定されている根本となる重罪が施設において授業または学校関係のプログラムのための開校時間あるいは未成年者が施設を利用している時間に公立あるいは私立の小学校、専門学校、中学校、あるいは高校の敷地内あるいは1000フィート以内で犯された場合、その事実は、段落(1)下の規約を課すのにおいて犯罪を悪化させる状況とするものとする。

(3) ~~裁判所は、悪化または軽減の状況がない限り中間懲役強化の判決を科すことを命令するものとする。~~裁判所は、刑罰を宣告する時に判決強化の選択理由を記述するものとする。

(4) 非行集団メンバーによるいかなる犯罪行為を故意に進展、促進、あるいは、支援し、街犯罪非行集団の指示、利益、または、その非行集団に関連して本項段落において列挙される重罪を~~有罪判決を受けた~~*犯した*人は、~~その重罪の有罪判決を受け次第、不定期の懲役の判決が下され、最短不定期は計算して大きい方~~*適用されるかもしれないその他の刑強化あるいは刑罰諸条に追加して、以下のように罰せられる。*

(A) ~~有罪判決の根本となる第1170項に従って裁判所により第2部表題7の第4.5章(第1170項を始めとする)下で適用されるいかなる刑罰強化を含む期間あるいは重罪犯罪が本項段落(B)か(C)において列挙された違反である場合、第3046項で規定されている期間が決定される。~~

~~(B) 懲役刑~~ 重罪が第213項の細目(a)の項段落(1)副段落(A)の違反による家宅侵入の強盗、第215項で規定されている自動車の乗っ取り、第246項の重罪違反、あるいは、第~~12022.55~~*12034*項の*重罪*違反である場合、*懲役刑により*州刑務所において15年から*無期懲役に至る。*

~~(C) 懲役刑~~ *(B)* 重罪が第519項で規定されているような強要、または、第136.1項で規定されている被害者~~および~~証人、*裁判官、陪審員、検察官、公費弁護人、あるいは保安官を脅迫した場合、懲役刑により*州刑務所において~~7年から~~*無期懲役に至る。*

(5) *(A)* 項段落(4)*および副段落(B)*においての規定を除いて、懲役刑により州刑務所において無期懲役により罰せられる重罪を犯し本細目を違反する人は、最低15暦年の刑期を務めなければ仮釈放されないものとする。

*(B) 副段落(A)で規定された重罪に関して、本細目の段落(1)に規定される刑罰がより長期の懲役期間となる場合は、副段落(A)で規定される刑罰の代わりに本細目の段落(1)を適用するものとする。*

(c) 裁判所が仮釈放あるいは細目(a)の違反に対して科される刑罰実行の延期を許す場合、あるいは、細目(b)で列挙された刑の強化の事実認定に関与する場合、裁判所は、被告が郡刑務所において最低180日の服役を条件として要求するものとする。

(d) 非行集団メンバーによるいかなる犯罪行為を故意に進展、促進、あるいは、支援し、街犯罪非行集団の指示、利益、または、その非行集団に関連した~~それらの行為を犯し~~重罪あるいは軽罪として罰される犯罪~~の有罪判決を受けた~~*を犯した*人は、郡刑務所においていかなる人でも一年を超過しないそして180日以上投獄するという条件で、懲役刑により郡刑務所において一年を超過しないの懲役期間、あるいは、州刑務所において一年、二年あるいは三年の懲役期間が科されるものとし、そして、刑の服役、仮釈放またはその他の奉仕が終了した時点で、当該者が180日服役しないければ釈放の資格がないものとする。裁判所が仮釈放あるいは被告に対して科される刑罰実行の延期を許す場合、裁判所は被告が郡刑務所において最低180日の服役を条件として要求するものとする。

(e) 本章で用いられたように、「非行集団の犯罪活動に従事している傾向」とは、以下の二つあるいはそれ以上の犯罪行為を犯そうとした、犯そうと企てる、あるいは、それらの行為の懇願、継続的な未成年者に対しての嘆願またはそれらの行為に対して有罪判決を受けることを意味し、少なくともそれらの行為の一つは、本章の有効日後に犯され、最後の犯行は、その前の犯行から三年以内に起こり、そして、それらの行為は別々の犯行あるいは二人またはそれ以上の犯行とすることを条件とする。

(1) 第245項で規定されるように凶器を用いた暴行あるいは大きな身体傷害をもたらす程の力を用いた暴行。

(2) 第1部の表題8の第4章(第211項を始めとする) において規定の強盗。

(3) 第1部の表題8の第1章(第187項を始めとする) において規定の不法殺人あるいは過失致死罪。

(4) 安全衛生条例および第11054項、11055項、11056項、11057項、および11058項で規定されている規制薬物の販売、販売のための所有、運搬、製造、販売のための売り出し、あるいは、製造の申し込み。

(5) 第246項で規定されているような人が住んでいる住宅あるいは人がいる自動車への射撃。

(6) 第12034項の細目(a)および(b)で規定されているような自動車から発砲あるいは自動車から発砲することを許可すること。

(7) 表題13の第1章(第450項を始めとする)で規定されているような放火。

(8) 第136.1項で規定されているような証人~~および~~*裁判官、陪審員、検察官、公費弁護士、あるいは保安官の脅しあるいは脅迫。*

(9) 第487項の細目(a)および(c)で規定されているような重窃盗。

(10) いかなる銃器、自動車、トレイラーあるいは船の重窃盗。

(11) 第459項で規定されているような住居侵入窃盗。

(12) 第261項で規定されているような強姦。

(13) 第463項で規定されているような略奪。

(14) 第186.10項で規定されているような不正資金浄化。

(15) 第207項で規定されているような誘拐。

(16) 第203項で規定されているような身体傷害。
(17) 第205項で規定されているような加重身体傷害。
(18) 第206項で規定されているような拷問。
(19) 第518項および520項で規定されているような重罪強奪。
(20) 第594項の細目(b)項段落(1)で規定されているような重罪な公共物の汚損。
(21) 第215項で規定されているような自動車の乗っ取り。
(22) 第12072項で規定されているような銃器の販売、配達、あるいは、運搬。
(23) 第12101項細目(a)項段落(1)の違反においてその違反者が隠し持つことができるピストル、リボルバー、あるいは、その他の銃器の所有。
(24) 第422項で規定されているように死あるいは大きな身体傷害を引きを起こす犯罪の脅迫。
(25) 自動車条例第10851項で規定されているような自動車の盗難および不法な取得。
(26) 第484e項で規定されているようなアクセスカードあるいはアカウント情報の重罪窃盗。
(27) 第484f項で規定されているようにアクセスカードの偽造、設計、使用、使用することを試みること。
(28) 第484g項で規定されているようにアクセスカードあるいはアカウント情報の重罪の詐欺的な使用。
(29) 第530.5項で規定されているように信用、商品、サービス、または医療情報を得るための個人的な識別情報の不法な使用。
(30) 第529.7項で規定されているように不正に自動車管理部局の資料を得ること。
(31) 第12021項の違反において禁止された銃器の所有。
(32) 第12025項の違反において隠し持った銃器の持ち運び。
(33) 第12031項の違反において弾丸を込めた銃器の持ち運び。

(f) 本章で用いられているように、「街犯罪非行集団」は三人あるいはそれ以上の人数で構成される現行の組織、連合、あるいは、グループを意味し、その活動が公式活動あるいは非公式活動であろうと当該する非行集団の主要活動は、項段落(1)から(25)で含まれ列挙されている犯罪行為、あるいは、項段落(31)から(33)で含まれる細目(e)で列挙されている犯罪行為の一つまたはそれ以上犯すことであり、および、その非行集団メンバーは個々であるいは集合的に非行集団の犯罪活動に従事している傾向または従事した傾向、そして共通名称あるいは共通の認識サインあるいは共通の認識印を有する。

(g) ~~その他の法にかかわらず、裁判所は本項で規定される刑罰強化のために追加の刑罰を下すことができる、あるいは、~~*裁判所は*、正義にとって最善のことが果たされるまれな場合、裁判所が記録を明記し、正義にとって最善のことがにその意向により果たされる状況を議事録に記入すれば、軽罪の最低懲役期間の判決を科すことを拒むことができる。

(h) その他の法律諸条例にかかわらず、細項目(a)あるいは(b)に準じて有罪判決を受けたために少年院課に収容されている一人につき、その違反は、福祉および施設条例第912.5項に従って少年院課の制度的費用の費用一人につき100パーセントを州が支払うと見なされるものとする。

(i) 細目(a)に従って有罪判決を保証するため、あるいは、未成年者に対しての嘆願を継続させるために、その人が全てまたは相当多くの時間と努力を街犯罪非行集団に投入していることを検察側が証明する必要はないし、その人が街犯罪非行集団のメンバーであることを証明する必要もない。唯一必要とされることは、街犯罪非行集団においての活発に参加していることである。

(j) 非行集団の犯罪活動に従事している傾向は、項段落(26)から(30)で含まれる細目(e)で列挙されている犯罪行為の一つまたはそれ以上、あるいは、項段落(1)から(25)で含まれ列挙されている犯罪行為、あるいは、項段落(31)から(33)で含まれる細目(e)の一つまたはそれ以上犯すことにより示される場合がある。非行集団の犯罪活動に従事している傾向は、項段落(26)から(30)で含まれる細目(e)で列挙されている犯罪行為を犯したという単一の証明だけでは確立できない。

*(k) (1) 第166項の細目(a)の第(4)章にかかわらず、民事法典第3479項に従って本項で規定された街犯罪非行集団あるいはその非行集団のメンバーに対して出された禁止命令を故意におよび知っていながら違反することは、郡刑務所において一年を超過しないの懲役刑あるいは1千ドル($1,000)以下の罰金、またはその罰金と懲役刑の両方が科せられる軽罪である裁判所に対する侮辱罪を構成するものとする。*

*(2) 項段落(1)において規定されている一度目の命令違反が犯されてから七年以内に犯された二度目の命令違反は、郡刑務所において90日以上および一年を超過しないの懲役刑が科せられる。*

*(3) 項段落(1)において規定されている二度目の命令違反が犯されてから七年以内に犯された三度目あるいはそれ以上の命令違反は、郡刑務所において懲役刑の判決を受けた人は一年を超過しないそして180日以上服役するという条件で、郡刑務所において一年を超過しないの懲役刑あるいは州刑務所において一年、二年、または、三年が科せられる。裁判所が仮釈放あるいは被告に対して科される刑罰実行の延期を許す場合、裁判所は被告が郡刑務所において最低180日の服役を条件として要求するものとする。*

*(4) 本細目における刑罰は、本細目より厳しい刑罰が細目(d)もしくはその他の条令あるいは法の諸条項に基づいて認可されない限り適用されるものとする。*

*(l) 第32項の意義の範囲内で重罪の共犯者とし手有罪判決を下された人は、その重罪が街犯罪非行集団の指示、利益、または、関連のために犯されたことが主張され証明された場合、他の条令あるいは法の諸条項に基づいて認可されない限りその重罪犯の主犯者に規定される刑罰の半分の刑罰の対象になるものとする。*

第6.7項。刑法第186.22a項は以下のように改正される:

第186.22a項。(a) 第186.22項の細目(e)で記載されている違反あるいあは危険そして有害な凶器に関与する犯罪、住居侵入窃盗、強姦を犯す目的のために街犯罪非行集団のメンバーにより使用される建物あるいは場所、および、非行集団メンバーにより犯罪行為が実施されるあらゆる建物あるいは場所は、迷惑であり公共あるいは民間のどちらの妨害であろうと損害が埋め合わせられるように禁止命令を出し、排除し、回避するものとする。

(b) 細目(a)に従って申し立てられた禁止命令あるいは排除のための法的措置は、司法長官によって申し立てられた法的措置も含み、安全衛生条令第10区第10章第3条(第11570項を始めとする)の諸条項に従って進めるものとする。~~ただし、以下の全てが適用されるものとする:~~

~~(1) 裁判所は、いかなる人に対してもその人が不正行為を知っていたあるいは知っていなければならなかった場合を除いて民事刑罰を科してはならないものとする。~~

~~(2) 立ち退きあるいは閉鎖の命令を提出してはならない。~~

~~(3) 全ての禁止命令は、住民あるいは公衆の安全衛生を守るためあるいは更なる犯罪行為を防ぐために必要な禁止令に限るものとする。~~

~~(4) 訴訟は、不法な使用あるいは犯罪行為の30日の事前通知が所有者に郵便料金前払いの書留郵便物受領通知の郵便で最も新しい既知の住所に提供されるまで申し立てることができない。~~

(c) 迷惑となる非行集団活動排除ために民事法典第3479項あるいは細目(a)に従って禁止命令が出されたとき、司法長官あるいは町検察官は、その迷惑により被害を受けた地域社会あるいは近隣地域の代理人として損失金に対する法的措置を維持することができる。損失金の授与は、街犯罪非行集団あるいはそのメンバーの資産から支払われるあるいは徴収されるものとする。唯一その迷惑を起因、維持、あるいは、その迷惑の起因を促した街犯罪非行集団メンバーがその授与された損失金の支払い責任を負うものとする。本細目に従って損害賠償に対して提示された民事裁判において、司法長官、地方検事、または、市民弁護士は、専門家の証言を用いる、ただし、用いることに限らないことによりその迷惑による地域社会が受けた被害あるいは近隣地域の損害を確立することができる。本細目に従って回収された損失金は、地域社会あるいは近隣地域がある市または郡の政治区域の運営組織への支払いのために別分離された資金に預け、その運営組織は、それらの資産をその迷惑により損害を受けた地域社会あるいは近隣地域の便益のためだけに費やすものとする。

(d) 細目(a)と(b)に従って、通常の配慮と技量を用いて事業を実施する非営利団体あるいは慈善団体および政府事業体は中止してはならない。

(e) 本章におけるいかなる諸条項は、法的に侵害を受けた人が法により提供されるその他全ての救済手段を追求することを除外しないものとする。

(f) (1) 第186.22項の細目(e)に記載される違反、あるいは、いかなる窃盗または強姦を犯す目的のために街犯罪非行集団のメンバーが

所持あるいは所有するいかなる銃器そしてその銃器と共に使用できる銃弾、あるいは、有害または危険な凶器は、いかなる執行機関あるいは保安官が没収することができる。

(2) 本項に従って没収された銃器、銃弾、あるいは有害または危険な凶器を返還することでそれらが街犯罪非行集団の活動に使われるあるいはその他の住民が危険にさらされると執行機関あるいは保安官により確信されている場合、その執行機関は、高等裁判所においてその没収されたものを返還するべきかあるいはそれが迷惑だと宣言すべきかを判断するために陳述書書を提出するものとする。

(3) 適度に正当な所有者の身分証明と住所が確認でき適切な通知が当該所有者に提供されない限り、いかなる銃器、銃弾、あるいは有害または危険な凶器も販売あるいは破壊してはならない。執行機関は、正当な所有者にその人の最も新しい既知の住所に書留郵便で知らせるものとし、その通知の受理日から当該所有者が裁判所の事務職に審問希望の確認返信するのに30日の期間が与えられる。なお、その通知に返信しなかった場合は、没収された銃器、銃弾、あるいは有害または危険な凶器を迷惑として放棄する不履行命令が出される。

(4) その人が審問を要求する場合、裁判所の事務職は、要求を受理してから30日以内に審問の日付を確定するものとする。その裁判所の事務職は、当該人、関与する執行機関、および、検察官に日付、時間そして場所を通知するものとする。

(5) その審問での立証責任は、執行機関あるいは保安官にあり、証拠の優越により没収された品目が街犯罪非行集団の活動に使うあるいは使われる、または、それらの品目を返還することでその他の住民が危険にさらされるということを明らかにしなければならない。銃器の返還は全て、第12021.3項の対象となる。

(6) その人が通知の受理日から30日以内に審問を要求しないか、あるいは、正当な所有者が確認できない場合、執行機関は、没収された銃器、銃弾、あるいは有害または危険な凶器を迷惑として宣言する陳述書を提出をすることができる。その品目が迷惑として宣言された場合、執行機関はそれらの品目を第12028項における規定に従って処分るものとする。

第6.8項。第186.22b項は刑法に以下のように追加される。

*第186.22b項。(a) 街犯罪非行集団は、引き継いだ名前あるいは知られている名前において訴えられる場合がある。*

*(b) 召喚状により送達代理人として任意される自然人への街犯罪非行集団に対する召喚状複写の手渡しによる配達は、街犯罪非行集団に対して有効な送達を構成されるものとする。召喚状送達を目的とする代理人の任意が定まっていないか、あるいは、適度に相当する代理人が見つからない場合、裁判所あるいは裁判官は、積極的に街犯罪非行集団の活動に参加する順番に街犯罪非行集団の三人あるいはそれ以上の人数の非行集団メンバーに召喚状複写を手渡しで配達するように命令を下すものとする。裁判所はその裁量権において、実際の通知を街犯罪非行集団に通知するために合理的に想像できる召喚状の送達方法を前述に追加して命令する。本項に従った命令された送達方法は、街犯罪非行集団に対して有効な送達を構成するものとする。*

第6.9項。刑法第186.26項は以下のように改正される。

第186.26項。(a) 第186.22項の細目(f)で規定されているようにその他の人を街犯罪非行集団に活発に参加するように懇請または募集する人は、懇請または募集した人を*街犯罪非行集団において活発に参加させる*意図を有し、~~第186.22項の細目(e)で規定されているように街非行集団が非行集団の犯罪活動に従事している傾向に参加、~~あるいは、懇請または募集した人に街犯罪非行集団のメンバーによるいかなる重罪行為を進展、促進、あるいは、支援させる意図を有するかなる人は、懲役刑により州刑務所において16ヶ月、または二年あるいは三年の懲役期間が科せられるものとする。

(b) 第186.22項の細目(f)で規定されているようにいかなる人を街犯罪非行集団に活発に参加するように強制、誘発、あるいは、懇請する意図で30日以内に二度またはそれ以上の独立した状況において肉体的な暴力行為によって他の人を脅迫する人は、懲役刑により州刑務所においてまたは二年、三年あるいは四年の懲役期間が科せられるものとする。

(c) 第186.22項の細目(f)で規定されているようにいかなる人を街犯罪非行集団に活発に参加するように肉体的な暴力行為によって他の人を強制、誘発、あるいは、懇請する人、あるいは、街犯罪非行集団から去ることを阻止する人は、懲役刑により州刑務所において三年、四年あるいは五年の懲役期間が科せられるものとする。

(d) 細目(a)、(b)、または、(c)に従って懇請、募集、強制、あるいは、脅迫された人が未成年である場合は、三年の追加懲役刑がこれらの細目で規定された違反の刑罰に連続して追加して科されるものとする。

*(e) 細目(a)、(b)、または、(c)に従って懇請、募集、強制、あるいは、脅迫された人が14歳以下の未成年である場合は、五年の追加懲役刑がこれらの細目で規定された違反の刑罰に連続して追加して科されるものとする。*

*(f) 細目(b)または(c)を違反する人は、以下の場合において、その人が懇請、募集、強制、あるいは、脅迫した当該者がそれ以降に犯したいかなる重罪の主犯者となるものとする:*

*(1) 当該者は、街犯罪非行集団の指示、利益、または、関連で重罪を犯し、そして、*

*(2) その重罪は、本項を違反するとされる最後の犯行期日から一年以内に犯された。*

~~(e)~~ *(g)* 本項におけるいかなる条項も、その他の法律諸条項が起訴を制限すると解釈しないものとする。

第6.10項。刑法第186.30項は以下のように改正される。

第186.30項。(a) *(1)* 細目(b)で規定されているいかなる人でも、その人が居住する市の警察本部長、あるいは、その人が自治体として認可されていない地域*あるいは、警察が存在しない市*に居住する場合は保安官に拘留を解かれてから10日以内、あるいは、市、郡に到着してから10日以内、あるいは市および郡に居住してから10日以内のいずれか早い方に登録するものとし、*なお、それ以降は、毎年および住居変更があり次第登録する。*

*(2) 登録する人が定期的に住んでいる複数の居住所を有する場合、その人は、それらの住居に幾日昼夜過ごしたかに関係なく、第(1)章に従い各司法権において定期的に住んでいる居住所を登録するものとする。全ての居住所が同じ司法権内にある場合、その人は登録当局に定期的に住んでいる居住所を全て提供するものとする。*

(b) 細目(a)は、以下の違反により刑事法廷で有罪判決を受けた人あるいはこの州の少年裁判所において嘆願が提示された人に適用するものとする。

(1) 第186.22項の細目(a)。

(2) 第186.22項の細目(b)において特定された刑罰強化が正しいことが明らかになった犯罪。

(3) 裁判所が判決の宣告あるいは意向のときに非行集団関連だと判明する犯罪。

*(c) (1) 故意に本項の条件を違反する軽罪の有罪判決を受けたあるいは少年裁定により本項下で登録を要された人は、軽罪犯として有罪となり、郡刑務所において1年を超過しないの懲役刑が科される。*

*(2) 重罪の有罪判決を受けたあるいは少年裁定により本項下で登録を要されたいかなる人でも、故意に本項の条件を違反あるいは本項下で登録を怠たり以前判決を受け、そして、それ以降故意に本項の条件を違反する人は、重罪犯として有罪となり、懲役刑により州刑務所において16ヶ月、または二年あるいは三年の懲役期間が科せられるものとする。執行猶予が許可されるか、あるいは、刑罰を科すことあるいは刑罰実行が延期された場合、執行猶予あるいは刑罰の延期は、当該者が最低90日の間郡刑務所で服役することを条件とするものとする。本項段落で規定されている刑罰は、当該者が仮釈放あるいは免責されたかにかかわりなく適用されるものとする。*

*(d) 本項および第186.32項の目的のために、登録要請の義務は、登録者が判決を言い渡された日あるいは少年裁判所においての処分が決まる日に有効となるものとするが、当該者が拘留されていればその登録要請は、その登録者が拘留から解放されてから有効となるものとする。*

*(e) その登録要請は、有効期日から五年後に解除されるものとするが、当該する登録者が有効期日後に投獄された場合、裁判所は、登録要請を延期あるいは、拘留から解放され次第非行集団登録手続きを再度義務付けることを条件にすることができる。*

第6.11項。第186.34項は刑罰二以下のように追加される。

*第186.34項。2009年7月1日より、司法省は、カリフォルニア州刑事司法機関により提出された第186.22項の細目(a)の違反あるいは刑の判決手続きの主張が186.22項の細目(b)に従って正しいと認められ有罪判決を受けたあるいは判決を下された人全ての裁定データを*

*毎月全て調査すものとする。司法省は、これらの当該者に関する情報を保護された非行集団登録部のサイトにカリフォルニア州刑事司法機関だけが電子的に利用できるようにするものとする。その情報は、その人の正式な名前、生年月日、および、各有罪判決あるいは裁定についての拘束機関、逮捕あるいは容疑者逮捕手続きの機関のような情報が司法省に提出された裁定データに利用可能な範囲として含まれるものとする。*

第6.12項。安全衛生条例の第11377項は以下のように改正される。

第11377項。(a) 法律によって認められていない限りおよび細目(b)あるいは第11375項、あるいは事業および職業倫理規定第2区第9章第7条(第4211項を始めとする)で規定されていない限り、(1)その規制薬物は、麻薬ではない規制薬物のスケジュールIII、IV、およびVに分類される、(2) 項段落(13)、(14)、(15)、および、(20)の細目(d)を除いた第11054項の細目(d)において明記される、(3)第11056項の細目(c)第(11)章において明記される、(4)第11054項の細目(f)の項段落(2)あるいは(3)に明記されるか、あるいは、(5) 第11055項の細目(d)、(e)、または、(f)に明記されるどのような規制薬物でも所有する人は全て、この州で開業の免許がある医師、歯科医、足病医、あるいは獣医からの処方せんがない限り、懲役刑により郡刑務所あるいは州刑務所において一年を超過しない懲役刑が科せられるものとするが、ただし、*第11055項の細目(d)項段落(2)で規定されている規制薬物を所有する人は全て、州刑務所において懲役刑を受ける条件で罰せられるものとする。*

(b) (l) 第11056項の細目(f)で明記されている不法な規制薬物の所有により細目(a)を違反するいかなる人、および、第11056項の細目(f)で明記されている不法な規制薬物に関与する違反で以前有罪判決を受けていない人は、軽罪で有罪となる。

(2) 第11056項の細目(g)で明記されている不法な規制薬物の所有により細目(a)を違反するいかなる人、軽罪で有罪となる。

(c) 細目(b)で科される罰金に追加して、裁判官は、細目(a)に違反する人に対して70ドル($70)を超過しない罰金を科すことができ、刑法第1463.23項に従ってこの罰金による収入を費やす。ただし、裁判所は、被告人の支払能力を考慮するものとし、いかなる被告人でも本細目下で認められた罰金が支払えないことにより執行猶予が否定されることは許されないものとする。

第6.13項。安全衛生条例第11378項は以下のように改正される。

第11378項。事業および職業倫理規定第2区第9章第7条(第4211項を始めとする)で規定されていない限り、*(1)*~~(a)~~その規制薬物は、第11056項の細目(g)を除いて麻薬ではない規制薬物のスケジュールIII、IV、あるいは、Vに分類される、~~(2)~~*(b)*項段落(13)、(14)、(15)、(20)、(21)、(22)、および、(23)の細目(d)を除いた第11054項の細目(d)において明記される、~~(3)~~*(c)*第11056項の細目(c)の項段落(11)において明記される、~~(4)~~*(d)*第11054項の細目(f)の項段落(2)あるいは(3)に明記されるか、あるいは、~~(5)~~*(e)*第11055項の細目(f)項段落(2)の副段落(A)と(B)および細目(e)の項段落(3)を除いて、細目(d)、(e)、あるいは、(f)に明記されるどのような規制薬物でも販売するために所有する人は全て、州刑務所において懲役刑で罰せられるものとするが、ただし、*第11055項の細目(d)項段落(2)において明記されているいかなる規制薬物を販売するために所有する人は全て、州刑務所において懲役刑で二年、三年、あるいは四年の刑罰が科せられることを条件とするものとする。*

第6.14項。安全衛生条例の第11379項は以下のように改正される。

第11379項。(a) 細目(b)および事業および職業倫理規定第2区第9章第7条(第4211項を始めとする)で規定されていない限り、(1)規制薬物は、第11056項の細目(g)を除く麻薬ではないスケジュールIII、IV、あるいは、Vに分類される、(2)項段落(13)、(14)、(15)、(20)、(21)、(22)、および、(23)の細目(d)を除いた第11054項の細目(d)において明記される、(3)第11056項の細目(c)の項段落(11)において明記される、(4)第11054項の細目(f)の項段落(2)あるいは(3)に明記されるか、あるいは、(5)第11055項の細目(f)項段落(1)の副段落(A)あるいは細目(e)の項段落(3)を除いて、細目(d)または(e)に明記される規制薬物を運搬、同州にも持ち込み、販売、供給、管理、与える、あるいは、規制薬物の運搬、同州に持ち込み、販売、供給、管理、与えることを申し出る、あるいあは、規制薬物を同州に持ち込もうとするあるいは運搬しようとする人は全て、この州で開業の免許がある医師、歯科医、足病医、あるいは獣医からの処方せんがない限り、懲役刑により州刑務所において二年、三年、あるいは、四年の懲役刑期間が科せられるものとするが、ただし、*第11055項の細目(d)項段落(2)で規定されている規制薬物を運搬、同州に持ち込み、販売、供給、管理、与える、あるいは、規制薬物の運搬、同州にも持ち込み、販売、供給、管理、与えることを申し出る、あるいあは、規制薬物を同州に持ち込もうとするあるいは運搬しようとする人は全て、州刑務所において三年、四年、あるいは五年の懲役刑を科される条件で罰せられるものとする。*

(b) 細目(a)の刑罰の諸条項にかかわらず、同州内でひとつの郡から隣接していない別の郡へ細目(a)で明記されている規制薬物を販売のために運搬する人は全て、懲役刑により州刑務所において三年、六年、あるいは、九年の懲役刑が科せられるものとする。

第6.15項。第12022.52項は項は刑法に以下のように追加される。

*第12022.52項。(a) その他の法律諸条項にかかわらず、重罪の有罪判決を受けたあるいは少年裁定の前歴により銃器を所有を禁止されている人は全て、第12025項あるい12031項の違反の有罪判決において、以下のどちらかの状況が主張および立証された場合、懲役刑により刑務所において10年の懲役刑がついかされるものとする。*

*(1) 当該違反者は、以下のいずれの行為により以前有罪判決を受けたか、または、いずれの行為を犯したと裁定された。*

*(A) 第12021項または第12021.1項に記述されているように銃器所持に関与する重罪の違反。*

*(B) 安全衛生条例第10区(第11000項を始めとする)で記述されているように、重罪となる規制薬物の製造、販売、販売のための所有、あるいは、運搬。*

*(C) 第243項または第245項で記述されているように保安官に対する暴力あるいは暴行に関与する重罪の違反。*

*(D) 第667.5項の細目(c)で記述されているように暴力による重罪。*

*(E) 細目(a)の違反に相当する非行集団の重罪犯罪あるいは第186.22項の細目(b)の違反。*

*(F) 違反者自身が銃器を使用したことが主張および立証された重罪。*

*(2) 違反行為が第12025項または第12031項の違反となり有罪判決が下された場合、以下どれかが適用される:*

*(A) 違反者は、重罪の執行猶予、仮釈放、保釈、判決待ちまたは重罪の逮捕令状の対象であった。*

*(B) 違反者は、重罪となる規制薬物を所持していた。*

*(C) 違反者は、重罪となる保安官に対して暴力あるいは暴行を加えた。*

*(b) 本項は、第12022.53項に従って、保安官に対して強制的な銃器による暴力あるいは暴行の刑罰の強化を裏付ける同じ事実状況に基づいて二重刑罰を科すことを許可するものであると解釈しないものとする。*

第6.16項。刑法第12022.53項は次のように改正される。

第12022.53項。(a) 本項は、以下の重罪に適用される。

(1) 第187項 (殺人)。

(2) 第203項または205項 (身体傷害)。

(3) 第207項、209項、あるいは、209.5項 (誘拐)。

(4) 第211項 (強盗)。

(5) 第215項 (自動車の乗っ取り)。

(6) 第220項 (規定される重罪を犯す目的の暴行)。

(7) 第245項の細目(d)(保安官または消防士に対しての銃器による暴行)。

(8) 第261項または262項 (強姦)。

(9) 第264.1項 (強姦または性交の両方の行為)。

(10) 第286 (ソドミー)。

(11) 第288または288.5 (子供に対するわいせつ行為)。

(12) 第288a (口頭の性交)。

(13) 第289 (性交)。

(14) *第460項 (第一級の強盗)の細目(a)。*

(15) 第4500項 (終身刑囚による暴行)。

~~(15)~~ *(16)* 第4501項 (囚人による暴行)。

~~(16)~~ *(17)* 第4503項 (囚人が人質を取る行為)。

~~(17)~~ *(18)* 死あるいは州刑務所において終身刑の懲役刑によって罰せられる重罪。

~~(18)~~ *(19)* 本細目に記載された暴行以外の犯罪を犯す企て。

(b) その他の法律諸条項にかかわらず、細目(a)で記述される重罪を犯すにおいて自分自身が銃器を使った人は、州刑務所において10年の追加および連続した懲役刑により罰せられるものとする。本刑罰の強化を適用するには、その銃器が操作可能である、もしくは、弾丸が込められるてある必要もない。

(c) その他の法律諸条項にかかわらず、細目(a)で記述される重罪を犯すにおいて自分自身が故意に銃器を発射させた人は、州刑務所において20年の追加および連続した懲役刑により罰せられるものとする。

(d) その他の法律諸条項にかかわらず、第246項、細目(a)で記述される重罪を犯す人、あるいは第12034項の細目(c)または(d)で規定される重罪を犯すにおいて自分自身が故意に銃器を発射させ、近因として第12022.7項で規定されているような大きな身体傷害あるいは死を共犯者以外に及ぼした人は、州刑務所において25年から終身刑の追加および連続した懲役刑により罰せられるものとする。

(e) ~~(1)~~ 本項で提供された刑罰の強化は、*本項に準じた申し立てを含む*違反の犯行の主犯~~である~~*として告発された*いかなる人にでも適用されるものとする。~~以下両方が主張および立証された場合。~~

~~(A) その人は、第186.22項の細目(b)に違反した。~~

~~(B) 違反の主犯者が細目(b)、(c)、または(d)で記述されたいずれかの行為を犯した。~~

~~(2) 第1部の表題7第11章(第186.20項を始めとする)に準じた街犯罪非行集団の参加に対する刑罰強化は、当該する人自身が違反を犯すのに銃器を使ったあるいは発射しなければ、本細目に従って科された刑罰強化に追加して当該する人に科されないものとする。~~

(f) 本項下の追加懲役は、一人の犯罪一つに対して一つ限りの追加懲役が科されるものとする。本項に基づいて一人当たり二つ以上の刑罰強化が科されていた場合、裁判所は、その人に最も長期の強化された懲役刑を科すものとする。第12021.5項、12022項、12022.3項、12022.4項、12022.5項、あるいは 12022.55項で記述された銃器に関与した刑罰強化は、本項に従って科された刑罰強化に追加して科されないものとする。第12022.7項、12022.8項、あるいは、12022.9項で規定された大きな身体傷害のための刑罰強化は、細目(d)に従って科された刑罰強化に追加して科されないものとする。

(g) その他の法律諸条項にかかわらず、本項の諸条項の対象となるいかなる人のためにも執行猶予は与えられないもの、あるいは、刑罰を実行または科すことの延期はされないものとする。

(h) 第1385項あるいはその他の法律諸条項にかかわらず、裁判所は本項下の申し立てを抹消してはならない、あるいは、人が本項の諸条項の対象になる発見を抹消してはならないものとする。

(i) その他の法律諸条項または第4019項あるいは第3部の表題1第7章第2.5条(第2930項を始めとする)に従って授与された懲役減刑期間の合計は、本項に従って懲役刑が科される被告に対して科された合計懲役期間の15パーセントを超過しないものとする。

(j) 本項における刑罰が適用されるには、細目(b)、(c)、または(d)に基づくいかなる事実の存在が起訴弁解において断言する必要があり、そして公開法廷で被告が認めるか、あるいは、事実の挑戦者により真実であることが明らかになる。本項で記述される刑罰強化が正しいことが是認されるか、または正しいことが確認された場合裁、判所は、別の強化された刑罰がより厳しい刑罰またはより長期の懲役刑を提供しない限り、法律の他の諸条項下で認められた刑罰を科すよりも、本項に従った強化された刑罰を科すものとする。

(k) 本項に従った申し立てを含む違反行為を犯す際にある人が銃器を使ったあるいは発射したことが判明し、その銃器がその人、共犯者あるいは共謀者によって所有される場合、裁判所はその銃器が迷惑であると見なし、第12028項で提供される方法で捨ることを命令する。

(*l*) 本項で記述された刑罰の強化は、第196項で提供されているような正当な使用あるいは公務員による正当な銃器の発射出、あるいは、第197項、198項、および198.5項で記述されているようにいかなる人による正当な自己防衛、正当な人の防衛、または、正当な財産の防衛に適用されないものとする。

第6.17項。第12022.57項は刑法に以下のように追加される。

*第12022.57項。(a) 人が第12022.52項を違反するあるいはに銃器使用に関与する重罪を犯し、そして、その重罪犯罪の全てがあるいは部分的に自動車内で犯された、あるいは、自動車内でその人と銃器が共に見つかったいかなる場合において、以下の条件を適用するものとする。*

*(1) 対象となる自動車が違反者により所有、運転、あるいは、管理されている場合、その他に適用される刑罰に加えて、自動車管理部局は、自動車条例第13350項で記述されている手続きに従って違反者が自動車を操作する特権を無効にするものとする。*

*(2) 違反者が投獄されたまたはの条件として根本的な違反の結果として保護処置か自宅軟禁に制約されている場合において、項段落(1)で記述されている自動車を操作する特権の無効は、違反者が拘留から解放されるまで延期にするものとする。*

*(3) 対象となる自動車が違反者あるいはその他の違反の主犯者に登録されている場合、最高60日間まで押収することができる。*

*(b) 細目(a)に基づいて移動および押収された自動車の登録名義人または法的所有者、または、それら当該者の代理人は、自動車条例第22852項に従って妥当性をの定めるためにあるいは保管に付随する軽減事由を考慮するために保管審問の機会が提供されるものとする。*

第6.18項。第2933.25項は刑法に以下のように追加される:

*第2933.25項。(a) その他の法律諸条項にかかわらず、懲役刑により州刑務所において無期懲役により罰せられるいかなる重罪犯罪で有罪判決を受けた人は、日ごろの行いによる懲役減刑を規定する本章、第4019項、または、その他の法律に従って日ごろの行いによりその人の懲役刑にどのような減刑期間でも与えることは適格ではないものとする。*

*(b) 本項で用いられているように、無期懲役は、仮釈放の可能性の有無にかかわらず、および、仮釈放の資格が与えられる特定の最低刑期あるいは投獄される最低刑期の有無にかかわらずいかなる犯罪の全ての刑罰あるいは無期懲役に伴う最大刑期の強化を含む。*

*(c) 本項は、本項が有効になる有効期日あるいはそれ以降に犯された違反だけに適用されるものとする。*

第6.19項。刑法第653.75項は以下のように改正される。

第653.75項。第6031.4項で規定されたような地域拘留施設あるいは第4504項で規定されたような州刑務所で犯罪を犯す人は、犯罪により有罪となる。その犯罪は、当該する項でその犯罪の刑罰が規定されている、あるいは、*第4505項*において罰されるものとする。

第6.20項。第653.75項は刑法に以下のように追加される。

*第653.77項。(a) 自分自身、あるいは、他の人に取り付けられた電子機器、グローバル・ポジショニング・システム(GPS)、またはその他の監視装置を刑事処分、少年裁判所の裁定、仮釈放、または、執行猶予の条件として取り付けられたと知っていながら故意に取り外すあるいは不能にする人は、犯罪により有罪となる。*

*(b) (1) 軽罪の有罪判決あるいは軽犯罪の少年裁定により電子機器、GPS、またはその他の監視装置取り付けの対象となり、細目(a)を故意に違反する人は、軽罪で有罪となり、懲役刑により郡刑務所において一年を超過しない懲役刑期間、一千ドル($1,000)を超過しない罰金、または、罰金と懲役刑の両方が科せられる。*

*(2) 細目(e)で規定された条項を除いて、軽罪の有罪判決、あるいは、軽犯罪の少年裁判所の裁定により他の人に取り付けられた電子機器、GPS、またはその他の監視装置を故意に取り外すあるいは不能にする人は、軽罪で有罪となり、懲役刑により郡刑務所において一年を超過しない懲役刑期間、一千ドル($1,000)を超過しない罰金、または、罰金と懲役刑の両方が科せられる。*

*(c) (1) 重罪の有罪判決あるいは重罪犯の少年裁定により電子機器、GPS、またはその他の監視装置取り付けの対象となり、細目(a)を故意に違反する人は、重罪で有罪となり、懲役刑により州刑務所において16ヶ月、あるいは、二年または三年の懲役刑期間が科せられる。*

*(2) 細目(e)で規定された条項を除いて、重罪の有罪判決、あるいは、重犯罪の少年裁判所の裁定により他の人に取り付けられた電子機器、GPS、またはその他の監視装置を故意に取り外すあるいは不能にする人は、重罪で有罪となり、懲役刑により州刑務所において16ヶ月あるいは、二年または三年の懲役刑期間が科せられる。*

*(d) 本項におけるいかなる条項も、第594項を含むがこれに限定されないより厳しくより厳格な刑罰を科すその他の法律諸条項に準じて刑罰を科すことが阻止される解釈しないものとする。*

*(e) 本項は、医師、緊急医療サービスの技術者、あるいは、その他の緊急対応または医療職員が電子機器、GPS、またはその他の監視装置を取り外しあるいは不能にすることが電子機器、GPS、またはその他の監視装置の装備対象となる人に医療手当てをする過程で必要なときには適用しないものとする。本項は、電子機器、GPS、またはその他の監視装置を取り外しあるいは不能にすることが裁判所ま*

*たは法執行機関、仮釈放または執行猶予の当局、あるいは、電子機器、GPS、またはその他の監視装置を当該する人に取り付ける責任を有する、あるいは、取り付けられた電子機器、GPS、またはその他の監視装置を監視する権限と責任を有する他の事業体によって認められているかあるいは要求されている場合、適用しないものとする。*

第6.21項。第4504項は刑法に以下のように追加される。

第4504項。本章の目的として。

(a) 男の人*あるいは女の人が法律に従った命令により*軟禁されている場合、~~法律に従った命令により第5003項で規定されている次の施設への拘留を含むがこれらに限られない~~矯正局~~あるいは青年~~*および更生局の管轄下で、*~~そのような~~*その当該する*命令を保留にしている管轄裁判所の判決が最終判決になるまで*その当該する*軟禁の目的および~~そのような~~*その当該する*軟禁を指示する命令の正当性にかかわりなく、どのような刑務所および施設においても、その人は「州刑務所」に軟禁されていると見なされる。

(b) 作業内容に奉仕する目的、あるいは、裁判を待ちで矯正施設に軟禁する目的、あるいは、囚人が一時的に刑務所の壁または境界の外に出されるその他の目的によって違反行為を犯したときに男の人*あるいは女の人*が一時的に刑務所の壁または境界の外にいる場合、その人は「軟禁されている」と見なされるが、ただし、本章の目的として仮釈放で解放された囚人は「軟禁されている」と見なされない。

第6.22項。第4505項は刑法に以下のように追加される。

*第4505項。(a) 第186.22項で規定されたように重犯罪を街犯罪非行集団の利益、指示、または、関連のために犯した受刑者は、法律の別の条項がより長期の刑罰を規定しない限り、重罪に規定された刑罰の二倍の懲役刑を宣告される。*

*(b) 武器、携帯電話、または、細目(a)で 記述されている重罪で使われるその他の禁制品を受刑者に与えるいかなる人は、第31項で規定されたように主犯者として見なされ、そして、犯罪の犯行に武器、携帯電話、または、その他の禁制品を使う意図が特になくても受刑者と同じ刑罰の対象となる。*

第7項。対立する刑罰に関する意図

非行集団犯罪、銃器犯罪、および、その他の規定された犯罪の犯人を罰し規制する法律を強化および改善するために本法案を施行することは、カリフォルニア州民の意図である。なお、本法案の条項がより厳しい刑罰あるいはより長期な懲役期間を規定するその他の法律条項と対立する場合、後者の条項を適用することがカリフォルニア州民の意図であるものとする。

第8項。STEP法令の変更に関する意図

(a) 代わりの最低刑期間の計算が削除され、および、刑期間の強化における計算を含んだ刑法第186.22項の細目(b)項段落(4)の改正は、無期懲役の最低懲役期間の計算手順を単純化させることによりSTEP法令を改善することを目的とする。STEP法令の代わりの最低刑期間の計算を取り消した改正は、いかなる遡及適用も与えられないものとし、そして、当該する諸条項が有効だった期間に犯罪を犯したあるいは刑罰を受けたいかなる人が得をするものだと解釈しないものとする。

(b) 第12022.55項への参照が削除され、および、第12034項への参照が追加された刑法第186.22項の細目(b)項段落(4)副段落(B)の改正は、自動車からの発砲に関与する非行集団犯罪に対する刑罰を増加することを目的とする。これらの改正は、いかなる遡及適用も与えられないものとし、そして、本条項の前版が有効だった期間に犯罪を犯したあるいは刑罰を受けたいかなる人が得をするものだと解釈しないものとする。

(c) 裁判所による刑罰強化のための刑罰抹消に関する条項を削除した刑法第186.22項の細目(g)の改正は、第1385項に基づいて裁判所の権限を影響しない目的とする。

第9項。条件付の解放および再入

第9.1項。第667.21項は刑法に以下のように追加される。

*第667.21項。(a)　その他の法律にかかわらず、第667.5項の細目(c)で記述された暴力的な重罪あるいは第186.22項の細目(a)あるいは(b)の違反において非行集団関係の重罪容疑のいかなる人も、申し立てられている犯罪の犯行当時にその違反者が違法でアメリカ合衆国に入国していた場合、保釈あるいは裁判待ちで自己誓約により釈放するのは適格でないものとする。その違反者が拘留されている郡の保安官は、実行でき次第、連邦移民犯罪捜査局(ICE)にその違反者の逮捕と容疑を通知するものとする。*

*(b) 本項は、いかなる人の逮捕もその人が外国人であるという立場あるいは連邦移民法の違反だけに基づいて許可すると解釈しないものとする。*

*(c) 各郡の保安官、地方検事、および、第一裁判所は、重罪の容疑、逮捕、あるいは、有罪犯罪を受けたいかなる違法入国者の現状の立場を記録し、その人の犯罪履歴(CLETS)に総括しその記録を司法省に報告することで拘留費用を連邦政府に返済請求することができるものとする。*

第9.2項。刑法第1319項は以下のように改正される。

第1319項。(a)　第667.5項の細目(c)で記述されているように暴力的な重罪*あるいは、第1192.7項の細目(c)で記述されているような深刻な重罪*で逮捕されたいかなる人も、判事または裁判官の前で公開法廷で審問が開かれ、および、検察官が通知を受け、その事件に関して審問できる適度な機会が与えられるまで自己誓約により釈放することはできない。全ての場合において、これらの諸条項は、第825項に従って不適切な遅れがなく判事あるいは裁判官の前に立つという被告の権利に一貫した方法で実施されるものとする。

(b) 暴力的な重罪により起訴された被告が第667.5項の細目(c) で記述されているように、明確で説得力のある証拠によりその被告人が以前に重罪犯で起訴され、その起訴が係争中に故意にそして裁判所からの許しを得ずにその被告が要求されたように裁判所に現れることを怠った理由により、その被告は、自己誓約により釈放されないものとする。そのほか全ての場合において、本項に基づいて釈放を許可するかしないかを決めるにおいて、裁判所は以下の全てのことを考慮するものとする。

(1) 被告の未履行の重罪令状の存在。

(2) 第1318.1項に従って用意された報告書の提示されたその他の情報。裁判所が第1318.1項で要求されている報告書を受け取っていない事実は、被告を自己誓約により釈放するかしないかということを審問で決めるときに、その釈放することを除外しないものとする。

(3) 検察官により提示されたその他の情報。

(c) 第825項で規定される期間内で本項に従って自己誓約による釈放を許可あるいは否定する判事または裁判官は、その理由を記述するものとする。この陳述は、裁判所の議事録に含むものとする。第1318.1項の細目(b)に従ってに調査職員により用意された報告書は、その特定した事件の裁判ファイルに収納するものとする。

第9.3項。刑法第1319.5項は以下のように改正される。

第1319.5項。(a) 細目(b)で記述された新規の違反で逮捕されたいかなる人も、判事または裁判官の前で審問が公開裁判において開かれるまで自己誓約により釈放することはできない。

(b) 細目(a)は以下に適用されるものとする:

(1) 重罪の執行猶予あるいは重罪の仮釈放を現在与えられている人。

(2) 命令されたように裁判所に現れることを怠った結果、令状が出され現行の違反で逮捕される前に三年の期間の間に~~二回~~*二回*またはそれ以上令状が出された人、ただし、自動車条例の違反による違反行為は例外とし、そして、以下のいかなる違反により逮捕された人:

(A) いかなる重犯罪。

(B) カリフォルニア州通りのテロ行為執行および防止法令 (第1部の表題7第11章 (第186.20項を始めとする)) のいかなる違反。

(C) 第1部(暴力および暴行)の表題8第9章(第240項を始めとする)のいかなる違反。

(D) 第484項の違反(窃盗)。

(E) 第459項の違反(強盗)。

(F) 被告が銃器を武装しているあるいは被告自身が銃器を使用したという主張される違反。

第9.4項。第3044.5項は刑法に以下のように追加される。

*第3044.5項。(a) 成人仮釈放運営職員部は、仮釈放聴聞委員会に以下のような行いに従事していると適度に確認されている仮釈放者を報告するものとする。*

*(1) 第667.5項の細目(c)で記述されているいかなる行い、あるいは、第1192.7項の細目(c)で記述されているいかなる行い、あるいは、被害者に深刻な傷害を加えたいかなる攻撃的行為。*

*(2) 銃器、爆薬、弓矢の所有、管理、使用、または利用、あるいは、第12020項の細目(a)で規定されているいかなる武器の使用、あるいは、2インチ以上の刃を有するナイフ、ただし、カリフォルニア州規制法典の表題15第2512項における規定は例外とする。*

*(3) 1千ドル($1,000)以上を伴う不正な計画における関与。*

*(4) 麻薬あるいは安全衛生条例第10区(第11000項を始めとする)で規定されている規制薬物の販売、運搬、あるいは、配布。*

*(5) 居所が不明および30日間連絡が取れず音信不通となっている仮釈放者。*

*(6) 反復的な仮釈放違反および悪化する犯罪行為を含む成人仮釈放運営職員部により適度に深刻と見られる仮釈放の条件の違反におけるその他のいかなる行為あるいは行動傾向。*

*(7) 司法所により要求されている第290項下で人が登録しなければならない義務を説明するいかなる用紙の署名をすることの拒否。*

*(8) 第295項から300.3項で規定されているように、二つの血液標本、唾液のサンプル、右手の親指の指紋および両手の手形掌紋の提供を怠ることで特定された違反者から釈放される前にサンプルを要求する。*

*(9) 仮釈放者が登録することを要求されていた場合、第290項に規定されているように登録を怠ること。*

*(10) 仮釈放の条件に署名することを怠ること。*

*(11) 第186.22項の細目(e)で列挙されているように、刑務所非行集団、破壊的なグループあるいは街犯罪非行集団のいかなるメンバーにどのようにでも関連することを禁止する特別な条件が科された場合におけるその条件の違反。*

*(12) カリフォルニア州の規制法典の表題15第2513項の細目(e)で規定されているように、刑務所非行集団、破壊的なグループあるいは街犯罪非行集団のいかなるメンバーにどのようにでも関連することを禁止する特別条件、あるいは、非行集団活動に関連付けた非行集団の色彩、印、記号、または、用具を身に付けるあるいは表示することを禁止する特別条件が科された場合においた、その条件の違反。*

*(13) いかなる非行集団中止命令、条例、あるいは、裁判所の命令に準拠することを要求する特別条件が科された場合においた、その条件の違反。*

*(14) 仮釈放者の精神状態が悪化し、将来的にその仮釈放者が犯罪行動に従事する可能性が高いことを示す行動。*

*(15) 第290項で規定されているように登録を要求される仮釈放者のために第3003.5項で規定されている在住制限の違反。*

*(b) 犯した違反が第667.5項の細目(c)あるいは第1192.7項の細目(c)で記述されているどのような仮釈放者についても、成人仮釈放運営職員部は、仮釈放聴聞委員会に以下のような行いに従事していると適度に確認されている仮釈放者を報告するものとする:*

*(1) 細目(a)に記載されたいかなる行動。*

*(2) いかなる凶暴、攻撃的、およびまたは銃器に関連する犯罪行為。*

*(3) アルコール飲料を慎む条件の違反。*

*(c) 細目(a)および(b)で列挙された必須報告要求は、裁判所において行為が起訴されているかにかかわらず、保護観察官、部監督官、または、地区管理者が適度に深刻と感じるいかなる行動を報告するための任意の報告を除外しないものとする。*

*(d) その委員会は、実行可能になり次第、本項で必須とされる報告書が電子的に送信および、非行集団、銃器および、暴力的な重罪に関与する報告書に適切な優先順位を付けることを要求するものとする。*

第9.5項。第5072項は刑法に以下のように追加される:

*第5072項。(a) これによって仮釈放者の指導および労働準備プログラムのための契約資金を供給する目的で州財務に仮釈放者の再入資金を確立し、更生および矯正局省により授与されるされる。受け手は、有効的な囚人再入プログラムモデルの立証された証拠を含む、設計、管理、監視、そして評価の指導、労働力そして各仮釈放者に適した包括的なプログラムの広範な専門知識があることを要求される。契約を授与する目的で契約の受け手は、連邦政府、州政府、または、地方自治体の機関との提携作業に広範に関連した経験が要求される。*

*(b) これらのプログラムの目的は、再犯率、高い費用、および、よく見られる刑務所への監禁、解放および再び刑務所への監禁するサイクルに関連する地域社会の脅威を減らすための取り組みにおいて違反者を支援し地域社会へ復帰のために準備させるように重要な資金を対象とすることである。それらのプログラムはまた仮釈放中の違反者に支援、あらゆる機会、指導、教育、および訓練を提供することを目的としている。プログラムの条件は、以下の通りであるものとする:*

*(1) プログラムは、仮釈放者が労働力との結びつきを持たせおよびそれを長期的に維持することを助力することに重点的に取り組むものとする。*

*(2) プログラムは、仮釈放者に危機的な支援サービスおよびケースマネジメント部を通して住居、依存症、および、その他のサービスの委託を提供するものとする。なお、プログラムは指導部を通して肯定的に社会的な支援をするためにあらゆる機会を提供するものとする。*

*(3) 秘書は、特に雇用されていない、あるいは、クラスに参加していない仮釈放者の参加者の毎日の活動を監視するために毎日の登録設備、GPS装置、ボイスプリンツ、またはその他の技術を用いるプログラムを承認することができる。*

*(c) これによって、2000万ドル($20,000,000)の総額が一般資金から仮釈放者再入資金の2009年から2010年の会計年度、そして、それ以降、カリフォルニア州の消費者物価指数に準じて生活費の変化を調整し年一回毎に継続的に割り当てられる。*

*(d) 仮釈放者の積極的な監督によって公安を提供するプログラムに重点を置くことがリフォルニア住民の意図である。刑務所からの解放に続く月の間の違反者の行動は決定的な重要性をもち、通常、その人が拘留に戻るかどうか定める。仮釈放者は、少くとも令状のない調査を行なう州権利を含むでいる条件の対象とならけらればならない。GPS、職業訓練、指導および教育プログラム含む仮釈放者の監視あるいは支援を促すプログラムは、大きな約束を提供するが、しかし、一人の保護観察官につき常に100人あるいはそれ以上の仮釈放者の取扱件数を負う保護観察官によって効果的に実行できない。*

*(e) 従って、司法省は、この法案の有効日の6か月以内に、一人の保護観察官につき50人の仮釈放者の平均取扱件数そして性犯罪者、非行集団犯罪者および他の高度管理グループをそれより低い比率に減らすために十分な保護観察官を募集および訓練するように設計されている公共の計画を採用するものとする。全面的な取扱件数の比率は、の間に誓言の総仮釈放者および総保護観察官が2006年~2007年の基礎年度に用いた同じ定義および同じ期間を適用しているに基づいていた計算されるものとする。その計画は、2010年12月31日以前に完全に実施されるものとする。*

第10項。法執行機関の資源

第10.1項。第30061.1項は政府行動規範に以下のように追加される:

*第30061.1項。(a) これによって州財務において市民選択のための公安資金(COPS)が設立され、その資金は、本項で規定される目的のためにだけに割り当てることができる。*

*(b) これによって、5億ドル($500,000,000)の総額が一般資金からCOPSの2009年~2010年の計年度、そして、それ以降、カリフォルニア州の消費者物価指数に準じて生活費の変化を調整し年一回毎に継続的に地域公安、反非行集団および、その他の少年司法プログラムを支援する目的のために割り当てられる。*

*(c) COPSの資金に割り当てられた額半分は、地方管轄に会計監査官より各郡の補足の法執行機関サービス資金(SLESF)を通して2009年から2010年の計年度およびそれ以降は毎年の会計年度毎に2007年7月1日にて第30061項により承認されたプログラム支援のために後授与されるものとする。*

*(d) COPSの資金に割り当てられた額半分は、安全な近隣地域資金に会計監査官より2009年~2010年の会計年度、およびそれ以降は、公安、非非行集団、および、第30061.15項により新しく承認されたプログラムのために後授与されるものとする。これらの資金は、本項を追加した本案の規定に従って割り振られるものとする。*

第10.2項。第30061.15項は政府行動規範に以下のように追加される:

*第30061.15項。(a)これによって州財務において安全な近隣地区資金が設立される。資金は、本項で規定される目的のためにだけ割り当てられることができる。本項のすべての資金は、記述されない限り財務省によって毎年確立される人口の比例分配に従って割り当てられる。*

*(b) 包括的な安全な近隣地区計画は、これによって州全体の地方法執行機関および地域社会を支援するために確立し、プログラムの組み合わせにより地方の法執行機関および早期介入能力を拡大し、および、犯罪防止のために地方と州全体の反非行集団のネットワークをつくり、そして、以下のように法律を執行する:*

*(1) 安全な近隣地区資金の12パーセントは、暴力、非行集団、銃器、およびその他の路上犯罪を対象とするものに使われる市の一律条例執行機関へ会計監査官により毎年割当てられる。資金は、財*

*務省によって定められる各市の人口の比例分配に従って割り当てられるものとする。各市に割振られた資金は、授与された市の管轄内の一律条例の執行を強化するために活用されるものとする。*

*(2) 安全な近隣地区資金の10パーセントは、暴力的な重罪犯人、非行集団、および自動車窃盗の縦型の組織的な起訴を支援するために郡検察官へ会計監査間によって毎年割り当てられ、各郡のSLESFに預けられるものとする。非行集団の起訴において通りのテロ行為執行および防止法令(STEP)の有効活用を検察官を教育するために、受領者は、本項に従って受領者の配分額の2パーセントを超過しない授与資金を部分的に費やすことを勧められる。*

*(3) 安全な近隣地区資金の6パーセントは、多重機関、地方非行集団機動部隊を支えるため、そして、州全体の制服の警察および保安官の非行集団法執行機関訓練プログラムのために公安教育および情報事務所へ会計監査官によって毎年割りあてられるものとする。*

*(4) 安全な近隣区域の資金の8パーセントは、郡保安官に割当てれらるものとし、現在第30061項下で10万ドル($100,000)の最小補助金を授与する資格がない人口30万人以下の中型都市は、小都市、中都市、および、成長が著しい地域社会によく見られる法施行問題を提起することで、以下の郡、地域、および、州全体に配分される執行活動とプログラムに一層積極的に参加できるようになる:*

*(A)安全な近隣地区資金の2.32パーセントは、郡保安官へ同額が分配される。*

*(B)安全な近隣地区資金の5.68パーセントは、本項で規定されたように財務省によって各都市の人口に基づく比例分配が定められ中型都市へ譲渡される。*

*(5) 安全な近隣地区資金の1パーセントは、積極的に民間非行集団中止命令を執行する市へ資金を分配するために公安の教育および情報事務所へ会計監査官によって毎年割当てられる。*

*(6) 安全な近隣地区資金の26パーセントは、会計監査官によって参加する各々の郡保護観察局へ毎年割振られるものとし、以下の人口の比例分配に従う:*

*(A)安全な近隣地区資金の20パーセントは、郡保護観察プログラムに譲渡するものとし、それにより既存の保護観察の取扱件数を軽減し、保護観察機関の成人違反者の監視強化が提供される。*

*(B)安全な近隣地区資金6パーセントは、機動部隊に譲渡するものとし、その目的として危険度が高い見習い生の調査を行い保護観察期間の条件が準拠されているかを確認する。参加各郡は、郡保安官、少なくとも郡内の市からの警察本部長1名、検察官および保護観察長官で構成された武器回復管理の(DISARM) チームを通してさらなる安全発展を確立し、そして、戦略、標準および手順を確立し、危険度が高い見習い生の条件が準拠されているかを確認することにより銃器を危険度が高い見習い生から取り除くことにおいて保護観察官を支援する。本細目の目的として、危険度が高い見習い生は、少なくとも以下の犯罪の有罪判決を受けた人を含むがこれらに限定はされない:*

*(i) 刑法第245項で規定されたように凶器による暴力。*

*(ii) 刑法第664項で規定されたような殺人未遂。*

*(iii)刑法第1部の表題8第1章(第187項を始めとする)で規定されているような殺人。*

*(iv)刑法第211項、212項、213項、および214項で規定されているような強盗。*

*(v) 刑法第186.22項に記述されているような街犯罪非行集団の犯罪。*

*(7) 安全な近隣地区資金の1パーセントは、会計監査官によって毎年第13921項に従って承認されたカリフォルニア早期介入、更生および責任説明委員会を支援するために割り当てられるものとする。*

*(8) 安全な近隣地区資金の10パーセントは、郡保安官へ会計監査官によって割振られるものとし、刑務所の建設および運営を支えるために毎年各郡のSLESFに預けられる。*

*(9) 安全な近隣地区資金の4パーセントは、毎年司法省への会計監査官によって割り当てられるものとし、刑法第14020項に従って設立されたカリフォルニア州証人保護プログラムあるいはそれに続く後継者プログラムが支援される。*

*(10) 安全な近隣地区資金の2パーセントは、公安教育および情報事務所へ会計監査官によって毎年割り当てられるものとし、そして、その事務所は、司法省あるいはカリフォルニア州法執行機関と契約を結び、州全体の非行集団データウェアハウスシステムを開発および実行し、そのシステムは、現行のキャル非行集団データベースと連結し、非行集団情報共用データベースシステムを地方、州、連邦の法執行機関に提供して、非行集団犯罪の的を一より正確に絞り起訴できるようにするものとする。二年目から公安教育および情報事務所は、毎年200万ドル($2,000,000)をこのシステムをサポートおよび維持するために割り当て、そして、毎年300万ドル($3,000,000)を割り当て地方非行集団情報資源センターの職員を配属するの職員経費を相殺するものとする。*

*(11) (A) 安全な近隣地区資金の6パーセントは、毎年郡へ会計監査官によって割り当てられるものとし、非行集団犯罪者、暴力的な犯罪者、および、性犯罪者を含む危険度が高い個人の監視に使うためにグローバル・ポジショニング・システム(GPS)追跡装置を購入する。*

*(i) 参加する郡は、資金が要求される会計年度前の5月1日までに、会計監査官に郡管理委員会により採用されたGPS追跡装置を購入および監視するために郡保安官または保護観察課が使う額を要求する決議を提出しなければならない。*

*(ii) 資金は、参加する各郡に配分されるものとし、要求された合計に基づいてあるいはその郡の総人口の比例分配のどちらか少ない額が分配される。*

*(iii)分配された総資金が年次割振り金額より小額である場合、残余金額は、最初に割り当てられた条件と同じ条件に基づいてより多い額を要求した参加郡に分配されるものとし、その割当額が費やす尽くすあるいは全ての郡の要求が満たされるまで分配される。*

*(B)州の仮釈放当局によって科される条件下でGPSによる監視の対象となるいかなる違反者を監視する費用は、GPSを用いた監視期間中は州の費用であるものとする。郡または地方自治体がそのような違反者を監視するという条件は、全額返済可能であるという州の命令を構成するものとする。*

*(12) 安全な近隣地区資金の4パーセントは、国境阻止に焦点を合わせている多重機関麻薬機動部隊へ会計監査官によって毎年割り当てられるものとする。資格がある機動部隊(警察および保安官)は、本細目あるいは既存する条項に従って設立することができるが、機関の参加あるいは役割を制限しない多重管轄の機動部隊だけが資金を授与することができる。*

*(13) 安全な近隣地区資金の6パーセントは、公安の教育および情報事務所へ会計監査官によって毎年割り当てられるものとし、公衆への刑事裁判情報を広め、刑法第14260項に従って公安プログラムを管理することを目的とする。*

*(14) 安全な近隣地区資金の4パーセントは、公安の教育および情報事務所へ会計監査官によって毎年割り当てられるものとし、法執行機関が運営する未成年レクリエーションおよび地域のサービスプログラムの地方による支出を埋め合わせることを目的とする。そのような機関に関連するいかなる保安官事務所、警察、あるいは、地域団体は、スポーツ、教育および社会奉仕に重点を置いた未成年レクリエーションプログラムの管理のために補助金の申請ができる。適格資格があるプログラムは、保安官により管理され、そして地方資金または現物支給サービスによる同額相当を要求しなければならない。地方の同額相当の要求は、地方専用の施設あるいは警察官のサービス、あるいは、慈善寄付に相当する額により満たすことができる。優先順位は、脱落の恐れがある未成年の住民のプログラムに与えるものとし、街犯罪非行集団の関与に替わるものをつくり出し、そして地元で長期的に従事できるものを保障する。補助金は、10年まで授与することができる。*

第10.3項。第30062.1項は政府の行動規範に以下のように追加される。

*第30062.1項。(a) これによって州財務に安全な近隣地区準拠執行資金を設立し、地方自治体の取り組みを増加し1937年米国住宅条例の第8項(合衆国法典の表題42の第1437f項)に従って発行された住宅施設の占有者が証明書によっての支払をしたことを保障し、その証明書は、規定された全ての規則に準拠し、公的資金を供給する借用の条件に従う。*

*(b) 資金は公安の教育および情報(OPSE)事務所によって管理されるものとし、その事務所は、規定能力を拡大するために出先機関の支出における適格な増加額を同額支払うものとする。この資金の目的は、不正な非行集団、薬物、または他の犯罪行為にかかわる個人によって占有される借用の公共資金を除去することであり、それを除去することにより限られた公共資源が安全な住宅を必要とする法律に準拠する家族を支援するのに使用することができるようになる。*

*(c) これによって一般資金から安全な近隣地区準拠施行資金へ1000万ドル($10,000,000)が2009年~2010年の計年度および、それ以降は、毎年カリフォルニア消費者物価指数に従って生活費の変更を調節されて割り当てられる。*

*(d) 1937年米国住宅条例の第8項に従って証明書の占有条件の準拠を執行することを許されている各行政機関は、同額資金を安全な近隣地区準拠執行資金から以下のように要求することができる。*

*(1) 2009年3月30日までに提出する、それ以降は毎年資金依頼を申請する各機関は、公安の教育および情報事務所に適格な資格を得るために以下のことを記述した資金要請を堤出するものとする。*

*(A) その機関の規制権限の源。*

*(B) 安全な近隣地区準拠執行資金から要求する補助資金と同じ金額になる出先機関の新規資金あるいは追加の現物支給サービスの金額と供給源。*

*(C) 補助金によって融資される付加的な職員、備品、あるいは、執行準拠の手順。*

*(D) 機関の管轄内で発行された1937年米国住宅条例の第8項に従った証明書の発行数。*

*(E) 機関の管轄内で第8項に従った借用による全ての占有者が少なくとも毎年一回は犯罪経歴チェックの対象となることを保証するための機関の手順。*

*(2) 資金は項段落(1)の条件が満たされなければ授与されない。*

*(e) (1) 公安教育および情報事務所は、2009年6月30日あるいはそれ以前、およびそれ以降は毎年、補助金申請の締切後に、1937年米国住宅条例の第8項に従って資金要請を申請した全ての機関により発行された証明書の合計を集計するものとし、そして、1937年米国住宅条例の第8項に従って資金要請を申請した全ての機関により発行された証明書の合計の比例分配を示す数因子(パーセント)を各機関に割り当てるものとする。*

*(2) 時宜にかなって適格な資格条件および申請手続きに準拠する各機関は、年次資金の割り当て額相当の最高額を50パーセントとする同額の補助金が譲渡されるものとし、この最高額は、1937年米国住宅条例の第8項に従った全機関に発行された証明書の合計の機関管轄の比例分配(数因子)の額に等しいものであり、細目(d)に従って計算される。*

*(3) 利用できる資金が細目(d)の項段落(1)に従って使い尽くされた場合、その手続きは繰り返し行い、項段落(1)に従って計算された証明書の合計の割合よりも多い資金を要求した全ての機関が二度目においてあるいは次の共同資金の割当に参加できるようになる。*

*(f) 公安教育および情報事務所は、必要とされる資金管理および資金を受領したプログラムの取締りのために総資金額の3パーセントまで費やすことができる。*

第10.4項。第4004.6項は刑法に以下のように改正される。

*第4004.6項。(a) 本項は、以下のどれかが該当する場合において郡に適用される。*

*(1) 郡は、連邦政府裁判所の命令により課される人口上限あるいは自主的に課す人口上限の対象となる。*

*(2) 郡は、刑務所許容数の90パーセント超過する過密人口を避けるように収容者を早期に解放している。*

*(3) 郡は、6ヶ月連続した期間において一度またはそれ以上の場合において刑務所許容数の90パーセント超過している。*

*(b) 細目(a)において記述されるいかなる郡保安官、あるいは、マデラ、ナパ、サンタクララの郡の場合は管理委員会または矯正長官が、郡管理委員会による通知および公聴会の後で決断採用に続いて、居住占有のための地方安全衛生条例を満たす居住施設を利用および運営するために認可し、そして、それらの居住施設を、一時的な刑務所あるいは処置設備として安全と判断するものとする。本項のいかなる条項も、郡職員ではない人を一時的に刑務所あるいは処置施設に配属して利用することを認可されたと解釈しないものとする。囲まれた区域の中にある施設は、それに追加して、市議会により採用された決断が必要とされるものとする。*

*(1) いかなる収容者も、一つの刑判決に基づいて90日を超過する期間において一時的な刑務所または処置施設で収容されないものとする。*

*(2) 収容者の配置場所および刑務所施設に関する安全確保の決断は、管理委員会と相談した上で唯一郡保安官により決められる。*

*(3) 本法案の諸条項は、いかなる保安官またはマデラ、ナパ、サンタクララの郡の場合は管理委員会または矯正長官が、必要に応じて正当に認められた早期の釈放、電子監視、あるいは、労働釈放プログラムを利用することを制限あるいは除外すると解釈しないものとする。*

*(4) その他の法律諸条例にかかわらず、本項下で認められている緊急の刑務所施設の使用は、任意に決定できる行為であり、保安官、保安官事務所、あるいは、施設が位置する郡または地方自治体側の民事責任の根拠とならないものとする。*

*(5) 一時的な刑務所施設あるいは他に代わりとなる住居施設から脱出するいかなる収容者も、現行の法律に従って、第4532項の重罪違反になるものとする。*

*(c) 本項下で緊急事態とされる状況が改善されおよび対象となる郡刑務所の恒久的に認可されたの収容数が12ヶ月連続した期間において80パーセント以下である場合、いかなる保安官またはマデラ、ナパ、サンタクララの郡の場合は管理委員会または矯正長官が、適度な一定期間以内に、緊急施設に収容者の受け入れを終わらせるか、または、そのような施設を恒久的な収容者居住施設に適用される全ての法律と条例に準拠させるものとする。*

*(d) 刑務所の収容者の人口は、本項の目的として、更生および矯正局の契約下にある郡刑務所施において拘留されるいかなる仮釈放の違反者も含む。*

第10.5項。刑法第14175項は以下のように廃止される。

~~第14175項。本表題は、2009年7月1日に無効になるものとし、2010年1月1日において廃止され、後に2010年1月1日以前に制定された法律として制定しなければ、その日付を削除または延期する。~~

第10.6項。刑法第14183項は以下のように廃止される。

~~第14183項。本表題は、2010年7月1日に作用しなくなり、2011年が1月1日において廃止され、後に2011年1月1日以前に制定された法律として制定しなければ、その日付を削除または延期する。~~

第11項。既存プログラムの資金供給

以下の既存プログラムは、2007年予算法で授与された資金額あるいはそれ以上の資金額が供給されるものとする。

(1) 項目9210-105-0001下に確立された刑務所効率資金。

(2) カリフォルニア項目0690-101-0001の下の多重管轄区域メタンフェタミン施行チーム(CAL-MMET)プログラム。

(3) 2005年の法令第497章に確立されるセントラルバレー犯罪防止プログラム。

(4) 2003年の法令第18章に確立される中央海岸犯罪防止プログラム。

(5) スケジュール1の項目5225-101-0001下の少年保護観察キャンプ資金。

第12項。既存プログラムに関する意図

安全な近隣地区法案の採用により、州全体の優先順位として公安を上げおよび法執行機関と犯罪防止および違反者更生の補足的なプログラムの資金供給においての不安定さを制限してとすることがカリフォルニア州民の意図である。余りに多くの場合において、短期的な経済問題および多数の衝突する利害関係は、犯罪防止において有望なプログラムそして法執行機関を終了させる、あるいは、公的安全機関が不十分な職員あるいは備品で作業をする状況を強いる原因となる。最適な状況において、カリフォルニア警察、保安官、および矯正看守は、国内の他の局部の取扱件数をはるかに上回った取扱件数と向かい合っている。これらの機関の権限に相応する資源が与えられなければ、私たちの公的安全機関に法を執行する権限および犯罪を防止させる権限を与えても無意味である。メタンフェタミンの禁止と闘うための追加的な資金は、その受領機関が街非行集団および銃器違反と闘う資金を両方同時に失えば錯覚となってしまう。従って、本法案は、新規および既存のプログラムおよび資金を保護し、列挙されたプログラム全てをより大きな国民の詮索の対象となるように策定されている。その目的は、犯罪防止と法執行の両方に一層献身し、そして、その同レベルの熱意を維持することである。

第13項。教育の資金の保証

本法案のいかなる条項も、カリフォルニア州憲法第XVI条第8項下で州の最低義務の計算を変えるものである解釈しないものとし、カリフォルニア州憲法により認められているものを例外として法律により要求されているK~14学校の実際の状況および地方の支援を減少しないものとする。

第14項。投票者公認の薬剤の処置に関する意図

本法案のいかなる条項も、投票者公認の薬剤の処置プログラムにおいていかなる人の参加資格を変えるものと解釈されないものとする。

第15。差し替え禁止条項

本法案下により恒久的供与になった資金および/あるいは恒久的供与として認可された資金は、カリフォルニア州全体の公的安全機関およびプログラムの資金を補足し強化するものとし、従って、州、または市、郡、市および郡、または、他の政治下位区分は、本項により認可された資金供与が強化された額を全額あるいは部分的に差し替えるあるいは相殺するために、いかなる機関あるいはプログラムが2007年~2008年または2008年から2009年の会計年度に受領したいずれかの金額の高い方の資金金額よりも低下させることを禁止している。

第16項。上限ではなく下限の資金供与

本法案のいかなる条項も、本項で承認されたいかなる割り当て額よりも多いあるいはそれに加えて立法府が公安の割り当てを増加または承認することを除外しないものとする。

第17項。将来の資金供与条項

政府行動規範の第13340項にかかわらず、法律により規定された適用期間内に負債にならなかったあるいは消費されなかった本法案で割り当てられたあるいは配分された金額は、金額の未収利息と一緒に、次の会計年度のために負債および支払と同じ勘定に戻し維持するものとする。いかなる資金を受領したプログラムが本項下で認可された資金を必要としなくなった場合、あるいは、2回の会計年度に亘りそのような資金を受領資格がある機関に承認が下りた後、まだ配分されないままの状態である場合、それらの資金は一般資金に戻るものとする。

第18項。対立する法案

街犯罪非行集団メンバーおよび凶暴な違反者の懲役刑罰を増加し我々の地域社会を強化させることに関連した本法案、あるいは、その他の犯罪の懲役刑を軽減させるあるいは収容者の早期釈放を承認する法案が過半数の票により同じ選挙で認可された場合において、および、この法案がより多い賛成投票を他の類似する法案投票の数よりも取れた場合、この法案は、その他の対立する諸条項を全体的に規制するものとし、その他の法案を無効と見なし法的効力をないものにする。この法案は承認されたが、前述のその他の法案の投票数より多い賛成投票数を取れなかった場合、この法案は法律で許容する範囲で有効になるものとする。

第19項。法廷参照

特記されない限り、本法令の参照はすべて、2008年1月1日に既存した法律を参照したと解釈するものとする

第20項。分離条項

本法案のいかなる条項が、あるいは、部分的に、何らかの理由で無効あるいは憲法に違反すると見なされた場合、残りの諸条項は無効にならず、効力を有し維持する、そして、その目的を達成するために本法案の各条項は分離できるものとする。

第21項。改正条項

本法案の諸条項は、立法府により改正されないものとするが、例外として、法令の通過は、法令各議事堂で氏名点呼投票により日誌に記入、各議事堂の会員の4分の3の同意、または、投票者によって承認されたときだけに有効となる。ただし、本書に規定された諸条項を諸条項の適用の範囲を拡大するか、または、各議事堂の過半数の票により可決された刑罰を増加するために立法府は、改正することができる。

## 住民投票事項7

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づきカリフォルニア州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法および公益事業法典の諸条項を改正し、公共資源法典の諸条項を改正・追加するものであり、削除が提案されている現行の規定は~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案されている新規の規定はそれを示すために*斜体*で記載されている。

### 法案

2008年太陽エネルギー・クリーンエネルギー法

第1項。表題

本法案は「2008年太陽エネルギー・クリーンエネルギー法(Solar and Clean Energy Act of 2008)」として知られる。

第2項。認定事項および宣言事項

カリフォルニア州民は以下の事項を認定し宣言する。

A. 現在、地球温暖化および天候変動は現実的な危機になっている。極氷冠の継続的な融解、世界的な気温上昇、温室ガスの増加、劇的な天候変動が生じる中、我々は急速に転機に達しつつある。カリフォルニア州は、海面上昇、日照り増加、州の水源となるシエラ山脈氷原の融解など、深刻な危機に直面している。カリフォルニア州は、州を脅かす天候変動に積極的に対処するため、太陽エネルギー・クリーンエネルギーを必要としている。

B. カリフォルニア州は、日照り干ばつ、大気汚染、水質悪化、およびその他の多くの環境問題に悩まされている。エネルギー関係の特別利益団体により改革が阻止されているため、ほとんど何の対応もなされていない。カリフォルニア州民は、エネルギー改革を自分達の手中に納める必要がある。環境を汚染するエネルギーの代替となるのは、太陽エネルギー・クリーンエネルギーである。

C. カリフォルニア州は、地球温暖化および天候変動に積極的に対処するために必要なリーダーシップを取ることができる。

D. 太陽エネルギー・クリーンエネルギー法はカリフォルニア州の大気汚染の削減に役立つ。本州民発案法案で、大気を浄化し、子供たちに今よりも健康的できれいな環境を作ることができる。

E. 従来型のエネルギー源は、価格が上昇し、確保が困難になる化石燃料および海外産エネルギーに依存しすぎている。本州民発案法案は太陽エネルギー源・クリーンエネルギー源への投資を推進し、しかも当該エネルギー源は長期的に安上がりで、かつカリフォルニア州内に存在し、また短期的にカリフォルニア州による太陽エネルギー・クリーンエネルギーに投資しても電気料金はわずか3パーセントしか値上がりしないため、これは健康的できれいな環境のためのわずかな代価に過ぎない。

F. 太陽エネルギー・クリーンエネルギー法は、2025年までに全電気事業者に太陽光・風力などクリーンなエネルギー源からの発電量を50パーセントに引き上げることを義務付けることによって、カリフォルニア州のエネルギー自立への進路を築く。現在、発電はカリフォルニア州内温室ガス排気量の22パーセント以上を占め、太陽エネルギー源・クリーンエネルギー源からの発電は約10パーセントとなっており、その結果、カリフォルニア州民は、エネルギー費用の上昇や中東の政局不安定などの影響を受けや易く、また大手石油会社の言いなりになりやすい。

G. 太陽エネルギー・クリーンエネルギー法は、新発電技術を奨励する。屋根上に設置できるソーラーパネルからの発電について知っている人は多いが、砂漠でソーラーミラー集合体から発電する太陽エネルギーを可能にするという画期的な新技術がある。これらのミラーは非常に効率が高く、一辺11マイルの四角形の大型アレー一基でカリフォルニア州全域の需要に見合う十分な電力を発電でき、しかも現在支払っている料金よりも安い費用で提供できる。砂漠は我々をエネルギーの自立に導いてくれるであろう。

H. 現行法では、太陽エネルギー源・クリーンエネルギー源から20パーセントを供給するはずであるが、ロサンゼルスなどの地方自治体所有の大手電気事業者は約10パーセントの供給量しか達成しておらず、サクラメントに至っては当該法律から免除されるようロビー活動を行いこれに成功している次第である。太陽エネルギー・クリーンエネルギー法は、報奨金を提供し、厳格な基準を実現し、同法に従わないものには罰金を科す。

I. 太陽エネルギー・クリーンエネルギー法はカリフォルニア州の経済に利益をもたらす。太陽エネルギー源発電所・クリーンエネルギー源発電所およびその電力を運ぶ送電線の建設は、現行賃金を支払う良質の雇用を創出する。これらの雇用はカリフォルニア州に新たな投資や新たな雇用をもたらし、カリフォルニア州の経済を強化する。

J. 地球温暖化およびカリフォルニア州の化石燃料および海外産エネルギーへの依存は、州全域で心配されている重大問題であり、州全域レベルでの発電源基準および太陽エネルギー・クリーンエネルギーの発電所や関連する送電施設の建設許可の導入も重大問題である。従って、州民は、これらの問題が地方自治体の問題ではなく、当該条項がカリフォルニア州憲法第XI条第5項に用いられているように、州全域レベルの重大問題であると認定する。

第3項。目的および意図

本法案を以下のために施行するのがカリフォルニア州民の意図である。

A. カリフォルニア州の炭素系温室ガス排気量を削減することにより、地球温暖化および天候変動の問題に対処し、シエラ山脈氷原を融解危険から保護する。

B. 太陽光・地熱・風力・バイオマス・小型水力発電などの立証済み技術を開拓し、カリフォルニア州納税者への増税なしに、カリフォルニア州全域でクリーンなエネルギーを発電し、再生可能エネルギー目標を達成する。

C. ロサンゼルス市水道電力局(Los Angeles Department of Water and Power)など地方自治体所有のものも含め、カリフォルニア州の全電気事業者に、以下の予定で、太陽エネルギー源・クリーンエネルギー源からの発電を義務付ける。

1. 2010年までに20パーセント
2. 2020年までに40パーセント、さらに
3. 2025年までに50パーセント

D. 太陽エネルギー発電所・クリーンエネルギー発電所、および関係する送電施設の全ての開発認可を短期間で行なうと同時に、砂漠保護法(Desert Protection Act)を含め全環境保護条項を保証する。

E. 太陽エネルギー発電所・クリーンエネルギー発電所および関係する送電施設の開発・建設に対する発電報奨金を新設する。

F. 再生可能資源目標を達成ない全電気事業者に罰金を科し、当該電気事業者が当該罰金を消費者に請求しないようにする。

G. 太陽エネルギー発電所・クリーンエネルギー発電所の市場性および融資を確保するため太陽エネルギー・クリーンエネルギーの20年間の長期契約を許可する。

H. 消費者の電気料金への価格的影響を3パーセント未満に制限する。調査によると、長期的に、消費者の電気料金は減少することが示されている。

I.民間電気事業者に再生可能エネルギー利用割合基準の順守を強制し、不順守に対し罰金を科し、電気事業者が罰金を消費者に請求しないようにする権限を公益事業委員会(Public Utilities Commission)に付与する。

J. カリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会(California State Energy Resources Conservation and Development Commission、以下エネルギー委員会)に以下の権限を付与する。

1. 地方自治体所有の電気事業者に再生可能エネルギー利用割合基準の順守を強制し、不順守に対し罰金を科し、電気事業者が罰金を消費者に請求しないようにする。

2. 太陽エネルギー・クリーンエネルギーの発電所および太陽エネルギー・クリーンエネルギー源の開発許可を短期間で行なう規則を採用すると同時に、砂漠保護法を含め全環境保護条項を保証する。

3. 不動産、動産、または当該財産の開発・使用の敷設権、太陽エネルギー・クリーンエネルギーの発電や送電の敷設権を購入、販売、またはリースするための資金、および既存送電線のアップグレードのための資金を割り当てる。さらに、

4. 主に砂漠の太陽エネルギー・クリーンエネルギー区域を特定・指定する。

第4項。公益事業法典の第387項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第387項。(a) 第9604項に定義されている通り、地方自治体所有の電気事業者の各理事会は、~~料金基準、信頼性、財源および環境向上の目標に対する影響を考慮しながら、~~*本条で確立・定義されている通りに*~~再生可能資源を推進する州議会の意図を認識する~~*再生可能エネルギー利用割合基準を導入し*~~導入・施行する責任を持た~~*なければならない。*

(b) 各地方自治体所有の電気事業者は、以下の事項を顧客およびカリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会に毎年報告しなければならない。

(1) 適格な再生可能エネルギー源開発のために第385項に従い集めた公共財資金の消費金額。報告書には、プログラムの説明、消費額、および期待された結果または実際の結果が含まれる必要がある。

(2) 顧客に提供するために使用した燃料タイプごとのエネルギー源の割合。報告書には、~~小売業者ではなく地方自治体所有の電気事業者に届けられた電力を除き、~~第399.12項に定義されている適格な再生可能エネルギー源である当該燃料の個別分類と共に各再生可能エネルギータイプの分担が含まれる必要がある。~~小売業者に届けられた場合、~~その電力は、再生可能エネルギー利用割合基準の順守が適格であるとき、適格な再生可能エネルギー源から地方自治体所有の電気事業者に送られた電力として報告される必要がある。

(3) 細目(a)に従い電気事業者による再生可能エネルギー利用割合基準の導入状態および導入後の当該基準達成に向けての電気事業者の進捗状態。

第5項。公益事業法典の第399.25項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第399.25項。~~(a)第1001項から第1013項全部のその他の条項に関わらず、電力会社による新規送電施設建設の許可書申請は、当該施設が第399.11項で始まる)第16条で設定される再生可能エネルギー電力目標の達成推進に必要であると委員会が認定した場合、第1003項での決定の目的のため、送電のために必要であると見なされるものとする。~~

~~(b)~~ *(a)* ~~細目(a)に記載の送電施設~~*公益事業法典の第16条(第399.11項で始まる)で設定された再生可能エネルギー利用割合基準達成を推進するためエネルギー委員会によって必要と見なされる任意の送電施設*について、委員会は、連邦エネルギー規制委員会(Federal Energy Regulatory Commission)によって設定される送電料金が委員会設定の小売料金に確実に全て反映されるようにするため実行可能な全ての対策を取るものとする。これらの対策には、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

(1) 証拠的記録で裏付けられている場合、当該送電施設が送電網に利益があり、かつ第16条(第399.11項で始まる)で設定される再生可能エネルギー利用割合基準の達成推進に必要であることを認定する。

(2) 当該送電施設と関係する費用を一般的送電料金によって回収するよう、発電機が相互接続される電力施設に指示するが、この際、当該指示が連邦法により阻止されていないことを前提とする。

(3) 段落(1)および(2)に記載の立場を適切な手続きで連邦エネルギー規制委員会に主張する。

(4) 第454項細目(a)に従い倹約にも関わらず費用が生じたと委員会が判定した後、送電料金回収のために連邦エネルギー規制委員会から送電施設建設が承認されなかった結果として~~電力会社~~*小売業者*が負担した送電費用における小売料金増加分を回収することを許可する。

*(b) 細目(a)に関わらず、小売業者は、送電施設建設推進のため太陽エネルギー・クリーンエネルギー送電勘定(Solar and Clean Energy Transmission Account)を介して支払われる費用を回収してはならない。*

第6項。公益事業法典の第399.11項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第399.11項。~~州議会~~*州民*は以下の全項目を~~認定~~*認定*し、~~宣言~~*宣言*する。

(a) 2010年12月31日までにカリフォルニア州における適格な再生可能エネルギー源からの合計小売販売発電量を20パーセントに、*2020年12月31日までに40パーセントに、2025年12月31日までに50パーセントに*するという目標達成のため、また*地球温暖化や天候変動の問題に対処し、シエラ山脈氷原を融解危機から守るために*、エネルギー構成の多様性、信頼性、公衆衛生、および環境上の利点を向上するため、委員会およびカリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会が本条に規定されているカリフォルニア州再生可能エネルギー利用割合基準を導入することが~~州議会~~*州民*の意図である。

(b) カリフォルニア州における適格な再生可能エネルギー源への依存度を強化することによって、安定した電気価格の奨励、公衆衛生の保護、環境上の品質向上、持続可能な経済開発の刺激、新しい雇用機会の創出、輸入燃料への依存度の削減を実現できる。

(c) 適格な再生可能エネルギー源を開発し、カリフォルニア州の顧客に当該エネルギー源から発電される電力を供給することにより、化石燃料の燃焼やそれに関連する環境への影響、および州内の化石燃料消費を削減することによって、州全域の大気質問題の改善、*地球温暖化や天候変動の問題への対処、シエラ山脈氷原の融解危機からの保護*、公衆衛生の向上を実現できる。

(d) カリフォルニア州再生可能エネルギー利用割合基準プログラムは、カリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会によって管理され、公共資源法典第15区分の第8.6章(第25740項で始まる)に従い新設される再生可能エネルギー源プログラムを導入することを意図する。

(e) 新規および改変された送電施設は、州が利用割合基準目標を達成推進するのに必要である。

第7項。公益事業法典の第399.12項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第399.12項。本条の目的のため、以下の用語は次の意味を持つ。

(a)「水路式水力発電所」は、既存のパイプ・溝・用水路・サイフォン・トンネル・運河、または有効利用のため水の分配に使用されるその他の人工水路の水力のみを使用する発電所を意味する。

(b)「送電済み」および「送電」は、公共資源法典第25741項細目(a)に規定されているものと同じ意味を持つ。

(c)「適格な再生可能エネルギー源」は、公共資源法典第25741項の「州内の再生可能エネルギー発電所」の定義に合致する~~発電~~*太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*を意味する。

(1) (A) 30メガワット未満の既存小規模水力発電所は、2005年12月31日現在、小売業者が当該発電所から電力を所有または調達している場合のみ、資格があるものとする。水流の有効利用に悪影響を及ぼしたり、流量または水流タイミングに変化を生じる原因となる場合、新しい水力発電所は適格な再生可能エネルギー源にはならない。

(B) 細目(A)に関わらず、2006年1月1日までに操業を開始した30メガワット未満の既存小規模水力発電所は、適格な再生可能エネルギー源となる。2005年12月31日後に操業を開始した30メガワット未満の既存小規模水力発電所は、水流の有効利用に悪影響を及ぼしたり、流量または水流タイミングに変化を生じる原因とならない限り、適格な再生可能エネルギー源となる。

(2) 地方自治体の固形廃棄物焼却場は、その所在地がスタニスラウス郡内にあり、1996年9月26日以前に操業してなかった場合、適格な再生可能エネルギー源とは見なされない。

(d)「エネルギー委員会」はカリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会(State Energy Resources Conservation and Development Commission)を意味する。

(e)「地方自治体所有の公営電気事業者」は、第9604項細目(d)に規定されているものと同じ意味を持つ。

(f)「調達」は、小売業者所有の適格な再生可能エネルギー源、または当該小売業者が締結した電力購入契約における適格な再生可能エネルギー源から発電された電力を受け取ることを意味する。卸売り取引でサードパーティから電力を購入するのが、小売業者が本条の順守義務を遂行する上で推奨される方法であることを、本条のどの部分においても暗示する意図はない。

(g)「再生可能エネルギー利用割合基準」は、本条に従い小売業者に調達の必要がある、適格な再生可能エネルギー源からの特定発電量の割合を意味する。

(h) (1)「再生可能エネルギー証書」は、一単位の電力が適格な再生可能エネルギー源から発電され送電されたことを示す、第399.13項に準じエネルギー委員会が設定する評価システムによって発行される証書を意味する。

(2)「再生可能エネルギー証書」には、健康安全法典第40709項に準じ発行される排出削減証書、およびバイオマスまたはバイオガス燃料活用で生じた固形廃棄物の削減および処理の利点に関連する証書または支払額を除く、適格な再生可能エネルギー源からの発電に関連する再生可能性および環境上の属性全てが含まれる。

(3) エネルギー委員会が決定する最小量を超過する非再生可能エネルギー燃料の使用から起因する適格な再生可能エネルギー源による発電には、再生可能エネルギー証書は発行されない。

(i)「小売業者」は、以下を含む、州内に所在する最終需要家に電力を小売販売する事業体を意味する。

(1) 第218項に定義される電力会社。

(2) 地域社会選択の集積者。委員会は、電力会社に適用されるのと同一の契約条件の対象となる、地域社会選択の集積者が再生可能エネルギー利用割合基準プログラムに参加する方法を決定する規則を設けるものとする。

(3) 2006年1月1日以降の顧客への全電力販売の電気事業者で、第218.3項に定義されている電気事業者。委員会は、電気事業者が再生可能エネルギー利用割合基準プログラムに参加する方法を決定する規則を設けるものとする。電気事業者は、本条に準じ電力会社に適用されるのと同一の契約条件の対象となるものとする。本段落のいかなる部分も、水法典第80110項に準じ委員会による直接アクセスの停止以前に、電気事業者と小売業者間で締結された契約を妨げるものではない。

(4)「小売業者」には、以下のものは含まれない。

(A) 第218項細目(b)に準ずる熱電併給するコジェネレーション技術または発電を採用する法人または個人。

(B) 水法典第27区分(第80000項で始まる)に準じた立場で活動する水源局(Department of Water Resources)。

~~(C) 地方自治体所有の公営電気事業者。~~

第8項。公益事業法典の第399.13項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第399.13項。エネルギー委員会は、以下のすべてを実行する。

(a) 当該委員会の判定により適格な再生可能エネルギー源が第399.12項細目(b)に記載の基準を満たしていることを承認する。

(b) 小売業者による再生可能エネルギー利用割合基準の順守を確認する、当州またはその他の州の再生可能エネルギー利用割合基準順守の目的で当該再生可能エネルギー源からの発電電力が一回のみ計上されていることを保証する、再生可能エネルギー源から発電された再生可能エネルギー証書を許可する、当州またはその他の州における小売商品についての主張内容を確認するなど、評価システムを作成・導入する。当該評価システムを規定するガイドライン設定に当り、エネルギー委員会は、本条およびカリフォルニア州公文書法(California Public Records Act) (州政府法典第1編第7区分の第3.5章(第6250項で始まる))の要件に従い、小売業者の順守確認に必要と見なされる電力市場参入者からデータを収集する必要がある。~~電力会社~~*小売業者*からデータを求める際、エネルギー委員会は委員会からデータを要請するものとする。委員会は~~電力会社~~*小売業者*からデータを収集し、当該データを要請日から90日以内にエネルギー委員会に提出しなければならない。

(c) 独立監査済みデータを使用して、各再生可能エネルギー証書と関連する発電量および納入電力量を確認し、当該証書が複数回勘定されないようにする、再生可能エネルギー証書の追跡・確認システムを設定する。エネルギー委員会は、当該システムの開発に当り、その他の西部各州および西部電力調整評議会(Western Electricity Coordinating Council)と協議しなければならない。

(d) 以下の条件を満しているとエネルギー委員会が判断した場合、小売業者による~~再生可能~~*再生可能*エネルギー利用割合基準要件の順守のため、適格な再生可能エネルギー源からの電力が地方自治体所有の公営電気事業者への送電に関する再生可能エネルギー証書の適格性を確認する。

(1) 電力を調達している地方自治体所有の公営電気事業者が、第387項の要件を順守している。

(2) 地方自治体所有の公営電気事業者は、*第399.15項で義務付けられている*年間再生可能エネルギー利用割合基準*目標*~~電力会社に適用されるこれらに匹敵する目標~~を達成済みである、当該目標を満たすために十分な適格の再生可能エネルギー源を調達している、さらに再生可能エネルギー証書が別の小売業者に売却された場合でも、当該目標の未達成には至らない。

*(e) 地方自治体所有の公営電気事業者が第387項を順守し、再生可能エネルギー利用割合基準プログラムを導入する方法を決定する規則制定手続きを設ける。委員会は、小売業者に関して、再生可能エネルギー調達計画の審査・採用、順守についての柔軟な規則の制定、および地方自治体所有の公営電気事業者による再生可能エネルギー調達計画を順守できない場合の年間罰金の賦課に関係する、第399.14項と第399.15項で規定される過程と権限を持ち、それ以外の過程と権限も持つことがあるが、エネルギー委員会も、これらと同じ過程と権限を利用し、地方自治体所有の電気事業者に関して再生可能エネルギー利用割合基準プログラムを強制施行するものとする。エネルギー委員会には、地方自治体所有の公営電気事業者または第2113項に準ずる当局によって締結される再生可能エネルギー源契約の条件、価格などを承認または拒絶する権限はないものとする。*

第9項。公益事業法典の第399.14項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第399.14項。(a) (1) 委員会は、再生可能エネルギー利用割合基準における義務を満たすための、段落(3)の事項に含まれる再生可能エネルギー調達計画の作成を各~~電力会社~~*小売業者*に指令するものとする。実行可能な範囲で、一般的な調達計画過程に従い、当該過程の一貫として、当該調達計画は、委員会によって提案、審査、および採用されるものとする。委員会は、必要に応じて再生可能エネルギー調達計画を検討し改訂するよう各~~電力会社~~*小売業者*に要求する。

(2) 委員会は、規定によって、以下の全項目を採用するものとする。

~~(A) 第399.15項細目(c)に準じた市場価格決定過程。委員会は、電力会社によって行われる適格な再生可能エネルギー源の競合的な価格募集終了日後に特定の市場価格を決定する必要がある。~~

~~(B)~~*(A)* 年間カリフォルニア州再生可能エネルギー利用割合基準義務を順守するため最低価格および最も適格な再生可能エネルギー源の優先順位および選択についての基準を規定する過程。当該過程は、適格な再生可能エネルギー源の統合・運営から生じる、必要となる送電に対する投資および継続的な電気費用に関連する間接費用の推定額を考慮しなければならない。

~~(C)~~*(B)* (i) ある年度の調達過剰分を以降の複数年度に適用したり、ある年度の調達不足分を以降の最高三年度に適用することを小売業者に許可する規則を含む、順守についての柔軟な規則。順守についての柔軟な規則は、小売業者が適格な再生可能エネルギー源から合計電力小売販売の少なくとも~~20~~*50*パーセントを調達する年度の前後複数年度を含め、全ての年度に適用されるものとする。

(ii) 順守についての柔軟な規則は、不十分な送電量の結果、小売業者が本条の要件を満せる十分な適格な再生可能エネルギー源を調達できないような状況に対応するものとする。不十分な送電量に対応する規則が適用されるには、以下の全事項を行うため合理的な全ての努力を小売業者が行ったという委員会による認定が必要となる。

(I) 柔軟な送電地点を活用する。

(II) 必要な送電量の安定供給を確保する。

(III) 小売業者が電力会社である場合、必要な送電施設を建設する。

(IV) 本段落のいかなる部分も、第454.5項の一部を改訂するものと解釈してはならない。

~~(D)~~*(C)* 再生可能エネルギー発電機の性能要件を含む、適格な再生可能エネルギー源の契約の締結に当り、全ての~~電力会社~~*小売業者*によって使用される標準的な契約条件。再生可能エネルギー源から発電された電力の購入契約には、少なくとも、契約に規定される全ての発電に関連する再生可能エネルギー証書を含めるものとする。標準的な契約条件には、本条に準じ委員会が締結済み電力購入契約を承認してから6ヶ月以内に、当事者名、エネルギー源タイプ、発電場所、および発電容量など、委員会が開示の必要のある情報が含まれる必要がある。

(3) 最低価格および最も適格な再生可能エネルギー源の調達という目標に従い、~~電力会社~~*小売業者*によって提出される再生可能エネルギー調達計画には以下の全事項が含まれる必要がある。

(A) ピーク時容量、遠隔制御可能な容量、ベースロード容量、確保が確実な容量、および利用可能時に直ぐ利用できる容量などを含め得る送電特性と共に、適格な再生可能エネルギー源の最適なエネルギー構成を決定する年間または複数年度の利用割合の需要供給についての評価。

(B) 委員会によって設けられる順守について利用可能な柔軟な手順を採用する条項。

(C) 適格な再生可能エネルギー源の各送電特性、要求される接続日、およびある場合は優先する立地についての必要性を記載する入札募集。

(4) 再生可能エネルギー源の募集および調達に当り、各~~電力会社~~*小売業者*は、委員会が短期の契約を承認している場合を除き、~~10~~*20*年以上の契約期間を提示しなければならない。

(5) 再生可能エネルギー源の募集および調達に当り、各~~電力会社~~*小売業者*は、マイノリティーまたは低所得者層が多数住む地域に具体的に実証可能な利益を提供するプロジェクトを優先できる。

(b) 委員会が、各小売業者に対し、少なくとも~~10~~*20*年間の契約によって、または2005年1月1日以降に商業運転を開始した新施設からのいずれかで、購入する適格な再生可能エネルギー源の最低電力量を設定している場合、委員会は適格な再生可能エネルギー源について~~10~~*20*年未満の期間の契約を小売業者が締結することを許可できる。

(c) 委員会は、本条に従い~~電力会社~~*小売業者*による再生可能エネルギー調達の開始前に、各~~電力会社~~*小売業者*の再生可能エネルギー調達計画をそれぞれ審査し、認可、変更、または拒絶するものとする。

(d) 委員会は、許可を受けるために~~電力会社~~*小売業者*が提出した適格な再生可能エネルギー源の募集結果を審査し、承認済み再生可能エネルギー調達計画に沿っているかどうかを基に適格な再生可能エネルギー源の提案中の契約を許可または拒絶するものとする。委員会が入札者の中で効果的な競争が不足していたため入札価格が高額になっていると判断した場合、委員会は、~~電力会社~~*小売業者*に再度契約について交渉するか、または新しい募集を行うよう命令するものとする。

(e) 電力会社が再生可能エネルギー調達計画に従わない場合、委員会は順守を要求するため第2113項に従いその権限を行使する必要がある。~~委員会は、第399.15項に準じ設定した年間調達目標を達成できないその他の小売業者に同等の罰金を科すものとする。~~

(f) (1) 委員会は、年間再生可能エネルギー利用割合基準の義務達成のため適格な再生可能エネルギー源の送電契約を小売業者の顧客のために締結することを調達事業体に許可できる。委員会は、個人または法人が調達事業体としての役割を果たすことを要求したり、または調達事業体から適格な再生可能エネルギー源を購入するよう当事者に要求することはできない。

(2) 委員会の審査および承認の対象となる、調達事業体は、調達事業体が電力供給し、かつ適格な再生可能エネルギー源の調達から直接利益を得る最終需要家への小売料金から合理的な管理費用および調達費用を回収することを許可されるものとする。

(g) 本条に従い~~委員会が承認する~~適格な再生可能エネルギー源のために~~電力会社~~*小売業者*が締結する長期契約に関係する管理費用および調達費用が*第399.15項細目(c)に従いエネルギー委員会が決定する市場価格よりも10パーセント未満の範囲で上回る場合*、当該費用は、*2030年1月1日以前に送電される電力について本来合理的と見なされ*、料金で回収可能であるものとする。

(h) 発電報奨金の受領資格獲得、受領、または維持のために実施する作業も含め、公共資源法典の第25742~~項~~*項*、第*25743項または第25751.5項*に従い、発電報奨金*または資金提供*を受ける適格な再生可能エネルギー源の建設、改修、取り壊し、設置、および修理作業は、労働法典第2区分第7部の第1章(第1720項で始まる)の目的のため「公共作業」である。

*(i) 委員会は、第399.15項に準じ設定した年間調達目標を達成できない小売業者に毎年、最高1キロワット時当り1セント(0.01ドル)を掛け算して算出するキロワット時単位の不足額の罰金を科す。委員会は、本項で小売業者に科すことのできる罰金を制限しないものとする。本項に準じ科せられ徴収される罰金は全て、公共資源法典第25751.5項に従いエネルギー委員会が管理する太陽エネルギー・クリーンエネルギー送電勘定に毎年支払われるか、または送金されるものとし、州内の新規送電施設および再生可能発電施設の開発促進を意図するプログラムに使用されるものとする。小売業者は、本項に従い支払う罰金または送金する罰金を、直接または間接を問わず、料金で回収してはならない。*

*(j) 再生可能エネルギー調達計画を採用するという委員会の指令に従えない正当な原因が小売業者にあることを委員会が認めた場合、細目(i)に従い科せられる罰金は免除することができる。以下の条件に一つでも合致すると委員会が判断した場合、再生可能エネルギー調達計画を採用するという委員会の指令に従えない正当な原因が小売業者にあることが委員会によって認められる。*

*(1) 管理上および法律上の上訴、業者の不順守、適格な再生可能エネルギー源の競争的な募集に対する入札者不足、および効果的な競争の欠如を含むがこれらに限定されない、小売業者のやむを得ない状況により期限または目標達成予定が変更された。*

*(2) 現年度の不足分を満たし得る十分な送電量を将来提供する締結済みの契約を含むがこれに限定されない、目標達成のための誠実な努力を小売業者が示している。*

*(3) プロジェクトの期限または目標達成予定を適時に完了できなくなった予測不可能な天災または不可抗力により、目標を達成できなかった。*

*(4) 不適切な送電線のため、小売業者は適格な再生可能エネルギー源からの電力を受け取ることができない。*

*(5) 2013年12月31日以前の任意の年度について、地方自治体所有の公営電気事業者は、誠実な努力にも関わらず、第399.15項で設定された年間調達目標の達成に十分な時間がなかったことを証明している。*

第10項。公益事業法典の第399.15項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第399.15項。(a) 長期的な資源不足の解消、*温室ガス排気量の削減、地球温暖化や天候変動への対処、融解危機にあるシエラ山脈氷原の保護、変動的な燃料価格からのカリフォルニア州の自立を実現*するため、委員会は、毎暦年に小売最終需要家に販売する合計キロワット時間の一定パーセントとして、適格な再生可能エネルギー源

から発電される最低電力量を全ての~~電力会社~~*小売業者*が購入することを義務付ける再生可能エネルギー利用割合基準を設定する~~本条で設定される目標達成のため、細目(c)で決定される市場価格を超えて消費される合計費用額の制限を科す~~。

(b) 委員会は、以下に従い、各小売業者に年間調達目標を導入させるものとする。

(1) *第454.5項に関わらず、各*~~各~~小売業者は、細目(a)に従い2010年12月31日までに小売販売の20パーセントが、*2020年12月31日までに40パーセントが、2025年12月31日までに50パーセントが*適格な再生可能エネルギー源から調達されるよう、適格な再生可能エネルギー源の合計調達額を小売販売の少なくとも~~1~~*2*パーセント毎年増加する必要がある。~~任意の年度で小売販売の20パーセントを適格な再生可能エネルギー源から調達する小売業者は、翌年における再生可能エネルギー源調達の増加が義務付けられていない。~~

(2) 年間調達目標設定のために、委員会は、2001年に適格な再生可能エネルギー源から調達した小売販売の実際の割合、および適用可能な限り、第399.12項に従い先行調整される割合に基づき各小売業者の当初基準を設定する必要がある。

(3) 当該目標設定のみのため、委員会は、~~電力会社~~*小売業者*による小売販売の計算の際に、水法典の第80100項に従い水源局によって小売顧客に販売された全電力を含めるものとする。

(4) *小売業者は、細目(c)に従い設定される市場価格以下の適格な再生可能エネルギー源による発電電力に対する全ての双務申し入れを受け入れる必要があるが、ただし小売業者が本細目に従い設定される年間目標の達成のため十分な再生可能エネルギー源を調達している年度に対しては、小売業者は双務申し入れを受け入れる義務はない。*~~小売業者が、本細目に従い設定する年間目標達成のため、任意の年度で十分な適格な再生可能エネルギー源を調達できなかった場合、小売業者は、不足分を埋め合わせるため以降の年度で追加の適格な再生可能エネルギー源を調達するものとするが、細目(d)に従い設定される電力会社に対する費用制限の対象となる。~~

(c) *エネルギー委員会*~~委員会~~は、適格な再生可能エネルギー源の契約期間に相当する期間における電力市場価格、*および*以下の事項を*配慮*~~配慮~~*した決定方法を*~~を決定する方法を確立する~~*規則制定手続きによって決定する*必要がある。

(1) 委員会が許可する~~電力会社の~~*小売業者の*一般的な調達活動に従い決定される、固定価格契約の長期的な電力市場価格。

(2) 新規発電所からの固定価格電力に関連する長期的な所有費用、運営費用、および固定価格燃料費用。

(3) ベースロードの電力、ピーク時の電力、利用可能時に直ぐ利用できる電力を含む異なる商品の価値。

*(4) 需要容量順序が振り分けられた資源を含む、その他の資源の調達に使用する予想に沿った天然ガス価格の予想。*

*(5) リスク回避の重要性および炭素排出量削減を含むがこれらに限定されない、再生可能資源の重要性および利点。*

*(6) ベースロード発電の重要性および利点。*

(d) *小売業者は、2030年1月1日以前に送電される電力について、細目(c)に従い設定される市場価格を10パーセント超える長期契約を、適格な再生可能エネルギー源の操業者と締結する必要はない。委員会は、小売業者が、細目(c)に従い設定される市場価格を最大10パーセント超える価格で調達できる適格な再生可能エネルギー源の電力量に年間調達義務を制限できるようにする。不均衡なエネルギー料金、過剰エネルギーの販売、既存資源からの発電量の削減、または送電のアップグレードなどを含む、小売業者による適格な再生可能エネルギー源の購入に関連する間接費用は、委員会の承認に従い料金で回収できる。*~~委員会は、本条で設定される年間調達目標を達成するため、適格な再生可能エネルギー源の調達のため細目(c)で決定される市場価格を超えて各電力会社が消費する合計費用に制限を設定するものとする。~~

~~(1) 費用制限は、公共資源法典第25743項細目(b)に準じてエネルギー委員会が各電力会社に送金する金額および2007年1月1日現在から2012年1月1日まで有効となる再生可能エネルギー公共財料金を基に電力会社の顧客から徴収される資金の51.5パーセントに等しいものとする。~~

~~(2) 以下の全条件を満たす場合、電力会社によって選択される契約の上記市場価格は費用制限の対象にすることができる。~~

~~(A) 当該契約は、委員会によって承認されており、かつ第399.14項細目(d)の要件に準ずる競争的な募集によって選択された。~~

~~(B) 当該契約は、少なくとも10年の契約期間である。~~

~~(C) 契約済みプロジェクトは、2005年1月1日以降に商業運転を開始した新施設または新しい発電機を備えた施設である。~~

~~(D) 再生可能エネルギー証書の購入は、上記の市場価格としての考慮対象にはならない。~~

~~(E) 契約の上記市場費用は、不均衡なエネルギー料金、過剰エネルギーの販売、既存資源からの発電量の削減、または送電のアップグレードなどを含む、間接費用を含まない。~~

~~(3) 電力会社に対する費用制限が、段落(2)の条件を満たした適格な再生可能エネルギー源の調達に、細目(c)で決定される市場価格を上回って消費した合計費用をまかなうのに十分でない場合、委員会は、電力会社に対し、細目(c)で設定される市場価格以下で調達できる適格な再生可能エネルギー源の電力量まで調達を制限することを許可するものとする。~~

~~(4) 本項のいかなる部分も、電力会社が、市場価格以上で費用制限の対象となっていない適格な再生可能エネルギー源を購入するための自主的な提案を阻止するものではない。市場価格以上の自主調達は、料金で費用を回収する前に、委員会の承認が必要となる。~~

(e) 再生可能エネルギー利用割合基準の設定は、委員会による1978年連邦公益事業規制政策法(Public Utility Regulatory Policies Act of 1978) (一般法95-617)の導入と見なされることはない。

(f) *エネルギー委員会*~~委員会~~は、細目(c)に基づき市場価格の計算に関し*エネルギー委員会*~~委員会~~と協議するものとする。~~さらに~~*エネルギー委員会および委員会は、*~~その他の~~再生可能エネルギー利用割合基準方針の設定*において互いに協議するものとする。*

第11項。公益事業法典の第1001項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第1001項。*公共資源法典第15区分(第25000項で始まる)に規定されているものを除き*、鉄道を主に電気で運転してる鉄道会社、路面電車会社、ガス会社、電力会社、電信会社、水道会社、または下水会社は、現在または将来の公共の便および必要性により、路面電車、線路、施設、もしくはシステム、またはこれらの拡張の工事を必要とする証明書を委員会から最初に入手してからでないと、当該工事を開始することは*できない*~~できない~~。

本条において、当該会社が法的に操業を始めた市内および郡内での拡張のための当該証明書、当該路面電車、線路、施設、もしくはシステムに隣接する市内および郡内の領域への拡張、またはこれらに隣接する市および郡がないため同様の種類の公益事業でサービスが提供されていない市および郡のない領域への拡張のいずれかのための当該証明書、または当該会社が既にサービスを提供し、通常の営業過程において必要となる領域内または領域への拡張のために、当該会社が当該証明書を確保する必要があると解釈してはならない。線路、施設、もしくはシステムの建設または拡張を行う公益会社が、既に建設済みであるその他の公益会社の線路、施設、もしくはシステムの操業、または公益会社の水道システムの操業と接続するもしくは接続しようとする際、不利な影響を受けると主張する後者の公益会社または公共機関から苦情を受けた場合、委員会は、審問会の後、影響を受ける線路、施設、またはシステムの場所について公正で合理的であると見なされ得るように指令を出し、契約条件を規定できる。

第12項。公共資源法典の第25107項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25107項。「送電線」は、州内の火力発電所、*または太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*から電力を運ぶ相互接続送電システムを持つ電力線を意味する。「送電線」は、既存場所にある既存電力線を既存のものと同等の電力線と交換したり、または本区分の発効日に存在する支持構造上もしくは本区分に従い許可される支持構造上の当該電力線に関係する新規もしくは追加の導線、絶縁体、もしくは付属品を設置することは含まれない。

第13項。公共資源法典の第25110項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25110項。「施設」は、本区分の諸条項に従い規制される、送電線、~~または~~火力発電所、*もしくは太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*、または送電線と火力発電所、*もしくは太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所、既存送電線の拡張部分、改変部分、アップグレード*部分の両方を意味する。

第14項。公共資源法典第25137項はこれによって改正され、以下のように記載される。

*第25137項。「太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所」は、発電容量30メガワット以上、または30メガワットの小型水力発電、およびこれらに付属する施設を有する、風力・太陽光・太陽熱・バイオマス・バイオガス・地熱・再生可能燃料を使用する燃料電池・消化ガス・地方自治体の固体廃棄物からのエネルギー変換・埋立ガス・潮力・海洋熱・潮流などの技術を使用する電気発電所を意味する。本区分の目的のため、調査、開発、および発電のための井戸・資源の送電線・再生可能エネルギープロジェクトまたは再生可能エネルギー開発プロジェクトに関連して使用されるその他の施設は、付属施設ではない。*

第15項。公共資源法典の第25502項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25502項。現場にある火力発電所、*太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*、または送電線の建設を提案する人は、委員会に現場および関係施設の許可申請趣意書を提出する必要がある。施設の建設に提案中の現場が適しているかを判断し、第25305項から第25308項全項に従い採用される委員会の基準および必要性の評価に、当該現場および関係施設が一般的に適合しているかを判断するのが、当該趣意書の主な意図である。当該趣意書は委員会規定の用紙に書かれ、委員会が義務付け得る情報で裏付けられる必要がある。

第25516項に従い承諾できると判明した現場および関係施設は、本章の趣意書で必要となるその他の手続きなしに、許可申請の考慮対象の資格を持ち、その後も当該資格を持ち続けるものとする。

第16項。公共資源法典の第25517項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25517項。第25501項の規定を除き、電力会社は、本区分に規定されている許可を入手してからでないと、火力発電所、*太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*、または送電線の建設を開始できない。許可が拒絶された場合、建設資格のない現場の整備は、環境保護の必要性に関する委員会の決定通りに修復が必要とされる可能性がある。

第17項。公共資源法典の第25522項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25522項。(a) 第25520.5項細目(c)*および第25550項*の規定を除き、許可申請書提出から18ヶ月以内、委員会による趣意書の承認から一年以内にこれを提出した場合は12ヶ月以内、または委員会と申請者双方が同意したその後の時期に、委員会は当該申請者に裁決書を発行しなければならない。

(b) 委員会は、申請書受取後45日以内に申請書が完全であるかを判断しなければならない。申請書が完全であると委員会が判断した場合、申請書は、本項の目的のため当該判断が行われた日付で提出済みと見なされるものとする。申請書が完全でないと委員会が判断した場合、委員会は不足箇所を書面で特定し、完全なものにするための必要な方法を示す必要がある。申請者が申請完了のため追加のデータを提出する場合、委員会は、当該データの受領後30日以内に、当該データが申請書完了に十分であるかを判定しなければならない。委員会が完全な申請書について必要な情報を特定する規則を採用した場合、申請書が完全であると委員会が判断した日付で提出済みと見なされるものとするが、委員会が規則を採用していない場合、委員会が申請書完了のため追加データを受領した最後の日付で提出済みと見なされるものとする。

第18項。公共資源法典の第25531項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25531項。(a) 現場および関係施設の許可申請についての委員会による裁決は、カリフォルニア州最高裁判所による司法審査の対象となる。

(b) 新規または追加の証拠を当該審査に持ち込むことはできず、理由は委員会よって承認された委員会の議事録上に開示するものとする。当該審査は、審査されている当該指令または裁決が合衆国憲法またはカリフォルニア州憲法において申立人の権利を侵害しているかの判断を含め、委員会が定期的にその権限を続行していたかどうかを判断すること以上の範囲に及んではならないものとする。事実に関する質問について委員会の認定事項および結論は確定的なもので、本条に記載されているもの以外の審査の対象とはならない。当該事実に関する質問には、究極事実、委員会の認定事項および結論が含まれるものとする。第25510項、第25514項、第25516項、または第25516.5項、または第25520.5項細目(b)に準じ委員会が作成した報告書、または委員会の承認は、司法審査の対象となる委員会の裁決を構成するものではない。

(c) 委員会裁決についての司法審査の権利があるとしても、州内の裁判所は、委員会決定の条項に従い強制施行されるものを除き、委員会の手続きで決定されたもしくは決定できたはずの事由についての訴訟もしくは紛争を聴聞したり判断したり、または火力発電所もしくは*太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*の建設または操業を停止したり遅延したりする管轄権は持たない。

(d) 民事訴訟法典第1250.370項に関わらず、

(1) 委員会が、第25528項細目(a)に準じ、現場および関連施設の許可の条件として、申請者に開発権の入手を必要とする場合、当該要件は、開発権入手のために申請者によって起こされた土地収用訴訟手続きにおいて民事訴訟法典第1240.030項および第1240.220項で言及される内容を確定する。

(2) 委員会が現場および関連施設を許可する場合、当該許可は、当該現場および関連施設入手のために起こされた土地収用訴訟手続きにおいて民事訴訟法典第1240.030項および第1240.220項で言及される内容を確定する。

(e) 第25516項、第25522項、または第25523項に準じる委員会の裁決は、第25323項で禁止される公益会社の特定の供給計画を義務付けることを認めるものではない。

第19項。公共資源法典の第25540.6項は、削除され、以下のよう記載される。

第25540.6項。(a) その他の法律の条項に関わらず、以下の任意の事項について、趣意書は必要とされず、さらに第25523項で規定されているように、発電所および関係施設の許可申請書提出から12ヶ月以内、または委員会と申請者双方が同意したその後の時期に、委員会は当該申請者に最終裁決書を発行しなければならない。

(1) 熱電併給するコジェネレーション技術を採用する火力発電所、天然ガス燃焼発電技術を採用する火力発電所、または*太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*~~太陽熱発電所~~。

(2) 既存施設の改変。

(3) エネルギー源またはその近くの現場にとって唯一技術的または経済的に実行可能である火力発電所、または*太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*。

(4) 100メガワットの最高発電容量を有する火力発電所。

(5) 以前に商業規模で建設または操業されたことのない.技術を開発または実証する意図である火力発電所、または*太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*。当該研究、開発、または商業的実証プロジェクトには、再生可能燃料または代替燃料の使用、エネルギー変換効率の向上、または先進汚染管理システムの使用を含むがこれらに限定されない場合がある。当該施設は、委員会が規則によりさらに大容量を承認しない限り、300メガワットを超えてはならない。第25524項は、当該火力発電所または関連施設には適用されない。

(b) 細目(a)の段落(1)、(4)、または(5)に準ずる趣意書要件から免除されるプロジェクトは、許可申請書に、申請者の現場選択基準についての論考、申請者がプロジェクトのために考慮した代替現場、および提案中の現場を選択した理由を含める必要がある。既存工業現場におけるコジェネレーション・プロジェクトに当該論考は必要ない。委員会はプロジェクトが既存工業現場に確固とした関係を持ち、かつ当該プロジェクトについて代替現場を分析する合理的な理由がない場合、委員会は、代替現場の論考を必要とせずに、既存工業現場における非コジェネレーション・プロジェクトの申請書を受理することもできる。

第20項。公共資源法典の第25541項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25541項。委員会は、提案中の施設の建設または操業、改変から環境またはエネルギー源に相当な悪影響がないと認めた場合、最高100メガワットの発電容量を有する火力発電所、~~および~~100メガワットを超えて容量を増大しない既存発電所への改変、*および太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*を本章から免除することができる。

第21項。公共資源法典の第25541.1項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25541.1項。資源回収(廃棄物からエネルギーを回収する)技術を使用する火力発電所*または太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*の開発を推進することが~~州議会~~*州民*の意図である。商業規模の非化石燃料からの発電について以前施行された報奨制度は、好まし

い結果を得ることができなかった。同時に、州は、環境的に安全な固体廃棄物の廃棄に関係する問題の増加に直面している。資源回収技術を使用する火力発電所*または太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所*による発電は、以下の全事項を実施することによって、両方の問題に対処する。

(a) 豊富で増加する供給量を持つ非化石燃料からの発電。

(b) 埋め立てごみ廃棄場のスペースを節約することで、廃棄物処理費用を削減。

(c) ごみを埋め立てることによる健康被害を回避。

さらに、資源回収技術を使用する発電所の開発により、建設される地域社会で、建設関係の新しい雇用、さらには継続的な操業関係の雇用が創出される。

第22項。公共資源法典第25542.5項が追加され、以下のように記載される。

*第25542.5項。エネルギー委員会は、太陽エネルギー・クリーンエネルギー源の可能性を持つとしてエネルギー委員会の公益エネルギー研究プログラム(Public Interest Energy Research Program)が特定した地理的領域に基づきカリフォルニア州内で太陽エネルギー・クリーンエネルギー区域を特定・指定する報告書を毎年出版するものとする。*

第23項。公共資源法典第25550項が追加され、以下のように記載される。

*第25550項。(a) 第25522項細目(a)、および第25540.6項に関わらず、許可申請書の提出後6ヶ月以内に、初期審査を基に、環境、または送電・配電系統に相当な悪影響を生じさせることがなく、かつ適用可能な基準、条例、または法律の全てを順守する実質的な証拠があることを示す、太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設の最終認定を発行する過程を設定する必要がある。本項の目的のため、提出は第25522項と同じ意味を持つ。*

*(b) 当該過程で審査される太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設は、第25520項の要件、および委員会、規制によって必要となるその他の必須情報の要件を満たすものとし、また当該情報には、委員会の専属管轄権のために、提案中の太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設に対する管轄権を持つ各地方自治体、州、および区域の機関により許可のために必要な情報、および提案中の太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設に対する管轄権を持つ各連邦機関により許可のために必要な情報が含まれる。*

*(c) 本項における申請書受理後、太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設が、環境または電気系統に相当な悪影響を生じさせ、また適用可能な基準、条例、または法律を順守しない実質的な証拠があると委員会が判断した場合、委員会は、当該申請書について6ヶ月の最終議定書を発行する必要はない。当該状況において、委員会は、第25522項細目(a)および第25540.6項に準じ決定し、新規申請書は必要とされない。*

*(d) 本項で委員会が受理する申請書について、委員会の専属管轄権のため、提案中の太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設に対する管轄権を持つ各地方自治体、州、および区域の機関は、申請書提出後100日以内に最終意見、議定、または意見を提供しなければならない。水法典第7区分の第4章(第13200項で始まる)に準じ新設される地域水質管理理事会は、本章に準じ発行される最終許可に組み込まれる適用可能な水質基準に対する管轄権を保持するものとする。*

*(e) 卓越した環境的または効率的な実績を実証する太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設の申請者が審査で優先される。*

*(f) 本項で設定される過程で審査される太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設に関し、申請者が総合建設請負業者と契約を交わし、発電所の建設、操業、および保守のための有能な労働力を十分確保する契約を締結していることを示す必要がある。*

*(g) 本項で設定される過程で審査される太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設に関し、太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所および関係施設が、州政府法典第65040.12項を順守する方法で申請が不均衡な影響による問題に対処していることを確証する委員会採用の全規則を順守することを示す必要がある。*

*(h) 2009年1月1日以前に委員会に提出される申請書に本項は適用されない。*

*(i) 本項の導入のため、委員会は、州政府法典第2編第3区分第2部の第3.5章(第11340項で始まる)に準ずる規則を採用できる。当該章の目的のため、州政府法典第11349.6項を制限なく含むものとするが、当該規則の採用は、公共の平和、健康、安全、および全体的福祉を直ちに保護するのに必要であるため行政法局(Office of Administrative Law)によって考慮されるものとする。*

*(j) 本項に準じ許可を受ける太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所は、労働法典第2区分第7部の第1章(第1720項で始まる)の諸条項の対象となる公共事業プロジェクトと考慮され、また労使関係局(Department of Industrial Relations)は労働法典と同じ当該諸条項施行の権限および責任を持つものとする。*

第24項。公共資源法典第15区分の第6.6章(第25560項で始まる)は追加され、以下のように記載される。

*第25560項。公益事業法典第218項で定義されている電力会社は、現在または将来の公共の便および必要性により、送電線の建設、拡張、改変、またはアップグレードを必要とする証明書を委員会から最初に入手してからでないと、当該工事を開始することはできない。*

*本章において、当該会社が法的に操業を始めた市内および郡内での拡張のための当該証明書、送電線もしくはシステムに隣接しているため同様の種類の公益事業でサービスが提供されていない市内および郡内もしくは当該市および郡のない領域への拡張のための当該証明書、または当該会社が既にサービスを提供し、通常の営業過程において必要となる領域内または領域への拡張のために、当該会社が当該証明書を確保する必要があると解釈してはならない。送電線またはシステムの建設または拡張を行う公益会社が、既に建設済みであるその他の公益会社の送電線もしくはシステムの操業、または公益会社の水道システムの操業と接続するもしくは接続しようとする際、不利な影響を受けると主張する後者の公益会社または公共機関から苦情を受けた場合、委員会は、審問会の後、公益事業委員会と協議の上、影響を受ける送電線またはシステムの場所について公正で合理的であると見なされ得るように指令を出し、契約条件を規定できる。*

*第25561項。(a) 申請書提出直前の財務年度記録を基に、公営電気事業者が州外から営業収入の75パーセント以上を得ている場合、当該公営電気事業者による送電線もしくはシステムの建設、またはその拡張の申請時に、委員会は、州境界線外に位置する送電線もしくはシステムの建設、またはその拡張を第25560項の要件から免除するものとするが、公共利益の観点から当該建設を第25560項から免除すべきでないと委員会が判断した場合はこの限りではない。*

*(b) 細目(c)での記載を除き、委員会は、公営電気事業者が委員会に免除申請書を提出してから90日以内に、細目(a)で規定されている免除を拒絶する判定をする必要がある。委員会が当該90日間以内に判定しない場合、送電線もしくはシステムの建設またはその拡張は、第25560項の要件から免除される。*

*(c) 委員会および免除申請書を提出する公営電気事業者は、双方が合意する場合、細目(b)で指定されている90日の期間が過ぎてからさらに60日間まで、委員会が免除拒絶の判定に必要な期間を延長できる。*

*第25562項。(a) 第25560項に準じる許可を付与する基準として、委員会は、以下の要因を考慮する必要がある。*

*(1) 地域社会の価値観。*

*(2) レクリエーション地域および公園地域。*

*(3) 歴史的および景観的な重要性。*

*(4) 環境への影響、1969年国家環境政策法(National Environmental Policy Act of 1969) (合衆国法典第42編の第55章(第4321項で始まる))またはその他の州の同様の州法に従い環境審査の対象となる別の州に位置する送電線もしくはシステムまたはその拡張を除き、これらからの排気または放出が州の環境に相当な影響を与えない限り、委員会は、環境への影響については考慮しないものとする。*

*(5) 人口密集地までの近接性および関係する影響と、代替の場所が合理的に利用可能で適切であるかどうか。*

*(6) ベースロード発電の重要性および利点。*

*(b) 火力発電所から太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所までの送電のため、さらに第15区分(第25000項で始まる)の諸条項に従い許可が必要なため、建設、改変、またはアップグレードを必要とする送電線について、当該許可を付与する議定は、それに関して決定される全ての事項について最終的なものであり、かつ委員会が考慮しなければならない本項の細目(a)で規定される六つの要因の代わりとなるものとする。*

*(c) 第25560項に準じ許可を付与する条件として、委員会は、1994年カリフォルニア州砂漠保護法(合衆国法典第16編第410aaa項で始まる)を順守する必要がある。*

*第25563項。第25560項に準じ送電施設の許可についての申請書を検討する際、委員会は、公益事業法典第353.2項で定義される、目標エネルギー効率、超クリーンな分配発電などの需要側での選択肢、およびその他の需要削減につながる資源を含むがこれらに限定されない、効率的で信頼性の高い手頃な価格の電力供給の必要性を満たす送電施設の代わりとなる費用効率の高いその他の選択肢を検討する必要がある。本項の諸条項は、太陽エネルギー・クリーンエネルギー発電所から送電する送電線の建設、改変、またはアップグレードには適用されない。*

*第25564項。第6章(第25500項で始まる)の諸条項の対象とならない、送電線または拡張部分の新規建設の許可申請書を委員会に提出する全ての電力会社は、その他の必須情報の他に、以下の全情報を申請書に含める必要がある。*

*(a) プロジェクトの工学・設計に関する予備情報。提出する設計情報には、送電線または拡張部分の動作特長に関する予備データを含める必要がある。*

*(b) プロジェクトの契約および建設の方法を示すプロジェクト導入計画。当該計画には、大規模な作業全体の統合方法が示され、送電線または拡張部分の各重要構成部分の設計日・建設日・完了日・操業日を示す予定表が含まれる必要がある。*

*(c) 資金調達費用、送電線または拡張部分の建設費用、操業費用の概算見積を含む、適切な推定費用。*

*(d) 当該電力会社は、借入資本費用に対する送電線または拡張部分の建設による財務上の影響を示す必要がある。送電線または拡張部分の推定耐用年数についての費用分析も実施する必要がある。*

*(e) 契約的責任と作業に関する責任、および当該会社の管理陣とプロジェクトに関係するその他の当事者との相互関係を示す、設計建設管理・費用管理計画。当該計画には、建設進捗情報システムおよび特定の費用管理方法も含める必要がある。*

*第25565項。第6章(第25500項で始まる)の諸条項の対象となる、送電線または拡張部分の新規建設の許可申請書を委員会に提出する全ての電力会社は、その他の必須情報の他に、第25564項細目(b)、(c)、および(e)で指定される情報を申請書に含める必要がある。当該会社は、第25564項に指定されるその他の情報を申請書に含めることもできる。*

*第25566項。本章に基づく許可書の発行前に、全ての申請者は、会社定款または設立許可書の認証謄本を委員会事務所に提出する必要がある。全ての申請者は、適切な郡、市および郡、市、またはその他の公立機関から必要となる同意書、特権、許可書を受けていることを示すため、委員会が義務付ける当該証拠を委員会事務所に提出する必要がある。*

*第25567項。(a) 委員会は、聴聞の如何に関わらず、申請内容の許可書を発行する、当該許可書の発行を拒絶する、または提案中の送電線または拡張部分の一部のみの建設、もしくは当該権利もしくは特権のみの部分的行使の許可書を発行することができ、また公共の便および必要性により要求されるという判断において、公共による特権または許可書の獲得、それで獲得した全権利、およびそれに関する当局によって建設または保守される全作業についての条項を含む、当該契約条件を許可書で付与される権力行使に付随させることができるが、ただし委員会は、許可書の発行または拒絶前に、聴聞の権利のある人から時宜に応じて聴聞申請を受け問題を主張する一回以上の聴聞会を設けるものとする。*

*(b) 委員会が送電線または拡張部分の新規建設について許可書を発行する際、送電線または拡張部分のサイズ、容量、費用、および第25564項または第25565項に準じ、当該電力会社に提出義務のある情報で特定されている送電線または拡張部分についてのその他の特長を含むがこれらに限定されない、送電線または拡張部分の動作特長および費用特長を指定する必要がある。*

*(c) 新施設が公益事業法典第16条(第399.11項で始まる)で設定される再生可能エネルギー利用割合基準、および当該区分の第8.6章(第25740項で始まる)で設定される適格な再生可能エネルギー源の要件の達成推進に必要であると、委員会が認定する場合、本章のその他の条項に関わらず、送電施設新規建設許可申請書は、第25564項に基づく決定の目的のため、電力サービスの提供に必要と見なされる。*

*第25568項。(a) 委員会は、推定費用が五千万(50,000,000)ドルを超える送電線の新規建設もしくはその拡張、改変、またはアップグレードについて電力会社に許可書を発行する際は必ず、当該施設にとって合理的で良識的である判断される最大費用を許可書に記載する必要がある。委員会は、プロジェクトの設計・予想建設期間・インフレーションによる経済への影響予測・プロジェクトに関連する工学的な既知の難題を考慮し、予想建設費用を推定して最大費用を判定するものとする。*

*(b) 証明書の発行後、当該会社は、証明書に記載の最大費用の増加を委員会に申請できる。委員会は、当該費用が実際に増加したこと、さらに現在または将来の公共の便および必要性により、増加した費用でプロジェクトの建設が必要であることを認定し決定した場合、記載の最大費用の増加を許可できるが、そうでない場合は当該申請書を拒絶するものとする。*

*(c) 建設開始後、当該会社は、建設中止の許可を委員会に申請できる。現在または将来の公共の便および必要性によりプロジェクトの建設完了がもはや必要でなくなったこと、負担した建設費用が合理的で良識的であることを委員会に満足いくまで示した後、委員会は建設中止を許可でき、また公益事業委員会は委員会が合理的で良識的であると判定した当該建設費用の回収を許可できる。*

*(d) 委員会が追加部分または拡張部分が使用され役立っていると認定し決定しているとき、公益事業委員会は、送電線の新規建設もしくはその拡張、改変、またはアップグレードについての合理的で良識的な費用を反映した電力会社の料金設定を決定するに当り、実際の建設費用が委員会によって指定された最大費用内であるかどうかを考慮しなければならない。*

第25項。公共資源法典の第25740項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25740項。適格な再生可能エネルギー源からの発電量が2010年12月31日までにカリフォルニア州における合計小売販売電量を20パーセントに、*2020年12月31日までには少なくとも40パーセントに、2025年12月31日までには少なくとも50パーセントに*等しくなるよう~~。~~、*地球温暖化や天候変動の問題に対処し、シエラ山脈氷原を融解危機から守るために*、適格な再生可能エネルギー源からの年間発電量を*増加*~~増加~~することによって、当該プログラムを設定することが~~州議会~~*州民*の意図である。

第26項。公共資源法典第25740.1項はこれによって改正され、以下のように記載される。

*第25740.1項。州民は、カリフォルニア州の再生可能エネルギー利用割合基準目標の達成推進に必要な送電施設の建設は、新再生可能資源勘定に資金提供した全顧客クラスに最大の経済的利益をもたらすと認定する。*

第27項。公共資源法典の第25743項はこれによって改正され、以下のように記載される。

第25743項。(a) 2007年1月1日までにプロジェクトが発電開始していない限り、委員会は、2002年1月1日以前に新再生可能資源勘定から付与された発電報奨金を中止するものとする。

(b) (1) 2008年3月1日までに、委員会は、再生可能エネルギー公共財料金の対象となる顧客に電力を提供する電気会社に、新再生可能資源勘定内の未負担の残余資金を送金するものとする。

(2) 公益事業委員会は、新再生可能資源勘定に資金提供した全顧客クラスへの経済的利益が最大限となるよう、各電気会社が段落(1)に準じ委員会からの受領資金を確実に配賦しなければならない。*第25740.1項に準じ、各電気会社の提案される配賦額を検討し承認する際、公益事業委員会は、州の再生可能エネルギー利用割合基準の達成推進に必要な、新規または改変される送電施設の建設または建設補助のための配賦または支払を推奨しそれらを最優先しなければならない。*

*(c) 本項に準じ資金提供を受ける全プロジェクトは、労働法典第2区分第7部の第1章(第1720項で始まる)の諸条項の対象となる公共事業プロジェクトと考慮され、また労使関係局は労働法典と同じ当該諸条項施行の権限および責任を持つものとする。*

第28項。公共資源法典第25745項はこれによって改正され、以下のように記載される。

*第25745項。エネルギー委員会は、本章の目的を実現するため合衆国内の企業からの太陽エネルギー・クリーンエネルギー源・施設・研究・開発への投資を勧誘・奨励するため最善の努力を行うものとする。*

第29項。公共資源法典第25751.5項はこれによって改正され、以下のように記載される。

*第25751.5項。(a) 太陽エネルギー・クリーンエネルギー送電勘定が、これにおいて再生可能資源信託基金(Renewable Resources Trust Fund)内に新設される。*

*(b) 2009年1月1日から始まり、公益事業法典第399.8項細目(d)に準じ採用される年間合計調整額は、太陽エネルギー・クリーンエネルギー送電勘定に配賦されるものとする。*

*(c) 太陽エネルギー・クリーンエネルギー送電勘定内の資金の一部または全部は、以下の目的のために使用されるものとする。*

*(1) 第8.9章(第25790項で始まる)の委員会の権限に準ずる財産または敷設権の購入。*

*(2) 州の再生可能エネルギー利用割合基準の達成推進に必要な、新規または改変される送電施設の建設または建設補助のため支払。*

*(d) 本項に準じ全額が支払われた財産またはプロジェクトへの権原は、委員会に付与されるものとする。本項に準じ一部の金額が支払われた財産またはプロジェクトへの権原は、当該財産またはプロジェクトの合計費用の内、委員会の負担分に等しい分の権原が委員会に付与されるものとする。*

*(e) 太陽エネルギー・クリーンエネルギー送電勘定内に入金される資金は、細目(c)で許可されている目的のため州の既存資金に取って代わるのではなく、補足のために使用するものとする。*

*(f) 本項に準じ資金提供を受ける全プロジェクトは、労働法典第2区分第7部の第1章(第1720項で始まる)の諸条項の対象となる公共事業プロジェクトと考慮され、また労使関係局は労働法典と同じ当該諸条項施行の権限および責任を持つものとする。*

第30項。第8.9章(第25790項で始まる)は、公共資源法典第15区分に追加され、以下のように記載される。

*第25790項。エネルギー委員会は、本章の目的のため、不動産もしくは動産または財産権を購入し、その後、売却、99年間以内のリース、交換、分割、移転、譲渡、質、担保設定、または処分ができる。当該リースまたは売却は、再生可能エネルギーの発電や送電のための財産の開発および使用が条件となる。*

*第25791項。本章に準ずるリースまたは売却は、入札なしに、公聴会を開いてから実施できる。*

第31項。可分性

本法案の各条項は分離できる。何らかの理由により本法の条項が州法または連邦法においてひとつでもまたは部分的に無効または違憲であるとされた場合、残りの条項は影響されず、完全な効力と効果を維持するものとする。

第32項。改正

本法の諸条項は、州議会の各院において三分の二の投票によって承認され、州知事により署名される法令によって当該目的および意図が実行されるよう改正することができる。

第33項。相反する法案

(a) 本法案は包括的であることが意図されている。同じ主題に関係する本法案および別の州民発案法案が、同じ州全域選挙投票用紙に記載されている場合、その他の法案の条項は本法案と相反すると見なされることが、州民の意図である。本法案がその他の法案よりも多くの賛成票を得た場合、本法案の条項全部が優先され、その他の法案の全条項は無効となる。

(b) 本法案が投票者によって賛成されたにも関わらず、同一選挙で投票者によって承認された相反する投票法案が法的に優先され、後に当該の相反する投票法案が無効とされた場合、本法案は自力執行し、法的効力を与えられる。

第34項。法的な異議申立

本法の妥当性に対する異議申立は本法発効日から6ヶ月以内に行う必要がある。

## 住民投票事項8

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本イニシアチブ法案は、カリフォルニア州憲法に項目を追加することによって明示的に改正されるため、追加が提案されている新規の諸条項は新規のものであることを示すため*斜体*で記載されている。

第1項。表題

本法案は「カリフォルニア州結婚保護法(California Marriage Protection Act)」として知られ、そのように言及されることがある。

第2項。第7.5項はカリフォルニア州憲法の第I条に追加され、以下のように記載される。

*第7.5項。カリフォルニア州で男女間の結婚のみを有効とする、または認める。*

## 住民投票事項9

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づきカリフォルニア州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法の条項を改正し、さらに刑法法典を改正し条項を追加するものであり、削除が提案されている現行の条項は~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案されている新規の条項はそれを示すために*斜体*で記載されている。

### 法案

2008年被害者権利章典法:MARSYの法律
(Victim's Bill of Rights Act of 2008: Marsy's Law)

第1項。表題

本法案は、「2008年被害者権利章典法: MARSYの法律」として認識され、また言及されることがある。

第2項。認定事項および宣言事項

カリフォルニア州民は以下の事項をこれに認定し、宣言する。

1. 犯罪被害者は公正さおよび適法手続の権利がある。被害者の権利には、司法制度の重大な段階を通して通知を受け、意見を述べる権利、犯罪者から損害填補を受ける権利、刑事手続きを通して合理的に安全である権利、これらの認定事項および宣言事項で述べられる犯罪被害者の権利および公正さ自体が不適切な財源によって徐々に害されないよう、刑事司法制度に適切に資金を提供することを政府に要求する権利など、が含まれるがこれらに限定されない。

2. カリフォルニア州民は、「2008年被害者権利章典法:MARSYの法律」が犯罪被害者の権利を完全に認識せず、十分に強制されていない司法制度を是正する必要があることを宣言する。本法案はMarsyの名前にちなんで命名されているが、彼女は、前途有望で、障害児特殊教育のキャリアを歩むための準備をすべくU.C. Santa Barbara校に通学していた21歳の四年生であった。彼女は1983年11月30日に殺害された。Marsyの法律は、被害者があたかも何の権利もないかのような扱いを受け、最も基本的な権利でさえも許されてないことが多い刑事司法制度への不満とさらなる苦痛を経験してきた何十万人の被害者に共鳴した彼女の両親、兄弟のために立案されている。

3. カリフォルニア州民は、刑事司法制度の「大幅な改正」が、想像通りに実施されていない1982年住民投票事項8として有権者が可決した被害者権利章典法の州民発案法案で義務付けられたこれらの基本的な権利の付与を意図したことを認定する。犯罪被害者は今でも公正さおよび適法手続の権利を否定されている。

4. 非効率、過密状態、さらに不可解な刑事司法制度により、拘置所・刑務所の不足、非効率的な公判の流れ、犯罪者に対する最終判決・刑罰の遅延が生じている。当該犯罪者は、裁判官によって適切と判断され科せられた刑罰のわずか10パーセントも服役しない内に、拘留を解かれている。

5. 終身刑の判決を受けた何百名もの殺人犯が毎年州刑務所からの仮釈放を求めている。カリフォルニア州における「刑務所からの仮釈放手順」は殺害された被害者の家族をひどく苦しめ、毎年何百万ドルを浪費している。カリフォルニア州では殺人犯は市民の税金で雇われた指名弁護士を持ち、当該殺人犯は毎年仮釈放審問会の開催を受けることが多い。殺害被害者の家族は終りのない苦痛から逃れることができず、彼らの愛した人を殺した者が殺人を犯すために再度釈放されることに怯えている。

6. Charles Mansonの一味二人、「ヘルター・スケルター」服役者Bruce DavisとLeslie Van Houghtonは複数の残忍な殺人犯であるが、過去30年間に38回の仮釈放審問会を受けた。

7. 多くの殺人被害者と同様に、Marsyは金持ちでも有名でもなく、前の男友達が自殺すると脅して両親の家からおびき出され殺された。自殺を思い留まらせようと男の家に入ったとき、彼女はジョットガンで残忍な方法で殺害された。この殺人犯の逮捕後、Marsyの母親は近

くのスーパーマーケットでこの男に出くわし、Marsyの家族に何の通知もなく、家族が犯人の釈放に反対意見を述べる機会も与えられず、保釈金で釈放されていることを知り愕然とした。

8. 男の有罪判決および「終身刑」という刑罰を受けた数年後、男の釈放のため仮釈放審問会が始まった。最初の仮釈放審問会でMarsyの母親は男の釈放と戦い心臓発作を起こした。それ以降、Marsyの家族は頻繁な仮釈放審問会による心の傷と、Marsyの殺人犯が釈放されるのではないかという終わることのない不安に耐えている。

9. Marsyの家族が経験したことは特別なことではない。何千名ものその他の犯罪被害者はMarsyの家族と同じ経験をしてきたが、これらは司法制度が家族にその権利を知らせていない、犯罪者の起訴における重要な審問会の通知をしていない、当該審問会で家族に発言および参加の機会を与えていない、犯罪者に現実的で当然の刑罰を科していない、犯罪者によって家族が受けた精神的な傷に対し何らの終局措置を講じていないなどが原因である。

第3項。目的および意図の説明

本法案を以下のために施行するのがカリフォルニア州民の目的である。

1. 公正さおよび適法手続の権利を被害者に提供する。

2. 長期にわたる不必要な苦悩の試練から解放される権利、殺人犯が仮釈放される可能性がないという理由で仮釈放審問会をなくすことによって何万ドルもの税金の無駄遣いを止める権利、殺人犯が三年間以下の頻度で仮釈放審問会が受けられないようにする権利、さらに最高15年間追跡審問を否定できるという権利など、殺人被害者の家族の権利を行使する。

第4項。被害者権利章典

第4.1項。カリフォルニア州憲法第I条第28項は以下のように改正され、記載される。

第28項。(a)カリフォルニア州民は*以下の全事項*を認定し、宣言する。

*(1) 犯罪活動はカリフォルニア州民に深刻な影響を与えてきた。刑事訴追における犯罪被害者およびその家族の権利は、州全域の重大な関心事となっている。*

*(2) 犯罪被害者は、刑事司法制度にカリフォルニア州民の安全と福祉に対する深刻な脅威として犯罪活動を考察させる権利がある。*~~ということを~~被害者の権利を完全に~~保護~~*保護し、犯罪被害者が尊敬と尊厳を持って対処されるよう*刑事司法制度における安全対策を含む、犯罪被害者権利章典を保証する包括的な条項および法律の施行は、~~州全域の重大な関心~~*公衆にとって最も重大なことである。カリフォルニア州の犯罪被害者は、公共の安全が犯罪犯罪活動で脅かされているとき、公共の安全を守り、正当性を確保するために、州政府および刑事司法制度が正しく機能し、本文で記載の犯罪被害者の権利が速やかに行使されることに、大きく依存している。*

*(3)* ~~犯罪行為の結果として被った金銭的損失に対し犯罪者から損害填補を受ける権利だけでなく、さらに基本的な要求を含む、~~被害者の権利は刑事司法制度に浸透している。*これらの権利には、細目(b)の段落(1)~(17)に記載の個人的に有する、行使可能な権利が含まれる。*

*(4) 被害者の権利には、カリフォルニア州民全員が共通に有し、法律の施行およびカリフォルニア州の選出、指名、および公的に雇用された役人の誠実な努力と行動によって行使されるさらに広範囲の共通の集団的権利も含まれる。これらの権利は、無実の被害者に損害を与えた重罪行為を犯した者が適切かつ徹底して調査され、適切に拘留され、州外で逮捕されてもカリフォルニア州裁判所で提訴され、時宜に応じて裁判所で審理され、判決が言い渡され、十分罰せられることによって、公共の安全が保護される、最大に重要な目標として奨励されるという、カリフォルニア州民全員が持つ共通の要求も含まれる。*

*(5) 犯罪の被害者は、犯罪行為の有罪犯が、カリフォルニア州裁判所が下す判決の処罰と刑期との両方で十分罰せられることを期待する集団的に共通する権利を有する。合衆国憲法のいかなる条項または州の法律によっても要求されていない、犯罪の罰または矯正として州内の刑務所またはその他の拘置施設に禁固される服役者に付与される服役者の権利および特権を与えることで、裁判所が科す禁固刑の懲罰的および抑止的効果が、低下されたり、なくならないことを要求する権利が、この権利には含まれる。*

*(6) 犯罪被害者は、その犯罪事件の終局判決の権利がある。刑事上の有罪判決に異議を申し立てる長期にわたる上訴およびその他の判決後の法的手続き、犯罪者を釈放すると脅かす頻繁で困難な仮釈放審問会、および犯罪者の刑罰が削減されるのではないかという継続的な脅威は、犯罪自体が犯されてから何年も犯罪被害者の苦しみが続く。犯罪被害者およびその家族たちのこのような長期的な苦しみを終わらせなければならない。*

*(7)* ~~当該~~*最後に、州民は、学生およびそのスタッフの自己の身体の安全を確保する権利を有する、公立および私立の初等学校、小学校、中学校、高校、およびコミュニティー・カレッジ、California State University、University of California、および私立の大学と総合大学のキャンパスに公共の安全を拡張する権利を認定し宣言する。*

*(8)* ~~これらの~~*当該目標を達成し、犯罪被害者の正当な権利を守るため、刑事過程に関係するカリフォルニア州の法律を改正する必要がある。*~~、容疑者の手続き的取り扱いにおける広範な改正、および有罪者の処分決定や刑の言い渡しは、犯罪行為および人々の生活の深刻な混乱の抑止として必要であり適切である。~~

(b) *被害者の公正さおよび適法手続の権利を維持し保護するため、被害者は以下の諸権利に対する権利があるものとする。*

*(1) 刑事裁判過程または少年裁判過程を通して、プライバシーおよび尊厳に対する公正さと敬意を持って取り扱われ、脅迫、嫌がらせ、および虐待を受けない権利。*

*(2) 被告および被告の代理人から合理的に保護される権利。*

*(3) 被告の保釈金額および釈放の条件を設定する際に考慮されるべき被害者およびその家族の安全を確保する権利。*

*(4) 被害者もしくはその家族に嫌がらせをしたり居場所を突き止めるために使用される可能性のある秘密情報もしくは記録、医療上またはカウンセリング上の治療中に明かされる秘密情報もしくは記録、または法律によって秘匿特権のあるもしくは秘密であるなどの秘密情報もしくは記録を被告、被告弁護士、またはその他の代理人に公開できないようにする権利。*

*(5) 被告、被告弁護士、またはその他の代理人によって請求される面会、宣誓証言、または開示を拒否する権利、および被害者が同意した当該面会の行為について合理的な条件を設定する権利。*

*(6) 要請次第、検事が知っている場合、被告の逮捕、容疑、被害者送還の是非の決定について合理的に通知を受け、検察局と合理的に協議する権利、および要請次第、事件の公判前処分の前に通知と情報の提供を受ける権利。*

*(7) 要請次第、被告および検事に出席の権利のある青少年非行手続き、全ての仮釈放またはその他の有罪判決後の釈放手続きを含む、全ての公の手続きについて合理的に通知を受ける権利、および当該手続きの全てに出席する権利.*

*(8) 逮捕後釈放、答弁、刑の宣告、有罪判決後の釈放決定、または被害者の権利が論点となる法的手続きに関係する、青少年非行手続きを含む、法的手続きで、要請次第、意見を述べる権利。*

*(9) 迅速な裁判および事件と関係する判決後の手続きの即座の終局判決への権利。*

*(10) 被害者およびその家族に対する犯罪の影響に関する判決前捜査を実施する保護観察所役人に情報および被告の判決言い渡し前の判決推奨事項を提供する権利。*

*(11) 要請次第、法律で機密扱いにされている部分以外の、被害者に利用可能になった判決言い渡し前の報告書を受け取る権利。*

*(12) 要請次第、有罪判決、判決言い渡し、投獄の場所と期間、または被害者の処分決定、被害者の釈放予定日、および保護観察からの解放または逃亡について知らされる権利。*

*(13)* ~~損害填補~~*損害填補への権利。*

*(A)*犯罪活動の結果損失を被った全ての者が、負った損害~~の~~*の原因となる*犯罪で有罪となった者に損害填補を求め確保する権利を持つことがカリフォルニア州民の絶対的な意図である。

*(B)*損害填補は、~~反対のやむを得ない特別な理由が存在しない限り、~~科せらる判決または処分の宣告に関係なく、犯罪被害者が損失を被った、いかなる事件においても、有罪~~者~~*加害者から受けることが命令される必要がある。*~~州議会は、本項採用の翌暦年中に本項を導入するために諸条項を採用するものとする。~~

*(C) 損害填補を命令された者から徴収した支払金銭、資金、および財産の全ては、被害者への損害填補として命令された金額の支払に最初に適用されるものとする。*

*(14) 証拠として必要なくなった財産を即座に返却してもらう権利。*

*(15) 全仮釈放手順について情報提供を受ける権利、仮釈放過程に参加する権利、犯罪者の仮釈放前に考慮されるべき情報を仮釈放関*

*係当局に提供する権利、要請次第、犯罪者の仮釈放またはその他の釈放について通知される権利。*

*(16) 仮釈放またはその他の判決後釈放の決定がなされる前に考慮すべき被害者、その家族、および一般公衆の安全性を確保する権利。*

*(17) 段落(1)~(16)で列挙された権利について知らされる権利。*

*(c) (1)被害者、被害者に雇われた弁護士、被害者の法定代理人、または被害者の要請に応じた検察官が、権利の問題として事件の管轄権を持つ第一審裁判所または控訴裁判所において、細目(b)で列挙された権利を行使できる。裁判所は当該要求を直ちに実行する必要がある。*

*(2)本項は、州、州・州役人・州被雇用者・州の代理人の行政小区域、または裁判所の役人もしくは被雇用者に対し、補償または損害賠償のための訴訟原因を生じることはない。*

*(d) 被害者にこれらの権利を付与すことによって、被害者が所有するその他の権利を否定したり軽んじるものとして解釈されてはならない。裁判所の判断により、被告によって被害を受けた任意の者にも判決言い渡しで意見を述べる権利を拡大できる。仮釈放関係当局により、被告によって被害を受けた任意の者にも仮釈放審問会で意見を述べる権利を拡大できる。*

*(e) 本項で使用されている「被害者」は、犯罪行為または不良行為の実行または未遂の結果、直接的または切迫した身体的、心理的、または経済的損害を追った者である。用語「被害者」には、当人の配偶者、両親、子供、兄弟姉妹、または後見人も含まれ、また死亡した犯罪被害者、未成年者、または身体的または精神的な無能力者の法定代理人も含まれる。用語「被害者」には、犯罪のために保護観察下にある者、被告人、または未成年被害者の最良の利益を考慮して行動しないと裁判所が認めた者は含まれない。*

*(f) 細目(c)での記載通り被害者が個人的に行使できる細目(b)に一覧された権利に加え、犯罪被害者はカリフォルニア州民全員が共通に持つ追加の権利を有する。これらの集団的に保有されている権利には、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。*

*(1)* 安全な学校の権利。公立の初等学校、小学校、中学校、高校、*コミュニティー・カレッジ、大学、および総合大学の*学生およびそのスタッフは、安全で危険のない平和なキャンパスに通う譲渡できない権利を有する。

~~(d)~~ *(2)* 証拠真実性に対する権利。州議会各院の三分の二の議員によって今後施行される法令で規定されている場合を除き、関連証拠は、公判前および判決後の申立および審問を含む刑事手続き、または少年裁判所もしくは成人裁判所での審問を問わず、青少年犯罪の公判もしくは審問で除外されてはならない。本項のいかなる部分も、特権もしくは伝聞証拠、または証拠法典第352項、第782項、または第1103項に関係する証拠についての制定法の既存規則に影響するものではない。本項のいかなる部分も、発効済みの制定法または憲法の既存権利に影響するものではない。

~~(e)~~ *(3)* 公共に安全を確保する保釈金。真実が明らかである、または確信が高いときの死刑に相当する犯罪を除き、十分な保証金があれば保釈されることができる。過剰な保釈金は必要でない場合がある。保釈金を設定、削減、または拒否する際、裁判官または判事は、公共の安全、*被害者の安全*、起訴されている犯罪の深刻さ、被害者の前科、および犯罪者が事件の公判または審問に出頭する可能性を考慮する必要がある。公共の安全*および被害者の安全*は、主な~~考慮事項~~*考慮事項*でなければならない。

保釈金の設定時に考慮されるのと同一要因の対象となる、裁判所の判断で、犯罪者は、自身の誓約の上拘束を解かれることができる。~~しかし、深刻な重罪を犯したとして告訴されていない者は、自身の誓約の上拘束を解かれるものとする。~~

深刻な重罪で逮捕された者が保釈金で釈放される前に、判事または裁判官の前で審問が開かれることができ、また検察官*および被害者*は、通知を受け、この件について意見を述べる合理的な機会を与えられものとする。

裁判官または判事が、保釈金または犯罪者自身の誓約の上で拘束からの釈放を許可または拒絶するとき、その決定理由は記録に記載され、裁判議事録に含まれなければならない。

~~(f)~~ *(4)* 前科の使用。成人、青少年に関わらず、犯罪手続きにおける重罪の前科は、犯罪手続きで弾劾または刑罰強化の目的のために、制限なく、その後も使用されるものとする。ある重罪の前科が任意の重罪犯罪の構成要素である場合、公開法廷で事実を見極める審判者に証明する必要がある。

*(5) 判決の真実。事件に関する事実および状況を基に犯罪者に個別に科せられる刑罰は、裁判所の量刑命令に準じて実行されるものとし、拘留施設の過密状態を軽減する意図で早期釈放方針によって実質的に減少されてはならない。立法府は、刑罰を削減する制定法上で許可された控除点数を除き、全刑期、適切に服役者を収容できる十分な資金を確保しなければならない。*

*(6) 仮釈放過程の改正。被告が殺人の有罪犯である場合は特に、現行の仮釈放審問過程は過剰である。犯罪被害者の利益のため、仮釈放審問過程を改正しなければならない。*

(g) 本条で使用されている用語「深刻な重罪」は、~~刑法法典~~*刑法法典*の第1192.7項~~(c)~~*細目(c)、またはその後継法令*で定義されている犯罪である。

第5項。仮釈放手続きの被害者の権利

第5.1項。刑法法典第3041.5項は改正され、以下のように記載される。

第3041.5項。(a) 服役者の仮釈放適正審査のための全ての審問会で、仮釈放日の設定、延期、または撤回には、以下の事項が適用されるものとする。

(1) ~~服役期間~~*仮釈放審問*委員会による審問の少なくとも10日前に、服役者は、委員会によって検査される自身の公式記録を見ることが許可され、当該記録に含まれる内容に対する応答を書面で記入する機会が与えられるものとする。

(2) 服役者は、出頭し、質問に答え、自身のために主張することが許される。*服役者および服役者の弁護士は、第3043項細目(b)に順じ審問に参加している者に質問する権利はない。*

(3) 法律のその他の条項で弁護士が義務付けられている場合を除き、矯正局(Department of Corrections)が指定する者は、必要な場合は当該局の手順またはその他の手順で解決されていない事実に関する相反する主張を含む、判決に関する全真実が提出されていることを保証するため出席しなければならない。

(4) *第3043項細目(b)に記載されている*服役者*および任意の者*は、全法的手続きの速記録を要請し受け取ることが許されるものとする。

(5) 審問会が仮釈放日の延期または撤回のためである場合、第2932項細目(c)の段落(3)および(4)に規定されている権利を有するものとする。

*(6) 委員会は、服役者が仮釈放に適しているかを有意義に考慮されることを保証するため、仮釈放で服役者が拘束を解かれるべきかを再度考慮する日付を設定するものとする。*

(b) (1) 仮釈放日が設定された審問会後10日以内に、委員会は、仮釈放日、仮釈放日に解放されるため満たす必要のある条件、および当該条件を満たさなかった場合の結果を記載した書面を服役者に送付しなければならない。

(2) ~~第3041項細目(b)で述べられた理由のため~~仮釈放日が設定されなかった審問会後20日以内に、委員会は、仮釈放日設定の拒絶理由を記載した書面を服役者に送付しなければならず、また投獄中服役者の利益になる活動の参加を示唆する必要がある。

*(3) 委員会は、*~~以下よりも遅くならない時期に、~~*以下の通り、被害者の見解および利益を考慮した後、*次の審問会を予定する~~できる場合を除き、以後毎年各主張を聞く~~必要がある。

(A) ~~仮釈放が拒絶された審問会の三年後で、ただし、その翌年中に審問会で仮釈放の許可を期待することが合理的でないと認定し、当該認定事項を述べている場合。~~*第3041項細目(a)で列挙される仮釈放日の設定に関係する基準が、公共および被害者の安全を考慮する場合、追加10年というさらに長期的な服役期間を必要としないことを、明確で説得力のある証拠によって、見出していない場合は仮釈放が拒絶された審問会の十五年後。*

(B) ~~仮釈放が拒絶された審問会から最高五年後で、ただし、服役者が殺人罪で有罪判決を受けており、その翌年中に審問会で仮釈放の許可を期待することが合理的でないと認定し、当該認定事項を述べている場合。委員会が五年間審問会を延期する場合、服役者の主要書類が副委員長によって三年以内に審査されるものとするが、このとき副委員長は一年以内に審問会を開催するよう指示できる。服役者は副委員長の当該決定を書面で通知されるものとする。委員会は三年から五年の間に審問会を開催する基準に関する手順を採用する必要がある。*第3041項細目(a)で列挙される仮釈放日の設定に関係する基準が、公共および被害者の安全を考慮する場合、追加十年というさらに長期的な服

*役期間を必要としないことを、明確で説得力のある証拠によって、見出していない場合は仮釈放が拒絶された審問会の十五年後。*

*(C) 第3041項細目(a)で列挙される仮釈放日の設定に関係する基準が、公共および被害者の安全を考慮する場合、服役者にさらに長期的な服役期間が必要であるが、追加七年というさらに長期的な服役期間を必要としないため、仮釈放が拒絶された審問会の三年後、五年後、または七年後。*

*(4) 公共および被害者の安全を考慮する場合、段落(3)に記載のさらに長期的な服役期間が必要でない合理的な可能性が、状況の変化または新情報によって確立された場合、委員会は、被害者の見解および利益を考慮した後、その裁量により、段落(3)に順じて設定される審問会をより早い日に変更できる。*

~~(3)~~ *(5)* 以前に設定された仮釈放日の延期の原因となった委員会の措置から10日以内に、委員会は、新しい仮釈放日および当該措置の理由を記載した書面を服役者に送付し、当該措置を検討する機会を服役者に与えなければならない。

~~(4)~~ *(6)* 以前に設定された仮釈放日の取り消しの原因となった委員会の措置から10日以内に、委員会は、当該措置の理由を記載した書面を服役者に送付し、~~12ヶ月以内と~~段落~~(2)~~*(3)*に従い服役者の次の審問会を予定しなければならない。

*(c) 委員会は、本項に順じ新しい審問会として仮釈放審問会を開く必要がある。以前の仮釈放審問会での認定事項および決定事項は、服役者の以降の仮釈放審問会で考慮されるが、当該審問会で拘束力があると見なされることはなく、変更された事実と状況に基づき再度考慮されるものとする。被害者による要請次第、または被害者もしくは証人が死亡したり、対応できない場合、被害者または証人の以前の証言記録、証言供述書、請願証言、または請願供述書を認めるものとする。各審問会で、委員会は、第3041項細目(a)段落(3)に規定の基準に基づく適切な措置を決定する。*

*(d) (1) 公共および被害者の安全を考慮する場合、さらに長期的な服役期間が必要でない合理的な可能性が、状況の変化または新情報によって確立されたことを記録する通知と共に、委員会への要請書を提出することにより、さらに要請に応じ、当該写しを被害者に提出することにより、服役者は、委員会がその裁量で細目(b)段落(3)に順じて設定される審問会をより早い日に変更するよう要請できる。*

*(2) 委員会は、被害者の見解および利益を考慮した後、段落(1)に順ずる書面での要請を許可または拒絶するかどうかを決定する唯一の権限を有するものとする。委員会は、本細目の諸条項を順守しない要請、または委員会の判断において、細目(b)段落(4)に記載の措置を正当化するに足る状況の変化または段落(1)で要求される新情報が確立されていない要請を略式で拒絶する権限を有するものとする。*

*(3) 服役者は、段落(1)に規定される書面での要請を三年間ごとに一回限り行うことができる。段落(1)に順ずる要請の略式拒絶、または仮釈放日を設定しないという細目(a)に記載される審問会後の委員会決定のいずれかの後、服役者には、略式拒絶または委員会決定から三年間経過するまで、細目(a)に従い次の審問会の要請を提出する権利はない。*

第5.2項。刑法法典第3043項は改正され、以下のように記載される。

第3043項。(a) *(1)* 要請次第、州刑務所の服役者についての仮釈放適性または仮釈放日の設定を審査または考慮するための審問会の通知は、*犯罪、服役者が仮釈放された定期刑の犯罪、および被害者に対し服役者が有罪判決を受けたその他の犯罪または重罪を審理の対象に含められるよう*、審問会の少なくとも~~30~~*90*日前に~~服役期間~~*仮釈放審問*委員会から服役者が犯した~~一件の~~*任意*の犯罪の被害者、または被害者が死亡している場合は被害者の親族に送付される必要がある。要請当事者は、最新の郵便住所を委員会に知らせておく必要がある。

*(2) 審問会予定日から30日以内に、当該審問会に参加資格のある被害者以外の者は、当該審問会への参加意思、氏名、および当人に付き添うその他の参加資格のある者の身元情報を委員会に通知しなければならない。*

*(3) 審問会予定日から14日以内に、委員会は、当該審問会の日時、場所を確認するため当該審問会への参加資格のある各人に通知する必要がある。*

(b) *(1)* 被害者、親族、被害者の~~内親~~家族~~二名~~、*またはおよび本細目段落(2)での記載に従い*~~被害者、または被害者が死亡したり、無能力である場合は親族によって特定の審問会のために、審問会の前に書面で~~指定された二名の代理人は、~~以下を除き、~~個人的にまたは代理人として、出頭し、当該犯罪、*服役者が仮釈放された定期刑の犯罪、被害者に対し服役者が有罪判決を受けたその他の犯罪または重罪、被害者およびその家族に対する数々の犯罪の影響、*~~犯罪および~~*これらの数々の犯罪に責任のある者、および仮釈放についての服役者の適性*を含むがこれらに限定されない、服役者および事件に関する前述の者の意見を適切に合理的に表明する権利がある。

*(2)* 被害者またはその親族が指定する代理人によって提供される~~任意~~*任意*の陳述書は、*被害者またはその親族に、仮釈放許可に関する推奨事項を含め、意見を述べる権利がある任意の話題を取り上げることができる。*~~被害者に対する犯罪の影響に関する意見に限定されるものとする。~~*代理人は、被害者、または被害者が死亡しているまたは無能力である場合は被害者の親族が指定するものとする。特定審問会のための代理人は、当該審問会の前に指定される必要がある。*

(c) 本項のための被害者またはその親族が指定する代理人は、*被害者またはその家族によって選択される成人でかまわない*~~被害者の家族または世帯員のいずれかでなければならない~~。被害者、その近親者、または親族が特定の審問会に実際に出席*していたり*~~している場合または~~、被害者、その近親者、または親族が第3043.2項に記載通りに既に陳述書を提出*している場合でも*~~している場合~~、委員会は、被害者またはその親族が指定する代理人に対し、当該審問会に出席し、審問会で証言~~するか、または~~*し、かつ*第3043.2項に記載の当該放審問会に審問対象として含められる陳述書を提出することを許可~~しない~~*するものとする。*

(d) ~~本項のいかなる部分も、被害者、近親者、または親族が本項で取り扱われている審問会に出席する場合、または被害者、近親者、または親族が書面、ビデオテープ、または音声テープで陳述を提出した場合、被害者代理人の特定審問会への参加許可を委員会が認めないことを意図するものではない。~~

~~(e)~~ 仮釈放の可否を決定する際、委員会は、被害者、近親者、被害者の親族、および適用可能な場合は本項に順じて被害者または近親者が指定した代理人の*途切れない全*陳述を考慮しなければならず、仮釈放された場合、犯罪者が公共の安全を脅かすかどうか~~の~~という陳述を報告書に含める必要がある。

~~において~~

*(e)* 本項で取り扱われている審問会に出席を希望する被害者の親族が二名以上いる*場合*、委員会は、*次のものを含めるため*追加の親族の参加を~~その裁量で、~~許可~~または次の優先順位に従い参加者を制限できる~~*する必要*がある。配偶者、子供たち、両親、兄弟姉妹、孫たち、および祖父母。

~~本項の諸条項は州議会によって改正されることはできないが、この場合、議会録に記入される氏名点呼投票で各院の三分の二の議員が賛成して通過された法令、または有権者が可決したときのみ有効になる法令によるものは例外とする。~~

第5.3項。第3044項が刑法法典に追加され、以下のように記載される。

*第3044項。(a)　その他の法律に関わらず、仮釈放審問委員会または利益が同じである後継委員会は、州の仮釈放関係当局であり、仮釈放過程における被害者の権利擁護に責任があるものとする。従って、仮釈放過程中の嫌がらせおよび虐待から被害者を保護するため、本条の発効日以降に犯した犯罪で禁固刑後、カリフォルニア州矯正施設から仮釈放される者は、仮釈放が取り消された場合、以下以外の手続き上の権利を受ける資格がある。*

*(1) 仮釈放者は、仮釈放規則違反で逮捕されてから15日までに、相当な理由についての審問会を確保する資格があるものとする。*

*(2) 仮釈放者は、仮釈放規則違反で逮捕されてから45日までに、証拠による撤回についての審問会を確保する資格があるものとする。*

*(3) 仮釈放者は、委員会または聴聞職員が、その都度、要請を考慮し、以下を決定する場合に限り、州の費用で弁護士を持つ資格がある。*

*(A) 仮釈放者が貧困者であり、かつ*

*(B) 起訴内容および弁護内容の複雑さを考慮し、または仮釈放者の精神能力または教育能力のため、仮釈放者が、自身の弁護で効果的に話せないように見える。*

*(4) 仮釈放者による弁護士の要請はその都度考慮されるが、それが拒絶された場合、拒絶の根拠は記録に簡潔に述べられている必要がある。*

*(5) 仮釈放撤回の決定は、仮釈放担当者、保安官、または被害者によって提供される証拠書類、直接証拠、または伝聞証拠を含め、審問会での使用が許可される証拠の優越に基づくものとする。*

*(6) 記録されたまたは伝聞された被害者または知覚した証人の陳述書が認められても、審問会で当該証人と対決する権利を生じるものと解釈してはならない。*

*(b) 委員会は、被害者および公共の安全を託されており、公正に、独立して、偏見なしに決定を下さなければならず、正当な決定と関連する州の費用または負担によつて影響されたり、当該費用または負担を比較検討してはならない。委員会は、従って、偏見のない審問会を開くための十分な自主性を持ち、独立した法律スタッフおよび管理スタッフを持たなければならない。委員会は州知事に報告するものとする。*

第6項。被害者権利章典の通知

第6.1項。第679.026項が刑法法典に追加され、以下のように記載される。

*第679.026項。(a) カリフォルニア州憲法第I条第28項で規定された犯罪被害者の権利を導入するための本項を施行するに当り、州憲法および州の法令で列挙されている犯罪被害者の権利について知らされることが、カリフォルニア州民の意図である。*

*(b) どの犯罪被害者も、カリフォルニア州憲法第I条第28項で認められた犯罪被害者の権利のリストを無料で受け取る権利がある。これらの権利は「Marsyの権利」として知られるものとする。*

*(c) (1) 犯罪行為を調査するどの法施行機関および犯罪行為を起訴するどの機関も、これに記載されているように、犯罪被害者との最初の接触時、追跡調査中、または調査官もしくは検察官が適切と見なして直ぐに、段落(3)および(4)で規定されている「Marsyの権利」カードを無料で当該犯罪行為の被害者全員に提供するか、利用可能にしなければならない。*

*(2) 本項で義務付けられている被害者への開示情報は、「Marsyのページ」として知られる刑法法典第14260項に順じて許可される、州が資金提供し維持するウェブサイトで、一般の人々が利用できるようにしなければならない。*

*(3) 法務長官は、段落(1)で記載されるいずれの機関にも「Marsyの権利」カードを「.pdf」書式またはその他の画像形式で作成し、利用可能にする必要があり、さらに当該カードには、カリフォルニア州憲法第I条第28項細目(b)に記載されている犯罪被害者の権利、犯罪被害者が段落(2)に記載のウェブページへのアクセス方法についての情報、および地域の被害者相談室に連絡できるようフリーダイヤルの電話番号が含まれるものとする。*

*(4) 犯罪行為を調査するどの法施行機関も、内国歳入法第501項細目(c)段落(3)で非営利組織として分類されている組織によって当該機関に無料で提供される場合、法務長官が許可した『被害者サバイバル情報ガイド(Victims' Survival and Resource Guide)』というパンフレットやビデオをすべての犯罪被害者に利用可能にし、提供する必要がある。『被害者サバイバル情報ガイド』およびビデオには、許可された「Marsyの権利」カード、政府機関一覧、非営利被害者権利グループ、擁護グループ、被害者を支援する地域の連絡先、法務長官が被害者に役立つと判断するその他の情報が含まれるものとする。*

*(5) 段落(1)に記載の機関は、それらの裁量で、独自の『被害者サバイバル情報ガイド』およびビデオを作成、配布できるが、その内容は段落(4)に記載の内容の追加または代わりとして、法務長官が承認するものとする。*

第7項。既存法との相反

本条の施行において、本条内の条項が犯罪被害者により多くの権利を提供する法律の既存条項と相反する場合、後者の条項が適用されるものとすることが、カリフォルニア州民の意図である。

第8項。可分性

本条の条項またはそれらの一部、またはその適用が人もしくは状況に対し何らかの理由で無効または違憲である場合、無効または違憲な当該条項や適用なしに有効である残りの条項には影響することなく、完全な効力と効果を維持し、かつ最後まで本条の条項は可分性を持つ。

第9項。改正

本条の法令上の諸条項は州議会によって改正されることはできないが、ただし、議会録に記入される氏名点呼投票で各院の四分の三の議員が賛成して通過された法令、または有権者が可決したときのみ有効になる法令によるものは例外とする。ただし、州議会は、当該適用範囲を拡大するため、犯罪被害者のその他の権利を認めるため、または各院の議員の過半数票で可決される法令によって被害者の権利が促進されるために、本条の法令上の諸条項を改正できる。

第10項。遡及

本条の諸条項は、本条の発効日後に発生する全ての事件および実施されるすべての法的手続きに適用されるものとする。

## 住民投票事項10

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、公的資源法典に一項を追加するため、追加が提案されている新規の規定は新規のものであることを示すため*斜体*で記載されている。

### 法案

カリフォルニア州再生可能エネルギー
およびクリーンな代替燃料法。
(California Renewable Energy and Clean Alternative Fuel Act)

第1項。表題。

本法案は、「カリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料法」として認識されるものとし、またそのように言及されることがある。

第2項。認定事項および宣言。

カリフォルニア州民は以下の事項を決定し宣言する。

A. カリフォルニア州における石油製品への依存は、私達の健康、環境、経済、国家安全を脅かしている。

B. カリフォルニア州の年間温室効果ガス排出量の40パーセントは輸送が占め、輸送需要の何と96パーセントを石油系燃料に依存している。この石油への依存は天候変動の一因となり、労働者、消費者、および事業者は不安定なエネルギー市場による価格の急上昇の影響を受けやすくしている。

C. 画期的な2006年カリフォルニア州地球温暖化対策法は、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年レベルに削減することをカリフォルニア州に義務付けている。

D. Schwarzenegger州知事は、カリフォルニア州の乗用車燃料の炭素強度を2020年までに少なくとも10パーセント削減するという画期的な低炭素燃料基準を設定する行政命令を発令した。この基準は州の再生可能燃料市場を三倍にし、路上走行する代替燃料車またはハイブリッド車の数が20倍になることが予測される。

E. 政府は、事業者および消費者がエネルギーを節約し、代替エネルギー源を使用するよう奨励策を講じることによって、これらの方針目標に達するための公的資金を提供すべきである。

F. 総合的な代替エネルギー戦略が導入される必要がある。この戦略は、再生可能電気発電、クリーンな輸送用代替燃料、およびエネルギー効率と節約という三分野に集中すべきである。

G. 天然ガス、セルロース系エタノール、バイオディーゼル、および水素を含め、多様な国産クリーン燃料が動力自動車に利用可能である。

H. クリーンで再生可能な国内エネルギー源は、太陽光・風力・地熱・潮力を含め、発電に利用可能である。

I. 効果的なクリーンなエネルギー戦略は短期および長期にわたる目標から構成されなければならない。戦略には、商業的に利用可能なクリーンなエネルギー技術およびクリーンな代替燃料を活用する必要があるが、同時に将来のクリーンなエネルギー技術および燃料への投資も必要である。排出削減およびエネルギー効率は、この戦略の重要な構成要素である。

J. 向上したコンピュータによる監視管理システム、エネルギー効率的な大型電化製品、および燃費の高い車両用エンジンなど、新しいクリーンな代替エネルギーの使用について一般の人々が教育を受けるに従い、エネルギーの節約は増加する。

K. 地方自治体は、カリフォルニア州全域の地域社会で代替エネルギーの実演プロジェクトを新設することによって、代替エネルギーの使用について一般の人々を教育することに重要な役割を果たすことができる。

L. 技術革新と起業精神、エネルギー効率の推進における国際的なリーダーシップ、世界的一流の高等教育機関、および環境への責務における国家的なリーダーシップというカリフォルニア州の歴史を見ると、カリフォルニア州は再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料の新時代へと導く資格がある。

第3項。目的および意図。

本法案を以下のために施行するのがカリフォルニア州民の意図である。

A. カリフォルニア州におけるエネルギー独立性の向上、外国産石油への依存度の減少、温室ガス排気量の削減、2006年カリフォルニア州地球温暖化対策法の導入、および大気質の向上を意図するプロジェクトおよびプログラムに五十億(5,000,000,000)ドルを投資する。

B. 太陽光・風力・地熱・潮力など、再生可能エネルギー技術を使用する大規模発電のための施設や関係する基幹施設の工学技術、設計、および設計のための報奨金を提供する。

C. 再生可能エネルギー技術を活用する電気発電機をカリフォルニア州で購入またはリースし設置するため個人および事業者に報奨金を提供する。

D. ハイブリッド、プラグインハイブリッド、および天然ガス駆動型車両を含む、クリーンな代替エネルギー車の購入のため個人および事業者に払戻金を提供する。代替燃料車のテスト・認証および低炭素燃料の研究開発のためにも資金を提供する。

E. 地域社会で再生可能エネルギーの実演プロジェクトおよび教育プロジェクトを新設するため地方自治体に資金を提供する。

F. クリーンな再生可能エネルギー技術の仕事に携わる学生を教育する目的のため、カリフォルニア州公立総合大学、大学、短期大学、コミュニティー・カレッジに助成金を提供する。

G. クリーンな再生可能エネルギー製品やサービスの有用性および使用について消費者を教育する。

H. 州が掲げる重要な長期的目標である以下の項目を実現する新しい方法の開発に、革新技術に関するカリフォルニア州資源・能力をフルに活用する。再生可能エネルギー源基準、自動車からの温室効果ガス排出規制および大気汚染物質基準、および本法に記載されている州の石油削減目標。

I. 本法案から得る収入が短期・長期に測定可能な結果を達成し、かつ研究および新技術を支援する商業的に実行可能な技術に賢明に投資されるようにし、プロジェクト管理者がカリフォルニア州民に責任義務を果たすよう必須独立監査および年間進捗状況報告書の提出を義務付ける。

第4項。第26410項から始まる第16.6区分を公的資源法典に追加。第16.6区分(第26410項から始まる)が公的資源法典に追加され、以下のように記載される。

*第16.6区分。カリフォルニア州再生*
*可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料法*
*第1条。一般条項*

*第26410項。本区分は、「カリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料法」として認識されるものとし、またそのように言及されることがある。*

*第26411項。第26416項細目(a)に従い設置されたカリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料基金の勘定から配賦される資金の管理または消費のため本区分により指定された州の各機関は、その他の権限、任務、および責任の他、以下の機能を果たすものとする。*

*(a) 公債収益または機関もしくは当該基金勘定のその他の財源のいずれかから、本法の目標達成のため、本法発効日から10年以内に、当該基金から配賦される勘定内の資金を管理および消費する。前述に関わらず、可能な最大範囲で、本法発効日から五年以内に第26419項細目(a)に規定されている払戻金を付与する合理的な努力を行わなければならない。機関は、基金内の追加残余資金および本法の目的推進のため機関に配賦されている追加資金を消費する必要がある。*

*(b) 本法の目的実現について機関の成功度を計る目標達成予定表を採用する。本細目の目的のため、「目標達成予定表」は本法導入で期待される進捗の性質、進捗度、および時期を示す、機関が規定する中間目標を意味する。*

*(c) 機関の運営についての年次独立財務監査を確実に完了し、本法に従い許可される支出およびプログラムを含むがこれらに限定されることのない機関の活動についての公開報告書を発行する。*

*(d) 州政府法典の第11005項に関わらず、機関の資金を補助するため贈与・遺贈・ローヤルティー・利子・充当金を含むがこれらに限定されない追加の収入・不動産・動産を受け入れる。第5章(第26426項から始まる)に関わらず、寄贈者は本法により承認された特定の目的に贈与を割り当てることができる。*

*(e) 可能な場合は連邦マッチングファンド(資金補助金)を申請する。*

*(f) 本法に従って授与される全研究助成金が、研究の結果カリフォルニア州が獲得する特許・ローヤルティー・使用許諾から利益を受ける機会と、研究が知的所有権契約によって不当に妨げられないことを確実にする必要性との均衡を維持する知的所有権契約の対象となることを義務付ける基準を設ける。*

*(g) 適用可能な条件・要件が確実に順守されるよう、本法の下で提供される助成金・融資・借入保証・信用貸し・現金支払・払戻金を含むがこれらに限定されない基金の報奨金付与についての監視の手順、基準、および書式を設ける。基準には、本法の目的が確実に達成されるよう、財務監査および業績監査を含む、定期的な報告が含まれるものとする。*

*(h) 本法の導入に必要なように行政手続法(州政府法典第2編第3区分第1部の第3.5章(第11340項で始まる))に順ずる規則を採用する。*

*第2章。定義*

*第26412項。本法で使用される、以下の用語は次の意味を持つ。*

*(a)「現金支払」は、再生可能エネルギー技術を活用する電気発電機の購入のため個人消費者および事業者への現金の支払を意味する。*

*(b)「クリーンな代替燃料」は、Schwarzenegger州知事の行政命令S-01-07に含まれる炭素強度最低10パーセント削減という目標を達成する天然ガスおよび任意の燃料を意味する。*

*(c)「クリーンな代替燃料車両」は、クリーンな代替燃料で駆動し適用可能な車両排気基準を満たす能力がある、石油の使用量と相対し大気汚染(温室ガス排気および大気汚染物質を含む)・水質汚染・その他の健康有害物質を物質的に純増加しない、およびカリフォルニア州での運転に必要な適用可能な安全認証および基準を全て満たす、相手先ブランド製造業者または少量製造業者が製造する車両を意味する。*

*(d)「専用のクリーンな代替燃料車両」は、細目(c)で定義されているように、バイオメタン・電気・水素・天然ガス・プロパン、またはこれらの組み合せによってのみ駆動し、ディーゼル圧縮サイクルエンジン内引火の主な目的のためディーゼルのわずか10パーセントしか使用しないクリーンな代替燃料車を意味する。*

*(e)「エネルギー効率技術」は、カリフォルニア州で現在一般的に実施されているものと比較し、より少ないエネルギーから一層優れた利点を獲得できる方法を意味する。*

*(f)「油田から車両までの評価」としても知られる「完全な燃料サイクル評価」は、以下の項目を全部含むがそれらに限定されない燃料ライフサイクルの各段階における環境・健康上の完全な影響を評価・比較することを意味する。*

*(1) 原料生産、抽出、輸送、および貯蔵。*

*(2) 燃料生産、流通、輸送、および貯蔵。*

*(3) 燃料補給、燃焼または変換、および蒸発を含む、車両動作。*

*(g)「基金」は、第26413項で設立されるカリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料基金を意味する。*

*(h)「重量車両」は、車両総重量が25,000ポンド以上の車両を意味する。*

*(i)「重・中量車両」は、車両総重量が14,000ポンドから25,000ポンド未満の車両を意味する。*

*(j)「低燃費車両」は、総合燃費が合衆国環境保護庁決定の高速道路走行で少なくとも一ガロン当り45マイルを達成でき、かつ州大気資源委員会の大気排出基準を満たす、相手先ブランド製造業者または少量製造業者が製造する軽量車両を意味する。*

*(k)「軽量車両」は、カリフォルニア州の全ての道路・高速道路での運転が許される、車両総重量が8,500ポンド未満の車両を意味する。*

*(l)「軽・中量車両」は、車両総重量が8,500ポンドから14,000ポンド未満の車両を意味する。*

*(m)「当初購入者」は、新品の家庭用クリーンな代替燃料給油システムを購入する個人もしくは事業者、または州大気資源委員会が認証する相手先ブランド製造業者もしくは少量製造業者が製造する、動力装置を新しくしたもしくは新品のクリーンな代替燃料車両を購入する個人もしくは民間(非政府)事業者を意味する。第26419項の動力装置を新しくしたもしくは新品のクリーンな代替燃料車両に*

関連する払戻金の目的のための当初購入者には、リース期間が少なくとも24ヶ月の車両のリース者を含むものとする。

(n)「石油削減」は、エネルギー効率向上、クリーンな代替燃料、または両者の組み合せのいずれかによってカリフォルニア州における合計石油消費量の削減方法を意味する。

(o)「払戻金」は、第26419項に従い、クリーンな代替燃料車両、専用のクリーンな代替燃料車両、低燃費車両、超低燃費車両、または家庭用クリーンな代替燃料給油システムの当初購入者への現金支払を意味する。

(p)「再生可能エネルギー技術」は、自然に短期間で再生され、直接的に太陽(熱、光化学、光電子など)から、間接的に太陽(風力発電所、水力発電所、バイオマスに蓄えられた光合成エネルギーなど)から、またはその他の自然運動もしくは地熱エネルギー、波力、潮力などのメカニズムから供給されるエネルギー源のみを活用する、全てのエネルギー生成技術・製品・システム、配電技術・製品・システム、および輸送機器・製品・システムを意味する。

(q)「動力装置を新しくした」とは、州大気資源委員会が認証するシステムで駆動するよう改良され、専門のクリーンな代替燃料で駆動し、かつ州大気資源委員会が認証する相手先ブランド製造業者または少量製造業者が製造する新車または中古車を意味する。

(r)「超低燃費車両」は、総合燃費が合衆国環境保護庁決定の高速道路走行で少なくとも一ガロン当り60マイルを達成でき、かつ州大気資源委員会の大気排出基準を満たす、相手先ブランド製造業者または少量製造業者が製造する軽量車両を意味する。

第3章。カリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料基金

第26413項。カリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料基金をこれに新設する。

第26414項。本基金に入金される全資金は、この目的のみに、本区分で規定される金額のみが使用され、その他の目的に使用することはできない。

第26415項。本区分で別段の定めのない限り、本基金から配賦される資金を管理または消費する本区分で指定される州機関が、資金割当・助成された特定プロジェクトもしくはプロジェクトを完了できないこと、または割当・配賦・助成された金額が必要合計金額を上回ることが判明した場合、各州機関は、本区分に順ずるその他の優先度の高い必要項目に割り当て直すことができる。

第4章。資金の割当

第26416項。(a) カリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料基金内の資金は、以下に従い割り当てられるものとする。

(1) ここに本基金内に新設される太陽光・風力・再生可能エネルギー勘定に十二億五千万(1,250,000,000)ドルを割り当てる。

(2) ここに本基金内に新設されるクリーンな代替燃料勘定に三十四億二千五百万(3,425,000,000)ドルを割り当てる。

(3) ここに本基金内に新設される実演プロジェクト・公教育勘定に二億(200,000,000)ドルを割り当てる。

(4) ここに本基金内に新設される教育・訓練・アウトリーチ勘定に一億二千五百万(125,000,000)ドルを割り当てる。

(b) 任意の財務年度に負担または消費しなかった細目(a)で設立された勘定に割り当てられた資金は、翌財務年度も同じ勘定に留まるものとする。

(c) 細目(a)で新設された基金の勘定に入金される資金は、可能な最大範囲で、再生可能エネルギー・クリーンな代替燃料・エネルギー効率に関係する研究・技術開発・職業訓練・展開のために、既存の州資金に取って代わるものではなく、補完するために使用するものとする。

(d) 本法導入の管理目的のために各勘定内の資金の最高1パーセントを消費できる。

第26417項。第26418項で規定されている基準に基づき、以下の支出分野についての、太陽光・風力・再生可能エネルギー勘定内の資金は、従来的な発電源と置き換えるために再生可能エネルギー源を使用した太陽光・風力・その他の発電方法の開発を主な目的とするために、カリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会によって割り当てられ、消費されるものとする。

(a) 太陽光・風力・地熱・潮力など、再生可能エネルギー技術を活用した発電機をカリフォルニア州で購入またはリースし設置するために、従来型・低利息・無利息のローン、借入保証、信用貸し、現金支払、助成金などを含むがこれらに限定されない、市場基盤の報奨金として合計二億五千万(250,000,000)ドルを付与する。

(b) カリフォルニア州内発電源の費用と温室ガス排気量を削減し、州の温室ガス排気量削減目標に寄与する目的で、先進再生可能エネルギー発電技術の研究・開発・建設・生産に助成金およびその他の報奨金を合計十億(1,000,000,000)ドル付与する。本細目の目的のため、「先進技術」は、現行技術に対し、費用効率的な方法で温室ガス排気量を大幅に削減する可能性を持つ発電または蓄電容量における技術的進歩を意味する。「先進技術」には、大規模の太陽熱・太陽光・蓄電・バイオマス・波力・潮力を含むが、これらに限定されない。本細目の目的のため、「蓄電」および「蓄電技術」は、電力需要オフピーク時間帯に再生可能エネルギー源で発電し、電力需要ピーク時間帯に利用できる技術を意味する。

第26418項。太陽光・風力・再生可能エネルギー勘定の支出基準。

(a) 州エネルギー資源保護開発委員会は、太陽光・風力・地熱・潮力など、再生可能電気エネルギー源の経済的実行可能性を向上し、商業化を加速する目的に準じた第26417項に従い支出を行う。

(b) 資金提供は太陽発電技術を活用する提案が優先され、本勘定の合計入金金額の少なくとも80パーセントは当該太陽発電技術に使用するものとする。その次は、技術上の躍進のための大きな可能性を提供し、変動料金と固定料金を最低限に抑えるより豊富な再生可能電気エネルギー源を活用する提案が優先される。

(c) 第26417項細目(b)に順ずる全ての支出は、州エネルギー資源保護開発委員会が設けた競争率の高い選択過程に基づくものとする。委員会は、少なくとも。

(1) 支出が再生可能電気エネルギー技術または電気エネルギー効率向上技術の研究であることを保証する。

(2) 可能な最大限の範囲で、支出金額が、健康安全法典第26区分第5部の第5章、および第8.9章(第44270項で始まる)の第11条(第44125項で始まる)に従い、州議会が承認または割り当てる資金に取って代わらないことを確実にする。

(3) 研究提案の質、支出が如何に役立ち、結果として如何に商業化をもたらすかについての考察を含む、重大な結果を実現する可能性、または再生可能電気エネルギー技術およびエネルギー源の重大で永久的な導入、およびその目標を実現するための時間枠を評価する。

(4) 支出が州エネルギー資源保護開発委員会の採用した適用可能な戦略計画に順ずることを確実にする。

(d) 第26417項細目(a)に従った全支出は、報奨金の付与を実証し確認するために州エネルギー資源保護開発委員会が採用する手順、基準、および書式に従うものとする。

第26419項。第26420項に規定の基準を基に、以下の支出分野についての、クリーンな代替燃料勘定内の資金は、大気質の向上、温室ガス排気量の削減、および外国産石油への依存性の削減を主な目的とするために、割り当てられ、消費されるものとする。

(a) 以下のように、二十八億七千五百万(2,875,000,000)ドルが、ここにクリーンな代替燃料勘定内に設置される代替燃料車両払戻金下位勘定に割り当てられ、第26420項細目(a)に従い払戻金として消費されるものとする。

(1) 新品の低燃費車の当初購入者に合計二千(2,000)ドル。この目的のために一億一千万(110,000,000)ドルを割り当てる。

(2) 新品の超低燃費車の当初購入者に合計四千(4,000)ドル。この目的のために二億三万(230,000,000)ドルを割り当てる。

(3) 動力装置を新しくしたまたは新品の専門のクリーンな代替燃料軽量車両の当初購入者に合計一万(10,000)ドル。この目的のために五億五千万(550,000,000)ドルを割り当てる。

(4) 動力装置を新しくしたまたは新品の専門のクリーンな代替燃料軽・中量車両の最初の5,000名の当初購入者に合計二万五千(25,000)ドル、その後の当該車両の当初購入者に合計一万五千(15,000)ドル。最初の5,000名の当初購入者は、払戻金請求受取書の日時を基に州査定平準局が判定するものとする。この目的のために三億一千万(310,000,000)ドルを割り当てる。

(5) 動力装置を新しくしたまたは新品の専門のクリーンな代替燃料重・中量車両の最初の10,000名の当初購入者に合計三万五千(35,000)ドル、その後の当該車両の当初購入者に合計二万五千(25,000)ドル。最初の10,000名の当初購入者は、払戻金請求受取書の日時を基に州査定平準局が判定するものとする。この目的のために六億五千万(650,000,000)ドルを割り当てる。

*(6) 動力装置を新しくしたまたは新品の専門のクリーンな代替燃料重量車両の最初の5,000名の当初購入者に合計五万(50,000)ドル、その後の5,000名の当該車両の当初購入者に合計四万(40,000)ドル、さらにその後の当該車両の各当初購入者に合計三万(30,000)ドル。最初の5,000名の当初購入者およびその後の5,000名の当初購入者は、払戻金請求受取書の日時を基に州査定平準局が判定するものとする。この目的のために十億(1,000,000,000)ドルを割り当てる。*

*(7) 新品の家庭用クリーンな代替燃料給油機の当初購入者に合計二千(2,000)ドル。各購入者は、当該給油機を活用するクリーンな代替燃料車両の所有権を証明する必要がある。この分野に二千五百(25,000,000)ドルを割り当てる。*

*(b) 以下のように、州大気資源委員会が管理・消費するために、これにおいてクリーンな代替燃料研究・開発・実演プロジェクト内に設立されるクリーンな代替燃料研究・開発・実演プロジェクトの下位勘定に五億(550,000,000)ドルが割り当てられる。*

*(1) カリフォルニア州内で専用のクリーンな代替燃料車両、さらにはクリーンな代替燃料と低燃費車両技術を統合する当該車両の開発もしくは実演、またはこの両方のために、従来型・低利息・無利息のローン、借入保証、信用貸し、現金支払、助成金などを含むがこれらに限定されない報奨金のために合計一億(100,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(2) 液体および気体の低炭素燃料および無炭素燃料の効率的でコスト効率的な生産技術の研究・開発を支援するための報奨金として合計四億(400,000,000)ドルを利用可能にする。この合計金額の内、二億(200,000,000)ドルを液体低炭素燃料および無炭素燃料の開発に、さらに二億(200,000,000)ドルを気体の低炭素燃料および無炭素燃料に利用可能にする。*

*(3) 専門のクリーンな代替燃料車両のテスト・認証に関連する合理的な費用のために、従来型・低利息・無利息のローン、借入保証、信用貸し、現金支払、助成金などを含むがこれらに限定されない報奨金のために合計五千万(50,000,000)ドルを利用可能にする。*

*第26420項。クリーンな代替燃料勘定の支出基準。*

*(a) 第26419項細目(a)に準じて承認される払戻金は、以下の方法で導入されるものとする。*

*(1) 代替燃料車両払戻金下位勘定に資金が割り当てられた後で、初めて払戻金が支払われる。前述に関わらず、2009年1月1日以降の対象となる購入またはリースは、代替燃料車両払戻金下位勘定資金が割り当てられる直後に払戻金を受け取る資格がある。*

*(2) 払戻金の対象となる車両を販売する認定ディーラーは、購入またはリース前に、払戻金受取の資格とオプション、手順、および要件について当初購入者に書面で通知することが義務付けられている。*

*(3) 払戻金の受取資格のある当初購入者は、州査定平準局から払戻金全額を受け取るか、または購入またはリース時に車両の認定ディーラーの同意書により、払戻金受取権利を当該ディーラーに譲渡することができる。*

*(4) 当初購入者、または州査定平準局から払戻金を受け取る権利を当初購入者から譲渡された譲受人は、居住証明、購入証明またはリース証明、車両が払戻金の対象であることの証明、およびカリフォルニア州車両登録証明を提出しなければならない。州査定平準局は、本条項の管理に必要と思われる規則および書式を採用するものとする。*

*(5) 認定ディーラーが購入またはリース時に払戻金受取権利を当初購入者から譲渡されることに同意した場合、当該ディーラーは当初購入者が支払う必要のある売上税または使用税を送金する目的のために、当該ディーラーが州査定平準局に販売またはリースを報告すると同時に、州査定平準局に通知する必要がある。販売またはリースの報告受理から五営業日以内に、州査定平準局は、当該ディーラーに払戻金額を送金するか、または当該ディーラーの租税予納勘定支払済み分に計上する。州査定平準局は、本条項を管理し、今以上の導入に必要な書式を採用するものとする。*

*(6) 州査定平準局は、第26419項細目(a)での可能な払戻金を一切配慮することなく、全購入価格または全リース価格での車両購入または車両リースに適用可能な売上税または使用税を計算するものとする。*

*(7) 特定車両について第26419項細目(a)に順ずる一件のみ払戻金が許可される。*

*(b) 第26419項細目(b)に順ずる支払額について、州大気資源委員会は、2020年までに少なくとも20パーセント、2030年までに少なくとも30パーセント分、石油消費率を削減し、カリフォルニア州内の石油消費の永久的かつ長期的削減を生じさせるという目標に沿って支出するものとする。さらに、当該支出は、州大気資源委員会が設けた競争率の高い選択過程に基づくものとする。委員会は、少なくとも、*

*(1) 可能な最大範囲で、支出がカリフォルニア州内の石油消費削減のために州既存資金を補充するが、代用されないことを確実にする。*

*(2) 可能な最大限の範囲で、支出金額が、健康安全法典第26区分第5部の第5章、および第8.9章(第44270項で始まる)の第11条(第44125項で始まる)に従い、州議会が承認または割り当てる資金に取って代わらないことを確実にする。*

*(3) 資金提供提案の質(民間マッチングファンドの利用可能性を含む)および重大な結果を実現する可能性(支出の結果として予想される州内における石油消費削減レベルを含む)を評価する。重大な事業合理化の提案、および民間自己資本または民間劣後債務資本からのてこ入れ提案が優先され、提案の市場実行可能性を確立するものに優先権が与えられる。*

*(4) 提案が、結果的に、補助期間または報奨期間を超えてたくさんの消費者や事業からの支持を勝ち取ることが可能な、補助なしで市場競争力ある技術が生まれる可能性を評価する。*

*(5) 支出が州大気資源委員会によって採用された適用可能な戦略計画に順ずることを確実にする。*

*第26421項。第26422項の基準を基に、実演プロジェクト・公教育勘定内の資金は、代替エネルギーおよび再生可能エネルギーの技術および実践について学生、住民、および一般訪問者の教育を含む、公園・娯楽施設・文化施設での当該エネルギーを実際に使用して推進・実演する設備投資プロジェクトおよび運営費用の目的のために、以下の地方自治体に以下の金額の助成金に対し、州エネルギー資源保護開発委員会が管理・消費する。*

*(a) ロサンゼルス市に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(b) サンディエゴ市に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(c) ロングビーチ市に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(d) アーバイン市に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(e) サンフランシスコ市および郡に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(f) オークランド市に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(g) フレズノ市に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(h) サクラメント市に合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*第26422項。実演プロジェクト・公教育勘定の支出基準。*

*(a) カリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会は、第26421項に規定の目的に順じ第26421項で特定される各公的組織が提案中の設備投資プロジェクト・運営費用プログラムを提出し、委員会が承認するとき、第26421項で特定される各当該組織に資金を割り当てるものとする。*

*(b) 第26421項で特定される各当該組織が提案する全プログラム・プログラムは、幼稚園および1~12学年を含む児童教育プログラムのための州教育内容基準に順ずるものとする。*

*第26423項。第26424項の基準を基に、教育・訓練・アウトリーチ勘定は、以下の目的のために、州エネルギー資源保護開発委員会によって割り当てられ、消費されるものとする。*

*(a) 以下のために、カリフォルニア州公立総合大学、大学、およびコミュニティー・カレッジに助成金を提供する。*

*(1) 建物、機器、発電、および車両における再生可能エネルギー技術、エネルギー効率技術、クリーンな代替燃料の仕事に携わったり、これらの経済的実行可能性を向上し、商業化を加速するために学生を訓練するスタッフ育成、訓練助成金、および研究。*

*(2) 建物・機器・発電・車両において、太陽光・地熱・風力・波力・潮力のエネルギー技術などの再生可能エネルギー技術、クリーンな代替燃料、およびエネルギー効率向上技術の職業訓練を受けるため、低所得の学生・石油燃料エネルギー関係の労働者・認定自動車修理工の学費援助。*

*(b) クリーンな代替燃料とクリーンな代替燃料車両、エネルギー効率器具と技術、および再生可能エネルギー技術の重要性、有用性、利用しやすさに関する情報を公開するアウトリーチのために、合計二千五百万(25,000,000)ドルを利用可能にする。*

*(c) 記載されている目標と目的に順ずる本法の目的と意図を促進するために州エネルギー資源保護開発委員会が決定できるその他のプログラム。*

*第26424項。教育・訓練・アウトリーチ勘定の支出基準。*

*(a) 州エネルギー資源保護開発委員会は、太陽光・地熱・風力・波力・潮力のエネルギー技術などの再生可能エネルギー技術、または建物・機器・発電・クリーンな代替燃料・その専用車両におけるエネルギー効率向上技術の職業訓練を学生に提供する目標に一致するよう、第26423項に従い支出を行う。*

*(b) 第26423項に順ずる全ての支出は、州エネルギー資源保護開発委員会によって必要または適切と見なされるように、州エネルギー資源保護開発委員会が設けた競争率の高い選択過程に基づくものとする。*

*第26425項。州議会は、本章の導入のために必要な法律がある場合、それを施行するものとする。*

*第5章。財務条項*

*第26426項。第26435項に従い発行された借換公債の金額、またはそれに関して必要な金額を含まない、合計五十億(5,000,000,000)ドルの公債は、本区分に記載の目的実行に使用し、さらに州政府法典第16724.5項に従い一般財源保証債費用回転基金の払い戻しに使用するために、発行・販売できる。*

*第26427項。公債からの収入は、第26413項で新設されるカリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料基金に入金されるものとする。公債は、販売時に、有効で拘束力のあるカリフォルニア州債務となり、支払期限になり支払う必要がある公債の元金と利息の両方を期限通りに支払うため、カリフォルニア州の十分な信頼と信用をここに保証するものとする。*

*第26428項。本区分で承認される公債は、(州政府法典第2編第4区分第3部の)第4章(第16720項で始まる)州一般財源保証債法に規定されている通り、作成・実行・発行・販売・支払・償還されるものとし、ただし、州政府法典第16727項に規定の制限事項が本公債および本区分に適用されないことを前提に、その法律の全条項は本公債および本区分に適用されるものとする。*

*第26429項。(a) 州一般財源保証債法に従い、本区分により承認された公債の発行および販売を承認する目的のみのために、カリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料委員会がここに新設される。本区分の目的のために、カリフォルニア州再生可能エネルギーおよびクリーンな代替燃料委員会は「委員会」であるが、その用語は州一般財源保証債法により定義・使用される通りのものである。委員会は、会計監査役、財務部長、および会計係、またはそれらの指名された代理人から構成されるものとする。会計係は、委員会の議長を務めるものとする。委員会は委員会の過半数の出席をもって開催できる。*

*(b) 本章の目的のために、資源省長官は「理事」であるが、その用語は州一般財源保証債法により定義・使用される通りのものである。*

*第26430項。委員会は、本区分で指定される活動を実行するために、本区分に従い承認される公債の発行が必要であるまたは好ましいか、またその場合、公債の発行・発売金額をいくらにするかを判定する必要があり、それらの活動を連続的に実行するために公債の連続発行を承認し販売できるが、発行が承認された全ての公債を一度に販売する必要はない。委員会は、可能な最大範囲で、第26419項細目(a)で確立された代替燃料車両払戻金下位勘定に資金を配賦するのに必要な公債の発行および販売を優先する必要がある。*

*第26431項。州の経常歳入に加え、各年度に満期になる公債の元利の支払に必要となる合計金額は、州のその他の歳入を徴収するのと同じ方法、同じ時期に毎年徴収する必要があり、それを実行し、その追加の合計額の徴収に必要なあらゆる活動を行うことは、歳入徴収に関係する任務を持つ法で要求された全役員の任務である。*

*第26432項。州政府法典第13340項に関わらず、本区分の目的のために、(a)公債の元利が支払期限になり支払う必要があるとき、本区分に従い発行し販売される公債の元利を支払うために必要な年間合計額と、(b)財務年度に関係なく割り当てられる第26433項の諸条項の実行に必要な合計額との総額に等しい金額をここに一般会計から割り当てる。*

*第26433項。本区分を実行する目的のために、財務部長は、本区分を実行する目的のために販売が承認された未販売の公債金額を超過しない金額を一般会計から引き出すことを許可できる。引き出される金額は当該基金に入金しなければならない。本項で利用可能になった資金は、プール資金投資勘定内で得るはずの利息と共に、当該基金に入金されるはずの公債販売から得た資金から、一般会計に戻す必要がある。*

*第26434項。販売された公債のプレミアムおよび経過利息から生じる全資金は留保し、また当該資金は公債利息の支出に対する預金として一般会計への振替に利用できるものとする。*

*第26435項。本区分に従い発行または販売される公債は、州政府法典第2編第4区分第3部の第4章の(第16780項で始まる)第6条に従い借換公債の発行によって払い戻すことができる。州の有権者による公債発行の承認は、元々発行された公債または以前に発行された借換公債を払い戻すために発行された公債の発行についての承認も含まれるものとする。*

*第26436項。本区分で承認される公債の販売からの収入は「税収」ではないので、この用語がカリフォルニア州憲法第XIII B条で使用されているように、これらの収入の支払金は当該条によって課せられている制限の対象とはならないことを、カリフォルニア州民はここに認定し宣言する。*

*第6章。説明責任*

*第26437項。その他に要求された報告書に加え、カリフォルニア州エネルギー資源保護開発委員会、州大気資源委員会、および会計監査役はそれぞれ、本法および将来のプログラムの方向に関するそれらの活動および実績を示す年次報告書を州知事、州議会、および一般に発行する必要がある。各年次報告書には以下の情報が含まれるがそれらに限定されない。助成金・融資・借入保証・信用貸し・現金支払・払戻金を含むがこれらに限定されない報奨金提供の件数とドルでの金額、前年度の報奨金受領者、活動に関係する管理費用、有望な新研究分野や技術革新を含む研究結果の概要、および報奨金授与と適用可能な戦略計画との関係についての評価。*

第5項。相反する代替法。

A. 何らかにおいて異なる諸条項もしくは諸要件を採用または課そうとする、または本法に含まれる諸条項もしくは諸要件を補足する別の法案(「相反する法案」)が本法と同じ投票用紙にある場合、相反する法案と本法との両方が過半数の投票を獲得し、本法が相反する法案より多数の票を得たとき、各法案の特定条項が互いに直接相反するかどうかに関係なく相反する法案に対し本法の条項全部が優先されることを投票者はここにそれらの意図を明示的に宣言する。

B. 相反する法案と本法との両方が過半数の投票を獲得し、相反する法案が本法より多数の票を得たとき、本法は相反する法案を補足するものと見なされる。この目的を達成するために、また法で許容されている最大範囲で、*Yoshisato v. 最高裁判所*(1992年) 2 Cal.4th 978に従い「条項ごと」の原則で各法案に含まれる特定条項は互いに直接相反するという範囲を除き、本法の諸条項は、完全に採用されるものとする。

第6項。改正。本法の諸条項は、州議会の各院において3分の2の投票によって承認され、州知事により署名される法令によって当該目的および意図が実行されるよう改正することができる。

第7項。可分性。本法の条項またはそれらの適用が人もしくは状況に対し無効であると考えられる場合、当該無効性は無効な条項や適用なしに有効であると認められる本法の他の条項や適用には影響することなく、最後まで本法の条項は可分性を持つ。

## 住民投票事項11

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法第II条第8項の諸条項に基づき州民に提出されている。

本州民発案法案は、カリフォルニア州憲法および州政府法典の諸条項を改正し、条項に追加するものであり、削除が提案されている現行の規定は~~取り消し線~~が引かれ、追加が提案されている新規の規定はそれを示すために*斜体*で記載されている。

### 法案

第1項。表題。

本法案は「投票者優先法(Voters FIRST Act)」として知られ、そのように言及されることがある。

第2項。認定事項および目的。

カリフォルニア州民は以下の事項を決定し、以下の通り本法案施行の目的を宣言する。

(a) 現行法では、カリフォルニア州議員は自らの選挙区を設定している。政治家たちが自らの選挙区を設定することは、投票者に悪影響を及ぼす深刻な利害の衝突である。それは、99パーセントの現職政治家が最近の選挙で自ら設定した選挙区で再選した理由である。

(b) 政治家たちは、地域社会の利害ではなく、自らの利害に役立つ選挙区を設定する。たとえば、ロングビーチ、サンホゼ、およびフレズノなどの市は、現職議員を保護するために奇妙な形の複数選挙区に分割されている。現職議員を保護するために四つもの異なる選挙区に分割されているため、多くの地域社会の投票者は政治に意見を述べられない。全州民の意見が代弁されるよう、地域社会を一つにまとめる改革が必要である。

(c) この改正により、管轄区域の変更過程を公開し、権力のある政党が支配できないようにする。民主党と共和党の代議士数を同じにし、さらに現行の過程では完全に意見を主張できないでいる無所属の投票者が完全に政治に参加できるようにする。また、この改正は、新しい選挙区変更計画の承認について民主党、共和党、および無所属の議員の支援を必要とする。

(d) 厳格な超党派の規則に基づき、公正な代表権が保証されるよう独立した市民選挙区変更委員会(Citizens Redistricting Commission)が選挙区を設定する。この改正は、選挙区変更についての州議会の党派争いを終結し、公開集会で選挙区変更についてオープンに討論され、全ての議事録がインターネットで公開されることを保証する。この過程のどの側面も州民および報道機関によって詳しく公開調査される。

(e) 現行の過程では、政治家たちが投票者を選択し、投票者には実際の選択の余地がない。この改正は、投票者に主導権を戻す。

第3項。カリフォルニア州憲法第XXI条の改正。

第3.1項。カリフォルニア州憲法第XXI条の見出しは以下のように改正される。

第XXI条。
上院、下院、連邦議会、および査定平準局の
~~選挙区割変更~~*選挙区変更*。

第3.2項。カリフォルニア州憲法第XXI条第1項は以下のように改正される。

第1項。十年ごとの最初の年に、連邦議会の指揮下で国勢調査が実施されるが、その翌年に、州議会は、以下の基準*および過程*に従い~~上院、下院、連邦議会、および査定平準局~~*連邦議会*選挙区の境界線を調整するものとする。

(a) ~~上院、下院~~、連邦議会~~、および査定平準局~~の各メンバーは、小選挙区から選出される。

(b) ~~特定タイプの~~全*連邦議会*選挙区の人口を合理的に等しくする。*この基準に従った後、州議会は、第2項細目(d)の段落(2)、(3)、(4)、および(5)に記載され優先される基準に従い、境界線を調整するものとする。州議会は、最終地図と共に、上記基準順守の際の決定の根拠を説明する報告書を発行し、最終地図作成に使用した用語の定義および基準を含める必要がある。*

~~(c) どの地区も接触していなければならない。~~

~~(d)~~ *(c)* ~~各タイプの選挙区~~*連邦議会選挙区*は、州の北境界で始まり、南境界で終わるように連続的に番号を付ける。

~~(e) 本項のその他の細目要件を違反しない可能な範囲で市、郡、または市および郡の地理的統合性、または地理的地域の整合性を配慮するものとする。~~

*(d) 州議会は、同時公聴会の開催、選挙区変更のデータとソフトウェアへのアクセス、そうでない場合は選挙区変更への州民の完全参加の保証を行うよう、第2項に従い設置される市民選挙区変更委員会と調整する。政府法典第8253項細目(b)および(a)の段落(1)、(2)、(3)、および(7)、または法令のその後継条項に記載の公開公聴会の要件に従う必要がある。*

第3.3項。第2項はカリフォルニア州憲法の第XXI条に追加され、以下のように記載される。

*第2項。(a) 市民選挙区変更委員会は、州上院、下院、および査定平準局の新しい選挙区を設定する(「選挙区変更」としても知られる)。本委員会は、2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の12月31日までに設置されるものとする。*

*(b) 市民選挙区変更委員会(以下「委員会」と呼ぶ)は、(1)選挙区変更についての州民の考えおよび意見を十分生かしたオープンで透明性のある過程にする、(2)本条で規定された選挙区変更基準に従い新しい選挙区を設定する、さらに(3)誠実で公正に振舞うものとする。*

*(c) (1) この選択過程は、州議会の影響力から独立し、州の多様性を合理的に代表する市民選挙区変更委員会を設置することを意図する。*

*(2) 市民選挙区変更委員会は、以下の14名のメンバーから構成される。政党登録に基づきカリフォルニア州で最大政党の登録者五名、二番目に大きい政党の登録者五名、二大政党のいずれにも登録していない者四名。*

*(3) 各委員会メンバーは、カリフォルニア州で同一政党に継続的に登録してきた投票者、または一政党に入党していない投票者、および指名日直前五年以上加入政党を変更していない投票者でなければならない。各委員会メンバーは、申込前直近の三回の内、二回の州全域総選挙で投票している必要がある。*

*(4) 各委員会メンバーの任期は、次期委員会の最初のメンバーの指名時に終了する。*

*(5) 九名の委員会は定足数を設ける。公的活動には賛成票九票以上が必要となる。三つの最終地図の承認には、少なくとも、政党登録に基づきカリフォルニア州で二大政党の各登録者三名と、二大政党以外の登録者三名を含む、少なくとも九名からの賛成票が必要である。*

*(6) 各委員会メンバーは、公平かつ、管轄区域変更過程の誠実性と公の信頼性を高める方法で本条を適用する。委員会メンバーは、指名日から10年間、連邦、州、州の郡または市レベルで公選職につくことはできない。委員会メンバーは、指名日から五年間、連邦、州、もしくは地方自治体の任命職、州議会もしくは州議員個人の有給スタッフ職についたり、または連邦、州、もしくは州内の地方自治体ロビイストとして登録することはできない。*

*(d) 委員会は、以下の優先順位に記載されている通りに、次の基準を使用した地図作成過程に従い、州上院、下院、および査定平準局の小選挙区を設定する。*

*(1) 選挙区は合衆国憲法を順守するものとする。州上院、下院、および査定平準局の選挙区は、目的逸脱が連邦投票権法の順守に必要な場合を除き、同一官職のその他の選挙区と合理的に均等の人口を持つ必要がある。*

*(2) 選挙区は、連邦投票権法(42合衆国法律集第1971項以降)を順守する必要がある。*

*(3) 選挙区は地理的に連続していなければならない。*

*(4) 前述の細目を全く違反しない可能な範囲で、市、郡、市および郡、近隣地域、または共通の関心を持つ共同体の地理的統合性を配慮するものとする。共通の関心を持つ共同体には、政党、現職者、または政治家候補との関係は含まれない。*

*(5) 実行可能な範囲で、およびこれが上記基準と相反しない場合、遠くの地域を含めるために近くの地域を飛び越すことがないように、地理的に緊密になるよう選挙区を設定するものとする。*

*(6) 実行可能な範囲で、およびこれが上記基準と相反しない場合、各上院議員選挙区は隣接する完全な下院議員選挙区二区から、各査定平準局選挙区は隣接する完全な上院議員選挙区10区からそれぞれ構成される。*

*(e) 現職者または政治家候補の居住地は地図作成には考慮されないものとする。現職者、政治家候補、または政党への有利な計らいや差別の目的で選挙区が設定されてはならない。*

*(f) 上院、下院、および査定平準局の選挙区は、州の北境界で始まり、南境界で終わるように連続的に番号を付ける。*

*(g) 2011年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の9月15日までに、委員会は、上院、下院、および査定平準局の選挙区の境界を個別に示す三つの最終地図を承認する必要がある。承認後、委員会は州務長官にこの三つの最終地図を認証する。*

*(h) 委員会は、各最終地図と共に、細目(d)に記載の基準遵守の際の決定の根拠を説明する報告書を発行し、各最終地図の作成に使用した用語の定義および基準を含める必要がある。*

*(i) 各最終認証地図は、第II条第9項に従い法令がレファレンダムの対象となるのと同様に、レファレンダムの対象となる。州務長官への最終地図認証日は、第II条第9項に従い施行日と見なす。*

*(j) 委員会が少なくとも必要な賛成票数で最終地図を承認しない場合、または投票者がレファレンダムで最終認証地図を承認しない場合、州務長官は、選挙区変更基準および細目(d)、(e)、および(f)に規定*

*の要件に従い、当該地図の境界を調整するよう特別補助裁判官の指名を指揮する命令を直ちに最高裁判所に請願する。特別補助裁判官による地図承認後、裁判所はその決定された地図を州務長官に認証し、当該地図は対象となる種類の選挙区についての最終認証地図となる。*

第3.4項。第3項はカリフォルニア州憲法の第XXI条に追加され、以下のように記載される。

*第3項。(a) 委員会は、最終認証地図に関する訴訟を弁護する唯一の法的地位を持ち、さらに委員会運営の資金またはその他の財源が十分でないと自ら判断した場合、州議会に通知する。州議会は、認証地図に関する訴訟を弁護するのに十分な資金を提供する。委員会は、司法長官または委員会が確保するその他の法務顧問が最終認証地図の弁護を支援するかどうかを決定する唯一の権限を持つ。*

*(b) (1) 最高裁判所は、最終認証地図に異議を申し立てる全訴訟において第一審専属管轄権を有する。*

*(2) 州内の登録投票者は、委員会が最終地図を州務長官に認証した45日以内に、州務長官による計画の導入を阻止するため、提訴の対象となる計画が州憲法、合衆国憲法、または連邦もしくは州の法令を違反するという根拠において、職務執行命令または禁止命令を申し立てることができる。*

*(3) 最高裁判所は、段落(2)に従い提出された職務執行命令または禁止命令の申し立てに対する判決を最優先する。裁判所が最終認証地図は州憲法、合衆国憲法、または連邦もしくは州の法令を違反していると判断した場合、裁判所は適切と見なされる救済を設ける。*

第4項。州政府法典の改正。

第4.1項。第3.2章(第8251項で始まる)が州政府法典の第2編第1区分に追加され、以下のように記載される。

*第3.2章。市民選挙区変更委員会*

*第8251項。市民選挙区変更委員会の一般条項。*

*(a) 本章は、市民選挙区変更委員会の選択および統制過程を確立することによって、カリフォルニア州憲法第XXI条を施行する。*

*(b) 本章の目的のため、以下に用語を定義する。*

*(1)「委員会」は市民選挙区変更委員会を意味する。*

*(2)「日」は暦日を意味するが、任務を実行する期間内の最終日が土曜日、日曜日、または祝日である場合、その期間は土曜日、日曜日、または祝日でない翌日に延長されるときは例外とする。*

*(3)「パネル」は応募者審査パネルを意味する。*

*(4)「公認独立監査人」は、カリフォルニア州会計委員会によって現在ライセンスが与えられ、応募者審査パネルへの指名前の少なくとも10年間、開業した独立監査人である監査人を意味する。*

*(c) 以下の条件の全てを満たさない限り、州議会は本章を改正できない。*

*(1) 最終地図の採用のために必要な同じ投票総数によって、本章の目的および意図を実行するために改正を推奨する。*

*(2) 委員会が提供する改正事項のそのままの言文が、州議会各院の三分の二によって可決され、州知事によって署名される法令として施行される。*

*(3) 委員会が提供する改正事項を含む法律案は、州議会による最終的な可決前の10日間に印刷される。*

*(4) 改正事項は本法案の目的を促進する。*

*(5) 州議会は、0または1で終わる年度に改正事項を通過できない。*

*第8252項。市民選挙区変更委員会の選択過程。*

*(a) (1) 2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の1月1日までに、州監査人は、多様で適格な応募者集団が集まることを促進する方法で、カリフォルニア州登録投票者全員に門戸を解放した応募過程を開始する。*

*(2) 州監査人は、以下の利害の衝突がある個人を応募者集団から排除する。*

*(A)応募日直前の10年以内に、応募者または近親者について以下の事項が一切該当してはならない。*

*(i) 連邦または州の官職に指名、選出された、または候補者となった。*

*(ii) 政党または連邦もしくは州の公選職候補者の選挙運動委員会役員、被雇用者、もしくは有給コンサルタントとして働いた。*

*(iii)政党中央委員会の選出メンバーまたは指名メンバーを務めた。*

*(iv)連邦、州、または地方自治体の登録ロビイストであった。*

*(v) 連邦議会、州議会、または査定平準局のスタッフを務めた。*

*(vi)寄付金額はカリフォルニア州消費者物価指数またはその後継指数の累積変化で10年ごとに調整されるが、寄付金額二千(2,000)ドル以上を任意の年度に連邦議会、州、または地方自治体の公選職候補者に寄付した。*

*(B)州知事、州議員、連邦議員、または査定平準局メンバーのスタッフとコンサルタント、契約者、および近親者は、委員会メンバーを務める資格はない。本細目で使用されている通り、「近親者」とは、親、子供、兄弟姉妹、および姻族を含む、血縁関係または法的関係で公式の関係を持つ者である。*

*(b) 州監査人は、応募者を選抜するため三名の有資格独立監査人からなる応募者審査パネルを設置する。州監査人は、抽選時に州によって雇用され、カリフォルニア州会計委員会によってライセンスを付与されている監査人から全べて構成される集団から、三名の有資格独立監査人の名前を抽選する。州監査人は、政党登録に基づきカリフォルニア州で最大政党の登録者一名、二番目に大きい政党の登録者一名、および二大政党のいずれにも登録していない者一名を含む、三名の監査人の名前が出るまで、抽選する。抽選後、州監査人は、この三名の有資格独立監査人に対し、応募者審査パネルに選ばれたことを通知する必要がある。この三名の内、一人でもパネルになることを辞退した場合、本細目の要件を満たし、かつパネルを務めることに同意する有資格独立監査人が三名揃うまで、州監査人は、抽選を続けなければならない。パネルメンバーは細目(a)の段落(2)に規定されている利害の衝突条項の対象となる。*

*(c) 応募者集団から利害の衝突のある個人を削除した後、州監査人は、2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の8月1日までに、応募者集団の名前を公開し、応募者審査パネルにその写しを提供するものとする。*

*(d) 応募者審査パネルは、応募者集団から、カリフォルニア州で最大政党の登録者20名、二番目に大きい政党の登録者20名、および二大政党のいずれにも登録していない者20名を含む、最も適格な応募者60名を選択する。これらの下位集団は、関係のある分析能力、公正さ、およびカリフォルニア州の多様な人口および地理についての認識理解を基に選ばれる。パネルメンバーは、パネルが上院長官および下院主任書記官に推薦応募者集団を提出する前に、指名過程または応募者に関係する内容について、査定平準局メンバー、上院議員、下院議員、連邦議会議員またはそれらの代理人に伝えてはならない。*

*(e) 2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の10月1日までに、応募者審査パネルは、上院長官および下院主任書記官に推薦応募者集団を提出する必要がある。2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の11月15日までに、上院議長代行、上院少数派議員リーダー、下院議長、および下院少数派議員リーダーは、各下位集団20名から最高ニ名の応募者を選出し、下位集団当り合計8名のふさわしい選出者にする。議会リーダー全員による選出後、上院長官および下院主任書記官は共同で、残りの応募者集団の名前を州監査人に提出するものとする。*

*(f) 2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の11月20日までに、州監査人は、残りの応募者集団から以下の者について八名の名前を抽選する。カリフォルニア州で最大政党の登録者の残りの応募者集団から三名、二番目に大きい政党の残りの応募者集団から三名、および二大政党のいずれにも登録していない残りの応募者集団からニ名。上記の八名が市民選挙区変更委員会を務めるものとする。*

*(g) 2010年およびこれ以降は年度がゼロで終る各年度の12月31日までに、八名の委員会メンバーは、残りの応募者集団の名前を検討し、以下の六名の応募者を委員会に指名する。カリフォルニア州で最大政党の登録者の残りの応募者集団からニ名、二番目に大きい政党の残りの応募者集団からニ名、および二大政党のいずれにも登録していない残りの応募者集団からニ名。この六名の被指名者は、少なくとも五票の賛成票で承認される必要があり、この賛成票には、カリフォルニア州の各二大政党から登録された委員会メンバーの最低ニ票と、二大政党のいずれにも属さない委員会メンバーからの一票が含まれなければならない。これらの六名の被指名者は、人種、民族、地理、および性別の多様性を含むが、これらに限定されない、州の多様性を映し出すよう選出されなければならない。しかし、この目的のために公式または特定の割合を適用することを意図しない。また応募者は、関係する分析能力および公正さを基に選択されるものとする。*

*第8252.5項。市民選挙区変更委員会の空席、解任、辞任、欠席。*

*(a) 相当な職務怠慢、在職中の重大な違反行為があり、または職務遂行不能の場合、通知書を送達し、返答の機会を提供した後で、三分の二の上院議員の同意を得た上で州知事は委員会メンバーを解任できる。相当な職務怠慢または在職中の重大な違反行為の証拠があれば、司法長官に刑事訴追を、または適切な行政機関に調査を付託することがある。*

*(b) 14名の委員会メンバーの内、解任、辞任、または欠席により空席になった場合、空席発生日の30日以内に、応募者集団が設定された年度の11月20日現在に残っている、空席となった投票者登録分類と同じ応募者集団から空席を満たす必要がある。残りの応募者全員が任務に就けない場合、州監査人は、第8252項に従い同じ投票者登録分類のために新たに作られる応募者集団から空席を満たす必要がある。*

*第8253項。市民選挙区変更委員会に関するその他の条項。*

*(a) 市民選挙区変更委員会の活動は、全て以下の事項の対象となる。*

*(1) 委員会は、Bagley-Keene公開会議法(第9条(第11120項で始まる)第2編第3区分第1部第1章)またはその後継法を順守するものとする。一で終る年度の九月に開催される会議は三日前の公示で開催できることを除き、委員会は、各会議について少なくとも14日前にその開催を公示しなければならない。*

*(2) 選挙区変更に関係する委員会記録および委員会が考慮した全データは、即座に広範囲に一般がアクセスできる方法で掲示される公文書である。*

*(3) 委員会メンバーおよびスタッフは、公聴会外部者と選挙区変更に関する内容をやり取りすることはできない。本段落は、委員会メンバー、スタッフ、法律顧問、およびその他の場合にBagley-Keene公開会議法によって許可される委員会が雇用するコンサルタント、または公聴会外部者の後継者との間で情報をやり取りすることは禁じていない。*

*(4) 委員会は、カリフォルニア州憲法第XXI条第2項細目(c)段落(5)で規定されている投票過程によって、委員長および副委員長となるメンバーを各一名を選出する。委員長および副委員長は、同じ政党であってはならない。*

*(5) 委員会は必要に応じて委員会スタッフ、法律顧問、およびコンサルタントを雇用する。委員会は、これらの個人の雇用および解任、通信プロトコル、および行動規範の明確な基準を設定する。委員会は、適用可能な範囲でスタッフの雇用に第8252項細目(a)段落(2)に一覧されている利害の衝突を適用する必要がある。州務長官は、このスタッフと委員会が完全に機能するまで、委員会に支援機能を提供する。委員会から雇用される個人は、カリフォルニア州憲法第VII条の公務義務から免除される。委員会は、雇用した法律顧問の少なくとも一名が、1965年投票権法(42合衆国法律集第1971項以降)の施行強制について豊富な経験と専門知識を示すことを要求する。委員会は、カリフォルニア州の各二大政党から登録された委員会メンバーの最低三票と、二大政党のいずれにも属さない委員会メンバーからの三票を含む、九票以上の賛成票によって、スタッフ、法律顧問、およびコンサルタントについての雇用、解任、または契約の決定を下さなければならない。*

*(6) 法律のその他の条項に関わらず、雇用主は、被雇用者に対し、被雇用者の委員会会議への出席または予定される出席についての理由で、解任、解任の脅迫、威圧、強制、または報復をしてはならない。*

*(7) 委員会は、一般の人々の意見および討議のため、オープンな公聴会過程を確立・導入するが、この過程は、公示の対象となり、かつ選挙区変更についての公開検討過程に広範な州民の参加を促す徹底したアウトリーチ・プログラムを通して推進するものとする。公聴会過程は、委員会による地図作成前に一般の人々の意見を聞くための公聴会、および委員会による地図作成・展示後の公聴会を含めるものとする。さらに、公聴会は、一般の人々が監視し、審査過程に参加する機会をさらに増やすため、必要に応じてその他の活動で補足されるものとする。委員会は、合理的に可能な広い範囲の公衆のアクセスを達成するために考えられた方法で、一般の人々の意見を聞くため地図を公開する。地図公開日から少なくとも14日以内に一般の人々の意見を受けるものとする。*

*(b) 州議会は、完全で正確な選挙区変更コンピュータ・データベースを利用可能にし、選挙区変更データおよび地図作成コンピュータ・ソフトウェアに一般の人々が直ぐにアクセスできるよう手順を確立するために、全ての必要な段階を踏む必要がある。委員会の成立時および解散まで、州議会は委員会と共にこれらの活動を調整する。*

*第8253.5項。市民選挙区変更委員会の報酬。*

*委員会メンバーは、委員会の任務に携わる三百(300)ドルの日当で報酬を受け取る。各後継委員会の報酬日当は、九で終わる年度ごとに、カリフォルニア州消費者物価指数または後継指数での累積変化によって調整される。パネルおよび委員会のメンバーは、本法案に従い実施した任務に関係する個人負担費用の払い戻しの資格がある。メンバーの住居は、費用払い戻しの目的においてメンバーの部署と見なす。*

*第8253.6項。市民選挙区変更委員会の予算、財務監視。*

*(a) 2009年およびこれ以降は年度が九で終る各年度において、州知事は、カリフォルニア州憲法第IV条第12項に従い州議会に提出する州知事予算に、三年間、本法案で必要となる管轄区域変更過程導入の役人または機関ごとに対する推定費用に十分見合い、管轄区域変更過程の幅広い一般の人々の参加を推進するための州全域アウトリーチ・プログラムに十分な資金も含むが、これに限定されない、州監査人、市民選挙区変更委員会、および州務長官のための資金供給金額を含めるものとする。州知事は、委員会の運営に利用可能な適切なオフィススペースも提供するものとする。州議会は予算法において必要な割当額を決め、割当額は全三年間利用可能にしなければならない。決められる割当額は、三百万(3,000,000)ドル、または本細目に従い直ちに開始の管轄区域変更過程で消費された金額のいずれか高額の方に等しいものとするが、各金額は、本細目に従い決定された直前の割当額日以降に、カリフォルニア州消費者物価指数またはその後継指数の累積変化で調整されるのものとする。州議会は、委員会がその任務達成のために追加資金を必要としていることが判明した任意の年度に追加割当額を提供できる。*

*(b) 財務省およびその後続の省からの財務監視を受ける委員会は、調達・契約権限を有し、カリフォルニア州憲法第VII条の公務義務から免除される、法的代理を含め、本法案の目的のためにスタッフおよびコンサルタントを雇用できる。*

第5項。投票用紙上の相反する法案。

(a) 上院、下院、連邦議会、または査定平準局の選挙区に関する本法案および他の法案が同一選挙で大半の投票者によって承認され、本法案が他の法案よりも多数の賛成票を得た場合、本法案が全体に支配力を持ち、他の法案は無効となり、一切法的効力を持たないものとする。本法案が過半数の投票者によって承認されたが、他の法案よりも多数の賛成票を得ない場合、本法案は法で許可されている程度で効力を発揮するものとする。

(b) 本法案の任意の条項が、投票者によって賛成され同一選挙でより多くの賛成票を受けた他の相反法案の条項によって取って代わられ、後にその相反する法案が無効とされた場合、本法案の条項は自力執行し、完全な法的効力を与えられる。

第6項。可分性。

本法案の各条項は分離できる。本法案の条項または条項の適用が無効と見なされた場合、無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項または条項の適用は、無効にならないものとする。

## 住民投票事項12

2007~2008年度通常議会の上院法案第1572号(2008年制定法、第122章)によって提案された本法案は、カリフォルニア州憲法第XVI条第9項の諸条項に従い、州民に提出されている。

提案中の本法律は軍隊・退役軍人法典(Military and Veterans Code)に項目を追加するため、追加が提案されている新規の規定は新規のものであることを示すため*斜体*で記載されている。

### 法案

第1項。第5x条(第998.400項で始まる)は軍隊・退役軍人法典第4区分第6章に追加され、以下のように記載される。

*第5x条。2008年退役軍人公債法案 (Veteran's Bond Act of 2008)*

*第998.400項。2008年退役軍人公債法案として知られることがある。*

*第998.401項。(a)これにそれ以外に記載されているものを除き、州一般財源保証債法(州政府法典第2編第4区分第3部の第4章(第16720*

項で始まる))は、本条の下および本条に含まれあたかも本条に完全に記載されているような当該法律の諸条項の下で発行許可される公債の、発行、販売、再販のために、またそれ以外の場合当該公債について提供される目的のために採用される。本条で言及される「これに」は、本条および当該法律の両方を指す。

(b)州一般財源保証債法の目的のため、退役軍人局は、「理事会」を指名する。

第998.402項。これに使用されるように、以下の用語は次の意味を持つ。

(a)「理事会」は退役軍人局を意味する。

(b)「公債」は、州一般財源保証債法の諸条項を採用する本条に準じ発行される州一般財源保証債である退役軍人公債を意味する。

(c)「公債法」は、州一般財源保証債の発行を許可し、また引用によっては州一般財源保証債法を採用する本条を意味する。

(d)「委員会」は、第991項で設定された1943年退役軍人融資委員会(Veterans' Finance Committee)を意味する。

(e)「基金」は、第988項で設定された1943年退役軍人農場・住宅建設基金(Veterans' Farm and Home Building Fund)を意味する。

第998.403項。1974年退役軍人農場・住宅購入法(Veterans' Farm and Home Purchase Act) (第3.1条(第987.50項で始まる))、その全改正および補足の条に準じ退役軍人のための農場・住宅補助資金を捻出する目的で、委員会は、これに規定される方法で、借換公債を除き、総額9億(900,000,000)ドル以内の負債または債務をカリフォルニア州に負わすことができる。

第998.404項。(a)本条の下で承認される全公債は、これに規定される通りに正規に販売・引き渡しされるとき、有効で法的拘束力のあるカリフォルニア州一般公債となり、かつその元利両方の期限通りの支払いをカリフォルニア州の十分な信頼と信用においてここに保証する。

(b) 州の経常歳入に加え、これに規定される当該公債の元利の支払十分な合計金額は、州のその他の歳入を徴収するのと同じ方法、同じ時期に毎年徴収し、州歳入徴収に関係する任務を持つ法で要求された全役員はこの追加金額を徴収する。

(c) 各財務年度に公債に対する債務元利未払金について州政府法典第16676項に準じる資金支払日に、当該債務元利未払金額の支払のため、支払期限になり支払う必要がある債務元利未払金を超過しない、基金内の全資金を一般会計に振り替えるものとする。支払日に振り替えられた金額が支払期限になり支払う必要のある債務元利未払金額に満たない場合、未払残高は、公債に対するものと同じ利率で半年複利で、当該支払日から完全に支払われる日までの利息と共に、利用可能になり次第、当該基金から一般会計に振り替えられるものとする。これに反対の法律のその他の条項に関わらず、本細目は、本章に準ずる全ての退役軍人農場・住宅購入公債法に適用されるものとする。本細目は、本条の下で発行される任意の公債保有者に基金またはその中の資金に対する先取特権を付与するものではない。本細目の目的のため、「債務元利未払金」は、元金(満期、償還、弁済繰上による支払期限に関わらず)、ある場合はプレミアム、または一連の公債に関する支払日の利息を意味する。ただし、本細目は、借換公債の収益から支払われる債務元利未払金の場合、適用されないものとする。

第998.405項。本条の目的のため、以下の両方に等しい額の合計金額が、これによって一般会計から充当される。

(a) 公債の元利が支払期限となり支払義務が生じるとき、ここに規定されるものに従い発行、販売される公債の元利を支払うために必要な年間合計額。

(b) 財務年度に関係なく割り当てられる第998.406項の実行に必要な合計額。

第998.406項。本条の目的のため、財務理事は、本条に準じ委員会により販売承認された未販売公債の金額を超過しない合計金額を、行政命令によって、一般会計から引き出すことを許可できる。引き出される合計金額は当該基金に入金しなければならない。本項で理事会に利用可能になった全資金は、プール資金投資勘定内で得るはずの利息と共に、本条を実行する目的のために公債販売から得た資金から、一般会計に戻す必要がある。

第998.407項。理事会は、本条を実行する目的のために、州政府法典第16312項に従い、プール資金投資勘定からの融資を行うようプール資金投資理事会に要求する。要求金額は、本条を実行する目的のために委員会の決議によって販売が承認された未販売の公債金額を超過してはならない。理事会は、融資の獲得および返済のためプール資金投資理事会によつて義務付けられるいかなる文書にも署名するものとする。融資金額は、本条に従い理事会によって配賦されるよう基金に入金されなければならない。

第998.408項。委員会は、理事会の要請に応じ、州知事が承認する計画およびプロジェクトの明細書による裏づけを基に、理事会の当該計画およびプロジェクトを実行するため、本条の下で承認される公債の発行の有無、さらにそうする場合は発行・販売する公債金額を決定するものとする。当該計画およびプロジェクトを連続的に実行するために公債の連続発行を承認し販売できるが、全ての公債は一度に発行または販売する必要はない。

第998.409項。本条の下で承認される公債が未払いである限り、退役軍人局長は、各財務年度終了時に、農場・住宅購入部(Division of Farm and Home Purchases)について、実績のある独立公認会計士によってなされる、当該部の運営予測と共に、財務状況を調査する必要がある。各調査および予測の結果は、当該会計士によって、退役軍人局長、カリフォルニア州退役軍人理事会、上院・下院での退役軍人に関する事柄を取り扱う適切な政策委員会、および委員会に書面で報告される必要がある。

農場・住宅購入部は、会計係に預けられている当該購入部が有する資金から当該会計士の費用を払うものとする。

第998.410項。会計係が設定する時期に本条の下で承認される公債の全部または一部を会計係が売却することを委員会は許可できる。

委員会は、効果的な公債の販売に必要と委員会が見なすときはいつでも、州政府法典第16754項に関わらず、会計係に額面価格未満で公債を売却することを許可できる。しかし、販売される公債の割引額は額面価格の3パーセントを超えてはならない。

第998.411項。これに規定される公債の販売で得た最初の資金から、州政府法典第16724.5項で設定される一般財源保証債費用回転基金(General Obligation Bond Expense Revolving Fund)に、当該条項で規定される目的のための全支出額を再預け入れするものとし、この資金は同一目的のために使用され、また追加公債が販売されるときはいつでも同じ方法で返済されることができる。

第998.412項。本条に従い発行または販売される公債は、州政府法典第2編第4区分第3部第4章の第6条(第16780項で始まる)に従い払い戻すことができる。本条の下での公債発行の投票者による承認には、当初発行された公債を返済するための公債の発行、または以前に発行された借換公債の発行の承認も含まれる。

第998.413項。当該公債法の条項に関わらず、会計係が、指定条件の下で、公債の利息が連邦所得税の目的のため総所得から除外可能であるという趣旨の意見を公債弁護士が出している本条の下で公債を販売する場合、会計係は、公債収入の投資用と、当該収入の利息所得用とに個別の勘定を維持でき、さらに払戻金・罰金・連邦法で義務付けられるその他の金額の支払、または州の基金に利するよう連邦法のその他の優遇措置の確保や、当該公債の免税資格の維持などの目的で、連邦法で要求または許可される当該公債収入の投資および用途に関するその他の活動を行うため、当該収入または利息所得を使用できる。

第998.414項。本条で承認される公債の販売からの収入は「税収」ではないので、この用語がカリフォルニア州憲法第XIII B条で使用されているように、これらの収入の支払金は第XIII B条によって課せられている制限の対象とはならないことを、州議会はここに認定し宣言する。

## 大型活字印刷および音声による投票者ガイド

大型活字印刷および視覚障害者用音声カセットテープでの投票者ガイドを英語、中国語、日本語、韓国語、スペイン語、タガログ語、およびベトナム語で提供しています。

大型活字印刷または音声カセットテープでの投票者ガイドをご注文いただくには、ウェブサイト*www.sos.ca.gov/elections/elections_vig_altformats.htm*をご覧いただくか、州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン1-800-339-2865までお電話ください。

音声による投票者ガイドは、*www.voterguide.sos.ca.gov/audio/*からダウンロードいただけます。

---

## 社会に貢献して、しかも収入を得ませんか . . . 選挙日に投票立会人になりましょう!

民主主義の手段を利用して投票立会人としての直接の経験が積めるだけでなく、選挙当日の貴重な貢献に対し臨時収入が得られます。

投票立会人になるための資格:

- 登録投票者、または
- 以下の条件を満たす高校生:
  - 合衆国民であること。
  - 選挙当日少なくとも16歳であること。
  - 最低2.5のGPAを有すること。さらに
  - 公立または私立高校に通学する成績優秀な生徒であること。

投票立会人についての詳細は、最寄の選挙事務所にご連絡いただくか、または1-800-339-2865にお電話ください。

あなたが州公務員である場合、有給休暇を取って投票立会人を務めることができますが、ただし勤務する部署に適切に通知し、あなたの上司がその要請を承認するという条件を満たす必要があります。

---

## 投票者登録に関する情報

投票登録は数分で済み、しかも全国投票者登録法(National Voter Registration Act: NVRA)により、登録用紙を州全域の多数の場所で簡単に見つけることができます。NVRAは、連邦議会により可決され、1993年にClinton大統領によって署名され法律として成立しました。「ドライバー投票者(Motor Voter)」法としても知られるNVRAは、車両局およびその他多数の政府機関が人々に投票登録の機会を提供することを義務付けています。投票登録するには、重罪犯罪により禁固刑受刑者または仮釈放者に該当しない、投票日に少なくとも18歳であるカリフォルニア州に居住する米国民でなければなりません。

投票登録用紙を請求したり、投票登録済みであるかを調べるには、お住まいの郡選挙事務所または州務長官のフリーダイヤル投票者ホットライン1-800-339-2865までお電話いただくか、*www.sos.ca.gov*をご覧ください。NVRA、および同法順守のため州機関や郡選挙事務所への州務長官による支援活動についての詳細は、*www.sos.ca.gov/elections/*をご覧ください。

# 投票者の権利章典

1. 登録有権者であれば、投票する権利があります。

   登録有権者とは、服役中または重罪の仮釈放中でない同州在住の18歳以上の米国市民で、かつ現住所で投票登録を済ませている人のことです。

2. 自分の名前が選挙人名簿に載っていなくても、仮投票できる権利があります。

3. 投票終了前に、投票所におり、列に並んでいる場合は、投票できる権利があります。

4. 脅迫を受けることなく無記名投票を行える権利があります。

5. 間違いをしたと思った場合、投票前に、新しい投票用紙を受け取る権利があります。

   間違いをしたと思った場合、投票を最終的に行う前であればいつでも、記載済みの投票用紙を新しいものと交換してもらう権利があります。郵便投票者も投票日の投票所終了前に、選挙管理人に記載済みの投票用紙を返す場合、新しい投票用紙を要求して、それを受け取ることができます。

6. 援助なく自分一人で投票できない場合は、投票の際に援助を受ける権利があります。

7. 同じ郡内であればどの選挙区にでも完了記入した郵便投票用紙を持参できる権利があります。

8. 英語以外の言語での作成を正当化するのに十分な数の住人が選挙区に存在する場合、英語以外での選挙関係印刷物を入手できる権利があります。

9. 選挙手順について質問し、選挙過程を見学できる権利があります。

   選挙区委員会および選挙管理人に選挙手順について質問し、解答を得るか、または解答が得られる適切な選挙管理人の照会を受ける権利があります。ただし、執拗な質問により選挙区委員会または選挙管理人の義務遂行が妨害される場合は、選挙区委員会または選挙管理人が質問への応対を中止する場合があります。

10. 不法または不正な行為があった場合、最寄の選挙管理人または州務長官まで通報できる権利があります。

---

**上記の権利を一つでも侵害されたと思う場合、または選挙に関する不正行為または違法行為に気づいた場合は、フリーダイヤルの州務長官の投票者ホットライン1-800-339-2865までお電話ください。**

---

選挙管理人は、投票登録宣誓書に記載されている情報を使用して、投票所の場所、投票用紙に記載される問題および立候補者など、投票過程についての公式情報を投票者に送付します。投票登録情報を商業目的で使用することは、法律によって禁じられており、軽犯罪になります。投票者情報は、州務長官が決定する、候補者、住民投票委員会、または選挙、学術、報道、政治、もしくは政府などの目的に使用する第三者に提供されることがあります。運転免許証番号、社会保障番号、投票登録カードに記載された署名は、上記の目的のために公開されることはできません。投票者情報の使用についてご質問がある場合や、当該情報悪用の疑いがあり、それを通報する場合、州務長官の投票者ホットライン1-800-339-2865までお電話ください。

生命を脅かす状況に直面する特定の投票者は、極秘投票者ステータスの資格を得られる可能性があります。詳しくは、州務長官のSafe at Home (セーフ・アット・ホーム)プログラムの1-877-322-5227にご連絡いただくか、*www.sos.ca.gov*の州務長官ウェブサイトをご覧ください。

**California Secretary of State**
**Election Division**
1500 11th Street
Sacramento, CA 95814

NONPROFIT
U.S. POSTAGE
PAID
CALIFORNIA
SECRETARY OF STATE

OFFICIAL ELECTION MAIL
Authorized by the U.S. Postal Service ®

**カリフォルニア州**

# 総選挙

www.voterguide.sos.ca.gov

**公式投票者ガイド**

投票をお忘れなく!
**2008年11月4日火曜日**
投票所は午前7時から午後8時まで開いています。

**10月6日**
郵便投票の郵便申込開始日。

**10月20日**
投票登録最終日。

**10月28日**
投票者から郡選挙管理人への郵便投票申込締切日。

**11月4日**
郡選挙管理人事務所への直接持参による郵便投票申込締切日。

以下の言語の投票者ガイドが必要な場合、下記までお電話ください。

**English:** 1-800-345-VOTE (8683)
**Español/Spanish:** 1-800-232-VOTA (8682)
日本語 **/Japanese:** 1-800-339-2865
Việt ngữ **/Vietnamese:** 1-800-339-8163
**Tagalog:** 1-800-339-2957
中文 **/Chinese:** 1-800-339-2857
한국어 **/Korean:** 1-866-575-1558
**TDD:** 1-800-833-8683

選挙費用削減のため、州議会は、同一姓の投票者が二人以上居住する住所に郵送するガイド数量を一冊に制限することを、州および郡に許可しています。在住されている郡の選挙管理人に連絡いただくか、または1-800-339-2865にお電話いただくと、追加のガイドを入手できます。

OSP 08 109505 J